文明源流叢書

第一



文明源流叢書第一

緒言

一、本叢書は、本邦文明闡宏の源流ともいふべき洋學に關する書籍中、珍稀にして且つ趣味多きものを擇び、大約之れを分類して、収載せしものなり。

一、洋學に關する書籍中、本叢書以外に珍稀のもの無きにあらず。近年發見せられたる青木昆陽著『和蘭文字略考』の如き、蘭學研究の先驅をなすものなれども、活版にては到底其内容を現すこと能はず、又本邦に於ける萬國地誌書の濫觴ともいふべき『采覽異言』の如き、既に本會第一期刊行の新井白石全集に収めたるの類もあり、其の他本叢書に當然収むべきものにして、紙數制限のため、止むを得ず漏らしゝ憾なきにあらざるものもあり、讀者

諒焉。

一、本邦に於ける洋學の濫觴は、はやく文祿年間天草の耶蘇教徒に發せしも、同教徒以外に、其の影響を與へし事多からず。しかも同教嚴禁以後に至りては、洋書の輸入はもとより、其の所藏すら酷禁の制度ありしが故に、斯學は中絶して享保期に至りしかども、享保期は實に蘭學研究の基礎を成して、上には英主德川吉宗あり、下には篤學の士靑木昆陽出でゝ、斯學研究の結果、終に現今新文明の源流を作りしものなり。其の以後の變遷に就いては、編首に掲げし大槻博士の『日本文明の先驅者』に詳なれば、爰に贅せず。

一、蘭學事始二卷　題名の如く、本邦に於ける蘭學研究の起原及び其の沿革を記したるものにして、斯道の先覺者たる杉田玄白の遺稿を、明治二年刊行せしものなり。

一、南蠻寺物語一卷　本書は、永祿年間耶蘇教傳來より、南蠻寺の興廢を敍し、更に天草に於ける同教徒一揆の始末を記せしものにして、曾て史籍集覽中に收められたる『南蠻寺興廢記』の原本なり。帝國圖書館所藏本に據る。

一、天馬異聞一卷　本書は、其の序文に記せるが如く、寬永年間渡來の加比丹某が、有馬、天草に於ける耶蘇教徒及び百姓一揆の擾亂を、見聞のまゝ記せし日記にして、文化年間加比丹ヘンデリッキドーフの抄寫せしものを、吉雄如淵の譯述せしものなり。帝國圖書館藏本に據る。

一、伊曾保物語三卷　本書は、彼の有名なるイソップ喩言を飜譯せしものにして、慶長、元和、寬永、萬治の四刊本あり。何れも喩言九十四條を收めて異同なし。之れを文祿二年刊行の羅馬字本伊曾保物語と比するに、卷數目錄に相違あるのみならず、二本の一致せる

說話僅に二十四種に過ぎざるを見ても、全く別種の原本により、慶長年間何人かの手によりて、飜譯刊行せられしものなるべし。文祿刊行羅馬字本は、はやく佚して傳はらず。この書幸に禁書の厄を免かれ、四版を重ぬる流行を來し、南蠻文學を我國に傳へしは、實に奇蹟ともいふべし。早稻田大學附屬圖書館藏の萬治刊本に據る。

一、漂荒紀事六卷　英デフォー作ロビンソン漂流記を、蘭譯によりて重譯せしものなり。岡崎氏藏本に據る。

一、蘭學階梯二卷　大槻玄澤の撰にして、蘭學の効用及び本邦に於ける其の興學の始末を上卷とし、下卷には和蘭文字より、其の文法略を載せたり。此の書一たび出でゝ、蘭學の研究益々盛に行はるゝに至りしといふ。天明八年の刊本なり。

一、蘭學逕一卷　本書は、藤林淳道の著にして、和蘭辭書譯鍵の附錄

なり。されば其の書名も始は譯鍵凡例并附錄と題せしを、後改題して單行本とせしものなり。卷頭に本邦に於ける和蘭辭書の濫觴たるハルマ和解編纂刊行の始末を記し、和蘭文法略を附せり。文化七年の刊本なり。

一、輿地誌略八卷　本書は、蘭書の萬國地誌を飜譯せしものにして、靑地林宗の譯にかゝる。本邦に於ける萬國地誌書の濫觴は「采覽異言」なれども、やゝ完全なるは本書を以て其の始とす。帝國圖書館本に據る。

一、紅毛談二卷　後藤梨春の著にして、和蘭國に關する諸事を雜然記せしものなり。明和二年の刊行なれども、其の文中に和蘭文字を掲げしが爲に、直に絶版を命ぜられしものなり。

一、紅毛雜話六卷　題名の如く、和蘭國の雜事を記せしものにして、森島中良の著なり。天明七年の刊行なり。

一、蘭説辨惑二卷　本邦俗間に使用する和蘭物品名の誤謬を、一々原語を擧げて辨明し、又品物、器械等の圖をも掲げたるものにして、大槻磐水の撰なり。天明八年の序あれども開版は遙に後の事なり。

一、日本文明の先驅者の一篇は、客歳五月文明源流表彰展覽會（早稻田大學圖書館主催）に於ける大槻博士の講演の筆記にして、本邦蘭學の沿革を知るに便なるが故に、特に博士に乞うて、雜誌「早稻田講演」より茲に轉載す。

一、本叢書編纂に就ては、主として朝倉無聲氏を煩はし、又富士川游氏の指導に負ふ所甚だ多し。深く感謝の意を表す。

大正二年十月

國書刊行會識

文明源流叢書第一

目次

目次終

日本文明之先驅者

文學博士　大槻文彦

一　洋學の濫觴

足利氏の末から德川氏の初めに掛けて七八十年の間、色々な西洋人が日本へ參りました。隨つて西洋の學問も這入つて來たが、寬永年中德川幕府は、切支丹宗を禁じて外國人との交通を絕ち、そして寬永七年に橫文字の書物を一切禁じた。之れを御禁書と云つた。啻に橫文字の書物ばかりでなく、西洋の事を漢文に譯したものも禁ずるといふ隨分嚴重な話であつた。其頃の飜譯物で今に殘つて居るのは、彼の有名な伊曾保物語で、慶長と元和と、寬永との板本が三種あつて、皆活字本である。それから天文の書、外科醫者の書が少しばかり殘つて居る。それぐらゐのもので、當時渡つた洋學の系統は無論絕えて仕舞つた。

其後西洋の文物を日本へ入れた人は德川八代將軍吉宗公である。吉宗公は早く西洋の事に氣を付けて、阿蘭陀人に西洋の事情を日本に通ずるやうにと云付け、或は西洋の

馬を日本に取寄せ、「ケーヅル」と云ふ和蘭人を呼寄せて馬術を教へさせる、又安房の嶺岡に白い牛を飼はせて牛酪を造らせる、藥草を取寄せて植ゑさせるなど、種々西洋の文物を入れた。

吉宗公は又天文の學に通じて居つた。建部彥次郞又は京都の中根玄圭などを召して、暦の話など聞かれた。當時日本の暦學などは至つて不十分なものであつた。支那には西洋の天文暦數の學が早くから這入つて居た。明の萬暦年中に以太利人の利瑪竇が來て傳へたのである。淸の康熙中の御定暦象考成、暦算全書など、其他種々の書物があつたが、例の御禁書となつて居たので、日本へ入れることは出來ない。そこで中根玄圭が將軍に申すに、天文暦數を十分に研究するには、日本や支那の著書ではいけませぬ、是非共西洋の書に據らねばなりませぬが、例の御禁書で其等の書を手に入れることが出來ませぬ、何とか工夫ありたいと述べた。將軍は之を聞き入れて、享保五年に、御禁書の中で、切支丹邪宗に關係のないものは許して、禁書の一部を解いた。これから和蘭の書物が我國へ這入るやうになつたのである。

二　青木文藏

始めて洋學を開き、其學問の系統を傳へて、今日の文明の基礎を成した人はどう云ふ人であるかと云ふと、それは江戸ッ兒で、而かも江戸の眞ン中の日本橋の魚河岸、小田原町

と云ふ所の魚問屋の子であつて、即ち有名なる青木文藏先生である。先生は名を敦書(あつのり)と云ひ、號を昆陽と云はれた。もとは攝津國の農民で、父の半右衛門と云ふ人が始めて江戶へ來て、小田原町で魚屋を始めた。そして元祿十一年に昆陽先生が生れた。先生は魚屋の子ではあるが、幼少の頃から學問に志して、遂に京都へ行き、名高い伊藤東涯先生の門に入り、詩文などには心を用ゐないで、實用經濟の學問をした。後江戶に戻り、八町堀に宅を構へ、生徒を集めて敎授をして居られたが、其生計は頗る貧しかつた。享保十一年に父を喪つた。そこで支那風の禮を以て喪に居ること三年、それが濟むと母が歿したので、又續いて三年喪に籠つた。即ち墓參の外は決して外出しない。酒は勿論禁じて肉類も食はぬ。唯だ朝晩に粥を食つて居るばかり、こんな支那風の喪に居ること六年續いたのである。先生の住居は、幕府の町奉行附の與力加藤又左衛門の屋敷內であつた。此の加藤は加茂眞淵の門人で國學者である。青木先生の行を見て非常に感心して、之を自分の上官で有名なる町奉行大岡越前守に申上げた。すると越前守も非常に感じ、之れは採用すべき人物であると思つたが、唯親の喪を六年勤めたと云ふばかりでは採用は出來ぬ。何か青木文藏に心得て居ることがあるなら申出ろ、といふことになつた。これより先きに青木先生考へたことがある。それは政府で罪人の罪を糺して死罪に至らぬ者は島流しにする、けれども島には穀物が乏しくして往々餓死する者がある。之れは甚だ憫然なことだ、食料にするには五穀の外に薩摩薯が一番宜し

い、而も薩摩薯は瘦地にも出來ると云ふので、支那の書物を調べて薩摩薯の培養法を考へ、「蕃藷考」と云ふ書物を著し、且つ薯の種を取寄せて下總の馬加村に培養したことがある。それで今町奉行から何か心得て居ることがあるかと聞かれたので、その「蕃藷考」を出した。すると町奉行はそれを時の將軍吉宗公に出した。將軍は之を見て、之れは良い考である、早速やつて見よと云ふので、薩州から薩摩薯を取寄せ、文藏先生に命じて小石川の御藥園、今の大學の植物園で、培養をさせた。そして「蕃藷考」を官費で出版して、薯の種と共に伊豆の七島、八丈島、佐渡が島、其他諸國に配分して之れを培養させた。これが享保二十年のことで、これから日本全國に薩摩薯と云ふものが始めて廣まつたと云ふ譯である。それで大岡越前守は青木先生を採用して、先づ御雇として書物御用と云ふ役にした。又幕府の御書物庫の書物を特別の願を以て文藏先生に見ることを許された。ところが其中に阿蘭陀の書物があつたが、それへ先生が目を着けて、之れが讀めたら利益があるだらうといふ考を起した。親孝行と經濟學の薩摩薯で大岡越前守に知られて、御書物庫の書物を見る事を許され、經濟學の眼で其中の洋書を見出したと、斯う云ふ順序である。

青木先生が公然と蘭書を讀むことを命ぜられたは偶然な事である。將軍が或る日和蘭の天文書を見られた。所が圖を見たばかりでも非常に精密なものである、文章が讀めたら利する事が多からうと言はれた。すると御側に居た者が、青木文藏がかねて讀

んでみたいと申して居りましたと申上げた。それなら讀ませよと云はれて、蘭書を讀むことを青木先生に命ぜられることになつた。之れが寛保元年今から百七十二年以前のことで、この寛保元年は記憶すべき年である。其時青木先生の年は四十四であつた。寛永の御禁書から百年である。さうしてもう此時は青木先生は、幕府の旗本に取立てられて百五十俵程の祿を賜はつて居つた。此頃長崎の阿蘭陀人の頭で「カピタン」と云ふのが、毎年一度づゝ江戸へ來て將軍に拜謁する。之れは公方樣阿蘭陀人御覽と云つた。其時には長崎から通辭が附いて來る。で青木先生は其旅宿へ出掛けて行つて、通辭を仲立にして和蘭人に和蘭語を初歩から段々と習つた。そして寛保二年和蘭に關した最初の著述を出して居る。卽ち寛保元年に蘭書を讀むことを命ぜられ、もう其翌年には著述がある。それは「和蘭貨幣考」と云ふのである。實に經濟學者の眼はえらい。一番先きの著述が貨幣だ。横文字も書いてある。其中には和蘭の度量衡の事も載せてある。

年々江戸に來る「カピタン」に就いて色々學んだけれども、「カピタン」の江戸逗留の日數が短いので十分に學ぶことが出來ぬ。そこで延享元年に態々長崎まで出掛けて行つて、色々研究せられた。長崎には通辭が居たが、此通辭も矢張御禁書の例に漏れず、唯話をする丈けの通辭で、文字を讀むことは出來ない。それが青木先生が和蘭書を讀むことの命令を受けたと云ふことを聞いて、私共にも讀むことを許されるやうにと青木

先生に頼んだ。そこで先生は江戸へ歸つてから幕府へ上申したので、長崎通辭にも書物を讀むことが許可になつた。斯ういふ譯で、長崎の蘭學も畢竟靑木先生から起つたと言つても宜いのである。

當時先生が如何に苦心して蘭學を學ばれたかと云ふことは、其著述の上で能く分る。即ち其著述には「和蘭文字略考」「和蘭話譯」「和蘭文譯」「和蘭櫻木一角考」等がある。此「和蘭文字略考」「和蘭話譯」「文譯」と云ふ中には、アルファベットから始めて、綴り字、名詞、動詞、形容詞のやうなものが合せて七八百語書いてある。けれども冠詞、前置詞などのことは一寸もない。之れは餘ほど讀み惡くかつたものと見える。和蘭には助語多くして會得し難しなどと言つてある。

先生は經濟學者のことであるから、別に「經濟纂要」又は「官職略記」「刑法國字譯」「國家食貨略」「國家金銀錢譜」などと云つて、經濟政治學の著述が多くある。自分の著した書物は總べて二十五部ほどあつたが、夫れを殘らず寫して幕府に獻上した。其書名丈けは世間に傳はつて居る。今お話した「和蘭文字略考」其外和蘭に關した書は絶えて世間の人が見たことがない。私共の家は祖父磐水の代から蘭學をして居りまして、和蘭に關係した翻譯物類の書物は澤山集めて居りますが、其中に無い。私も數十年尋ねたが求め得なかつた。所が明治四十年に靑木先生へ贈位があつてお祭りがあつた、其時靜岡に靑木先生の子孫があつて、其子孫の所から其書物が出て來た。而も先生の直筆

である、之れは實に珍本中の珍本で、洋學と云ふものは總べて此「和蘭文字略考」から起つたのである。之れが近頃やう／＼世に出て、而も先生の自筆本であるから餘程貴重なもので、今日の展覽に出してあります。

さう云ふ次第で、青木先生は大いに洋學を開かうとせられたが、程なく八代將軍が死なれ、引續いて大岡越前守も死なれたので、一時頓挫したやうであつたが、先生は更に屈しない。矢張り年々來る「カピタン」に就いて研究をして居つた。それは先生の著述を見ると皆其始めに序文のやうなものが書いてあるが、將軍、大岡等の逝去の後で、寶暦幾年三月、幾年四月などと書いてある。之は毎年三月四月に和蘭人が江戸へ來るので分る。先生は死なれる三年前に御書物奉行に昇進されました。

こゝに豐前中津の藩の前野良澤と云ふ人があつた。此人が蘭學をしたいと云ふので青木先生の許へ入門した。先生は自分の覺えて居ることを殘らず此前野に傳へた。それが明和六年のことである。所が其年の十月に、青木先生は七十二歳で歿せられた。際どい所で前野先生が學統を繼がれたのである。

青木先生は、生前に目黒の不動堂の後の小山へ墓を建てゝ置かれた。それには甘藷先生の墓と刻つてある。薩摩薯と洋學とを開かれたのも、其經濟學即ち世を濟ふ學問から起つたので、之れからお話しします蘭學先生は、皆此人の流れを酌んで居る。洋學は醫者から起つたと申しますが、さうではない。漢學者の青木先生からであります。明治

四十年に正四位を贈られて、其後洋學の有志者が碑を建てようと金を募集した所、東京中の藥問屋、關東諸縣の培養者から莫大な金が集まつて、目黑不動堂前に、來る六月頃大きな碑が立ちます。

三　前野良澤、杉田玄白

前に申した前野良澤先生、之れは中津藩の醫者で、幼少で父を喪ひ、親族の宮田全澤といふ人に養はれた。此宮田が常々、人は他人のした後を追ふやうではいかん、他人の捨てて顧みないことをするやうでなければいかん、何でも世の魁とならんければいかんと云つて、前野先生を敎育した。或る時或人が和蘭の書物の斷片を前野先生へ贈り、之れは和蘭の文字であるさうだが讀めるものであらうかと言つた。先生それを見て固より讀むことは出來ないが、同じ人間の用ゐて居る文字だ、讀めぬ事はあるまいと云つて、それから靑木先生が蘭書を知つて居られると云ふことを聞いて、其門に入つて學んだ。それが四十七歳の時である。そして此先生も矢張長崎まで往つて研究して來られた。其頃若狹の小濱藩の醫者の杉田玄白先生、此人も奇を好む人で、和蘭の「カピタン」が年年江戶へ來ると、其旅宿の本石町三丁目の長崎屋源右衞門方へ時々出掛けて行つて面會した。そこで前野良澤先生と始終落合つて懇意になつた。杉田先生が和蘭人から一部の和蘭の書物を手に入れた。之れは解剖書であつた。それを段々見ると、漢法の

醫書などに書いてある五臓六腑とは全く位地が變つて居る。どうも不思議なことであると云ふので色々考へて居た。此頃千住の小塚原で罪人が刑せられ、折々其罪人の死體を解剖することがある。それを其頃腑分けと言つた。それを穢多がするのであるが、それを漢法醫が行つて遠くから恐る〳〵見て歸つて來るといふありさまであつた。杉田先生は西洋の解剖書と合せて見たいと云ふ念を起して、或日腑分けがあるさうだから御同樣參らうではござらんかと云つて、前野先生と出掛ける約束をした。其日に小塚原へ行つて茶屋へ休んだ。「時に前野さん、私は斯う云ふ書物を手に入れました、」と言つて其解剖書を見せた。すると前野先生も懷中から一冊の書物を出して、「それなら私も持つて居る、」「之れは同じものだ、之れは不思議だ、」と云ふやうな譯で、それから其解剖を見て、胃の腑だの肺の臓だの、一々圖に當つて見ると少しも違はぬ。西洋人と日本人と腹の中の工合が違ふ譯はない。之れには實に驚いた。二人で歸り路に話をした。「時に前野さん、今日は實に驚きました、御互に君公から祿を貰つて醫者になつて居る、明日が日にも君公が御病氣になれば療治をしなければならん身の上である、然るに五臓六腑のあり場所さへ知らぬ者で、どうして本當の療治が出來ようか、私は此書物を讀んで見たいと思ひます、」「イヤ實は私は少しは讀んで一人で研究して居ます、あなたがさう云ふ心なら一緒にやりませう、」「それは有難い、不思議なことだ、善は急げだから、明日から願ひませう、」と云つて、それから鐵砲洲の中津藩の屋敷に前野先生

方共大分年は取つて居る。

さて愈々翻譯することになつた。所が茫然としてどうして宜いか手のつけ樣がない。圖には一二三の符牒が付いて居るから、之れから始めやうと云ふので解剖書の圖から始めた。肺の臟が何と云ふとか、心の臟は何と云ふとか云ふことは前野先生は知つて居つたが、どうも全く分らぬ文字が澤山出る。日の長い時に一日かゝつて漸く一行か二行位しか翻譯が出來ない。分らぬのは後に分るだらうからと言つて印を付けて飛ばして進んで行つた。どうも非常な苦心で、形のあるものはまだ分るが、目に見えぬ神經などと云ふものになると更に分らぬ。段々と會合して苦心してやつて居る間に、桂川甫周、中川淳庵、嶺春泰などと云ふ人が集り、追々同志が殖えて、語も次第に分るやうになり、翻譯も次第に進んで、終ひには一日に十行位讀めるやうになつた。讀めば直にそれを文章にする。又犬や猫などを解剖したりして色々研究し、遂には大分讀めて來た。此の翻譯が四箇年の間に十一遍ほど草稿を取りかへて出來た。これがかの「解體新書」で、安永三年に出版したが、之れが日本での翻譯書の第一のものであります。今より百三十九年前のことで、アベセから始めて、四年で醫書を翻譯して、世の耳目を驚かし

た。迚も今の人には出來さうもないことである。

前野杉田兩先生は其性質が反對である。杉田先生は性急な人で非常に此翻譯を急いだ。餘り急いだので同志の人が笑つた。所が「やアあなた方は丈夫で年も若い、私は病身であつて大分年も取つて居る、先んずれば人を制し、後るれば人に制せらるゝと云ふことがある、凡て事を始める創業の人は、後の人の誹りを恐れて居るやうなことでは何にも出來ぬ、私は是非之れをやる、」と言つて遂に之れを出版した。前野先生は極く着實な人で、此業を自分一生の業としようと云ふ考であつた。「解體新書」は杉田先生の名前で出版になつて居ますが、其實は前野先生が重もにやつたと云つて宜いのでありまず。それで杉田先生が出版する時に「どうぞ前野先生序文を書いて頂きたい、」と言ふと、「イヤ私は九州を遊歷して、太宰府の天滿宮へ參詣した時に、私が蘭學に志を立てましたのは、眞の道理を研究しようと云ふ爲めであつて、決して名聞利益の爲めではござりませぬ、どうか此學問の成就するやうにと言つて祈つた、それに背くから此書物へ自分の名は書けぬ、」と言つて、先生は序文を書かなかつた。其後前野先生は戶を閉ぢて世の交りを一切絕ち、讀書一方に耽つた。中津藩の同役の醫者が、前野は少しも勤めをしないで閉籠つて居ると言つて非難した。所が君公はえらい「あれはあゝして置け、前野は阿蘭陀人の化物である、」と言はれた。それで先生は勤めもしないで研究が出來た。阿蘭陀人の化物といふ御言葉は有難いと云ふので蘭化と號した。先生は非常に窮して

居られた。どうかして一生の内に自分の部屋を造りたいと思ふと言はれた。すると門人の江馬春嶺と云ふ人が、其の所藏の支那の二十一史の一を賣却して二十兩の金を拵へて先生に獻じたので、先生の部屋を造られたと云ふことである。食物は麥飯に豆腐の殼と唐辛子を掛けて食べて、勉強して倦むと燒酎を一杯飲む丈のことであつたと云ふ。先生の和蘭に關係した著述は「和蘭譯文略」、「蘭譯大成」、「和蘭譯筌」、「字學小成」などと云ふものである。其外西洋の地理歷史の書もある。先生は享和三年に八十一歲で死なれ、明治二十六年に正四位を贈られました。

話は前に戻りますが、杉田先生が「解體新書」を出版するに付いては非常に心配された。御禁書が解かれて洋書を讀むを許されたのは青木文藏先生や長崎の通辭ばかりで、未だ一般に此命令が出て居るのではない。だから今之れを出版して若し禁制を破つたと言はれると刑罰に遇ふ心配があつたが、兎に角翻譯書だから宜からうと云ふので、思切つて版にして、當時同志の桂川甫周の父の桂川甫三と云ふ人が將軍の奧醫師であつたから、此人の手に因つて將軍へ獻本し、又老中、若年寄、それから京都の公家などへも獻上したところが、首尾よく受納められたので安心をしたと云ふことである。杉田先生にはまだ外に著述もありましたし、醫者の方も大層流行して、時の將軍の御目見と云ふことを命ぜられた。將軍御目見と云ふは諸藩の家來には非常な名譽である。一藝一能に通じた者は、拔擢せられて將軍に御目見をする。さうなると藩の方でも身分の取

扱ひが違ふ。さう云ふ名譽を得て文化十四年に八十五歳で死なれました。明治四十年に正四位を贈られた。

四　大槻玄澤

杉田前野兩先生は蘭方醫者の元祖であります。共に八十餘歳の高齡を保たれた。門人も澤山出來まして、蘭學が盛んになつたのを見て死なれましたのは誠に大慶であります。兩先生の後に出ましたのが大槻玄澤、之れは私の祖父であります。祖父のお話をしますのは少し手前味噌で甚だ憚りますけれども、どうしても言はなければならぬ順序であります。玄澤は仙臺藩の醫者でありまして、二十二歳の時江戸へ出て、先づ杉田先生へ入門しました。醫者にならうとしたのであるが、先生が蘭學家であるので、自分も矢張蘭學を學びたいと言つたが、杉田先生は蘭學は一寸出來るものでない、それよりも先づ醫術をやつて置くが宜からうと言はれた。併し玄澤は杉田先生の塾生などに段々聞いて蘭學を學び、外の者が一年か二年掛るものを三月か四月位で覺えるといふ有様で、次第に力が進んだ。杉田先生も之れには驚いて「それならば蘭學をやるが宜い、併し私よりは前野先生が宜しい、紹介してやる、」と云はれて其紹介で前野先生の處へ行つた。所が前野先生は世間の交りを絶つて居られたから、幾ら尋ねて行つても遇はない。十遍ばかりも門を叩いた揚句、前野先生も遂に其篤志に感じて面會を許し、自分の

覺えて居ることを殘らず玄澤に授けられた。玄澤は洋學を始めてから四年目に、蘭書を翻譯して博物書を出版して居る。二十九歳で長崎へ行つて蘭學を研究して、歸つて來まして一の書物を出版しました。之れが「蘭學楷梯」で、天明八年に出た。前野先生は蘭學を研究したけれども、自分自身で研究して居る丈けであるし、杉田先生は翻譯はしたが醫者に關係した書物ばかりで、而も日本文で書いてある。然るに此蘭學楷梯は一般の蘭學に關したもので、而も横文字で出版した第一のものであります。それは文字の讀み、綴り合せ單語、會話、文法など横文字に振假名がしてあつて譯がつけてある。今迄は世間の人が阿蘭陀文字を見ても、何か反物の模樣か何かの樣に見え一向分らずであつたが、此「蘭學楷梯」を見て、横文字も讀めば讀めるものだといふ感じを起して蘭學に志す者が殖え、玄澤の門に入る者が多く出來た。其の入門した者の姓名を書いた卷物が、今私の家に殘つて居りますが、自筆の姓名の下には皆血判がしてある。

此「蘭學楷梯」は世の中の蘭學を開くに非常な影響を及ぼした書物であつて、其板木も私の家に殘つて居ります。之れは今日になりますと殆んど國寶の價値があると言つて宜からうと思ふ。其板木一枚を今日の展覽に出してあります。

所が此「蘭學楷梯」を出版するに付きまして又心配があつた。「解體新書」は翻譯したもので日本文であるし、仔細はなかつたらうが、「蘭學楷梯」には横文字が這入つて居る。此天明八年から十八年程前に後藤梨春と云ふ醫者が「紅毛談」と云ふ本を出版して、其

中に阿蘭陀の横文字が二十五字丈け入れてあつたのを、幕府が禁じ其版を絶版させた。さう云ふことがあつたから非常に心配をしましたが、之れも例の獻上本の手段で兎に角納まつた。尤も此頃幕府の老中の田沼玄蕃頭と云ふ人が非常に權威を振つて居て、驕に乘じて和蘭の硝子器、時計類の如きものや、其他何でも和蘭品と云ふと非常に珍重をした。其頃は非常に阿陀蘭物が流行の世であつたから、此「蘭學楷梯」なども罰を免がれたものと思ふ。

一體玄澤は非常に意思の堅固な人でありまして、人は平生漫りに事を企てゝはならぬ、一度び思立つて企てたらば、夫れはどうしても成し遂げねば止まぬと云ふ精神でなければいかんと言つて居りました、之れは私共の家の戒しめになつて居ります。玄澤は寛政六年、西暦千七百九十四年太陽暦の一月一日に阿蘭陀正月と稱して、大勢を會して祝宴を開くことを始めた。夫から五十年ばかりの間は、毎年西洋の一月一日に祝宴をやつて居ました

それから幕府に天文臺と云ふものがあつた。之れは天文と暦とを掌る所であつたが、文化八年にそこに蕃書和解御用と云ふものを設けられた。之は飜譯をする役である。凡べて漢文でも何でも假名交りに和文に直すのを和解と云つた。幕府では洋書の飜譯をする役を蕃書和解御用と言つたが、幕府で洋學に關する公の職掌を置かれたのは之れが初であつて、其一番最初に大槻玄澤が其役に雇はれました。段々名も高くなり

まして、將軍の御目見も許されました。杉田先生の「解體新書」が不十分で誤りがある、それで先生から命ぜられて之れを訂正增補し、「重訂解體新書」十四卷を著した。其外著述飜譯が凡そ二百餘部あります。玄澤は文政十年七十一歲で死にまして、昨年正四位を贈られました。

五　玄澤門下の諸名家

此大槻玄澤の門人にえらい者が澤山ある。常陸土浦の藩士の山村才助、之は西洋の歷史地理に關する書物十三卷を飜譯した。因州鳥取の稻村三伯、之れは「對譯辭書」を著した。それから作州津山の宇田川玄眞、之れは醫者の方で非常な人である。大阪の橋本宗吉、之れは大阪に蘭學を起した人である。

今申した稻村三伯と云ふは因州鳥取の藩醫で、「蘭學楷梯」を見て大いに感じ、蘭學を研究せねばならぬといつて、君公に三年の御暇を願ひ、江戶へ出て來て玄澤の門人になりました。所が御暇の日限が少ないので、和蘭言葉を書取つては一々譯を付けて置きたいと言つて、段々玄澤に就いて敎へられては書いて居りましたが、玄澤も忙しい、そこで長崎の通辭で奥州白河の松平家の家來になつた石井恆右衞門と云ふ人に賴んだ。此時に和蘭人の「ハルマ」の作つた和蘭と佛蘭西の對譯辭書があつた。其中の和蘭語丈け取つてそれに譯を付けるのである。當時蘭學者は江戶にも澤山は居らなかつた

が、稻村は其蘭學者の所を一々尋ねて、先生此言葉は何と譯しませう、それは斯う譯したらよからうと云ふやうな有樣で、一々聞いてはそれを書き込んだ。宇田川玄眞なども手傳つて遂に此辭書が出來ました。寛政の八年の事で、寫本で傳つて居ます。此書は一旦は「東西韻會」と云ふ書名であつたが、世間には「ハルマ和解」と云ふ名で行はれて居る。之れが日本での對譯辭書の最初のものであります。稻村三伯は後に京都へ行つて海上隨鷗と姓名を變へ、蘭學を敎へて居つた。其の門人の藤林泰輔は八萬言ある「ハルマ和解」の中から三萬言を引拔いて、「譯鍵」と云ふ辭書を出版した。之れが大層行はれた。海上は文化八年に死んだ。昨年從四位を贈られました。

それから作州津山の藩醫宇田川玄隨が、「內科選要」といふ翻譯書を出版しました。此人は前野、大槻の門人である。此人に子がなくて跡を繼いだのが宇田川玄眞である。玄眞は伊勢の人で、安岡玄眞といふ漢方醫でありました。漢方にある「傷寒論」と云ふ書に註釋をして、それを持つて江戸へ來て、名高い醫者の所を廻つて見て貰つて、そして宇田川玄隨の所へ來て、批評を請うたところが、宇田川は醫術は西洋でなければならぬと說いた。安岡は其說に感じて入門を請うたら、私よりは大槻玄澤先生が宜からうと言つて、其周旋で大槻の門に入つたのである。玄眞は漢學に達して居る。それで飜譯の譯語も大に此人が定めた。此人にも澤山の著述があるが、「醫範提綱」が最も名高い。諸先輩が翻譯には非常に苦心したもので、前に言つた通り心の臟とか胃の腑とか形の

あるものは未だ宜いが、形のないものになると全く困つた。「セーニュー」といふ原語を通神液之經也、といふ意味で神經と譯し、「グール」と云ふ原語を乳糜と飜譯し、膵、腺などは肉室肉泉の合字を作つたのである。是等の類が澤山ある。

六　蘭學の系統

宇田川玄眞の門人には又えらい人が多い。秋田の佐藤信淵、之れは物産政治經濟の大家だ。植物學家の飯沼慾齋、それから坪井信道、之れは蘭醫の大家で、今の坪井正五郎さんの祖父さんであります。次は箕作阮甫、之れは箕作家の先祖であります。皆宇田川玄眞の門から出た。

坪井の門人に又えらい人が澤山ある。杉田成卿、此人の門人に神田孝平さんがある。緒方洪庵、緒方の門人には橋本左内、大村益次郎、長與專齋、福澤諭吉、其外今生存の老醫に細川潤二郎さん、加藤弘之さんなども此門人だらうと思ふ。大阪で蘭學を盛に弘めた緒方の門人が多くある。物理學の一番最初は文政八年の青地林宗の「氣海觀瀾」、生理學の最初は高野長英の「醫原樞要」、植物學の最初は宇田川榕庵の「植學啓原」、化學の始めは矢張宇田川榕庵の「舍密開宗」、さう云ふやうに段々種々の學問が開けて盛んになりました。

そこで蘭學の系統を尋ねて見ると、青木昆陽の門人が前野良澤、其門人が大槻玄澤、其門

人が宇田川玄眞、其門人が坪井信道、其門人が緒方洪庵、斯う云ふ系統になつて居るので、是等の人々の門人が外にまだ澤山ある。其門人の門人が殖えて、それで蘭學は大層開けて來たのであります。

七 長崎の蘭學

此蘭學に大關係のある長崎に就いて少しお話して置きます。長崎の通辭が洋書を讀むことを許されてから、西善三郎、本木榮之進、吉雄耕牛などいふ學者が出來て來た。其中に中野柳圃と云ふ人がある。此人は非常な篤學な人で、藏の中に二十年も這入つて居つて更に世間へ出ない。さうして天文に關する「暦象新書」といふ書物を翻譯した。最初天文の書物を讀まうとしても中々分らない。そこで熟々考へた。蘭書を讀むには先づ其文法語法を知らなければ讀めるものでない、文法語法が第一であると氣がついて、「和蘭品詞考」と云ふ文法書を著はした。之れは西洋の文法書を見たのでも何でもない、和蘭の書物を讀むには斯うしなければならんと云ふ、自分の新發明であります。此の中野の文法が出てから、和蘭の學問は一變した。馬場佐十郎と云ふ和蘭の通辭も「蘭語九品集」と云ふものを著はした。それから前に申した藤林泰輔の「和蘭語法解」、大槻玄澤の長男大槻玄幹の「蘭學凡」など、之れ等の文法書を見ますると、種々に翻譯してあつて面白い。冠詞のことを發聲詞又は性言、それから男性女性を陽詞陰詞、或は男

聲女聲、それから動詞の語尾の變化を轉變或は曲折などと譯した。動詞のことは活言或は業詞、形容詞が附屬名言、副詞が添言、最も奇なのは間投詞で、之れが突詞と譯されたのがある。それから打消の「ネゲテーブ」を烏有と譯したのもある、「いづくんぞ有らん」と云ふことである。斯う云ふやうに色々な先生の手を經て色々に翻譯されて、遂に今のやうな言葉に一定したのであります。

八　辭書類の刊行

嘉永安政頃までは蘭學を研究する者は、一々筆で寫したものであるが、其後箕作阮甫が原文の「和蘭文典」を出版した。之れが大層行はれて、學生自から寫す勞を免がれた。尙辭書のことに就いて御話して置きませうが、長崎の阿蘭陀の「カピタン」は、年々交代するのであつたが、佛蘭西の「ナポレオン」一世の戰爭當時一時交代が絕えて、「ヅーフ」といふ「カピタン」は到頭十何年と云ふ間長崎に滯留した。其間に日本語が出來るやうになつたので、通辭の吉雄權之助、中山將十郎など云ふ者と對譯辭書を作りました。是れも「ハルマ」辭書を基にして、文化十三年に出來たのであります。之れを「ヅーフ、ハルマ」と云ふ。そこで稻村三伯の「ハルマ和解」を「江戶ハルマ」と唱へる樣なつた。こゝで一つ言つて置くことがありますが、文化十一年に英和對譯辭書が出來たことである。之れは和蘭人の「ブロムホフ」と云ふ英語を能くする人が來て居て、長崎通辭と

其に作つたのである。此辭書は誰も見たものがない。御維新後に私は或る古本屋で見付けて買つて置きました。多分其時分は蘭書流行で英語の必要はないから、忘れられて居つたものと見える。兎に角文化十一年に英和辭書が出來て居た。是れも今日の展覽に出しました。

蘭和對譯辭書を出版したいと云ふので佐久間象山が林大學頭に願つた。所が許可がないのみならず、どう云ふ譯でさう云ふ書物を持つて居るかと咎められたと云ふことである。「アメリカ」が來てから、桂川甫周が林大學頭を避けて若年寄の遠藤但馬守に直接に願つて許可を得て「ヅーフ、ハルマ」を出版した。是が和蘭字彙である。安政以後英學が盛んになつたに就いて、英語の對譯辭書が必要になつたので、幕府の開成學校で造りましたが、之れは英と蘭との對譯の原書の中の英語丈けを拔き、在來出來て居た和蘭と日本との對譯語を當嵌めたから直に出來た。今は大層色々な人の立派な對譯辭書が出來て居りますが、兎に角前の學者の苦心した譯語と云ふものが今に傳はつて殘つて居る。是れが先輩の遺澤である。

九　現在文明の基

安政以後は洋學は非常に盛んになつて、西洋人もどん／＼やつて來る。西洋人が日本の政府へ談判をする時は、其自國文一通に和蘭文一通を添へて出す事にして居た　そ

れは日本にも和蘭文を讀む人があるといふ事を知つて居たからである。當時若し蘭學者と云ふものが居なかつたなら外國と往復の手紙が分らぬで、國體を恥かしめたであらう。

實に古人の創業の苦心と云ふものは、決して忽せにすることは出來ない、今日の洋學の立派な基となつて居ります。今は學校もあり、教師もあり、字引でも何でもあつて、自由自在に洋學が出來る　而も洋學をすれば立身が出來る。昔の人はそんな境涯ではない。第一洋學は幕府の禁制となつて居る。漢學者は非常に勢力を振つて、蘭學を夷狄禽獸の學と擯斥して居た。醫者なども段々阿蘭陀醫者が流行つて來たに就いて、漢方醫の利害論となつて來たから、非常に妬まれ、嘉永年中には一時西洋醫者を禁じたことさへある。さう云ふ四面の壓迫に抵抗して洋學を開いて、遂に今日の文明を來たした。西洋の文明でなければならぬと見込を立てゝ、其身を犧牲に供して開いた精神、先輩の苦心と云ふものは實に謝すべきことで、其恩を忘れてはなりませぬ。今日展覽になつて居る七百五六十點の圖書は、明らかに日本の文明史を飾つて居ります。(完)

文明源流叢書第一

蘭學事始

先生名は翼、字は子鳳、俗稱は玄白、一に九幸と號す、父は甫仙と云、若州侯の醫員にして、母は蓬田玄孝の女なり、先生誕れし時、其母難産にて分娩の後終に絶命に及べり、傍人皆な産婦の暈倒を救はむとて、初生兒の事に及ばず、且つ難産にて分娩せる兒なれば、定めて死せる者ならんとて、布片に包み之を蓐側に置けり、然して後之を顧るに全命なり、且つ男兒なりければ、人々再び愁眉を開き、乳哺養育して漸く成長に至れり、甫め十七八歳の時、牛山若州邸内父の膝下に在りて、之に告て曰く、不肖男此齢に至るまで疎慢に日を消せり、願くは今より新に良師を求め、本業を習學せんと、大人欣然として曰く、余汝が其言の出づるを待てりと、此に於て當時二本榎に住せる官醫西玄哲と云へる人、外科に名ありければ、乃ち其門に入り從學し、日々怠慢なく、風雨を厭はずして遠路を往來せり、又本郷に俗稱宮瀨三郎右衛門と云て、龍門先生と號せる儒人あり、乃ち其人に從ひて經史を學び之を研精せり、二十五歳にして、侯より部屋住料五人口を賜りければ、此時大人に乞ふて外宅せり、且つ月俸五人口を以て、父の給を待つべからずと約し、遂に願文を呈し許允を得て、日本橋通四丁目に寓居せり、畫工楠本雪溪の鄰家なりしと云、爾後箔屋町堀留町等に轉居せり、是れ火災に遭ひしが故なりと云、三十七歳の時、父甫仙君歿し給ひければ、此時より新大橋の中邸に住居して、蘭學創始の擧あり、四十四歳にて再び濱町竹本藤兵衛と云ふ士人の地を借り之に外宅せり、是より家學を全備せしめんとし、奕世傳來の和蘭瘍科と唱ふる書を檢點するに、何れも彼邦人より、譯官を以て聞出せる者のみにして、取るに足らず、又漢土の外科書を遍く涉獵するに、疎漏にして何れに適從せんことを知らず、是に因て新に日本一派の外科を創建せんと思惟し、漢土の書籍中外科に係る確言要語を、逐一撰集せんことを、同藩の一奇士青野小左衛門と云ふ人に語りければ、士其本業に切なるを感

賞して、其撰書今如何程成れりやと問ふ、否な未だ其草を起さず、唯志を發せし迄なりと云ひしに、士大に之を勵まして曰く、足下既に斯る大業を起さんとし、何を以て猶豫し給ふや、是れ明日を期すべきことにあらず、宜しく今日より筆を把り給へと、其言に深く服して卽夜より業を始め、瘍科大成と題せる書數卷を撰集せり、其後和蘭原書内景圖を見て、臟腑筋脉の漢説と大に異なるを疑ひ、刑屍を解剖して之を其圖に徵するに、其脗合符節を合はすが如きに驚き、之に心服し、遂に憤然として洋書翻譯の業に從事し、此學を首唱し給ひければ、其名海外に轟き、治を請ふ者門前に市をなし、晩年に及んで台府に拜謁を許され、八十五歳にして館を捐て給ふ、

右は、磐水大槻先生の筆記し置れしを、其まゝ寫出して以て序文に代ふ、

明治二己巳年正月望

不肖曾孫杉田擴玄端謹識

蘭學事始序

是書は、吾四世の祖鷧齋先生の遺編なり、身に先生の時を稽るに、世の士君子耳目の及ぶ所未だ遠からず、縱ひ博雅の人と雖も、口を開き譚ずる所は、惟唐竺のみにして、曾て泰西に渉る者なし、偶々一二之に渉る者あるとも、僅に常言瑣語に通じて止み、奥旨を發し以て實用に施すを聞かず、先生英邁の資を以て超然流俗を拔き、二三子と謀り首として泰西の學を唱へ、崎嶇の書を繙き、專志研究實に畢生の全力を盡せり、遂に前哲未曉の學を啓し、千古未洩の奇を闡し、二三子と共に此學の鼻祖とは爲りにき、爾來諸名哲其緒を繼ぎ、學規漸く拓け、次で近今泰西諸國本邦と通好せしより、諸般の學科一時に勃興し、諸國の載籍所在あらざるは無く、殆ど戸學人習の盛に至れり、嗚呼今の學を爲し易き、此の如くなるも、溯りて先生の古を見れば、彼のごとく難きなり、抑々天下の事、皆な最勤苦を歷るの後にして、始て簡易を得れば、今の學を爲し易き此の如きも、畢竟先生輩の賜にあらずと云ふを得ず、是書は只先生の漫筆なれども、古人苦心の一

斑を窺ふべければ、或は懦夫の志を立てんと思ひ、且つ祖先の功勞を沒せざるは、子孫の務めなりと思ふて、玆に刊行しぬ、

明治二己巳年孟春

四世孫杉田鶴廉卿謹撰

蘭學事始上之卷

今時、世間に蘭學といふ事專ら行はれ、志を立つる人は篤く學び、無識なる者は漫りにこれを誇張す、其初を顧み思ふに、昔し翁が輩二三人不圖此業に志を興せし事なるが、はや五十年に近し、今頃かく迄に至るべしとは露思はざりしに、不思議にも盛んになりし事なり、漢學は遣唐使といふものを異朝へ遣はされ、或は英邁の僧侶などを渡され、直に彼國人に從ひ學ばせ、歸朝の後貴賤上下へ教導の爲めになし給ひし事なれば、漸く盛んなりしは尤の事なり、此蘭學は左樣の事にも非ず、然るにかく成り行しはいかにと思ふに、夫醫家の事は、其教へ方總て實に就くを以て先とする事ゆゑ、却て領會することも速かなるか、又は事の新奇にして異方妙術も有ることの樣に、世人も覺居る故、奸猾の徒これを名として、名を釣り利を射る爲に流布するものなるか、つら〳〵古今の形勢を考るに、天正慶長の頃、西洋の人漸々我西部に船を渡せしは、陽には交易、陰には欲する所有てなるべし、故に其災

起りしを、國初以來甚だ嚴禁なし給へりと見えたり、これ世に知る處なり、其邪敎の事は知らざる事なれば論なし、但し其頃の船に乘來りし醫者の傳來を受たる外科の流法は、世に殘るも有り、これ世に南蠻流とは云ふなり、其前後より阿蘭陀船に御免有て、肥前平戶へ船を寄せぬ、異船御禁止にありし頃も、此國は其黨類には非る次第ありて、引續き渡來を許させ給へり、夫より三十三ヶ年目にて、長崎出島の南蠻人逐ひ拂はれて、其跡へ居を移せしよし、夫よりは年々長崎の津に船を來す事とは成りぬ、これは寬永十八年の事なるよし、其後其船に隨從し來れる醫師に、亦彼の外治の療法の傳へし者も多しとなり、是を阿蘭陀流外科とは稱するなり、是れ固より橫文字の書籍を讀て習ひ覺し事にも非ず、只其手術を見習ひ、其藥法を聞書留たる迄なり、尤もこなたになき所の藥品多ければ、代藥がちにてぞ病者を取扱ひし事と知らる、

○其頃西流と云ふ外科の一家出來たり、此家は其初南蠻船の通詞西吉兵衞と云る者にて、彼國の醫術を傳へ人に施せしが、其船の入津禁止せられて後、又阿蘭陀通詞となり、其國の醫術も傳り、此南蠻阿蘭陀兩流を相兼しとて、其兩流と唱へしを、世には西流と呼しよし、其頃は至て珍しき事にて有ければ、專ら行はれ、其名も高かりしゆゑにや、後には官醫に召し出され、改名して玄甫先生と申せしよし、其男宗春と申されしは、多病にて早世し給ひ家絕えしとなり、是れ我祖甫仙翁の師家なり、其後召出されし、今の玄哲君の祖父玄哲先生は、玄甫先生の姪の續なりとなり、右の玄甫先生初て西洋醫流を唱へられしより、公儀にも御用ひ遊されし事にて、阿蘭陀醫事御用に立し始なり、

○又栗崎流といへるは、南蠻人の種子なりと、これは南蠻邪宗の徒嚴禁となり、其船の渡海も御制禁となりたれども、以前は平戶長崎の地に彼人々雜居し、妻を持ち子も有りしが、後々これをも吟味有て、蠻人の種子の分は、殘らず此地を放流せられしが、其中栗崎氏にて名はドウと云ふものは、彼地に成長しても、其宗には入らず、其國の醫事を學びしが、邪宗に入らざる譯を以て歸朝を免され召歸され、長崎へ歸りし後、其術を以て大に行れ、至て上手になりしが、栗崎流と

稱せしよし、名のドウと云るは、蠻語露の事なるよし、後に文字を塡めて道有と認しとぞ、今の官醫栗崎君なるや、又別家の栗崎なるや詳なる事は知らざるなり、吉田流、楢林流など云るは、阿蘭陀通詞にて、彼方法を學び一門戶を開きしなり、

○桂川家の事は、今の代より五世の祖甫筑先生と申せしは、文廟未だ藩邸におはせし時、召出されし御外科なり、其師家は平戶侯の醫師にて、嵐山甫安と申たるよしなり、此甫安は、其侯より出島在館の阿蘭陀外科に御託し置れて、親しく學ばせ給ひしとなり、此御家は、平戶へ入津以來彼國の事は、譯品有て御親しみ御自由なる事のよし、又其時代は今日の如くにもなかりしにや、甫筑君其頃幼若にて門人となり、醫に附添て出島へ時々參られしが、專ら嵐山の流法を傳へ給ひしとなり、阿蘭陀の外科は、ダンネル、アルマンスといふ人ときけり、桂川もとは大和の國の人にて、森島氏なりしが、嵐山の流を汲むといふ意にて、家苗を桂川と改め給ふとなり、今の桂川君の御祖父甫三と申せしは、翁若かりし時常に交厚かりし御人なりし故、此事語り給へるを聞置き侍りぬ、これを世に桂川流と稱しぬる事なり、

又古來カスパル流といふ外科有り、これは寛永二十年、南部山田浦へ漂流ありし阿蘭陀の人數の內、江戶へ召呼れたる中、カスパル某といふ外科あり、三四年留置れ、其療法を學せられし者もありしが、追々長崎へ御送りのよし、江戶幷に長崎にても、正保の頃此カスパルより傳來の療方ありしを、詳なる事を知ずとも、後にカスパル流と唱ふる事と申す事にや、又別にカスパル姓の外科渡來の事もありしか、此他長崎にて吉雄流など云へるは、其後渡來の蘭人より傳へ得たる療方も有て、吉雄流とも申せり、其諸家の傳書といふ者共を見るに、皆膏藥の法のみにて委しき事なし、斯の如き類にて備らざる事のみなれども、其事業は漢土の外科には大に勝り、又本邦の古へより傳りたる外治には、大に勝れりといふべき歟、其中に翁が見たる楢林家の金瘡の書と云ふものあり、其中に人身中にセイメンといへるものあり、これは生命にあづかる大切のものなりと記せり、今を以て見れば、是れセーニューにして、神經と義譯せしものと思はる、わづかな

がらこれ程の事を聞書せしは、此書を始とすべし、

○國初より前後、西洋の事に付ては、しか〳〵の事有て、總て嚴しく御制禁仰出されし事ゆゑ、渡海御免の阿蘭陀にても、其通用の横行の文字、讀み書の事は御禁止なるにより、通詞の輩も只かた假名の書留等までにて、口づから記臆して、通辯の御用も辨せしにて年月を經たり、左ありし事なれば、誰一人横行の文字讀習ひ度といふ人もなかりしなりき、然るに萬事其時至れば自から開け整ふものなるゆゑにや、有德廟の御時、長崎の阿蘭陀通詞西善三郎、吉雄幸左衛門、今一人何某（名は忘れたり）といふ人々申合て談せしは、是まで通詞の家にて一切の御用向取扱に、彼文字といふものを知らず、只暗記の詞のみを以て通辯し、入組たる數多の御用を渴々に辨じて勤居ることは、あまりに手薄き樣なり、何卒我々計りも文字を習ひ、彼國書をもよむべき事御免許を蒙りなばいかに、左あらば以來は萬事に付け事情明白に分り、御用辨よろしかるべきなり、是迄の姿にては、彼國人に僞り欺るゝ事ありても、これを糺明するの便りもなき事なりと、三人いひ合せて此次第を申立、何卒御免許なし下され度旨、公へ願ひ奉りしに、御聞屆られ、至極尤の願筋なりとて、速に御免を蒙りしとなり、これぞ阿蘭陀渡來ありて後百年餘にして、横文字學ぶ事の始なるよしなり、

○これによりて文字を習ひ覺る事出來、西善三郎等先づコンストウヲールドといふ辭の書を、和蘭人より借り得しを、三通りまで寫せしよし、和蘭人これを見て其精力に感じ、其書を直に西氏に與へしよし、斯ありし事等自然達上聞けると見え、和蘭書と申もの是まで御覽遊ばされし事なき者なり、何なりとも一本差し出し候樣上意ありしにより、何の書なりしにや圖入の本指出せしに、御覽遊され、これは圖ばかりも至て精密のものなり、此內の所說を讀得るならば、亦必ず委しき要用の事あるべし、江戶にても誰ぞ學び覺えなば然るべしとの事にて、初て御醫師野呂玄丈老、御儒者青木文藏殿との兩人へ蒙仰候よしなり、これより此兩人この學を心がけられたり、然れども每春一度づゝ拜禮に來る阿蘭陀人に、付添ひ來る通詞どもより、僅の滯留中聞給ふ事、殊に繁雜寸暇もなき間の事なれば、しみ〳〵學び給ふべき樣もなし、數

年を重ね給ひし事なれども、漸くゾン日、マーン月、ステルレ星、ヘーメル天、アールド地、メンス人、ダラーカ龍、テヰゲル虎、プロイムボーム梅、バムブース竹、と云ふ位の名より、彼二十五字を書習ひ給へる事のみなり、然れども是ぞ江戸にて、阿蘭陀事學び初めし濫觴なりき、

○扨翁が友、豐前中津侯の醫官前野良澤といへるものあり、此人幼にして孤となり、其伯父淀侯の醫師宮田全澤といふ人に養れて成り立ちし男なり、此全澤博學の人なりしが、天性奇人にて、萬事其好む所常人に異なりしにより、其良澤を敎育せし所も又非常なりしとなり、其敎に、人といふ者は世に廢れんと思ふ藝能は、學置て末々までも絶へざる樣にし、當時人のすてはてゝせぬ事になりしをば、これを爲して世の爲に、後に其事の殘る樣にすべしと敎へられしよし、如何樣其敎に違はず、此良澤といへる男も、天然の奇士にてありしなり、專ら醫業を勵み、東洞の流信じて其業を勤め、遊藝にても世にすたりし一節截(ひとよぎり)を稽古して其祕曲を極め、又をかしきは、猿若狂言の會ありと聞て、これも稽古に通ひし事もありたり、如レ此奇を好む性なりしにより、青木君の門に入て和蘭の横文字と、其一二の國語をも習ひしなり、

（後に著せる蘭譯筌といふものを見るに、それより以前の事とみえしに、同藩の坂江鷗といふ隱士、一日蘭書の殘篇を良澤へ見せ、これは讀わけ解すべきものにやといひしに、是を借り受けてつく〴〵思ふに、國異に言殊なるといへども、同じく人のなす所にして、なすべからざる所のものにあらんやと志ざせしに、扨これに取付べきの便なきを、憾み居たりしことなり、夫より不圖青木先生此學に通じ給ふと聞き、遂に其門に入りてこれを學び、和蘭文字略考抔といふ著書を授かり、先生の學び識れる所をば聞書せりとなり、）

是は其頃青木先生長崎より歸府の後の事と聞ゆ、先生長崎へ行かれしは延享の頃にやと思はる、良澤の入門は寶暦の末明和の初年、歳四十餘の時なりしが、これ醫師にて常人の學べる始なるべし、

○然れども、其頃は常人の漫りに横文字を取扱ふ事は遠慮せし事なり、すでに其頃本草家と呼れり後藤梨春といへる男、和蘭事の見聞せしを書集め、紅毛談といふ假名書の小冊を著し開板せしに、其内に彼二十五文字を彫り入しを、何方よりか咎を受け、絶板となりたることもありしとぞ、

○又其のち、山形侯の醫師安富寄碩といふ者、麹町に住いたり、此男長崎に遊學し、彼地にて二十五文字を習ひ、且つ其文字にて、いろは四十七文字を綴り合

はせて認め貰ひ歸り、人に誇りて彼書籍も讀分つやうにいひ觸らせしを、翁抔も珍しき事に思ひたり、同藩中川淳菴抔は麹町に町宅してありしが、此男より阿陀蘭文字を初て習ひしなり、

○翁兼て、良澤は和蘭の事に志ありや否は知らず、久しき事にて年月は忘れたり、明和の初年の事なりしか、或る年の春恆例の如く、拜禮として蘭人江戸へ來りし時、良澤翁が宅へ訪ひ來れり、これより何方へ行給ふと問ひしに、今日は蘭人の客屋に參り、通詞に逢ふて和蘭の事を聞き、模樣により蘭語抔も問ひ尋ねんがためなりといへり、翁其頃いまだ年若く客氣甚しく、何事もうつり易き頃なれば、願くは我も同道し給れ、共に尋試みたしと申ければ、いと易き事なりとて同道して彼客屋に行きたり、其年大通詞は西善三郎と申す者參りたり、良澤引合せにて、しか〴〵のよし申述たるに、善三郎聞てそれは必ず御無用なり、夫は何故となれば、彼辭を習ひて理會するといふは難き事なり、たとへば湯水又酒を呑といふかと問んとするに、最初は手眞似にて問ふより外の仕かたはなし、酒をのむといふ事を問んとするに、先づ茶碗にても持添へ、注ぐ眞似をして口につけて、是はと問へば、うなづきてデリンキと敎ゆ、是れ卽ちのむ事なり、扨上戸と下戸とを問ふには、手眞似にて問ふべき仕かたはなし、これは數々呑むと、少々呑にて差別わかるなり、されども多く呑でも酒を好まざる人あり、又少くのみにても好人あり、是は情の上の事なればなすべき樣なし、扨其好き嗜むといふ事は、アーンテレッケンといふなり、我身通詞の家に生れ、幼より其事に馴居ながら、其辭の意何の譯といふ事を知らず、年五十に及んで此度の道中にて、其意を始て解得たり、アーンとは元と向ふといふ、テレッケンとは引事なり、其向ひ引といふは、向ふのものを手前へ引寄るなり、酒好む上戸といふも、向ふの物を手前へ引度思ふなり、卽ち好むの意なり、又故鄕を思ふも斯くいふ、是又故鄕を手元へ引よせ度と思ふ意あればなり、彼言語をさらに習ひ得んとするには、箇樣に面倒なるものにして、我輩常に阿蘭陀人に朝夕してすら、容易に調得し難し、中々江戸などに居られて學んと思ひ給ふは不レ叶事なり夫、故野呂靑木兩君など、御用にて年々此客館へ相越され、一かたならず御出精なれ

ども、はかぐ\しく御合點參らぬなり、其元にも無用の方然るべしと異見したり、良澤は如何承りしか、翁は性急の生れゆゑ、其説を尤と聞き、その如く面倒なる事をなし遂る氣根はなし、徒に日月を費すは無益なる事と思ひ、敢て學ぶ心はなくして歸りぬ、

○其頃より世人何となく、彼國持渡りのものを奇珍とし、總て其舶來の珍器の類を好み、少しく好事ときこえし人は、多くも少くも取聚て常に愛せざるはなし、殊に故の相良侯當路執政の頃にて、世の中甚だ華美繁華の最中なりしにより、彼舶よりウエールガラス天氣驗器、テルモメートル寒暖驗器、ドンドルガラス震雷驗器、ホクトメートル水液輕重清濁驗器、ドンクルカームル暗室寫眞鏡、トーフルランターレン現妖鏡、ゾンガラス觀日玉、ルーブル呼遠筒、といへる類ひ、種々の器物を年々持越し、其餘諸種の時計、千里鏡、ならびに硝子細工物の類、あげて數へがたかりしにより、人々其奇巧に甚だ心を動し、其窮理の微妙なるに感服し、自然と毎春拜禮の蘭人在府中は、其客屋に駢しく集るやうになりたり、何れの年といふことは忘れしが、明和四五年の間なるべし、一とせ甲必丹はヤン・カランス、外科はバブルといふもの來りし事あり、此カランスは博學の人、バブルは外科巧者のよしなり、大通詞吉雄幸左衛門は、專ら此バブルを師としたりと、幸左衛門後幸作、號は耕牛と云り、外科に巧みなりとて其名高く、西國中國筋の人長崎へ下り、其門に入る者至て多し、此年も蘭人に附添來れり、翁夫等の事を傳へ聞しゆゑ、直に幸左衛門が門に入り其術を學べり、これによりて日々彼客屋へ通ひたり、一日右のバブル、川原元伯といへる醫生の舌疽を診ひて療治し、且刺絡の術を施せしを見たり、扨々手に入りたるものなりき、血の飛び出す程を預め考へ、これを受るの器を餘程に引はなし置たるに、飛迸の血てうど其内に入りたりき、是れ江戸にて刺絡せしの始なり、其頃翁年若く元氣は強し、滯留中は怠慢なく客館へ往來せしに、幸左衛門一珍書を出し示せり、これは去年初て持渡りしヘーステル人名、の、シユルゼイン外科治術、といふ書なりと、我深く懇望して、境樽二十挺を以て交易したりと語れり、これを披き見るに、其書説は一字一行も讀む事能はざれども、其諸圖を見るに、和漢の書とは其趣大に異にして、圖の精妙なるを見ても、心地開くべき趣もあり、よりて暫く其書をかり受け、せめて圖

ばかりも模し置べきと晝夜寫しかゝり、彼在留中に其業を卒へたり、これによりて或は夜をこめて鷄鳴に及びたりし事もありき、

○又年は忘れたり、一春かの幸左衞門阿蘭陀附添にて參府せし頃、豐前中津邸にて昌鹿公の御母君、御座內にて不慮に御脛を打傷し給ひし事あり、貴人の事なれば大騷ぎにて、彼是醫師を御招きの處、幸ひに吉雄幸左衞門出府居合せ候事ゆゑ、直に御招きありて御療治被仰付、御順快ありたり、此時前野良澤御手醫師の事ゆゑ懸合仰付られ、格別懇意となりたり、これ等蘭學の世に開くべき一つといふべし、其後其主の供にて中津へ行しかば、侯へ願ひ奉りて彼地へ下り、專ら吉雄、楢林等に從ひて百日計りも逗留し、晝夜精一に蘭語を習ひ、先に靑木先生より學びし、類語と題せる書の諸言を本として復習訂正し、なほこれに足し補ひて、僅に七百餘言を習ひ得、彼國の字體文章等の事等も、荒增し聞書して持歸りし事ありたり、此時少々は蘭書も求めて歸府せり、是れ長崎へ外治稽古の爲めならで、彼書說學ばんとて參りし人の始めなり、

○和蘭は、醫術幷びに諸々の技藝にも精しき事と、世にも漸く知り、人氣何となく化せられ來れり、此頃よりも專ら官醫の志ある方々は、年々對話といふ事を願て、彼客屋へゆき療術方藥の事を問給ひ、又天文家の人も、同じく其家業の事を問ひ給へり、當時は其人々の門人なれば、同道し給へる事も自由なり、左あるにより其方々の門人と唱へ出入もありたり、長崎は御常法ありて、猥りに旅館への出入はならぬ事なるに、江戶は暫くの間の事なれば、自然と構もなき姿なりき、其頃平賀源內といふ浪人者あり、此男業は本草家にて、生得て理にさとく敏才にして、よく時の人氣にかなひし生れなりき、何れの年なりしか、右にいふカランスといへる加比丹參向の時なりしが、或る日彼客屋に人集り酒宴ありし時、源內も其座にありしに、カランス戲に一つの袋を出し、此口試みに明け給ふべし、あけたる人に參らすべしといへり、其口は智惠の輪にしたるものなり、座客次第に傳へ、さま〳〵工夫すれども、誰も開き兼たり、遂に末座の源內に至れり、源內これを手に取り暫く考へ居しが、乍ち口を開き出せり、座客はいふに及ばず、カランスも其

才の敏捷なるに感じ、直に其袋を源内に與へたり、これよりして甚だ親しみ厚くなり、其後はたび／＼客屋へ至り、物産の事を尋問へり、又ある日カランス、一つの棋子の如き形の、スランガステーンといふ物を出し示せり、源内これを見て其功用を問ひ歸り、翌日別に新に一箇の物を作り出して持ち行き、カランスに見せたり、カランス是を見て、これは前日見せ示せし物と同品なりといへり、源内曰く、示さるゝ所の品は貴國の産物か、又は外國にて求め給へるものかと問ふに、これは印度の地方別意蘭(セイロン)といふ所にて求め來れりと答ふ、源内又問て曰く、其國にては如何なる所に産するものといへば、カランス曰く、其國にて傳る所は、此物大蛇頭中より出る石なりといへり、源内聞て、それは左樣にはあるまじ、是は龍骨にて作りし物なるべしと云ふ、カランス聞ていふ、天地の間に龍といふものはなき物なり、如何して其骨にて作るべしといへり、是に於て源内己が故郷なる讃州小豆島より出せる、大なる龍齒につゞきたる龍骨を出し示して、是卽ち龍骨なり、本草綱目といへる漢土の書に、蛇は皮を換へ龍は骨を換ふと説けり、今我示す所のスランガステーンは、此龍骨にて作れる物なりといへり、カランス聞て大ひに驚き、益々其奇才に感じたり、これによりて本草綱目を求め、右の龍骨を源内より貰ひ得て歸れり、其返禮としボヨンストンス禽獸譜、ドトニユース生植本草、アンボイス貝譜などいへる、物産家に益ある書物共を贈りたり、是等の事も直對接話にて辨じたる事にはあらず、附き添たる内通詞部屋附などいへる者にて、其情を通じて辨せしことにて、一字一言通知せしことにあらず、其後源内彼地へ遊歷し、蘭書蘭器なども求め來り、且つエレキテルといへる奇器を手に入れ歸府し、其機用の事をも漸く工夫して、遍く人を驚せり、

○此風右の如く成り行けども、西洋の事に通じたりといふ人もなかりしが、只何となく此事遠慮することもなきやうになりたり、蘭書抔所持すること御免といふ事はなけれども、間々所持する人もある風俗に移り來れり、同藩の醫中川淳庵は、本草を厚く好み、和蘭物産の學にも志ありて、田村藍水、同西湖先生抔とも同志にて、毎春參向せる阿蘭陀通詞共の方にも往來せり、明和八年かのとの卯の春かと覺えたり、彼

客屋へ至りて、ターヘルアナトミアとカスパリエスアナトミアといふ身體內景圖說の書二本を取り出し來り、蘭人あらばゆづるべしといふ者ありとて持歸り、翁に見せたり、もとより一字もよむ事はならざれども、臟腑骨節これまで見聞する所とは大に異にして、これ必ず實驗して圖說したるものと知り、何となく甚だ懇望に思へり、且つ吾家も從來阿蘭陀流の外科を唱ふる身なれば、せめて書筐の中にもそなへ置たきものと思へり、然れども其頃は家甚だ窶々しくして、これを求るに力及びがたかりしにより、我藩の大夫岡新左衞門といへる人のもとに持行き、しか／＼の次第なれば、此蘭書求め度と告たり、然れども力の足らざるは是非なしと語りしかば、新左衞門聞き、それは求め置て用立つものか、用立ぬものならば、價は上より下し置るべき樣取計ふべしといへり、其時翁、それは必ずかふといふ目當迚はなけれども、是非ともに用立つものにして、御目に掛くべしと答へり、傍に小倉左衞門後青野と改む、といふ男居たりしが、それは何卒調へ遣さるべし、杉田氏はこれを空くする人にはあらずと助言したり、依て之いと心易く、願も望の如く調ひ得たり、是れ翁の蘭書手に入りし始めなり、

○扨每々平賀源內などに出會し、時に語り合しは、逐逐見聞する所和蘭實測究理の事共は、驚入りし事ばかり、若し直に彼國書を和解し見るならば、格別の利益を得る事は必せり、されども是まで其所に志を發する人のなきは口惜き事なり、何とぞ此道を開くの道はあるまじきや、迚も江戶抔にては及ぬ事なり、長崎の通詞に託して讀み分けさせ度事なり、一書にても其業成らば大なる國益とも成るべしと、只其及びがたきを嘆息せしは每度の事なりき、然れども空しくこれを慨嘆するのみにてありぬ、

○然るに此節不思議に、彼國解剖の書手に入りし事なれば、先其圖を實物に照し見たきと思ひしに、實に此學開くべきの時至りけるにや、此春其書の手に入りしは、不思議とも妙とも云んか、抑々頃は三月三日の夜と覺えたり、時の町奉行曲淵甲斐守殿の家士得能萬兵衞といふ男より、手紙もて知らせ越せしは、明日手醫師何某といへる者、千住骨ヶ原にて腑分いたせるよしなり、御望あらば彼方へ罷り越れよかしと、

言文をこしたり、兼て同僚小杉玄適といふもの、其以前京師の山脇東洋先生の門に遊び、彼地に在し時、先生の企にて觀臟の事ありしに、此男に從ひ行て親しく視たるに、古人諸說皆空言にて信じがたき事のみなり、上古に九臟と稱せり、今五臟六腑の目を分ちたるは、後人の杜撰なりなんどいへる事の話もありし、其時東洋先生臟志といふ著書をも出し給ひたり、翁其書をも見し上の事なれば、よき折あらば、翁も自ら觀臟してよと思ひ居たりし、此和蘭解剖の書も、初て手に入し事なれば、照し視て、何れか其實否を試むべしと、喜び一かたならぬ幸の時至れりと、彼處へ罷る心にて殊に飛揚せり、扨斯る幸を得し事を、獨り見るべき事にあらず、朋友の內にも家業に厚き同志の人人へは知らせ遣はし、同じく視て業事の益には相互になしたきものと思ひ量りて、先同僚中川淳菴を初め、某誰と知らせ遣はせし中かに、良澤へも知らせ越したり、扨良澤は翁よりも齡十ばかりも長じ、我よりは老輩の事にてありし故、相識にこそあれ、常々は往來も稀に、交接うとかりしかど、醫事に志篤きは互ひに知り合たる中なれば、此一擧に漏すべき人にはあらず、先早く申通じたく思ひたれども、さし掛りし事、且つ此夜も蘭人滯留の折なれば、彼客屋にありけるゆゑ夜分にはなりぬ、俄に知らすべき便りもなし、如何せんと存せしが、臨時の思付にて、先手紙調へ知れる人の許に立寄り、相謀りて本石町の木戸際に居たりし辻駕の者をやとひ、申遣せしは、明朝しか〴〵の事あり、望あらば早天に淺草三谷町出口の茶屋まで御越しあるべし、翁も此處まで罷越し待合すべしと認め、置捨にて歸れと持せ遣しけり、

○其翌朝とく支度整ひ彼所に至りしに、良澤參り合ひ、其餘の朋友も皆々參會し出迎たり、時に良澤一つの蘭書を懷中より出し、披き示して曰く、これは是れターヘルアナトミアといふ和蘭解剖の書なり、先年長崎へ行きたりし時、求め得て歸り家藏せしものなりといふ、これを見れば、卽ち翁が此頃手に入りし蘭書と同書同版なり、是れ誠に奇遇なりとて、互ひに手をうちて感せり、扨良澤長崎遊學の中、彼地にて習得聞置しとて其書をひらき、これはロングとて肺なり、これはハルトとて心なり、マーグといふは胃なり、ミルトといふは脾なりと指し敎へたり、然れども漢說

の圖には似るべくもあらざれば、誰も直に見ざる內は、心中にいかにやと思ひしことにてありき、

○これより各打連立て、骨ヶ原の設け置し觀臓の場へ至れり、扨腑分の事は、穢多の虎松といへるもの、此事に功者のよしにて、兼て約し置しよし、此日も其者に刀を下さすべしと定めたるに、その日其者俄に病氣のよしにて、其祖父なりといふ老屠、齡九十歳なりと云る者代りとして出たり、健なる老者なりき、彼奴は若きより腑分けは度々手にかけ、數人を解たりと語りぬ、其日より前迄の腑分といへるは、穢多に任せ彼が某所をさして肺なりと敎へ、これは腎なりと切り分け示せり、夫を行き視し人々看過して歸り、我々は直に內景を見究めしなどいひしまでの事にてありしとなり、固より臓腑に其名の書記してあるものならねば、屠者の指し示すを視て落着せしことにて、其頃までのならひなるよしなり、其日の彼老屠が、彼れの此れのと指し示し、心肝膽胃の外に、其名なきものをさして名は知らねども、己れ若きより數人を手にかけ解き分けしに、何れの腹內を見ても、此處にかやうの物あり、かしこに此物ありと示し見せたり、圖によりて考ふれば、後に分明を得し動血脈の二幹、又小腎などにてありたり、老屠又曰、只今まで腑分の度度、其醫師がたに品々をさし示したれども、誰一人某は何此は何々なりと、疑れ候御方もなかりしといへり、良澤相倶に携へ行し和蘭圖に照し合せ見しに、一としていさゝか違ふ事なき品々なり、古來醫經に說たる所の肺の六葉、兩耳肝の左三葉、右四葉などいへる分ちもなく、腸胃の位置形狀も大に古說と異なり、官醫岡田養仙老、藤本立泉老などは、其ころまで七八度も腑分し給ひし由なれども、皆千古の說と違ひしゆゑ、毎度々々惑疑して不審開けず、其度々に異狀と見しものを寫し置れ、つら／＼思へば華夷人物違ありやなど、著述せられし書を見たる事もありしは、これが爲なるべし、扨其日の解剖事終り、とてもの事に骨骸の形をも見るべしと、刑場に野ざらしになりし骨共を拾ひとりて、かず／＼見しに、舊說とは相違にして、只和蘭圖に差へる所なきに、皆驚嘆せるのみなり、

　其日の刑屍は、五十歳ばかりの老婦にて、大罪を抱きし者のよし、元と京都生れにて、あだ名を靑茶婆

と呼れしものとぞ、

○歸路は良澤、淳庵と翁と三人同行なり、途中にて語り合しは、扨々今日の實驗一々驚入、且これまで心付ざるは恥べき事なり、苟も醫の業を以て互に主君主君へ仕る身にして、其術の基本とすべき吾人の形體の眞形をも知らず、今迄一日々々と此業を勤め來りしは、面目もなき次第なり、何とぞ此實驗に本づき、大凡にも身體の眞理を辨へて醫をなさば、此業を以て天地間に身を立るの申譯もあるべしと、共々に嘆息せり、良澤もげに尤千萬同情の事なりと感じぬ、其時翁申せしは、何とぞ此ターヘルアナトミアの一部新たに翻譯せば、身體內外の事分明を得、今日療治の上の大益あるべし、いかにもして通詞等の手をからず、讀み分けたきものなりと語りしに、良澤曰く、予は年來蘭書よみ出し度の宿願あれど、これに志を同うするの良友なし、常々これを慨き思ふのみにて日を送れり、各がた彌々これを欲し給はゞ、我前の年長崎へもゆき、蘭語も少々は記臆し居れり、それを種として共々よみ掛るべしやといひけるを聞、それは先づ喜ばしきことなり、同志に力を戮せ給らば、憤然として志を立て一精出し見申さんと答へたり、良澤これを聞き悅喜斜ならず、然らば善はいそげといへる俗説もあり、直に明日私宅へ會し給へかし、如何やうにも工夫あるべしと深く契約して、其日は各々宿所々々へ別れ歸りたり、

○其翌日良澤が宅に集り、前日のことを語り合ひ、先づ彼ターヘルアナトミアの書にうち向ひしに、誠に艫舵なき船の大海に乘出せしが如く、茫洋として寄べきなく、只あきれにあきれて居たる迄なり、されども良澤は兼てより此事を心に掛け、長崎迄もゆき蘭語幷びに章句語脉の間の事も、少しは聞覺え聞ならひし人といひ、齡も翁などよりは十年の長たりし老輩なれば、これを盟主と定め、先生とも仰ぐ事となしぬ、翁いまだ二十五字さへ習はず、不意に思ひ立し事なれば、漸くに文字を覺え、彼諸言をもならひしことなり、

○扨此書をよみ始るに、如何樣にして筆を立べしと談じ合しに、迚も始より內象の事は知れがたかるべし、此書の最初に仰伏全象の圖あり、これは表部外象の事なり、其名所は皆知れたる事なれば、其圖と說の

符號を合せ考ることは取付きやすかるべし、圖の初とはいひ、かた〴〵先づこれより筆を取り初むべしと定めたり、卽ち解體新書形體名目篇これなり、其ころはデのヘットの又アルス、ウエルケ等の助語の類も、何れが何やら心に落付て辨へぬ事ゆゑ、少しづゝは記臆せし語ありても、前後一向にわからぬ事ばかりなり、譬へば眉といふものは、目の上に生じたる毛なりと有るやうなる一句、彷彿として長き日の春の一日には明らめられず、日暮る迄考へ詰め、互ににらみ合て、僅一二寸の文章、一行も解し得る事ならぬことにて有りしなり、又或る日鼻の所にて、フルヘッヘンドせしものなりとあるに至りしに、此語わからず、是は如何なる事にてあるべきと考合しに、いかにもせんやうなし、其頃ウオールデンブック、釋辭書、といふものもなし、ようやく長崎より良澤求め歸りし、簡略なる一小册ありしを見合たるに、フルヘッヘンドの釋註に、木の枝を斷ちたる迹、其迹フルヘッヘンドをなし、又庭を掃除すれば其塵土聚り、フルヘッヘンドすといふ樣によみ出せり、これは如何なる意味なるべしと、又例のごとくこじつけ考ふ合ふに、辨へ兼たり、時に翁思ふに、木の枝を斷りたる跡癒れば堆くなり、又掃除して塵土あつまれば、これもうづたかくなるなり、鼻は面中に在りて堆起せるものなれば、フルヘッヘンドは堆（うづたかし）といふことなるべし、然れば此語は堆と譯しては如何といひければ、各これを聞て、甚だ尤なり、堆と譯さば正當すべしと決定せり、其時のうれしさは何にたとへんかたもなく、連城の玉をも得し心地せり、如レ此事にて堆と譯語を定めり、其數も次第々々に增しゆく事となり、良澤はすでに覺居し譯語書き留をも增補しけるなり、其中にもシンネン精神、などいへる事出しに至ては、一向に思慮の及びがたき事も多かりし、これらは亦往々は可レ解時も出來ぬべし、先づ符號を付置べしとて、丸の内に十文字を引きて記し置たり、其頃不レ知ことをば轡十文字と名けたり、毎會いろ〳〵に申合せ考へ案じても、解すべからざる事あれは、其苦さの餘り、それも又くつは十文字々々々々と申たりき、然れども爲すべき事は固より人に在り、成るべきは天にありの喩の如くなるべしと、如此思ひを勞し精を硏り、辛苦せしことと一ケ月に六七會なり、其定日は怠りなくわけもなくして

各相集り、會議して讀合ひしに、實に不昧者は心とやらにて、凡そ一年餘も過しぬれば、譯語も漸く增し、讀に隨ひ自然と彼國の事態も了解する樣にて、後々は其章句の疎き所は、一日に十行も其餘も、格別の苦勞なく解し得るやうにもなりたり、尤春毎參向の通詞どもへも問糺せし事もあり、又其間には解屍の事もあり、亦獸畜を解きて見合せし事も度々のことなりき、

蘭學事始上之卷終

蘭學事始下之卷

○此會業怠らずして勤たりし中、次第に同臭の人も相加り寄りつどふ事なりしが、各志す所ありて一樣ならず、翁は一たび彼國解剖の書を得直に實驗し、東西千古の差ひあることを知り明らめ、治療の實用にも立て、世の醫家の業にも發明ある種にもなしたく、一日もはやく此一部を用立つ樣になし見度と、志を起せし事ゆゑ他に望む所もなく、一日會して解する處は、其夜翻譯して草稿を立て、それに付きては其譯述の仕かたを種々樣々に考へ直せし事、四年の間草稿は十二度迄認かへて、板下に渡すやうになり、遂に解體新書翻譯の業成就したり、抑江戶にて此學を創業して、腑分といひ古りしことを新に解體と譯名し、且社中にて誰いふとなく、蘭學といへる新名を首唱し、我東方闔州自然と通稱となるにも至れり、是れ今時のごとく隆盛となるべき最初嚆矢なり、今を以て考れば、是迄二百年來彼外科法は傳りしなれども、直に彼醫書を譯するといふ事は絕てなかりしが、此

時の創業不可思議にも、凡そ醫道の大經大本たる身體内景の書、其新譯の起始となりしは、不用意を以て得る所にして、實に天意とやいふべし、

○過ぎこしかたを顧るに、未だ新書の卒業に至らざるの前に、斯の如く勉勵すること兩三年も過ぎしに、漸々其事體も辨ずるやうになるに隨ひ、次第に蔗を噉ふが如くにて、其甘味に喰ひつき、これにて千古の誤も解け、其筋たしかに辨へ得し事に至るの樂しく、會集の期日は、前日より夜の明るを待兼、兒女子の祭り見にゆくの心地せり、扨都下は浮華の風俗なれば、他の人もこれを聞傳へ雷同して、社中へ入來りしものもありたり、其時の人々を思ふに、遂るも遂ざるも、今は皆鬼錄上の人のみ多し、嶺春泰、烏山松圓といへる男などは、頗る出精せしが今は則ち亡し、同僚淳庵なども新書上木の後なりけれども、五十に滿たずして世を早うせり、其ころ往來せし者にて今に生殘りしは、翁よりははるか歳下の人なれども、弘前の醫官桐山正哲などなり、又其頃此業の着實なるを知れるものは格別、たえて知らざるものは、大に怪しみ疑ふもの多かりき、扨集り來りたる者の内にも、其業のはか〴〵しからず、それと突き留めもなき面倒なる事ゆゑ、遂に精力盡きはて、又は今日の生計に逐るる人は、其しるし見えざるに倦み、且は已むを得ず中道にして廢するといへる族も多かりき、又は偶々厚かりし者も、多病にして事ならず、早世せしも數多ありたり、最初より會合ありし桂川甫周君は、天性穎敏逸群の才にてありしゆゑ、彼文辭章句を領解し給ふ事も萬端人より早く、未だ弱齡とは申、社中にても末賴母敷芳しとて賞嘆したりき、尤其家代々阿蘭陀流外科の官醫なる上、其父甫三君は青木先生より、アベセ二十五字をはじめ、僅ながらも蘭語なども傳へ給ひしを聞覺え、少しは其下地もありし故にや、退屈のやうすもなく、會ごとには怠りなく出席したまへり、

○同盟の人々、毎會右の如く寄つどゐし事、かくありしといへども、各其志す所異なり、是れ實に人の通情なり、先づ第一の盟主とする所の良澤は、奇異の才ゆゑ、此學を以て終身の業となし、盡く彼言語に通達し、其力を以て西洋の事體を知り、彼書籍何にても讀得たきの大望ゆゑ、其目的とする所康熙字典などの如き、ウヲールデンブックを解了せんといふ事に深く

意を用ひたり、それゆゑ世間浮華の人に、多く交る事を厭ひたり、此學開くべき天助の一ッには、良澤といふ人天性多病と唱へ、此頃よりは常に閉戸して外へも出ず、亦漫りに人にも交らず、ただ此業を以て樂みとし日を消し居れり、其君昌鹿公は、其素心の情合をよく知召し、彼は元來異人なりとて、深く咎もし給はず、然れども本務に怠りがちなりければ、勤方疎漫なりと上へ告奉りし人もありしに、公の曰く、日々の治業をつとめるも勤めなり、又其業のためをなし、終には天下後世生民の有益たる事を爲んとするも、取りも直さず其業を勤るなり、彼は欲する所ありと見ゆれば、其このむ所に任せ置くべしとて、一向に打捨とし置れたり、すでに其前後ボイセン（人名）プラクテーキ抔いへる内科書を求められ、其紙端に御印章押し給ひて與へ給ひし事もあり、元來其號を樂山と呼びしも、高年の後自ら蘭化と稱せり、これは昔し君侯より賜りし名なりと、これは君侯常に、良澤は阿蘭陀人の化物なりと、御戲れにの給ひしより出たり、 其寵遇かくのごとき事にてありたり、これ故良澤心のまゝに、其學の修行出來たる事なり、扨浮華の輩雷同して從事せしも多かれども、創業の迂遠なるに倦て、廢するもの少からざりしに、此先生生涯一日のごとく、確乎として動かざりしゆゑ、其中には今の如く其業を遂げしもあること〻思はる〻なり、これ全く此の事開くるの時に遭ひしゆゑにや、又中川淳庵は兼て物産の學を好める故、何とぞ此業を勤め、 海外物産をも知り明らめたき事を欲せり、亦傍ら奇器巧技の事を嗜み、自ら工夫を凝して新製せるも少からず、又和蘭局方を譯し掛りしに、業を卒へず、天明の初年脹症を患て千古の人となれり、桂川君は、 さしてこれといふ目當とては見えねども、前にもいへる家柄なれば、只何となく此事をこのみ給ひ、齡は若し氣根は強し、會毎に來り給ひて、此學に加り給へり、翁はこれらとは大に違ひ、始て觀臟し和蘭圖に徵して千古の差あるに驚き、いかにも先此一事を早くあきらめ、治療の用を助けたく、又世醫法術發明の間にも、用立つやうになしたき志のみなりければ、何とぞ一日も早く速に、此一部見るべきものとなしなんと心掛け 一書の譯をし、其事成らば望足りぬと心を決し思を興せしに依て、深く彼諸言を覺え、他事を爲すの望はなかりしなり、五色の糸の亂れしは皆美なるものなれども、赤とか黃なるとか一色に決し、餘は皆きり棄る心にて思ひ立しなり、其節思慮するに、應神帝の御時百濟の王仁、初て漢字を傳へ書籍を持渡りてより、代々の天子學生を異朝へ遣はされ、彼書を學ばせ給ひ、數千歲の今に至りて、始めて漢人にも恥ざる漢學出來る程になりたるなり、今首めて唱へ出せるの業、何として俄に事整ふて成就すべきの道理なし、只人身形體の一事、千載所說の違たる所を世に示し、何とぞ其大體を知らせたく思ひし迄にて、他に望む所なしと一決し、右にもいへる如く、一日會して解せし所を、其夜宿に歸りて直に翻譯し記したため置たるなり、 同社の人々翁が性急なるを時々笑ひしゆゑ、翁答へけるは、凡そ丈夫は草木と共に朽べき者ならず、 かた〴〵は身健かに

齢は若し、翁は多病にて歳も長けたり、往々此道大成のときには迚も逢ひがたかるべし、人の生死は預め定めがたし、始て發するものは人を制し、後れて發するものは人に制せらるといへり、此故に翁は急ぎ申すなり、諸君大成の日は、翁は地下の人となりて草葉の蔭に居て見侍るべしと答ければ、桂川君などは大に笑ひ、後々は翁を諢名(あだな)して草葉の蔭と呼び給へり、斯ることにて年月は行過ぎ、白駒の隙過るよりも早く、とかくせし間に三四年の月日を重ね、逐々世の人も聞傳へて尋來るもありしゆゑ、西洋所説の臟腑經絡骨節等、其概に知る所を以て、大凡は其眞面目を語り示せるほどにはなりたり、

○解體新書未だ上木の前なりしが、奥州一の關の醫官建部清庵由正といへる人、はるかに翁が名を聞傳へて、平生記し置たる疑問を送りし事あり、其書に記せし事ども、我業に就きては感嘆する事多く、これまで相識れる人にもあらず、翁と志を同うするも千里一契なり、其書にいふ、これまでの阿蘭陀流外科片假名書の傳書を、此術の基とするまでなるは扨々殘念なり、世に有識の人出で丶、昔し漢土にて佛經を翻譯せしごとくに、阿蘭陀の書をも和解なしたらば、正眞の阿蘭陀醫流成就すべしと記せられたり、これは其時より二十餘年前よりの懸念とぞきこえたり、實に其見解感ずるも餘あり、はからずも翁其人にあたりしを抃躍し、吾等の知己千載の一奇遇なりと答書を報じ、夫れより往復絶ずして書信を通じ、其緣によりて品々の事もあり、門人等其書通を書きあつめ、蘭學問答と名け留たり、（後に子弟等藏版となしぬ、和蘭醫事問答と題せしものはこれなり、）

○翁は元來疎漫にして不學なるゆゑ、可成りに蘭説を飜譯しても、人のはやく理會し曉解するの益あるやうになすべき力はなく、去れども人に託しては我本意も通じがたく、やむことなく拙陋を顧ずして自ら書綴れり、其中に精密の微義もあるべしと思へる所も、解しがたき所は、疎漏なりと知りながらも强て解せず、惟意の達したる所ばかりを擧置けるのみなり、譬へば京へ上らんと思ふには、東海東山二道ある事を知り、西へ／＼と行けば、終には京へ上り着くといふ所を第一とすべしと、其道筋を敎るまでなりと思ふ所より、其荒增の大方ばかりを唱へ出せしなり、これを手初にして、世醫の爲に翻譯の業を首唱せしな

り、素より浮屠氏翻譯の法は辨へず、殊に和蘭書翻譯といふ事は、古今になき所の最初なれば、此讀み初の時にあたり、細密なる所は固より辨ずべき樣もなし、只幾重にも醫たるもの丶先第一に、臟腑内景諸器の本然官能を知らずしては濟ず、何とぞ各其質を辨へて、互に治療の助になさばやと思へるが本意ばかりなり、此志ゆゑ此譯をいそぎて、早く其大筋を人の耳にも留り、解し易くなして、人々是まで心に得し醫道に比較し、速に曉り得せしめんとするを第一とせり、夫故なるだけ漢人稱する所の舊名を用ひて、譯しあげたく思ひしなれども、此に名るものと、彼に呼ぶものとは相違のもの多ければ、一定しがたく當惑せり、彼是考へ合すれば、迚も我より古をなすことなれば、いづれにしても人々の曉し易きを目當として、定る方と決定して、或は翻譯し或は對譯し、或は直譯義譯とさまぐ\に工夫し、彼に換へ此に改め、晝夜自ら打掛り、右にもいへる如く、草稿は十一度、年は四年に滿ちて漸く其業を遂げたり、尤其頃は彼國俗の精密微妙の所は、明了すべき事にはあらず、今の如く思ひよらず聞けし所より見る人は、さぞ誤解のみといふべし、首めて唱る時にあたりては、なかぐ\後の議りを恐るゝやうなる、碌々たる了簡にて企事は出來ぬものなり、くれぐ\も彼大體に本きて、合點の行く所を譯せしまでなり、梵譯の四十二章經も、漸々今の一切經に及べり、是翁が其頃よりの宿志にして企望せし所なり、世に良澤といふ人なくば、此道開くべからず、且翁が如き素意大略の人なくば、此道かく速かに開くべからず、是も亦天助なるべし、

○扨右の如く一通り譯書出來たれども、其頃は蘭說といふ事、少しにても聞及び聞知る人絕てなく、世に公にせし後は、漢說のみ主張する人は、其精粗を辨せず、これ胡說なりと驚き怪みて、見る人もなかるべしと思ひ、先づ解體約圖と云ものを開版して世に示せり、是は俗間にいふ報帖（ひきふだ）同樣のものにてありたり、

此業江戸にて首唱し、二三年も過し頃、年々拜禮に參向する阿蘭陀便にて、長崎にも聞傳へ、蘭學といふ事江戸にて大に開けしといふこと、通詞家などにては、忌み憎みしよし、左もあるべし、如何さま其ころまでは、彼家々は通詞迄の事にて、書物讀て翻譯する抔いふ事もなかりし時節にて、冷めしをさむめしといひ、一部一篇とも譯すべきヱトンデールといふ語を、一のわかれ二の分れと和解し、通じ合ひて事濟む樣なる事にてありしと見えたり、尤醫說内景抔の事に至りては、誰一人知る人なき筈なり、或る一譯士此約圖を見て、ゲールといふものは身體中にはなし、ガルの誤なるべし、ガルは卽ち膽なりと不審せしとなり、但此前後よりして翁が輩、關東にて創業の一擧ありしによ

り、其根元たる西肥の通詞輩の志な
も、大に引立しかと知らるゝなり、

體約圖既に成り、本篇も出版にも成りしかども、前條にいへるごとく、紅毛談さへ絶版となりし程の事なれば、西洋の事は假初にも唱ふる事はならぬ事にや、併し和蘭は其中にても各別なるにや、否の所不分明にて、乾度これは苦しからずといふ事も決しがたく、若し私かにこれを公にせば、萬一禁令を犯せしと、罪を蒙るべきも知られず、此一事而已甚恐怖せし所なり、然れども横文字を其まゝに出せるにはあらず、且讀て見れば其姿は知ることなり、我醫道發明の爲なれば、敢て苦しからずと自ら決定し、何れにも翻譯といふ事を公にする初を唱ふべしと、竊かに覺悟を極めて決斷せし事なり、但是は其事の最初なれば、何とぞ此一部恐れ多くも冥加のため、公儀へ獻じ奉りたき志願なりしが、幸ひ同社桂川甫周君の御父甫三君は、前にいへる如くの舊友なりければ、此法眼に謀りしに、其取扱推擧により、御奥より內獻し奉りぬ、斯く障もなく事濟しは難有御事なりき、又翁が從弟吉村辰碩は京都に住居せり、此人の推擧を以て、時の關白九條家幷に近衞准后、同前公、及び廣橋家へも一部づゝ奉りぬ、これによりて、三家より目出度古詠を自ら染筆して賜り、又東坊城家よりは、七言絶句の詩を賦して賜りぬ、尤時の大小御老中方へも、同じく一部づゝ進呈したり、何方とても何の障れる事もなく相濟みぬ、これらによりて大に此擧に於る安堵をなしたりき、これ和蘭書譯書公けになりぬるはじめなり、

〇翁が初一念には、此學今時のごとく盛になり斯く開くべしとは、曾て思ひよらざりしなり、是れ我不才より先見の識乏しきゆゑなるべし、今に於てこれを顧ふに、漢學は章を飾れる文ゆゑ其開け遲く、蘭學は實事を辭書に其まゝ記せし者ゆゑ、取り受けはやく開け早かりし歟、又實は漢學にて人の智見開けし後に出たる事ゆゑ、かく速かなりしか知るべからず、然れども斯業の自然に開くべきの氣運にや、此ころより前に記せる東奥の建部氏、翁には二十歳ばかり長たる翁なるが、不思議に書牘の往復ありしが、我答書を得て實に狂喜啻ならずと申越せし趣なれども、身の老朽を如何せんとて、其息亮策を我門に入れ、續いて其門人大槻玄澤といふ男をさし登せて、我門に入れたり、此男の天性を見るに、凡そ物を學ぶ事實地を踏ざればなすことなく、心に徹底せざる事は筆舌

に上せず、一體豪氣は薄けれども、すべて浮たる事を好ず、和蘭の究理學には生れ得たる才ある人なり、翁其人と才とを愛し、務めて誘導し、後々は直に良澤翁に託して此業を學せしに、果して勉勵怠らず、良澤も亦其人を知りて骨法を傳へしゆゑ、程なく彼書を解する事の大概を曉れり、其際同僚淳庵、桂川法眼、又福知山侯抔と往來して、此業を講究せり、又大に志を興し、此上は西遊して長崎に至り、直に彼通詞家に從ひ學び試たきよしをはかりしゆゑ、我も良澤も喜び許し、汝壯年行け奕勉めよや、其事を濟さば術業益益進むべしと慫慂せしにより、愈憤起して志を負笈に決したり、然れども素より貧生の事なれば、力の及ざる事どもなり、翁其志に感じ、專ら其力を助けんと思へども、翁も其ころは生計かたく、思ふ程ならねば、力の及べるだけはこれを助け、且御同學たりし福知山侯も、淺からぬ恩遇ありて、やがて彼地にいたり、本木榮之進といへる通詞家に寄宿し教を受け、又彼に問ひ此に謀り、油斷なく修行して歸府したり、爾後は江戸永住の人となる事を得たり、扨嘗て編集し置ける蘭學楷梯といふ書ありしを、歸府の後藏板して同志に示せり、此書出し後、世の志あるものこれを見て、新に憤悱し志を興せしも亦少なからず、此人を生じ此等の書の出る事となりしも、翁が本志を天の助け給ふの一つにやと思ひし事なり、

○此餘我門に出入せしもの丶内、斯業を學び掛りしもの多かりけれども、或は久しく都下に足をとゞむることかたく、或は官途に羈れ、或は生計に逐れ、或は病身或は天死抔と、皆はか〴〵しく事を遂げしもなかりき、然れども翁がこれを發起せしにより、其支派分流を生じ出せしは少からず、扨安永七八年の頃、長崎より荒井庄十郎といへる男、平賀源内が許に來れり、これは西善三郎が舊との養子にして、政九郎といひて通詞の業を爲せし人なり、社中蘭學を興すの最初なれば、翁が宅へ招き、淳庵など丶共に、サーメンスブラーカを習ひし事もありし、源内死せし後桂川家に寄食し其業を助け、又福知山侯へも出入して、侯の地理學の業にも加功したり、侯專ら地理學を好み給ひ、泰西圖說等の譯編あり、庄十郎後は他家に在りて、森平右衛門と改名したり、此人江戸へ下りて、聊社中を誘發せざりしにもあらざらんか、今は千古の人となれり、

○津山侯の藩醫に、宇田川玄隨といへる男あり、これに元來漢學に厚く博覽强記の人なり、此業に志を興し、玄澤によりて彼國書を習ひ、其紹介にて翁と淳庵へも往來し、桂川君良澤へも漸く交を通じたり、後に長崎前きの通詞家白川侯の家臣となりし、石井恒右衞門といふ人抔へも出入し、彼の言語の數々をも習ひしが、元來秀才にて鐵根の人ゆゑ、其業大に進み一書を譯し、內科撰要と題せる十八卷を著せり、是れ簡約の書といへども、本邦內科書新譯の始なり、惜しいかな四十餘にして泉路に赴けり、此書說後にいたり漸く全部の開板なれり、

○京師に小石元俊といへる醫師あり、獨嘯菴の門人にて、醫事に志至て厚き男なり、翁固より相識れる人にあらず、彼れ始て解體新書を讀みて、千古の說に差ひし所を疑ひ、親ら數々觀臟して斯書の着實なるに感じ、爾來深くこれを喜び、翁へ書信を通じて、猶其解しがたき所を尋問せり、天明五年の秋、翁侯家に陪して其國に罷り歸路、上京せし時、滯留の間日夜來て問難したり、其後は東遊し玄澤が僑居を主とし、在留一年に近く、每々社中と此業を討論せり、蘭學とては爲ざれども、歸京の後其塾に於て、出入の諸生徒に解體新書を每に講じて、其實法を人に示せしと、これ關西の人を誘發せしの一つなり、

○大坂に橋本宗吉といふ男あり、傘屋の紋かく事を業として、老親を養ひ世を營めりと、不學なれど生來奇才あるものゆゑ、土地の豪商ども見立て力を加へ、江戶へ下して玄澤が門に入れたり、僅の逗留の間出精し、其大體を學び、歸坂の後も自ら勉めて其業大に進み、後は醫師となりて益此業を唱へ、從遊の人も多く、漸く譯書をも爲し、五畿七道山陽南海諸道の人を誘導し、今に於けるいよ〳〵盛なりと聞けり、江戶へ來りしは寬政の初年の事なり、歸坂の最初右の元俊も、彼が志を助けて其業を勵ましめしとなり、

○土浦侯の藩士に、山村才助といふ一奇士あり、其叔父市川小左衞門を介として、翁に蘭學の事を問ふ、翁其ころは年老て、此業を以て悉く門人玄澤に託したれば、玄澤彼國文二十五字よりして敎立たり、天性其才備り殊に地學をこのみ、專ら其筋を專精せしが、白石先生の采覽異言を增譯重訂して、十三卷の書を譯撰す、栗山先生の推擧によりて官へも內獻せり、其餘翻譯の內旨も奉じたりしが、其業も全からずして卽世せり、惜むべしと云ふべし、萬國輿地の諸說は、未だ漢人の知らざる所のもの多し、是れ蘭學のこゝに

至れるの功なり、

○石井恆右衛門は、長崎舊との譯官馬田清吉といふものなりしが、其家業を他人へ遜りて江戸へ來り、天明の中頃白川侯の家臣となれり、侯其初めを知り、ドトニユース本草を和解せしめ、十數卷の譯説成れり、其業を卒へずして是亦異客となれり、稻村某といふ男取立しハルマ釋辭の書は、全く此人の力に賴れり、此譯書は、近來初學稽古の人々考閲の益ありといふ、此人もと舊職業を以て仕官すべしとて、東下せしにはあらねども、斯の如く隆盛の中へ來りし事ゆゑ、專ら此道の助けとなりたり、

○桂川家の事は、前にもいへるごとくなり、甫周君は拔群の俊才ゆゑ、凡そ和蘭の事にも略通し、其名聲四方に走せ、尤常に其業事の趣は、公上にも知し召れし事なれば、時々西洋筋の事は和解御用も命せられし趣なり、其草稿其家には有べし、和蘭藥撰海上備要方抔云ふ譯説の著書ありと聞ども、未だ成熟の書を見す、年いまだ六十に滿ずして千古の人となり給へり、

○因州侯の醫師稻村三伯といふ男あり、其國に在り一蘭學楷梯を見て、憤發して江戸へ下り、玄澤が門を扣き此業を學び、後に彼ハルマといふ人著せる言辭の書を、石井恆右衛門に依りて譯を受け、十三卷といふ和語解譯の書を編せり、其始め石井へ介をなし、原書も借し與へたりと、其初稿は宇田川玄隨、岡田甫説といふもの加巧して、時々石井が許に往來して成就せりと、訂正の時に至りては、他に力を添へしものもありとも聞けり、後故ありて侯邸を退き、江州海上郡の邊に浪遊し、遂に名を隨鷗と改め、京師に在りて專ら此業を唱へし由、今はこれも古人となれりと聞けり、併し釋辭の書を企て成せしは、初學者の爲に一功といふべし、

○今の宇田川玄眞、初めは安岡氏にて伊勢の人なり、江戸へ出で丶岡田氏を冒し、上にいふ宇田川玄隨の漢學の弟子なりし由、玄隨其才の固密なるを知りて、蘭學に引導せんとの意ありて、毎々玄澤へも噂せしことありしとなり、然るに玄隨一とせ侯駕に陪して其國に至りしころにや、養家を辭し本姓安岡に復せし時、玄眞初て師命を含て玄澤が許に來り、此學を習ん事を請ふ、蘭字の書方までは玄隨より習ひ受けしと見えたれば、爲に蘭言譯語の一小册を授けて寫さ

しめ、又彼の局方の書を讀しむ、日々往來し且つ寄食の事を乞ひけれども、其ころ家に支れる事ありて、暫く同社嶺春泰が許に託す、此頃春泰疾んで日々に篤し、終に物故せり、故に此後玄澤、甫周君へ謀りて同所へ託して曰く、此男蘭學執心にして、其依る所なきを憂ふ、爲にこれを取扱ひ給はらば、往々君の業を助くべきものなるをと説く、君直に諾してこれより同家に入塾することになりぬ、其際も玄澤がもとに往來して、譯法を問ふ事しば／＼なり、本と此男蘭說の實際に心醉していふ、吾他に望む所なし、隨意に此業の修業出來るの師塾ならば、何方へも寄宿なしたきといふ宿願なり、それゆゑ桂川家へ託せしことなり、然るに其ころ同家は官務と治業と繁多にして、彼が素志を達することは能はざるを、玄澤に訴ること繁々なり、一日玄澤翁に此事を語る、翁其ころは次第に專門の療術寸暇なく、素業を勤むべき暇とてはなき身となりたり、然れども翁は素より此道に志深かりければ、猶益々其道を開たきの志止がたく、解體新書成就の後も、彼へイステル外科書の譯文に手をかけ、金瘡瘍瘍の諸篇に、草を起して數卷の稿は出來たりしが、其頃度々の病に罹りしに、傍人も諫め、これは此業勤勉の祟りをなす所なれば、少間廢すべしといひ、尤も玄澤等もひたすら心志を放散し、偏に老を養ふべし、不肖といへども其業吾これに代るべしともいひ、且は次第に老行く年なれば、中々大業遂べき氣根もなく、其後は今に中絶したりけれども、其本志の已みがたく、數年の間見あたりし蘭書の分は、大部の物といへども、力の及べる程は費へを厭ず購ひ求め、相應には藏書も集りたり、此學を事とせんとするもの誰にあれ、其志はありても書籍に乏しき時は事成らずと思ひ、自ら讀には暇あらずとも、往々子弟等はもとより、志ある人に借し與へて、此道開くるために稗益たるべしと思ひ、數十卷を藏したり、扨同じくは年若く此道に志篤き人を見出し、別に一女に妻し養子となし、此業を遂させ、我醫道の未だ開ずして未だ足らざる所を開きて之を補綴し、諸民の疾苦を廣濟なしたきものと、朝暮心にかけし折なれば、幸に玄眞あることを喜び、卽ちこれを招き其志を問しに、其云ふ處玄澤が申せしに違はず、よりて翁が家に迎へ父子の契を結びたり、玄眞も其意を得て深く喜び、我家の藏

書を自在に取扱ひ、日夜怠らず學び黽勉一かたならず、やゝもすれば夜を徹する事もあり、其精力の斯くなりしゆゑ、進める事も又速にして、其功昔日に倍せり、翁が喜びも亦知るべし、しかありけれども、其頃は年弱き時なれば、彼には專ら出精すれども、亦氣の移りやすき客氣盛の最中なれば、身持至て放蕩となり、しば〳〵異見をも加へたれども、愈々募りて已ざるにより、惜むべきの才子とは知りたれども、捨置は如何なる事をや仕出し、侯家の御名を汚すべき事もあるべしと、老が身の其心一日も易からず、已むことを得ず離緣して、永く交を絶たり、

○これによりて同社も交を通せず、彼も賴み少き身となりて、甚だ窮厄してありしに、去ながら其好む所の業は廢せざりしを、彼稻村なる者抔ひそかに見次せしよしなり、其際稻村等我男伯玄に內々謀りて、藏書中內科一二部の書を備して、譯せしめなんとして、其窮を凌せしといふこと後に聞たり、遂には自新して志を改めたりと聞たり、亦其頃稻村が企しハルマ譯辭の書は、彼が加功して其業を助成せり、

○二三年過て後、宇田川玄隨病によりて物故せり、其嗣子なきを以て弘く養子を求めたり、こゝに於て稻村氏仲立ちして宇田川の家を繼せたり、前にいへる如く、玄隨へはしか〴〵の緣もあり、其なかりし後といへども、今亡父となりし人の志を繼ぎ、其身も志す所の本意を達せりといふべし、爾後益々專精して數多の譯說をも爲し、醫範提綱といふものを開板し、既に一家の事成りぬ、其行ひ改り其志立ちし上にて、宇田川姓も繼し事なれば、再び翁へも交通をゆるし給はれと、玄伯玄澤等が申にまかせ、然る上は長く惡み遠くべきにはあらずとて、出入を許し、故の如く相親み、玄眞翁に仕ること師父の如くなれば、翁も亦彼を見ること子の如くするの昔に復せり、

○玄澤は、先きに其名夙く成りて、近頃官府よりして、新に御藏和蘭の書翻譯の台命を蒙りしに至りぬ、昔し翁が輩の假初に企し學業なりしに、今翁が世にありて顯らかにかゝる嚴命を蒙り奉りしは、冥加にもありがたく、翁が宿世の願滿足せりといふべし、何卒生民廣濟の爲にと思ひ立ちて、取付きがたき此事に刻苦せし創業の功終に空しからず、續ひて玄眞も亦同樣の命を蒙り、相倶に此に從事する事となれり、仰

ひて感戴するに堪へざる所なり、尤もこれ他にもあらず、翁が誘導せし我門の徒弟にして、此盛擧にあづかれる老が身の本懐、亦何をかこれに加ん、翁が高齢を錫りし天祿もありがたく、當時草葉の蔭と諱名せられし我身、今もなを聖代にながらへて、其全備を見せしめ給ふこと限りなきの恩光、旻天の冥感にやあらん、

○此餘玄澤、玄隨、玄眞が門より、出し靑藍の器もあるよしなれども、翁が子の、子の孫彦にして委しく知る所にあらず、三都の間諸侯の國々に分處するも多かるべし、

○昔し長崎にて、西善三郎はマーリンの釋辭書を、全部翻譯せんと企しと聞しが、手初迄にて事成らずと聞けり、明和安永の頃にや、本木榮之進といふ人、一二の天文曆說の譯書有りとなり、其餘に聞く所なし、此人の弟子に志築忠次郎といへる一譯士ありき、性多病にして早く其職を辭し他へ讓り、本姓中野に復して退隱し、病を以て世人の交通を謝し、獨學んで專ら蘭書に耽り、群籍に目をさらし、其中彼文科の書を講明したりとなり、文化の初年吉雄六次郎、馬場千之助などいふもの、其門に入りて彼屬文幷に文章法格等の要を傳へしとなり、此千之助は今は佐十郎と改名し、先年臨時の御用にて江戶に召寄られしが、數年在留し、當時御家人に召出され永住の人となり、專ら蘭書和解の御用を勤め、此學を好めるもの皆其讀法を傳ふる事となれり、我子弟孫子其教を受ることとなれば、各々其眞法を得て正譯も成就すべし、扨忠次郎は本邦和蘭通詞といへる名ありてより、前後の一人なるべしとなり、若し此人退隱せずして職にあらば、却てかくまでには至らざるべきか、是れ或は江戶にて、我社の師友もなくして推て彼邦書を讀出せる事の始りしに、彼人も憤發せるの爲す所歟とも思はる、是亦昇平日久しく、これらの事も世に開べきの氣運といふべし、

○一滴の油これを廣き池水の内に點すれば、散じて滿池に及ぶとや、さあるが如く、其初前野良澤、中川淳庵、翁と三人申合せ、假初に思ひ付し事、五十年に近き年月を經て此學海內に及び、其所彼所と四方に流布し、年毎に譯說の書も出るやうに聞けり、これは一犬實を吠れば萬犬虛を吠るの類にて、其中にはよき

もあしきもあるべけれども、それは姑らく申に及ず、かくも長命すれば今の如くに開る事を聞なりと、一たびは喜び一たびは驚きぬ、今此業を主張する人、是までの事を種々の聞傳へ、語り傳へを、誤り唱ふるも多しと見ゆれば、跡先ながら覺居たりし昔語をかくは書捨ぬ、

○かへすぐ〳〵も翁は殊に喜ぶ、此道開けなば千百年の後々の醫家、眞術を得て生民救濟の洪益あるべしと、手足舞踏雀躍に堪へざる所なり、翁幸に天壽を長じて此學の開けかゝりし初より、自ら知りて今の斯く隆盛に至りしを見るは、これ我身に備りし幸なりとのみいふべからず、伏して考るに、實は忝く太平の餘化より出し所なり、世に篤好厚志の人ありとも、なんぞ戰亂干戈の間にしてこれを創建し、此盛擧に及ぶの暇あらんや、恐多くも今茲文化十二年乙亥は、ふたらの山の大御神、二百とせの御神忌にあたらせ給ふ、此大御神の、天下太平に一統し給ひし御恩澤、數ならぬ翁が輩まで加り被り奉り、くまぐ〳〵すみぐ〳〵まで、神德の日の光照りそへ給ひし御德なりと、おそれみかしこみ仰ぎても猶あまりある御事なり、其卯月これを手錄して、玄澤大槻氏へ贈りぬ、翁次第に老疲れぬれば、此後かゝる長事記すべしとも覺ず、また世に在るの絕筆なりと知りて書つゞけしなり、跡先きなる事はよきに訂正し繕寫しなば、我孫子等にも見せよかし、八十三齡九幸翁漫書す、

明治二年己巳新刻

天眞樓藏版

蘭學事始下之卷終

南蠻寺物語

夫きりしたん宗門といふは、人皇百七代、正親町院御宇、永祿十一つちのへたつのころ、なんばんこくよりわたる所の邪法なり、南蠻國といふは、西は天竺、しなこく、南はうめ國、北は蜀の國につゞき、大海まん〳〵たり、此國廣さ十萬里四方、その内に四十二の國あり、日本より西みなみにあたり、海上三萬七千餘里をへだてり、此總帝王をば、ごうじんび大王と申ける、此大王國の大名臣下をあつめてのたまふは、是より東北にあたり、日本といふ小國あり、小國なれ共、天竺、ぼつかい、おらんだ、そのほかの國々より、船につみ渡す物買とめ、かへすためしなし、しかるときは金銀多き國とみえたり、かよふなけつかふ成國をせめとり、我領分とせば、榮曜榮華にくらすとも、じゆうじざいの身となり、國のはんじやうゆたかならんとおもふ也、いかゞあらんとのたまへば、大將軍しやうてんりきといふもの、身のたけ一丈餘、いろくろく髮あかく、聲は竹をひしぎ、せと物をわるごとくなる音聲にて申けるは、勅諚御もつともに候、某に一手の軍勢を下されば、日本へわたりそくじにうちほろぼし、大王御のぞみの通り、此國へしたがへんと申ければ、大王聞たまひ、しんびやうの申ぶん、さあらば日本へ行せめ取て、本望とげさせくれよとのおふせなり、しかる所に傍より、ちゑふかきごぎ大じん、眼にかどをたて、しやうてんりきにむかつて申けるは、此儀御むよう、つく〴〵かんがふるに、今まで四十二か國より、日本をせむる事度々におよぶといへ共、ついに一度もしやうりを得ず、こゝに北てきのせんかうてい、日本をせめしに、神國ゆゑ神のまもりつよくして、七度まで打まけたり、しかれば只にては取ゑがたし、ろめ國をとりしごとくに、行法の達人を日本へ渡し、まほうを以て貧苦のものに金銀をあたへなびかせて、日本三が一もかたむけば、其時すまんの人じゆを渡てせめ取とき、歸服のものを案内にてせめとらば、やす〳〵と手に入らん、かならず急には成まじ、しあんあれと申ける、大王きこしめし、いか樣是も尤なり、さあらばろめ國せめ取たるごとく、魔法すぐれたるもの、いづくにあるとせんぎすれば、是より三千里

西に切死丹といふ國あり、其國の天林峯といふ峯に、せんだん樹といふ大木あり、其山に二人のもの住り、一人をうるがんばてれんといふ、又一人をぶらてんばてれんといふ、ひそうじやうといふ魔法をつとむれば、自在の身となり、こくうにあがり、とびありく事をゑて、天をやぶり雲にのり、じゆうじざいの身なるゆへ、是を名付て破天連といふ、是切死丹宗門の長本也、又いるまんといふは、寺にたとへていはゞ、弟子のごとく、ばてれんは住寺のごとし、是を兩ばてれんともいふ、是を賴み日本へつかはし、日本人をなびけなば、大王おぼしめし成就せんと申ければ、慾ふかき大王大きによろこび、天林峯へ誰れをつかわすべきとあれば、ごぎ大じん申けるは、それがしがせがれ、ごが大臣つかはしたまへと申ゆへ、則かれをつかわし、その峯へいたり、あなたこなた尋る所に、一人のうるがんばてれんに行あい、申けるは、それがしべつの儀にて來るにあらず、大王のおふせには、その方を都へめしよせ、たのむ事ありとの儀也、同道せんと有ければ、うるがんばてれん申やう、山中の隱者に用のあるべき事あらじ、いか成事ぞといゝければ、ごが大じん申やう、魔法奇特を聞しめされ、各々を日本へ渡し、日本人を誘引し、道行をひろめさせたくとのおふせなり、いざゝせ給へとありければ、うるがんばてれん申やう、我はその儀はしらぬなり、遠國へわたり法をひろむる智者ならず、此よし大王へつげ給へといゝすてゝ、行方しれず消うせけり、ごが大じんあきれはて、もふ一度あふてたのまんと、こゝかしこたづぬれども、黑雲覆て跡先も見えず、力およばず歸國して、此よしつぶさに奏すれば、父のごぎ大じん申やう、うるがんばてれんは賢人なりと聞しにちがいなし、これはさだめてもてなしすくなきゆへ、あなづるとおもひし成べし、此度は金銀糸綿澤山につかはしなば、參るまいものでなしと、種々のたからをしたためて、かの天林峯へふたゝび使ひをつかはしける、前のつかい歸りしあとへ、うるがんばてれん、友達のぶらてんばてれんが住岩穴へ行、右之次第をかたりければ、ぶらてんばてれんが申けるは、此事我かんがふるに、大王慾ふかきゆへ、日本人の心を謀り見させんとの事成べし、東北は運氣強して、中々はかり見らるべからずと察し、辭退してつかはせしといひけれ

ば、ぶらてん尤の事なり、何ほど呼るとも行事無用
と、いゝかはしてこそわかれける、かゝる所へ、後の
使、しな〴〵のみやげ物をじさんして、又うるがんに
出合て、みやこへぜひ〳〵參れとすゝめつゝ、みやげ
のしな〴〵出しける、うるがんいゝけるは、我は隱
遁者也、そのやうな物に目はつけずといゝすて、た
ちまちきえうせけり、ふたゝびあきれてかへりけり、
大王もごぎ大じんも、扨はいよ〳〵かれは賢人にう
たがひなし、此うへはごぎ大じん父子ともに、かの峯
へいたりて、うるがんに申さうなら、大王よりめさる
るに、きたらざる事は勅諚にそむくなり、普天の下率
土のうち、王土にあらずといふ事なし、勅命にしたが
はずんば、此峯に住給ふまじと、理くつづめにいふな
らば、よもや違背はせまじとあれば、すなはち父子か
の峯へゆき、右のごとくにのべければ、おゝせにまか
すべし、一度申かはしたる友だちあり、いとまごひし
てまいるべし、しばらく〳〵またせたまへとて、行がた
しれずきえうせけり、父子はあざむかれしかとおも
へども、約束なれば待ゐたり、扨うるがんばてれん
は、ぶらてんにいふやうは、ちよくし兩ごに及ともち

たいせしが、普天の下率土のうち、王地にあらずとい
ふ事なしと、理くつをもつてのちよくせんなれば、ぜ
ひなく都へまいるなり、定て日本へ渡さるべし、ろめ
國の人をまよわしたるごとくにせよとの事ならん、
日本へわたりしゆびよくば、書翰をさしこすべし、そ
のときそこもとも來らるべし、ちからをそへてたま
はれと、くれ〴〵たのみいとまごひ、かの父子待ゐる
そのまへへ、忽然とあらわれ出、おゝせにしたがひ參
らんとありければ、父子は悅び三人づれ、三千餘里を
つゝがなく、しあふせてこそかへりけり、大王御き
げんうるはしく、此たび日本へわたり、日本人の智惠
をはかり、術を以て南蠻の法をひろめ、日本をしたが
へば、そのゝち大軍をもつてきり取べき、早々わたり
たばかるべしとの、たくみの程こそおそろしけれ、う
るがん仰をうけ給はり、勅命にはそむかれず、是まで
は參れども、日本小國とは申せども、神國仁義の國な
れば、中々足は留させまじ、逗留せねば方便もなら
ず候へば、日本の大王へ先捧物つかはされよといゝ
ければ、いかにももつともなり、さあらばとて七いろ
のたから物をぞおくらるゝ、此たから物持參して、す

いぶんいつわりはかるべし、いよ〳〵しゆびよきにおゐては、早々しらせの手紙を待と、ねんごろにのたまへば、畏てこそいたりける、此七いろの寶物とは、七十五里を一目に近くみる遠眼鏡、又は芥子玉子のごとく見ゆる近めがね、もうこの皮十五枚、四方見當なき鐵砲、又伽羅百斤、又八疊釣の蚊帳、一寸八分四方の箱に納て、一たれごんだつといふなんばんのじゆす、紫金にて作りし四十二國を表したる、四十二粒のじゆす、此七いろときこえける、扨うるがんは南蠻國の船共綱解始め、風にまかせて船路の行衞何國と、知らぬ日の筑紫の方へやう〳〵と、一年ばかりの月日をおくり、肥前の國長崎の津へ着岸し、人目にかかるやうにと、わざと目立たる形にて、長崎の町々、寺社在々遠近の差別なく、縱横無盡に徘徊す、その人相の大きに目立ゆへ、見物のあつまる事、老若男女のへだてなく、とうまちくいのごとくなり、此儀京都へ、もれきこえ、長崎へ鬼が來たげなといふもあり、いや鬼ではない、唐人のかはりものじやと取々に、あけてもくれてもひやうぎせり、扨信長公には、足利十五代義昭公を將軍に取立し、心底神妙なりと御感有て、帝王正親町院昇殿をゆるされ、威勢は龍の雲をゑたるがごとし、五畿内は風に野邊伏す草のごとし、管領を得奉り、權威を取事人に越へ給ふ、此時江州安土の城に居たまひ、御側衆をあつめて世間咄しになぐさみ給ふ、その座に矢野久太夫といふ中小姓、此間京都にて珍敷沙汰承りぬ、肥前の國長崎へ鬼が出候よし、いや鬼ではない唐人のかはり物じやといふ、頭は西瓜のやうなり、からだに合てはかしらがちいさいなどと、いろ〳〵繪圖などにして、此噂のみと申上ければ、信長公聞給ひ、菅谷九右衞門といふ家老におゝせ付られ、何とぞ見度ものじやとありければ、九右衞門申やう、御尤に候得ども、西國方へはいまだ御手も付かぬゆへ、いかゞ候はんや、長崎は隆造寺高重の領分にて、御旗下にて無二御座一候に、無難に點頭せられば能候へども、若違背の時はいかゞあらん、御しあんあそばせと申上る、信長公聞たまひ、その儀尤ながら、ことの外異風なるものと聞及べば、いかにもして一見したき物なれば、義昭公の御教書に似せ、義昭公の家人にもたせて、高重方へおくらんとの評諚にて、家人一人呼よせ、そのむね申含めければ、此家人が

てんして、義昭公の御前は、病氣といつはり御奉公を引、長崎へこそおもむきける、此源内長崎へ到着し、高重を尋行、將軍よしてる公の上意といつわり、口上とのへ御教書を相渡、高重つゝしんではいけんし、義昭公御所望にて候はゞ、かしこまり奉ると、なんばん人を京へのぼせ、よしてる公御目にかけ可レ申と、執事司及中西監物、笹原彌左衛門、家子侍相そへ、なんばん人を駕籠にのせ、通辭一人差そへ、京都へこそは登せけり、信長公には此よしきこしめし、義昭公をいつわり、似せの御教書つかはしたる故は、なんばん人京都へ入ては、義昭公の御前も如何なれば、東寺四ツづか鳥羽縄手へ人をいだし、あれよりすぐに江州あづちへ、つれ來れとのおふせなり、扨高重方にはそのよし聞、將軍の仰とまうけにせしに、信長の望ならばさしつかはすまじものをと、はがみをなしてぞくやみける、永祿十一年八月廿四日、住吉の社俄にじしんのごとくして、松の木六十六本でんがゑり、是はわるいものゝわたりたる前瑞なり、さればうるがんばてれんは、日本をまるめて、大王ののぞみにまかせ、相渡す所存ゆへ、攝州住吉の松のふしぎは、此御つげとしられたり、住吉の社人おどろき、神主攝津守三位國豐は、正親町院へ申上ける、天子おどろかせ給ひ、百二百の松根よりかゑればとて、おどろくべきにはあらねども、六十六本は日本の國數なり、いか樣ふしぎもあるらんと、天子よりみことのりありて、五畿内の諸寺諸山の神社佛かくにて、さま〳〵きとうありしとかや、此松のころぶは八月廿四日なり、それより十日過九月三日に、うるがんばてれんは東寺へきたる、それよりあづちをさしてつれゆきぬ、かねて長崎にて、きじんと人々申せしものをつれ來りし事、信長へ申上れば、まづきうそくさせよとて、めうほうじといふ日れん宗の寺へ入おき、三日ちそうあり、そののち九月六日、信長へ御めみえあり、信長はいせいつよき大しやうにて、此たびなんばんよりきたるといへども、しかとしらざる他こくのものにたいめんは、つねのとをりにてもなるまいと、いくわんたゞしくとりつくろい、上座にゐたまふ、ひだりの座には御一ぞく、右の座には御家來はしばちく、ぜんのかみ、丹羽五郎左衛門、すげのや九右衛門、その外みな〳〵打ならび、たがひにはれと待所に、はせ川竹庵あんない

にてつれいづる、けん上物のしな〳〵を、ついしゆのだいに是をのせ、七いろのたからをさしあぐる、めい香よもにくゆらせ、にほい御てんにみちわたり、ごくらく界のくんかうも、これにはまさる事あらじ、さてうるがんばてれんは、きざはしのもとにたちゐたり、のぶ長御座所よりはるかにとおく、わけも見えわかねば、ちかくよばせたまふに、うるがんばてれんは、つねの人とはことかはりて、せいは九尺餘、どうにあわせてはかしらちさく、かをあかく、目は丸くして黃なり、はなたかく、耳長してかたをするほどあり、口ひろく耳のそばまであり、齒は馬のはよりながく、いろは雪よりしろし、つめはくまの手あしに似たり、髮ひげはねづみいろ、年比五十計に見え、ものいふはふつうにきこえず、鳩などのなくやうに、くう〳〵とばかりい丶てきこえず、身にはあいと丶いふ物きてゐる、もふせんのやうなる物なり、すそみじかくそでながくほそくて、ひだり前に合せ、すいぶんいやしきふうぞくにて、一つとしてすぐれたる事なし、きもの丶體かうもりのはねひろげてとぶごとし、はなはだみぐるしきかたち也、めい香ふところにあるゆへくんじわたる、信長のまへ丶もくんじけり、きたいなものとながめたまふに、うるがん御禮のじぎに、兩足ゆびさきそろへ、むかふへなげだし、兩手をくんでむねにあて、あたまをあをのきにするがれいぎなり、いのこ兵助といふ中小姓をもつて、なんぢなんばんよりは、何のため日本へきたるとといたまへば、つうじ申は、名はうるがんばてれんといふ、日本へわたるは佛ぽうひろむるためといふ、いかさまさやうに法ひろむる事は、われればかりにてもならず、まづおつての事とて、中泉藤左衞門ちそうがしらとして、珍味下されけるとなり、時に信長公はあづちの城におゐて、御一ぞく御家來衆、出家衆學者たち、いしやにいたるまて、のこらずめしておふせけるは、此たびわたりたるいこく人、名はうるがんばてれんとなふ、佛法ひろむるためにわたりしといふ、おの〳〵よぶはべつの事にあらず、とめをきひろめさせんや、いらぬものか、おの〳〵いかゞとありければ、みな〳〵口をとぢてゐたりしが、大僧正ぶんきやういん法きやう、すゝみいで申けるは、しんじゆ佛にはさだまれるほうあり、禮をもとするところにさやうに見えず、もろ〳〵の

神明ごんげんは、ぶつぼさつのけゞん、かりに和光同塵は、けちゑんのはじめ、八さうしやうどうはりもつのおはり、ちりにまじわる神心、しゆじやう此ゑんをむすび、ぶつぼさつに入たまふ、神をうやまふには、ぶつぼさつの二つ、かるがゆへにさいはいといふ、佛をうやもふには、きへぶつ、きへほう、きへそうの三ぎかいある、かるがゆへに三はいといふあり、儒道は禮儀をもつて、ちをんをうやまひこしをおりて禮す、これ人間のほうなり、此度くだるうるがんばてれんは、南あしいだし、かしらをさげずあげるは禮と見えず、ちくしやう同前に候、もふこゑびするい、いやしきものと見え候、ありがたき佛ぼうにてはあるまじ、御かんがへしかるべしと申上る、ぶんきやう申通と、いづれも口をそろへて申上る、信長はひろめさせて見たくおもひ給ふ御こゝろゆへに、とうせん申とおり、ことわりなれども、あながちきらふすぢにもあらず、ぶつぽうのいわれたづぬるに、しやくそんのち一千ねん後、まさふちくほう白馬につみ、諸經もろこしへわたし、さうかん二世げんそうかうめいくわうていへさゝげける、このみかど崇敬したまひ、九つの座敷の内おくの客のざしき、かうろちとがうし、をんごくのきやくゆへ此ざしきに入ちそうあり、ついに四百餘州にはびこり、日本人王三十代きんめい天わうへ、百濟國より渡し、一さいきやうこの國にひろまりて、成佛のすぐみちをしる、しかる時はいこくよりわたらざる佛きやう、佛ぼうはなし、みなわたつてかくのごとくありがたきをしへ、いまの世までのこりて、うるがんばてれんが、いかやうなるけつかうなすゝめかもしらず、さのみすつる所にてもなし、とかくひろめさせみんとて、菅谷九右衞門におゝせて、京都四條ぼうもんに、四町四方の地を下され、北山の大石ひき出し、金銀おしまずにふしんあり、石がきついじけつこうにかけ、七だうがらんを作り、ねんがうを以て寺號とし、永祿寺と名づけ、金かな物のみがき打、ひかりかゞやくありさま、ごくらくじやうども、いかで是にはまさるべし、しかるにねんがうは、天子の御名なるにより、ひゑいざんゑんりやくじならでは、年がうを寺がうとせぬ事と、ゑいざんのしゆとはらをたち、ざすめうゑんそうじやうへうつたへければ、めうゑんのたまいけるは、せんれいありといへ

ども、まつせにおよび王位うすく、法力位力うすく、之によりてぶつとくもよわし、のぶ長は武位つよく、此方より永祿寺わるいといはゞ、あらそひ氣になり、ゑいざんのめつぼうとなるべし、此儀むようとありければ、そののちはそうじやうのおゝせきゝいれず、しゆらうもんにかけ上り、鐘もくだけよわれよとつくほどに、一山のそう谷より、おの／＼大かうだうのにわにあつまり、とり／＼ひやうばんせり、よがわのせんじやういんあじやりきやうがくは、大あくそうなり、此そうさしいでゝ、此山は人皇五十代くわんむ天皇、王城のきもんをまもるための御こんりうにて、延暦年中にひらかれたる故、當山は年がうを以て延暦寺とがうす、當山よりほかには、ねんがうを寺がうにもちゆる事ならず、五十一代平城天皇大同中のとしに、大和國かた岡山に大同寺こんりう、大同寺のがくゑいざんより、うちやぶる事せんれいしやうこあり、いかに信長といふとも、そのとをりにほういつすべきやうなしと一けつして、天子へぐわんぎやうそう大ぜいなりこみ、ころも下にはらまきして、さんだいのそう百三十人ばかり、そう狀さしいだしねがひすてにして、此事かなわずば、天子へうらみ申事ありとてかへる、ゑいざんにのこるそうは、さんわう七社のみこしをかざり、太刀なぎなたよろいにて、だいりへこしをかきこむしたくしてゐたりける、むかしよりみこしかきこむと、猿きんりへみだれ入、あくじをなすにより、大じんたちさま／＼ひやうぎあり、ついにのぶ長公へ、くわざんのいん中なごんひろまさちよくしにて、こんど京都にて寺院こんりう、ぶつぽうはんじやうあらんと御よろこびなり、しかし年號をてらの名にしてがくうつ事、ゑんりやくじのほかついになし、これによつてゑいざんよりねがひ來る、いかゞとおぼしめされ候へども、せんれいゆへ申つかはすとの勅使、此儀あらためしかるべしとの勅諚なり、信長はらをたてども、ちよくめいなればせんかたなく、南蠻寺とあらためたまふ、さてうるがんばてれんばかりにては、ひろめられずとゝいければ、しからば、なんばん國より、ぼうずをもよびよせよとおゝせなり、扨信長公より江州甲賀郡におゐて、六百貫の地なんばんじへきふせらる、うるがんばてれんはをゝせにまかせ、我友ぶらてんばてれんをよびにつかはす、つ

いでに大王へも、日本しゆびよくして、信長といふ人法をひろめよとの事、その外書つかはし、又一通ぶらてんばてれんへは、しゆびいかうよく候間、さつそく此方へ渡り、ちからをそへたまわれと申つかはしける、大王此事きゝたまひ、ぶらてんばてれんよびにつかわされければ、さてはうるがんがしおふせたりとよろこび、やくそくなればとて、ごうじんひこくへわたりける、大王大きによろこび、此たび日本へわたり、うるがんばてれんとこゝろをあわせ、ほんもふとげさせくれよとありければ、かしこまり候へども、日本人したがへ申事、たやすからんとおもわれずといいければ、大王をゝせに、何にてもぞんじよりあらば申せとの事ゆへ、ぶらてん申は、いづかたにもひんくびやうくあり、金銀藥種大ぶんもちゆき、ひんくのものには金銀をあたへ、病苦の物には妙藥をあたへて、やまひをすくひ、其うへくわこげんざいみらいの三世をときかせ、じゆつを以てさま〳〵すすめ候はゞ、ひんくびやうくのもの、もとめずに此方へきふくいたすべし、わたくしどもかたに三世かゞみと申あり、これをもちまいり、ぐちにして地ごくのみちにまよわせ、すゝめ候はゞしかるべしと申、ござ大じんすゝみいで、申さるゝ所もつともしごくなり、大ぎをおぼしめしたつ事なければ、金銀は水のごとくせずばなるまい、東方五十箇國のねんぐ、年々の入用にすべしとありけり、ぶらんてんが申やう、みなみにびゝとうといふところに、天ぢくよりならいたる、ふしぎのいしやあり、兩人ともにいるまんなり、一人はげりごりいるまん、一人はやりいすゐるまんといふ、此ものども一所にそへつかはされしかるべしと申につき、いろ〳〵のなをつけそへ、三人ともに日本へわたしたまふとなり、みやげもの六いろもちて、やうやう海上を經、日本へちかづきけり、ひぜんの國長崎へいかんとするを、ぶらてんばてれんてんもんをかんがへ、此ふねは長崎の津へつくべきふねなれども、つきてはわるい事あるべし、是より北東へつけてよしとおもふなり、長崎へはむようとあるゆへ、つしまをよそにみて、いきの國こくぶにつく、いきの大しゆこの事きゝ、日本のそうだうなるべしと、ばんぶね大ぶんいだし、あらたむる、つうじのもの申は、のぶ長公よりめされ、なんばんこくよりにほんへわたる

ものに候、御あらためにおよぶまじといへば、のぶながのぶゐにおそれてや、なにの事なくおの／＼引ける故、壹岐の國ぶへちやくせんし、そのゝち小ぶねあつめて、こくぶよりわかさの國おばまのつへあげて、それよりなんばんじへはこぶ、おばまよりぶらてんはあがり、みづうみをのり大津へつく、それよりなんばんじへつき、ぶらてん、やりいす、げりごり、三人ともになんばんじにいたり、うるがんにあいれいぎので、四五日きうそくせり、そのうちにのぶ長公の御座どころ、あづちのじやへちうしんせり、のぶ長のをゝせに、そのぶらてんわれにれいぎつとむるやうにとの事ゆへ、せんころのとおり、めうほう寺へよび入、はせがわちく庵、ぶらてんまいり候と申上れば、三人いものをつれ御めみえあり、れいぎうるがんがとおり也、六しゆのけん上ものは、るりのぼうしる、ゐがう一くわん、犬のかわ十枚、めのうのしよく一きやく、とらのかわ十まい、五しきらしや五十まい、うるがんよりぶらてんは、せいの高さ一尺五寸ほど高く、かほのいろあをく、髮ひげきいろに、いるいはあびどこれもしたてまへのとをりなり、それゆへこどのほかみぐるしきていに見えけり、信長公もいかさまきたないものわたりたりとおぼしめし、わがはたらきにて、しうもんひろめさせんとて、ひた／＼御らんじて御いとま下され、四條ぼうもんのなんばんじへかへりける、これより此しうもんひろまりけり、四人のものどもなんばんじにおゐて、いろ／＼申だんじ、ごうじん國ののぞみには日本をしたがへて、なんばんのたからとせば、金銀たくさんの國ゆへ、ふつきながふし申さんと、しやうてんりき、ぐんびやうをもつて、日本をたいじせんといふを、ごぎ大じん、日本は神こくゆへ、ちからにおよばず、ぶつぽうにて三ぶ一もしたがへ、そのゝち大軍をもつてせむべしとのことゆへ、まづひろむるほうをもつて、ひろめ候はづなり、ぶつぼういろ／＼のほうありとなれば、きたいのほうをひろめずんば、なか／＼がてんせまじとて、まづひんなるもの、又はいろ／＼のびやうにんあるべし、此兩ようをすくふべし、びやうにんにはくすり入事なれば、やくしゆうへ候やくにん、信長公へねがひ候へば、もつともなりとて、山しろあふみ兩國のうちにて、見たてよとのあふせにまかせ、江州いぶき山にゐ

ぼり、五十町四方をひら地にして、くすり畑として、くすりぐさのなへ又はたねとりよせて、三千いろはどうへけるゆへ、今二百年のうちそとなれども、そのたねのこりて、せんきう、くわよもぎなんど今にあり、べつしていぶき山もぐさてうほうせり、なんばんりうのぐわいりやうもてはやし、よもぎもほかにあるより、すぐれてよしとなり、さて信長こんりうのなんばん寺けつかうなれども、ほんぞんたてず、七ほうのやうらくかけ、にしきのはたてんがい、六十一しゆのめいかうのにほい、もんぐわいまでくんじ、とほる人までも、にほいくんずるやうなれば、ごくらくせかいも、これにはいかでまさるべしとはおもわれず、人がいにも此やうなることかなと、みな人かんじあへり、いわんやさいほうごくらくは、てうさいゑうがうの御こんりうなれば、此所にいたる人なにのふそくやあるべき、此なんばんじの事世にかくれなかりしゆへ、五きないきんごく、たうざい四ほうまでも、みな〳〵京のぼりして、なんばん寺は、さうまちくいのごとくあつまりてけんぶつす、敎化もなくほんぞんもなし、ふんごくよりわたりたる事なれば、ほんぞんおがまする事、きうにはしにくいことはりと、りやうけんする人おゝかりし、くげぶけ下々までのけんぶつにはかまわずして、方々へ人をいだして、橋の下にねてゐるこつじき、ひにんのこもかぶり、又は山にふす世にまれなびやうにん、こつじき、なんびやうのともがらをたづね出し、此たぐひはみなやまいゆへに世にすてられたもの共をたつねいだして、なんばんじへつれゆき、なん十人ともなく、ふちしてふろにいらせ、きものたくさんにきせ、ひんきうのには銭金をとらせ、見た事もないかうらいるずんのをりものなどにて、いふくをきせるゆへ、もとのはだへとなり、にしきのたもとを以て、くわいけいのはじをすゝぎたり、めいかうよもにくんじて、きのふのこもはきやふのにしき、はしのしたを引かへて、いまはけつかうなるてんじやうのおきふしの身となりぬ、又かさかき、ちんば、めくら、こしぬけまで、りやうじは名人なれば、をつ付くわいきして、よろこぶことかぎりなし、一日に三四度の食物、けつこうなるうをとりのりやうりをあたゆるゆへ、箸には目はなのこつじきども、ゑざ〳〵するもことわりなり、げりごり、やりいす

の雨いるまんは、わけてめいじんゆへ、だん〳〵さやまいをなをし、はんしはんしやうのものまでも、一りやうじにてぜんくわいさなる、そのものに雨いるまん申わたすは、我々を遠國よりわたさるゝは、なんばんの大王のちよくしなり、我國なんばんは四十二か國なれども、日本百ばいの大こくなり、天たいしやくうやまふゆへ、なんばん國のものごもにひんなるはなし、それゆへそのほうごものやう成、なんびやう人一人もなし、この大王はじひしんあるを以て、たみ百しやうまでめぐみたまふ、なんばん國にもかぎらず、われ〳〵におゝせ付られ、しよこくへまわしたまふ、此御じひひろまらぬ國々はなし、一天のなんびやうひんくをすくふが、大王のちひなり、てんていをうやまはぬ國は、ひんさやまいの人おほし、じやよくふかきゆへに、夜はくらをほりぬすみ、あくよくのざいごう、しそうせう世々つたはり、此さがのがれず、日本は天ていうやまわぬゆへひんなり、ひんなればよこしまの心おこるものなり、よこしまおこるゆへに、なんびやうもまたわづらふなり、此ものごもこんじやうのやまいは、此りやうじにてじすれども、みらいのひんくやまいはのがれず、此よは一たんの事にて、みらいのつみはのがれがたし、なんぢらがみらいのありさまみせんさて、三世鏡をいだしてみせければ、だんだんくわいきゆへ、そのかたちうつるべきに、さわなくてあるいはうしのかを、又はむまのかを、そのほか鳥るいちくるいのかたちにみえければ、半治半快のものごも大きにおごろき、このよにて人間はづれの身にて、なにほごかかなしきに、なんばん寺の御かげゆへへいゆふして、よろこぶ事かぎりもなかりしに、みらいまたちくしやう道に、おつる事かなしやさ、なげきさけぶ、そのこへ寺ぢうもひゞきてきこえける、此うへの御じひによいさころへまいり、ちくせう道のくるしみ、のがしたまわれさ、ひれふしなげきかなしめば、雨いるまんはしてやつたさ、こゝろのうちにおもひながら、いろにもいださず、なるほごさやうにおもふはことわりなり、てんていうやまふしんごんさづけあたへ申さんさ、ごんだつさいふ四十つぼのじゆずをあたへけり、日本のじゆずさいふは、百八ぼんのふをだんめつのために、百八のたまのかずをくる也、此ごんだつは四十二の國をひやうせしかずな

り、だらにのもんにいはく、ごせうてんはらいそうぜんすまろ、此だらにをば、身をしやう〴〵にして、こゝろにあくねんおこさず、だらに一とおりにいたり、一ツづゝむかふへはね、七日の間ちうや是をとなへてのち、なんばん寺のおじうじさまへ、おんめにかゝらせ申べし、雨ばてれんへ御めにかゝり、御きやうげにて、みらいはよい所へゆくほうをさづけらるべき、その時てんていのみかげををがませんといゝきかす、七日引こもり、おしへのとほりつとめて、しやうじん事おわり、げりごり、やりいす、此ものどもにあふて申すは、此うへは雨ばてれんにあわせんとつれゆき、ばてれんのほうぢやうにゆきければ、ひかりかゞやき、人間界にも此やうなる事ある事かと、あきれはてゝぞながめける、しかる所に雨ばてれん、おもおもしくだんきんのころもをき、しづ〳〵といでたるは、いきばさつのしゆつげんかとぞおもはるゝ、雨いるまんひらうして、此ほどごくろうになり候ものなど、びやうきもだん〳〵ほんぷくにおよび候、みらいよき所へまいるほう、さづかりたくとねがい候、御さづけ下され候へと申ける、此ほどのつとめのしるし見せんとて、またかゞみとり出し、らいせのすがたみられよとありけるゆゑ、いかやうなみぐるしきかたちもみえんかと、おそろしながらよりて見れば、ちくしやうのかたちは見えずして、しまわうごんのすがたとなり、佛たいとあらわれければ、まへかどはづかしかりしにひきかへて、ありがたしともよろこび、ことばにものべられず、雨ばてれん申は、七日のあいだのつとめにてさへ、さのごとくみらいぶつたいとあらわるゝ、てんていのだらにのかごのとく、此うへはてんていに引あはせ申べし、一たびみかげはいするともがらは、此世にてはり付、火あぶり、水ぜめ、ひぜめ、うしざきや、くるまざきになるとても、こんじやう一たんの事、みらいにはかへられぬ、此世にてはいろ〳〵になるとても、うらむるな、しご天にむまるる、うたがひのこゝろなくば、このよ一たんの事には、かへられぬといふて、さらばおがませんとて、くるすといふものとりいだす、此くるすといふものはわうごんにて、さき二寸四ほうほど、二尺ばかりのゑをつけ、かた〳〵はわさびおろしのごとくに、はりをさしならべ、右のはだぬがせ、くるすにてせなかかき

むしろ、はなはだいたみちながれいずる、したゝるちをてにぬりて、さゆうのてをあわせ、たいしやくてんのゑぞうおがまする、日本にておがまするとは事かわりけり、しにぎわあしいを、よろこばせたるしうもんなり、みらいはだらにの御かげゆへかたじけない、ごのやうなめにあふてもうらみずと、だらにをとなへまちければ、ずしのとちやうあがり、ほそかねのゑぞう、身にはけつかうなるいるいちやくし、たまのかんむりうつくしき女郎、ふところにちさい子をいだき、ちをのませたるほんぞんなり、南ばてれん右のものどもへ、此たいしやくてんは、ちゑのないなんぢらを、かなしみたまいしは、はゝのこをふところに入、ちをのまするごとし、とくとおがめとあれば、ちみどろけの手をあわせて、しんごんをとなへける、さて又なんばんじへ、よびよせけるびやうにんの内、らうせうふじやうゆへ、しゝたる物三十人におよびたり、なをり候ものれいをしてかゞみみて、みらいぶつぼさつのかたちとなるをよろこび、みな〳〵もんとになりにける、そのうちにちゑさいかくのもの三人あり、一人は生國かゞの國のせんそう、名をゑじゆんとかやいゝしが、くわこのがういんまぬかれず、ゑじゆんらいびやうわづらい、みぐるしきていになり、うみちいでゝむけたゞれ、人げんまじわりなりがたし、しやうこくをいでゝこつじきひにんのてい、あしにまかせてゆくほどに、みやこにのぼり、まくづが原にたおれふす、これをなんばん寺よりつれゆき、りやうじしければ、たちまちほんぶくす、ばうずのまゝにて、名をばはびあんとつけ、どうしゆくとせり、のこり二人の内一人は、いづみの國のごふくやの安左衛門といふて、さかいにて名を人にしらるゝものなりしが、かぎやうよそになして、ゆふげいにかたぶき、しんだいとぼしくなり、こつじきていとなる、あまつさへかさをかき、これもうみちいでゝ、人まへならずして、あなたこなたうろたへまわり、京へのぼりけれども、いへひかへのやつかいになるゆへ、あしをとゞめさせねば、おほみやごおり南とうじのくわいらうの下に、はらばいにねてゐたりけるゆへ、とうじの寺ちうのあまりものをもらいて、けふのいのちをつなぎぬ、今一人は、これもいづみの國くろご村の百せう善五郎とて、ふつきたにこへるといへども、天人の五すい

よそならずして、いつしかとぼしき身となりて、これもこつじきていになり、あまつさへかさにて奉公もならず、むなしくこもにその身をつゝみて、これも京へのぼり、かのさうじのくわいらうの下へはいりて見れば、おなじくにの安左衞門さきだつてゐるゆへに、たがいに目ざめを見あわせしが、たがひにはづかしくおもひて、ものをもいわざれども、のち／＼はむかしをかたりあい、しゆくしうをゆひいだしかなしみ、むしろひつぱりあいてゐたりしを、なんばんじより此両人も見いだし、てらへつれ行きて、かうらいのおりものきせ、ふろにてみがき、ついにへいゆうしけるゆへ、安左衞門をごうずもうと名付、善五郎をしゆもんとなづけて、此三人のものなんばん寺のだうしゆくにして、ぶぎやうなつしよさうにいゝつけありしが、此三人をなんばんじのしらすに、両ばてれんつれいでゝ、夜るだらにをおしへ、じゆつをしてみせけり、手ぬぐいをかためてむまと見せ、ちりをとり、かれ木に花、つちくれをほうじゆとし、こくうにざし、地にしづみ、にわかにくろくもいだし、あめのゆきのとふらせけるじゆつをいたし、おしへけるほどに、ごうずまふ、しゆもんともに、じゆつせし事すへに見えたり、さて三十人計の内此三人は、それ／＼のやくをつとめ、のこりのものはくわいきのゝち、おろかなものはあきんどにしたてゝ、らくちうらくぐわいへいだしふれまわし、信長公の御とりたてのなんばんじには、うるがん、ぶらてん両御そう、のぶながこうのおゝせとして、げんごり、やりいすのふたりのいしや、おゝくのなんびやうをなをさせくださるゝ、けつかうなるなされかた、やく代とては一せんもいらず、きめうふしぎのりやうじ、ひんじやのためには、わけてありがたきじせつに、むまれしさいゝまわる、まことかいつわりか、なんばんじにゆきてみん、われはかやうなやまい、たれは此わづらいとて、ゆくものみな／＼ほんぷくする、われ／＼とても、かやう／＼なやまいにて、よその人をければ、けつかうなものをきせ、さいしも御たづね、そのやどの親兄弟さいしにも、金のふちのとて下され、その上へそくしんじやうぶつのじゆもんをおしへ、てんていをおがみ、よいところへむまるゝはづ、ありがたしとも申はかりがたし、あてのしれぬねんぶつ申、手にとられぬだいもく

にきこんつくすより、なんばんじの御もんと丶なれば、やまいはなをり、一ぞくまでうかむ事とて囃しあるきて、こなたにもやまいあらば、われらごう〳〵せんと、す丶め〳〵てつれ行ゆへ、なんばんじに大ぶんびやうにん、つどひあつまる事、くもやかすみのごとし、なんばんじには、四人たちあいかんがへて、くすりのむうち、とせいになんぎをいたすべしとて、さいしはもちろん、きのふむまれしあか子まで、びやうにんやうせうのうちは、一人まへに金子一分づ丶、まいにちあたへしと也、此たくみしらぬものは、これはこれはといふて、ほね身にしみてよろこびけり、これを見きく人々は、むびやうの者もあのわづらいとてきたり、ひとりまへに一分づ丶あたゆる事、人お丶くなりしゆへ、のちにはなんばんじもんとになる人には、一人別米一升銀八分づ丶さだまれり、大帳をくりいだし、きのふのうまれごにもあたふるゆへ、ひつしや四人配ざい八人、ふちわたし八人、卯の上こくより、とりの下こくにいたるまで、廿人のものいきをもつがずわたせしゆへ、にち〳〵もんとはんじやうして、そくしんじやうぶつをき丶ては、くげぶけにもおほかりし、永祿十二、五月十一日のぶ長京を立、十三日ぎふにつきたまひ、ある時らうしん御ぜんちかくめしてのたまいしは、此たび京とにてとりたてたる、なんばんじのさたをきくに、せん年長崎よりよびよせしとき、とめをくべきやいらぬものかと、ぞんねんたづねしとき、ぶんきやういんはいらぬものに候、もうこ、ゑびすのるいならんと、いさめしをき丶いれずもちいて、いませじやうのなんとなれり、これひとへにわがあやまりなり、なんばんじのはんじやうのやうすを、いぬを付てきくに、もんとに人まへにふちかねをあたへるよし、ぶつぼうは一せん半せんは、みらいへ引いれのためなり、しかるになんばんじのさたをきくに、諸しうもんにひきかへ、もんとのせもつうけず、かへつて寺のかたよりせもつをつかわす事、よのことのはに寺からさとへといふは此事なり、がつてんゆかぬしうもんなれば、そのま丶おかばなに事かできん、わがこんりうせししうもんなれば、うちやぶり雨ばてれんをひいだし、なんばんじはめつせんとおもふは、いかにとありければ、一座のともがらめと目を見合、たれことばを出す者なかりけり、その

ざにまへだげんいさくぜんいんほういん申いださるは、なんばんじ御たやしの事、いまにては御手のびなり、大水を手にてふせぐごとし、たやすくなりかぬべし、此座にある御けにんはしらず、大みやう小みやうのうちに、此しうもんになりたる人おゝし、御はた下の大みやうにももんとあり、今めつせんとある時は、みかたよりうちわわれあるべし、御はたしたのこゝろひるがへさんははかりがたし、大きなこゑの御そうだんも、御むようなりと申ければ、のぶ長こうもきゝとゞけて、もつともなる申ぶん、ちかごろもつてぶてうほうなるりやうけんより、とりたてしくやしさよ、何とぞつぶすしあんあらば、ゑんりよなくいふべしと仰をきゝて、ばてれんをころしてしかるべきか、又はをつかへししかるべきかと、とり〴〵にひやうぎあり、信長公もこゝろびかたげてゐたまふところに、攝州あらきせつ津のかみむらしげより、はや馬にてちうしん、いくさの事つげきたるゆへ、是をきゝながら、なんばんじめつぼうの事にかゝりては、なんばんじもんとたうわくするは、みえた事なればとて、此めつぼうの事はまづ〳〵やみぬ、それよりあなたのいくさこなたのぢんとて、しのびのひぼのゆるむまもなかりけり、天正六年十一月、高山うこんてきがたにくみせし時、信長ふかくしりよをめぐらし、きりしたんしゆうもんゆへに、なんばんじのうるがんばてれんをよびよせ、すげのや九右衛門をもつての給ひしは、わがはたらきをもつてひろめさせしなんばんじのしうもんは、あたらしけれども正じきの宗門ときゝおよぶ、高山うこん事はその正じきのしうもんのよしきゝたるに、そのしうもんに入ながら、あらき攝津守むらしげは、わが大せつのみかたなるに、今はひるがへりかたきとなる、そのふちうのむらしげにくみしては、正じきの宗門とはいわれず、正じきのしゆもんたてたくば、そのほうはたらきにて、高山うこんをみかたとさせよ、さなくばしうもんめつぼうすべし、みかたにせばそのほうひろむる宗門、ながくやぶるまじとおふせありけるゆへ、うるがんも宗門はめつのかなしく、かしこまりて高山うこんをすゝめければ、しうもんきへゆへ、正じきときゝよい事とおもひて、何のてきもいらず、のぶ長のみかたとなる、さてだん〳〵きふくして、天下一りうのもんとなりた

まふも、此高山よりことおこるゆへ、そのこんほんはたいせつにおもひたまひ、のぶ長一代きりしたんしうもん、兩ばてれんにぞんぶんにひろめさせたまふとかや、さて信長公は、天正十年六月二日、明智ひうがのかみみつひでのために、京都本のふじにおゐてそつしたまへば、天下の内には、きりしたん宗門日をおつてはんじやうしけり、ひうがのかみみつひでを、はしばちくぜんのかみひでよしせめほろぼし、はしばはのちに大かうとなりたまい、天下をたなごゝろににぎり、四かい一とうにおさまるみよとなりぬ、きりしたん宗門のなんばんじは、永祿十一年より天正十三年まで、つがう十八年のあいだはんじやうせり、十八年にいたり、ひでよし此宗門をほろぼしたまふ、そのおこりは、のぶなが、みつひで兩人ほろびてより、右ひでよし天下を一とうの後、山しろよどのしろにいたまひし、此城下に中井半兵衞といふ大工のじやうずあり、こゝんのめいじんなりときゝたまい、是をよび給ひて、ふしんをこのみたまふに、一つとして御こゝろにいらずといふ事なし、御そばさらずにつとめ、名をしゆりのたゆふとつけたまひ、天下の大工の總がしらとなり、そのうへやしきをも下されけれども、御そばさらずにつとめて、やどはるすのみなり、此ゐやしきの内にはゝをやをおきけるが、なんばんじのせいじに、はびやんといふは、いたつてしあんふかきものなりしゆへ、つく〴〵かんがへしは、大王のおぼしめしにて、兩ばてれん日本へわたり、はんじやうするといへども、いまだのこるもの多し、此しゆりの大夫此しうもんに入ときは、天下の大工しよしよくにん、てまどり、ひようにいたるまで、みな此しゆりの大夫に付てまわれば、何とぞしてもんとに引いれば、そふの百ばいとはおもへども、しゆりはまいにちとうじやうしてるすのみなり、しゆりがはゝおやありときく、此はゝをすゝめ入て、はゝのすゝめにて、しゆりもなんばんじのもんとになるまひものにあらずと、じやちをめぐらし、はゝにちかづくてだてをめぐらし、あるときはびあんともまはりきれいにこしらへ、その身はあじろののりものにのり、山ざきよりひらかたのわたしこし、わざと日ぐれごろよどへつき、しゆりがもんぜんにのり物たて、わかとうを以てはゝおやへ申つかはしけるは、それがしは京の

ほんじがたのしゆつけなり、御ようすじゆへ泉州さかいへまいり、今ばんくれにおよび、京ぢかくへまいり候、ひさ〲のさうごうゆへ、ぬす人だうちうにてさわぐゆへ、わうらいきづかはし、三里ばかりにはなりけれども、よみちはこゝろもとなく候へば、何とぞ一しゆくたのみたくと申さるゝと、いゝ入けるをはゝきゝ、みやこがたの御しゆつけとあれば、ほかとはちがい、一しを大せつにもあり、それがしはゐんきよの事、ぞくじんにもあらざれば、御ふじゆうなりともくるしからずば、おやど申さんとのこたへにより、よろこびてゐんきよ屋にのり物かきこませ、一夜の御やどもぼだいのためと、はゝも出むかふ、はびやんはばんそう二人、かさもち一人、はさんばこもち一人、ぞり取一人、わかたう二人、かごの物四人、つがう十二人、一夜のやどにゆめをむすびぬ、はびやんがしやうぞくは、ごひ小そで中にしろむく、下にひぢりめんをちやくし、びらうどのゑりまき、くらゐたかくたつとかりしありさまなり、はゝは見たてまつり、たつとき御そうにやどかしたてまつる事、一じゆ一がもたしやうのゑんさ、たがひによろこび、さま〲ちそうしたてまつりし、はびやんもやすませ、はゝもそのがふしどころにいりにける、さてよあけになれば、そうてうよりをき出て、じぶつにとうめうとぼしてもり物そなへ、かうのけむりをくんじさせ、御そうのあさづとめあるべしとおもふにさもなきは、ゆふべせんしうより御こし、御くたびれにて、御つとめもなきものとおもひしに、はびやんはをきててうづつかひ、ざしきのまん中になをり、ぶつぜんへれいもせず、ほとけのかたへしりをむけ、見やりもせずときをくひ、やぜんよりのこゝろづかいの、ちそうの禮のみいい、かさねて御禮は申べしとてかへりけり、はゝはあきれはて、がてんのゆかぬ事どもかな、たとへたしうにもせよ、しゆつけのみちなれば、きやうをよまぬ事あるまい、ほとけへ一れいもなくて、みやりたまわぬは、さだめてなんばんじのそうにてもあらんかとすいりやうせり、それより四五日もすぎ、さむらゐ二人、小ものにはさんばこもたせきたり、わたくしはなんばんじのごうしゆくはびやんより、つかいにまいり候ものなり、さんぬるころは、おやどかしたまわり、御ちそうゆへゆる〲やすみてかたじけなし、ち

かごろはづかしけれども、せんぢつの御れいとて、だいにすへたるものとりいだす、きやら一斤、どんす五まき、ちりめん五まきさしいだす、さつとしたる禮ゆへ、きみわるくおもひじたいすれども、つかいのものいろ／＼べんせつにまかせ申ゆへ、せひなくとめをき、つかひはかへりぬ、そのゝちも絹布くわしなどをり／＼おくりて、ちなみふかくなりて、そのゝちまた秋のころ、さかいよりかへりといつわり、京とわざとをそくたち、あめのふるじぶんかんがへて、かのしゆりがはゝのところへ、屋どをたのみければ、したしみてきたるゆへに、はゝも出むかい、いつぞやおやど申せしより、をり／＼御つかひ、いろ／＼おくりくだされ、かたじけないとれいいふてつれだち、ゐんきよやへいりければ、はびやんはいつぞやのやどの禮などあつく申、それより取つき、だん／＼とせじやうのはなしになり、それよりすゝみてはびやん申は、だんだんと御こんせつゆへ申出し候、そのしさいは、御しうしはなにかしらねども、ほかのしうしにては、ほとけになる事はなりがたし、此ほうの宗門は、そくしんそくぶつのしるし、がんぜんにありとて、いろ／＼ふるなのべんせつをもつてすゝむれども、はゝはなかかなかとくしんせぬゆえに、いろ／＼と理をつくし、せひかわられよとすゝむる、是もねんごろなるゆへに申、わるい事はいわぬなりと、たつてすゝめけるゆへ、はゝもへんじにしあんとり／＼しあんぐんで、御すゝめはかたじけなけれど、わたくしはわかいじぶんより、ねんぶつもんにいり、こんねん六十にあまり、ねごとにも申ねんぶつの事、ほかのとなへ事は、おぼゆるもくろうなり、御ゆるし下されよ、しゆりの大夫手まへもいかゞなれば、まづ御ゆるし下されかし、しかしながらかへまひとも申されず、此ほうよりねんぶつもんしりたる人をいだし申べく候へば、そのほうよりもちしきを御いだし、二人たいけつにてほうろんうけ給り、しやうぶのゝち、あらましかちのかたへ、かへ申さんとこたへければ、はびやん申けるは、ほうろんのうへとある事のぞむ所なり、女中といふものは、なさけないものかな、しんちうとかねとはおなじきいろなりとて、金のごとくなる宗門、しんちうのやうなる宗門と、おなじやうにおもわるゝ、ねんぶつかたじけながり候人、御いだし候はゞ、ほかまでもな

し、われらきんじつまいり、たがひに申あい、りくつにつまりたらば、そのねんぶつしやも、宗門かへさせ申べしと、くちひろくあいさつして、京へこそはかゐりけり、あとにては丶おもふは、いまのやうに申たうへは、一どはほうろんきかずばなるまじ、天だい、しんごん、ぜん、じやうど、にちれんしう、一かうしう、じしうなど丶、さま〴〵のしうしあるゆへに、かつべき御そうはたくさんにあるべけれど、はびやんもしもしどのやうなる事いわんもはかられず、御しゆつけもしまけたまいては、日本のしうしのはぢともおもへば、なにとぞぞく人のうちにて、しよきやうつうだつのがくしやあらば、ほうろんに此人まけたまいても、しゆつけにもほうにもさ丶はらずとおもひ、らくちうらくぐわいをたづねさせければ、四條どをりやなぎのば丶といふところに、はくをうこじとてぞくじんあり、むかしはゐい山のなんゐんにすむ、大しゆの内なれども、づつうといふやまいにて、あたまをそるとづつうはなはだつよく、めまいしてをきられず、それゆへそうがみとなり、ゆひまこじのあとをしたい、九しやく四ほうのうらやすみ、かうのけぶりをくんじさせ、こ丶ろをすましゐたりしを、たづねあたり此よし申けり、こ丶ろへたりとて、はくわうはよごにきたれり、は丶申けるは、はびやんとほうろんたのみたく候、いか丶とありければ、はくわうはさいわいの事なり、此たびひろむる宗門のをしへは、佛のをしゆる正ぼうとはおもわれず、のぶ長たておきたもふゆへ、じやほうげだうとても、われ〳〵とがむる事、ゐきなしとてかまわねども、いかにによぎなればとて、しやくそんの八け九しうの宗門を、眞鍮にひとしとい丶、我じやほうを黄金にたとへる事、しごくににくひ事なれば、はや〳〵よびよせたまへ、あいてになりてほうろんせんとありければ、は丶よろこび、はびやんかたへ此よしい丶やりければ、こ丶ろへたりとて、ほどなくはびやんきたりけり、ころは天正十三年九月十二日、しゆり大夫が所にぞあつまりける、はびやんその日のしやうぞくは、下にはひぢりめん、うへにはかうらいのおりもの、ねづみいろのころもをきて、はないろしやのづきん、日からかさしかけさせて、くれがたにきたり入ける、出入のうばか丶まごこ一ぞくよびよせ、はくわう樣とはびやんとほうろ

んあり、しやうじごしにてうもんせよとて、うんかのごとくあつまりて、なりをしづめてかたづをのみて、いづれやかちとまちいたり、はくわう、はびやん一まにしやうじ、はゝいでゝ引あわせ、雨ほうあいさつありて、くわしぼんさけなどいだして、すこんにおよび座中もうちとけたり．しかる所にはびやんめしつかいをよび、じさんのはこもちきたれといゝければ、くろぬり金銀のかな物うち、たかまきゑのはこ一つ、はさんばこよりとりいだし、はびやんが右のわきにをきけり、さけもおわりてしづかになり、座もしん／＼となりけるとき、はくわうこじのいわく、こなたのしうもんにもちゆるほんぞんは、いかなるほとけにやとゝひければ、はびやんさきほど取よせ候、はこのふたをとり、じやうどの三ぶきやう、法花の八ぢくをいだし、ふたのうへにをき、ひざ立なをしこたへていわく、御たづねもつともの事なり、此ほうの宗門のほんぞんは、くわんをんのむかし、天地のあいだに何もなきとき、此世にしゆせしたまひし、でいうすによらいといふほとけ、せかい一まいのきやうかいぶつよりほかなし、此ほとけのはからいにて、日月人げんてう

るい、ちくるい、草木にいたるまで、つくりいだしはじまる、せんたい人のこゝろしやうじきゆへ、御こゝろにかない、ねがわずして天上のくわをうく、するずゑにいたつては、をじやほしやのあいじやくのねんをこり、いまは天上のくわをうくる事かなわず、でいうすといふによらいは、しゆじやうのくるしみをかなしみたまい、ながく御くらうなされし、ごしやう天はらいそうせんすまる、といふもんをとなふる人は、みな此でいうす如來たすけたまふ、日本はぶつぼう神道ばかりあり、日本のほとけといふは、あみだしやかではないか、はくわうのこたへに、なるほど人にゑんあるは、あみだしやかによらいなりとあれば、はびやんがいわく、まづあみだといふは、ほうざうびくといふにんげんなり、しやかといふはしつたたいしとて、是も人げんなり、これをほとけといふなり、天照大神とても神のこ、八まんはをうじんてんわう、天じんはかんしやう／＼といふ公家、神はみな人げんなり、にんげんを人げんがたすける事は、なか／＼おもひもよらず、しやかは十九歳にて、をやのかんどうをうけ、だんどくせんにさまよい、すてゝあるつゝれ

むつきのるいを、ひろいあつめてつぎたてきる、一しやうもらいぐいのこつじき、しやかのりうのいまのぼうず、つぎ〳〵にぬいつけたるけさころもさするは、しやかのつゞれをひらうてつぎたてゝきたるまねではないか、こつじきのしるしなり、しよくもつなく、人をたぶらかして、ほごこしするものは、けつかう成ごくらくへゆく、又ほごこさぬものは、じごくへおちて、おそろしき鬼がせめるといふて錢や米を取、みなまいすのしやかのまねしてくらす、十六らかんを見るに、みなかたわもの、五百らかんもそのとおり、かたわものゝよりあい也、でいうすのほう日本にないゆへ、こつじきひにんなんびやうひんくの人多し、なんばん四十二の國には、でいうすうやまふにより、こつじきひにんなんびやうひんくの人なし、さるによつてよくもなし、よくなきゆへにざいがうなし、ざいごうなきゆへむくいなし、むくひなきゆへ人げんにゐて、天上のくわをうくる、そくしんじやうぶつなり、しやかみだのふたりを、まことの佛といわばばちあたるべし、せうこ見よとて、浄土の三ぶきやうほつけの八ぢくを、ずん〳〵に引やぶり、はなをかみもみちらし、にわへすてしやうべんをしかけ、そのゝちざしきになをり、おの〳〵がてんまいり候や、まことゝおもわるゝか、それよりはそくしんじやうぶつのほうにきへして、天上のたのしみくわほうをうけよとのゝしりけり、はくわうこじも、はじめはひとつふたつうけこたへありしが、けうさましてや、一ごん半くもいわづして、さしうつむゐていたまへば、はゝほかまんざのともがら、これははくわうつまらるゝか、なにとぞして勝れよかしと、かたづをのんで手にあせにぎり、目とめを見あわせ、はくわうさまもりくつとおもひたまふゆへか、はびやんにいわれござるは、しろしかへたまわんもしれず、さあらば此ほうどもにもかへよとおゝせられんもしらずと、いきをつめてまもりゐる、はくわうは、はびやんにぞんぶんいわせて、もふそれでよいかとあれば、はびやんは、まんだあれ共をもだつたは、まづかくのごとくといゝければ、はくわうのいわく、ほごこしをうくるはほとけのやくなり、はびやんにふしんがあり、さきほどでいうすといふほとけ、くおんごうゐぜんのふるき佛とあり、せかい一まいのきやうがいのこと、日月人げん

てうるい、ちくるいそうもくのたぐひまで、こと〴〵くでいうすひさ〴〵のなんげうにて、しごしやうてんはらいそうぜんすまるのきやうもんや、だらにつくり、これをとなふるもの、すくひたまふといふはいつわりないかととわれて、はびやんは、すこしもいつわりたきよしこたへける、とくくちをかためて、扨はくわう申さるヽは、でいうすといふはたわけたらちのあかぬ事、せかいにありとあらゆるものども、用にたヽざるはなし、うつわものもそれ〴〵にやくありて用にたつ、一つとしてもちいられずといふものなし、しかるにまつせにいたり、たすかりかねるものヽためとて、なんぎやうをうけ、なにのためにでいうすは、つくりたまふもの、いわれぬくらうせふよりは、ねからこしらへられぬがよいと、かたひざたてていヽたまへば、はびやんはへんとうなく、さしうつむゐていたりけり、はくわうだん〴〵せめかけて、はじめにくぎさいておきつめかけるゆへ、はびやん申は、はくわうはぐにんなり、なんぢがやうなるぐにんにむかいていふは、いしかわらにいふにおなじ、ゐんなきしゆせうはごしがたしと、いふてもゐきもあらざれば、たヽんとするを、はびやんがころものすそにとり付、しやかのげきんん、ゐんなきしゆじやうはごしがたじと、しやくそんの御ことばを、なんぢがにげことばにするはにくいやつと、あたまをさん〴〵にうちたヽく、はびやんはころものそでをふりはなしくちのうちにてくど〴〵と、何かわかちはきこえかね、座にたまりかねにげてゆく、それよりはヽもまんざのともがらも、はくわうさまの御てがら、宵から神ほとけをわるざまに申たるを、さしてこたへもしたまわぬゆへ、いづれもあんじくらしたに、げごうめが一くにつめられ、めんぼくうしないにげかへり、さて〴〵これほどのよろこびは、ござなきと申ければ、はくわうまた申さるヽは、きやうもんにていふならば、きやうもんにてこたへんとぞんぜしに、よの事にて申たるゆへ、よの事にて申たり、それにつきじやほうにて、正ぼうはやぶられぬといふ事、ながい事ながら、ついでにはなしきかせ申さんとなり、

しやくそん天ぢくりやうじゆせんのいたヾきにて、しよてん、りうわう、にんぴにんとうまであつまりせつぽうのとき、五てんぢくにおびたヾしきわづらい、

はやりやまひうけて、死せずといふ事なし、國みんこのゆへにしするものを、ふびんにおもひたまい、やくし如來のもくぞうを、みづからきざみたまひ、しゆせうにこれをおがませ、なむやくしるりこふによらいとねんずるときは、そのやまいいゆるとおしへたまふゆへ、ぶつちよくにまかせねんじければ、みなことごとくへいゆふせり、はやりやまいのかみも、はやこのところにいられずして、しやゑこくにとびゆきて、又此やまいみち〳〵けり、此國のははしのく大王と申、そのしんかをしゆだつちやうじやといゑり、ならびなき長じやなりしが、此ひとりむすめ此やまいをうけて、おもきゆかにふす、しゆだつ此事をふかくかなしみ、しやかによらいりやうじゆせんにて、しゆじやうをすくひたまふ事をきゝ、しやくそんの御もとへつかいをたてねがひしに、一しんにやくしのめうがうを、となへよとのつげにまかせ、おやこもろとも、一しんふらんにとなへければ、むすめのやまい平ゆふせり、しゆだつこつずいによろこびのあまり、佛恩ほうじ申たく上は、しやゑこくへうつしたまわば、だうごうがらんこんりうし、くやうつかまつりたく

と、こいねがひければ、しやゑこくへらいがうあらん、こんりうせよ、こんりうせばぎだゑんといふて、十里四方のちくゑんあり、此ところさいじやうのところにて、しゆぜうけちゑんのばしよなりとありしゆへ、さあらばこんりうぞんじたゝんと、長じやはかへりけるが、このちくゑんは、はしのくわうの御こ、こぎたいしの御ひかへなれば、しんかとしてじゆふにはなりがたし、たいしへ此むねをねがふ、たいしのおふせに、これは第一の園生なり、むざとあたへがたし、みぎの地のうちに土のみえぬやうに、銀五寸金六寸しき候はゞ、そのきんぎんのかはりに、右の地をあたふべしとのたまへば、長じやよろこびて、九つのくらをひらき、まいにち〳〵金銀をくるまにてひかせ、たいしへ申上るは、おふせのとをり金銀をしき候間、きんぎんはあげ申候、地はわたくしがにつかまつり候と申ければ、太しはきんぎんしけとはざれ事也、それにおよばぬ事、よもやしくべしとは申まじとおもひての事とありければ、長じや申けるは、上みたる御人のいつわりあつては、天下のおきてたち申さず候、とかくあげ候うへは、とる事にあらずとて、長じやは

うけとらず、さて十里四ほうの地をこしらへ、三百九いんをたて、これはによらいの夏の御やすみしよ、これは又冬とさだめ、八まん四せんのあらかんのゐどころ、しよくもつの所など、それ〳〵にこしらへける、てんぢくの寺のはじまり、ぎおんしやうじやとなづけて、五寸六寸のきんぎんをしきたる、寸をあわせて十一寸あり、寺といふじこれよりはじまるとかや、金銀を太子とりたまわぬゆへ、長じや町うみへすつべきといへば、たいしせひなくきん〳〵をうけとらせたまいて、つりがねをいさせ、しやくそんへきふあり、つりがねのはじまりなり、いまだ寺地のぢぎやうやう〳〵こしらへるころ、しやゑこくのげどうのほうとうに、あなみだふといふものあり、はしのく王に申けるは、しゆだつ長じや三百九ゐんをたて、くやうせんとの事、釋迦如來へすゝむるよしなり、しやかのをしへいままでせかいにない事也、こんりうを御やめさせられしかるべしとありければ、大わうはあなみだうが術を、つね〳〵御らんありしゆへ、しやかがほうども、べつの事もあるまじきとおもふゆへ、げどうの中もよぎなくて、さかくしやかとあなみだうと、きやうのすぐれるかたもちいたまふべし、さだめてしやかは、それほどにはあるまいとおぼしめし、げどうはきやうまんしんゆへ、ほとけとあらそふならば、勝べきとおもひしゆへなり、しやかのかたへも、そのよしつかいきたれば、わがぎやうにもおよばず、しやりほつにまいれとありしに、しやりほつはざせん石にすわつて、いついくかにあなみだうとほとけと、ろんじたまふこくげんまで、ざをくみてゐて、なんぜんりともかぎりなきあいだなるに、じんつうりきすぐるゝゆへ、そのじこくにいたりせつなのあいだにゆきて、十里四方ののばらにて、あなみだうとしやりほつと、ほうろんしたまいけり、のちにしやうじやになりしばなり、あなみだう大きなる池をこしらへ見せければ、きしに七つぼうのしゆ玉をかざり、水はあいのごとし、しやりほつその所へゆき、みぎのひとさしゆび天へさすと、天より大ぞうくだり、此大いけの水一のみにのみほしければ、七ほうのきしもくずれ、もとののばらとなるゆへ、またあなみだう大地をふむと、大きなるてつうしげんじいでゝ、かみなりのをちかゝるかとうたがはしきこへをしていなゝ

き、てつのつのふりたてすさまじきありさま也、しやりほつこくうにゆびさしたまへば、しゝわうといふけだものくだり、てつ牛をかみころす、又あなみだうちをたゝけば、たかさ五ぢやうばかりのうへきしやうじ、ゑだは心のまゝにはびこり、花さき實なる、しやりほつ一いきふきければ大風となり、かの大ぼくをさん／＼にふきたをす、あなみだういろ／＼とすれども、しやりほつにおよばず、又あなみだう天をさすと、二十ひろばかりの大じやくだりて、しやりほつをのまんとす、しやりつほこくうをまねけば、こんじてうといふ鳥、◎原本脱字あなみだう大地をふむと、十ぢやうばかりの鬼じんいできたり、てつのぼうをふりたて／＼、しやりほつにむかいけり、しやりほつはこくうをまねきけるとき、いだてんくだりたまい、ほこをふりたてむかいたまへば、あつきはかげぼうしのごとくきへうせけり、あなみだうしゆ／＼につくせども、しやりほつにけされ、こゝろをくだくところに、ゑんちよりもえいづる、あなみだうおごろける所に、此ほのをあなみだうがかたへふきつける、あなみだうもがをおりて、とかくぶつりきには力をよばずとて、三千七百のでしどももろともに、ほとけのにはにおもむき、しやりほつをれいはいし、ほとけのでしとなり、これによつてぎをんしやうじやこんりうありてはんじやうせり、十二時のかねのをとは、しよぎやうむじやう、ぜしやうめつぽう、しやうめつめつい、じやくめついらくとひゞき、ぼんのふのねぶりをさましぬ、これはてんぢくのさたなり、漢のめいていのとき、またうぢくほうらん、永平十五年に佛經を白馬におわせて、漢土にわたす、日本にんわう十二代けいかう天皇二年に當る、らうどうしやといふげどふあつまりて、ぶつきやうをきらいしゆへ、雨そうをがいせんとす、みかどはらうだうしやがつね／＼じゆつほうをしりたまふそのじゆつほうは、日月をてのうちににぎりたり、又はにはかに地しんなどさせて、見せたてまつりしゆへ、みかどもおりゐたまひ、らうどうしやをひいきなれば、らうどうしやまけまじとはおもひたまへども、ぎやうほうすぐるゝかたをたておくべきとの◎脱字カ雨そうきたると、らうどうしやはじゆつを見せ、ぶつぽうをさまたげんと、まづゑてものゝじゆつをもつて、日月をにぎり

て見ても、いかゞしたりけんにぎられず、しかる所に雨そうは、るりのはちにしやかのしやりを入れ、雨手にさゝげあがるほどに、こくう五十ぢやうもあがれども、おしも地につかず、かしらも天につかず、中に一ごきばかりもいたりしに、しやりのくわうめう、みかどの宮中をかゞやかせたまふ、こんじきのくわうめうに、がををりたまひ、きいのおもひをなし、殿上よりおりたまひ、ぶつしやりをはいしたまへども、らうどうしやゑものゝくじしんぼうも、ちからにおよばず、でしもろともにぶつ法のでしとなり、てんぢくしんたんともに、しやしやうかくのごとしと、しゆりの大夫が母にはなしたまへば、はゝをはじめまんざのともがら、かんるいながしありがたきことにもおもひけり、漢土白馬寺こんりうありて、からのてらのはじまり也、◎脱アルカはくわう居士もわがすむあんにかへり、てうもんのともがらも、わがいへ〱にかへりける、ほどこす〱とてもらいたがるは、じやほうのしるしにきわまつたと、みな人いゝあへり、さてしゆりの大夫は、よどのしろより御いとまくだされ、わがやにかへり、はゝにゆる〱たいめんしけるとき、四も山のはなしもすぎ、此ごのなんばんじのでしはびやんが事、一々しだいをはなしければ、しゆりの大夫は、めづらしき事かなとおもひ、又のたうじやうのとき、ひでよしのごぜんにて、此よしを御なぐさみにとてはなしければ、ひでよしきゝたまい、さればのぶ長も此ほうはさくさないとて、ほろぼすべしとのたまいし、そのざにわれもいたりしゆへ、くはしくしつてゐる、そのそうだんの中へ、攝津守むらしげより、いくさのちうしんありしゆへ、とりまぎれうちすてたまふゆへ、此しうもんいまにあり、わるいにきわまつた宗門の事なればうちやぶり、なんばんじのぼうずども、かいゑきせんとありければ、みなわかき人ばかりにて、なるほどさやうしかるべく候、しかしうるがんばてれん、ぶらてんばてれん、やりいす、げりこり四人は、しざいしかるべし、たゞしさかはりつけか、いきはりつけか、又はうちくびごくもんかと、いづれおこないかたあるべき事と、たづねたてまつれば、ひでよしのをゝせに、なるほどもつともなり、にくいゆへいきはりつけか、うしざきにてもよかろふけれども、それはあまりの事也、そうじていこくわたりのも

の、日本にてころすは、わざわいのもとなり、そのためしあり、にんわう八十九代かめ山のゐんの御宇、文永九年より折々いにしへのゑびす共、日本をせめんとうかがふ、九十代後宇多のいん建治二年に、ゑびすのぐんびやう十萬人、大せん五百そうにて、きうしうつゝうら／＼にちやくせんしてせめのぼる、さいこく大みやうあまたいでゝたゝかい、をはりに十まんの大將あじろうをいけどり、かまくらにわたす、ほうじやう時むねあやまつて、そうしうかまくらゆゐがはまにおゐて、あじろうがかうべをはねさせけり、此事きこへいかりをなして、こうあん四年ふね四萬ぞうに、三百七十萬のにんじゆ日本にわたり、九州へんへみだれ入、日本人とたゝかふ、さいこく中ごくのしよしやうぐん、りやうきもほぞをくだき、萬そついのちをちりあくたよりもかろく、しのぎをけづりひばなをちらしたゝかふといへども、すまんのいこくせいことゝもせず、しがいをいとわず、のりこへ／＼みだれ入ゆへに、くにをすてしろをあけて、みやこへ／＼とのぼりけるゆへ、ごうだのゐんおごろかせたまひ、伊せうちとのみやへ、ほうへいしをたてられ、御せいをゑいせられ、風の神のやしろへの御せいなりとかや、「いこくよりよせくるなみのあへまなくそれふきもどせいせの神風」と御じひつのうすずみのりんじ、かぜのかみのやしろへ入、ねぎはあとへしさりつゝしみいたり、たばこ一くちのけぶりほど、やしろのうちごと／＼といふて、風のかみのやしろよりいずると、一ときばかりすぎ、さいこく大風いでゝふきちらし、大木はかぜにこのはのちるがごとく、大石までもふきとばし、大かいの鹽ひるがへり、四萬ぞうの船、こゝやかしこにやぶれみだれてちりうせけり、神かぜつよくして、和てうせめゑずして、むなしくはなりたれ共、これをかんがへ見れば、右四人のものを此たびころしては、あとからいかやうのわざわひいできたらんもはかりがたし、しかるときは、國民のいたみつゐへとなるなれば、とうごりたる者は、ほん國へかゑすにしくはなしとて、ますだゑもん、ながつかおほくら兩人におほせて、なんばんじをうちやぶれとて、三千よきをいんそつし、なんばんじをせめにける、いしだ治部のせふゆふ、こにしせつつのかみ、高山うこん、このたぐひ廿三人、もんとゝ

なりいるゆへ、此事さゝてなんばん寺へちうしんしければ、なんばん寺には、まへ／＼くんじゆせしとはちがい、うへをしたへとどうてんせり、はびやん、こうずもう、しゆもん此三人は、よせてきたらぬそのさきに、いづくともなくをちうせけり、ますだながつかの兩しやうは、なんばんじへせめいり、うるがん、ぶらてん、げりごり、やりいす、この四人とらへ、ふしみのしろにかへる、おらんだのあきないぶねのかへりにあつらへて、なにとなくなんばん國へかへしたまふ、もんとのともがらには、改宗せよとのおほせにて、かへざるものはつみにおこないたまいしとなり、はびやんはひぜんの國にくだり、のちにあまくさにてしうもんひろめ、ごうずもふはさを／＼みの國にくだり、四ねん過てのちには、いづみのさかいのゑびす町、なかのはまといふところに、市はし庄助と名をあらため、ぐわいりやういしやとなりゐたり、しゆもんはゑちせんにくだり、四年のち、さかいひがしみなとといふところに、しまだ清安とあらため、ほんどういしやとなりゐたりけり、天正十六年九月十四日、せんしうさかい天王寺やしうちん、あぶらやじうゆふ

といふもの、ふしみのしろにきたりけり、ひでよしはふしみにゐたまふゆへ、御きげんうかゞひにきたる、此兩人は茶のゆしやなり、御ぜんにていろ／＼御はなしあいてになり、四も山のはなしありて、ひでよしおほせに、さかいへんになにぞめづらしき事やあるとの御たづねに、兩人申上けるは、べつの事もなきうちに、かわつたさたうけたまわり候へども、いまだ見もつかまつらず候ゆへ、たしかならず候、しかれども人々もつぱらひやうばんには、せんしうゑびす町に、市ばし庄助といふげくわいしや、又ひがしみなとに、しまだせいあんといふほんどういしや、此兩人めづらしき手づまつかまつり候よし、にんげんのおよぶ事にあらずと、もつぱらのさたつかまつり候むね申ければ、ひでよしきこしめして、これはなにさまけんぶつ事なり、よびよせてわがまへへいだし見せよとのおほせにて、さゝき平左衞門といふものうけたまわり、此兩人ふしみのしろによびよせけり、明日けんぶつせんとの事にて、よくじつになりければ、御ぜんによびいだし、何にてもいたし見せ候へとあれば、御しよもふに候あいだ、おんなぐさみにつかまつるべ

しさて、御ぜんにて、大きなるはちに水一ばいいれさりよせ、かみをひしのかたちにきり水に入れければ、すなわちこまかなるふな、そのほかのうをさなり、すいちうあるく事、まことのうをのごさくなり、まづしまへさあれば、かしこまるさすなわちもとのひしのかみさはなりぬ、女中も大ぜいけんぶつゆへ、女中のなぐさみになるものつかまつるべきさてかんがへ、これはもしおどろきたまふべきかはしらざれども、ふところよりくわんじより一すじとりいだし、二三尺あるをはしをふき、ふさひなわほどのものになりたるを、たゝみのうへになげいだし、あさへしさり、くちのうちにて、何やらさなへけるさ、大くちなわさなる、女中さうどう、ざちうみぐるしく見えしゆへ、しまへさおほせあれば、なにかさなふるさ、もとのくわんじよりさなる、又五こくるいを、ぼんにすな入それにまくさ、すなわちちいさきありさなり、うごくごさく見えけり、いろ／＼の事して見せたてまつり、たまごに時をつくらせる事も、なるべきかさありければ、なるほどなる事に候さて、すなわちたまごさりよせて、手のうちにて何かさなへてひらくさ、かいわりてひよこさなり、見るうちににわさりさなりて、ついにさきをつくりけり、もさのたまごになせさあれば、ひもんさなへるやいなや、もさのたまごさなりぬ、女中のこのみにふじ山をみず、なにさぞ見せやうはないかさあれば、大きなる物ゆへ、御ざしきにてはなりがたく候、御にわにてつくり申べくさ、せうじをたてゝ両人そさへいで、なにかさなへて、しやうじあければ、にわのまへにふじさんあらわれたり、ゑより見事などきゝつたへしが、さて／＼見事なるやまかなさ、おのおのかんじけり、きやせさおほせられければ、またまたしやうじたてさなへ事してせうじあければ、もさのにわさなる、此にわにあふみ八けいをあらはさんさて、せうじをたてさなへごさをしたりければ、あけるさすなはち、ひゑいざん、せゝのしろ、かたゝ、ひら、八けいのこらず見えければ、おの／＼かんじきもをけす、もふしまへさあれば、またせうじたてさなへごさしてあけるさ、もさのにわさなる、せんしうさかい、すま、あかし御しよもふゆへ、また右のさをりにしてみせたてまつる、ひでよしおゝせに、いままでゆふれいさいふものを、はなしにはきゝけれど、ついに

目に見た事なし、これもなる事かとありければ、なるほどなるものなれども、むかしよりゆふれいはひるでる事なし、よる計でるものと申ゆへ、さあらばよにいりていだし候へとて、御りやうりをくだされきうそくあり、くるゝをおそしとまつところに、すでにくれにいたりければ、しよくだいおゝくいだしければ、さながらひるのごとくなり、兩人申あげけるは、かやうにあかるう候ては、いだしがたく候、むかしよりこくらがりよりいづる事に候といふにつき、ざしきの内のともしびは、みなきやしけり、九月十七日の月はあれども、ざしきうちはくらくし、にわのむかふへまわりせうじたてさせ、ぬれゑんにてなにかとなへてせうじあけ、右兩人ざになをり、いまゝでさやけき月もくもり、かぜはげしくふきおちて、ものすさまじきけしきとなり、にわのうへ木のすきより、ゆふれいあらはれいで、みだしがみほそきてあし、たよ〳〵としてみえければ、いらぬものゝ御所もう、あれがざしきのうちなどへはいりてよいものかと、いづれもきもをけしにける、しだい〳〵にちかづきて、くつぬぎいしまであゆみよる、十八日の事なれば、くもりながらも月ありて、ゆふれいのていあり〳〵と見れば、ひでよし公のいまだ木の下藤吉といゝしとき、めしつかはれし手かけなり、その名をきくといゝしなり、ひでよししゆつせのときたづねきたりて、ほうこうのぞむさいへども、ひでよしばんぶにてかすかなるしんしやうのとき、藤吉へざうごんいゝたるゆへ、今しゆつせのときを見こみ、又ほうこうののぞみは、かなわずとありしゆへ、きくはらをたちうらみを申ければ、てうちにしたまひし、そのうらみをかんがへて、ゆふれいにつくりいだせしならん、てづましのぶてうほう、ひでよしはことのほかきげんあしく、きみわるいゆへしまへとおゝせけるゆへ、かしこまるとすなわちせうじたてとなへ事してせうじあければ、もとのゆふれいきへうせたり、ひでよし兩人をざしきへよび、とかういわれぬ事とかんじたまひぬ、御ほうびとしてしな〳〵下さるべきやといづれもおもひければ、◎(カ)ごぞんじのほかきんじゆのものどもおんよび、兩人ものからめとれとのげじにまかせ、さつそく兩人をからめとり、此ものどもはつね〳〵のものにあらず、はびやんはひせんの國へくだりしときく、ごうずもう、

しゆもん兩人にきわまつたとせんぎにおいて、兩人のものに候と申ければ、天正十六年九月十九日、あわたぐちにはりつけにかけたまふ、てづましたるは十八日の事とかや、ゆふれいのきくいだし申さずば、ひでよしはらだちもすくなく、それほどにもあるまいに、きくがゆふれいゆへ、ひでよしはら立つよく、何さまがてんのゆかぬげどうの宗門とおもひたまいて、かゝる死をとげけるなり、そのゝちおもてむきたしうとみえて、ないしやうではゐぞうかけ、ひもんとなゆるもの多かりしゆへ、それをからめてくわいしうするともがらはたすけ、あらためざるはざいくわにおこなわれ、しうしをかへるをころぶといゝ、御せいどうこさいにて、大かた此宗門だんぜつせり、それより廿四ねんすぎて、けいてう十六年、加藤ひごのかみきよまさ病死ありしをさいわいと、ひぜんの國（◎肥後の誤）うどのこほり、やよ代（◎八）ごおり此兩こほりにはびあんでしども此宗門ひろめ、うどをりふない村じつこうじといふぜん寺をうちやぶり、しんぞうすといふ僧を追いだしければ、しんぞうすといふぼうずはらたちて、ゑどへくだり ひでたゞ公の御代、御やくしよへ申あげけるゆへ、御やくにんくだり、いさい御ぎんみありて、ひどまづうどのこほりはしづまりぬ、さて十六年へて、くわん永三年より、六十六ぶのやうにいでたち、たんばあふみのきんごくのもの、そのほかのものどもに、かがみを見せすゝめまわる、しかるところに御ぎんみおい〳〵きびしく、此宗門きゐのともがら、一人づつ俵に入、京三條がはら、大さか御しろのばゝ、さかい七どうのはま、此三ヶ所五十びやうづゝつみあげ、いくらともなくつみあげ、くわいしうせぬともがらは、是たきゝにてやきころす、しうしをかへるともがらは、ころぶにおいてはたすくべしといゝわたせば、やかるゝよりさしあたり、下づみになりたるがかなしくたへがたく、ころばんとねがふゆへ、それはひきいだしころばせて、何宗になるべしとねがふものは、そのしうもんのてらのぢうじとひきあわせ、當寺だんなにつかまつるとのてらてがたをとり、ひきわたしたすけらるゝ、これより寺手形といふ事はじまる、そのせつ遠江の國ふじこほりすみだけといふ所に此宗門おこる、これは、ごうずもふしばらく此國にゐたりしときのでしなり、是もせんぎつよくてさつそくし

づまり、その丶ちはまづ此宗門なしとぞ、大坂にてころばぬもの三人、内一人かざりや七兵衞は、とびたにてさかはりつけ、百姓八右衞門さかはりつけ、青ものや惣吉は、かうらいばしにて水ぜめにて死す、京とにてころばぬもの四人、内二人つきはり付、二人ひあぶり、泉州さかいにてころばぬもの三人、内二人はり付け、一人は牛ざき、此うしざきといふは、くび兩手兩足此五ところになわをつけ、繩のさきに牛一ぴきづつつけ、中にてたきゞにひをつけると、此うしおどろきめい〳〵五方へにげるゆへ、此人五つにさけるとかや、その丶ち十二年すぎ、くわんゑい十四年十月、ひせんの國あまくさ一ぞくおこり、しまばらかつせんとなる、（人わう百十代ほんゐんの御宇、いへみつ公のさき、）よくねん十五年とらの二月廿八日に落城、大將四郎がくびは、細川越中守家人ちんのさざへもんといふものうちとる、大せう增田四郎ときさだ、ひつじの刻落城、おほやだ村のぢう人、甚兵衞子十七歲とかや、此後御代しづまり、治國平天下と成る、此あまくさの事は、しまばらぐんきにくわしければ、こ丶にしるすにおよばらざるゆへ、これをりやくしおはんぬ、

切支丹の徒三萬七千餘人誅伐、

右之本書も寫誤りか、難ㇾ解所々推量を以て增減する也、

明和五年戊子七月寫ㇾ之、

右南蠻寺物語、童蒙の見安き爲め、豆粒假名にて摸寫候樣にとの懇望、併假名計にては文義難ㇾ解故、所々漢字にて平假名付に寫者也、箇樣に委く平假名計は殊の外辛勞、殊更耄老筆故、文字又は假名遣の誤等蒙ㇾ用捨ㇾ者也、宍賢、

私曰、此書之後寬文七八年の比、尾州海東海西中島郡のうちに、切死丹宗門はびこり、そのともがら數百人死罪におこなはれ、橋町裏に大堀をほり死骸を埋、そのうへに寺を立、橋町裏大佛の寺これなるよしうけたまはる、當明和五年子のとしまで、百三四五年になる也、

南蠻寺物語 終

天馬異聞序

此書は、其頃の加比丹が日記中にありしを、文化年の頃加比丹、ヘンデリツキドーフ抄寫して、末次鶚実翁に與へしを、本木茂淵吉雄先生に請て譯をなし、自天馬異聞と名け、余頃日又翁に請て、寫字して暇中に慰す、島原の闘争たる、囊弓の畢終にして、固より詳悉なる記もあるべきに、云々、（此下恐誤脱）

末澤紛澤蘭異家常語と云致ありしが、紛失して覺不申候間、先記居候丈け申上候、先頃読なる文章のあまりに覺申、貴模便見出し候へば、詳に可ニ申上ニ候、以上、

竹田先生函丈

有　季

天馬異聞

○西洋紀元千六百三十七年十二月十七日、（寛永十四年十一月朔日頃、）

或人來て告て曰、有馬のもの等領主を恨み、徒黨をして兵を動し、屋々の有司を殺害し、役人の居宅を燒き毀ち、最早制止すべからず、役人皆々城内に引く、此聞え高くして、近隣の國々各軍の備へをなし、道口に人數を出さる、平戸にも亦同樣に用意頻りなり、但城を守るのみにて、江戸の御下知のなき中には出陣はなし、然此騒動の起り、何の故ぞと尋ぬれば、今の領主は、元より此の主にはあらざりけり、其父有馬を拜領し、始めて來し時、故の領主家臣の面々居殘て此に在しを、一向に扶持を離し、情なく領地を取あげ、我召仕ふ家臣共に、十分に取らせ候間、爰に於て彼者共本意ならねど、詮方なく農民となり下りたる、是等の蠢農民たりといへども、何れも武術堅強、爲す事のあるべき者どもにて、農業には更に疎し、猶又右の新君、租税の數を更に増し、彼等の及ばぬを顧みずし

て償り取り、少し不足する時は、妄りに是を引捕へ、後ろ手に縛り揚げ、頭より胴までに蓑を巻き付けて、火を懸けて燒き殺すを定刑とす、されば此刑に逢ふ者は、たゞ焦れ死ぬのみならず、全身灰になるものあり、或は其死を早めんとて、自分身を投轉し、頭を石に打ち當て死し、又は水に飛び込て死する類數多あり、酷なる刑法は、古今稀なる事なればにや、世の人は今以て蓑踊と名づけ、殘虐の例に引て云へるなり、彼暴君の心には、猶足らずとや思ひけん、彼等が妻子も引出し、赤裸にし逆さまにつり、苛刑の限りを極めらる、然りといへども、彼族移り行く世や頼みけん、其頃は無事なりけり、偖今の有馬公父君の世を繼て、其身は江戸に勤ての事なれば、甘き事もあらんと思ひしに、さはなくて殊更在國の家臣共に云付て、父君の定置る、租税の數を欠く事なく、農民等が飢渇を厭はず、責め償りて取立させ、たとひ木實のみ喰はて、、命繋がれず成行をも、聊容赦する事なく、不納の者の仕置は、是又父君の定め置れしより、猶又嚴しく取計らはる、此に於て彼者等、定の如く租税を出せば我死より外に道なし、又聊も不納せば、暴虐の刑罰其身を殺すのみならず、妻子にも憂きめを見せん、兎も角死ぬべきものならば、存分の事をなし、一旦に決せんと、頼みの綱の切れしより、謀て決せし事なり、此度手始に自分妻子を殺害して、思ひを固めしものありとぞ、

○十九日、十一月三日頃、

天草の者共、有馬の騒ぎを聞き及び、同謀て徒黨を結び、重き役人を殺害し、又は城内に逐ひ込て、傍若無人の事を行ふ、是も此頃唐津公法に過て租税を増し、取立てらるゝ故なりとぞ、

○二十六日、十一月十日頃、

有馬なる切支丹共、彼逆徒等と謀を通じ、倶に起り立ち、力を併せて、有來る寺院を燒き、切支丹の寺觀を取建築き立て、與黨を募り、此度の戰に負けん勝んも、皆切支丹への忠勤なり、先年切支丹の輩を刑戮せられし怨念を、今こそ晴す時なれと、彼の旗に書付たり、かゝりしかば荷擔の人數、日々に多く馳せ加り、既に一萬人に及べり、是等の者、最前に起りし有馬の逆徒と相談し、海邊なる古城を修理し、一同に籠りしとぞ、此事の聞えければ、平戸の人々取々に、やがて大

亂にやなりなんさ、大きに驚き騷ぎあへり、逆徒有馬の城を燒き、城内の人を皆殺さんさ相謀り、四十三人選出し、城方に差出し、手寄りを求めて入込しが、城内の役人、此者共の振合を、不審かけたる人ありて、其内一人引き出し、拷問をなしつれば、謀計の始末を白狀す、則不レ殘首を刎ね、外塀の上に梟けならべ、逆徒等に示せりとぞ、

○、千六百三十八年第一月三日、十一月八日頃、晝頃に平戶の港に、唐津船一艘着せり、其人の說を聞けば、前月の廿五日、十一月十日頃、唐津より兵士大勢、大船數艘に取乘りて、逆徒の次第詰問の爲、天草に着船せしが、逆徒の內より、一組の者いつはりて出來り、此の御方の體に拵へ、唐津勢の來着を言詞を立て、扨又所存を申樣、此天草にそこばく〳〵の逆徒の候上に、恐らくはやがて又、有馬の逆徒のこゝに來りて、加勢をいたし候はん、其故いかにさ申さば、此頃は夜晝さなく、雙方より狼烟を揚て、合圖いたし候、左候へば願ひには、有馬の勢の來ぬ內に、さく〳〵此地の逆徒共を、片端より御退治候へ、然らば我等は御先に立て、逆徒共が隱れ所を御案內申候はん、扨我等にも何なりさ、武器を授け賜らば、粉骨を厭はず働き候はん、たさひ彼等強くして、思ひの外に味方打負、只一人にならん迄も、跡に引き候まじさ、實らしく云ければ、唐津衆うまく欺かれ、悅んで武器をあたへ、彼者共を先導に賴み、それより其所彼所さ云ふまゝに、いくらさも手分して方々になり行く、去程に逆徒共、唐津勢の打碎て、小勢になるを見すまして、急に大勢顯れ出で、手込々々に片つめて、何の苦もなく殺却す、逃け延び命助りて、纔の人は殘りけり、又乘り行きし船々も、多くは燒き捨てられしさぞ、今日こゝに來るさも、逃げ延びたる其內にて、歷々さ見ゆる二人、疵の療治を賴まんさて、(此所虫蝕難レ讀)

○八日、十一月廿三日頃、有馬の逆徒三組に手分して、二組は伏兵さなり、一組は有馬の城に押し寄せ、弱々さして戰ひを挑みしが、城內の兵は是を見て、遠慮もなく打て出で、逃るを長追して、彼伏兵の所を過る、是に於て彼伏兵起立て、跡を斷ち切り、歷々の兵多く殺たり、逆徒共は一揃に、白木綿の衣物を着し、十文字の形を月代に剃り付て、シントヤコオさ云ふ言葉を、合言葉さ定めたり、是

は軍神の稱號にて、ホルトガルが軍陣の時用ゐる處の符言なり、又城內より打出し人數の內の一組は、人馬共に落し穴に陷りて、其甲冑の重みにて、俄に起き出で得ぬ處を、逆徒共取卷て皆殺したりとぞ、城內の內手甁を負ひ、長崎に逃れ行くあり、又長崎の近邊なる島原への渡船場、茂木といふ所のもの、此騷動に恐をなし、長崎へ行くもあり、こゝに於て長崎も、口々に守嚴しきよし、

〇十五日、十二月朔日頃、

今日江戶より夕方飛脚到來、第二月二日の日、十二月十四五日頃、平戶公江戶出立、有馬近隣の大名衆、皆々歸國あるべき旨、御下知ありししらせなり、

天草より注進あり、逆徒は相謀り、天草城に寄せんとするに、天草の逆徒の數は、唐津の總勢を引き受けても、猶過分なりとすれども、武器乏しく不足なる故、鍛冶を始め要用の職人、彼是を呼び集めて、長刀を日日七十振づゝ造らしめ、今は既に出來揃ひ、事缺る事はなけれども、猶又更に念をつかひ、有馬の逆徒の加勢を乞ひしかば、有馬の逆徒速に許諾して、皆固く鎧兵器を携へ、百艘の船に取り乘り、暫時の間に來着せり、さらばとて勢懸り、天草城に押し寄せて、其夜もすがら攻めたりしが、思ひの外の負軍して、三百餘人打ち死し、終に引き退く、是は此前日の夜、唐津より加勢の兵、五百人入城せしを、逆徒ども知らずして、籌算齟齬せし故なり、

〇十六日、十二月二日頃、

平戶老臣大膳殿留守居所より、今書歸着、是は板倉內膳公幷に石谷十藏、日根野織部公などの、有馬の逆徒追討に御下向あるを、御迎の爲出られしなり、大膳殿通詞を以て、加比丹に御通達には、此度逆徒追討に、平戶の勢は出に及はず、餘所の兵のみ用ゐられて、事濟よしの御事なれば、阿蘭陀人に、かしこに行くに及ばずとの事なり、風說を聞ば、此度有馬唐津の手限り、他所のたすけを借らずして、勝負を決せしめんとて、則御手判御下知の趣なり、有馬逆徒の討手には、有馬公先ニ陣之ハ左右後陣は、隣國の筑後公と留守居所公、兩手の兵士一萬六千、是は先控居て、有馬の勢の合戰の模樣を、只見るのみにて加勢せず、逆徒等若も我陣に打て懸らば、防禦の爲戰ふ事は格別なれど、も、此方より手を出さるべからず、偖有馬勢崩れ立

ち、全く負に成たらば、其時何れも打て出で、兇賊を餘さず塵にすべし、又天草の討手には、唐津公先軍し、左右後陣は、近國の肥後の若殿二萬勢、是も控て先軍の模樣を見ての働は、前に準じて命令あり、併兩所の君を、逆徒手を借り罰せんとての事なり、凡國君たらん人は、下民を教て安からしめ、歸服を得べき事なるに、兩所の君は是に引きかへ、領内のもの恨みを積て、天下の騷を引き出す、其罪大なればなり、推察するに、有馬の兵は二萬五千餘の上を越すべし、唐津の勢は四千に足らず、兩所の逆徒の數は、皆大に是に過候得ば、兩君の手のみにて、勝を得ん事難かるべし、勝ずとも厭ふべからず、若幸に勝て其罪をつくのへば、猶好々の御事なるべし、既に江戸にて御暇の時、汝等預る所の地、一己の力を以て保ち得ぬ程ならば、此度討死然るべしと、兩所の君に仰られしよしなり、大村君は、此頃に其領内の者共の、所持の武器共悉く皆取り上げ、切支丹宗門に志あらんかと疑しき者共を、一切捕り籠め置れたりとぞ、

○十八日、十二月四日、

書狀と銘酒蜜漬の菓子を、平戸の家來を賴みて、有馬の御陣に參らせて、內膳公へ獻上す、又長崎の兩御奉行三郎左衛門公、飛驒公へ獻上すべき銘酒には、書狀一通相添て、長崎の平藏公へ通詞を以て賴み遣す、何事ぞ御用あらば承度と申遣なり、

今夕飛脚到來して、有馬天草の逆徒等も、皆白き衣服を着し、集會して誓を立て、此度御上の御沙汰あらば甘んじて承り奉らん、領主の仕置せんとならば、其族類迄敵に取り、切り死して獨も殘らず相果てなんと約せりとぞ、

○十九日、十二月五日也、

二日以前に、有馬公江戸より歸着せられたり、中途にして筑後公より兵船五十艘出して、渡海の護送せられんと有りしに、受けられず、但御暇の時の嚴命を憚りてなり、されば着の砌、若逆徒等が逆よせに寄する事もあらんかとて、兵士一組備を立て、其恙なく入城ある迄、送り屆けられしよしなり、

兩所の逆徒に、味方の勢の打ち懸る日限は、第一月廿一日、卽日本の十二月七日と、御定めありつるよし、

○廿日、十二月六日也、

今日晝後、此湊に唐津公の乘り給へる兵船、都合三十

艘、錨を入て潮待し、程なくこゝを乗出して、河内港に錨を下せり、

○廿三日、十二月九日、唐津公の兵船ども、猶未河内港に舶船、日數を重ねて乗り出されしは、何等の故ある事を知らず、

○廿四日、十二月十日頃、唐津の船等、今夕方天草さして出帆せり、

○廿五日、十二月十一日、内膳公へ參らせし使、今日夕方に歸着しぬ、此人御陣に參りしかば、御所に召され謁し奉り、御取扱甚厚く、難レ有事なりし由、御返禮として、加比丹へ下されし御狀持參候、

○廿七日、十二月十三日、平藏公より書狀を以て、有馬御陣の急用に付、火藥五六百斤計り、早々自分方迄差越すべしと申來る、然るに船々此頃迄開帆し、殘れる火藥甚少なし、只六桶送る、

○卅日、十二月十七日、同公より書狀到來、送れる火藥は僅に受取たり、阿蘭陀船此節は、二艘ならでは居ぬ故に、火藥乏しき旨斷、御奉行所に申上、もし船々今居らば、其火藥を皆借りて、長崎にて今製する火藥、出來たる上返却せば、此度の御用十分に達し、歸帆の碍もあるまじきに、船々早々出帆せしは、吳々も殘念と申越さる、

○第二日、十一月廿日、天草の逆徒ども、皆々有馬に逃げ行きて、一群となりければ、有馬なる總人數、三萬に及べりとぞ、但天草の逆徒の内、六十人程は唐津の手に捕れ、天草は先づ平治しぬ、さるによりて肥後勢は、天草を引き拂ひ、陣を有馬に押し移さる、唐津勢は跡に殘り、天草を固めらるゝなり、

○六日、十二月十三日、當月三日、十二月廿日頃、留守所の兵、賊營に押し寄せ、賊徒等守戰術を盡し、女ども迄石を投出し、能よく防ぎたり、此故に寄手敗して、討死六千餘人あり、但此戰の事、内膳公の指圖にあらず、長崎御奉行御存と、跡にて聞たりければ、内膳公と長崎御奉行と、聊意味の相違して、間節して前見えたり、此間違ひは、先達て捕はれたる者白狀して、賊等も兵粮は二三月の其内に、盡き果て候はんと申に寄り、無益の戰死なさんより、

彼等の糧の盡るを待てと、御下知ありつるを、内膳公のみ承知して、長崎御奉行は知し召されず、是に依ての事なりといふ、

○十日、十二月廿五日、

大砲五挺に玉藥添て、有馬の御陣に遣せて、内膳公長崎御奉行仰越つるにより、速に差送れと、平戸公より命せらる、卽ち今夜此手の一番船、レイプと號する船より卸し、日本船に乘せ送る、

○十八日、寛永十五年正月五日、

有馬より飛脚到來、當月十四日、卽正月元日御上使、板倉内膳公幷に石谷十藏公、賊營に打懸らる、是は御老中伊豆公と平戸公、叔父左門公追討使の命を蒙り、やがて御越と聞及ばれ、其來着なき内に、手限り事を決せんと、思ひ詰ての事なる由、然るに逆徒等手強く戰ひ、味方の人數多く損じ、剩へ板倉公討死し給ひ、石谷公は肩を鐵砲にて打れ給ひ、敗軍に及べりとぞ、

平藏公より書狀を以て、一番船レイプの事、暫く出帆見合すべし、但當月廿三日、日本の正月十日、此日迄に長崎より何の左右もなくば、意任せ出帆を遂るべき旨申來る、

○十九日、正月六日、

今朝また平戸公より、通詞レイモンを召させられ、加比丹に通達あるは、只今こゝに居る所の阿蘭陀船に、不レ殘大砲を備へ、有馬表へ差越せと、伊豆公幷に左門公より、仰せ越されつるに依て、早船をよそおいて、彼の地に參るべしとなり、加比丹御答申樣、當年の二番船、ウンソイスが乘りたるは、昨日の暮、君の御意を得て出帆致し候へば、一番船殘りて候間、此船は我等も取乘て、明日此許出帆致し、彼の地に參るべしと、申上たりければ、平戸公御聞届、加比丹も乘組て、速に參り候段、甚以て御感悅なり、

○廿一日、正月八日、

今朝平戸公に謁見し、一番船レイプに乘り、出帆すべしとの御意を得て、海路先導の早船二艘、晝過ぎより、河内港より一同に乘り出し、黑島のほとりに錨を入る、此所の海の深さ、三十八尋計りあり、

○廿二日、正月九日、

今夜凡八時頃に、黑島を乘り出し、潮風共に逆ひつれば、樺島のあたりに錨を入る、此所海の深さ、三十五尋あり、今夕通詞レイモンは、早船にて有馬に行く、

是はやがて此船の乗るべき趣きを、御陣に申上げん爲なり、

○廿三日、正月十日、有馬より早船一艘、今夕來りて本船に着し、是は今月十一日、十二月廿七日、差送りし大砲の、有馬へ未だ着かぬとて、其子細を聞かんため、又此船の見分使の爲なり、晝過頃、本船を北西の風に走らせて、夜の六ッ半時頃に、天草の城の前に、錨を入れて船繋がる、

○廿四日、正月十一日、晴天、風は四南、風十分に能きに任せ、帆をあげて走りしが、潮逆ひつる故に、午後に有馬に着し、此所賊營より間四里半計りなり、深さは四十尋程にて、海底は小砂なり、かくて時も經にければ、通詞レイモン小船より來て、阿蘭陀こく平戸を出て、加比丹も乗り組て、御用勤めんと、其爲にやがて參上仕るよしを、伊豆公も聞し召して、殘りなく御感心との御事なり、又長崎表より唐船、送りの船どもの、二三日の内、參着すべき旨なれば、賊營を取り挾み、海陸より大砲を打たしめらるべきの御沙汰といふ、着船して程もなく、味方の御陣より、賊營に鐵砲を打ち出されしが、彼方よりの返し矢は、有とも不レ及レ見、

○廿五日、正月十二日、晴天にて北東風、賊營の海手の方に、新に玉碍築くと、今朝早く聞及ぶ、午時頃に、平戸の老臣内匠殿、大學殿、船に乗て加比丹に云るゝは、通詞レイモン同道して、伊豆公の御陣へ、參上すべしとの事なり、是に依て舟より上りて、先平戸衆の許に行きしが、御役人方、只今本船に御見分の爲、御出ありとの事故に、卽平戸衆同伴して、引き返し行きしが、御見分早濟みて、御歸道に成、出逢て拜謁す、伊豆公阿蘭陀船速に參り、加比丹太儀にあるなり、扨平戸に別に船は居らぬかと御尋ねに付、加比丹申上る樣は、此度船を差し越事は、御意を蒙る前日に、二番船は出帆仕候と申上ければ、又御意に、加比丹乗りて參り候段、御滿足との御事なり、次に長崎御奉行飛驒公、加比丹に向はれ、蘭人三年前に、日本の御用に立ち奉らんと、云ひし事ありつるが、今こそ時節到來せり、後來の本意の如く、丹誠を抽んで、奉公せよと仰らる、左門公は、何卒此度出精して功を立てよ、左もなくば兼々の本意、あらはれずと御意ありて、又平戸衆に向ひ、近日阿蘭陀が送り

し五挺の大砲、備ふべき宜き場所を見定め、逆徒等が小屋に、焼き打ちの便利申せと仰せらる、卽拜辭し奉り、平戸衆と共に本船へ行き、先刻皆様御出の時、若不都合の事はなかりしやと問へば、船中一通り御見廻り有て、程能く御立被レ成たり、其時蜜漬の菓子、銘酒差上しといふ、大砲打を召連れ上陸して、方々の陣を見廻り、夕方伊豆公の御陣所へ參り、加比丹申上候樣、大筒を放つ場所には、留守居公の陣内に、宜き場所の候へ共、賊營と間遠く候故に、焼討の術は成り難しと申上ければ、さるにおゐては、阿蘭陀船より打ち懸けては、如何あらんと仰せらる、さん候此所の海は、遠淺にて候へば、賊營近く本船を寄せ難く候、依て船よりは猶以て成りがたく候なり、あはれ歐羅巴にて用ゐる火器の、是に候ものならば、立ち所に御意に應じ候事、成り候はんにと申上ければ、道理なり、先づ歸れ、明日も亦呼ばんとの御意にて、拜辭し奉り、左門公へ參上せしに、最早御寢に就きしよしなり、暮六ッ半頃、本船へ歸りけり、

○廿六日、正月十二日、天氣も風候も前日の如し、今朝加比丹、通詞レイモン、大砲打一同上陸し、平戸衆を相伴ひ、左門公御陣へ參る、左門公加比丹に、昨日申付置き候、焼打の方容易しや、又玉にて打ち崩すをやすしとするかと御尋ねなり、味方陣所と賊徒營と程遠く故、焼打はなし得がたし、又玉にて打ち崩すは、猶以て難く候、其子細如何にと申ば、石などたゝみて作りたる家、又は木にても最も堅固に構へたる家にて候へば、玉の當る勢の響き渡り候て、傾き倒れ候へ共、賊營の如き茅屋は、玉の當る所のみ、穴あく迄にて候と申上たりければ、賊營の圖を御開き、此東西の小屋小屋を目懸け、本船より打ち立つべし、味方の陣にそれぬ樣、隨分念をつかふべし、猶伊豆公へ參上し、御意伺へと仰せらる、伊豆公の御陣に參れば、長崎御奉行御列座にて、又賊營の圖を出され、彼是と御差圖あり、右畢て平戸衆と兩君より出されし、目代の御方と同道して船に行き、御意の趣申渡、是又粗忽なきように嚴重に戒めて、扨大砲を打ち懸る、午後より打ち懸り、今日以上十四打つ、賊營よりも船に向け、大砲を打ち懸けしかど、怪我は一人もなかりけり、

○廿七日、正月十三日、天氣前日同斷、風は東南、

手前に平戸衆幷に其外三人、船に入り來りて、大砲を放べしと通詞あり、則大砲打ち始む、加比丹は平戸衆と一同に上陸して、彼平戸より送りたる大砲の內、二挺留守居所の陣屋に備へ、是を打たしめんとするに、平戸公より送られたる火藥、用ゐがたき故に打たず、

一、加比丹上陸する時に、船役の者共呼び集め、本船を賊營近く、成丈け寄するやうに申付、繫り場を移さしむ、

一、夕方加比丹船に歸り、今日船より、大砲二十七度打し由なり、

○廿八日、

今朝六ッ半頃、加比丹と通詞レイモン、大砲打、幷に手傳等六七人上陸し、平戸衆の許に行き、夫より昨日備へたる大砲墩に行て、兩三度も打ちければ、伊豆公、左門公長崎御奉行、其外の役人衆も御出あり、打方を御覽なさる、御目通にて二十發す、打方甚宜しきと御意あり、今日船より大砲取り持參しつる所の、火藥もなくなりければ、拜辭し本船に歸る、

一、今日阿蘭陀人方より、大砲を放ち出し、暫しつれば賊營より一人の男、兩陣の間なる川端迄出來り、味方の陣に向て申樣、今日城內より矢文を射出し候ふ、何とて御返事はなく候や、若未だ見當り候はずば、其矢文は慥に其あたりに、落付候を見留申候よし申、我は天草郡のものにて、名を惣右衛門と申者、自然此後城內へ、仰せ通さるべき御用向も候はゞ、我名を御呼び候へ、いつにても參り候はんと云ひ終りて、しづしづと賊營に立ち歸る、

一、今日阿蘭陀人の手より、大砲を打ち出す事、船より九度、陸より廿六度、都合三十五度發し、隨分功ありたり、

○第三月一日、(正月十五日、)雨天風候不レ定、

今日船中より、大銃を十一度打ち出せり、

一、昨日彼の者が云ひし矢文、今日見出して披見せしに、其文に曰、我等事今は松倉長州の虐政を免がれ、城內に於て不足なく候へば、此世は元より安樂の身に候、何も犯せし罪咎とてもなく候へば、此後死しては天上に生れて、猶又最勝の福祥を享け候はん事、聊疑ひなく候、是等の事御上には知し召るべし、若我等が死生に厭ひ、身の上を知し召たらんには、徒なる城攻して、數多の人命を失ふは、誠に詮なき事に候はず

や、若又急に攻んとの事ならば、日本國中に然るべき武夫の、何程も候はんに、阿蘭陀人の加勢を乞ふ事、如何なる事に候哉、心得られぬ事なりと、云つるよしに聞えたり、

○二日、正月十七日、天氣好、夕陽中風候同前、

今朝は通詞と大銃打と、陸へ參れと仰せ越さる、加比丹は平戸の留守居、ユルゼウクに書狀送されんとて、認かゝりて居る所に、御老中長崎奉行御伴ひて、船に御入ありければ、則御目通にて大銃を放ちたり、御揚り後程なく上陸す、偖本船に歸りて、今日船より大砲十六放ち、水陸共に都合三十六放打をしとぞ、

一、逆徒等此頃より築き懸りし、海手方の玉碍け、今夜堅固に成就せしと聞けり、

○三日、正月十八日、晴天、廣東北、

午後に長崎御奉行飛驒殿の御子息、其外の方に、平戸の老臣大學殿案內者として、船に御入來あり、大銃を今放候へとの仰せに付て、八放も打たり、

一、今日賊營より陣所へ、又書狀を送りつるよし、右御方々の御物語あり、主意は何とも聞及ばず、

○四日、正月十九日、天氣風候前に同じ、

加比丹幷に通詞、砲術士共上陸して、大砲を放つ事十八度なり、去月十八日、正月の五日の內、召捕はれたるものゝ內一人、昨日ゆるして賊營に歸さる、是は歸りて、小屋小屋を燒く事をなし候へば、命を助け又褒美下さるべしとの、囑託せられしよし、

一、今日味方の御陣より、大砲を打ち出す事數度に及たり、長崎より唐船作の船四艘來りて、賊の近邊にかかる、平戸君所藏の十二ポンド玉凡一貫六百目玉、の筒一挺、四五ポンド玉五六百目の玉、の筒二挺到來す、此外今日別事なし、

○五日、正月十九日、快晴、風候同前、

加比丹昨日の如く、彼役々のものを引き連れて上陸す、平戸より來る筒を備ふべき具爲に、銃墩を長くし、廣くする趣にかゝりて、打放し不レ申、今日有馬君の居城御取立被レ成、君出拂ひ、跡は他の人の替り入城あり、內に唐津君も同前ならんとの風說なりと、平戸衆云ひあへり、

一、御藏より火藥四櫃來る、一櫃に七十二ポンド宛入たり、加比丹本船に歸る、後に平戸の大學殿、人々を伴ひ來りて、大銃を今打てと命ぜらる、打かゝりて暫

しつれば、伊豆公と長崎奉行、其他の御方々御出あり、船に御人なくして、レイモンを御呼び出し、味方の陣より打ち出す銃丸それて、此船に來ると聞しが、今以て然りやと御尋ねに付、御意の如しと申上つれば、怪我ありては大事なり、此後又それ玉來れば、卽刻申上よとの御意ありて御歸り、又大銃を打ち出す、都合廿三度なり、每放中りはづれ、平戶衆一々書付らる、

○六日、正月廿日、天氣同前、風候南西、

加比丹と通詞レイモン、砲術士共出るに付て、彼の十二ポンド玉の銅銃と、五ポンド玉の鐵銃とを備へたる、新墩に行きて、銅銃にて十發を放ち、鐵銃にて廿五度放つ、賊營の小屋々々を始、外構の所々に中りたり、御老中其外歷々方、何れも銃墩に御出ありて、始終御覽被レ成たり、午後伊豆殿、左門衞より御使を給はりて、今日其能く中りし御褒美下されたり、

○七日、正月廿一日、晴天、風不レ定、

早朝平戶衆の案內にて、加比丹通詞其外水主等迄、數人召れて臺場に行き、十二ポンドの銅銃にて七度打ち、五ポンド鐵銃三十五度打ち出せり、鐵砲にて猶も多く打つべかりしに、火門のあたり聊の璺あらはれたる故に、危ぶみ止みぬ、

一、歸迄に所々の陣所を見廻りて、博多君の御陣所に參り、御陣には此節、加勢の兵二萬餘人來るべしと、此日頃に待しが、其先備行列整へて、今日到來したりけり、

一、暮六ッ半時頃に至り、伊豆殿、左門殿御方へ、大砲を打ちし者ども御召ありて仰けるは、汝等が今日打ち崩したる所々を、賊等が修理し得ぬやうに、又打てと仰付られ、則銃墩に行けば、黑闇にて何れ見分け難く、又雨頻に降り出て、打ち候場もなかるべき樣なり、是故に其儘、平戶衆の許に行て止宿す、

○八日、正月廿二日、天氣惡敷、風東、

昨日より上陸したる者ども、平戶衆と共に銃墩に行て、大砲十八度放ち出して、午前に本船に歸る、今日は銃墩の地、甚だ不丈夫なるが故に、打方を控たりと、下按針役のもの加比丹に申す、

○九日、正月廿三日、晴天、風候不レ定、

早朝より船頭通詞銃士兵六七人、上陸して銃墩に行き、大砲を放ち候事六十度なり、船よりも十三度打、

船頭通詞船に歸りて後、船の繫候塲替よとの御意なり、是迄の所は味方の陣所に近く、折々それ玉來りて危き事あり、故に夕方に平戸の早船を遣されて、本船を本方に引移さる、

○十日、正月廿四日、曇天にて靜なり、風候前に同じ、

今朝食時頃より、下按針役、砲術士共、銃墩に行きたりしが、加比丹に申樣、今日大砲銃放つ間に、一つの鐵砲火門のあたり碎け散りて、砲術士の副者キックスク腹に當り、はね飛されて竹束垣の上を通り、銃墩の外に落て卽死せり、又其隣に備へたる一つの鐵銃は、筒尻拔けて銃事を打碎しが、人は傷はざりけり、是等の事共役人聞し召れ、今日は打なと仰によりて、其儘にして歸りしとぞ、

一、今朝六ッ半時頃、唐津のもの一人、賊營より出來りて、味方の陣に降參せり、此者申を聞ば、此頃阿蘭陀人が打出す大銃、皆よく賊營に屆き、賊徒等が手負死人多く候よしなり、此事加比丹に申聞せよと、通詞レイモンを御陣に召て仰られたり、

一、今日大銃を放つ事、銃墩よりは四十度、船よりは四つの大砲にて、數多度打出せり、

一、賊營十日この方糧米盡て、豆のみ喰水も甚乏しく、玉藥は盡しにはあらねども、此頃打出さぬは、やがて總攻にならん其時に用ゐて、御勢を多く損せん爲のたばかりにて候なり、彼男の申事のよし、通詞レイモン物語なり、

○十二日、正月廿六日、天氣風候前日の如し、

今曉船より大銃二挺、又陸に遣して、やがて加比丹上陸し、銃墩に行て是を据へ、破損したる筒碎たる事なしと、船より持たせ遣し、偖大砲を打ち懸る、暫ありければ、平戸衆左門殿より御召あり、程なく御暇下さるゝ程に、勝手次第に罷歸り、大砲は其儘に据へ置き、又船にあるをも、悉く取上げ置との御事なりと云はる、加比丹平戸衆に申樣、遙なる海路を乘て歸る事に候上に、唐土の地方に寄着し、海賊に出逢ひ候も計り難く候に、大砲一つもなくしては、防きがたく候間、三四挺は本船に殘し置き度候と申ければ、かばかりの大船に、大銃の一つもなくては、渡海難澁に及ばん事道理なりと、平戸衆もいはれたり、其旨御老中方に申上置き、明日御暇乞に參る砌、御意を得んと約せらる、今日大砲打ち出す事、陸よりは二十三放、船より

は三放なり、

○十三日、正月廿七日、天氣同前、風不レ定、

御暇乞申さん爲に、加比丹通詞上陸して、平戸の大學殿伴ひ、先づ左門どのに參上して、此度伊豆殿、左門殿より、勝手に歸るべき旨、平戸衆を以て御意の趣奉レ畏候、さりながら願はくは、今暫く在留仕、事の落着迄に、臨時の用も候はゞ承り度、本意に候と申上ければ、左門殿仰せらるゝには、尤に候、阿蘭陀人等が丹誠の事は、何れも滿足に思召す、然るに味方の陣所、追々に仕寄を付け、今は賊營に間近くなりたり、されば阿蘭陀人の大銃は、用ゐるに不レ及と、伊豆殿の仰せあれば、阿蘭陀人共勝手次第、臺灣への歸帆を急ぎ、然るべきかと仰せなり、又平戸衆への仰せには、臨時の大砲も、入用あらんも計り難ければ、今陸に在る外に、本船より又一つ上げ置候事なり、夫より伊豆殿に參りければ、諸君何れも御列座にて、加比丹を召出され、加比丹左門殿に申上たる如く、口上を述べければ、伊豆殿、左門殿と同じ様なる御意あり、扨又仰ありけるは、昨日逆徒の内、一人降參したる者申様、賊徒阿蘭陀人が大砲に中りて、日々五人十人、又は十五人も手負死人ありて、甚しく困るよしなり、汝等は公儀へ對して、少なからぬ忠勤を抽んでたり、されば日頃の骨折たる次第、又大銃の破れし時、一人怪我にて死せし事も、一々具さに我等方より、江府へ申上たり、阿蘭陀の人にして、我國の爲に死せしは、偏に不便の事共なり、今日は加比丹に酒食を與ふべけれども、陣中混雜の折といひ、阿蘭陀國の祝儀作法のしれぬ事なれば、其儀なりがたし、今日味方の陣所、皆賊營と間近くなりたり、されば手詰の戰の時、大砲それなどして、若しも阿蘭陀人に、怪我あらんも氣遣はしければ、汝をば暇とらするなり、無事に平戸に歸り着けかしと思ふとの御意なり、依て拜辭して御陣を罷り出で、夫より長崎御奉行飛驒殿と、三郎左衞門殿とに參りしが、御留守にてありければ、御暇の印とて、チンタ酒一瓶各是を差出し、午頃に船に歸り、尤チンタ酒は殿に差上げ、兩所の御家老には、咬𠺕吧の名酒一瓶、各是を差出せり、歸り後錨を揚げさせ船を出す、夕方逆潮になりつる故に、又元の所に歸り、錨をおろしてこゝに繫れり、此所の海底皆石にて、深さ二十尋計りなり、我等が船を出す迄に、合戰二度ありつ

るが、味方の士討死の數、五千七百八人なり、味方の同士討にて、死人疵人數多あり、此度味方の陣の總勢は八萬人なり、軍事は肥後君、留守居所君越るゝこととなりて取計ひ、伊豆殿、左門殿、十藏殿、長崎御奉行御相談を相遂げて、執行へとの御事のよしなり、此頃の風說を聞ば、此度の騷亂は、彼の大坂の合戰よりも、大事に及ばんといふ、其故を尋ぬるに、慥に答る人なし、

○十四日、正月廿八日、晴天、風は北弱し、

錨を上げ帆を張て、有馬の海峽を乘り出す、加比丹は早船に乘りて茂木に渡り、長崎に行かんとす、平戶に早く着かんとてなり、夜に入りて長崎に着す、

○十五日、正月廿九日、雨天、風候不レ定、

加比丹出帆せんとするに、早船いまだ廻り來ぬ故に、長崎に逗留す、早船やう／＼夕方に着きたり、

○十六日、二月朔日、天氣風候如二前日一、

加比丹を始め、隨從の者共、午頃に乘船せしが、天氣替りて、夜半の頃やう／＼と平戶に着て、本船レイプ却て早く前日に着船せり、他道にて大風に逢ひ錨を失ひて、河內港に泊し、掃除なとするよしなり、

○十七日、二月二日、天氣風候同前、

午前は平戶君に拜謁し、有馬にての始末申上る、平戶君、加比丹恙なく歸りたる悅びを述べ給ひ、又此度阿蘭陀人が、大銃にて逆徒等を苦しめし丹情の忠勤は、阿蘭陀の名譽のみか、且は我等が規模なりとて、悅の御酒下されたり、拜辭して歸りて後、晝過る頃平戶公より、通詞レイモンを召され、先日江戶より御狀到來、加比丹參府延引は、何故なるやとの御尋ねに付、有馬の御陣の御用に付、彼の地へ參り居り候間、參府延引仕候と御答申上置きたり、願はくは旅裝も急ぎ、參府可レ然旨通達せよと仰せられたり、

○廿八日、二月十三日、

今日四ツ時頃、加比丹平戶君へ參謁し、參府向御暇なり、明日發足仕らんと申上て控居る、此時老臣大膳殿、御老中內匠殿より、平戶公へ遣はされたる御狀を持出され、其主意を云聞らる、加比丹此度有馬の御陣に行き、御用忠勤致す由、先達て伊豆公より、江戶へ仰せ上らる、御上にも御滿足に思召候、後日阿蘭陀人には、一廉の御褒美ある旨なり、

○第四月二日、二月十八日、

あいの島に泊す、賊營の出丸をば、博多君攻め打ち給ひしよし、島長のものがたりを、レイモン聞て加比丹に告ぐ、

○十三日、（二月廿九日、）
大坂に在留す、博多君の御陣所に失火あるを、逆徒共見て、今こそよき時分なりとて、打て出取りかゝりしが、案の外に打負けて、人數多く損せしよし、有馬より注進ありし由聞て、レイモン加比丹に告ぐ、

○十六日、（三月三日、）
京都に在留す、當月十一日。日本の廿七日、此日の晝前に、肥後の勢打ち懸りて、賊營の外郭を攻落し、夕方に本城を落す、逆徒等必死の戰をなす、味方の死亡も大なりとぞ、

○第五月二日、（三月十五日、）
今月江戸到着す、加比丹平戸衆同伴して、内藏助殿へ參り、又平戸公の甥君たる三左衛門殿へ參り、右兩人の物語を聞ば、此度有馬逆徒等共の人數三萬五千の内、首はねられし者一萬七千人、生捕は只一人なり、是は有馬の人にて、佛像を畫きし繪師なりとぞ、其餘は燒殺されしよし、賊將は其年齡十七八歲なるものとぞ、其行末定かならず、疑ふらくは肥後の手に入りたるならんと思はるゝよし、

○十九日、（四月五六日頃、）
加比丹と通詞レイモン、平戸の老臣内藏助殿と同伴して、御城へ上り獻上物仕候、上樣御不例なる由にて、御役人に謁し奉り、御老中御兩人、内匠公、讃岐公、御横目伊右衛門公なり、有馬にて骨折りし御褒美なし被レ下、扨此度敵國たるホルトガルの通商止めらる、右に付てはホルトガルより、持ち渡る所の貨物は、此後阿蘭陀より取り揃へて來るべし、ホルトガルの價にて、賣上て利なくば、日本の御國には、金銀銅産出の山多くありて、何にも不足なければ、宜しき程に相定め、永く通商すべき旨仰せ渡さる、誠に有がたき御諚なり、

○廿五日、（四月十四五日頃、）
有馬公所領の地、一圓に沒收せらるゝよし、

○第七月廿九日
江戸よりいひ來りて、平戸君の物語、レイモン聞て加比丹に告ぐ、其趣は留守居公と長崎御奉行飛驒公と、江戸へ召され御咎あり、是は有馬在陣中、日本の二月

廿七日、諸將何れも會合ありて、賊徒總攻めは明日と決し、飛驒公退席有て後、三十人の手勢を具し、拔け懸けせられしに、賊營の外郭に人一人も居らざれば、小屋々々に火を懸けらる、留守居公是を見て、伊豆公へは、何事も知らせず、是も同じく打出られし御咎とひあり、肥後公先陣に極りたるに、留守居公の先懸役聞えて、此事は前方の留守居公と、肥後公と前後の爭衆、肥後はいふに及ばず、我も〳〵と打出らる、依て大混雜して、味方の人々同士打にて死す、その人數七萬人に及びし由なり、

天馬異聞終

伊曾保物語目錄

上巻

中巻

下巻

伊曾保物語目錄終

伊曾保物語上

第一　本國の事

さる程に、えうらうぱのうち、ひりしやの國とろやといふ所に、あもにやと云里有、其さとに伊曾保と云人ありけり、其ちだひ、えうらうぱの國中に、か程見にくき人なし、その故は、頭はつねの頭に二つかさ有、まなこの玉つはぐみ出で、其さき平か也、顏かたち色黑く、兩の頰なだれ、くびゆがみ、せいひくゝ、あしながくしてふとし、せなかゞまり、腹ふくれ出てまがり、物云事おもしろき也、其時代、此伊曾保、人にすぐれてみぐるしくきたなき人也、されども才氣またならぶ人なし、されば其里にたゞかひおこりて、他國の軍勢みだれ入、いそほをからめ取て、はるかのよそへ聞えける、あてゑるすと云國の、ありしてすと云人にうれり、彼のものゝすがたの見ぐるしきを見て、なすべきわざなければとて、わが領地につかはし、百姓にひとしく、牛馬を飼しむるわざをなんおこなふ、かくて年經ぬれど、さるべき人ともしらずなん侍りける、折

節あるあき人此者をかひとり、ありしてす、えたりかしこしと、彼あきびとにうりわたさる、なほべちのひと二人買そへ、以上三人めしぐして、さんと云所に難なく行けり、其里におゐて、しやんといふ、やんごとなき知者の行逢、彼あき人に尋て云く、御邊のめしぐしけるもの共、何事をかはし侍るぞとのたまへば、あき人こたへて云く、一人はびわをひくげに候と申ければ、かのしやんと、すぐに二人の者にとひ給ふは、面々は何事をかし侍るぞと仰ければ、二人諸共に答云、あらゆる程の事をば、かたのごとく知り侍ると申、其後又いそほに、汝はいかなる者ぞととひ給へば、いそほ答云、われはこれ骨肉なりと申ければ、我汝に骨肉をばとはず、汝いづくにて生れけるぞやと仰ければ、いそほ答云、我はこれ母の胎内より生れ候と申、汝に母の胎内をばとはず、汝が生れたる所は、いづくの國ぞと仰ければ、伊曾保答云、われはこれ母の生みたる所にてそだたり候と申、其時しやんと、かれが返答は、たゞ魚の島をめぐるがごとし、さて汝は何事をか知り侍るとゝはせ給へば、いそほ答云、何事をも知侍らぬ者にて候と申、其時しやんと重ねて仰けるは、人としてものゝわざなき事あたはず、汝何の故にか、しわざなきやと仰ければ、伊曾保答云、われ何をかなすと申べき、其ゆへは、件の兩人あらゆる程の事をばしるといへり、これにもれて、我何をかしりうべきやと申、其時しやんと、いそほにとひたまはく、我汝をかいとるべし、汝におゐていかんとおほせければ、いそほ答云、たゞ其事はのぞみの心に有べし、いかでそれがしに尋給ふぞと申、しやんと重てのたまふは、我汝をかいとるべし、かの時にげざるべきやと仰ければ、いそほ答云、我此所をにげさらん時、御邊のいけんを請べからずと申、かやうに樣々與がることたへ共をし侍りければ、心よげにおもひて、いさゝかの間にかい取、彼商人とゆき給ふに、ある關のまへにて、いそほが姿を見て、あやしの者やと咎めおきて、これはたれの召しぐし給ふ者ぞと尋ねければ、しやんともあき人も、あまりにいそほが見にくきことをはぢて、しらずと答ふ、いそほ此よしを承り、あなうれしの事や、われにぬしなしといひていさみあへる、其時しやんとも商人も、これは我所從にて候とのたまひ、それよりしやんと、いそほをめしつれ、我

本へかへりたまひけり、

第二　荷物をもつ事

ある時、しやんと旅におもむかせ給ふ、下人共に荷物を充てをこなふ、われも〳〵と、かろき荷物をあらそひ取て、これを持、こゝに食物をいれたる物有けり、そのおもきにおそれて、これをもつ人なし、さればとていそほ辭するにをよばず、何事も殿の御奉公ならばとて、これをもつ、其日の重荷、いそほにすぎたる者なしと皆人いひけり、日數へて行程に、此食物を常に用ゆ、かるが故に、日にそへてかろく成けり、はてにはいとかろきにも持けり、あつぱれかしこきこゝろあてかなとて、そねみたまふ人々ありけり、

第三　柹を吐却する事

ある時、しやんとのもとへ、柹を送る人有けり、彼所從等、此かき喰つくして、いそほが臥たりけるふところに、一つ二つをしいれて、かれに難おほせける、ややあつてのち、しやんと、彼柹をこひいださる、各しらずとこたふ、しやんと、あやしみ尋ければ、各ひとつ口に申けるは、其柹はいそほこそしり侍らめと云、さらばとて、いそほを召しいだし尋ね給ふに、案のごとく、懐に柹有、あはやとこれをきうめいするに、いそほ申けるは、罪科のがれがたく候、然れ共それがし申さんことを、傍輩等にも仰付させ給へかしと申ければ、しやんと、かれが望みをとげさせ給ふ、其はかりごとゝいつぱ、各傍輩等を御前に召し出され、酒をくだされて侍るならば、吐却をせんこと有べし、其柹を吐却したらん者を、某によらず其とがたるべしと申、しやんとげにもとおもひて、其計略をなし給ふに、たな心をさすがごとく、すこしもたがはず、彼柹をぬすみくひたる者ども、一度にときやくす、さるによりていそほはとがなく、はうばいどもはつみをかうぶりける、いそほが當座のきてんきどくとぞ、人人かんじ給ひけり、

第四　農人の不審の事

ある時、しやんと山野に逍遥して、いそほをめしつれ給ふ、爰に農人、しやんとに尋申、それ天地の間に、生る所の草木を見るに、たゞ雨露のめぐみを以て、生長することなし、此いはれいかにとおもふ、しやんと答云、たゞこれ天道のめぐみなりとのたまふ、其時いそほあざ笑て云、さやうの御こたへは、あまりをろかに

候と笑ければ、さらばとて、しやんと立歸り、後のう人に告たまはく、先に答ふる所其理にあらず、我めしぐし侍るものに答へさすべしと仰ければ、のう人、彼いそほがすがたをみて、仰にては候へ共、かゝるあやしの者の、いかほどの事をか答へ候べきと申ければ、いそほ聞て、いかゞ汝がいふ處、道理にもれたり、こたふる處はづれずば、なんぞ姿のみにくきによらんや、されば先にこふところ、甚以てわきまへやらず、汝繼子と實子をしるやいなや、それ人間の習として、實子をば是を愛し、繼子をば是をうとんず、其ごとく、四大の中に生る、しだいが爲に繼子也、人の繼子を以て、しだいが親疎を辨也、

第五　けだものゝ舌の事

あるとき、しやんと客來のみぎり、いそほに仰て、汝世中にめづらしきものを、もとめ來れとありければ、いそほけだものゝ舌をのみ調へ侍りける、しやんと是をみて、世間のめづらしき物に、けだものゝ舌をもとむる事、何事ぞと仰ければ、いそほ答云、それ世の中のあり樣を見るに、舌三寸のさへづりを以て、現世はあんをんにして、後生ぜんしよにいたり候も、皆舌頭のわざなり、されば諸肉の中におゐて、舌はいちめづらしき物にあらずやと申、またある時、世間第一のあしき物をもとめ來れと有ければ、いそほまた獣のしたをとゝのふ、しやんと是を見て、これは世間第一めづらしきものにてこそあれ、あしき物とは何事ぞと有ければ、伊曾保答云、暫く世間の惡事を案候に、これわざわひのもと也、三寸の舌のさへづりを以て、五尺の身を損候も、みな舌故のしわざにて候はずやと申に、しやんとりやうじやうして、二の返事をたつとみ給ふなり、

第六　風呂の事

ある時、しやんと、いそほに仰けるは、風呂はひろきや、見て參れと有ければ、畏て罷出、其道におゐて或人いそほに行逢、何國よりいづかたへ行ぞと問ければ、知ずと答、かの人いかつて云、奇怪也いそほ、人の問にさる返事するものやあるとて、いましめんと擬せられければ、いそほ答云、さればこそ、さやうに人にいましめられんことを、知らざることにて侍るかと申ければ、ござんなれとてゆるされける、其かどのかたはらに、出入にさはりする石あり、此石にてあ

また足をくじき、或はうちさくをハ、人これを見て、あやしの石やとてこれをのぞく、いそほこれをみて、しやんとに申ける、風呂には人一人にて候と見え侍ると申ければ、さらばとて、しやんと風呂にいらる、然處に風呂に入ける人、いくらとも數をしらず、しやんと、いそほをめして仰けるは、汝何の故を以てか、風呂には人一人と云ひけるぞととひたまへば、いそほ答云、さきに風呂の門に、出いりにさはりする石有けり、人あまたこれになやまさるゝと云へども、これをのぞく、それよりして、出いり平案カ◎安に候間、人一人と申候と答けるとなり、

第七　しやんとうしほをのまんと契約の事

あるとき、しやんと酒醉けるうちに、こゝかしこさまよふ所に、ある人、しやんとをさゝへて云、御邊は大海のうしほをのみつくし給はんや否やととへば、やすくりやうじやうす、かの人かさねて云、もしのみたまはずば、何事をかあたへ給ふべきやと云、しやんとの云、もしのみ損ずるならば、わが一せきを御邊に奉らんと契約す、あないみじ、此事たがへ給ふなと申ければ、いさゝかたがふこと有べからずとて、我家にかへり、前後も知らず醉ふせり、さめて後いそほ申けるは、今迄は此家の御主にてわたらせ給ひけれど、明日からはいかゞならせたまふべきや、其故は、先に人と契約なされしは、大海のうしほをのみつくし候べし、えのみ給はずば、我一せきをあたへんと、のたまひて候ぞと申ければ、しやんと驚きさはぎ、こはまことに侍るや、何として、あのうしほを二口共のみ候べき、いかに〳〵とばかり也、かくてあるべきにもあらざれば、此難をのがれまほしうこそ侍れと、いくたびかいそほをたのみ給ふ、いそほ申けるは、我譜第の處御免給はゞ、計略をしへ奉べきと申、しやんと、それこそ安きのぞみなれ、とく〳〵其計略をしへよと仰ければ、いそほ答云、明日海へ出給はん時、先其相手にのたまふべきは、われいま此大海をのみつくすべし、しからば、一々に大海へながれいる所の川をこと〴〵くせきとめ給へとのたまふべし、然らば相手何とかこたへ候べき、其時御あらがひも、理運をひらかせ給ふべけれと申ければ、げにもと喜びたまへり、既に其日にのぞみしかば、人々此よしつたへ聞て、しやんとの果を見んとて、海のほとりに貴賤群集

をなす、其時しやんと高きところにはしり上り、彼相手をまねきよせ、いそほの敎けるごとくおほせければ、相手一言の返答に及ばず、あまつさへ、しやんとを師匠とあがめたてまつりけり、

第八　棺槨の文字の事

あるとき、しやんと、いそほをめしつれ、墓所をすぎさせ給ふに、傍にくわんかくあり、其めぐりに七つの文字あり、一にはよ、二にはた、三にはあ、四つにはほ、五つにはみ、六つにはこ、七つにはを、是なり、いそほ、しやんとに申けるは、殿は知者にてわたらせ給へば、此文字の心をしらせ給ふやと云、しやんと、これはいにしへの字なり、世へだたり時うつりて、今の人たやすくしる事なしとおほせければ、いそほあざ笑つて云、此もじのこゝろを申あらはすにおゐては、いかばかりの御ほうびにかあづからんと申ければ、しやんと答云、此こゝろをあらはすにおゐては、ふだいの所をさしをくべし、しかのみならず、もし此文字の下にあらん物、半分あたへんと也、いそほ申けるは、第一によとは、四つの義也、二にたとは、たからと云義也、三にあとは、有べしとかく義也、四にほとは、ほるべしと云義也、五にみとは、身に付べからずと云義也、六にことは、こがねと云義也、七つにをとは、をくと云義也とよみて、其下をほりて見れば、文字のごとくあまたの黄金ありけり、しやんと、これをみて慾念おこり、いそほにやくそくのごとくあたへず、なほ其下をほりて見れば、四方なる石に、五つの文字あらはれたり、一つにはを、二つにはこ、三つにはみ、四つにはて、五つにはわ、これなり、いそほこれを見て、しやんとに申けるは、此黄金をみだりにとりたまふべからず、其故は、此もじにあらはれたり、第一にをとはをくと云義なり、二つにことは、こがねと云義也、三にみとは見付くると云義也、四にてとは、帝王と云義也、五にわとは、渡し奉るべしと云義也、しからば其黄金を、ほしいまゝにとり給ふべからずと云、其時しやんとぎやうてんして、ひそかにいそほを近付、此事他人にもらすべからずとて、かね半分を與へける、いそほ石に向て禮をする、其故は、此かねをば先には賜はるまじきに定まりしかども、此もじ故にこそ給はりけれとて、石ともじとを禮拜す、またいそほ申けるは、此たからをとり出すにおゐては、ふだいのところ

を赦免あるべしと、堅く契約有ければ、今日よりのちは、御ゆるしなしとても、御ふだいのところをば、免され可レ申と云ける也、

第九　さんの法事の事

あるとき、其里にて大法事執行こと有けり、よつて在所の老若男女、袖をつらねて之を聴聞す、然處にさんの守護、よそほひゆゝしくめでたうおはしけるところに、わし一つとび來りて、かの守護のゆびかねをつかみ取て、いづくともなくとび去ぬ、これに依て法事興さめて、諸人あやしみをなせり、これたゞ事にてあるべからず、しやんとにとひ奉るべしと、人々申あへり、守護しよくより、しやんとのもとへ使者をたてて、法事の處にめしうけ、此事如何にととひ給へば、庭に並居たる人々も、これをきかんと頭をうなだれ、耳をそばだてゝ、あらきいきをもせず、四方しづまつて後、しやんとものしりがほにうちあんじて、これいみじき御大事にてこそ候へ、たやすく申べき事にあらず、日數をへて、しづかにかんがへ奉り、後日にこそ申べけれとてたゝれければ、人々其日を定めて退散せり、しやんと、それよりわが家に歸りて、日夜これをあんずるに、さらに何事ともきわまへず、いたづらに工夫をついやすのみ也、いそほ此由を見て、殿は何事を御案じ給ふぞと申ければ、しやんとの云、此事をこそ案じけれと、件の字の子細を初終かたり給へば、いそほ申しけるは、實(げに)もこれは以ての外の知りがたきことにて候、たゞそれがしを各々の前にめし出され、其子細をとひ給ふべし、其故は、我下人の身として、申あやまり候へばとて、させる恥辱にもあらず、殿のおほせあやまらせ給はゞ、以の外のちじよくたるべしと申ければ、實もとて、其日にのぞんで、議定のにはに召出しければ、あやしのものゝ、たいはいやと笑ひさゞめきあへり、然といへ共、いそほ少もおくせず、其所をまかりすぎ、高座に上りて申しけるは、我が姿のおかしげなるをあやしめ給ふや、其の君子はいやしきにをれどもいやしからず、溫袍(をんはう)をきてもはぢず、なんぞ姿のよしあしによらんや、道理こそきかまほしけれといひければ、人々實もとかんじあへり、やゝあつて後、いそほいひけるは、われはこれしやんとの下蔵なり、下にめしつかはるゝ者の習ひとて、其主の前に於て物云ふ事、すみやかならずと云

ければ、人々實もと合點して、しやんとにむかひて申されけるは、いそほ申所道理至極也、此上はふだいの事をゆるし給ひ、其子細をいはせ給へかしと申されければ、しやんと少も服膺せず、守護人此よしをきゝて、おしみ給ふ所もことはりなれ共、此子細をきかんにおゐては、何事をかほうずべきや、もし人なくば、かはりをこそ參すべきといひければ、しやんとおしむに及ばず、諒承(りやうじやう)せらる、さるによつて群集の中におゐて、今より以後、伊曾保は吾ふだいにあらずと申されければ、いそほ重て申けるは、此頃心ちあしき事ありて、聲高く出し給ふべからず、聲よき人に仰せて、ふだいのところを赦免と高くよばらせ給へと望ければ、いそほが云ごとくよばはりける、やゝあつて、いそほ高座の上よりいひけるは、鷲、守護のゆびかねをうばひ候事、鷲は諸鳥の王たり、守護は王に勝ことなし、いか樣にも他國の王より、此國の守護を進退(しんだい)せさせたまふべきやといひける、

第十　りいひやの國より勅使の事

さるほどに、いそほが申せしごとく、りいひやの國王けれそと申帝より、さんに勅使を立給ふ、其所より年毎に御調物を奉るべし、然らずば武士に仰て責ほろぼさせ給ふべしとの勅諚也、それに依て、地下の年寄以下評定し給ひけるは、其責をかうぶらんよりは、しかじ其調物を奉るべしと也、さりながらいそほに尋よとて、此由をかたりければ、いそほ申けるは、それ人の習、望を自由にをかんも、人にしたがはんも、ただ其望に任する物也と云ければ、實もとて勅諚に背かず、勅使歸て此よしを奏聞す、みかど其ゆへをとはせたまふに、勅使申けるは、彼所にいそほと云者有、才智世にすぐれ、思案人にこえたり、此所をしたがへんにおゐては、まづ此ものをめしをかるべしと申ければ、尤と叡感あつて、かさねてさんに勅使を下さる、御調物をばゆるし給ふべし、いそほをみかどへ參らせよとの勅諚也、地下の人々訴せうして云、さらばいそほをまいらせんと也、いそほ此よしを聞て、たとへを以て云けるは、むかし狼一つの羊を服せんとす、羊此よしをさとつて、あまたの犬を引かたらふ、これに(◎より脱カ)狼羊をおかす事なし、狼の略に、今よりして羊をおかす事あるべからず、犬をわれにあたへよと云、羊さらばとて、犬を狼につかはす、狼先此犬を亡

して後、終に羊を喰てけり、其國の王をほろぼさんとては、先忠臣を招物也と云て、終に勅使にくだせられて、りいひやの國にいたりぬ、

第十一　伊曾保りいひやの國へ行事

さる程にいそほ、りいひやの國に罷上り、勅使と共に參內す、みかど此よし叡覽有て、あやしの者のたいはいやな、か丶る見にくき者の下知によつて、さんのくにの者共、我命を背けるやと、逆鱗有事かろからず、すでにいそほが一命もあやうく見え侍りける、いそほ叡慮を察して言上しけるは、われに片時のいとまをたべと申ければ、暫とて御ゆるしをかうむる、その時いそほ申けるは、ある人蝗をとりて殺さんとてゆきけるに、道にて蟬をころさんとす、蟬うれひて云、われつみなくしていましめをかうぶる、人にさはりすることなし、夏山の葉がくれに、われすさまじきくせをあらはしぬれば、あつき日かげもわすれ井の慰ぐさみと成侍れ、かひなく命をはたされ給はんこと、なげきても猶あまりありと申ければ、實もとてたちまちゆるされたり、其ごとく、我姿かたちはおかしげに侍れ共、我が教隨ふ處には、國土平安にして、萬民すなほに富榮へて、善を專らにをしゆる者にてこそ侍れ、蟬とわれと、それたがはずと申ければ、みかど大きに叡感有て、さらばとて、勅勘をしやめんなされ、此上は汝が心に望むこと有ば、そう聞申せと仰ければ、いそほ謹んで申上るは、われにことなる望なし、われさんに年久敷ありて、下﨟にて侍りけるを、所の人々申ゆるされ、獨身と罷成て心やすく侍りき、其恩を報がたく候へば、かの所より奉るべき物をゆるし給へかしと云ければ、みかど此よしえいかん有て、かれが望を達せん爲、さんの御調物を免されけり、

第十二　伊曾保りいひやに居所を作る事

いそほ、りいひゃに居所をせしむ、其御赦免を報せんがために、一七日に此書をあつめ奉る、みかどえいらん有て、誠にふしぎの思ひをなし給へり、か丶る才人世に有まじとて、あまたの祿をくだされける、いそほ此たまものを舟につみ、さんへ二度下りける、さんの人々此よしをき丶て、いそほをむかへんとて、舟をかざり舞樂を奏して、海中の魚鱗もおどろくばかりさざめきあへり、去ほどに、いそほ程なくさんに付て、

貴賤えらばず召しいだし、其身は高座に上り、いかに人々聞給へ、われ此とし月此ところに有て、面々の御あはれみをかうむること限なし、しかのみならず、人のふだいたりし者を、こひゆるされける事、御恩にあらずと云事なし、然を不りよの幸によつて、りいひやの國王より、御調物をゆるされ給ふ事、これ我才智のなす所也、これにあらずんば、いかで御おんを報ずべけんや、これもひとへに天道の御惠にてこそ候へと語ければ、其守護人をはじめとして、さんのことは申に及ばず、あたりちかき國王までも、いよ〳〵いそほをたつとみあへりけり、

第十三　商人かねをおとす公事の事

あるあき人さんにおゐて、三貫目の銀子をおとすによつて、札を立て、これをもとむ、其札に云、此かねをひろいけるもの丶有におゐては、われに得させよ、其のほうびとして三分の一をあたへんと也、然る處に、あるもの之をひろふ、我家に歸り妻子に語て云、我貧窮にして、汝等を養ふべきたからなし、天道これをせうらん有て給へるやと、喜ぶことかぎりなし、然といへども、此札の面を聞て云やう、其ぬしすでに分明也、道理をまげん事さすがなれば、此かねをぬしへかへし、三分の一を得てましといひ、彼主がもとへ行て、其有樣を語處に、主俄に慾念おこりて、ほうびのかねを難澁せしめんがため、我かねすでに四貫目也、持來れる處は三貫目也、其まゝ置、汝は罷歸れと云、かのものうれへて云、我正直をあらはすといへども、御邊は無理をのたまふ也、詮ずる處、守護に出て理非を決だんせんと云、去に依て二人ながらきうめいの庭に罷出る、彼者は三貫目有と云、奉行も理非を決しかねけるを、いそほ聞て云、本主の云所明白也、しかのみならずせいだん有、眞實これにすぐべからず、然らば此金は、彼ぬしのにてはあるべからず、其故は、落す所の銀は四貫目なり、拾ひたる所は三貫目なり、拾ひたる者にこれを給はつて、歸へれとのたまへば、其時本主おどろき、今は何をかつゝみ申べき、此かねすでに我かね也、ほうびのところを難澁せしめんがために、私曲を構へ申也、あはれ三分一を彼にあたへ、殘りをわれにたべかしと云、其時いそほ笑て云、汝が慾念みだりがわし、今より以後は停止(ちやうじ)せしめよとて、さらば汝につかはすとて、三分二をばぬしに返

し、三分一を拾手にあたふ、其時ふくろをひらきみれば、日記すなはち三貫目也、前代未聞のけんだん也と、人々感じ給けり、

第十四　中間とさぶらひと馬をあらそふ事

ある中間、主人の馬にのりて、はるかのよそへ赴く處に、侍一人行あひ、則いかつて云、我侍の身として歩(かち)にて行、汝は人の所從也、其馬よりおりて我をのせよ、然らずば、ほそくび切て捨てんと云、中間心に思ふ様、此道中にて訴ふべき人もなし、とかく難澁せば、頭をはねられん事うたがひなし、是非に及ばず馬よりおりけり、侍わが物がほに打のりて、かれをめしつれ行程に、さんと云所になんなく付にける、中間そこにてのゝしる様、我主人の馬也、かへし給へと云、侍馬にのりながら、狼藉なり、二度のゝしるにおゐては、運氣をはねんと云ければ、中間いん共せずして、其所の守護に行て此よし訴、去に依て、守護より武士をつかはして、彼侍をめしぐしけり、彼と是と爭所決しがたし、守護理非をわけかねて、いそほをよびてけんだんせしむ、いそほ是を聞て、先中間をかたらひて、ひそかに云、彼侍をきうめいせん時、汝あはて

て物云事なかれといましめらる、中間謹で畏る、時にいそほのはかりごとに、うはぎをぬひで、彼むまのつらになげかけ、侍にとひけるは、此馬の眼いづれかつぶれけるぞと問、侍返事にたへかねて、思案すること千萬也、思ひ詫て、左の目こそつぶれたると申、此時上著を引のけて見れば、兩眼まことに明か也、是に依て馬を中間にあたへ、かの侍をばはぢしめて、時の是非をわけられけり、

第十五　長者と他こくの商人の事

去程に、さんと云所に、ならびなき長者あり、外には正直をあらはすといへ共、内心既に奸曲也、ある時かたゐなかの商人、銀子十貫目持來て、此長者をたのみけるは、われ此所よりえじつとに至りぬ、遠路の財寶あやうけれは、あづけ奉らんと云、長者やすくあづかりける、此あき人えじつとよりかへりてかねをこふ、長者諍(あらがひ)て云、われ汝が金をあづかる事なし、證跡(しようせき)あるやととふ、あき人如何と申事なくして、いそほの本(もと)へ行きて、此よしをなげきければ、伊曾保をしへて云、其人は此所にてほまれある長者なり、證據なければきうめいしがたし、汝に計略をしへん、其

ごとくし給へとをしへければ、あき人謹んで承る、其計略に云、一尺四寸の箱一つこしらへ、上をばうつくしく作りかざりて、中には石を多くいれて、汝が國の人に持せて、これを玉ぞといつはりて、かの長者のもとへあづけさせよ、其時にのぞんで、なんぢが金をこへ、玉を預らんがために、銀をば汝に返すべしと云、あき人これをこしらへて、いそほの敎しへのごとく、同國のものに持せ、かの長者の所へ行き、これをあづくる、其時あんのごとく、玉をあづからん爲に、あき人に云やう、いかなれば、御邊はかねをばとりたまはぬぞ、これこそおことの金ぞとて、本のかねをあたへてけり、そのゆへは、此箱の內の名珠、十貫目の南鐐より、そくばくまさるべしとおもふによつてなり、すなはち箱一つあづけて、かねをとりて歸りけり、あつぱれかしこきをしへかなとて、ほめぬ人こそなかりけり、

第十六　いそほ二人のさぶらひと夢物語の事

ある時、さんと云所に、侍二人いそほを誘引して、夏の暑さをしのがん爲、すゞしき所をもとめて至りぬ、其所につゐて、三人定めていはく、こゝによきさかな一種あり、むなしく喰はんもさすがなれば、暫くこの臺(うてな)にまどろみて、よき夢見たらんもの、此さかなを喰はんと也、去によつて、三人同枕にふしけり、二人の侍は前後もしらずねいりければ、いそほ少もまどろまず、あるすきをうかゞひて、ひそかにおきあがり、此さかなを喰ひつくして、またおなじごとくにまどろみけり、暫く有てのち、ひとりの侍おきあがり、今一人をおこして云、某すでにゆめをかうぶる、其故は天人二體あまくだらせ給ひ、われをめしぐして、天のけらくをかうぶると見しと云、今一人がいふ樣、わがゆめ甚これに異也、天朝二體われをかいしやくして、ゐんへる野へいたりぬと見る、其時兩人せんぎして、かのいそほをおこしければ、ねいらぬいそほが、ゆめのさめたる心ちして、おどろくけしきに申やう、御邊はいかにしてか、此所に來り給ふぞ、さもふしん也と申せば、兩人の侍あざ笑つて云、いそほは何事をのたまうぞ、われ此所をさる事なし、御邊と共にまどろみけり、我ゆめは定りぬ、御邊のゆめはいかにととふ、いそほ答云、御邊は天にいたり給ひぬ、いま一人は、いんへる野へ落ちぬ、二ながら此界に來る事

あるべからず、然らば、さかなをおきて何かはせんと思ひて、某こと〴〵く給はりぬと、ゆめに見侍ると云て、かの肴の入物をあけて見れば、いひしごとくに少も殘さず、其時二人のもの笑つて云、かのいそほの才覺は、くわんのうがこふ處にあらずと、いよ〳〵うやまひ侍る也、

第十七　いそほ諸國をめぐる事

さるほどに、いそほそれより諸國をめぐりありきにけり、ばびらうにやの國りくるすと云帝王、之をあひし給ふ事限りなし、國王のもてなし給ふ上は、百官卿相をはじめとして、あやしのものに至るまでも、是をもてなすこと限なし、其比ならひとして、よの國の帝王より、種々の不審をかけあはせ給ふに、もし其不審をひらかせ給はねば、其返報にほうろくを奉る、しかのみならず、不審開かせたまはぬ帝王をば、偏へに其臣下のごとし、然るによつて、諸國のふしんまち〳〵に、ばびらうにやの帝王へかけさせ給ふふしん、ひらかせ給はぬことなし、これひとへにいそほが才覺とぞ見えにける、またばびらうにやより、よの國へかけ給ふふしん、いそほがかけ給ふ不審なれば、一つもひらかせ給ふ帝王なし、かの返報として、あまたの財寶をとらせたまふ、其惠みによつて、いそほもめで度榮へけること限なし、才智はこれ朽せぬたからとぞ見ゆ、

第十八　いそほ養子をさだむる事

さるほどに、いそほいみじくさかへければ、年たけ齡をとろふるまで實子なし、去によつて、えうぬすと云侍を養ひて、わがあとをつがせんとす、あるときえうぬす大なる罪科有けり、心におもふ樣、此事いそほしるならば、たちまち國王へそうもんして、いかなる流罪にかおこなはれんとおもひ、せんずる所、只いそほをうしなはゞやとおもふこゝろ出來て、奉書をとゝのへ、我親いそほこそ、りくうるすの帝王に心をあはせ、すでに敵と罷成候とそうしけれども、帝王さらにしんじ給はず、かるがゆへに、えうぬす二度奉書を作りて叡覽にそなふ、みかど此よし御らん有て、扨は疑がふ所なし、急ちうせんとて、ゑりみほと云臣下に仰て、いそほを誅すべきよし綸言有、ゑりみほ勅諚の旨をうけたまはりて、いそほの館へをしよせ、すなはちいそほをからめ取つて、すでに誅せんとしたりけ

るが、よく／＼心におもふやう、よにかくれなき才仁を、うしなはんも心うし、たとひわが命は捨つるとも、たすけばやと思ひ、かたはらにふるき棺槨ありけるに、いそほをそし入て、わが宿に歸り身をきよめ、いそぎ內裏にはせ參りて、いそほこそ誅し候と申上ければ、みかどもいさゝ御なみだにむせびたまひ、おしませ給ふも御理りとぞみえにける、

第十九　ねなたを帝王ふしんの事

さるほどに、いそほ誅せられけるよしかくれなし、これによつて、諸國よりふしんをかくる事ひまなし、中にもえじつとの國ねたなをと申帝より、かけさせ給ふ御不審にいはく、われ虚空に一つのてんかくをたてん、其立樣以下をしめし給へ、御たくみに依て、天かくを怨ちざうひつせば、あまたの寶を奉り、其上年年御調物を參すべし、速に此ふしんをひらかせ給へと書留給ふ、帝此よしえいらん有て、百官卿相、其外才智學藝にたづさはる程のもの共を召出され、此よし問給へ共、少も不審をひらくことなし、これに依て御不興と聞えける、上下萬民なみ居てなげきかなしみあへり、主上御かなしみのあまり、いそほをうしなひ給ふ事、我なすわざと云乍、偏に我國の亡ん基也、もしこのふしんをひらかせ給はずば、後日のちじよくはかりがたし、いかに／＼とばかりにて、兩眼より御なみだがちにてわたらせ給ふ、

第二十　えりみほいそほが事を奏聞の事

ある時、えりみほひそかにそうもん申けるは、御なげきを見奉るに、御命もあやうく見えさせ侍る也、今は何をかつゝみ申べき、いそほ誅すべきよし仰付られ候とき、あまりにおしく存、おほやけの私をもつて、今迄たすけ置きて候、違勅のものをたすけ置く事、かへつて我つみもかろからず候へ共、かゝる不審も出來るならば、國中のさはりとも成らんと思ひ侍べれば、助てこそ候へと申ければ、みかど斜ならず悅こばせ給ひ、こはまことにて侍るや、とくかれを參らせよとて、かへつて御感に預りし上は、敢へて勅かんのさたもなし、是に依ていそほをめしかへさる、いそほ參內して御前にかしこまる、御門此よしえいらん有に、久しく籠居せしゆへ、いさゝ姿もやつれはて、おかしと云もおろか成有樣也、帝臣下に仰付られ、いそほをよきにいたはり侍るべしとの給へば、人々い

やましにぞもてなしける、其後みかどいそほをめして、彼ふしんをいかにとおほせければ、いとやすきふしんにてこそ候へ、いか様にも之れより御返事あるべきよし、仰かへさせ給ふべしと奏しける、申が如くせさせ給ふ、さるほどに、いそほめしかへされける上は、かのえうぬすが罪科のがれずして、かれを死罪にをこなはれんとの勅諚也、然所にいそほさゝへ申けるは、われをあはれみ給ふ上は、かれをも御ゆるされをかうぶりたくこそ候へ、かの者にいさめをなさば、悪心忽にひるがへして忠臣となさんこと、うたがひなしと奏しければ、ともかくもとて免さる、

伊曾保物語上終

伊曾保物語中

第一　いそほ子息にいけんの條々

一、汝此事よく聞べし、他人に能道を教るといへ共、我身に保たざること有、それ人間の有様は、ゆめ幻のごとし、しかのみならず、わづかなる此身を扶けんがためにやゝもすれば悪道に這入り安（やすく）、善人には入がたし、ことにふれて我身のはかなきことをかへり見るべし、

二、つねに天道をうやまひ、事毎に天命を恐奉べし、君に二心なく、忠節を盡す儘に、命をおしまず眞心につかへ奉るべし、

三、夫人として法度を守らざれば、畜類に不レ異、ほしいまゝに悪道を守護せば、則天罰をうけん事、くびすをめぐらすべからず、

四、難儀いでこん時、ひろき心を持て其難を忍ぶべし、しからばたちまち自在の功徳となりて、善人にいたるべし、

五、人として重からざる時は威勢なし、敵かならず之

をあなどる、然といへ共、親しき人にはかろく、柔にむかふべし、
六、妻女に常に勇をなすべし、すべて女は邪路に入安、能道入難し、
七、慳貪放逸のものに、ともなふ事なかれ、
八、惡人の威勢うらやむ事なかれ、いかんとなれば、上るものは終には下る物也、
九、我言葉を少くして、他人の語をきくべし、
十、つねに我口に、能道の轡をふくむべし、ことに酒えんの座につらなる時は、物いふことをつゝしむべし、故何となれば、酒宴の習、能詞を退けて、狂言綺語をもちゆる物也、
十一、能道を學する時、其憚をかへりみざれ、習をはれば君子と成物也、
十二、權威を以て人を從んよりは、しかじ、やはらかにして人に懐かれ信ぜられよ、
十三、かくす事を女にしらすべからず、女は心はかなふして、外にかうじやすき物也、それに依て忽ち大事出來れる、
十四、汝乞食非人を賤しむる事勿れ、かへつて慈悲をおこさば、必ず天帝のたすけに預るべし、
十五、事の後に千萬悔よりは、しかじ、ことの先に千度案ぜよ、
十六、こゝらの人に敎化をなすことなかれ、まなこを愁るもの丶ためには、ひかりかへりて障りとなるがごとし、
十七、病を治するには藥を以てす、人の心曲れるを直すには、よきをしへを以てするなり、
十八、老者の異見をかろしむる事なかれ、老たるものは、その事わが身に絆されてなり、汝も年老いよわひ重なるにしたがひて、その事忽ち出來すべし、

第二　えじつとの帝王より不審返答の事

さるほどに、いそほかのはかりごとに工みけるは、きりほといふ大成鳥を四つ、生ながら取りて、其足に籠をゆいつけて、其中に童子一人づゝ入おき、其鳥の餌食をもたせ、ゑじきをあぐる時はまひあがり、さぐる時はとびさがるやうにして、此よしを奏聞すれば、御門大きに御感有、さらばとて、えじつとにいたりぬ、えじつとの人々、いそほが姿のおかしげなるをみて、笑ひあざけること限りなし、され共いそほは少しも

憚かる氣色もなく、庭上にかしこまる、國王此よし叡覽あつて、ばびろにやの御使は御邊にて侍るか、虚空にてんかくをたつべきとの不審は、いかにとのたまへば、承り候とて我屋に歸りぬ、されば此事風聞して、都鄙なんきやうの者共、是をみんとて都に上ぬ、其日にのぞんで、彼きりほをこしらへ庭上へすへ、所はいづくと申ければ、あの邊こそよかんめれと仰ければ、其邊にさしはなす、四つの鳥四所に立て、ひらめきける處に、籠の内より童の聲としてよばはりけるは、此處にてんかくを立ん事や、はやく土と石を運びあがり給へとのゝしりければ、御門をはじめ奉り、月卿雲客女房達に至まで、實理成返答哉と、呆れ果てぞおはしける、帝此由叡覽有て、いとかしこきはかり事かなとて、いそほを貴給ふ、今日よりして我師たるべしと定めたまふ、

第三　ねたなをいそほに尋ね給ふ不審の事

ねたなを帝王、いそほにとひ給はく、けれしやの國の駒嘶く時、當國のぞうやくはらむ事有、いかんとの給へば、いそほ申けるは、たやすく答がたく候、いか樣にも明日こそ奏すべけれとて、御前をまかり立、いそほ其夜猫を打擲す、所の人是を怪しむ、其故はかの國には天道をしらず、猫をおもてと敬ひける故に、是を奏聞にたつす、帝此よし聞召て、いそほをめし出され、汝何に依て打やとのたまへば、いそほ答云、今夜このねこ我國の鶏を喰ころし候ほどに、扨こそいましめて候へと申ければ、いかで其事有べき、當國と其國とは遙かに程遠き所なれば、一夜がうちにゆかん事いかにとのたまへば、いそほ申けるは、けれしやの國の駒いな鳴ける時、當國のぞうやくはらむこと有、其ごとく當國の猫、我國の鶏を喰候と申ければ、實もとのたまひけり、

第四　いそほ帝王に答る物語の事

さるほどに、ねたなを國王いそほをかたらひ、よなよな昔今の物語共し給ふ、ある夜いそほ夜ふけて、やゝもすればねぶりがち也、きくわい也、語れ〳〵と責給へば、いそほ謹で承り、叡聞にとなへて云、近頃ある人千五百疋羊を飼、ある道に川有、其底深くして歩にて渡る事かなはず、常に大船を以て是を渡る、ある時俄に歸りけるに、舟をもとむるによしなし、いかんともせんかたなくして、こゝかしこ尋ね行きければ、小舟

一艘汀に有、又ふたりともののるべき舟にもあらず、羊一匹我と共にのりて渡る、殘りの羊多ければ、其隙いくばくのつい へぞと云て、又ねぶる、其時國王げきりん有て、いそほをいさめてのたまふ、汝がすいめんろうぜき也、語はたせと綸言有ば、いそほおそれ〱申けるは、千五百匹のひつじを、小舟にて一疋づゝ渡せば、其時刻いくばくかあらん、其間眠り候と申ければ、國王大きにえいかん有て、汝が才覺はかり難し、御ざんなれとて暇をこふ、おかしくも又かんせいも深かりけり、

第五　學匠ふしんの事

さる程に、ねたなを帝王、國中の道俗學者を召よせ、汝等が心におゐて不審あらば、此いそほに尋よとのたまへば、ある人すゝみ出て申けるは、或がらんの中に柱一本有、其柱の中に十二の里有、其里のむなぎ三十有、彼一つの柱をぞうやく二疋上り下る事如何、いそほ答云、いとやすき事にて候、我等が國におさなき者迄も、是を知事に候、故いかんとなれば、大がらんとは此界の事なり、一本の柱とは一年のこと也、十二の里とは、十二ヶ月のこと也、三十のむなぎとは、三十日のこと也、二疋のぞうやくとは、日夜のこと也と申ければ、重ていなと云事なし、或時帝を初奉り、月卿雲客袖をつらね、殿上に並居給ふ中におゐて、御門仰けるは、天地開しより以來、見もせず聞もせぬ物はいかんとのたまへば、いそほ申けるは、いか樣にも明日御返事申べけれとて、御前をまかり立、扨其日にのぞんで、いそほ參内申ければ、人々是をきかんとて、さしつどひ給へり、其時いそほ懷より、小文(こぶみ)一つ取出し、けふより我國へ罷歸とて奉りければ、帝ひらきて叡覽有に、それりくうるすといふけれしやの帝王より、三十萬貫をかり候處、實正明白也と有ければ、帝大きに驚かせ給ひ、此事を知ず、汝等は知やと仰ければ、各口を揃て、見たることも聞奉ることもなしと申ければ、其時いそほ云けるは、扨は昨日の御不審は開て候と申ければ、人々實もとぞ云ける、

第六　さぶらひ鵜鷹に好く事

さる程に、えじつとの國の侍共、鵜鷹逍遙をこのむことはなはだし、國王是をいさめ給へ共、勅命をもおそれず是に長ず、帝いそほに仰けるは、臣下殿上に罷出ん時、費(ついえ)を語候へかしと有ければ、畏りて承る、折節

官人伺公の砌、申出し給ふ樣は、我國に損人をなをすくすし有、其養生と云は、器物に泥を入て、其病人をつけひたすこと日久し、ある病者漸十に九つなをりける時、外に出んとすれ共、此を制して門外を出す、其内を慰み歩きける、折節或侍馬上に鷹をすへ、住人に犬を牽せて通りけるを、主人走出馬のみづつきに取付、支へて申ける樣は、此のり給ふものは何物ぞ、侍答云、此は馬といひて、人の歩をたすくる物也、手にすへ給ふは何物ぞ、侍答云、此は犬といひて、此鷹の鳥をとる時、下りする物也と云、住人按じて云、其費幾千ぞや、侍答云、毎年百貫宛也と云、其德如何程有ぞと問、侍答云、五貫三貫の間と云、住人笑て云、御邊此所を早く過させ給へ、此内の醫者は狂人を治する人なり、もし此醫者きかるゝならば、御邊を取てごろの中へ押入らるべし、其故は百貫の損をして、五三貫の德ある事を好人は、只狂人にことならずと云、侍げにもとやおもひけん、それよりして鵜鷹の道をやめ侍りけるとぞ申ける、此ものがたりをきゝける人々、げにもとやおもひけん、鵜鷹の藝をやめられけりとなり、

第七　いそほ人に請せらるゝ事

えじつとの都に、やんごとなき學匠有けり、かほ形みぐるしきこと、いそほにまさりて醜く侍れど、をのれが身の上は知らず、いそほが姿のあやしきをみて笑なんどす、あるとき態と金銀綾羅を以て座敷をかざり、玉をみがきたるごとくにして、山海の珍物をとゝのへ、いそほをなん請じける、いそほ此ざしきのいみじきあり樣をみて云、か程にすぐれて見事なる座敷、世にあらじとほめて、何とか思ひけん、彼主のそばへつゝとよりて、顏につばきを吐きかけゝるに、主いかつて云、是はいかなる事ぞととがめけるに、いそほ答云、我此ほど心ちあしき事有、然につばきをはかんとこゝかしこを見れば、美々しく飾られける座敷なれば、いづくにおゐても、御邊のかほにまさりてきたなき所なければ、つばきをはき侍るといへば、主答云、彼いそほにまさりて、才智りせいの人あらじと笑語けり、

第八　いそほ夫婦の中なをしの事

えじつとの內かよと云所に、のとゝいへる人あり、これは富榮へて侍れ共、其妻の方はまづしくして、たよ

りなき父母をもちて侍りき、彼つま本よりはら惡くて、常に男の氣にさかへり、其時おつとにかくれ親の方へ歸りぬ、男なげきしたふこと限なし、人をやりよべども、かへつていらへもせず、男餘りのかなしさに、いそほをせうじてありのまゝをかたり、いかにとしても呼びかへさんと云ければ、いそほ是いとやすきこと也、けふのうちによび返すべきはかりごとを敎へ奉らんといふ、其許に先音信物に、色々の鳥けだもいを荷せて、つまの有しもとに行きて云やう、我賴みたる人、けふ女房をむかへられけるがさたもなし、もし此家に有かと問ば、つま是を聞きて、すはやとおどろきて、我をすてゝよのつまをよぶこと無念也とて、其まゝ男のかたへはしり行きて、何御邊はことなるつまをよぶとや、ゆめ／＼其儀かなはじなどといかりければ、男笑て云、汝けふ歸らるべしとおもひ侍れば、其よろこひのために、かくめづらしきもの買もとむると云、此はかりごとは、いそほの才覺なりとぞよろこびける、それよりいそほえじつとのみかどの御いとまを給て、本國へ歸りける時、御やく／＼そくの俸祿をも取て至れる、是に依てみかど大きに御かん有、其外えじつとにて成ける處の理ども、こま／＼と語ければ、誠に此いそほは、たゞ人とも覺ぬものかなと、人々申あへりけり、

第九　いそほ臨終におゐて、鼠蛙のたとへをひきて終る事

さるほどにいそほ、りくうるすの帝王にも御いとまをたまはつて、諸國修行とぞ心ざしける、爰にけれしやの國に至り、諸人に能道を敎へければ、人々たつとみあへり、また其國のかたはらに、てるほすと云島に渡て、我道をおしへけるに、其所の心惡しきにきはまり、一向是をもちひず、いそほ力及ばず歸らんとする時に、人々評定して云、此者を外國へ返へすならば、此島の有樣をそしりなん、かれが荷物に黃金を入れ、道にて追かけ、盜賊と號して失ばやとぞ申ける、評定して其日にもなりしかば、道にて追かけ黃金をさがし、盜賊人と號して旣に籠者せしむ、漸く命もあやうく見えしかば、終近付ぬとやおもひけん、末期にいひ置く事有けり、されはいにしへ鳥けだものゝたぐひ、まじはりをなしける時、鼠蛙をしやうじて、いつぎかしづきもてなす事限なし、其後また蛙鼠を招待す、來る

時に臨で蛙迎に出で、蛙鼠に向て云樣、我本は此邊也、定めて案内しらせ給ふまじと覺え候ほどに、御迎に出侍ると申ければ、鼠かしこまつてよろこび、蛙ほそき繩を出して、導き奉らんとて、鼠の足に結付たり、かくてたがひに川の邊にあゆみよりて、終に水の中に入ぬ、鼠あはてさはぎて蛙に申けるは、情なし、御邊をば樣々にもてなし侍けるに、我をばかゝるうきめにあはせ給ふやと、つぶやきける處に、鳶此よしをみて、いみじき餌食かなと、二つながら遂にゑじきとなしてけり、其ごとく、いまいそほは鼠の樣にて、御邊達に能道をしへ侍らんとすれ共、御邊達は蛙のごとくに、われをいましめ給ふ也、然りといへ共、鳶となるばいらうにやのえじつとの國王より、定めて島を責めらるべしと申ければ、閉もあへず、傍若無人のやつばらが、天下無雙の才人を、峨々たる山のいはほより取て落とす、其時いそほ果にけるとかや、案のごとく兩國の帝王より、武士に仰せて彼島を責められける、それよりして、彼いそほが物語を世に傳へ侍る也、

第十　いそほ物のたとへを引ける條々

つら〳〵、人間の有樣を按ずるに、花にめで香に染みけることを本として、能道をしることなし、されば此卷物を(○脫アルカ)一本のうへきには必花實有、花は色香をあらはす物也、實は其誠をあらはせり、されば雞になぞらへて、其ことをしるべし、雞は塵芥に埋もれて、ゑじきをもとむる所に、いとめでたき玉をかき出せり、雞かつて是をもちひず、踏退けて己がゑじきをもとむる、其ごとくあやめもしらぬ人は、たゞ雞にことならず、玉のごとくなるよき道をば少ももちひず、あくなすいろにそみて、一生くらすものなりとぞ見えける、

第十一　狼と羊の事

ある川の邊に、狼と羊と水をのむことありけり、狼は上にあり、羊は川すそにあり、狼羊をみて、かのそばにあゆみ近付、ひつじに申けるは、汝何故に我のむ水を濁しけるぞと云、羊答云、我川すそにて濁すとて、いかで川上のさはりにならんやと申ければ、狼又云、汝が父六ヶ月以前に、川上に來て水を濁に依つて、汝が親のとがを汝にかくるぞといへり、ひつじ答云、我胎内にして、父母のとがを知ることなし、御免あれと

申ければ、狼いかつて云、それのみにあらず、わが野山のくさをほしひまゝに損ざす事、奇怪なりと申ければ、羊答云、いとけなき身にして、草を損ざすことなしと云、狼申けるは、汝何故に惡口しけるといかりければ、羊重ねて申けるは、我惡口を云にあらず、其理をこその﹅候へといひければ、おほかみのいはく、詮ずる所問答をやめて、汝をぶくせんと云ける、其ごとく、理非をしらぬ惡人には、是非を論じて詮なし、只權威と勘忍とをもつてむかふべし、

第十二　犬と羊の事

あるとき、犬羊に行あひて云やう、汝におほせける一石の米を只今かへせ、然ずば汝を失はんと云、羊大きにおどろき、御邊の米をばかり奉ることなしと云ふ、犬此に訴人有とて、狼ぞ、鳥ぞ、とびぞと云物をかたらひ、奉行のもとへ行て、此旨を申あらそふ、狼出て申けるは、此羊よねをかりけること誠にて侍ると云、とび又出て申けるは、我も訴人にて候と申、からすも又同前也、是に依て犬に其理を付られたり、羊せんかたなさの餘に、我毛をけづり是にあたふ、其ごとく、善人と惡人とは、惡人の方人はおほく、善人のみかたすくなし、それに依て善人といへ共、其理を曲てことはらずと云事ありけり、

第十三　犬しゝむらの事

ある犬、しゝむらをくはへて川をわたる、眞中にて其かげ水にうつりて、大きに見えければ、我くはゆる所のしゝむらより大成と心得て、是を捨てかれをとらんとす、故に二つながら是をうしなふ、其ごとく、重欲心の輩は、他のたからをうらやみ、ことにふれて貪ばるほどに、たちまち天罰をかうぶり、我持所の寶をも失事あり、

第十四　獅子王と羊牛野牛の事

あるとき、獅子王、羊、うし、野牛四つ、山中をともなひ行に、猪に行あひ則是をころす、其よつえだをわけてとらんとす、しゝわうさゝへて申けるは、われけだものゝわうたり、其德にまづえだ一つわれにえさせよ、又我威勢世にすぐれけり、汝等に勝てかけり廻つて是をころす、それに依つてえだ一つえさせよ、今二つのこるえだをば、誰にてもあれ、かけたらん者は、我てきたるべし、これに依て各むなしく罷歸る、其ごとく、人はたゞわれに似たる者と友なるべし、我より上成

人と友なへば、いたづがはしきことのみ有て、其德一もなき物也、

第十五　日輪と盗人の事

あるとき、ぬす人一人ありける、其所の人、かれに妻をあたへんと云、去ながら、學者の本に行て是を伺ふに、學者たとへを出て云、されば人間天道にあふぎ申けるは、日輪妻を持給はぬ様にはからひ給へと云、天道いかにととひ給へば、人間答云、日輪たゞ一ましますさへ、炎天の比はあつきを忍び難し、しかのみならず、其時は五こくをてりそこなふ、もし妻子けんぞくはん昌せば、いかゞし奉らんと云、其ごとく、盗人一有だに、物騷がしく喧すしきに、妻をあたへ子孫はん昌せんこといかゞとのたまへば、實もとぞ人々申ける、其ごとく、惡人には力をそゆる事、雪に霜をそゆるがごとし、あだをば恩にて報ずるなれば、あく人には其力をおとさすることと、かれが爲にはよき助たるべし、

第十六　鶴とおほかみの事

あるとき、狼咽に大き成骨をたて、難儀に及びける折節、鶴此よしを見て、御邊は何をかなしみたまふぞと云、狼鳴々申けるは、わが咽に大き成ほねをたて侍り、是をば御邊ならでは救ひ給ふ人なし、ひたすらたのみ奉ると云ひければ、鶴件の口ばしをのべ、狼の口をあけ、ほねをくはへてえいやと引出せば、其時つる狼に申けるは、今よりのち此報恩によつて、したしく申かたるべしといひければ、狼いかつて云様、なんでう汝が何ほどの恩を見せけるぞや、汝が首をふつと喰いきらんことを、今某が心に有しを、たすけ置こそ、汝がためには報恩也と云ければ、鶴力に及ばず立さりぬ、其如く、惡人にたいして能事を敎といへども、がへつてそのつみをなせり、しかりといへ共、人にたいして能事をしへん時は、天道に對し奉て御ほうこうとおもふべし、

第十七　獅子王と驢の事

あるしゝわう通ける處を、ろば是をあざける、しゝわう此よしを聞て、あつぱれ喰殺してんやといかりけるが、しばしとてゆるす心出來にける、其故はわれとひとしき物にもあらば、其あらそひもをよび侍べけれ共、かれらごとき宿世拙きものを、あたら口をけがさんことも、さすがなればとて免るし侍りき、其如く、

無智の輩にむかひて、是非を不レ可レ論といへる心成べし、ゐばとは無智の輩をさすべし、しゝわうとは、才智謀然るをたとふ也、

第十八　京と田舎の鼠の事

ある時、都のねずみ、かた田舎にくだり侍りける、ゐなかの鼠共、これをいつぎかしづくこと限りなし、これに依て田舎の鼠をめしぐして上洛す、然も其住所は、都のたうとき者の藏にてなん有ける、故に食物足てとき事なし、都の鼠申けるは、上方にはかくなんいみじき事のみおはすれば、いやしきゐなかに住給ひて、何にかはし給ふべきなどゝ語慰む處に、家主藏に用の事有て、俄に戸を開く、京の鼠は本より案内なれば穴ににげ入ぬ、田舎鼠は無案内なれば、あはてさはげどもかくれ所もなく、辛うじて命計たすかりける、其後田舎の鼠參會して、此よし語るやう、御邊は都にいみじき事のみ有とのたまへども、たゞ今の氣遣ひ、一夜白髮と云傳るごとく也、田舎にては事たらはぬ事も侍れ共、かゝる氣遣ひなしとなん申ける、其如くいやしきものは、かみつかたの人に友なふ事なかれ、もししゐて是を友なふ時は、いたづがはしき事のみにあらず、たちまちわざはひ出來べし、貧をたのしむ者は、萬事還て滿足すと見えたり、かるがゆへにことわざに云、貧樂とこそいひ侍りき、

第十九　狐と鷲との事

あるとき、鷲我子の餌食となさんがため、狐の子をうばひ取てとびさりぬ、狐天にあふぎ地にふして、なげきかなしむといへ共其かひなし、狐心におもふやう、いか樣に鷲のあだには、煩にしく事はなしとて、柴と云物をわしの巣のもとに集めて、火を付ければ、わしの子ほのほの中にかなしむ有樣、誠にあはれにみえける、其時わし千度かなしめ共かひもなし、終に燒ころされて、忽狐に其子をくらはる、其ごとく、當座を我かつてなればとて、下ざまのものにあだをなし立事なかれ、人の思ひの積りぬれば、終にはいづくにか可レ逃、高きつゝみも、蟻の穴よりくづれ破るとなん云ける、

第二十　鷲と蝸牛の事

あるとき、鷲かたつぶりをくらはゞやと思ひけれ共、せん事をしらずおもひわづらふ處に、烏傍よりすゝみ出て申けるは、此かたつぶりほろぼさんこと、いと

やすき事にて侍る、我申やうにし給ひて後、我に其半分をあたへ給はゞ、致奉らんと云、鷲うけがふて其故をとふに、からす申やう、かたつぶりを高所よりおとし給はゞ、其から忽にくだけなんと云、則敎の樣にしければ、あんのごとくたやすく取て是をくふ、其ごとく、たとひ權門高家の人成共、我心をほしひまゝにせず、智者のおしへにしたがふべし、其故は鷲と烏をくらべんに、其德などかはまさるべき、なれ共かたつぶりのわざにおゐては、烏もつともこれをえたる、事にふれてことぐ〵に人にとふべし、

第二十一　烏と狐の事

あるとき、狐ゑじきをもとめかねて、こゝかしこさまよふ處に、烏しゝむらをくはへて、木の上に居れり、狐心に思ふやう、我此しゝむらをとらまほしく覺えて、烏の居ける木の本に立より、いかに御邊、御身は萬の鳥の中に、すぐれてうつくしく見えさせおはします、然といへ共、少ことたり給はぬ事とては、御こゑのはなごゑにこそ侍れ、但此程世上に申しは、御こゑも事の外能わたらせ給ふなど申てこそ候へ、あはれ一ふしきかまほしうこそ侍れと申ければ、からす此儀を實とや心得て、さらばこゑを出さんとて、口をはだけゝるひまに、終にしゝむらを落しぬ、きつね是を取りて逃げ失ぬ、其ごとく、人いかにほむると云共、聊誠とおもふべからず、もし此ことを少もしんぜば、まんさ出來せんことうたがひなし、人のほめん時は、つゝしんでなをへりくだるべし、

第二十二　馬と犬との事

ある人、ゑのこをいとをしみける、其主人外より歸りし時、彼ゑのこ其ひざにのぼり、むねに手をあげ、口のほとりをねぶりまはる、これによつて主人愛する事いやまし也、馬ほのかに、此よしを見て、羨や思ひけん、天晴われもか樣にこそし侍らめと思ひ定めて、有時主人ほかより歸りける時、馬主人のむねに飛かゝり、顏をねぶり尾をふりなどしければ、主人これを見て、甚だいかりをなして、棒をおつ取て、本の馬やにをし入ける、其ごとく、人の親疎をわきまへず、我方より馳走がほこそ、甚以ておかしき事なれ、我ほどほどに從て、其挨拶をなすべし、

第二十三　しゝ王と鼠の事

あるとき、しゝ王前後も知らずふしまどろみける處

に、鼠あまたさしつどひ、遊びたはぶれけるほどに、ふしたるしゝ王の上に、鼠一つとびあがりぬ、其時しゝ王目ざめをどろき、此鼠を取てひつさげ、すでに打ちくだかんとしけるが、しゝ王心におもふ様、是ほどのものを失ひたればとて、如何ほどの事のあるべきやと云て助侍りき、鼠命をひろひ、更に我等たくみける事に侍らず、餘りに遊たはぶれけるほどに、實のけがにて侍ると、彼しゝ王を禮拜して去ぬ、其後しゝ王有所にてわなにかゝり、既に難儀に及ける時、鼠此よしをきゝて、いそぎしゝ王の前にはせ參、いかにしし王聞召せ、いつぞや我等をたすけ給ふ御恩に、又助侍らんとて、彼わなの端々を喰切、しゝわうをすくひてけり、其ごとく、あやしのもの成共、したしくなつけ侍らんに、いかでか其德を得ざらん、只威勢あればとて、凡下の者をいやしむべからず、

第二十四　燕と諸鳥の事

ある所に、燕と萬の鳥と集居けるほどに、つばめ申様、こゝに麻といふものまく處有、各々是を引すて給へかしと歎きけれ共、諸鳥是にくみせぬのみならず、かへつてつばめをあざける、つばめ申は、御邊達は何を笑ひ給ぞ、此あさと申は、苧と云物になん成て、わなぞかづらぞとて、我等がためには大敵也、各は後日のわざはひを知給はずと申ければ、諸鳥共用心せず、其時つばめ申様、所詮御邊達と、向後くみする事有べからずとて、諸鳥に替て、つばめ人の内に巣をくふ事、是や初にて有ける、其如く、あまたの人の中に、秀てよき道をしめすといへ共、用ずばまいてふところにす、又いかに人同やうに惡しといふとも、その味を嘗め試みよ、智者のいふことなにかはあしかるべきや、

第二十五　かはづが主君をのぞむ事

あてえるすと云ふ所に、彼主君なくて、何事も心に任なん有ける、其所は人あまりに誇けるに、主人を定ばやなどと議定して、すでに主人をぞ定めける、故にいさゝかの僻事あれば、其人罪科に行ふ、是によつて聖の人々主君を定けるを、悔悲め共かひなし、其比いそほ其所に至りぬ、所の人々此ことを語るに、其よし惡をばいはず、たとへを述て云、昔或川にあまたの蛙集居て、我主人を定ばやと議定し侍りき、尤しかるべしとて各天にあふぎ、我主人をあたへ給へとて祈誓す、天道是をあはれんで、柱を一つ給はりけり、其はしら

川に落ち入音、底に響きておびたゞし、此ころにおそれて、蛙共水中に沈みかくる、しづまつて後、汚泥の中より眼を見上、何事もなきぞ、まかり出よとて、各各汀にとびあがりぬ、扨此はしらを圍繞して、我主人とぞもてなしける、無心の柱なれば終にあざけりて、各此上に飛あがり、叉天道にあふぎけるは、主人は心なき木也、同は心あらん物をたべかしと祈をれば、憎い奴原が物ごのみかなとて、此度はとびを主人にあたへ給ふ、主人に依て、蛙彼はしらの上に上る時は、とび是を以て餌食とす、其時蛙千度後悔すれ共かひなし、其ごとく、人はたゞ我身にあたはぬ事をねがふ事なかれ、始より人に從ふものゝ、今更獨身にならんもよしなき事也、また自由に有ける人の、主人を頼も僻事也、只夫々に當ことを可レ勤事專也、

第二十六　鳶と鳩との事

あるとき、鳩と鳶とならび居ける處に、鳶此鳩をあなどつて、やゝもすれば餌食とせんとす、其鳩詮議評定して、鷲の本に行て申けるは、とびと云下賤の無道仁有、やゝもすれば我等に憂目見せ顏也、今より以後、其ふるまひを示さぬ樣にはからひ給はゞ、主君と仰ぎ奉らんと云ければ、鷲安請がつて、鳩を一度に召寄、かたはしにねぢ殺す、其殘る鳩申けるは、是人のしわざにあらず、われと我身をあやまつ也、鷲のはからひ給ふ處、道理至極也となんいひける、其ごとく、未我身に始よりなき事を新しく仕出すは、かへつて其悔有物也、事の後千度悔よりは、事の先に一度も按ぜんにはしかじとぞ見えける、聊のなげきを忍びかねて、かへつて大難を請ふ物多し、故に業に云、少難凌去ば、かへつて大報をみだる共みえたり、

第二十七　烏と孔雀との事

あるとき、烏孔雀を見て、彼翼に樣々のあや有ことをうらやみ、と有處の木陰に、孔雀の羽の落けるをば拾取て、我尾羽に指そへて、孔雀の振舞をなし、わが傍輩をあなどりけり、くじやく此よしを見て、汝はいやしきからすの身と成、なんぞ我等が振舞をなしけるぞとて、思ふ儘にいましめてまじはりをなさず、其時からす傍輩に云やう、われよしなき振舞をなして、恥辱をうくるのみならず、散々にいましめられぬ、御邊達は若人なれば、向後其振舞をなし給ふなと申ける、其ごとく、身いやしうして、上つがたのふるまひをな

し、あるひはまじはりをなせば、終に己が本のすがたをあらはすによつて、恥辱をうくると定まれる儀なり、あく人として、一旦善人の振舞を作共、終に我本性をあらはす物也、これを思へ、

第二十八　蠅と蟻との事

あるとき、蠅蟻にむかひてほこりけるは、いかに蟻殿謹で承れ、我程果報いみじき物は世に有まじ、其故は天道に奉り、あるひは國王にそなはる物も、先われさきになめ試み、しかのみならず百官卿相の頂をもをそれず、恣にとびあがり候、わどの原が有様、天晴つたなき有様とぞ笑侍りき、蟻答云、尤御邊はさやうにこそめでたく渡らせ給へ、但世に沙汰し候は、御邊程人に嫌はるゝ物なし、さらば蚊ぞ蜂ぞなどのやうに、かひ〳〵敷あだをもなさで、やゝもすれば人に殺さる、しかのみならず、春過夏去て秋風たちぬるころは、漸つばさを叩、かしらをなでて手をする様也、秋深成に隨て、翼よはり腰ぬけて、いと見ぐるしくとぞ申侍りき、我身はつたなき物なれば、春秋のうつるをも知す、ゆたかにくらし侍る也、みだりに人をあなどり給ふ物哉と、はぢしめられ立去ぬ、其如く、聊我身にわざあればとて、みだりに人をあなどることなかれ、かれまたをのれをあなどる物なり、

第二十九　いたちの事

或時いたち、鼠のわなにかゝりける事有けり、其主是をみて打殺さんとす、鼬さゝへて申けるは、いかに主人聞召せ、我をころし給ふべき理なし、其故は、御内に徘徊する鼠と云ふ徒ものをばほろぼし候、其上聊御さはりと成事候はずと申ければ、主答云、何を以て助べき道理候や、鼠をほろぼすと云も、我潤色にあらず、汝が餌食とせんが爲也、謂なしとて打殺ぬ、其如く、我難儀出來するとて、あはてゝ詞を不レ可レ言、初終を思案すべし、命を失のみならず、後日の嘲口惜こと也、

第三十　馬と獅子王の事

有時、馬野邊に出て草をばはみける所に、しゝ王ひそかにこれをみて、彼馬を食せんと思しが、先武略をめぐらして社と思、馬の前にかしこまりて申けるは、御邊此程何事をかは習給ふぞ、われは此比醫學をなん仕候と申ければ、馬しゝ王の惡念を覺て、われもたばからばやと思ひ、しゝ王に向て申けるは、扨々御邊は

羨も隣學をならはせ給ふ物かな、幸我足にくゐせをふみ立てわづらふ也、御らんじてたべさかしこみ云ける、しゝ王得たりと是を見んと云、さらばとて馬片足をもたげければ、しゝ王何心なくあをのけになつて、爪のうらをみる處を、本よりたくみごとなれば、したゝかにしゝ王のつらを、つゝけざまに踏たりける、さしもたけきしゝ王も、氣をうしなひて起もあがらず、其まゝに馬ははかるにかけ去ぬ、其後しゝ王はうく〳〵とおきあがり、みぶるひして獨ごとを申ける、よしなき某が計にて、すでに命を失はんとす、道理の上よりもつていましめとぞ覺えける、其ごとく、一切の人間も、しらぬ事をしりがほにふるまはゞ、忽恥辱をうけんことうたがひなし、知事を知る共、知らざる事をば不レ知とせよ、ゆるかせに思ふ事なかれ、

第三十一　しゝ王とはすとるの事

ある時、しゝ王其足にくゐせを立、甚難儀に及ける時、かなしみの餘、はすとるの邊に近付、はすとる是をおそれて、我羊をあたへてけり、しゝ王羊ををかさず、我足をはすとるの前にもたぐ、はすとる是を心得て、其くゐせをぬいて、藥を付てあたへぬ、それよりしゝ王山中にかくれぬ、ある時しゝ王狩にとられて籠に入れられ、罪人を入て是を喰しむ、又かのはすとる其罪有によりて、彼しゝ籠に押入る、しゝ王あへて是ををかさず、かへつて涙を流て畏りぬ、暫有て人々籠の内を見るに、さしもにたけきしゝ王、耳をたれ膝を折て、彼はすとるを警護す、武具を入て犯さんとするに、しゝ王是をかなぐりすつ、主此事を聞て、汝何の故にか、かく獸に愛まれけるぞと云ければ、件の子細申あらはす、人々此よしを感じて、かゝる畜生に至迄、人の恩を報じけるぞやと、感憐ける、是に依てしし王もはすとるをも免れぬ、其ごとく、人として恩を知らぬは、ちくしやうにも劣者也、人に恩を作時は、天道是を受給ふ也、聊の恩をも請ず、之に報ぜんと常に思へ、

第三十二　馬とろばの事

あるとき、能馬能皆具おいて、其主をのせて通りける、傍に驢馬一疋行あひたり、彼馬いかつて云、ろば何とて禮拜せぬぞ、汝をふみころさんもいと易事なれ共、汝等ごときの者は、隨へて事のかずならぬとてそこを過ぬ、其後何とかしたりけん、彼馬二つの足を

ふみおつて、何の用にも立ぬべき様もなし、是に依て土民の手にわたり侍りき、いやししづのやに使ける習、糞土をおほせてひき行ぬ、其馬のさまも痩衰へ、有かなきかの姿に成侍りぬ、有時此馬糞土をせおふて返けるに、件のろば行あひけり、彼ろばつく〴〵と此馬を見て、扨も〳〵御邊はいつぞや我等をのゝしり給ふ廣言の馬にてわたらせ給はずや、何としてかはかゝるあさましき姿となりて、かほどいやしき糞土をばをひ給ふぞ、われ賤しく仕なれ候へ共、未かゝるふんどをばおはず、いつぞやのよき皆具共は、いづくに置給ふぞとはぢしめければ、返事もなくてにげ去ぬ、其如く、人世に有て高位に有と云共、下臈の者をあなどることなかれ、有爲無常の習、けふは人の上、あすは我身の上と知るべし、一たんの榮花にほこりて、人をあやしむ事なかれ、

第三十三　鳥けだものと戰ひの事

あるとき、鳥けだものとすでに戰に及ぶ、鳥の云く、軍にまけて今はかうよと見えし時、蝙蝠畜類にこしらへかゆる、鳥共愁云、かれらがごときものさへ獸にくだりぬ、今は詮方なしと悲む處に、鷲申けるは、何事をかなげくぞ、われ此陣にあらん程は、たのもしく思へといさめて、またけだものゝ陣にをしよせ、此度は鳥の軍よかんめれ、たがひに和睦してんげり、其後鳥共申けるは、扨もかうもりは二心有りける事、いかなる罪科をか與へんと云、中に故老の鳥あへて申けるは、あれほどのものをいましめてもよしなし、所詮けふよりして、鳥のまじはりを成べからず、白日には徘徊する事なかれといましめられて、鳥の翼をはぎとられ、今はしぶかみの破れをきて、やう〳〵日ぐれにさしいでけり、其ごとく、人もしたしき中を捨て、無益のものとくみすることなかれ、六親不案なれば、天道にもはづれたりと見えたり、

第三十四　かのしゝの事

あるとき、かのしゝ川の邊に出て水のみける時、汝(己カ)が角の影水にうつりて見えければ、此角の有様をみて、扨もわがいたゞきける角は、萬のけだものゝなかに、またならぶものは有べからずと、かつは高慢の思ひをなせり、又我四足の影水底にうつりて、いと便なく細して、しかも蹄二つにわれたり、又鹿心に思ふやう、角はめでたう侍れど、我四つの足はうとましげな

りと思ひぬる處に、心より人のこゑほのかに聞えける、其外犬のこゑもしけり、これに依て彼鹿山中ににげ入、餘にあはてさはぐ程に、ある木のまたに己がつのを引かけて、下へぶらりとさがりけり、ぬかん〳〵とすれ共よしなし、鹿心におもふ樣、よしなき只今の我心や、いみじくほこりける角は、我あだに成て、うとんずる四つのえだこそ我助なる物をと、獨ごとしておもひたへぬ、其ごとく、人も是にかはらず、師傅けるものはあだと成て、うとんじ退けぬるものは、わがたすけと成ものをと、後悔する事これあるものなりとぞ、

第三十五　鷄と狐との事

有時、きつね餌食をもとめかねて、こゝかしこをさまよふ處に、鷄に行あひたり、えたりやかしこしと、是を取てくらはんとす、鷄此事を覺て、ある木の枝にとびあがりぬ、狐手をうしなふてせんかたなさに、所詮たぶらかしてこそ喰めと思ひて、彼木の本に立よりて、いかに鷄聞召せ、此比萬の鳥けだものゝ中なをりする事有、御邊は知給はぬか、久敷申承はらぬによつて、態是迄參りて候と、いとむつまじげに語ければ、鷄狐の武略をさとつて、誠かゝる折節に生れあひぬる事こそめでたう候へ、能あひたり、犬能樣にはからひ給ふべしといひて更におりず、狐重ねて申けるは、先此所へおりさせ給へ、ひそかに申べき事有と、頻によべども終におりず、鷄用有さうに、あなたのかたをながめければ、狐下よりみあげて、御邊は何事を見給ふぞと申ければ、されば只今御邊の物語し給ふ事を、告しらせんとやおもひけん、犬二疋はせ來られ候と申ければ、きつねあはてさはひで、さらば先某は御いとま申さて去んとす、鷄申けるは、いかに狐、鳥けだもの中なをりしけるに、其折節何事かは候べき、そこに待て犬とまじはり候へとさゝへければ、狐かさねて申やう、もし彼犬中なをる事知らずば、我ためにあしかりなんとて逃去ぬ、其如く、たとひ人にあだをなすべき者と覺共、あだを以て不レ可レ向、武略にてむかはゞ、我も武略をもつてしりぞくべし、

第三十六　腹と五體の事

あるとき、五體六根をさきとして、腹をそねんで申けるは、我等めん〳〵は、幼少の時よりも其いとなみをなすといへ共、件の腹と云ものは、若うより終になす

事なくて、あまつさへ我等を召つかふ業をなんしける、言語同斷奇怪の次第也、今より以後彼腹にしたがふべからずとて、五三日は五體六根何事もせず、食じをもとめて居るほどに、初は腹一人の難儀とぞ見えける、かくて日を經にけるほどに、何かはよかるべき、五體六根迷惑して、終に草びれ極る、根氣失るに及びて、本のごとく腹に隨ふべしと云、其ごとく、人としても、今迄親しき中を捨て、隨ふべきものに隨はざれば、天道にそむき、人愛もはづれなんず、故に諺にも、鳩をにくみまめつくらぬとかや、

第三十七　人とろばの事

或時、人驢馬に荷をおふせて行に、此ろばやゝもすれば、行なづむこと有、此人奇怪なりとて、いたくむちをおふせければ、ろば申けるは、かゝるうきめに逢んよりは、しかじ、たゞしなばやとぞ申ける、彼人猶いたくいましめて追やる程に、行つかれて終に命終りぬ、彼人々心におもふ様、かゝる宿世つたなき者をば、其皮までも打いましめんとて、太鼓に張てばちをあてけり、其ごとく、人の世に有事も、聊の難艱なればとて、死なんと願ふべからず、何しか命の終りをまたず、身をなげなどすることは、至つてふかき罪科たるべし、これをつゝしめ、

第三十八　狼とはすとるの事

ある狩人、狼かり行けるに、此狼木蔭にかくれ居れり、然をはすとるの見付てける、それによて、此狼はすとるに向て申けるは、我命をたすけ給へ、ひたすらたのむ、それははすとるやすくうけごふ、狼心やすく居ける處に、狩人來てはすとるに申けるは、此邊に狼や來ると尋ねければ、はすとる目づかひにてこれを敎ける、狩人彼所をさとらず、はるか奥に行すぎたり、其後狼罷出、いづく共しらずにげ去ぬ、あるとき此狼はすとるに行あひけり、はすとる申けるは、わごぜはいつぞや助ける狼かといへば、狼答云、さればとよ、御邊の事はよかんなれど、御邊の眼はぬき捨度侍るとぞ申ける其如く、我も人も、外に能事をする顏なれ共、内心甚惡道なれば、彼はすとるに不ㇾ異、速に内心の隔を作事なかれ、一心ふらんに善事をすべし、

第三十九　猿と人との事

むかし正直なる人、そらごとのみいふ人と有けり、此二人猿の有所に行けり、然るにある木のもとに、猿共

數多なみ居る中に、秀て各うやまふ猿有、彼うそつく人猿のそばに近付て、例のうそを申けるは、是にけだかく見えさせ給ふは、猿王にてわたらせ給ふか、其外面面見えさせ給ふは、月卿雲客にてわたらせ給ふか、あないみじき有樣とぞ譽ける、　猿此由を聞て、憎き人のほめやうかな、是こそ誠の帝王にておはしませとて、引出物などしける、然るを彼正直なる者思ふやう、これはうそだに引出物出したりければ、　實をいはんに何じにかは得ざらんとて、　彼猿の邊に行て申けるは、面面の中に年たけよはひ衰ろへて、くびのはげたるも有、盛にしてよく物まねするべくも有なんとぞ、有のまゝに申ければ、猿大きにいかつて、猿共いくらもむさぶりかゝりて、終にかき殺ぬ、そのごとく、人のよに有事も、こびへつらふものはいみじく榮へ、すなほなるものは、かへつて害をうくる事あり、この儀をさとつて、すなほなるうへにまかせて、くゆる事なかれ、

第四十　しゝわうとろばとの事

あるとき、ろば獅子王に行あひ、いかにしゝ王、わが山に來り給へ、威勢の程を見せまいらせんといふ、しゝ王おかしく思へども、さらぬていにてともなひ行、山のかたはらにおゐて、ろば夥しく走り廻りければ、其音に恐れて狐たぬきなどいふ物、こゝかしこより逃去りぬ、ろばしゝ王に申けるは、あれ見給へやしゝわう、かほどめでたきいせいにて侍ると誇りければ、しゝわう怒つていはく、奇怪なりろば、われは是しゝ王なり、汝等が如く下郎の身として、尾籠をふるまふこと、狼藉なりとて、いましめられてまかりしりぞく、其○（如く脱カ）下輩の身として、人と爭ふことなかれ、やゝもすれば我身の程を顧ずして、人々爭ふはては、恥辱をうくる物也、ゆるかせに思ふ事なかれ、

伊曾保物語中終

伊曾保物語下

第一　蟻と蟬との事

さる程に、春過夏たけ、秋もふかくて、冬のころにも成しかば、日のうら〳〵成時、蟻あなよりはい出、餌食を干などす、蟬來て蟻に申は、あないみじのあり殿や、かゝる冬ざれ迄、さやうに豐に餌食をもたせ給ふ物かな、われに少の餌食をたび給へと申ければ、あり答云、御邊は春秋のいとなみには、何事をかし給ひけるぞといへば、蟬答云、夏秋身のいとなみとては、梢にうたふばかりなり、其音曲に取みだし、ひまなきままにくらし候といへば、あり申けるは、今とてもなどうたひ給はぬぞ、うたひ長じては、終に舞とこそ承れ、いやしき餌食を求て、何にかはし給ふべきとて、あなに入ぬ、其ごとく、人の世にあることも、我ちからにおよばん程は、たしかに世の事をもいとなむべし、ゆたかなる時、つゝまやかにせざる人は、まづしうして後に悔るなり、さかんなるとき學せざれば、老てのちくゆるもの也、醉のうちみだれぬれば、さめてのちくゆる物也、

第二　狼と猪の事

さるほどに、猪子共あまたなみ居ける中に、殊にちいさき猪、我慢おこして、ぞうのつかさになるべしと思ひて、はをくひしばり目をいからし、尾をふつて飛めぐれ共、傍輩等一向これを不ㇾ用、彼猪きをくだひて、所詮かやうのやつばらにくみせんよりは、他人に敬はればやと思て、羊共の並居たる中に行て、前の如く振舞ければ、羊勢におそれてにげ去ぬ、扨こそ此猪本座を達して居ける所に、狼一疋はせ來りけり、あはやとはおもへ共、我はこれぬしなれば、彼も定て恐なんとて、さらぬ體にて居ける處を、狼飛掛、耳をくはへて山中に至ぬ、羊もつて合力せず、おめきさけび行ほどに、彼猪の傍輩此聲を聞付て、終に取籠たすけゝり、其時こそ無益のむほんしつる物かなと、本の猪等にこうさんしける、其ごとく、人の世に有ことも、よしなき慢氣を起て、したがへたくおもはゞ、かへつてわざはひをまねく物也、終には本のしたしみならでは、實のたすけにはならぬ物也、

第三　狐と鷄との事

あるとき、鶏園に出て餌食をもとむる處に、狐是をくらはゞやと思ひ、先はかりごとをめぐらして申けるは、いかに鶏殿、御邊の父御とは親申承候、此後は御邊共申合めと云ければ、鶏誠かなと思ふ處に、狐申けるは、扨も御邊の父ごは御こゑのよかんなるぞ、あはれ一ふくうたひ候べし、聞侍らんと云、鶏ほめあげられて、既にうたはんとして目をふさぎ、くびをさしのべける處を、しやかしとくはへてはしる程に、鶏のこゑをきゝ付て、主追懸て、我鶏ぞとさけびければ、狐をたばかりけるは、いかに狐殿、あのいやしきものの分として、我鶏と申候に、御邊の鶏にてこそあれと返答し給へと云ければ、げにもとや思ひけん、其鶏をさしはなし、あとを見かへる隙に、鶏既に木にのぼれば、狐大きに仰天して、空く山へぞ歸りける、其ごとく、人が物をいへと敎ればとて、思案もせずあはてゝ物を云べからず、狐が鶏を取そこなひけるも、思案なげにものをいひける故ぞ、

第四　龍と人との事

河の邊を、馬にのつて通人有けり、其傍にたつと云物、水に離れてめいわくする事有けり、此龍今の人をみて申けるは、我今水にはなれてせんかたなし、あはれみをたれ給ひ、其馬にのせて水有所へ付させ給はば、其返答として金銭を奉らんと云、彼人誠と心得て、馬にのせて水上へをくる、そこにてやくそくの金銭をくれといへば、龍いかつて云、何の金銭をか參らすべき、我を馬にくゝり付て、いため給ふだに有に、金銭とは何事ぞとあらそふ處に、狐はせ來て、扨もたつ殿は、何ごとをあらそふぞといふに、龍右の趣なんと云ければ、狐申けるは、我此公事を決すべし、先にくゝり付たる様は、何とかしつるぞと云に、たつ申けるは、かくのごとくとて、又馬にのるほどに、狐、人に申けるは、いかほどかしめ付らるぞと云程に、是程とてしめければ、たつの云、いまだ其位なし、したゝかにしめられけるといへば、これ程かとて、いやましにしめ付て、人に申けるは、かゝる無法の徒者をば、本の所へやれとて追立たり、人實もと悦びて、本のはたにおろせり、其時たついくたび悔め共、かひなくして失にけり、其ごとく、人の恩をかうぶりて、それをほうせぬのみか、かへつてあだをなせば、天罰たちまちあたる物也、これを覺れ、

第五　馬とおほかみの事

ある馬、山中を通けるに、狼行向て、既に此馬をくらはんとす、馬はかりごとに申けるは、此所におゐて、我をゑぢきとなし給はゞ、後代に聞えもあしかりなんず、猶山深くめしつれ給ひ、何と成共はからひ給へと申ければ、狼實もと同心すれば、馬繩を我腹に付、狼のくびにくゝり付て、いづくへなりともつれさせ給へと申ければ、此山は案内しらず、汝導と云ければ、馬申けるは、是は里へ行道にてはなし、奥山への直道と申、かれもこれもあゆみ近付程に、手づめに成て、狼たばかられんとや思ひけん、後へゑいやつとしされければ、馬前へ引かけゝる、さしもたけき狼も、大の馬には強引れぬ、せん方なげにて行たりける、主此由を見付て、先狼にいたく棒をそあたへける、そばよりそこつ人はしり出、刀を抜て切らんとす、狼のふよかりけん、其みをはづれてなわをきられて、ほうぼうとにげてぞ歸りける、其如く、我敵と思はん者の云事をば、能思案して可ㇾ隨、あはてゝ同心せば、彼狼がわざはひに可ㇾ同、

第六　おほかみと狐との事

ある河の邊に、狐魚を喰ける折節、狼上に臨て歩來り、狐に申樣、其魚少あたへよ、ゑじきになしてんと云ければ、狐申けるは、あな恐多、我わけを奉るべきや、籠を一つ持來らせ給へ、魚を取て參らせんと云、狼爰かしこをかけ廻て、かごを取て來りける、狐敎けるやうは、此かごを尾に付て、川の眞中をおよがせ給へ、あとより魚を追いれんと云、狼かごをくゝり付て、川を下におよぎける、狐あとより石を取入ければ、次第に重て一足もひかれず、狐に申けるは、魚の入たればことの外重成て、一足もひかれずと云、狐申けるは、さん候、ことの外に魚の入て見え候ほどに、我力にては引上がたく候へば、けだものを雇てこそ參らめとて、くがにあがりぬ、狐あたりの人々に申侍るは、彼あたりの羊をくらひたる狼こそ、只今川中にて魚をぬすみ候と申ければ、我先にとはしり出、散々に打ちやくしける、そばよりそこつ者出て、刀をぬいて是を切に、何とかしたりけん尾を切て、其身は山へそにげ入ける、おりしもしゝ王違例の事有ければ、御氣色大事に見えさせ給ふ、われ此ほど諸國をめぐりて承及候ひぬ、狐の生かはを御はだへに付させ給は

ば、やがて御平愈有べしと申、狐此事を傳聞て、にくひ狼が訴訟かなと思ひながら、否に應じて、しゝ王の御前のいつはりごとに、おのれが身をごろにまろびて出來たり、しゝ王此よしを見るよりも、近ふ參れ、申べき子細有、近き程汝を一の人共定むべきなど、めでたふ申ければ、狐さつして答けるは、あまりあはてさはひで參けるとて、まろび候ほどに、以外にしやう束のけがらはしく候、かへつて御違例のさはり共成なんやと云て、重て申けるは、我此程人に習候、かやうの御違例には、尾のなき狼の四つ足と、つらのかわをのこして、生皮をはぎてめさせ給はゞ、たやすく平愈すと傳へて候、但尾のなき狼は、有べうも候はずと申ければ、しゝ王是こそこゝにあれと、かの狼を待所に、何心なく參候ひぬ、しゝ王引よせて、いひしごとくに皮をはいで、命ばかりを助にけり、其後有山のそばに、件の狐詠居ける折節、狼もそこをとほる、狐申けるは、これを通らせ給ふは　誰にて渡らせ給ふぞ、かほどにあつき炎天に、頭巾をかづきたびをはき、ゆがけをさいて見え給ふは、もしひがめにてもや候らん、五體でみればあかはだかにて、あぶ、蜂、蠅、蟻なんど云物、すき間なく取付たり、但きる物の形にてばし侍るか、能々見候へば、いつぞやしゝ王に、よしなき訴訟し給ふ狼なりとてあざけりける、其ごとく、みだりに人を讒訴すれば、人また我ざんそうする、春來時は冬またかくれぬ、夏すぎぬれば秋かぜ立ぬ、ひとり何ものか世にほこるべきや、

第七　おほかみ夢物がたりの事

ある時、狼夢に高位に任じて、あく迄食すと見たりける、明日狼山を出時、道の邊に猪の腹わた有、すはやめでたし、はやゑじきの有けるよと、よろこびさかへけるが、いや／＼これは腹の毒とて、能ゑじきをくはめとこそ、そこを過て行ぬ、ある山のそばに、子をつれたる馬有、狼此よしを見て、是こそ能ゑじきなれ、くはゞやと心得て、馬に向て申けるは、汝が子を我ゑじきとなすべし、心得よと云ければ、馬答云、ともかくも仰こそしたがはめとてゐたりけるが、狼に申ける、承候へばげぎやうの上手と申、我此ほど足にくゐせをふみ立て候へば、恐入ながら御目にかけたしと申、安事と云程に、片足をもたげて、是を見給へと云ければ、狼打あをのひて見ける所を、岸より下にふみおとし、

我子をつれて歸ける、猿是をば事共せず、たゞ今こそしける共、又こそと思ひ、かしこにかけまはるほどに、野邊に野牛二疋居たり、猿これをみて是こそと思ひ、野牛に向て申けるは、汝が內一疋、我ゑじきにすべしと申ければ、野牛謹で、ともかくもにて侍る也、こゝに申べき子細有、久敷諍事の侍れば、御さいばんを以て後、何ともはからはせ給へかしと申ければ、猿何事ぞととふ、野牛答云、此野をふたり諍候、但給ふべき人なきによつて、勝負を付けがたく候、然らずば我等二疋、向より御そばへはしり來り候べし、疾はしり付たらん者に、其理を付させ給へと云、とく／＼と申ければ、野牛向より左右に走りかゝり、角にて猿のふとばらをかき切て、其身は山にぞ入にける、猿疵をかうぶりて、こは仕合わろき事かなと、はないきならしてそこを過ぬ、又川の邊に、ぶた親子あそび居ける所を、是こそと思ひ、ぶたに向て申けるは、汝が子をゑじきとすべし、心得よと申ければ、ぶた心えて云、ともかうも御はからひにまかせ侍るべし、但我子は未だ幼少に候へば、かいえんをさづけず候、見申せば御出家の御身也、御結緣に戒をさづけ給へかしと望みければ、ほめあげられて、さらばとて橋の上にのぼりて、こゝに來れと申けるを、ぶた我子をつれて行ほどに、つとよりて、橋より下へつきおとし、我身は家にぞ歸ける、猿うきぬしづみぬながれて、やう／＼とはいあがり、あら夢見あしやとぞいひける、

第八　鳩と蟻との事

ある川の邊に、蟻あそぶこと有けり、俄に水かさまさりきて、彼蟻をさそひ流す、うきぬしづみぬする所に、鳩木末より是を見て、あはれなる有樣かなと、木末を少くい切て、河の中におとしければ、蟻是にのつて、なぎさにあがりぬ、かゝりける所、或人竿のさきにとりもちをつけて、はとをさゝんとす、蟻心に思ふやう、只今の恩を送らう物をと思ひ、人の足にしつかと喰付ければ、おびえあがつて、竿をかしこになげ捨て、其者の色や知る、（誤脫カ）然るに鳩是をさとつて、何國共なく飛去ぬ、其如く、人の恩をうけたらん者は、いか樣にも其むくひをせばやと思志を可レ持、

第九　おほかみと犬との事

ある時はすとる、羊のけいごに犬を持けれど、ゑじきをすなほにあたへざれば、瘦衰へてありける、猿此よ

しをみて、御邊は何とてやせ給ふぞ、我に羊を一疋たべ、彼羊を盗取てにげん時、退掛まろび給へ、此事見給ふならば、御邊にゑじきを給ふべしといへば、實もと同心す、案のごとく、狼羊をくはへて逃去時、犬あとより追懸、まろびたはれて歸りけり、はすとるいかつて云、何とて羊をとられけるぞといひければ、犬答云、此ほどゑじきなくして、散々疲勞仕て候、其故に羊をとられて候といへば、實もとて、それより餌食をあたへぬ、又狼來て、我謀聊違べからず、今一疋羊を給はれ、此度も追かけ給へ、我に聊疵を付させ給へ、然れ共ふかではしおふせ給ふなと、かたく契約して、羊をくはへてにぐる所を追かけ、かの狼を少し喰やぶりて歸りぬ、主人これを見て、心よしとて、いよ〳〵ゑじきをあたへすくやかにす、又狼來りて今一疋所望す、犬申けるは、此ほど主人よりあく迄ゑじきをあたへられ、五體もすくやかに成候へば、ゑこそ參らすまじきと云はなしければ、何をがなと望みけるほどに、犬教て云、主人の藏に樣々の餌食あり、行て用給へと云ければ、さらばとて藏に行、先酒つぼをみて、思ひのまゝにこれをのむ、のみ醉てこゝかしこたゝずみありくほどに、はすとるのうたふをきゝて、彼きたなげ成ものさへうたふに、われうたはであらんやとて、大聲上ておめくほどに、里人きゝ付て、あはやおほかみの來るはとて、弓やなぐひにてはせ集、是によつて狼終にほろぼされぬ、其如く、召仕者にふちをくはへざれば、其主の物をついやすと見えたり、

第十　狐とおほかみの事

あるとき、狐、子をまふけゝるに、狼を恐れて名づけ親と定む、狼承て、其名をばけ松と付たり、狼申けるは、其子を我そばに置て學文させよ、恩愛の餘、みだりにわるぐるひさすなといへば、狐實もと思ひ狼に願ぬ、狼此ばけ松をつれて、ある山の嶽にあがり、我身はまどろみふしたり、けだもの通らばおこせよと云付たり、さるに依て、ぶた其邊をとほるほどに、ばけ松おほかみをおこして、是をおしゆ、狼申けるは、いざとよ、あのぶたは、けもたゝごはくして、口をそこなふもの也、これをば取るまじきと云ふ、また牛を野飼にはなすほどに、ばけ松教へければ、おほかみ申けるは、是もはすとる犬など云物多、取まじと云、またざうやくのありけるをしへければ、是こそとてはし

り掛て、くびをくはへて我もとに來り、子のばけ松もともにくいてんげり、其後ばけ松いとまをこひければ、狼申けるは、未汝は學文も達せず、今暫とてとゞめけれ共、いなとてまかりかへる、母ぎつねこれを見て、何とてはやく歸ぞと云ければ、學文をばよく極めてこそ候へ、其手なみを見せ奉らんとて、山野に出、狐、ぶたをみて、是とれかしとおしへければ、あれは毛たゞごはくして、口のごとく也とてとらず、牛ををしへければ、はすとる犬など云物有とてとらず、ざうやくををしへければ、ばけまつあなうれし、是こそとて、狼のしたるごとくに、首に飛かゝりければ、結句馬にくらいころさる、母かなしむこと限なし、其如く、聊のことを師匠に學びて、未師匠も免ぬに、達したると思ふべからず、此きつねも年月をへて、狼のしわざをならはゞ、かゝるれうじなるわざはせじとぞ、

第十一　野牛とおほかみとの事

ある人、あまたのひつじをかい取、其後羊のけいごに、武き犬をぞかいそへける、是に依て狼少も此羊ををごさず、然に彼犬俄に死けり、はすとるうれへて云、此犬死て羊定て狼にとられなん、いかゞせんとなげきければ、野牛すゝみ出申けるは、此事あながちかなしみ給ふべからず、其故は我角を落、かの犬の皮をきせて、羊をけいごさせ給へ、定て狼恐れなんやと申ければ、はすとる實もとて其ごとくしけり、これによつて、狼、犬かと心得て、羊のそばに近付ことなし、然所に狼、以外うへにつかれて、其死せんことを顧りみず、つと寄て羊をくはへてにぐる所を、野牛追懸たり、狼餘に恐ていばらの中へにげ入ければ、野牛つゞいて追懸たり、何とかしたりける、犬のかはをいばらに引懸て、本の野牛にぞあらはれける、狼此よしをみて、こはふしぎなる有様かな、犬かと思へば野牛にてあんめるとて立歸、野牛を召籠、何の故にわれを追ぞと云ければ、やぎう詞なふして、御邊のかけ足の法を試んため、たはぶれてこそと陳じければ、狼いかつて申様、たはぶれことにこそよれ、いばらの中へをい込て、手足をかやうにそこなふこと、何のたはぶれぞや、所詮其返報に、御邊をくいころし奉るべしと云てほろぼしぬ、其如く、きたなきもの丶身として、さかしき人をたぶらかさんとする事、蟷螂が斧を以て龍車に向がごとし、うつけたるものは、うつけて通るが一

げい也、

第十二　鷲と烏との事

或わし、餌食のために、羊の子をつかみ取てくらふこと有、烏これを見て、あなうらやまし、いづれも烏の身として、何かは加樣にせざるべきと、我慢おこし、われもとて野牛の有をみて、つかみ懸ぬ、それ野牛の毛は、ちゞみてふかき物也、故にかへつてをのれがすねをまとひて、はためく處を、主人走寄て、からめ取ていましめて、命をたつべけれ共とて、羽を切てはなしける、ある人彼からすに向て、汝何物ぞとゝへば、昨日はわし、けふは烏也と云、其如く、わがみの程を不レ知して、人のいせいを羨者は、わしのまねするからすたるべし、

第十三　しゝ王と驢馬との事

あるろば病しける處に、しゝ王來て其脈を取こゝろむ、ろばこれを恐るゝこと限なし、しゝ王ねんごろのあまりに、其身をあそこ此處をなではして、いづくがいたきぞとゝへば、謹で云、しゝ王の御手のあたり候所は、今迄かゆき所もいたく候と、ふるいてぞ申ける、其如く、人のおもはくをも知ず、ねんごろだてこそうたてけれ、大切をつくすといふも、常になれたる人の事也、知ぬ人に餘り禮をするも、かへつて狼藉とぞ見えける、

第十四　野牛と狐との事

あるとき、野牛と狐と渴に望て、いげたの内に落入て、水をのみをはつてのち、あがらんとするに、よしなし、狐申けるは、ふたりながら此池の中にて死なんも、はかなきことなれば、はかりごとをめぐらして、いざやあがらんとぞ云ける、野牛尤と同心す、狐申けるは、先御邊せいをのべ給へ、其せなかにのぼりて上にあがり、御邊の手を取て上へ引奉らんと云、野牛實もとて、せいをのべける處に、狐其あたまをふまへてあがり、笑て云、扨もさても御邊はをろかなる人かな、其ひげ程ちゑを持給はゞ、我いかゞせん、何としてかは御邊を引上奉らんや、さらばとて歸ぬ、野牛空井の本に日を送りて、終にはかなく成にけり、其如く、我も人も難儀に逢んことは、先我難儀をのがれて人の難を除べし、我地獄に落て後、他人樂を受ればとて、我合力に可レ成や、これを思へ、

第十五　ある人佛いのる事

ある人、一つの佛像を安置して、常に名利福裕を祈る、日にそひて貧しくいやしくなれ共、更に其利生有事なし、是によつて彼人いかつて、佛像取て打くだく處に、其佛のみぐしの中に、金子百兩有けり、其時彼人佛を祈て云、扨も此佛、をろかなるほとけかな、我常に香花灯明を備て、經禮拜する時は、此金をあたへずして、其身を亡す時は、福を定けるよと笑慶けり、其如く、惡に極りたる者は、其自然を待善に立歸ことなし、をさへて佛をわるがごとく、惡を善にひるがへす樣にすべし、

第十六　ねずみと猫との事

ある猫、家の傍にかゞみゐて、日々に鼠を取けり、鼠出申けるは、何とやらん此程は、我親類一族も行方知ず成侍るぞ、誰か其行衛を知給ふと云、こゝに年たけたる鼠、すゝみ出申けるは、音高ししづまれよ、それは此程、例の猫と云徒者此内に來て、ふじきになし侍るぞや、かまひて油斷すなどと申ければ、各せんぎ評定す、然るにおゐては今日よりして、各天井に計住べしと法度す、猫此よしを聞て、いかん共せん方なさに、たばからばやと思ひて、死たる體を顯して、四足をふみのべ、久敷はたらかずしてゐける處を、鼠ひそかに此ことを見て、上より猫に申けるは、いかに猫、そらだまりなしそ、汝が皮をはがれ、文匣の蓋に成共、下にさがる間敷ぞと云ければ、猫せひに不レ及おきあがりぬ、其如く、一度人をこらす人は、いつも惡人ぞと人是を疎ず、只人は愚にして、他人にぬかれたるにしくはなし、かまひて末の世に、人をぬかんと思はじ、

第十七　ねずみども談合の事

あるとき鼠、老若男女相集、せんぎしけるは、いつも猫と云徒者に亡さるゝ時、千度くやめ共其詮なし、彼猫聲を立るか、然らずばあし音たかくなどせば、かねて用心すべけれ共、ひそかに近付程に、ゆだんしてとらるゝのみ也、いかゞせんと云ければ、古老の鼠すゝみ出申けるは、詮ずる處、猫の首に鈴を付て置侍らば、易知なんと云、皆々尤と同心す、然らば此内より誰出てか、猫の首に鈴を付給はんやと云に、上臈鼠より下鼠に至迄、我付んと云物なし、是に依つて其度の議定、事終らで退散しぬ、其如く、人のけなげだて云も、たゝみの上の廣言也、戰場に向へば、常につはも

のと云者も、ふるひわなゝくとぞ見えける、然らずばなんぞ速に、敵こゝを亡ざる、腰ぬけの居計(ゐはからひ)、たゝみたいこに手拍子共、是等のことをや可レ申、

第十八　おとこ二女をもつ事

ある男二人妻を持けり、獨はとしたけ、一人は若し、或時此男、老たる女の本に行時、其女申けるは、われとしたけよはひおとろへて、若男にかたらふなどと、人のあざけるべきもはづかしければ、御邊のびんひげ黒きをぬいて、しらがばかりを殘すべしとて、忽黒きをぬいて白きを殘せり、此男あなうしと思へ共、恩愛にほだされて、いたきをも顧ずぬかれにけり、また或時、若女の本に行けるに、此女申けるは、我盛成者の身として、御邊の樣に白髮とならせ給ふ人を、妻とかたらひけるを、世に男のなきかなんどと、人の笑んもはづかしければ、御邊のびんのひげの白きをぬかんと云て、是をこと〲くぬき捨る、されば此男、あなたに候へばぬかれ、こなたにてはぬかれて、あげくにはびんひげなふてぞゐたりける、其ごとく、君子たらん者、ゆへなき淫亂(いんらん)にけがれなば、忽ちかゝる恥を請べし、しかのみならず、二人のきげんをはからふは苦常(くるしみ)に深物也、かるが故にことわざに云、ふたりの君につかへがたしとや、

第十九　かざみの事

あるかざみ、あまた子を持ける也、其子己れがくせに、よこばしりする處を、母これをみていさめて云、汝等何とて横樣には走けるぞと申ければ、子共謹で承、一人のくせにてもなし、我等兄弟皆かくのごとし、然らば母上ありき給へ、それを學奉らんと云ければ、さらばとて先にありきけるを見れば、我横ばしりに少もたがはず、子共笑て申けるは、我ら横にありき候が、母上の行給ふはたてありきかそばありきかと笑ければ、詞なふして居たりける、其ごとく、我身のくせをばかへり見ず、人の過をば云物也、若左樣に人の笑はん時は、退て人の是非を見るべきにや、

第二十　孔雀と鶴の事

あるとき、鶴、孔雀とじゆんじゆくして遊けるに、くじやく我身をほめて申けるは、世中に我つばさに似たるはあらじ、繪に書共及がたし、光は玉にもまさりつべしなどとほこりければ、鶴答云、御邊のじまん、尤もよぎせぬ事にて候、空をかける物の中に、御邊に

ならびて、果報めでたく候ものは候まじ、但御身にかけたること二つ候、一つには御足本きたなげなるは、錦をきてあしにごろを付たるがごとし、二つには鳥といつぱ、高く飛を以て其徳とす、御邊は飛ぶといへども遠くゆかず、是を思へば、つばさは鳥にして其身はけだものにてあん成ぞ、少き徳にほこりて、大成そんをばわきまへずやとぞ、恥をしめしける、それよりして、孔雀わづかにとびあがるといへ共、此事を思ふ時は、つばさよはりて勢なし、其如く、人として我ほまれをさゝぐる時は、人のにくみをかうぶりて、はてにはあやまりをいひ出さるゝもの也、がまんの人たりといへ共、道理を以て其身をいさめば、用ざるかほをするといふとも、心には實もと思ひて、聊へりくだることゝろあるべし、

第二十一　人をねたむと云事

ある御門、二人の人をめしいだし給ふこと有、一人は慾心ふかき者也、今一人はねたむ心深き者也、御門二人の者に仰けるは、汝等我等にいか成ことをも望申せ、後に望た者には、前の望に一倍をあたへんとのたまへば、慾心成者は、何事にてもあれ、一倍とらんと思ふによつて、初にこひ奉らず、今一人の者は、何事にてもあれ、人をそねむ者なるによつて、我にまさりて彼にとられんもねたましやと思けん、是も初にこひ奉らず、われ先せよ人先せよと、いどみあらそふほどに時刻うつりければ、とく〳〵と綸言ならせ給ほどに、彼佞人思ふやう、こゝなるやつめが、餘に慾心深ことのねたましければ、彼にあだを望まんとて、すすみ出て申けるは、然らばわれかた〳〵の眼をぬきたく侍ると奏しければ、安き所望とて、かた目をぬかれぬ、其如く、ねい人と云者は、人の榮ることをみては、かなしむがほにて内心には慶物也、されば彼者、をのれがかた目をぬかるゝといへ共、兩眼をぬかん爲、先苦を堪忍せんとするにや、此ねい人を上覽有て、帝これをあはれみ給ひ、今一人は恙なくてぞ罷歸る、人にをしかけんと思ふは、先我身の苦と見えたり、血を含て人にはけば、まづその口けがるゝとこそつたへけれ、

第二十二　かいると牛との事

ある川の邊に牛一疋、こゝかしこゑじきをもとめ行侍りしに、蛙是を見て心に思ふ様、わが身をふくらし

なば、あの牛のせい程に成なんと思ひて、きつとのびあがり、身の皮をふくらして、子供にむかつて、今は此牛のせい程なりやと尋ければ、子どもあざ笑て云、未其位なし、はゞかりながら、御邊は牛に似給はず、正敷かぶらのなりにこそ見え侍りけれ、御かわのちぢみたる所侍るほどに、今少ふくれさせ給はゞ、あの牛のせいに成給いなんと申ければ、蛙答申さく、それこそやすき事なれと云て、力及えいやと身をふくらしければ、思のほかに、皮俄に破て腹わた出、空成にけり、其如く、及ざる才智位を望む人は、望ことを得ず、終に己が思ひ故に、わが身をほろぼすこと有也、

第二十三　童とぬす人の事

或井のそばに、童子一人ゐたりしが、あなたこなたを詠ける間に、盗人一人走來り、此童を見て心におもふ様、あなうれし、此者のいしやうをはぎとらばやと思ひて、近付侍る程に、盗人の悪念をさとつて、いとかなしき氣色をあらはして、鳴々ゐたりしが、盗人これを見て何事共知ず、よのつねのかなしみにはあらず、いぶかしく覺えてさしよりて、いかなることを悲むぞといへば、童云様、何をかかくし申さん、心にうき事有、たゞ今黄金のつるべを持て、水をくまんとする所に、俄になわきれて、井戸の中に落入ぬ、千度尋もとむれ共せんかたなし、いかにしてか、主人の前にて申べきやと云ければ、盗人是を聞て、面にはあはれにかなしきふりをあらはして、なぐさめて云、いと安事かな、われそこへ入て引上べければ、汝いたくなげくべからず、童是を聞てうれしくて、涙をのごひて頼けり、其時盗人きる物をぬぎ置、井どの中におりて、ここかしこ尋るひまに、童此きる物を取て、いづちともなくにげ去けり、盗人やゝひさしくつるべを尋けれ共、これにあはず、かゝる程に上にあがりしかば、置たるきものも、童もうせて見え侍らず、其時われとわが身にいかつて、ひとり言を云様、誠に道理の上より、これを天道はからひ給ふ、其故は、人の物をぬすまんとするものは、かへつてぬすまるゝ物也と云て、あかはだかにて歸りにけり、其ごとく、我も人も、前後始終をたゞさずして、みだりに人をたばからんとせざれ、たとひ相手はいやしき物なり共、理をまげんとせば其悔あるべし、何事もいたさぬ先に、まづきたるべきそんとくをかんがへ申べき事、もつとも道理にか

なふなり、

第二十四　修行者の事

ある修行者行くれて、わづかなるあやしのしづのやに、一夜を借ける、主人情ふかきものにて、結縁にとてかしける、比は冬ざれの霜夜なれば、手足こゞへてかゞまりければ、我息をふきかけてあたゝめけり、やゝ有て後、あつき食をくふとて、息を以て吹さましければ、主此由をみて、あやしき法師のしわざかな、つめたきものをば、あつき息かけあたゝめ、あつき物は、ひやゝかなる息を出してさまし侍る、いか樣にも只人のしわざ共見えず、天まの現じ來れるやと、をろかにおそれて、あかつき方に及で追出しぬ、其如く、至つて心づきなき物は、我身に具足したる事をだにもわきまへず、やゝもすれば迷ひがち也、これ程の事をだにもわきまへぬやからは、能事を見せば、かへつて惡しさや思ふべき、かねてこれを心得よ、これをば打聞ば、をろか成樣なれ共、人の世に有て、道にまどへる事、かの主が人の息のあつきとぬるきと、わきまへかねたるにことならず、

第二十五　鷄こがねの卵（かいこ）をうむ事

ある人鷄をかいけるに、日々に金（こがね）のまろがしを、かいごにうむ事有、主これをみて慶（よろこぶ）こと限なし、然共日に一つうむことをたへかねて、二つも三つもつゞけざまにうませばやとて、其鳥を打さいなめ共、其しるしなし、日々に一つより外はうまず、主心に思ふ樣は、いか樣にも、此鳥の腹には、大なる金や侍るべきとて、その鳥の腹をさく、かやうにしていたゞきより、足のつまさきに至迄見れ共、別の金はなし、其時主後悔して、本のまゝにて置まし物をとぞ申ける、其ごとく、人の慾心にふけることは、彼主が鳥の腹をさけるにことならず、日々に少のまうけあれば、其一命をすぐる物なれ共、金つみたく思ふによつて、後にあきたることなふて、あまつさへ寶を落て、其身をほろぼす者也、

第二十六　猿と犬との事

ある女猿、一度に子を二つうみけり、されば我胎内より、同子をうみながら、一つをばふかく愛し、一つをばをろそかにす、彼にくまれ子、いかん共せん方なく、月日を送れり、我愛する子をば、前にいだき、にくむ子をせなかに置けり、或時後よりたけき犬來事有、

此猿あはてさけびてにぐる程に、いたく子を片脇にはさみてはしる程に、速に行ことなし、しきりに彼犬近付ければ、先命をたすからんと、片手にてわきにはさみたる子を捨てにげのびけり、故に常ににくみてせなかにをけるにくまれ子は、恙なく取付來れり、彼寵愛せし子は、犬に喰殺されぬ、幾度か悔共かひなきに依て、終に彼にくみつる子をおほせ立て、さきの子のごとくにてうあいせり、其如く、人としても、今迄親しく思ふ者にうとんじ、愚成ものにむつぶも、たゞ此猿のたとへにことならず、これによつて是を見れば、かれはよしこれは惡しと品を選ぶべからず、誰もひとしく思ふならば、人またわれを思ふべきことうたがひなし、

第二十七　かはらけ慢氣をおこす事

ある（○人脱カ）かはらけを作りて、未やかざるさきにほしけり、此かはらけ思ふ樣、扨も我身は、果報めでたき者かな、或は田夫野人のふみたりし土なれども、かゝるめでたき折節にあひて、人にあひせらるゝ事のうれしさよと、まんじゐける處に、夕立かのかはらけのそばに來て申けるは、御邊は何人にておはせしぞとひければ、土器答云、我は是帝王の土器也、いやしき者のすみかに至ることなしと申ければ、夕立申けるは、御邊は本を忘れたる人也、今左樣にいみじくほこり給ふ共、一雨あたまにかゝるならば、忽本の土と成て、かまや、かき、かべにぬられなんず、人もなげにまんじ給ふものかなと云て、俄かに夕立かみなりさけびて、彼土器をふりつぶしければ、本の土とぞ成りたりける、其如く、人の世に有て、せいろにほこるといへ共、忽土器の雨にくだくるが如、不定のあめに誘引て、野邊の土とぞ成にける、我身をよく／＼觀ずれば、彼土器に異らず、をんあひの親きいもせの中も、おもへば根本土也、けがらはしき土をのみ愛して、到來のつとめをせぬ人は、無常の夕立にうたれんこと、千度悔共かひ有まじ、かねて此事を按せよ、

第二十八　鳩と狐との事

ある植木に、鳩巣をくふ事有、然るを狐其下にありて、鳩に申けるは、御邊は何とてあぶなき所に子をそだて給ふや、此所にをせか給へかし、あめ風のさはりもなし、穴にこそ置べけれと云ければ、愚成物にて、誠かなと心得て、其子を陸地にうみけり、然るを

狐速にゑじきになしぬ、其時かの鳩をどろきて、木の上にすをかけゝり、然るを隣りのはと敎へけるは、扨も御邊はつたなき人也、今より以後、狐左樣に申さば、汝此所へあがれ、あがる事かなはずば、全我子をはたすべからずとのたまへといへば、實もとて云ければ、きつね申けるは、いまよりして御邊の上に、さはがすること有まじ、但賴申べき事有、其いけんをばいづれの人よりうけさせ給ふぞと申ければ、鳩つたなふして、しかじかの鳥とこたふ、ある時かの鳩に敎ける鳥、下に下りてゑじきをはみける所に、狐近付て云、抑御邊世にならびなきめで度鳥也、尋申度こと有、其故はねぐらにやどり給ふ前後、左右よりはげしき風吹時は、いづくに面をかくさせ給ふやと申ければ、鳥こたへて云、左より風ふく時は、右のつばさにかへりをさし、右より風吹時は、左のつばさにかへりをさし候、前より風吹時は、後にかへりをさし候、後より風吹時は、前にかへりをさし候と申、狐申けるは、天晴其事自由にし給ふにおゐては、誠に鳥の中の王たるべし、但虛言やと申ければ、彼鳥、さらばしわざを見せんとて、左右にくびをめぐらし、うしろをきつと見るとき、狐走りかゝりてくらひ殺しぬ、其如く、日々人に敎化をなす程にならば、先我身を修めよ、我身のことをば閣て人に敎化をせんことは、努々有べからず、

第二十九　出家とゑのこの事

或人、犬子一疋なつけそだて、是を愛しけるが、年頃有て何とかしたりけん、彼ゑのこ俄に死すること有けり、主是をかなしみて心に思樣、かゝるいとけなきゑのこの死骸を、山野に捨んよりは、迚のことに、寺のかたはらに埋ばやと思ひて、日暮にのぞんで、人に忍びてこれを取りて、堂の邊に埋めける、やゝ有て彼寺の僧是を傳聞て、こは何ものゝしわざぞや、かゝるらうぜき前代未聞ためしなしと云、かのぬしをよび、すでにあやしくいましめられ侍りける、主更に返答に及ばず、赤面してゐたりしが、逃るべきかたなくて、此出家の重欲心をさとつて申けるは、御邊の仰らるゝ處、尤道理至極也、然其御存なきにや侍らん、此ゑのこの臨終とも有難、いみじき志有、それをいかにと申に、後世をとぶらはれん其ために、持たる百貫の龍足を、貴僧に奉るべしと云置侍ると有ければ、僧是を聞て、思ひの外にいさむけしきにて云樣、扨も／＼、か

かる有難き心ざしは、只ごとに非、我愚成ものゝ身さして、努々是を知ずといましめ侍る也、御邊はなげき給ふことなかれ、これ程の心ざしを持たらんは、たとひ畜類也と云とも、必ず極樂へ生れんこと、聊うたがひ給ふことあらじ、我もろともに、かの跡をねんごろに弔べしとて、此ゑのこの心ざしを、奇特也とて侍れける、其如く、慾にふける物は、かの出家に不レ異、人有て音物をさゝげければ、實に目をくらまして、理を非に曲る事多し、かるが故に慾深ければ、戒を破り罪を作り、身を亡す物也とぞ見えける、これを思へ、

第三十　人の心さだまらぬと云事

或おきな、市に出て馬をうらんと思ひ、親子つれてぞ出たりける、馬を先に立、親子跡に苦しげに走むほどに、道行人これを見て、あなおかしの翁のしわざや、馬を持つは乘んが爲也、馬を先に立て、ぬしはあとに走むことは、餓鬼の目に水の見えぬと云も、此ことやと云て通りければ、おきな實もとやおもひけん、若者なれば草臥やするとて、我子をのせて、われは跡にぞ付にける、また人是をみて、是なる人を見れば、盛成者は馬にのりて、おきなはかちにて行とて笑ければ、また子をおろしておきなのりぬ、また申けるは、是なる人を見れば、父子と見えけるが、あと成子は以外草臥たる有樣也、かゝるたくましき馬に乘ながら、親子ひとつにのりもせで、くたびれけるおかしさよと云ければ、實もとて我子を尻馬にのせけり、かくて行程に、馬やうやくくたびれければ、また人の申けるは、これなる馬を見れば、ふたり乘けるによつてことのほかくたびれたり、のりてゆかんよりは、四つあしをひとつにゆひあつめ、二人して荷てこそよかんめれと云ければ、實もと思ひ親子して荷、また人の申けるは、重き馬荷よりは、かわをはいで、かる〴〵と持てうれかしといへば、實もとてかわをはがせて、かたにかけて行程に、道すがら蠅共取つきて目口もあかず、市の人々これを笑ければ、おきな腹立て、かわを捨てぞ歸りける、其如く、一度かなたこなたとうつるものは、おきながしわざに不レ異、心輕き者は、常にしづか成ことなしと見えたり、輕々敷人の事を信じて、みだりに移ることなかれ、但よき道には、幾度もうつりて誤なし、事毎によければとて、うろんに見ゆることなかれ、たしかにつゝしめ、

第三十一　鳥、人に敎化をする事

或時、片山の邊にをいて、小鳥をさすこと有、是を殺さんとするに、かの鳥さゝへて申けるは、いかに御邊、われ程の小鳥をころさせ給へばとて、いか計のことか候べきや、助給はゞ三つのことを敎へ奉らんと云、さらばとて其命をたすく、彼鳥申けるは、第一には、有まじきことを有べしと思ふことなかれ、第二には、もとめがたきことをもとめたきと思ふことなかれ、第三には、さつて歸らざることをくやむことなかれ、此三つを能たもたば、誤あるべからずと云を聞て、此鳥をはなちぬ、其時鳥高き梢に飛びあがり、扨も御邊はおろか成人かな、我腹にならびなき玉をもてり、是を御邊とり給はゞ、よにならびなく榮へ給ふべきにと笑ければ、かの人千度後悔して、二度彼鳥をとらばやとねらふ程に、彼鳥申けるは、いかに御邊、御身にまされるつたなき人は候まじ、其故は、只今御邊にをしへけることをば、何とか聞給ふや、第一有まじき事を有べしと思ふことなかれとは、先我はらに玉有といへば、有べきことやいなや、第二にはもとめがたきことを、もとめ度と思ふことなかれとは、われを二度取事有べからず、第三には去つて歸らぬ事を、くやむことなかれとは、われを一度はなち、かなはぬ物故にねらふ事、去つて歸ぬをくやむにあらずやと、はづかしめにける、其如く、人常に此三つにまどへるもの也、能敎(よきをしへ)目の前に有といへ共、これを見聞ながら、たもつ者ひとりもなし、あながち鳥のをしへたるにも有べからず、人はけだものにもをとると云ことを、知しめんが爲とかや、

第三十二　鶴と狐との事

ある田地に、鶴ゐじきをもとめてゐたりしに、古老の狐かれを見て、たばからばやと思ひて、そばに近付て云、いかに鶴殿、御邊は何をか尋給へる、もしともしく侍らば、我宅所へ來らせよ、珍敷物あたへんと、いとむつまじくかたらひければ、鶴えたりやかしこしと慶(よろこび)て同心す、狐急はしり歸て、粥の樣成食物を、あさきかな鉢に入て、つるに向て、御邊に堅物を嫌給ふなれば、態(わざと)かゆこそをとてさゝげければ、鶴件の長きはしにて、喰ん／＼とすれ共叶はざれば、狐これを見て、御邊は不レ食と見えけり、かゝる珍物を空(むなしく)捨んよりは、我に給はれと、皆己が取くらふて、きつくわい也

さあざければ、鶴甚無念に思ひて、いか様にも此返報をせばやとおもひて歸りしが、やゝ程を經て、つる件の狐に逢ひて云樣、われ只今珍敷食物をまうけたり、來りて食し給へかしとすゝめければ、狐すはや先度の返報かとて、つるの宅所に至りけり、其時鶴、口のほそき入物に、匂能くい物を入て、狐の前に置侍りければ、狐これを見るよりも、このましく思て、入物のまわりを、かなたこなたへまわりけれ共、かなはざるを、つるおかしの有様や、扨も御邊は愚成人かな、只今めしの時分成に、何とてまいおざられけるぞ、くいはたしてこそまはんずれ、いで喰樣を敎んとて、件の口ばしをさしのべて、とくくと喰つくし侍れば、狐面目を失て立去ぬ、其如く、みだりに人をあなどれば、人またをのれを可レ輕(あなどるべし)、人をねんごろにせば、人またわれをあはれむもの也、是によつて、いか程もあなづらるゝ共、われは人を輕(あなどる)ことなかれ、たとひ愚にする共、へりくだりてしたがはんにはしかじとぞみえける、

第三十三　三人よき中の事

或人、三人の知音を持けり、一人をば我身よりも大切に思ふ人也、今一人はわれとひとしく思ふ也、今一人は其次也、此三人と常に友なふ事年久し、有時身に難儀出來時、此知音の本に行て、助成をかうむらんとす、先わが難儀を助給へと申ければ、詮方なしとて聊も助ず、われとひとしく思ふ人の本に行て、我難儀助給へといへば、わが身もまぎらはしき事あれば、えこそ助奉るまじけれ、紀して門外迄は御供をこそ申べけれとばかり也、又其次に思ひける知音の本に行て申けるは、われ常に申通せずして、今更わが身にかなしきことの有とて、申ことはいかばかりなれ共、我今大事の難儀有、助給へかしと申ければ、知音申けるは、仰の如く常に親は(したしく)し給はね共、さすが知侍りたる人なれば、たゞしての御前にて、方人こそ成侍らめと云て出ぬ、其ごとく、わが身の難儀とは臨終のこと也、わがみより大切に思ひ過したる友とは、財寶のこと也、我身とひとしく思ふ友とは、妻子けんぞくのこと也、其次に思ふ友とはわが成よきやう也、然ば命終らん時、我財寶に助けんといはゞ、いかでかは助べき、却つて仇とこそ見えたれ、妻子けんぞくをたのめばとて、いかでかは助かるべき、却てこれを以て、臨終

のさばりとぞみえける、此知音糺手の門外迄と云しは、墓所まで送こと也、聊のよきやうの友とこそ、誠に糺手の御前にて、方人と成んこと明也、其時に臨では、我存生に有し時、獨の方人をもしをかまし物をと、悔む事疑なし、

第三十四　出家とぬすびとの事

ある法師、道を行ける所に、ぬす人一人行向て、かの僧を賴けるは、見奉ればやんごとなき御出家也、我ならびなき惡人なれば、願は御祈を以て、我あく心をひるがへし、善人と成候樣に、きせいし給へかしと申ければ、それこそ我身に安き事なれと、領承せられぬ、彼ぬす人もかへす〲たのみてそこをさりぬ、そののちはるかに程經て、彼僧と盜人と行あひけり、ぬす人僧のそでをひかへて、いかつて申けるは、われ御邊をたのむといへども、其かひなし、きせいし給はずやと申ければ、僧こたへていはく、我其日より片時もおこたらず、御邊のことをこそ祈候へとのたまへば、ぬす人申けるは、おことは出家の身として、そらごとをのたまふ物かな、其日より惡念のみこそおこり候へと申ければ、僧のはかりごとに、俄にのどかはきて、せんかたなしとのたまへば、ぬす人申けるは、これに井どの侍るぞや、我上より繩を付て其底へいれ奉るべし、あく迄水のみ給ひて、あがりたくおぼしめし候はゞ、ひきあげ奉らんとけいやくして、くだんの井どへをし入ける、彼僧水をのんで、引ども聊もあがらず、いかなればとてさしうつぶして見れば、何しかあがるべき、かの僧そばなる石にしがみ付て居る程に、ぬす人いかつて申けるは、さても御邊はをろかなる人かな、其儀にては如何祈禱もしるしあるべきや、其石はなし給へ、やすく引あげ奉らんといふ、僧ぬす人に申けるは、さればこそ御邊のきねんをいたすも此如く候よ、いかに祈をなすといへ共、先御身の惡念の石を離れたまはず候ほどに、くろがねのなわにて、引上ほどの祈をすればとて、金の繩はきるゝとも、御邊の如つよきあくねんは、善人に成難候と被レ申ければ、ぬす人打うなづき、かの僧を引上奉り、足本にひれふして、實にも哉とて、其よりもとゆひ切、則僧の弟子と成て、やんごとなき善人とぞ成にけり、此經をみん人は、たしかに思定、ゆるかせにすることなかれ、

萬治二年己亥正月吉日

伊藤三右衛門開板

伊曾保物語下終

和蘭譯者自敍

暎咭唎國魯敏孫幅瑠須は、四方の志あり、大洋に航して颶風に遇ひ、脚船に乘り、死命を逃れ行、海路にして又賊に捉はれ漁家に賣らる、時に漁船に乘て、他國に逃んとし、追來る人を患しに、不圖ホルトガル商船に助けられて、甘蔗を植て大に富めり、猶海難に懲ず、大舶を造り再び航遊し、重て颶風洪濤に遇て舶を破り、纔に身を以荒島に漂ひ至る、此島に於て活計を千慮し、二十八年を經て、偶本國の舶を得て歸國す、其間の事蹟を記せるものを和蘭に譯して、衆をして其事蹟を知らしむ、抑此事蹟を讀もの、皆驚歎に堪ざるべし、嘗其本國に版行せし處、人々貪り讀て、購ふもの稻麻の如く、一時に四萬部を摺出すに至る、今此を和蘭にて譯するに、其本國にて行はれしよりも猶盛なり、且此書地理書の闕を補ふべし、航海の紀行多しと雖、唯颶風洪濤、國形の屈曲方向を記するのみにして、未此事蹟の奇なる如きものを見ず、此書を讀て、彼が萬苦巧思を知る者、自其神智を生ずべし、吾竊に謂ふに、人世之轉變誠に種々なれども、亦彼が如く轉變の多きを見ず、其荒島の事を記する每に、此界の事情に通して、世人を喩すもの少からず、二三子此艱苦を常に心に憶念して、かりそめにも驕慢放逸の心を起す事勿れ、且彼は唯航海術に效ふて、他の百工まなびしことなし、人心の靈妙なるや、無人の島に入て、衣食を營み、家を造り、船を製し、陶器を燒き、穀菜を栽へ、自其一身を養ふに足る、又此人文筆に乏しき故に、其事を紀するや、惟質朴にして文采なし、人の會得し難きを恐れて煩冗なるゆへ、才氣ある人をして讀ましめば、其煩冗を厭ふべし、又バルバリヤ國人に、暎咭唎國の語を以語れる故、容易に解し得る事難し、其間の問答、バルバリヤ國人、暎咭唎國の語を以答ふるに、甚訛りて解し易からず、今是を譯するには、和蘭の正語を用ひ訛詞を譯せず、又文の煩冗の處は、略せずして譯し、少も私意を加へず、一詞も增減せず、庶は魯敏孫の意を失はざるに幾し、又此書中に載する里數は、暎咭唎の制と知べし、

凡例

年月

紀元千六百五十一年は、我承應元年〇慶安四年カに當る、同千六百九十四年は、元祿八〇七カ年に當る、彼の第一月は我十一月なり、

日曜日

西洋の日を紀するは、第一日より第二日三日と數ふ、又漢土の如く、十幹十二支の相配ありて數るもあり、これを七曜日と云、日曜日、月曜日より、土木金水曜に至り、又日曜に復る、一周をウヱートと云、

赤道暖帶

赤道は天の半腹、南北兩極の中間にある線にて、東西に周れり、春秋に分、太陽これを旋る、此時太陽を頂上に見て、日午影無きの地方、即赤道直下の國なり、直下より南北各二十七度半の間を暖帶と云、常に暑にして寒涼ならず、其詳なるは、別著博物地理篇に讓り、此に贅せず、

蒸餅

西洋の常食にして、小麥を以製す、本邦饅頭の外包と同製なり、彼邦の語にパンと呼ぶ、

旱候雨候

凡て暖帶の地は、春秋に分の前後、大熱の時は陰雨降續き、其熱氣を殺ぐに足る、是を雨候と云、猶此界梅雨の如し、

粘埴砥石

粘埴は陶土の一種なり、原名ケレイトと云、砥石は陶石の一種、貴價なるものなり、

墨汁

西洋は本邦支那の如き筆墨を用ひず、鵝鳥の羽管を削りて書す、墨汁は鐵液に沒食子を合せ製す、以上の諸品、其詳なるは博物分拆篇に讓る、

原書に、ミユスケツト、スナツバーン、ピストール、ルール等の語あり、皆銃の名なれども、大小形狀を異にす、今解し易きがために、皆略して銃と譯す、

木劍

極めて堅硬なる木を以是を製す、其利鐵劍に讓らず、砥を以磨礪すべし、

魯敏孫漂着の島は固名なし、魯敏孫假りに名けて、ヘウトヱイランドハンワンホープと云、是失意島と云

の義なり、

一里

里數は暎咭唎國の制に從ふ、一里は我十八町に當る、其他時刻丈尺町間斤量等は、悉く本邦の制に從ふ、但一斤は九十六匁なり、

普鈴

普鈴駝夫は魯敏孫の僕名なり、略して普鈴と呼、

兇人

人肉を食ふの兇人にして、アメリカ地方にあり、

イスパニヤ人

魯敏孫の援ひし人なり、姑く其國名を以名に代ゆ、

加比丹

舶中の總都督なり、此書後に每々云所のものは、卽魯敏孫の救ひし暎咭唎國の船長なり、其名逸す、姑く職名を以名に代ゆ、

海賊

西洋地方草昧の諸國は、皆兇暴にして海賊を業とす、

舶の中倉

舶中加比丹の起居する所は、特に堅牢に構造して、破れ難きなり、

舍

魯敏孫荒島に在て、自ら建る所の者なり、

城

猛兇の人を禦ぐ爲に、更に舍を堅固にす、是より名を城と改む、

小港

島東に海灣あり、小港と名く、

脚船

本邦に言ふ傳馬船、或はハン船なれども、本邦の製よりは大なり、

飛舸

木を刳て製する小舸にして、丸木作りなり、

羊肩帆

三角形の帆、暎咭唎國に多く用ゆ、

原書に、アツテン、ステルリング、モイカレス、シユカトン等の語あり、皆貨幣の名、其斤量等之を詳にせす、

乾葡萄

原語ロセイネンと云、島中の林に多く産す、乾て儲へ食料に充つべし、

山羊
語原ボック、ゲイト二種あり、ゲイトは稍小なり、共に山羊と譯す、

水龍器
原語ポムプ、支那語を借て譯す、水を汲むの器なり、

スラーブ
人を賣買し役使するもの、其役使甚刻薄にして、牛馬に異ならず、

リエム
藥液の名、これを飲めば、怯弱を變じて驍勇を生じ、且精神を活潑にするの効あり、

漂荒紀事巻之一

英吉利國　魯敏孫嘔瑠須著
日本國　再　譯

我祖父の名を魯敏孫と云、其名を以て氏とす、我先は貴家の冑なれども、此國の人に非ず、ブレメン國よりビニルに移り、初て商となり、頗る富を得たり、遂に此邦イーヨルクと云ふ都府に住し、母を娶り、千六百三十二年に當て我を生めり、名を嘔禮烏都那兒と云ふ、然れども此邦に在ては、人皆呼て嘔瑠須と云ふ、我二弟あり、季に某侯の隊將となり、イスパニヤ國と戰ひ、先鋒と爲て死す、

我九族の中に在て、第三の長たり、世の生業を事とせず、父老ゆるに及まで、猶我を戒め學校に入れ、讀易きの書を與へ習はしめんとす、然れども我大志を抱き、敢て書史を習を欲せず、好んで航海の業を學ぶ、父之を喜ばず、屢其非を責め、親族亦之を諫ると雖も、更に從はず、親族余の頑梗を惡み、竊に謀て我を逐はんとす、父は心胸寛大なるを以て、我をして好む

所に從事せしめ、家系の絕ざるを求む、父病急なるに臨み、我に遺言して曰、世間の難事多しと雖も、無人の地を墾闢すると、產地に在て大家と成り、名を後世に擧て、先緒を恢にするの二業最も難し、汝此二者を選べと、我遂に無人の地を墾闢せんとす、千六百五十一年第九月一日、初てロンドンを出帆し、ヒンヘルに至らんとするに及んで、忽大風起り、激浪天を衝き、其危難未嘗て見ざる所なり、殆んど魄を失はんとす、反て思に、此れ天我放恣を罪するならん、時を追て風浪愈々高し、此時唯戰々兢々として、波瀾に身を搏ち、命脈を落さんを恐るのみ、船洪濤に從て上下する事、其幾千回なるを知らず、其上るや千仭の山嶺に跨るが如く、其下るや無底の深淵に陷るが如し、由て心中に天を祈念して言、此の如き危難を免がれしめば、我懶惰の性を變じ、人を敬し百事を謹まん、又思ふ、我若し陸に着かば、再び船に乘ることを止めんと、此海波の盛なる間に、常に此心を失はず、翌日風漸く緩く、波亦稍靜なり、然れども昨日の大波に暈て、未起るを得ず、晚に及んで、海面平に落日紅にして、其景快を呼べし、又翌朝海一點の波なく、平にして鏡の如く、旭光水に映じ、金光閃々として眺望甚好し、是に於て初て大洋の狀態、昨日の如く怒濤山に似たる、亦斂て鏡の如きを知る、其後八日間、錨を投じ風を待つに、唯南東の風のみ、八日を經て大風又起る、舵師上檣を斫り、要用の諸具を束ね收て、專ら舶の沈むを禦がしむ、日中にして海風愈迅く、舶首既に潮水に浸されんとして、巨浪舶腹を拍つ、又二錨を留め、其餘は悉く切り棄つ、海濤愈危くして、強壯の舵卒も滿面生色なし、舶長舶の中央に立て、天を仰て曰、嗚呼天舶中の衆を憐まざる乎、時に海濤益荒く、山岳の如し、我舶を距る一里許（十八町）に、重き載荷を積みたる二艘の船、既に檣を斫り棄て、我舶に向て救を乞ひ、大呼する數回なり、其他二艘の錨を失て、洋中に漂ひ轉じ、唯小舟の三帆を繫て快走し、其險危を見ず、舶長令して檣を斫らんとす、衆肯せざるを以て、諭して曰、檣を斫らずんば、船底を穿たれ全を得ずと、遂に之を斫りしかば、動搖以前に十倍す、我童年にして、航海に慣れざるを以て、其漂蕩に堪ず、熟思すらく、我放肆なるを以て、天の譴怒を受け、此厄難に遭逢せりと、其恐懼困難死するより他になし、嘗に筆舌の盡す所

に非ず、時に海風愈迅く、舟人前後を辨せず、我舶堅しと雖も、其械重くして海中に漂ふ久しきを以て、甚だ水に乏し、舟人時として舶屋に登り、波を避けよと呼ぶ、舶中の人命危き朝露の如く、其躁亂知るべし、半夜舶底に滲漏して入る水を驗する者あり、曰、船底既に水多しと、須臾にして又呼んで曰、水深さ四尺に至る、水拔より能汲出し盡くすべきに非らず、此に於て船中の人相擧て、水龍器を以て汲盡さんとす、我力微なりと雖ども、強て衆と共に此勞を爲す、然れども漏入すること甚しきを以て、少しも減ずる能はず、船の沈ん事須臾に在り、縦令天幸を得て、海風少しく靜なるに至るも、此船水上に浮ぶこと難し、船中の人運命窮せるを以て、衆尚ほ活路を求めて已まず、時に小なる一艘の救船、腳船を卸て來れり、然れども風波高くして、我船に近づき難し、櫓を盪くもの、我衆を救はんとして、反て己の命を失はんとす、漸く近くに及んで、我船より長索に木片を結で遙に投ち、此索を引て我船と相通せしめ、衆これを傳て其船に乘り、ウイレテルトンの近傍に着せんとす、暫して本舶を顧れば、既に沈沒せり、奔波高しと雖も、漸く濱を見れば、人大に集りて我を救はんとす、風烈なるを以て、急に濱に至るを得ず、徐々として纔に近き、コロメル地方に至る、此地は西に在て、大に風力を殺ぎ、遂に悉く着岸す、夫よりエイアルモインデンの方に行しに、土人我を憐んで金を與へ、ロンドンに歸らしむ、既にしてヒユルに至れり、人の航海を止よと、慇懃に諭す者あれども、海波に遇ひ恐れて歸りしと云ば、人に怯と云れんを辱ぢ、且つ先に父母に約するに、堅く歸らざるを以せしかば、乃アフリカの商船に乘て、クヒネヤに赴き、此にて一親友を得たり、我を遇する甚厚く、吾をして度學航海の術を學ばしめ、又金五百を惠めり、此頃は體力健ならず、動すれば熱を患るゆへ、盡く術を學んで精妙なるを得ず、又商人と成り他行し、クイネヤに歸る、未だ歸らざる四五日前、親友死せり、由て又カナリヤ島に至らんとす、洋中に於てトルコ國サルユーの海賊に獲らる、此處はカナリヤ島とアフリカ海濱との中間にあり、當初賊船に逐れ逃しとき、賊船の帆數多く、我帆の數少かりし故、遂に追及ばれたり、我舶十二箇の大熕を以て禦ぐと雖、利あらずして我衆三人は討死し、八人は傷つき、遂に賊の手に落

て、スラーブに賣らる、從來商賣の利に由て、蓄財もあれども盡く奪はれ、忽窮迫のスラーブとなれり、此時嘗て父の諭しを想出し來り大に感ず、其言に曰く、汝航遊せば海賊に遇ひ、大に苦しむべし、又天汝をして、狹少な住居もなく、野外に斃れしめんと、其言誠に驗ある哉、然れども是等我に在ては一小事のみ、尙別に許多の困苦あり、我スラーブと成て、イスパニヤ國若しくはホルトガル國等の軍艦の兵卒に遣はれ、用ひられんと樂しみ居しに、我素願烟の如く消散し、常に空しく主家に使役せられ、一頃の田を耕し、又船舶を守のみ、スラーブの伍中に故鄕の人もあり、イール國の人もあり、スコット國の人もあり、如レ此にして居る十二年、其苦辛言ふべからず、此間絕ず脫計を廻らせども、服役繁忙にして其便を得ず、稍貨を蓄るに當て、會主人の家道衰へしかば、漁事を以て其衰を挽回せんとて、更に一大漁船を造り、大に漁利を得んとす、乃私財を出し、此漁船を造るを助けて功あり、由て日々船を洋中に出し釣網す、此時銃にて鳧を獲べしと詐り、鉛并に火藥鉛子等を借り、又鋸穗索の類をも船中に置けり、一日濱を離る、事凡一里許、北東風あり、此凡我待つ所なりと、更に一里を出て、從へる童僕の中に、一人はモール國の惡人なり、是を海中に投ず、此もの鳧の如く浮んで舷に附く、卽銃を執て曰、汝游ぎて岸に歸るべし、我故ありて遠く行く、汝速に岸に歸らざれば、汝の頭を穿て殺さん、是に於て今一人の僕を從へて出帆し、此地を逃れ奔る、彼僕の名は朱利、是よりバルバリヤ國に航して、其地の姦兇の風を易んとすれども、船小にして人寡し、迚も惡俗を改るに威なし、又猛獸多と聞て此念止む、日晩に及んで海路を轉じ、此國に沿うて東南に向て出帆す、此處は海氣甚寒くして堪へがたし、翌日百五十里許、洋中に國あるを見る、雲烟に隱見し、的實に認難し、蓋サルエーの南コラッカの外に當れり、適東南に向て風吹事五日、是我天幸にして、大に海路を進む、是に於て風變ず、我思ふにサルエーの主家、逃るを追ふといへども、此遠洋に到まじ、由て一小河の末流、海に注ぐ所に錨を投ず、此處は居人の有無、地の廣狹、及地名等知らざる所なり、日の暮ざる前に薪水を求め、急に岸に登らんとす、時に日旣に沒せり、忽驚くべき聲にて叫ぶものあり、何物たるを辨せず、僕大に

恐れ、戰慄して已まず、我岸に上らんとするとも、僕止め曰く、明日登るべし、我答曰、明日若人に遇へば、猛獸より恐べし、されども日已に沒するゆへ、岸に登り水を汲を果さず、華僕朱利は、本我邦人に非れば、訛りたる暎咭唎國の語を以答へ曰、然れば銃に火藥を填め用意すべし、我是に從ひ銃を備へ、僕に一抔の火酒を與へ、精神を強くす、我亦彼の怪物を省せず、此處に錨を投じ、強て室に入ると雖、終夜寐ず、其後一時半にして巨大なる物を見る、何物を辨せず、其物岸より海上に來り、浴して轉倒し、大に叫ぶ聲耳を劈く、其聲容未だ聞ざる所なり、朱利大に驚き、面色なく、船底に潛む、我其物を切に見ざれども、其轉側激水の聲を聞に、誠に巨大にして猛惡なる怪物なり、既にして我船に近き來る、朱利叫び曰、これ大獅子ならん、錨綱を斫り棄て、急に櫓を盪ぎて此危難を避くべし、我曰、是事利あらず、若し彼怪物我船に接する頃、錨綱に鐵錘を加へ、海中に投せんに、此激聲に怯れて彼怪物退き、我船に害をなす事なかるべし、語未だ終らざるに、怪物既に近づく、船を距る事四五丈に至て、初て其巨大の獸なるを知る、速に臥室の銃を執て、彼に照して發するに、幸に中りしと覺て、忽潛して見えず、是に於て熟思するに、岸に登れば又彼獸に食はれん、彼獸は獅子虎兕の類ならず、縱令走り逃るとも、其恐懼少なからず、然れども船中水の乏きを以て、時と處を選らんで登岸し、水を求めん、乃ち朱利に向て曰、我獨り上陸すべからず、朱利曰、君上陸せば我も亦共に從ひ、猛獸來れば之れと抗し、死生を同せん、我曰、善し汝と共に上陸し、猛獸と逢はゞ、相共に力を盡して之を殺さん、此に於て朱利に一杯の火酒、一片の乾肉を與へ、其勇氣を鼓せしめ、小脚艇に乘て、提桶と銃とを執て上陸し、水を求む、然れども遠く行かず、本船の見る所に止る、是れ海賊の船を奪を恐るるなり、朱利水を得んが爲め、行く一里計なるを以て、其影を失ふ、我朱利の猛獸に害せられんを恐れ、進んで尋しに、朱利水器を提げ、一匹の獸を肩にし歸る、其形ち兎に似て其喙長く、其色は兎に異なり、其肉を食に甚だ美味なり、測量の器なきを以て、地の廣狹知るべからざれども、此地方はカナリヤの地方と思はる、追憶すれば嘗て航する所なり、マラツコ、ネーケルス等の國に近しと雖、虎兕獅子ロイバルド等

の猛獸の窟なれば、人を移殖する能ず、一回の狩にも、二三千人を待て事を終るべし、其海濱の長さ、凡百里に及ぶと雖ども、夜に至れば猛獸の咆哮を聞のみ、故に其害を慮て、他の好地に航せんとすれども、風便を得ず、且つ船小なる以て波濤に堪ず、漸く此處を去て、一鼻に至り、錨を投じ順風を待つ、

此海岸頗る高し、朱利は目の明なる事我に超へ、岸を望んで曰く、小岡の陰を見よ、恐るべき異形の大獸眠臥せり、我之を見れば、則ち大なる獅子なり、乃ち朱利に命じ曰、上陸して彼を殺せと、朱利恐れて曰く、上陸せば忽ち一口に食はれん、我曰、船中糧に乏し、彼を銃殺して數日の糧を支べしと、是に於て豫め三箇の銃を備ふ、第一の銃最大なる者に、適宜の火藥を塡み、又三箇の大丸を容れしめ、第二の銃は兩箇の丸を盛り、第三は小なる銃にして、五箇の丸を納れ、如此く銃の備へ終て、第一の銃を執て、船中より獸頭を照らし機を發す、爆に應じ躍動して大に叫ぶ、乃ち其一脚に中り傷くゆゑ、三脚を以て立んとする所を、又第二の銃にて狙しに、中て遂に倒る、朱利に命じ上陸せしめ、第三の銃を執て、獸の耳に向て、横に放ち頭を穿しむ、朱利遂に獸を殺し、又斧を求む、我曰、斧を以て何をか爲すや、朱利曰、大獸三丸を受て猶ほ死せず、故に斧にて劈く、彼が頭を劈ん、我曰、彼獸大なり、一脚を切べし、之を切り終日皮を剝ぎ、船にて日に晒し、每夜其皮上に寐て被に代ふ、此處に水を得て、又南に航すること十二日、稍水に乏し、故にカラヒヤ河、セネガ河の邊に上陸し、水を汲まんとす、然れども亦賊船に遇を恐れ、更に南する事三日、偶一の海邊を見る、船を近くれば、其人黑色裸體にして、手に巨梃を執れり、此人と話するに、一語も通ぜず、唯百般の手勢にて示すのみ、日午に至り、土人又手勢を以て、食物を與へんと云ふ、暫くして少計の穀と、二片の乾肉を與ふ、然れども此二物ともに其名を知らず、我亦手勢を以て之を謝す、時に二頭の大獸、山より海に走るあり、其狀恰も牡の牝を追ふ如し、女兒の之を見る者、皆恐れて走り避く、我手勢を以て、此獸は常に來るか、稀に來るかを問ふ、答て曰、常には夜來て、晝來るは稀なりと、此時男子は皆各梃を執り、之を守り敢て動かす、獸は直に海に走り入り、水中にして二頭互に浮沈轉倒す、乃ち朱利と共に危を顧みず、船に乘て銃を構へ、獸の進來るを

待ち、其近に及んで、横より其頭を照し發す、爆に應じて煩悶顚倒し、岸に歸らんとすれども、銃傷に因て終に水に溺れて死す、此浮沈に因て、海波の揚る猶颶風のごとし、暫らくして其獸死して、海底に沈めり、此時土人又我に請て、獸を岸に登さしむ、我海水の血に染たるを以て、此獸の沈所を認せり、海に入り繩を以て、彼獸を括り固め引擧しに、一美大なるロイバートト海馬、なり、土人大に之を喜び、兩手天に朝し我を謝し、我技を稱む、他の一頭は銃爆に恐て、疾走りて山に歸れり、是に於て土人大に安んず、亦種々の手勢にて我に謝す、乃尖りたる小木篦を執て、皮を剝ぐ事、我居刀を用るよりも利なり、亦彼肉を分ち我に與ふ、我水を求むるに、彼土人互に語る事二三次、暫して二人の女、大甕に水を盛りて來れり、其甕を見るに、唯日に乾したるのみ、乃朱利に命じて、吊桶を以船に汲移す、其女も其男子の如く、身上へ縷を着ず、赤體にして淺猿妻也、此處に薪水食物を得て、土人に別れて南する事十一日、此間薪水に優なるを以上陸せず、遂に南方に廣大なる國あるを見る、船を距る事四里許、暫くして朱利一白帆の來るを見る、其狀宛も我を追如し、我曰、彼縦令我を追なるも、相距る事遠し、恐るゝに足らず、其舶想にホルトガル國の舶にして、タイネヤに於て、スラーブを賣買する舶ならん、又彼我船を遠鏡にて窺ひしと見えて、帆の數を減じて、我に知らざらしめ、追來るの勢なるゆへ、又恐なきに非ず、由て彼舶に向て銃を放ち、此號にて我賊船に非るを知らしむと雖、彼唯我銃烟を見て、其爆聲を聞ずと思はる、漸く我船に近きて、イスパニヤ國の語、フランス國の語を以我に問ふ、我此等の語は熟く會得せず、彼舶より遂に一人の舵卒來て、本國の語を以問ふ、我由て答へ曰、これサルエーのスラーブにして、兇殘を遁れとして亡命する者なり、彼我を害せざるに由て、吾心初て降ふ、彼亦曰、我等何ぞ公を害せんや、共に力を合せて海を航し、互に扶助せんとて、シクノルインゲルゼと言へり、是親しき嘆晴喇國人と云が如し、我此舶の加比丹に謁す、彼曰、我汝の船を買ひ、汝を育せんには如何、我大に悦び許諾す、又童僕朱利をも買て養はんと云、因て約す、此童十年を經れば、產を分ち家を與へん、加比丹我をブラシリヤ國の一港に止る事二十二日、定に船の價を與へ、又船に載せし規

皮の價に、二十のジユカトンと云貨幣を得、又硝子壜籠と二箇の銃の價を得、又別に許多の白蠟の價、總計二百二十の金貨を得たり、加比丹我をして砂糖を製し、且其蔗を植ゆる官長の家に送る、此に在て其業熟習せり、其官長の家人を經ずして大に富む、故に我も亦別に砂糖を製して、業とせんと欲す、然れども、蔗田を買ふの貨なし、由て本國へ尺牘を贈り、貨を借り得て業を開らき一僕を養ふ、其僕はホルトガル國人なれども、其父母は我本國人なれば、能く我言語を解す、二年の間田を闢く事稍廣く、第三年には烟草の圃を開くに、其生育甚美、又別に廣畝を墾せて、甘蔗を植へ、力を勞する大なるを以て、朱利を賣りしを悔ゆ、稍貨殖し家大に富み、一萬の貲を得るに至る、是を以て悉く本國の父母に贈らんとす、或人曰、半を送り半は子の備とせよと、由て半を本國に贈り、其半を以て田器鐵器、其他要用の器物を求め、此に止る事四年、家益富り、又クイネヤの地方に貿易して、黄金穀物象牙、及牙製の小器、獸角、小刀、剪刀等を得たり、家富て又前日航海の志を萌せり、由て一大船を造る、其大さ百二十トンネンを積むべし、（トンチンは四百貫目也、）大熕六

筒を置き、舵子と合て十四人、（魯敏孫時年二十八、）此船に打乘り出帆す、時に紀元千六百五十九年第九月第一日なり、此日は卽八年以前、ロンドンよりビユルに出帆せし日と同じ、此日濱に沿て北し、北極出地十二三度の海上に至る、此處は極暑なれども、天は清閑なり、此より、ヲウキユストンの海岬に至る、夫より又大洋中に赴き、四方渺茫として國土を見ず、ヘルマンテ、ノロンハの島に向はんとし、東北に航する路にして、東に諸島を見る、終に十二日の後、赤道の北七度二十二分の處に至る、時に恐懼すべき海風、東南より西北に向て吹き、暫して東北に吹く急なり、洋中に浮び漂ふ十二日、風縱横轉變、恰も狂人の所を定めざる如し、誠に死を見る事目前に在り、生を重ずるものは、唯船底に伏して敢て舷に出ず、前日船衆二人を失ふ、其一人は熱病に死し、一人は少弱にして水に溺る、十二日の後風漸く穩なり、測り見るに、赤道を距る事十二度、アウキユストンの西二十二度に當り、フラジリヤ國の北邊、アマリーネン河入海の邊に在り、我船大に破損し且つ漏隙あり、故に直にブラジリヤ國に歸りて、船を補修せんとす、然れどもアメリカの海圖を按する

に、此地方に人の住する國なし、故にカラビヤ諸島に至らんとて、バルハドスに赴き、遠く洋中に出づ、大抵十五日を經て至るべしと思ふ、此濱に沿て行き、先アソリカに至らんとすれども、メキシコの難あらんを恐れて止み、幾もなく大に風吹て愈迅し、舶中の一人呼て曰、彼に國土を見ると、我舶屋に登りて驗せんと欲すれども、船動搖して足立事能はず、且波濤に由て船破れんか、又暗礁に觸るゝか、淺沙に淤滯するか、唯船の破るゝを恐のみ、遂に淺沙に遇て、舶半ば埋む、舶人皆曰、此船をして再び水面に浮しむるの術なし、此風濤に遇て命を延べんとならば、幸尙一の脚船を繋げり、これに乘りて風を避くべし、然るに其船既に漏隙多くして乘るべからず、別に一小船あれども舶中に在て水面迄降す事難し、舶は唯將に破れんとする勢あり、我衆十一人、遂に小船を海水に投じて、これに乘て漂へども、何分小船なれば、決して避べからず、其濤更に甚し、人皆將に溺れんとす、唯櫓を以て盪ひて、岸に着より他なし、又其岸石壁の如くなるか平沙なるか、皆是船に害あり、唯港口を僥倖するのみ、既に近く事一里半許と覺しき頃、後より山の如く大なる大濤うねり來て、遂に我船を沈沒せんとす、衆唯ヲーの一聲を出すのみ、一瞬間船破碎沈沒し、船中の人悉く溺死す、此困苦譬るに比なし、海底に沈んで波瀾の過る間は、口を閉て呼吸せず、又波に隨て海面に浮出るの間、少く氣を吸へども、我體中既に海水を呑む事夥しく、首を水上に抽んで、岸を望むに頗る近し、急に游で岸に至らんとするに、又後より高山の如き奔波狂ひ來て、我を逐事恰も強敵の敗卒を逐ふが如し、此波に包まれ二三丈も水中に在ると覺ゆる時、波勢迅速強猛にして、岸に向て投うつ、我亦呼吸せんとして、術を極めて浮び游げば、幸にして首水上に出て、稍氣を得し時、又水に包る、如レ此動搖する間、脚海底に觸るゝを覺ふ、由て前の奔波已に逝き、後の奔波將に來らんとする少間を窺ひ、力を極めて游ぎ岸に着かんとするに、巨浪又漂ふ一兩回、遂に我を浮べて海巖に向て衝く、巖胸に觸れて、昏倒し僵るゝ事少時、其間幸に大波來らず、若し大波來れば、我遂に溺るべし、已に蘇して顧眄すれば、身巖に在り、如レ此くする數刻、唯波浪の少しく緩きを待つに、波勢漸く減ずるに及んで、其期を失はず、巖を踏んで遂に岸に飛

躍す、其喜言べからず、又水に苦み疲れし故、岸上の青草に坐し息ひ、天を仰で我身の波浪を脱するを歎、且船中の人の溺死を哀む、衆人水に溺れて影もなく、唯三笠一衣の、汎々と岸に流れ來るのみ、我死を免ると雖、我衣海水に濕ひて、更に身に穿つべきものなく、又飲食して疲勞を養ふべき術なし、且銃なきに由て、獵すること能はず、固り猛獸の恐あり、小刀煙管烟草を盛りし小嚢を佩るのみ、又夜に及べば、猛獸の食を索むるに遇はんと、憂思するの間、一樹の甚欝然たるあり、是に登て夜を徹す、明日飢ゆる甚し、徘徊して飲食を索めんとするに、偶甘泉を得たり、又少許の煙草を齧て飢を養ふ、昨栖の樹上を見れば、第一層の枝を縱橫に交衍して、安眠するに便なり、由て細枝を伐除き、其上に密布して熟睡す、翌朝覺めて樹下を望めば、其危き事股栗の恐あるべし、波濤稍靜にして、海上一里許に破船のあるを見る、是我舶なれば、其中に儲へし食物を取らんとすれども、其舶に至るに由なし、又樹上より望めば、一の脚船波にて岸上に打上られたり、これを求めんとして行ば、道阻て且大濁ありて越起べからず、終に意を失て歸る、日午に及び、海面靜にして潮の退く事七八町、（本邦の制なり）、破船目前に在り、我飢を免れんと、裸體水に投じ、破船に至り視るに、泥沙に膠して動かず、船底水を含む事許多なり、又其舳は傾きて、水に入る事深けれども、舶首は水上に出たり、舶上に乘り見れば、諸具或は濕もあり濕らぬもあり、大に飢ゆるを以て、急に食笥を求め見れば、猶許多の蒸餅あり、又火酒の壜あり、飲て精神を活潑にす、破舶の舷に在る板を集め、又鋸を以て、船首を斫り桴を編み、其上に板を並べ、先要用の諸器を載す、第一に蒸餅米穀乳酪乾羊肉鳥を飼ふの穀、及び硝子壜籠藥水火酒の類を盛りたる物、第二は衣服の類なり、潮の進み來るを恐れ、要用の器を取るのみ、第三に家用の器を載せんと欲するに、船中を周り探て、匠器を貯るの筥を得たり、其筥中許多の黃金あり、又銃大小五六箇、火藥鉛子鉛屑及新古鎗四枚、手斧小斧木槌を得て桴に積む、諸器皆積終りて、岸に着かんとすれども、楫柁帆檣の具なければ、大に困めり、時に三件の幸ありて、岸に到るを得たり、一に海上平にして波なく、二は潮水盈ち進んで岸に向ふ、三に微風ありて徐々に送り吹く、稍岸に近く頃、大波起り巖に觸

んとす、故に短き銃を以撑へ、終に小川の口に至りて桴を繋ぐ、其間に時々波侵して火藥の筥を濕さんとす、故に身を以波を遮り蔽ふこと半時許、實に千辛萬苦を嘗め、遂に諸具を陸に上すを得、又潛藏すべき處を、此彼こゝに求めつゝ、思ふに、此地は國乎島乎、人の住する乎住せざる乎、未此を審にせず、唯一里許を隔て、一の險阻なる山あり、又其北に中峯の連り、漸く陵遅せるを覩る、乃ち一の小銃と一の大銃と、火藥鉛子の袋を帶從して身の衞とし、山に登り頂より見れば、此地は島にして、四圍皆海を以包めり、又他の國土を見ず、唯海上に許多の巖石峙ち、別に三里許を距て一小島あり、按ずるに、此地穀物を生ぜず、唯猛獸の栖ならん、然れども又一頭の獸にも遇はず、唯諸鳥の巣ふもの多し、其鳥皆異形にして名を知らざるなり、故に食料に充つるや否を審にせず、山麓に大密林あり、一方の大樹中に、巨鳥の止るを見る、放銃して獲たり、其爆聲に驚て、林中の鳥悉く大に叫飛て去れり、其獲たる鳥は鷙鳥にして、其肉は食べからず、又桴の處に歸りて、寢處を定めんとす、然れども地上に臥すれば、猛獸の恐れあり、又樹上に臥するも宜しき所に非ず、遂に地上に於て、我舶より運びし所の諸筥を積て、小舍の形をなし、其中に寢す、食料乏しき故食を索むるに、唯林中の諸鳥を食より他食なし、後林中に一獸を見出せり、形兎の如し、衣服に乏しき故、又破舶に往て、繩索帆布等要用の諸物を取らんとす、我身に紆ふものは、向に破舶に取得し袖套、襪及び粗薄の襦のみ、然れども再び桴に乘て、破舶に到る事も危ければ、別に堅桴を編みて行、先づ工匠の第一なる釘幷鉋鋸錐鑿砥石、都て造作の具、及び二條の鐵挺、二箇の鉛子筥、五箇の大銃、一箇の小銃、一筥の火藥、一袋の鉛屑、一大塊の鉛、其他諸衣服帆布臥褥等を積て、又岸に止る、岸上に積し筥頭に、一の野猫來止れり、我を見て恐れず、稍狎馴せり、則一小片の蒸餅を投與れば、一口に食ひ盡し、足らずして乞ふ狀あり、又一小片を與ふ、彼忽去る、地上に小舍を結び、帆布を以て蔽ひ、雨露を禦ぐ、周圍に筥を積て猛獸に備ふ、又一二の板を以て戶とし、其中に寢所を設く、其側に二箇の小銃、一箇の大銃を置き、其內に臥す、前夕は熟眠せざれども、今夕は安眠す、此一日勞作して疲れし故なり、明日又潮水の退くに及んで、桴に乘て

破舶に至り、繩索帆布を取れり、如レ此運送する事六七回、破舶一食物なしと思ひしに、猶四百貫の蒸餅、四百貫の小麥粉、三大桶の火酒あり、是を取て大に力を得たり、明日又到り、大器を擔取べきを運び、且船材を斧割して、大桴を造て鐵器を運びしに、半途誤て海中に落つ、乃游泳して、綱を以て殘らず引上たり、其後又十三日の間、破舶に往來すること十一回、自ら思ふに、舶中の諸具、皆智力に由て運び盡せり、最後に復一回到らんとせしとき、微風起ると雖、潮退し故其害を受けず、遂に舶に到り、悉く探れば又一笥あり、其中に剃刀一剪刀、數柄の小刀、三十六の金銀貨、一二枚の判金あり、我此貨を見て冷笑し、獨り大に呼んで曰、汝金類の賊なり、貴きに似て其實は一小刀に若かず、此困厄の日に當て、其功瓦礫に及ばず、我又汝と何をか爲さんやと、遂に海に投じ、餘物を帆布に包みて歸らんとせしに、風忽起る、故に數刻間破舶に止る、其風嚴冬の氣あり、暫して潮進み岸に到るを得、其後大波起れども、既に舍に歸れり、寢處は許多の家財寶器等なり、其夜は又大風晨に徹せり、明朝海中を見れば、破舶碎て一葉の木板をも見ず、然れども器械の要なるものは、大略運び盡したり、餘の遺りし物は、後に波浪の靜なる時、種々濱邊に流れ來るを拾ひたり、此時に當て熟思するに、若し此島中に兇人猛獸あれば、此小舍は賴むに足らず、由て新に一舍を構造する地を相す、此舍を構造せし記を讀む者、必之を厭はん、先に造りし小舍は、濕泥の地たり、久しく居れば必水腫を病むべく、又水泉に遠し、故に徘徊して、甘水に近く濕泥なく、雨露及び赫々の恐れ鮮く、又海上を望むべく、且つ兇人猛獸の來らざる處を尋ぬ、其常に海上を望むを欲するは、國土及び大舶を見認めて呼び、或は游ぎ至て、此島を免れんと計るなり、此に一高岡の壁立して、稍嵌凹なること、恰も淺洞の狀にして其上に盤石ありて、土塊の頭上に缺落する患なきの處を見出せり、其窪なる事淺洞に似たりと雖ども、其中至て狹隘にして、人の起臥を容るべからず、然れども高岡の西北に在るを以て、日の光熱を避くべし、又其巖前廣さ二百丈、長さ五百丈、又巖前に半規の藩を造ること五十丈、此藩に木の大幹を立て、確として拔ざらしむ、夫より長五尺の椽を並べ、半ば地に入れ、半ば地上に出でしめ、又其椽に各二尺五寸

の橛を縛し、續て更に高くす、橛間凡二三寸、毎橛綱索を張り結び、其鞏固なる事、人畜共に侵し入るべからず、前に門戸なく、小梯を寄せて出入す、但此橛材を林より伐り出し、地に搥入するに、大に勞せし也、此の如く籠居を固めし後、夜々安心熟睡す、後に知る此の如き鞏固なる籠居は無益なるを、後又巨大の舍を營み、屋上帆布を葺て雨露に備へ、其中に又小舍を構ふ、但し小舍は再重の室なり、臥褥潮水に由て腐りし故、帆布中に臥す、諸器衣服等の雨に濕を恐れて、彼小舍の中に藏して、深く戸を鎖す、其後舍後の山側を穿て、一の洞窖を作り、舍内に通せしむ、其土石は皆橛根に積んで、高さ二尺の小堤とし、橛根を固む、此に亦數日を重ぬ、或る日鳥雲墨を潑する如し、暫らくして雨降り、其粒梅子の如し、隨て電光地を照らし、迅雷耳を劈く、驚て舍に入り獨語し曰く、雷火若し火藥に移らば、我必死傷せん、又火藥なければ、身を衛る爪牙を失ふに同じと、此を患へば生も半死の如し、是に於て袋及び筐の火藥を分ち、一所に貯へず、是れ雷火移るとも、他に傳はらざらしむる也、五日を經て、百四十斤の火藥を百包に分ち、遂に巖穴の中に藏して、意を用て濕水を禦ぐ、常に小銃を携へ、食料に充つべき獸を尋るに、偶山羊を見る、大に悅び放んとすれば、又飛走し去ること迅速にして、近くべからず、幸に彼の巢窟に探り當れり、放銃せんとすれば、忽散走して跡なし、又常に羊の巖上に走るを見るに、其速なる電光の如し、熟思すらく、羊は下視して仰ぎ見を知らざるを以て、巖に上り一の乳羊を狙撃せり、然るに子羊其乳を離れて悲鳴せり、遂に此を負て歸れば、子羊跡に尾して來れり、之を畜に乳なきを以て死せり、此二頭の肉を久く貯へ、吝用して飢を禦げり、炙烘の具を設に、心頗る勞す、又竈を造りしに當て、此無人の絶域に身を終らんと思へば、涙流れて慨嘆に堪ず、一日銃を携へ濱を歩み、海を望み獨歎して曰く、今此身を海中に投じ、永く休せん乎と、終に舍に歸り思へらく、火藥鉛子も盡き、衣服も蔽ぶれなば、生活の方に苦まん、又病に罹つては、一人の助くるものなしと、歎息すること多時、第九月三十日に於て、太陽頂上に有、此を以て推すに、島は赤道の北九度二十二分左右の地なるを知る、紙筆なき故、月日を記さゞれば、終に月日を失ふを恐れ、初め我漂着せ

る岸畔に、一の大柱を樹つ、小刀にて楷字を大書す、其譯に曰、魯敏孫嶇瑠須、紀元千六百五十九年、漂て此島に至ること、又其側に横畫して日數を記し、朔望弦は其畫を大にし、年月時日を探るの暦柱とす、其後又破舶より運びし所の篋を能検し見れば、鵝筆、汁、白紙及造作の器、細工の具、四箇の羅盤、又測量の器、日晷表、遠鏡、海圖、輿地圖、航海の書等あり、これ皆用不用を辨せず、急卒に積みし故、其器の有無を知らず、皆彼地を出るときに積來るもの也、又ポルトガル及ローマ地名、の書等あり、嘗破舶より二頭の猫と一頭の犬を引けり、猫は懐にして上陸し、犬は桴に從ひて、水を游ぎ來る、篋中に得る所の筆墨を以、漂着以後の事を詳記す、墨汁の盡るに到て止む、これ筆墨代用の物なき故なり、又有益の器あり、卽墨汁、火斗、耕具、縫針、結糸、綿絲あり、是嘗て衣服を製するに習へばなり、周年の間舍に在て、上の諸器を以、許多の造作を成す、又林中の木を伐り、樴とし藩を廣め、舍を大にせんとす、初めは重き木片を以櫓せしに、今は便に從て鐵挺を用ゆ、諸器頗る備りて、用を爲に足れりと雖、唯糧の日々に減ずるを患ふるのみ、抑我身上の事を追思ふに、吉あり凶あり、陳列して後人に示すに、凶荒島に來り、諸物に乏きを患ふ、吉は、我他の衆の如く溺れず、安全なるは幸大なるものなり、凶は唯一人にして、他に扶けを借ること能はず、吉は破舶岸に近づき、桴を以其內の諸物を得たり、凶は又哀む、無人の絶境に來りし事を、吉は幸に飢渴を免れ、生活を遂ぐ、凶は衣服漸蔽れ、終には身に纏ふもの無を、吉は幸に暖帶の國故、強て衣を要せず、凶は獨身なる故、獵するに便ならず、吉は此地に猛獸人を食ふものなし、凶は唯一人にして、談話諮謀するものなし、吉は破舶より數部の書を得たり、凶は海上又舶の過るを見ず、何れの時にか再び人間に至るを得んや、舍を鞏固にせんと、許多の橛を二重に樹て、其中に土石を積み、厚き壁となす、其後一年半を經て、其上に屝流の屋を架す、其上の一方は、自然の崖に寄せて支へ、皆林木の枝條を用ゆ、舍の中に諸器物を駢べ置に、固より狹隘にして、轉側の間隙なし、故に又窖を造らんとす、時に彼垣樴を岡の有側に椽し廣して、舍後の山壁を穿て窖を作る、是を舍の後門と爲して、外より舍内に通す、これ出入の道なり、諸器の位置初て齊ふ、是

に於て要用の諸器を製す、即ち椅子机案等なり、机は書記及び飲食する時必用の具なればなり、凡諸器物を造るに、鋸は用に施し難し、唯斧と槌とに由て造る、譬へば一片の板を得んと欲すれば、全材を兩側より削り、中央の一片を取るのみ、故に一材唯一板を得、破舶より取て桴とせし板にて、椅子及び机案を造る、又削れる板、廣き事一尺五寸なるを以て、室の一方に架し、諸器械器を並べ、又壁に釘して、大小の銃及び諸器を掛け、若し人をして見せしめば、必ならず言はん、此室中必用の諸具のみ、玩弄嗜好の冗物一も有るなしと、初め我上陸せし時、許多の潮水を吐き、衰弱甚しくして、足を集め手を叉し、倀々然として終に地に臥すと雖も、猛獸を恐れ少しも寐ねず、其後兩日の間は、山に登り、又破舶に至りしに由て、愈疲を増す、然れども漸く故に復して壯健なり、又椅子机案等、凡日用の具悉く備りて、大に便を得たり、又閑に乘じて、漂着以後の日暦を作り、墨汁の盡るを期とす、

日暦 是迄記せしことと詳略重複す、讀者其煩を厭ふ事なかれ、

漂荒紀事巻之一終

漂荒紀事巻之二

紀元千六百五十九年第九月十三日、同船の人皆溺死して、我獨り溺を免れ、赤身にて此荒島に漂着す、無人の域、衣食住の人を養ふもの一もなし、恰も瞽者の杖を失ひ、暗路に燭の滅するごとし、自ら思惟するに、到底猛獸或は山賊に死すると、餓死するの二に出でず、其夜は樹上に棲臥す、第十月一日、洋中の破舶滿潮に由よりて濤に激せられ、近く流れ來るを喜び、其中に在る衣服諸具を取らんと、沙を踏み水を游ぎて破舶に至る、此日雨降て止まずといへども、風靜なり、此より二十四箇日の間、唯破舶の諸具を桴に載せ、櫓棹なければ、只潮水の進退によりて岸に運送するのみ、其間大略雨降りて梅雨のごとし、二十四日我船より諸器を積み、岸に向はんとする時、桴上に積む所のもの、悉く水中に落つ、其諸器皆重量の品なり、幸にして淺りしかば、潮の退くに及んで、悉く釣り得たり、

第二十五日、一晝夜雨降て止まず、又烈風時々吹來て、

遂に破舶を激碎し、唯片々の木板を遺すのみ、此日雨を禦ぐ爲に帆布を以て、運ぶ所の諸器を覆ふて、其濕を禦ぐ、

第二十六日、終日逍遙して、猛獸山賊を避けん爲に、潛べき邊を探りしこき、山下に一處を尋ね得たり、遂に此に半規形の藩を設けて、内に舍を建て、纔に膝を容るの安を覺ふ、

第二十六日より第三十日に至るまでは、舶より運ぶ所の諸器械を舍に運ぶ、其間時々大雨す、

第三十一日、早く起き、火銃を携へ山に入て、一の牝羊及其兒を獲たり、

第十一月第一日、桴を造りたる所の諸材の類を取て、舍を圍み四壁に代ゆ、

第三日、又銃を提げ出て、二翼の鳥を獲たり、其形狀鳧に似たり、日午烹割し、我自ら嘗たり、其味甚美なり、

第四日、課を立て時刻を分配して、日用の業を成す、晴天なれば毎朝一時半の間、銃を提て獵す、又巳の刻より未の刻までは舍に息ふ、これ極熱堪難き故なり、

此日及び翌日机案を製せり、

第五日、犬を引て出て獵す、一の山猫を獲たり、肉は食ふべからず、其皮は柔軟なり、凡獲る所の獸皮は、悉く貯へて後日の用を待つ、又濱に沿て行けば、種々の海鳥あり、又水牛に遇へり、皆獲ず、

第六日、今朝机を造り竣る、

第七日、快晴、此日椅子を製す、

第十三日、雷雨す、此時火藥の雷火に燒かるゝを恐れ、分て處々に密藏す、

第十四日五日六日は、一斤入の小筥を造るこご數十、其内に火藥を分ちいる、其間一翼を獲て食ふ、其名を知らず、

第十七日、舍を廣くせんこして、後口なる山の崖を穿ちて窖を造る、此窖を掘る用器四物、耒及鋤、火斗、（じようりんの代用也、）簣なり、又鐵挺を鑿に代へ用ゆ、然れども鑿より重ければ、手の勞れ殊に甚し、

第十八日、林中にて一樹を見る、其樹ブラジリヤ國に産するヱイゼルボウト（ヱイゼルボウト此に鐵樹と訳す、ヱイゼルとは鐵地、ボウトには材也、其名を以其堅きを知るべし、）に類せり、其質堅硬にして、一枝を伐るにも甚だ勞す、斧及缺たり、遂此一枝を得て歸る、其重きこご鉛質に讓らず、此枝を以、時日を費し一の耒を

製す、其堅硬鐵製に代ふべし、これに由て一月を經て、僅に一耒を爲る、土を運ぶの車を製せんと林に入る、然れども善材を得ず、且つ其工法を知らざれば、黄を以て此に代へ、材を探るに四日を費せり、

二十三日より諸事を廢して、十八箇日の間、山を穿ちて窖を深くす、これ諸器を藏めんと欲る故なり、舍漸く大にして廚を置くべし、又食室あり、窖あり、別に一室あり、これに長板を斫りて、巖の一方に雙並べ、半開の傘の如くし、帆布を以て覆ひ、間隙は大樹の葉を以て封じ、如何なる大風雨も侵透すべからず、

十二月十日、忽ち思慮するに、若し窖上の土崩れ落なば、大に困らん、

十一日、板を以て窖內の上面を張り、承塵の如くし、七日を經て工を終ふ、

十七日より二十日に至るまで、諸器を收藏し、又食を調ふの爲めに大櫃を製す、

二十四日、晝夜大雨、故に舍を出でず、

二十五日、雨愈甚し、

二十六日、晴る、雨樹枝を洗ふて、更に鮮明なり、

二十七日、一の山羊を獲たり、是れ前に鉛子を受て、足を傷りしを、自ら縛して引き歸る、他の山羊も大に馴れて、舍に近くゆへ、青草を與へ食はしむ、思に山羊を馴れしむるは、火藥を費さずしてこれを獲、食料に充べしと大に悅べり、

二十八日より三十日に至るまで、風なくして鬱蒸に堪えず、每夕山に入て獸を獵すれども、此熱に由て舍に止る、紀元千六百六十年一月一日、熱殊に甚し、日沒後僅に山に入て獵すべし、山中に於て山羊の群するを見れども、人を見て驚く故に、犬を嗾して之を逐はしむれども、疾走して逃れ、獲る能はず、

三十日、舍愈鞏固にして、猛獸も摧き入ることを得ず、但此鞏固に作り立しことは、四月十四日に至て大成するを得たり、其舍前の地は、半月狀に柵を施せり、一月より四月までの間に、大雨降りつゞき、日數凡五十六日に至る、又其舍を造るに、千辛萬苦具に是を記すも、人信ぜざるべし、山樹の中に鳩の如き鳥あり、此雛を拾ひ歸れり、畜養蕃息せしめて、食料の助とす、此鳥の餌を山に索るに大に勞す、若し餌乏しければ、山に遁れ歸るを恐る故なり、此鳥の味雛子に似たり、

又桶を造るに、箍は兎も角も工夫したれども、底の形を造くるには甚だ悩めり、終に工夫を以て、底を造り成せり、然れども漏隙ありて、水を盛る能はず、夜を照すに兼て儲へ置きし、白蠟も用ひ盡せり、夫より獸脂を煎熬して、蠟の如くし用ゆ、初め獸膏に木綿片を加へて燃せども、暗くして夜を照すに足らず、破船に儲へし穀類は、多く腐敗すれども、只小麥のみ腐敗せず、此を以て養鳥の餌とす、山中に在て偶小麥の如き苗を見たり、後漸く生長して實を結べり、其味はアフリカの稻米に同じ、無人の境誰か此種子を播や、是全く天の賜ふ所と思へば、感涙停め難し、但此穀山中に多からず、又六月に至れば、定て熟せんと思ひ、其期を待て收んとす、此れ後來播種せんと欲すればなり、四年の間は此種を播けども、十分に熟せず、始て播きし時は、悉く腐壞して一粒を得ず、これ則種子を下す其候に非ればなり、由て地を選み播時を考ふ、又山を探つて稻三十穗を得たり、又是を播種して、蒸餅等種々の食品を製せり、此頃舍を鞏固にするの工竣る、又門戶なければ、小梯を以て欄を出入す、

四月十六日、舍已に固く、外侮を禦ぐに足る、然るに一夜山頂より土塊崩落して、猛烈に幹の欄を折れり、又屋上を埋むる土塊夥しく、正に土下に葬られんとす、これを避んと、速に梯を取て欄を越へ遁れ走る、然らざれば遂に埋沒せられん、是地震の所爲にして、其震する前半時に三回の異あり、山頂の一部崩落して、海水を埋む半里、其間に恐懼すべき爆聲あり、又波瀾奮起し、全島震裂するかと思はる、又震動の烈なるに由て、身體攪擾すること、恰も船に醉ふが如し、又多く諸器を破毀せんことを憂ふ、第二の震甚猛にして、舍に歸るを得ず、地上に臥す、胸奔する甚しく、只天を仰で屢々歎息するのみ、時に天暗く密雲四圍を覆ひ、風波高く起り、畏怖すべき象を發す、其風勢岸畔の大樹を吹折る、三時を經て大雨麻繩を連る如し、我偃伏して動ざること死屍の如し、倩思に、風雨は地震に誘れて起れば、多時ならずして止ん、果して其考の如し、漸立て舍に歸る、此大雨に由て、舍傍に一大汚潦をなせり、地震既に止て煩悶稍止む、一杯の火酒を飲んで精神を強くす、これ吝用する所にして、一旦盡れば得べからず、終日終夜雨降り、翌日更に甚し、戶外一歩を進めず、地震の再起するを恐る、

舊舍は巖に接して立る故甚危し、十九日二十日に於ては、但廣濶の地に居て、山野を徘徊し善き處を探る、住なれし舍を捨るは、心に欲せずと雖、地震を恐れて居を移さんとすれども果さず、第四月二十一日なり、

二十二日、昧爽大斧を提て、林に入て木を伐る、是斧は印土國の鍛ふ所なり、刄已に盡くると雖、其利猶用に足る、（遍て、鐵器は、皆細鋼の製を以て良とす、本國は鐵質軟弱にして用にたへがたし、）又石を運ぶ、此工多く日を費す、其運ぶこと但兩足を以て轉じ、手を用ひず、

二十八日九日は、斧背を以て石を斫る、

三十日、蒸餅大に減ず、因て又食糧の量を定む、五月一日潮水退しとき海濱に出て見るに、水上より一物の漂ひ來るを見る、岸に流れ至れば、三の小桶なり、これ破舶の遺物ならんと開き見れば、果して火藥なり、潮水に凝結し、堅硬なること石の如し、拾ひ歸て舍に積む、一里許洋中の沙洲に埋まれたる破舶、激浪に由て上下轉側す、又其傍に沙漠大に積りて山の如し、其高きこと滿潮にも脛を濕さずして、其處に止り居るべし、猶我舶の遺物を得んとすれども、舶中沙石に塡んで復入べからず、半里許の大灣ありしに、土砂に埋まれて、衣を褰げて渉るべきに至る、初めは是等を怪しむ、能く思へば皆地震の所爲なり、破舶の毀板、潮水の進むに從ひ流れ來るあれば、亦其所に至り、斧にて材を取ること數多なり、

三日、沙中の材片を撥き出し、鋸にて裁斷し、潮進ば則已む、

四日、釣して一尾を得、是より時々漁す、多く得れば太陽に乾し貯ふ、トルヘイン（大魚の名、）と云魚を獲んと欲すれども、釣具を缺く、

五日、破舶より、三片の長板を錯し得て歸る、

六日、鐵器を製す、其勞更に大なり、

七日、破舶水沙の爲めに自ら毀裂し、舶中但水沙のみ、

八日、鐵挺を携へ破舶に到て、片々に離し陸に運ぶ、鐵挺は此處に留め置く、

九日、舶底の、波に由て沙上に成りたるを破り見れば、內に數多の桶あり、又鉛塊あり、甚だ重し、

十日より十四日に至るまで、許多の木片を取れり、又三百斤の廢鐵を得たり、

十五日、彼鉛塊を取らんとして、兩斧を提げ行く、鉛塊水中に在て、深きこと一尺餘、故に一斧刀を鉛上に置き、他の斧背を以て、これを斫り取る、

十六日、林中に於て、鳩雛を捕へ歸る、蓄息して食料に供せんとす、此夜大風なり、

十七日、舶の毀材、二里の洋上に浮べるもの、近づき來つて拾ふ、

十八日より二十四日に至る迄、舶板を悉く斫り取る、此頃風岸に向て吹く、是に由て彼に殘る小筥桶浮びて自ら流れ來れり、乾肉を盛たる桶は、潮水浸して腐り食ふべからず、板鐵の類悉く集め積む、これ後日小舟を造らんと計れる故なり、又鉛を拾ひ集ること百斤に餘れり、六月十六日、濱邊を徘徊して、一の大龜を獲たり、此島に此物あるを知らず、由て日々これを求む、日に百个を得たり、但久しくして捕へつくすを恐る、

十七日、これを割て六十個の卵を得たり、試に山羊及び鳩に食はしむるに害なし、遂に其肉を食ふに甚美なり、これを以て大に食料を補ふ、

十八日、終日雨降り、寒きこと霜雪の如し、我れ大に怪しむ、此暖帶の地此寒氣あるを、翌日愈甚し、

二十日、熱病に罹り頭痛劈く如し、故に終夜寢ず、

二十一日、熱愈壯にして、煩悶亦殊に甚し、嚮に波濤に苦むと雖、ヒユンヘル地名、を出て以後、此の如き頭痛を覺えず、腦中擾亂堪ゆべからず、

二十二日、稍快しと雖、遂に長病となり死するを恐る、

二十三日、又大に煩悶し、大に頭痛惡寒戰慄す、

二十四日、稍快を覺ふ、

二十五日、遂に大熱に陷て、三時半の間寒熱往來す、又汗出て大に疲る、

二十六日、又頗る快し、出て獵することを能はざれども、食物なければ已むことを得ず、銃を執て一の山羊を獲、曳て歸り炙て一臠を食ふ、我烹て食ふことを欲すれども、土鍋釜等を缺く、

二十七日、又熱あり、終日臥て飲食せず、我大に渇して水を欲すれども、汲むこと能はず、轉側すること狂人の如し、且叫び曰、天何ぞ此困苦を坐視するやと、叫ぶこと一時半、又唯恍惚たること多時、熱稍解て一睡す、夜半にして覺む、疲れ甚しと雖、大に快復に向

ふ、由て水を飲んとするに、舍內一滴の水なし、故に明朝早く谷に至て、水を汲んとす、時に忽ち覺め、我舍外に在て、露地に臥すること甚怪し、四顧すれば、卽前後を辨せざる大風雨にして、且大地震動し、山岳を崩す如く、海底鳴動して江河を拆く如し、暗中一片の黑雲卷き降り、其中に一の異人現はれ、長槍を橫へたり、其體より火焔を放ち、其光的歷として目を眩し、正視すべからず、彼則我を逐ふ、我遁れんとすれども、足立こと能はず、地上に僵る、時に天より火光閃々として寸草を照せり、彼近き來る、其聲奔雷の如くにして、言て曰、汝素より能く事を解す、然るに尙善に移らず、今我汝を刺んと、長槍を捻つて將に胸を刺んとす、胸前に刄の來るを見て、驚き立んとすれば、則是我舍にして一睡の夢なり、東方既に白く、鳥舍を繞りて呼ぶ、大に疲れて感淚數行、嚮に洋中に在て、ポルトガルの舶に救はれしこと、又海波に漂はされて、幸に此岸に達せし等を思て大に歎ず、讀者亦我此苦を憐て、一念の想像を賜へ、此夢に因て重て熱大に發し、二三日の間醒ずして壯んなり、煩悶の餘不意に叫び言、天我を助けざるや、我將に死せんとす、天何ぞ此困苦を見て忍べるやと、言ひ終て淚雨の如し、默して伏すること數刻、亦熟思す、初我家に在しとき、父命じて曰、航遊は宜き所に非ず、千言萬語其不利を云て已ず、今此夢の語と一々符合す、

第二十八日、大に快く起て食を調ふと雖、猶夢の疲に由て强健ならず、然れども亦再び熱の發するに備へんとて、大なる方硝子に水を盛て、臥褥の近傍に置く、これ明朝は熱の發する候なればなり、如レ此間歇するの病なり、又此水の中に少許の火酒を注ひで、水の冷を禦ぐ、別に熟炙したる山羊の肉一臠を置て飢に具ふ、此頃晚餐は、唯灰中に燒たる龜卵三個を食のみ、此日出獵せんとすれども、銃を執るに力なし、足貿々然として濱上に到、海面を眺望すれば、微波動ず千里一平、筆を以其上に書すべきが如し、亦天地の千變萬化、窮りなきを知る、舍に歸りて椅子に凭り、晚に至り燈を點ず、又夜熱の發するを待つ、偶想出し來る、ブラジリヤ國の人は、萬病を治するに烟草を用ひるを、是天の敎るなりとして喜び、乃舍に入りて烟草の篋を取て、數枚の全葉を得たり、又其中に一書あり、共に机上に置く、烟草を得れども、此病に適せる

や否を知らず、又服法を知らず、然れども萬病に効あるときは、我病にも宜しかるべしと、試に三樣の服法を爲す、先づ其一小片を切齒して呑下し、又火酒に浸すこと一二時にして、一口に呑下す、又數葉を熾炭の上に加えて、其烟氣を嗅ぎ、鼻を其上に向へ薰蒸す、其間に彼書を執て讀む、偶其語の我身に的切なるあり、曰、汝の困苦を除かんと、由て我平愈の前兆と大に悅べり、烟氣腦を侵し遂に昏暈す、又燈を點じ寢室を照し、夜間の飲食に備ふ、寢んとして、火酒に浸せる藥酒を服す、其味辛烈にして、飲下し難し、強て飲下す、頭痛愈々劇くして、頭を擡ぐること能はず、唯伏て人事を辨せず、日を記するを忘る、後に熱醒め大に快くして、食を欲せしゆへ食を調ふ、是より日を逐て快復す、これ卽第二十九日、さきに人事を忘しは三日の間なり、

第三十日、遠く行く能はずと雖、近き濱邊に徘徊し、銃にて二翼の海鳥を獲たり、其鳥雁に似たり、これを獲て歸ると雖、其肉を食ふの意なし、午餐は龜卵を食ふ、晩に烟草を浸したる藥酒を飲む、烟草も亦盡く、

第七月第一日、內熱少く止と雖、甚疲勞せり、

第二日、烟草を服して後、頭中瞑眩すれども、強て一たび服す、

第三日、熱初て解せし故、力めて起居し故に復せしむ、此危篤の病愈ゆるを喜、又彼の書の前兆を感ず、

第四日、終日彼書を讀て、往々感ずる所あり、其精妙なる所を拔萃し、朝夕これを誦て、又此絕域に來りしは、天の我を囚へて、懲しむる獄なりと思へり、

第四日より第十四日に至るまで、前々の如く銃を提げ出獵す、病後なれば筋力未だ故に復せず、故に暫時にして歸へれり、これ大病の後ゆへ速に復せず、漸復すること、階を升るが如し、又經驗に由て左の次條をを知る、日々出獵するは、攝生に於て害なし、然れども雨日に出るは害あり、迅雷暴風の雨天は、更に宜しからず、殊に旱候の雨天は、多く風雷を帶ぶ、雨候の雨に比すれば、其害大なり、此絕域に來り、困苦ながら十ヶ月を送りしなり、諸事皆心に便ならず、求むるものは常に一も得る所なし、此の如き無人の地に居て山羊と共に其生を終んと思へば、悲淚に禁へず、又思ふに、生涯人の此島に來ることあらじ、唯全島の草木を採りて、聊か餘生を支ふ、

第十五日、初め破船の諸器を取て、岸に達せし處を審に覺へず、今是處を徘徊するれば、一の河あり、是已に前に記せり、今日其源を窮めて尋行き、意外に小なる水流を得たり、其水清潔にして甘し、此水源旱候には涸れて、處々には小水潦あるのみ、又嬌鳥相呼び、烟霞空に簇き、遊絲樹頭を繞る、此河堤の邊は、平なる廣野にして、青草地を覆ひ、紅紫充滿、其景憂を散ずるに足る、此の如きの好景、遊歷中稀にある所にして、大に旅懷を慰む、又此地處々自生の烟草繁茂せり、且蕃根人の植ゆるより大にして且長し、其他種々の未嘗て見聞せざる草あり、我嘗聞く、印土の如き暖帶の地方に生ずる、カッセハと名くる草、其國これを以蕉餅を製す、此草を探れども、遂に類せるものだに得ず、又蘆薈を製する美草ありて、大に繁茂す、人の刈らざる故、其殊に欝々たり、又甘蔗及び他の有用の植物あり、これを用ひんと考つゝ舍に歸れり、但し蘆薈は其製及び其用を知らず、

島に生ずる草木の中、食料に充つべきもの多かるべけれども、其性を知らざれば、徒に看過せり、

第十六日、又彼處に至りて探ぐるに、別に一小流あり、愈深く進行ば欝林あり、種々の菓類盛なるを見る、又瓜生じて地に蔓衍す、又葡萄の熟したるあり、我此等を見て大に驚く、然れども猶憂を解くに足らず、彼果類は食料に充つべからず、我嘗て聞、ハルハリキ國に賣らるゝエウロッパのスラーブは、此等の生物を過食して發熱し、或は下利して死するものあり、我亦エウロッパに於て、此等の物を食ふて、毒に中らざる方あるを知る、空中に繋ぎ、日に乾し食へば、害をなすことなし、此野景好ければ、晩に及べども歸るを欲せず、初島に漂着せし時の如く、樹上に臥し、明日又其奥を窮めんと、谷に從ひ行くこと四里許、直に北に折れ、一岡の下に息ひ、夫より終に廣野に出つ、此野形西に長く、内に小流あり、其水清鮮にして、其源此岡よりす、岡に沿て流れ、東に向て注ぐ、初て此島の地形を按じ得たり、是誠に人の住すべき域なり、青草菓實し、處々に生長せり、其狀人造の田畝の如し、且花絶へず、四時盛なる春日の如し、谷々廻り更に探るに、香橙、佛手柑等の類甚多し、佛手柑は穀青きものを食へば、美味にして腹を害することなし、我常に其液に水を加へて服す、清涼にして殊に佳なり、凡全島

に生ずるもの、恣に取るといへども、禁ずる者なし、實に此島の主と云も可なり、食料に充つべき物を採り歸り、雨候の備へとす、因て佛手柑、葡萄を嚢に盛て歸る、遊覽の日に、佛手柑、葡萄を携へて歸りしに、葡萄は過熟なるゆへ、敗壞して一の全球なく、食ふべからず、佛手柑は堅き故に全し、

第十九日、又小嚢を携へて、葡萄を採らんと、前日の處に行き見れば、多くの葡萄地に落て、潰敗狼藉たり、由て思へらく、是必獸の所爲ならんと、されども其獸を知らず、葡萄を嚢に盛れば、菓々相推されて、潰敗するゆへ大に窮す、採らざれば徒に野獸の餌とならん、其菓重厚にして、多實なるを擇び、無數を取て側なる樹枝に繫て日に晒せり、佛手柑は嚢に盛て歸る、其荷の重さ、大に疲勞するに至れり、思ふに此谷東は、衆岡密林ありて、猛風を避くるに宜しく、且美菓の夥しき地なり、又思ふに、初結びし舍は、島の中にても不毛の地なれば、菓類を見ず、故に此處に居を移さんとす、然れども再び思ふに、今の舍は海に沿たれば、漁するに便なり、此谷は菓夥しと雖も、島の中央にして、且林深し、又歩行に艱難少からず、且人間に出づるの期なからんと、居を移すを已む、此所を愛して、第七月中は毎に來りて、大抵閑日なし、遂に平地を選んで、一小舍を結ぶ、先多の橛を二重に掾し並べ、規狀をなして、其樹枝を積て壁とし、中央に舍を建つ、我此に來りて宿し留ること、或一日或三四日、自負して思ふ、我身大富家なり、他の海濱に住し、諸舶の運送をなし、又山中に住して、其産物を取て業とする者を笑ふ、新舍を構造する工、日々多忙にして、第八月の初めに及ぶ、此時雨降つゞき、已ことを得ず本舍に歸る、若雨降らざれば、尚久しく留るならん、新舍成りて、屋を覆ふに帆布を以すれども、全きことなく、本舍の如く嚴岡に據らず、暴雨の時濳伏するの窖なき故、雨兆あれば速に本舍に歸る、雨三日以前、本月初三日の頃、樹上に繫し葡萄子、能乾きたる故、速に携て我本舍に歸り、窖中に貯ふ、雨候に充るの良蓄とす、是力めて怠らず、急に窖に收藏するの故は、若雨に遇へば、二百餘簇の乾葡萄、一時に腐敗し、半月の周旋空き故なり、果して雨三日の後、即第八月第十四日より、第十月の半まで大雨す、縱令一二日の晴あるも、泥土乾かざれば、窖中に濳伏せり、雨偶晴

たる時、舍内を檢し見れば、一頭の猫を失ふ、又其鳴聲を聞ず、故に既に死せりとす、本月の末に至て、三頭の兒猫を引歸る、我嘗一匹の山猫を放銃し殺せり、然れどもこれヱウロッパの猫に似たり、我畜猫と容貌大に異なり、然るに引來るの兒猫、大に畜猫に似たり、又異むべきは、我猫二頭共に牝なり、如何して蕃息せしや、其兒須臾に又蕃息せり、由て思ふに、これ山猫に媾て孕むならん、遂に罵て曰、此獸奴なり、人の畜べきに非ず、吾悉く殺さんと、本月第十四日より第二十七日まで、猶雨降て止まず、漏滴を禦ぐに大に勞す、我雨に沮てられて出獵せざれば、犬の食に乏し、已ことを得ずして、出づること二回なり、一の山羊を獲たり、又一の巨大なる龜を獲たり、此間食量を定めて、朝に一簇の乾葡萄を食して、膳は山羊若くは龜の肉一臠を炙く、晩餐は龜卵を食ふ、雨に沮られて窖中に困はるゝの間、至て閑暇、一二時の間は窖を廣くせんとして土を掘しに、漸く巖を鑿徹し、其岡の側面に出づ、卽これを門に當て、出入に便にす、然れども山羊の侵し入を恐れて、豫じめ其備をなす、

第九月第三十日、我嚮きに濱上に立たる暦柱を數ふるに、此日正に去歲島に漂着せし日にして、已に朞年を經たり、身の恙なきを感じ、終日食せず天を拜し、晩に及んで一簇の乾葡萄を食て臥す、我日曜日を忘る、これ日を數ふるの紀綱なれば、柱上に刻む所の日數を、具さに數ふるに、遂に日曜日を認むるに似たれども、精密には當り難し、故に私に七値を立つ、七値の初は卽日曜にして、これより漸次に算へて、水曜に至るなり、我私に立るは、眞の七値と一二日の差あるべし、此時我墨汁漸々に減じて、已に盡んとす、故に大に吝用して、是より冗長無用なる日暦を簡にし、唯切用のことのみを記す、暦順序に拘はらず、先づ此地の氣候を述べん、此地は正帶の諸國と大に異り、雨候にあたれば日々陰雨し、旱すれば一片の雲を見ず、此時嘗て得たる三十穗の稻と、二十穗の小麥を播く、これ長雨始めて止む頃なり、耕具の適宜なるものなし、唯鍬ありて一頃の田を耕す、此候種子を下すの時に非ざりけん、苗を生せず、又次に種を下せしに、多く苗にして腐槁し、僅に麥米各一握を得たり、是水利なき故と、更に水利の地を探ける、初回に播きたるもの

一粒を得ざるの理は、播きたる翌月、即旱候の初なり、其初少しく雨降しことあれども、苗にして秀でず、遂に地を卜して、新舎の近傍に一區の地を得たり、是に於て種子の遺れるを悉く播く、此時は第二月にして、晝夜平均の少しく前にあたれり、即此島の春なり、第三月、第四月は雨候にして、苗の育すること速なり、次で收むる時に至りては、許多の穀を得たり、是第三回也、此回氣候の適せるにや、大に熟す、其刈し跡に即又種子を下す、數年の經驗、此土の耕耨に熟し、遂に大農家の如し、此地方に於ては、一年兩度耕穫すべきを知る、此氣候を考驗し、穀を種て大に日用の食を得たり、長雨初めて晴るゝ頃は、即第十一月なり、我新舎に到らざること三月、由て往て檢すれば、更に依然と本の如し、猶反て故より宜き所あり、彼藩の欄より數千の氣條を叢生し、恰も水楊の欏が如し、此木に此性を具たるなるべし、由て藩籬愈々堅密なり、其長ずること意外に速にして、纔に二三年の間に、周圍六十餘丈の際悉く覆はる、其森密なること、一寸の天をも見ざるに至る、由て旱候炎暑の時も、此陰下に附て臥すべし、初の新舎に到らざるの間、定て處々破損せしと大に慮りしに、左はなかりけり、

漂荒紀事巻之二終

漂荒紀事卷之三

此荒島に栖てより、多く年所を歴、頗る氣候を熟知す、其候歐羅巴の春夏秋冬の如くならず、旱候雨候一年中二回あり、周歳の月を分ち、旱雨を序すること左の如し、

第二月下半月より、第三月、四月上半月に至、

右雨候にして雨止ず、日は赤道に在り、

第四月下半より、第五月、第六月、第七月、第八上半月に至、

右旱候にして雨なく、日は赤道より北に在り、

第八月下半月より、第九月、第十月上半月に至、

右又雨候にして、日は赤道に復れり、

第十月下半月より、第十一月、第十二月、第一月、第二月上半月に至、

右又旱候にして、日は赤道の南に在り、

如此區別すと雖確然ならず、雨候に降るの雨長短あり、又風力に由て差あり、然れども大約は、右の區別に過ぎず、

此雨候の間は出獵せず、これ身に害ある故なり、旱候に於て食を貯へ置き、雨候に具ふ、此雨候の間、舍に潛むと雖、徒に光陰を過さず、尙許多の要なる業あり、第一に籃を編み諸物を貯ふ、初め樹の枝條を取て造りし故、柔撓ならず破れやすし、是に於て舍を閑する爲に換置きし、蕃樹の細き氣條を取て、こしマヽて造るに柔撓にして、水楊及び竹の如し、我本國に在ときに、近隣に籃工あり、見たりしこと、其製の法を見慣るゝ故に、大概巧に造り出せり、後愈熟して籠工の如し、後籃を造らんとする時、林に入て諸樹の氣條を伐りて試むるに、亦籃に適せり、由て許多を取乾して窖中に置、雨中の工に具す、籃を造ること多く、大小數樣あり、或土蕢の擔ふべきものとす、又果を盛る器とす、弊れば又改め造る、別に強大なるものを造り、囊に代て穀を貯ふ、又二品の要器を造らんとす、其成否は未知らず、一なるものは桶に代ゆべきもの也、營舶より二小桶を取れり、然れども既に漏れて用に當らず、水を盛べき器は、唯方圓數箇の硝子壜あるのみ、又釜鍋の類なき故、烹熟することなし、唯大鍋あれども重大にして、一豆の羹、一臠の肉を烹ること難し、

由て鍋を造らんとす、これ第一業なり、第二に烟管を製せんとす、大に思慮を費し、後に其製を發明せり、年の夏は、大抵林より木を伐り、櫪を拵ち又籃を造るの業をなす、後全島を一周覽せしに、小河の源を得たり、又新舍を建ること此ところにあり、或時林を窮めて既に路なきに至り、折て海濱に至る、其行裝は一箇の銃、一柄の斧、火藥、鉛子及乾葡萄を擕へ犬を率、彼河源は大なる谷の末にして、新舍のある處なり、更に谷を窮めんとす、此時天晴氣爽にして、西方の海上に土地のあるを見る、是島か國か知ずと雖、西より西南に廣し、又思ふに、其相距ること五十里左右ならん、其地を察するに、必アメリカの地にして、イスパニヤ國に界する地ならん、然れば是所謂兇人の國なり、我人間に出る道に近けれども、又其害に罹り、此荒島にあるより甚しからん、其地若しイスパニヤの海濱なれば、帆の往來を見ん、然れば我命恙なし、若帆を見ざれば、必兇人の住む地なり、其人の暴なること、是非を問はす人を食ふと傳へ聞けり、此谷の側に美なる廣野深林あり、時に許多の鸚鵡の群せるを見る、捕へて舍に歸り、人語を敎へんと欲し、是を捕るに術なし、

遂に一雛の枝に止るを見て、挺を以突落し、舍に歸て養ひ、兩三年の後に大に馴て、能我名を呼ぶ、此處に時有て、兎に似たる獸、又狐に似たる獸あり、共に獲たりと雖、其肉を食はず、唯其皮を取るのみ、我此等の肉を食はずと雖、食料に充つるもの三品あり、山羊、鳩、龜是なり、別に乾葡萄あり、啻に飢を免るゝのみに非ず、日々に行くこと二里に過ぎず、これ徘徊して轉旋する故なり、每夜大に勞して歸る、或は歸らずして樹下に宿し、周圍に小枝を挿して、野獸侵し來るもの、其戰く聲にて、眠りを覺ます備へとす、徘徊して島の一方の濱に至り大に喜び、彼兇人の恐れをも忘る、本舍の濱にては、龜を捕ふと雖、一年半を經て、大抵捕盡し、僅に二頭三頭を得るのみに至りしと困りしに、今此濱を見れば沙を見す、皆此介を以覆ふほどなり、且數千の鳥あり、其鳥或知らざるものあり、然れども食に適するもの過多なり、其中アメリカに於て、ペングインスと云鳥あり、食料に最良し、鳥を見ると雖、銃を放つことなし、これ火藥を吝む故なり、唯主として山羊を求む、これ一頭の山羊を得れば、其肉多きこと鳥に十倍せるを以なり、羊夥しきこと、本舍

近傍の比に非れども、平地なれば盾とすべきものなき故獲難し、此所食料多く、且景色の美なる、本舍に勝れたれども、本舍は久しく住馴しゆへ、他に移るを厭ふの情あり、これより濱に沿て東すること凡十二里にして、大なる柱を立、家に歸りて再遊の標的とす、これ以後本舍の東に當るの濱より歩し、此を標として此に至る、故に姑く標柱と名く、此處より又山行して歸ること二三里、不幸にして一大谷に陥る、周圍に密林あり、其中に入れば、蹊道に迷はんと思ひ、兎角する間に大霧忽起り、咫尺を辨せず、谷中に迷ひ入り、遂に柱處に出づ、由て山行を止め、濱に沿て舍に歸る、此時路上暑の甚しきに苦しみ、銃斧の諸器を攜ふるに疲る、路上に於て我犬山羊の兒に向て吠え、我疲勞して銃を放つに懶く、又殺し得るも攜へ歸ること難し、されども火藥の盡し比の食に備へんと、彼山羊を擒どり牽き歸る、是深意の存する所なり、羊を養ふこと久しくして大に馴れ、繩を開ども晩に必歸ること、曩日初彼大霧にて路に迷ひ、舍に歸るを得ざらんと苦しみしに、容易に舍に歸ることを得て安息す、舍は粗なりと雖、山野に露宿するに勝る、これ臥具等備る故なり、外より歸れば、家什陳列して聚り完し、以一生を終るに足る、亦他に求めず、舍に息ふこと七日、旅行の疲れ復す、其間唯鸚鵡の籠を造る、又人語を敎ゆ、新舍に圍み置く所の羊を食はんとて、往驗すれば、羊衰ること甚し、これ飢ゆるならんと、少許の青草を與ふ、是より能馴れて、縛がれざる犬の如く慕ひ來れり、秋來れり、卽晝夜平均にして、雨候の初なり、此年第九月の第三十日は、前に此島に漂着せし日にして、既に二年を經たり、身の壯健なるを悦ぶ、又思ふ、人世の塵埃を避て、此荒島に居るも一樂なりと、世を慕ふの情去りぬ、然れども人の常情なれば、山林を走りつゝ世を沒するは、又厭ふべしと思ふ、彼此心中に紛錯して一決しがたし、由て小兒の如く叫ぶこと數時、憂を解せんとて、貯ふる所の書を出し讀む、其中の一語、我境界を喩すに似たるあり、曰、汝時を待つべし、我汝を棄てず、必助けんと、是に由て我慾心を制して、此語を日に三復す、其間亦出獵し、其獲を剝ぎ、肉を烹る等に日を費して、一器を造る、我嘗て四十二日を經て、僅に一板を造り、此窖中の用とす、

我板を造る唯に鋸あるのみ、日に僅に六小片を造れり、其初先づ林に入て、其任に勝たるの木を選みて、根より切り倒すこと二日を費す、又二日を經て枝を去り、亦其全材を斧にて削り手滑とし、力を奮ひて轉回し、又他の一側より削り、遂に平扁にして、厚さこと三寸許の板とし、これを以諸器を制せり、第十一月に至りて、稻黎を刈收るの候至れり、玆年は大に熟したらんと往て見れば、多枯て痩耗たり、思ふにこれ必野獸の爲ならんと窺ひみれば、果して山羊の晝夜となく、青苗を啄み枯せるなり、これを禦がんとして、田の四圍に籬を施こし、其中に播き、亦門口に犬を繫ぎ守らしむ、是に於て養ふ所の苗稍生長す、然るに亦群鳥、空より飛び來りて苗を啄む、是を驅逐すれば、卽近傍の密樹或は苗根に潜んで、人去ば又故の如く來りて、遂に苗を啄み盡さんとする勢あり、旣に山羊の害を拒み得て、更に又此害を生ず、如何せんや、時に銃を提げ行けば、鳥則去り、又田側の樹中に避け集り人の去るを窺ふ、僞て四五間許歸れば、卽又田中に下る、因て田中に漫發して三翼を得たり、是を田上に繫ぎ案山子とす、爾る後鳥、田中に來り窺ふことなきに至る、但し彼獲たる鳥の名は知らざれども、尖爪ありて鵰鴞の類なり、鳥災除きて米麥能熟し、通計四嚢許を獲たり、斗量なきに由て、其確數を知らず、此稻を刈るに鎌なし、嘗て破船より得たる一柄の刀を以刈り取り、甚勞せり、初め耕すの時鍤なし、此島に生ずる鐵樹に似るものを伐り、日を費して纔に鍤に造りて、上を撥開して播きしなり、又臼篩竈壺もなければ、千慮を費して、此等の諸器を制し、命脉を繫の基を立つ、右件の一器は、至寶に拱璧より貴くして、粒々皆辛苦なるを知る、是に於て此地の米穀に適せるを知りて、新舍の近傍に、一頃の田を墾き種を下し、周圍遍く籬を施す處、其椒より氣條を生じて密閉せり、遂に新古二田に種を下し終る、これ又雨候前なり、雨候來れば舍を出難し、雨候來りて舍に止る閑に乘じ、鸚鵡を調するに、始てポルと鳴けり、全島一人なし、唯此鳥と語るのみ、又我舍に要用なる所の壺なきに由り、造り出さんと欲すれども、其製造の術を得ず、米穀の乾きたる物を貯へ、濕氣に備るに宜きものは、壺に若はなし、此國暖帶なれば、土を捏揑て赫日に乾せば、可なり其用をなすべしと、則一塊の

土を以、二三日の小壺を造る、これを桶の代用にせんこて、日に乾して試むれば、燥きて皆龜甲樣に破裂す、更に考へ陰乾せし所、遂に堅硬に乾けり、又粘埴を交へざれば、形を爲し難きを以、處々粘埴を索むること久し、遂に是を得、大に勞して家に持歸りて、數回改め造りて、終に二箇の小壺成る、此壺能乾硬したる時、柔細の弱枝を以籃を造り、外より包みて破裂を禦ぐ、且其間隙に藁を塡め、轉側せざらしむ、初て麥粉を盛り、濕氣を禦ぐ、粘埴を得て後、大壺を造れり、又平扁なるもの、圓なるもの等を造り出して、日に燥せば甚堅硬にして、用に供すべし、然れども大壺は成難し、以上に云所の壺、皆火に上すこと能はず、又液汁を盛べからず、更に巧思を費し、水液に堪ゆるものを造らんとす、一日烈火を以肉を炙き、其火を滅したる時、灰中より偶一片の焦土を得たり、熟視すれば卽壺を造りし埴片なり、火に焦がれて、堅きこと金石に減せず、其色は純紅にして血の如し、由て思ふ、此埴燒く時は、此の如く堅硬なるべしと、故に壺を燒んと欲すれども、埴工の陶窰を知らず、又泑藥の精きを知らざれども、鉛を泑藥に代るを聞傳へたり、鉛は我貯るもの多し、是に於て三口の大壺を塑ね、其形を罌の如くす、其外面を灰にて埋め、周圍に薪を積み、一齊に火を放つ、大焚燒して壺體通紅せり、燒くこと三時許、尙火をして盛ならしむれば、粘埴の中に含む所の砂分、烈火に鎔化せんとす、漸く文火にし、壺の淡白色なるを度とす、然れども終夜火をして滅せざらしむ、明日火を徹し冷して見れば、其堅きこと石の如し、食盤の傍此三口の壺を置き、水を盛り液を盛るに、殊に便なり、然れども其壺泑藥を用ひざれば、鬆疎にして美ならず、由て又三口を塑ね、砂を塗り泑藥に代へて燒く、（初壺燒て、砂分の溶化するを見て、泑藥に代ゆるを知なり、）砂鎔化して恰も泑藥の如し、此壺堅硬にして美なり、又土鍋を燒きて用ゆ、山羊等の肉を熟するに、殊に妙なり、或時穀を粉にするために、磨臼に代るものを求めて得ず、苦思して考へしに、石工の用ゆる具なけれども、鐵梃を以石堆に代へば、石工の業もこれに外ならずと思ひ、石を求ること數日、全島を選むに、適宜なるものなし、山巖には多くあれども、切り取るべからず、海濱に求むれば、其石皆鬆疎にして磨に用ひ難し、遂に石を以するを已む、木臼を造らんと、林に入て木の株

あらんと、大に索むれども得ず、是に於て大樹の外面より、斧を以横に穿ち凹め、其凹みし下方を鑿ね、猶又火にて其中を焼き、穿ち易くす、遂一臼を成就せり、（株は切りかぶに非ず、樹根の地上に現はれ腫して、其間に凹みありて、臼に代ゆべきものを云、）其疲勞筆頭に盡すべからず、但しブラジリヤ國人の、飛舸を造るに倣ひて、火を用るなり、又鐵樹を斫て杵を造り、杵臼初て全備す、又粉を造れども篩過せざれば、好精の蒸餅をなすこと能はず、由て篩を造られとすれども、一片の塵布なし、羊の毛を紡ぎて、織らんとすれども、又其器械なく、且其術を知らず、舎内を探りて、破船より取りえし塵布、僅に數尺を得たり、彼是補綴して三小篩を造る、これ長く用ひて破れず、蒸餅を製する盆并に竈を造らんと晝夜考へ、遂に粘埴を焼て大盆を製す、周り二尺許、深さ尺に充たず、又方平なる石を聚めて竈とし、火を其上面にをき、石を熱せしめ、火を去りて其焦石の上面を掃除し、水にて和して麥粉を其上に置き、右の盆を覆ひ、又其周圍に火を置て、其製の火力を助く、漂着第三年中は、耕作の外、蒸餅等を造るの械を製するに日を送る、其後地性を驗し、時を考へて穀を播き、其多きこと二十嚢を得るに至る、時ありては二十に越ゆ、打麥の具なし、籾を去るに兩掌磨擦し、時を費すこと多し、是より優かに蒸餅を食す、又一年の量を計て、二十嚢を獲るを以て度とす、嘗島より遙に望むる所の地に渡らんと計る、其地島か國か知るべからずと雖、此困苦の地に勝るべし、然れども嘗て聞く、カリヒゼの諸濱は、其人豺狼より猛兇なり、其兇殘なること海内第一たり、今地の經緯を按ずるに、此國を距ること遠からず、縱令彼地の濱に達するも、我一人なれば、徒に彼が食とならんと、千慮を費せり、然れども此地を避け、好地に向はんとすれども、船なきを如何んせん、又思に、大船は風に遇て破るゝを恐る、一日海上より、小舟の覆りて、底を上にして流れ來るを見る、波に從て浮沈し、漸く淺沙に膠す、乃林に入て木を伐り、幹にかへ、推挽して陸に登す備をなす、掀沙より舉ぐるに、船底に礙はる木片多し、一月を費し、僅に撥出せりと雖、船處々壞損して、用るに堪へず、大樹を伐て其中を刳りたるものなり、これをカノーと名く、卽飛舸と譯す、アメリカ地方に多し、我これを造らんとす、飛舸を以遠く洋中に出で、島を免るゝこと能はずとも、近濱に

在て漁するに足れり、故に此工を企つ、これ一刀の造べきに非れども、我工器はアメリカ人、ネーゲル人の用る所のものより勝れたり、又大樹を伐り倒すこと、獨力の爲すべきに非ず、又舸を造り得るも、海水まで運び出すこと難かるべしと思へども、航海の舊癖甚已み難ければ、獨語し云、我舸を造らば、海濱まで轉輾する術は、自ら發明せんと、先其工を初む、林に入て木を索むるに、大樹楳の一種を得たり、これ昔大匠リバノン、其國王の名高き巨殿を建たりし任にも勝へければ、根より斫る、周圍六七尺、長さ二丈六尺、幹を伐ること二十日を費せり、又廣衍せる枝椏を除くに、二十五日を經て初めて全材となる、其間斧を用るに、全身の力を籍へり、又二日を積て飛舸成、其製するや、先内を刳て大體を作りなす、唯一柄の槌、一柄の鑿及火を以焼くのみ、遂に成て美なり、廣きこと二十六人を容るべし、海濱迄轉ずるには、其中間五百丈あり、其重きこと終に動すべからず、又海濱に至るの間には、小岡高地あり、これを掘り平地にせんとすれば、其勞又甚し、按ずるに、溝を鑿て海に達するより他術なし、然るに地高ければ、二十三四丈の深溝に非れば、海水を引べからず、然れども他術なければ、此溝を鑿り初む、其工を計るに、十二年の後成るべし、是等の事を營むの間に、第四年を終ふ、時に我生存の長を悦び、熟思するに、昔アフリカの河南國に住せしアブラームも、天下を周流し、遂に時を得たる例もあり、且其子孫ヨーセフなるものは、末に阨日多の國相となれり、我も又時を待たんと欲す、又思、我此島に住せるに、日用活計の具備り、獸畜果類ありて、縦に取て食に供す、殊に葡萄多きに由て、乾して食ひ又酒を醸せり、時に烟を喫せんと欲れども、烟管既に失へり、嘗て許多の金あれども、一をも買べからず、若世にありて、一撮の金一管に易へば、大に悦ばん、午膳に臨んで、鳥獸の肉、蒸餅等の香氣を聞て思ふに、舶破して溺死を免れ、此荒島に漂來て、命を續げるのみならず、兇人猛獸の害もなしとて、又憂を解く、日暦を記すること多くして、墨汁愈減じたれば、水を調和し用ゆ、然れども其色漸次に淡く、遂に字形を辨せざるに至る、猶大事は書記して洩さず、世に日の吉凶を説くものあり、我初信せず、今に至て少しく驗あるを覺ふ、嘗本國を出帆して、ビュルに至りし

日、トサルエトの海賊に捕はれし日、及エイアルモイデンより、漁船に乘て逃去る日、皆同日也、又我島に漂着せる日は、我生辰なり、墨汁既に盡たる後の事件又甚多し、皆記臆して後に追記せり、又臼を造りたるも此よりなり、これ破船の麥粉既に盡たる故なり、衣服大に弊れ、木綿の大襦も久くして遂に弊ぶる、厚衣はあれども熱に堪へず、此地は裸體も寒からず、然れども衣冠は人の服なれば棄べからず、且衣なければ、赫日直ちに射て熱に堪へず、頭上常に皮帽を戴く、否ざれば炎光に由て頭痛を發す、諸衣服弊れ、改め造らんとするに布なし、唯獸皮を日に晒し、多く貯へ置たれば、これを以製す、毛を外にして、袴襦及び尖帽を造る、これ赫日及雨を遮るに宜し、皆焦思して製する所なり、又此地暖帶なれども、時あつて嚴冬の如き寒を起す、此後五年紀すべき奇事なし、唯活計に孜々たるのみ、先に造る舸を、海水に達せんとして、溝を鑿るに大に勞し、遂に半途にして已む、別に小舸を造らんとす、小舸を造るには、先海水に近き所に適宜なる樹を伐て制す、其制初の如し、舸成りて海水に至まで半里の間、深さ六尺、幅四尺なる溝を鑿る、計るに二年に充たずして成るべし、此工を初めつゝ思に、遠洋に出て此島を避んと欲すれども、先試に此島に沿ひて、一周せんと擬す、舸成て中に二管を置き、諸具を貯へ、雨露迸波に濕はざらしむ、又帆檣を造る、これ破船の帆なり、別に舸舷に小窓を刳めて、火藥及大小の銃を容る、又一壺の米、一管の蒸餅、火酒乾肉及臥具を載せ、且錨を置、又皮製の大傘を立て暑を禦ぐ、此の如く備へて海中に浮ぶ、時に第六年第十一月第九日なり、波浪の恐れあれば、島を離るゝこと遠からずして、先づ東岸より廻らんとすれば、許多の暗礁、海中に挺出すること二里許、又沙洲あり、故に是を避て、少く暗礁の外に盪ぎよせ、舸を繋ぎて岸に登り、銃を提げて小岡に登り見れば、海色鮮明なること鏡の如し、暫くして海風迅く、東南より起れり、由て岡に止ること二日、明日風靜にして波なし、然れども岸を距ること一里、潮水激流の處あり、其狀大波島を夾み、左右に河勢を成て流る、若風を恐れて留れば、遂に歸ことをえざらん、又慮るに、彼潮水の激流に乘らば、必千里の洋中に漂送せられん、且此小舸、何ぞ無涯の大洋を航し得んや、遂に激流及沙洲を

避け二里許を出て、北に向ひ島を廻らんとす、激流は時ありて靜なり、日午に東南より微風起れり、少時の間に稍强く、波勢櫓を拒み、漂されて島を見失へり、又羅盤を忘れたれば方處を知らず、天陰て日月を見ず、遂に島の地方を想像し、力を極めて盪ぐ、時に海水の清めるを見て、風波の已む時として悅び、倘行くこと里許、偶暗に激して、舸の破れんとするとき、幸ひに海風島の地方に吹き送り、島の北二里に到れり、其海上を望むに、平にして激流なく、席を布くが如し、此は激浪彼は平面、此海態豈奇ならずや、帆を張り波を浸して、强て其平面の海上に到らんと、暗礁を避けつゝ、風に漂ひ、左右して三時の後、初て岸に達す、天を拜し、風浪を逃るゝを謝す、恰も窮雀鷲鳥の爪を逃るゝが如し、時に密樹にて圍まれたる小港の形なる處あり、是に舸を繫ぎて安眠す、明朝思ふに、これ海に近き港なれば、波濤に破られん、乃辛勞して東岸の礁を避け、西岸に沿て、他の港を探ぐること一里許にして、又小港を得たり、其中漸く進んで漸く隘し、遂に一小川に終る、暑甚しければ、諸器皆舸に閣て、唯銃と臥被とを携へ、新舍に歸る、此港新舍に近し、疲勞甚しければ直に臥す、時に一奇事あり、讀者又驚かん、寢室に在て、半醒半睡の時、我名を呼び談話するものあり、曰、魯敏孫々々々、幅瑠須アルノ魯敏孫、幅瑠須ワールセイトケイゲウエースト、魯敏孫幅瑠須、ワールセイトゲイロエー、魯敏孫々々々、幅瑠須ワツトヘブトゲイゲゲーン、譯に曰、困窮なる魯敏孫幅瑠須々々々々々々、何として日を送るや、魯敏孫幅瑠須、汝今尙存するや、魯敏孫幅瑠須、汝今何を爲や、聞て驚き覺む、其何物なるを知らず、能々見れば牆上の鸚鵡なり、これ嘗て敎ゆる所の語にして、我歸るを悅び、手上に飛び來り、嘴を以我鼻を摩す、其狎馴なる此の如し、閑居第一の親友とす、活計に孜々たるに由て、又舍に止ること一年、大に牆を修め舍を補ふ、匠人の術に乏しければ、苦思窮理殊に多し、頗る陶器を造るに習ひて、陶工にも讓らず、其巧なること烟管を燒けり、又籃を製すること多く、大に其工に熟す、大小方圓意に從て成る、火藥大に減ず、故に愈吝用し、羊を獲るには、八年以前より養ひ馴たる羊を囮にして、山野に在るものを致す、幾ばくならずして、其羊も又死し、兼て貯へし火藥は、非常の備に充て獵に用ひず、

山羊を得んとて、綱を張て捕へしに、絲弱きゆへ抉裂して逸す、又陥穿を設て獲れども、穽淺ければ又逸脱す、乃籬を匝らして、其戸口に綱を設、中に入れば、其綱自ら戸口を塞ぐの機を設け、三處に構へ守る、毎朝往て驗するに、一の羊を見ず、皆破裂せり、一朝往て見れば、中に三頭の羊あり、又別に極大の老羊あり、我嘗て聞く、猛獸と雖飢せば能人に馴ると、乃羊を驅て悉く陥穽の中に投じ、食を與へざること三日、漸く食を與へて馴しむ、遂に引て家に歸り育つ、此の如くして多く羊を得、家畜頗夥し、又善き牧地を求め、四傍に樹を以籬とし、其逸去を防ぎ、多々蕃息せしむ、此島西邊に三の清泉流れ、牧に宜き所あり、其所大林赫日を支へ、青草蓐の如し、其周圍凡八里、此周圍に籬を作り匝むれども、此の如き廣き牧は、羊を置くとも山野に同して、放逸せんと自ら笑ひて止む、由て深さ二十四丈、廣さ四十餘丈の圈を造る、其圈中の羊初馴れざるときは、皆短繩を以足を繫ぎ、晩に其繩を解き食を與ふ、能馴るゝに至ては、繫ぐことなし、一年半の間、十二頭を生み出せり、二年の後數十に至る、圈を分ち作ること數十處に至る、

一圈牝牡各二三を置くべし、羊乳を取て、日に八九ピント（ピントは斤量の名四十匁也、）に至る、然ども酪を製するに足らず、生涯の肉これに足れりと、大に造化の人を利するを感ず、我恰も島の王公なり、何んとなれば、羊は圈より捕へて割き膳に供す、友は唯一翼の鸚鵡常に侍し、老犬は右側にあり、二猫は机下にあり、彼倖は一小臠の肉を投げ與つるを待つ、此の如く日を送ること久しくして、又舸に乗り航遊せんと欲すれども、風波を恐れて陸行し濱を廻る、本國に居る時とは、事體大に變り、一僕を帶せず、其裝は頭に甚高き尖皮帽を戴き、巍々然として威あり、帽後に一片の皮を繫ぎて項を覆ひ、赫日雨露に備ふ、又羊裘袴を服す、其毛甚長くして六七寸あり、又皮韈あり、革帶には鋸斧各一柄を繫ぐ、又長革を右肩より左腋の下に斜に繫け、火藥鉛子各一嚢を繫ぐ、背に一籃を負ひ、行厨とす、右手に羊皮の大傘を握り、左肩に大銃を擔ふ、其行裝容貌、人見て驚駭すべし、又上唇兩吻の髭、長きこと五寸、頤の鬚は悉く剃去す、これ兒八に非るを標するなり、若此裝を以本國に到らば、國人何とか謂ん、濱に沿て歩に、舸を繫げるの小港に至る、岡より望め

ば、海平にして一皺の浪なし、倩海上を眺るに、潮退きて西に流るゝさき、宛も洋中に於て、大河の海に入て流るゝ衝さ、退潮の流れさ相衝き、合するの狀あるを見る、舸に乘て漂ひ、西より北に流るゝこさ速にして、一瞬の間に島に歸るを得たり、其流潮を望むに、遙に洋中に在て消す、千慮を費して發明し、家器食物又稍富めり、舍を繞るの樹も又愈繁茂し、外より舍を見ざるに至る、新舍の籬樹は殊に厚く、其蔭深し、舍中に舍あり、臥床に羊皮を布き、其上に臥す、羊圈の籬樹も欝々さして、右壁よりも堅密なり、或時獨語し曰、我先に食料諸器に乏し、今此富を見れば、我生年尚四十を保つべし、又種々美味なる食あり、以生涯を送るに餘りあり、舸を繫ぎたる小港は、本舍新舍の半途に在り、時々舸に乘て浮び漁す、又舶中に臥し、濱に沿て行くこ雖、百歩外を出ず、是潮流風濤を恐れてなり、是より我身事大に變ずるゆへ、紀事も又大に奇を增す、讀者更に陳耳を一洗すべし、一日舸に乘らんさして行けば、砂上に人迹ありて、且處々散點す、驚駭して立て動かず、回首するに一人をも見ず、又人聲を聞ず、由て高處に至て望むに、更に一物を見ず、

故に濱を徘徊し、これを尋るに、唯此處のみにして、他に人の來りし徵なし、これ誤り認しかさ、再び其迹を驗するに、的然たる足迹なり、如何して人の此處に來りしや、更に理會すべからず、怪みつゝ舍に歸る路にして、一步每に必顧る、又近傍の樹間樹根丘陵等に目を配りて行く、此狀說話すべからず、走り歸り遽てゝ梯に登り舍に入、彼巖の洞口より、窖中に入るこさ專ら人に逐はるゝ狐狸の如し、彼奇跡已に遠しさ雖、猶恐れて終夜寢ず、思ふに山神の人形なるものあらん、又按ずるに、これ鬼ならん、然れごも我を威すに術なきや、かゝる迂遠なる計を以、我を威すや、これ山神ならん、飜て按ずるに、此等皆妄想なり、これ我に於て甚畏怖すべし、世に所謂兇人の人肉を食ものならん、彼人猛風の爲に漂されて、此に着き住するならん、心中に祈念す、彼等我舍及舸を見出すこさなかれさ、彼若我舸を見て、島に人あるを知らば、必探てん、縱令二一時來らざるも、又遂に來り食はん、深林に隱れんさすれごも、彼若我窖中に收藏する穀及び山羊を掠め盡せば、我又餓死せんさ、唯命を天に任せて、窖中に止るこさ久し、穀は吝用すれば、尙二年の

儲あるべし、

漂荒紀事巻之三終

漂荒紀事巻之四

余島に止ること多年、猛獸に遇はず兇人を見ず、唯濱沙の人迹に驚けども、久しきを經て其害を見ざれば、心念稍降る、又命を安んじて恐るゝことなしと雖、時時不平の心を懷く、初め人迹を見て大に驚き、三日窖中より出ず、肉及水に乏しからんとす、又彼濱上の人迹は、自家の履む所と思ひ直し、鬼怪山神とするを却笑ふ、故に勇を奮ひ出で、羊を解き草を食はしむ、又窖に日を配り、新舍に至り羊を驗して、止ること三日、遂に又人迹を驗せんとて、其處に到り見れば、其足迹頗る大にして、我足に合はず、由て戰慄して舍に歸る、これ必兇人ならん、我命旦夕に在り、これを禦の術なきを憂へ惱めり、是に於て羊圈の欄を拔き、羊を驅て山に放つ、新舍を毀ち田圃を廢し、以て兇人に人の住なきを知らしむ、後常に萬慮に疲れ日を消す、此に久しく住し、遂に人を見ざれば、夙の足迹は颶風に漂されて來り、又歸りしものならん、然れども不慮の備にせんとて、別に洞を鑿る、これ嘗て鑿たる窖口よ

り稍離るれども、土中に在て互に通ずることは蟻穴の如し、亦十二年以前、二重の樹籬を造りたる所、今は密にして舍を窺ふべからず、今其二重の間に、木片及土石を塡ども、其厚きこと一丈に超ゆ、又能踏固め、其中に孔を穿つこと、銃眼の如くし、五箇の銃を置く、其備の法は、大舶に備ふる火熕の如し、敵來れば一時に燒討にせんとす、數月の後漸く成る、堅實なる故、本舍の名を城と更む、

城前の廣地に小樹苗を植へて、年に二萬本に超ゆ、只城前の地、少許を除し、敵を窺ふの所とす、二年の後大に茂り、六年の後には、其中に人居ありとは更に思はれず、其密なること、滴水をも洩さず、又門口なる城を出入するに二小梯を用ゆ、一は城後の巖に登るに備ふ、山羊は放ちたれども、火藥を吝む故に、復養はんと欲す、大に力を勞して窖を穿ち、圈に用ゆる羊を取るたり、又遠き處に小圈を作り、其內に牝牡各二頭をおく、深林中に田を墾んとす、全島を探り隱僻の地を得たり、城に留在する二年、常に恐懼して日を送れり、一日隱僻の地を求めんとて、島の東濱を過しに、海上遙に小舟を望めり、遠鏡を帶ざれば、切に見ること能はず、岡上に登り望めども、遂に見失へり、降りて濱に行けば人迹あり、これ他の海舶より登り來りて水を汲み、或は兇人俘（俘は他國にて人を捕へ、此島に登て食ふ）を送り、此島に放ちしならんと疑ども、且恐れ西南に歩すれば、忽手足の骨狼藉たるを見る、肝腦地上に塗れ、鮮血草を染め、腥風面を撲つ、側に地を掘りて輪狀をなし、內に火の半滅せるものあり、これ蓋兇人の肉を炙しものならんと、駭懼して膽辟、心膽、嘗聞くアメリカ地方人を食ふ所ありと、今現に目擊せり、直立して動ず、天を仰で歎じ曰、嗚呼造化の大なる、何ぞ此兇殘を生じ出すやと、滴流泉の涌く如し、此島に來りて廿八年の久しき、未だ是兇を見ず、是より又二年、林陰及城中等に潛して、彼を恐るゝこと厲鬼の如し、又舸に乘て、島の周り遊ぶことなし、是より出づるには、必手に銃を執、革帶に二小銃を繫げ、又大刀を白刄のまゝ佩びたり、思量するに、兇人來れば必三四十人に下らず、又皆長鎗投矢（投矢は吾邦手裡劍の如し）弓箭を備へて、我火器より利ならん、如何して兇人の、再び足を此島に容れざるの術あらんや、彼兇人來りて火を燒の邊に、地雷火を埋伏して激發し、驚懼せしめんと計れど

も、一齊に多く火藥を費し失ふを憂へて止む、一策を得たり、彼來りて人肉を食ふの宴處を伺ひ、隱間より銃三四連發せば、毎發必傷殺するもの三人に下らじ、第一發の騷亂に乘じ、別に三箇の鉛屑を充たる銃を、追々相放ち、近きものは大刀を以て擊たん、此謀に決し、彼人肉を食ふ竈の邊に密林あり、この林中より放たんと、林より竈に至るまで間道を作り、標を設け置き、首を引て敵の來るを待つ、其銃の備は、則二箇の銃は、鉛屑と四五丸の小鉛子を交へ充す、一箇の獵銃は、粗大の鉛屑一握を盛る、又數箇の小銃中には、各四五丸の鉛子を容る、又竹管に並び帶ぶ、毎朝城より一里許りの所に在る岡に登り、遠鏡にて海上窺ふこと二月、更に一葉の小舸を見ず、天何ぞ人を食ふの罪せざるや、我彼兇人を見ば、無辜の人の爲に仇を報ひ、闔舸の兇人を殺さん、これ人を以て牲とする惡俗の遺流にして、バルバリヤ國の人、アフリカ地方の人民を食ふこと其數を知ず、これ兇頑の俗、一夕一朝の變ずべきに非ず、又一年を經たり、偶岡より望むに、洋中一小舸なし、乃舸に棹し、一小港の巖下の洞狀に窒なる處を得て、是に舸を藏し繫ぐ、これ兇人の來らず、且心づかざる所なり、一日銃を提げ圈に行き、養羊の散逸を驗し、歸路濱上に出れば、遙に二三十の兇人を望みて驚き歸る、これ牧羊を驗視する爲、林圈に行たる故、火藥等多を備へず、幸ひに兇人の眼に入らず、竊に城に歸るを得、是より愈不虞に備ふ、又銃烟は勿論、日用の竈火も深林中に焚き、煙をして敵に窺はざらしむ、一日林中を探ぐるに、密樹の隙より一洞あるを見る、其前に巖石あり、洞口纔に人を容る、中を窺ふに深遠にして暗黑なり、其中に入り敢て進まず、遂に勇を奮ひ暗中を行に、密なる樹籬あり、人造のものかと怪み、其籬內に入り、漸く深く進ば、黑暗中雙眼灼々として、明星の如なるを見る、我其鬼か人かを知らず、驚駭し殆ど心魂を喪はんとす、島に住すること已に二十年來、此怪に遇はず、これ妖鬼の威せるかと、煩苦更に增す、又限命に右手一莖の火把を執り、勇を奮ひ進むこと十餘步、忽奔雷の如く、吼ること一聲、暫止て又吼後連聲に至る、驚魄の餘、戰慄して冷汗一身に流れ、鬓根束縮し毛髮上り衝き、皮帽を落さんとす、又尋いで今少し近づき見れば、總身鐵針を植たる如き毛物なり、處々剝脫して皮

を露はせり、其長一丈許、熟々驗するに一大老羊なり、乃知る蓋數百歳を經たる羊王ならん、我索を以首を縛し、引て洞口の樹に繋げり、思量するに、此獸を養ひ置ば、他の羊妄りに侵し來らざらん、洞中を點檢するに、天造の美觀なり、深に至れば絕坎ありて行くべからず、其坎奥に又二小孔あり、明日羊脂にて製せし大燭と、一梯子とを携へ、坎を下り小孔に至て、孔を鑿ち廣ること丈餘に、入れば廓然として廣し、其上穹窿に高きこと數丈、洞の周圍は金銀瑪瑙ギヤマン等の種々の寶玉、轉廻疊曲し、千狀萬態の奇壁を爲す、又怪む其中忽然と明なること白日の如し、是執る所の燭光返照し此明をなす、此の如き隱僻の地、總て世界の名山大壑にもあらじと思ふ、これ誠に究竟の蟄居なり、是より諸器を運び藏む、先づ木を伐り炭を燒て、洞中に積し食物を烹熟する、柴薪に代て炭を用ゆ、（炭は夜燒て敵に見らるゝ事なし、）是は炊烟の騰るを、兇人に見せざらしむるなり、潛蟄の處を得て大に喜び、猶燭を照し一看するに、地は平坦にして、白細淸潔なる粉砂布きつめたり、其上一點の迹なし、又其內能乾きて濕氣なく、壁間沙地滴水の涌くことなし、此洞內に諸物を運び移すに、先づ獵銃を運ぶ、此時兼て祕藏せる一桶の火藥を開き視に、其桶の周圍三四寸の所は、水を引て凝結せり、其中央濕氣の及ばず、用に堪ゆる所六十斤、恰も果實の核の如し、又鉛塊等を運ぶ、次に要用の器を運ぶこと大半、洞に潛して吾心悅ぶ、筆頭の盡すべきに非ず、自ら思ふ、此深洞に住する樂み、眞成に世を避たる高人の類なりと、安悅して日を送る、縱令兇人數十夫を役して探ぐるとも、猶見出すべからず、全く天壽を終ん、或日羊王死す、洞口の傍を穿ち、帆布して包み慇に葬る、其祭文の譯に曰、邂ニ逅于洞奥一、相親相友、出入常徒御、爾罹レ疾欲レ救無レ藥、唯進ニ熟羹一、按撫之外無ニ奈レ汝何一、鳴呼既殂、埋以ニ帆布一、奠用ニ一羹一、臨レ葬泣涕漣々、汝若有レ神、知ニ此厚愛一、冀饗、時に第二十三年なり、洞中に在て兇人の恐なく、又生活の法に肄ひて、我生の餘日を送るに足、唯友は鸚鵡、老犬、山羊、家猫あり、鸚鵡は已に養ふこと二十三年、此鳥常に我敎ゆる語を鳴き、本國の人語の如し、若國人此島に來て此聲を聞ば、定て驚きて、鬼島に來りしと云はん、犬は幾くもなく死せり、猫は蕃息すること多く、屢食を盜んで止まず、故に銃にて打殺し、或は

山に放つ、唯二三の善猫をとゞむ、又城より二翼の鶵鷄と山羊を移す、又嘗て數翼の海鳥を、翮を剪り養置しを移す、其塒を下に軟らかき枝を布て、其卵の破るゝを護す、兇人の手を離れて、別に一境の天を開き安住す、これ嘗困苦せるの反報ならんと思へり、其快なること、恰も虎圏を出るが如し、

時に第十二月に至り、穀物熟す、毎日田に往き、晩に及まで收穫を營む、一日未明に出て、偶然と濱に至り、歩行すること數刻、忽發明す、彼兇人の常に來る處は、我耕す所の田に至て近し、必大患を生せんと、心是が爲に惱めり、洞に歸りて慮るに、彼若我半穫の禾を見ば、大に探り我を食はん、これ此島に人ありと知れば、草を分ちて索むること必せり、憂悲又生ず、是に於て直に城に歸り、大小の銃刀斧槌、悉く身邊に圍み置き、眼睛を黏せず、敵を窺ひ待つこと一時許なれども、寂として聲なし、故に勇を奮ひ、梯を以巖に登る、巖巉崎嶇、身巖半に蟻付し、戰々として墜んとすれども、右手岡巖に據り、左手遠鏡を執て窺ひ望むに、忽見る兇人七頭、箕踞の火を圍めり、又兩俘の縛せられて、殆ど炙肉とならんとするを見る、其人動かざれば、生死は辨ずべからず、又二艘の飛舸あり、察するに彼兇人、潮水の進むとき來り、退くとき去り、往還只潮水の進退に從ふなり、爾後兇人に見られざらんが爲に、退潮の時を計て田に往く、其後更に兇人を見ることなし、嘗退潮の時、彼が去るを窺ひしに、退潮西に向て流る、其時兇人舸を飛ばして去る、恰も時を恐るゝが如し、且其舸を盪ぎ、人の頭俯仰し、舸舷を出沒す、遠く去て既に水煙に隱るに至り、二箇の銃を執て肩にし、二箇の小銃を革帶に繋け、大刀を佩び、急に往て其迹を見るに、彼兇宴の殘骨地上に縱横す、又三艘の舸を繋ぎたり、由て知る再び來り取らんとするを、其後常に目を配り、敵を窺ふこと十五ヶ月、一舸の來るを見ず、只彼を禦ぐ術を知らざれば、恐懼し光陰を送るのみ、又思ふに、たとひ六七人を殺し得るも、遂に此身を全くすること能はずと、唯其時を待て、初め兇人を殺し懲しめて、再び來らざらしめんと謀れども、能熟思するに、若一二人を殺し、餘を討洩せば、又數百の舸を以襲ひ來らんことを恐る、時に第二十四年第五月なり、此頃心中不平なる故、毎夜恐夢をみる、時としては夢の爲に驚き覺むることあ

り、其夢は多は兇人に逢ふて殺され、或兇人を一二殺して、其餘を敎導せしを夢なり、本月中旬、一夜暴雨の上迅雷烈颶し、翌夜に達す、夜中讀書せしに、忽海中に大砲の聲一爆を聞けり、驚き立ち直に急走して、梯より巖上に登る、又忽第二砲發の火光を見る、稍聞ありて其爆聲を聞けり、思量するに、これ風濤に由て沈沒せんとする舶にて、同行の舶に號して、危難を知らしむるならん、我此舶を救ひ、此島を出て逃れんとすれども術なし、忽一策を按す、卽多の乾材を岡上に積へ火を放つ、此時雨晴て唯風のみ烈しければ、火愈烈なり、彼舶我火を見認しにや、第三の砲を發す、火を焼くこと終夜、翌朝海上波なく平板の如し、遙に一物を見る、遠鏡を以窺ふに稍明なり、是舶に錨を投じて息ふものなり、是に於て身を結束し、島の南濱に往、我舸に乘て其舶に附かんとす、時に風亦起り浪高ければども、稍近きて其舶を見れば舶既に破れり、思量すること數按、彼舶中昨夜我焼く所の火を見て、これに近づかんとすれども、脚船を失ひ上陸を得ざるか、又島に登らんとして、卯位より艮位に在る暗礁に破られしか、脚船に乘て此島に來らんとする路、或他の舶に移らんとして溺れしならん、又久しく大洋に漂ひて、食乏しくして此島に向ふか、

舶に附て溺人を哀弔し、猶未だ死せざるものあらば、救ひ歸て我城中に置き、僕使せんと思へども、波起て此小舸の能救ふべきに非ず、因て速に歸れり、雨三日の後、彼溺屍流れ來れり、一屍は少弱の舵卒なり、服粗にして藍色の衣を着、小袋の内に烟管一、金錢二丈あり、此烟管我爲には金に十倍せり、海靜にして波の恐れなきに至りて舸に乘り、其中尙半死の人あらば救はんとす、是に於て舸を掃除し、其中に積むもの左の如し、蒸餠、乾葡萄、羅盤、是第一の要物たり、次に米穀傘被及び一壺の水、二管の餠、一壺の乳汁、一壺の酪なり、右の諸物を載畢り、徐々に遶ぎ濱に沿ひ行く、島の東北の鼻に至り、一竿を以舸を止め、洋中の狀を窺ふに、退潮至りて海中に激流あり、乃岡に登て海波の形勢を窺ふに、退潮の流るゝは、常に島の南傍に向て去り、滿潮には島の北濱より流れ來る、然ればく我舸退潮に從ひて往來せんに、甚便なるべし、由て此夜舸中に臥す、明早退潮に從ひ、櫓を盪で遂に沉舶に乘り見れば、實に悼むべし、其舶イスパニヤ國より來

るものなるべし、舶は二基の大磐石の上に挾まる、舶室毀れり、舳は礁に觸れて、舳の檣と共に破れり、其一檣は全し、側室に至れば二屍相抱て死せり、舶の衆處々に在て死し、諸器皆海水に濕へり、二三の大桶を見る、又多くの管あり、二籠の硝子壜を盛たるあり、又小桶あり、此諸物勉強して舸に移し積めり、一室に入れば許多の銃あれども、我銃多ければ、唯火藥俵一を執る、内に四五斤を盛たり、又必要の器ブラース、バルク剪刀（ハサミ）の類、又廚具、銅鑵コヽラート名、壺を積んで、滿潮に乘じて岸に歸る、初め舸を舶に近づけし時、舶屋に一犬あり、我を見て吠え、呼べば忽水を游で來る、飢渴甚しく半死の狀なり、故に一片の蒸餅を投與ふれば、一口に呑んで、恰も飢狼の瘦兎を食ふ如し、又水を與ふれば、飲且噎ぶ、舸に載て歸り育ふ、此夜大に疲れて舸中に臥す、明日舍に運ばんと、先諸物を驗む、小桶の中にリュムの藥酒あり、二管の中には種々の小器あり、硝子壜は貴き種々の藥水、每壜各百目あまりあり、二壺のマレヒチュールと云食料あり、此以上のものは、皆密にして海水に侵されず、又衣服、帽、汗拭の類、許多の身に適せるあり、

篋底に一千餘顆の金を盛たる囊あり、又六箇相合せり小銃の紙に包たるあり、又黃金の環黃金の鎖あり、量兩物の重さ一斤、又三硝子壜中に極末の火藥あり、量は總て二斤、四雙の手足莫大小あり、又舶に於て死屍の袖套を取れり。其積載甚富めり、思ふに舶はイスパニヤ國よりして。アメリカ南濱諸國を經、ブラジリヤ、メキシコ等の地方に航するものならん、又此舶寶玉、貴石、犀角、象牙の諸物多し、皆我望む所に非ず、諸器皆舍に運び終り、大に家用を贈す、悅び少からず、食を補ふ爲に、稀に出獵するをも、其獵するに別に一の間道を穿てり、これ兇人の來らざる所を計りて作れるものなれば、此道より行くときは、重き器を佩びず、稍安んじて居ること二年、又船を造りて人間に出るの情萌せども、嘗てブラジリヤにて、甘蔗を植て業とし、又航海して此荒島に來り困しみたる故に、其念を絕つ、若今に甘蔗の鋪を出すして、諸國に交商すれば、十萬のモイトレスも、暫時に得べしと大に悔ゆ、第二十四年第三月に於て、或夜臥床に在て、未寢ざりしに、百憂感じ起り、千慮萬意心中に往來す、嘗砂上の人迹を見るより、多年幸に兇眼を免れ、其害に逢

す、然れども其危きこと、將に牲とならんとするの牛羊の如し、其害を免るは、偏に深林密樹の、我栖を隠せるゆへなり、又舸に乘て潮流に從ひ、四十里外の洋中に見ゆる一濱に達せんとすれども、海路若兒人に遇は必食はれん、亦幸に兒人に遇はざるも、濱に沿て人間に出づること難かるべし、時に歸國の懐なきに非ず、又舸に乘て出んに、若歐羅巴の舶に遇はゞ、歸る期を得べしと、千想萬思精神疲れて昏睡す、百憂起るときは、常に天の加護を念て、精神を固め居れり、或夜昏睡し一奇夢をみる、早曉城を出で濱を徘徊するに、二艘の飛舸あり、中に十一頭の兒人あり、濱に上りて側なる縛俘を食はんとすること、釜中の魚の如し、其時に縛俘手足を動搖し、遂に逃れ奔り、城の後なる密林に潛匿し、我を拜し救はんことを乞ふ、我是を救て僕とす、此僕の助を以、彼四十里外の濱に渡る助にやせん、又其海路にして、兒人に遇ざる術を考るとして、夢醒たり、此夢驗あらんと、日其驗を待て竊に悦す、人間に出つるは此術に若ことなし、又思ふ、兒人至らば、縛俘を救ふて、餘を鏖殺するも易きに非ず、又我一僕を得んと、許多の人命を損するも本意にあらず、然れども熟按ずるに、彼は兒人、我を見ば必殺さん、されば彼を殺すも害なし、是よりして兵器を調へ、出て敵を伺ふこと更に虚日なし、十八ヶ月に至て、一の人影をも見ず、然れども常に心を盡し、島の西邊及南邊等に至るまで、竊ひ極めり、これ彼が常に來る所なり、稍疲ると雖、窺ひ望みて怠らず、又思、兒人來れば、一二人を殺し、餘を教導せん、又た待て遂に一人の兒人を見ず、

其後一年半を經て、最早來らずと安心せしに、一朝忽五艘の飛舸、濱に並べ繋きたり、中に一人なし、是既に上陸せしならん、我未だ此の如く、多く來るを見ず、又提る毎舸六七人に下らじ、時としては一舸十人なることあり、然れば一齊に五十人を殺すこと實に難し、已むことを得ず、戰慄して城に歸る、軍器を陳列すること、武衛の如し、敵來らば死を極めて戰はんと、待つこと多時なれども來らず、由て銃を梯下に置き、梯より巖上に登り、忍やかに遠鏡を以窺ふに、三十餘の兒人火を圍んで踞す、將に食肉の宴を開んとする勢なり、これを窺て眼一睫せず、彼兒人二人の縛俘を舸より引立て、地上に於て梃殺すること、恰も牛

羊を殺すが如し、凡殺すこと二三人、皆割剖し臓腑を去り棄ること、鳥を割の法の如し、又一の縛俘側に在て、今將に殺されんとす、幸なる哉此俘、兇人縛を解くとき、一瞬間の隙を得て、死力を極めて急に奔り逃るゝこと、飄風より疾し、奔りて城の近濱に至る、三兇尾を追ふこと急なり、抵半途に小灣あり、逃るもの直水に投じ、鴨鷗の浮游する如く、二三十躍にして易易と打渡りて、こなたの岸に至り、其前なる密林中に入んとす、三兇の追者、一は灣頭に立ち、二は齊しく水に入て追と雖、逃る者の游ぐに及ざること遠し、我僕を得るの幸運至れり、彼を援はんとて、梯下の銃を執て再び巖に登り、遂に濱に向て急に走り、追者逃者の中間に出で、我逃者を呼び援はんと叫べば、逃者我異形に恐れて、轉じて他方に奔り、却て追者に近し、我逃る者の方に從ふ、追者及ばんとす、由て銃を放ち一兇を斃す、爆聲を聞て追者逃者、共に直立して畏れて動かず、由て今一兇に近き見れば、背に弓矢を負へり、我近きて矢の及ぶ射瞄を考へ、一矢を箙に抽き、已に引て未滿たざるに、我銃機既に發し、誤たず中て卒倒せり、然れども彼半彀の矢飛で、我皮帽を掠めて流る、豈亦危からずや、二兇皆我銃に斃る、因て逃者を呼べども、我銃の爆聲閃光に恐れて戰慄せり、由て殺さゞるの手勢をなして呼ぶ、彼卽匍匐し進むこと十餘歩、我前に叩頭し、活命を謝する如し、我笑て以仁惠を示せば、彼亦頭を我足上に加ふ、恰も我奴僕とならんと欲する如し、時に僵たる一兇、銃傷淺かりしや、蘇起して進まんとす、故に指して逃れたる者に示す、彼一二答れども、悉侏離にして解すべからず、我二十五年、未聞かざる人語を初めて聞、大に悦べり、又逃者に示すに手勢を以し、銃を與へ、彼蘇起する銃人を殺すべしと、照門を兇人に向けて、喩せども應せず、由て大刀を借せば、卽執て跳り行、彼兇人を斬り、首を提げ歸り、我に刀を返し、飛躍して喜ぶこと限なし、彼亦手勢を以問ふ、遠方より追者を殺せるは何ぞや、乃屍を轉じて兇傷を示すに、鮮血流出し、魂氣未た去らず、卽彼に命じて、直に沙を穿ち二大穴をなさしめ、二屍を埋みて、餘の兇人に見せざらしめ、其埋むこと纔に二盞茶時の間なり、弓矢を奪て城に歸る、是に於て彼が疾走して渴せるを察し、水を飲しめ、又蒸餅、乾葡萄を與ふ、假に藁を布くの寢所を示し與ふ、

彼強壯の男子にして、齢二十四五、容貌美にして顔相柔順なり、面はエウロッパ人に似たり、髪は黑くして長し、其額廣く、眼光燧炭の色あり、面圓く、鼻少許薄く、歯象牙の色の如し、體色はアメリカ人の黑き如ならず、瞭八樹果の色に略類せり、暫く眠りて起、我を拜することを恰も恩を謝して、終身事へんとする狀なり、我亦恩志を加へて許諾す、先彼に本國の語を敎へんとす、彼の名を普鈴駝夫と呼ぶ、卽金曜日の義なり、此日を以死を免れたればなり、又我を呼てメーストルと稱せしむ、主公の義なり、次にヤー、ネーンを敎ゆ、唯、否なり、後に飮食を調ふの法を敎へ、衣服を與ふ、普鈴（以下四字を省し二字に用ゆ）、我に告曰、沙中に埋みたる屍を食はん、我大に驚き、吐する勢を示して、其食ふべからざるを喩す、翌日普鈴を卒ひて、岡上より遠鏡を以窺ふに、兇人既に二頭の追者を捨て、去る、唯一艘の舸をか、ぬ、由て普鈴に大刀弓矢を持たしめ、又一の銃を提げしむ、我二箇の銃を執て、彼宴所に至り、其食後を驗するに、猶肉を帶たる骨あり、流血淋漓として土を汚せり、我人肉の炙れたる殘餘を見て戰慄せり、是定て彼等の國俗にて、他國を侵して妄に人を捕へ、此島に來て食ひしと見え、三の髑髏、五の手骨、四の臀骨、肚骨あり、普鈴見て戰慄し曰、兇人元四人を食はんとす、一は卽僕なりと云ふて、自ら面を指し、且我に逢て免るを謝す、我普鈴に命じて、此人の骨肉狼藉たるを集めしむ、自ら木を伐り周圍に積み、火を放て燒く、是則火葬の意なり、我火を放て燒くとき、普鈴其一臠の肉を食はんと、口涎を流せり、我怒り、威を奮て大刀を舉て斬て兩斷させんとす、普鈴叩頭し謝す、乃懇に人肉食べからざるを喩す、一日普鈴に木綿の袴一、羊裘一、兎皮尖帽一、袖套一を與ふ、裘帽は我製にして甚巧みなり、以彼が裸體を覆ひたり、彼大に悅ぶ、亦彼の身に合はざる所あり、故に補ひ廣めて授けたれば、愈悅を謝せり、普鈴が爲に一室を選ぶ、其室我內外牆の間にあり、一の戶を設け我室と隔つ、是夜中我室に來れば、必聲ありて我眠を覺ます爲にす、又次に普鈴の室を堅くす、卽外垣の近傍に、一大樹ありて舍を覆ふ、其樹に由て穹形に板を架し、藁を以葺くこと甚厚し、此內に居らしむ、又戶なし、一梯を韮す、梯下一石を置き、夜中若我室に至らんと欲せば、石を擊て我眠を覺ますべし、然るときは我起て梯を施し

與べし、晝間は親く同居すれども、夜は甚隔絶す、未だ其心中を明察せざればなり、日を追て其忠誠を明にす、彼我を見ること父の如し、故に我赤子の如くす、是より堅硬なる備へを徹す、一日彼に示すに古語を以てす、其語曰、天の人を生ずる、猶陶工の粘埴を以、種々の壺を造り成すが如し、壺は上面に大口あれども、未嘗其體の苦窳、己が意に協はずとて、陶工を責めず、人も亦其殃禍を以、天を怨むこと勿れと、言語通ずること難ければ、先許多器物の名を敎ゆ、初普鈴を扶てより三四日を經て、人肉を嗜の癖を止めんと、山に入て山羊を獵る、時に羊の二兒を牽ひて走るを見て、普鈴に指して獵するを示す、普鈴應ぜず、我銃を放てば、普鈴其音に驚き、己が身に中りしと思ひしや、魄を失ひて地に仆る、漸く起て戰慄して止まず、左右に己の衣裳を視て、裂たるかと疑ふ狀にて、大に敬屈し、大聲して言ふこと數十言、我一を解せず、然れども按ずるに、これ普鈴己を殺さると疑しなり、由て手を援けて起し、其殺すに非るを示し、彼我銃にて斃れし羊を執らしむ、又銃にて一大鳥を殺す、忽地に落て兩翼を動すこと甚し、普鈴をして取らしむ、普鈴銃に火藥を塡むを知らず、唯然として思ふ、此器人幷に鳥獸を分たず、凡生あるもの遠近を選ばず、忽斃れしむるの神器なりと、又普鈴の見ざる所に在て、鉛子火藥を塡し、好き獲ものを待つも來らず、遂に城に歸る、彼羊皮を剝、肉一臠を熟して與ふれば、大に悅び美とせり、然れども鹽を用ゆるを忌む、我少許の鹽を彼の口中に入るれば、忽乾嘔し嗽ぎて、再び鹽氣あるものを食はず、餘の食品も皆大に美なりと云り、明日肉を鐵串に貫き、炙て食はしむ、本國に於ては常用の法なれども、彼は大に異とせり、然れども、彼食を美味なりと示すこと百般、遂に再び人肉を食はじと示せり、我亦歡喜の狀を示す、又明日穀の粃を去らしむ、我より速にして且勝れり、次に蒸餅の製を敎ゆ、又速に習へり、一口を增したる故、田を增し墾く、普鈴も耒を執て從へり、我恩を報ずる爲にや、終日勞して我を扶け、曾怠ることなし、荒島に多年を經て、幸に此僕を得、是天命循還して吉に向也、普鈴諸器の名を暗記し終る、諸我命に從て執れり、稍我言語を解するに至る、一日普鈴曰、吾本國に歸る志なければども、歸らるべきや、我答曰、難し、我問曰、汝

の國の人民嘗て戰ひ勝ことありや、又國勢怯弱なりや、普鈴答曰、我國の人勇悍にして、戰は常に勝、我曰、然らば則汝何ぞ敵の手に落たる、答曰、我敵と戰ふとき、我隊少く敵衆多なり、遂に我等四人を俘にせり、然れども此役や敵を俘にすること三千人、此數を以四人に比せば、豈我衆の凱陣ならずや、我曰、然り、又疑ふ汝擒にせらるゝとき、汝の行伍何ぞ援けざるや、答曰、敵我を擒にし、舸を飛して去、我軍時に舸なし、我曰、汝の兵士凱旋して、俘三千人、皆本國へ返へし和睦せしや、但し皆食せしや、答曰、皆悉我國人の食となれり、我曰、其國に於て食ふか、答曰、處々に至りて食へども、多くは此島に來りて食ふ、我曰、汝も亦嘗て來れりや、答曰、唯々、屢來れりと、島の西北を指せり、是に於て其處を導かしめ往き見る、普鈴言語には難ければ、石を以て籌とし、二十人の男二女一兒を食ふと言ふ、我亦問、汝の來る何かん、颶に遇て危きことありや、答曰、潮の進退を計り來る、嘗て危きことなし、午前午後洋中に深く出れば、必颶風の害あり、後に亦普鈴に聞く、此島はアメリカのラロノーキユーと云大河の海に入る對衝にありて、潮の盈る、海水此河に潮水し、潮の虛する、又此河より流れ出づ、是其河口の北邊にある島なり、

又北より西北に廣く見ゆるは、チリニタトと云大島なり、我又問ふこと百般、皆これを略す、遂に此島に最近き人居を問ふに、ガリビーレスの種屬なり、我地圖を檢するに、彼大島はラロノーキユー河の口より、一部はクヰネヤに達し、一部はマルタの海濱に達せり、普鈴曰、此大島の西に長髯白色なる人住する國あり、我國人と戰て勝、三千人の俘を得たり、我思ふに、普鈴は兇人の一種にして、其兇暴の近傍諸國に加ふるならん、抑此國俗は人肉を食ふ、天下の愚夫愚婦、其孩兒に語りて啼を止と云、或時普鈴に問ふ、此島を逃るゝ術なきや、答曰、小舟にて足れり、由て此を造らんと計る、是より日々問答說話し光陰を消し、三年を經たり、生業の間、我漂着以來のことを語る、又火藥を用ひ、銃を放つを敎ゆ、又小刀を與ふ、彼革帶に佩て重愛す、これ彼が國鐵少きが故なり、又一斧を貸す、一日地球の圖を造りて、我本國及び周流する所の地を示すに、彼驚き初て地の大なるを知り、嘆じ曰、主公は全世界を周流するものなり、我破船のあり

し處、幷に其後破舶漂死溺ひ來る處等を示し、嚮に雷雨の夜砲を發せし難船のことを語り、其跡を見せしむれば、彼口箝て立ち、暫して云、我本國にありしとき、嘗て白色の人の漂沒せんとする脚船を救ひしことあり、これ其周遊の內の人なるべし、我問曰、其脚船幾く人か、答曰十七人、皆我本國に住して生存せり、彼雷雨の夜に砲を放ちしもの、必此同遊の人なり、我亦問曰、其救し人を何とて食ざるや、答曰、我國無事の人を食はず、戰ひ勝て俘を食ふのみ、一日島の東邊の山上より望めば、氣霽てアメリカの濱を望む、普鈴は本國を望み見ると、踊躍して大に歸思を促せり、我亦其地に至り、姦俗を敎導せんとすれども、敎を受けず、反て我を食ふを恐る、時を待て敎へんとす、或日亦望む、我曰、汝歸るを欲するや、答曰、然り、汝歸らば又人を食ふや、答曰、否穀と畜とを食ふのみ、我曰、汝國俗に違へば、國人又汝を食はんや、答曰、否國人我を愛せり、我曰、汝と同く行かば、國人我を食はんや、普鈴曰、否々縱令食はんとすとも、我止て此暴を爲さしめず、國人我を見ば、我恙なきを異まん、其時主公に助けられしことを述ん、然らば國人厚く主公に謝せん、一日普鈴に告て曰、我一の舸あり、汝これに乘て本國に歸んとて、舸を示す、彼曰、此小舸大洋に浮べて、本國迄航すべからずと云へり、由て初めに造る大舸を見せしむるに、既に二十三四年の光陰を經れば、日に裂れ雨に朽ち用ゆべからず、普鈴曰、これ以洋中を凌ぐに足る、然れども此の如く壞れば、用にあたらず、曰、更に大舸を造りて父の所に送り、我は此島に止らん、普鈴曰、我長く主公の側に居らんと欲す、主公何ぞ我を棄るや、我曰、汝常に本國に歸んと欲すと言はずや、答曰、我主公と生死を共にせんと欲す、主公島に止れば、我も亦島に止らん、曰、汝我側に在て何をかするや、答曰、主公我を死地に救へり、故に死生を共にし、主公を輔翼せんとす、我強て曰、我は此に止らん、汝は本國に歸り、父母を省みよと言へば、彼忽走りて、一の斧を執て、柄を我に授く、我曰、これ何のゆへぞ、答曰、主公實に我を憐まば、我を育せよ、若棄んと欲せば、乞ふ一斧に斬れと云て、號泣すること甚哀し、是に於て其至誠を感じ、共に彼が本國に航行せんと、山に入て舸を造る材を索む、遂に槻の一種を得たり、普鈴は此樹を呼て、ニカラキ

と謂へり、是にて大舸を造り、一月にして成る、由て轉輾し遂に海水に達す、彼に試に櫓を盪かしむ、其疾行飛箭の如し、由て知、彼船事に鍛練せるを、我問曰、是舸彼海濱に至るに足る乎、答曰、足れり、我帆舵櫓錨等を備へんとす、帆布は既に二十六年を經れば、破れて全幅なし、僅に一片の稍完きものを補綴し、小なる半肩帆を作る、此帆は我嘗て用ひ熟すればなり、二ケ月を經て、舟具全備す、舳檣と本檣と共に二本を置く、誠に海上に浮ぶるに、普鈴帆の風を得て、疾く走るを見て大に驚けり、これ其國小舸に帆を用ゆるを知らざる故なり、又舸を旋折せんとするに、彼動もすれば櫓を用ゆ、我唯帆綱を引て、轉廻進退意に從はしむ、彼更に奇術とせり、然れども不日に其法を習ひ得たり、又唯羅盤を見て驚歎せり、これ此地方本磁石なし、只雨候の外は大抵清朗なれば、晝は地方を見、夜は星辰を以方を辨ず、第二十七年の秋の雨候至れり、由て城に止る、兩三年以前より、普鈴を得て我勞大に省けり、共に田を墾き、且過多の葡萄を乾し得たり、普鈴小溝を鑿て海水を引き舸を繋ぐ、然れども舸底は陸に在て濕はざらしむ、又其上樹枝を以屋形を製し、雨を防ぎて第十一月第十二月の比に至り出帆せんと、其期を待つ、

漂荒紀事卷之四 終

漂荒紀事卷之五

早候至り氣朗也、初て出帆の備へを爲す、先づ要器を舸に運び、又溝を掘水を引き、舸の浮ぶに便す、一朝普鈴に亀を捕らしむ、暫して歸り、急に猫の如く牆に攀、危難を告曰、五六舸近く來れり、我往き窺ふに、五六に非す唯二三也、我曰、恐るゝ事勿れ、悉く彼を殺さん、兇人なれば必我を食はん、我彼を殺すに如かす、汝能戰はんや、普鈴曰、彼衆我寡戰ふ可らず、曰、我銃あり、衆に敵するに足る、我戰は汝從はんや、普鈴曰、君死せば我亦死せん、由て普鈴に一盃のリユムを飲ましめ、精神を强くす、次に二箇の獵銃に、大なる鉛屑を充たるを持しむ、我自ら四箇の銃に、各五丸を塡たるを執る、又革帶に二箇の小銃丸を盛たるを挾み、腰に無室の大刀を帶ぶ、普鈴には一柄の斧を佩ばしむ、備へ終て遠鏡を以、岡上より望むに、三の舸に二十の兇人、二三の縛せる人を引て上陸せり、其處は常に來る濱に異なり、其宴を設る所は、小港の側密林邊に在り、我其不仁を見るに忍す、怒血身に濤沸す、忽岡より降り、普鈴に云、彼等悉く殺し、死者の爲に仇を報せん、汝速に從ひ來たれ、此時リユムの効にや、勇氣を奮ひ曰、能君に從て彼を殺さん、岡を下り正に敵に向はんとする時、普鈴に一小銃を革帶に插み、三箇の銃を肩に擔はしむ、我一小銃を佩び、三銃を執て進む、別にリユムを硝子壜に入れ、囊中に貯ふ、又普鈴の背上に、火藥鉛子の大嚢を負はしむ、令して曰、汝我爲す所を見て、吾如くにせよ、又銃を發するときは、我別に命すべし、扨小港を廻りて進むこと一里、遂に密林に至る、我勇大に增して、思ふに彼等銃もなく、甲冑もなく、且其不虞に出れば、戰ひ勝つこと決せり、林中に入て目を八方に配り、遂に密林を出て、敵に近づくこと、僅に濱嘴の小林を隔つるのみ、普鈴に命じて樹に登りて窺はしむ、普鈴樹上より窺ひ、返り報じて曰、彼火を圍んで人肉を炙り食ふ、別に手足を縛せるもの地上に仆る、是次に食はれん、其人白色黑髮なり、我聞て又彌憤怒す、普鈴曰、これ我邦人に非れども、吾國內に住する他漂泊人なり、此を聞愈忍す、直に樹に登り、遠鏡を以窺へば、白色にしてエウロッパの人なり、樹より降進む處に、幸一

樹あり、敵を距ること凡百餘丈、此樹に蔽はれつゝ進むこと一町餘、又進んで敵を距ること十丈に至る、又一樹あり、樹邊幸に小高き岡あり、故に或は岡に藏れ、或は樹に蔽はれ、遂に八丈許に至る、敵を狙ふて眼一瞬せず、時に見る、火を圍むこと十九頭、二人は別に縛人を割き炙んと、其縛を解くの狀なり、直に普鈴に命じ曰、汝怯せずして唯我なす如くせよと、大小二銃を地上に置く、普鈴亦然す、我一銃を執て敵宴に向て照す、普鈴亦然す、我曰、汝が銃既に調ひたるか、答曰、然、我曰、機を發せよ、即普鈴と共に機を發す、爆一聲耳これが爲に劈んとす、普鈴の手に死するもの三頭、銃傷するもの三頭、我手一を殺し二を傷く、敵忽紛亂狼狽す、彼飛丸の來る方を見ざれば、其走り去るべきの方を知らず、普鈴は唯我爲す所を見る、我第二の銃を執れば、普鈴亦然かす、又初の如く一齊に放てば、死する者唯二なれども、皆鉛屑を充たれば、傷くもの頗る多し、鮮血淋漓として五六歩奔れども、又斃れて半死の如し、我第三の銃を執る、普鈴亦然す、我威を奮ふて、樹下より跳出衝突すれば、普鈴も亦尾走し、共に大に呼て、聲霹靂の如し、敵我異形を

恐れて、狼狽し逃げ、我普鈴に命じて追はしむ、我直に縛人の縛を小刀にて解き、直にホルトガル國の語を以問ふ、汝は何人ぞ、彼羅甸の語を以答ふ、我は彼兇人の俘たり、其聲甚細く、又衰弱して立こと能はず、我囊中よりリユムを出し飮ましむ、又一片の蒸餅を與れば、一口に呑下せり、我又問、何れの國よりするや、答曰、エスパグノレ即イスパニヤ人也、是に於て我に向て拜し、百般の謝狀をなす、我又シグノール、これイスパニヤ國にして、人を勞らふの語なり、彼漸活潑になれり、乃彼に銃と刀とを授けて曰、汝の用ゆる所に任すと、彼此に器を執て大に力を得、電光の如く敵を追て、立どころに二頭を斬る、これ敵已に逃散すべきなれども、初め銃爆に驚きて、地上に倒るゝものあり、又偃伏するもあり、鉛子に中らざるも、皆魂を奪はれて歩むこと能はず、縛人を殺さんとせし二頭は、初發の爆聲を聞て走り、濱上の舸に乘る、他の三頭も亦舸中に逃れ入る、我普鈴に命じて追しむ、普鈴舸を距ること十五丈にして機を發す、舸中皆斃る、但二人は死せずして逃る、我銃刀、皆縛を解きしイスパニヤ人に貸したれば、普鈴を呼て、初發の後樹下に

投せし虚銃を執らしむ、普鈴疾走してこれを執り、火薬を填め、我も亦急に銃の備へをなし、諸銃皆我近側に置く、普鈴に令じて曰、汝銃を用ひんと欲せば、我に就て取れ、銃は我側を離すべからず、時にイスパニヤ人と兇敵と、兩々相當り酣戰するの間、兇敵忽大斧を以、イスパニヤ人を一撃に斬んとす、イスパニヤ人速に避け又戰ふ、敵既に頭上に二大創を被と雖、驍勇にして遂にイスパニヤ人を捕へて地に倒し、我貸す所の刀を奪ひ取らんとすれども、敵に渡さじと互に引合しに、敵の強きに堪へず、奪はれんとせしとき、イスパニヤ人忽一計を生じ、刀を敵に任せて執しめ跳り退き、敵を避ること四五歩、腰なる小銃を拔取る、敵既に刀を奪ふて振揚げ、額より下らんとす、間に髮を容れず、イスパニヤ人の銃光發して敵に中り、且丸鼻より頂を穿て後に飛ぶ、是我援んと、走り進む半途のことなり、普鈴銃を投じ斧を執、彼躁亂迷走する敵中に馳入り、中るを幸に劈斃せり、イスパニヤ人走り來りて銃を貸へ、乃獵銃を假す、彼二頭の敵を追ふ、敵林中に入、普鈴其一を殺す、一は又疾く走りて海中に投じ游ぐ、濱より銃を放ちしに、小傷なるにや、死を極めて舸に達し、舸を飛して逃れ去る、

其獲左の如し、

三人初發に死す、

二人再發に死す、

二人普鈴舸中に殺す、

二人銃に中て斃れ、遂に普鈴に殺さる、

一人林中に殺さる、

三人イスパニヤ人に殺さる、

四人小傷を被り、逃んとするを普鈴に殺さる、

四人舸に乘て逃る、

總計二十二人、

舸に乘て逃るゝ者は、疾きこと飛箭の如し、既にして普鈴濱上より、銃を放つこと三四なれども、遙に逃延びし故丸達せず、普鈴彼の濱に遺せし舸にて追はんと欲す、これ彼を打洩せば再び黨を結び、多くの舸にて襲ひ來るを恐れてなり、普鈴彼を追はんと、乘棄し舸に乘り、我も今一艘の舸に入れば、舸中別に一縛人あり、全身縦横に縛せられ、舟底に伏せしゆへ、嚮より心付かず、且老人は疲れて半死の如し、直に縛を解き、リユムを飲ましめんとすれども、彼は己を殺さ

んとする毒かと疑ひ、且我異形を怪み股慄す、由て普鈴を呼び取、彼を扶け、尙又リユムを飮ましめ、又殺すに非るを喩し示す、普鈴唯一目見て摟抱し、嬰兒の如く叫び、跳躍すること恰も狂人の如し、我其故を問へども答へず、唯自己の襟を開きて、顏を差容るゝこと少時、又彼が手足の縛痕を按摩すること甚敬せり、我亦リユムを注ぎて擦捺せしむ、是等のことに由て、敵の舸を追はず、これ遺憾に似たれども却て大幸なり、一時の後颶風西北より起り、彼兒人の舸、洋中にして此颶風に遇ひ、覆沒せんこと必せり、縱ひ覆沒せざるも、遠く他邦に漂流せんのみ、普鈴舸中の縛人を慕ひ離れず、時に普鈴を呼び曰、嚮に汝に與へ置し蒸餠を食はしむべし、答云、旣に食し盡せり、然れども別に一種の食物あり、これを彼に與へん、我其能貯へしを嘉し、一盃のリユムを飮ましむ、普鈴自ら飮ずして、縛人に奉ずること甚恭し、我亦一簇の乾葡萄を與ふ、時に普鈴舸を下り奔去る、其疾きこと飛鳥も及ばず、我呼べども顧みず、一二刻の間に、大に疲れて滿面汗を流しつゝ、手に一壺の水、二籃の大蒸餠を提げ歸る、蒸餠を我に奉じ、水を縛人に供す、彼水を飮で、我リユムより美なりとす、我大に渴すれども我には與へず、我普鈴に問、水尙餘れりや、曰有、然らば彼所に息へるイスパニヤ人に與へよ、彼亦渴するならん、又普鈴の今我に奉ぜし蒸餠一團と水と、別に一簇の乾葡萄を與へしむ、彼大に悅謝すれども、其身戰ひ疲れ、且縛痕大に腫起して、痛める狀なり、普鈴に命じて、リユムを注ひで摩擦せしむ、普鈴彼を扶くと雖も、屢舸中の縛人に目を注ぎ、意舸中にあり、舸中の縛人は昏睡せり、卽此舸に彼イスパニヤ人をも扶け乘せ、城に歸らんと、櫓を盪して濱に沿て行く、其疾きこと舷風を生ず、普鈴舸を城地の邊に放ち再び奔り去らんとす、我問曰、汝何くに往、答曰、今一舸を取て歸らんとす、奔り去ること銃より迸る鉛子の如く、弦を離るゝ箭の如し、我未嘗て彼が善く走るが如きを見ず、須臾に舸を盪し返る、我命じて二客を扶け、城に入しむるに、二客立つこと能はず、我漸く扶け城の構上にあげ、急に近林に入り、輿形なるものを造り、二客を載せて城に入る、城壁直立にして門なし、梯に非ざれば登るべからず、壁を穿たんとすれども、壁厚く穿つべからず、由て纔に一時に外牆と密樹

さの間に、樹枝を伐て一の小舍を造る、帆布を葺き中に床形ちを作り、其上に藁を積み、又二つの臥褥を布き、二客をして其上に臥息せしむ、初め多の兇人を殺し、我手悉く血に染む、是殘忍に似たれども、一を殺して衆をこらしむるなれば、害あらじさ思ひ戰ひしなり、我島漸く人口あり、全島を領して、政我より出づさ笑ひて悅べり、我亦二客の爲に、居室飲食を與ふ、普鈴我に言ふ、昨日扶けし老人は即我父なり、由て昨日の動作敬恭なるを知る、

普鈴に命じ、牧に往て兒羊を殺し烹割せしむ、我室に入て知らず、肉熟せりさ報ず、臨て見れば甕中麥粉及米あり、我奇なりさして食ふに美也、普鈴曰、これ我本國にて製する肉糜なり、又普鈴舌人さ成て、二客の語を通ず、宴終り、昨日道に遺せる兵器を拾ひ收めしむ、又命じて敵の死屍を埋めしむ、其後普鈴をして父に問はしむ、敵歸國して、再び仇を報ひんために襲ひ來るや、父答て曰、猛風に遇て沈みしならん、又他方に漂流して食はれしならん、又イスパニャ人に問ふ、答曰、敵假令歸國するさも、彼未銃を知らず、且主公の異形を見て、更に常人に非さす、敵黨を結ばんさすれども、其風を聞及ぶもの皆言はん、彼島震雷を起し、雲中より神人現ずるありさ、又手弓矢なくして、遠く人を殺すの威を恐れん、此論一國に傳はらば、彼亦必言ん、さればこそ神人に罪せられ、其生て逃れん舸も、猛風に逢て覆らんさす、全彼神人の所爲ならんさ、再び來ること無るべし、然れども尙島中を守り、三人を分揆し、豫じめ計策を定む、我銃あれば、一人三四十の衆に向ふに足れり、我又前日の航海の擗萌す、これ普鈴の父子、若主君我國に來らば、大に倖給し、洪恩の萬一に報ぜんさ云により、イスパニャ人普鈴に由て我に語る、普鈴の本國に我十六人の同伴あり、其内亦ボルトガル人あり、皆健に彼國に上れども、食料諸器に優かならず、因て破船漂流の始末等詳に說話す、我前に察せし如く、イスパニャ近國より、產物の皮器銀器を、ヱウロツパに交易するの舶なりしに、衆皆溺れ、十七人金命水命投走無命、彼の濱に蕩上らる、然れども又此土人の腹中に葬られんさ恐懼するのみ、又語る、我衆銃あれども火藥なし、亦初め少許あれども、食料の爲に獸に放ち盡く、我問曰、汝の衆本國に歸らんさ欲するや、答曰、屢歸らん

と欲すれども、船を造るの器、且貨財を缺くゆへ、屢此謀を企てけれども、遂に止みぬ、失意の憾唯一行の涙のみ、我曰、彼國に行て汝等を救ひ、大船を作り本國に送らんと欲すれども、彼土人我仁心を知らず、却て吾を以無用の周旋をすると憎み、我を食はん、然れば彼十六人を、却て此島に連れ來り、力を戮せて大舶を造らば、嘗て我漂たる破舶、及び他に又拾ひたる破舶の鐵具を以て造らば、必成るべし、又其鐵を鍛冶せば、諸器を作るに足る、されども十六人を此島に引來らんは、土人聽允せまじ、若我銃を與へて、其人に易なば聽允すべけれども、銃は我爪牙、須臾も身を離すべからず、彼曰、彼土人主公を殺すこと無るべし、却て君を敬養せん、然れども我旣に歸國を欲せず、君の洪恩を報ぜん爲に、終身君に事へんとす、乃曰、若君の側に居るを厭ふ所のものあらば、我自刎して、最後一滴血（一滴血は彼國盟誓の詞）、の血を以て君を祭ん、又曰、我同伴饑に迫り、本國に歸ることは姑置く、其國人に食はれざるを幸とす、主公若彼等を救ひしならば、彼等悦んで終身必君に事へん、曰、其土人我を害せざれば、彼土に渡り、汝の同伴を此島に引て來らん、然れども少しく時を待べし、我穀ありと雖、十六人の多口を養はゞ、五儲一時に盡きん、我汝等四人と田を墾き、十六人の食を儲へ、其後大舶を造り此謀を成さん、是迂濶なりと雖、只其時の至るを待べし、是に於て昔ヨーセフの故事を說て喩す、六ヶ月の間に、田圃を墾き廣め、種子を下す、其間時々林より木を伐り出し、舶を造るの備へをなす、初め椅子几案を製せし時の如く、巨材を兩側より削り、唯一片板を得、其勞なること紙上の論に非ず、其最大にして且美なるは、櫟を以造れり、板長二丈五尺、厚きこと四寸、又食料を補はんと普鈴に命じ、數群の山羊を捕らしむ、其術先に說けり、我穀熟して、二十囊の種より、二百二十囊（一囊凡二斗五升を盛べし、量なきゆゑ、其囊の數を以物計を知べし、）を得たり、これ同伴を養に足る、是に於て前に普鈴と共に作る大舸を以、十六人を迎へ來り、又力を合せて一大舸を造り、成らば先づ此島を去て、アメリカ地方の人を食はざる所を求て行き、夫より本國に送るべし、穀倉を造り、又多く籃を造るに、イスパニヤ人殊に巧なり、儲已に具る、乃イスパニヤ人に命じ、同伴を此島に連れ來れと、又普鈴の父に命ずらく、漂泊人を此島に迎るに、土人若

遮るものあらば、汝是を制して、滯なく此島に來るべきを處置せよと、兩人血をすゝつて誓ふ、此に於て二人に各銃を貸し、八發の火藥鉛子を與へ、必死の時に非れば、用ゆることと勿れと戒む、我此に止る既に二十七年、人間を出るを千慮せしに、此舉や素志を遂するに足る、此時第十月望にして、濱上より眺望すれば、月光波に閃々として、海氣骨に砭す、其後八日一奇事又生ず、早朝熟睡して未起きざるとき、普鈴忽呼び起す、嗚呼主公彼十六人等、既に大船に乗りて來れり、我跳り起き忽に衣を穿ち、兵器をも帶せず、安じて小門（小門は寨の山側に穿ち拔たる寨口なり）より出で、後山に登て望み大に驚駭す、濱を距しこと半里餘にて、半肩帆を上たる脚船あり、風強くして我島に向て吹く故、暫時に島に近く、我城の方に來らず、島の南濱に著くの勢なり、普鈴に命じて曰、汝一言を出すこと勿れ、彼敵なるも料られず、即山に登り、遠鏡にて其動靜を窺ひ、漸山頂に登りて忽亦驚く、東南二里許に一大舶あり、其形狀帆檣及脚船を見るに、我本國のものに異ならず、故に其中に本國人あらん、又幸に友人あらんと、大に悦び跳躍せり、其喜心天に登らんとす、時に心中一疑を生ず、本國の舶何故に此荒島に來る、抑本國の舶、諸方へ交易すれども、此近國に至ることなし、これ必猛風の爲に漂はされしならん、然らば此に來りて薪水を取べきに、左もなくして海邊に逍遙するは、これ必海賊に舶を奪はれしならん、然れば本國人の苦は、今日我光景より甚しからんと、又思量すらく、救はざれば不仁なり、これを救はんとするに我身も危しと、千思萬想するの間、偶意に上り來る、我小港に繫ぐ舸を見ざるは幸なり、然れども舸を見出さんかと、心大に不平なり、上陸せるものを見れば、勞瘁として本國の民なり、又和蘭人ありとも見ゆ、徘徊するもの凡十一人、其三人は梏を首に受け、本國の民と見えたり、如何の故にや、此島に放たるゝの狀なり、其一人は殊に憂苦の色あり、餘の二人も天を指し、大に歎じ憂ふるの狀を見る、何事なるや此一場の形狀、其趣を聞かざれば、更に解すべからず、普鈴は解せざること我より甚し、我に向て問、主公の本國人、亦兒人の如く俘を食ふか、我曰、人を殺すと雖其肉を食はず、我此狀を解せずと雖、彼三人の殺されんことを危く思ふて眼一瞬せず、然るに彼兒人と覺しき者一人、

エンテル刀を以、俘と覺しき人を斬んとす、されども遠望のことなれば、僻見なるや知らず、我城にイスパニヤ人、普鈴の父も在らず、我と普鈴と而已なれば、救ふに力なし、されども此狀を見て、恕心忍がたし、兒人既に俘を放ちて、島を遊覽せんとする狀にして、彼此を徘徊す、俘に死を逃るゝと雖、荒島に餓死するを憂ふるの狀にて、對座し首を垂れ、活計を所思するのありさま、さながら我初此島に來りて、四顧するに似たり、然るに天兒人を罪するにや、激潮忽一方より涌來り、彼脚船を逸り、遠く陸上に置き、水のみ海に逸流す、脚船の中、二人の火酒に醉ひ倒れたる如きものあり、其一人忽醒て、急に陸上の衆を呼び、又共に艪を潮水に押出さんとするに、汀滸泥深く、船底粘着して動かず、甲の人乙に言ふ、レット、ヘル、アロネ、ヤックカン、テと呼ぶこと甚高し、其語魯敏孫の耳に、的實には解しがたけれども、其儘にせよ、人力の動かすべきに非ず、潮水の滿るを待たんと、我此を聞て按ずるに、潮水五時を經ざれば來らず、然れば必日の暮るゝ迄止らん、故に愈近づきて、其互に語るを聞く、既にして夜討にせんと謀りて、一箇の獵銃を執り、普鈴に三箇の銃を擔はしむ、二人皆皮裘を着、皮帽を彌高に冠り、白刄と斧とを腰に佩ふ、又二箇の小銃を革帶に繋く、備へ終りて日の暮るを遲しと待つ、日景未の刻に垂とする頃、赫暑身を焦す如し、故に敵皆密林に入て息ふ、我思ふに、彼必樹下に眠らん、又三人の俘は、大樹の下に兀坐し、苦患に堪へずして眠らず、我を距ること四分里の一にして、敵とは大に阻たれり、我俘を救はんと、普鈴を從へ行き、樹を楯にして身を隱し、遂に敵眼に入らずして、俘の側に至る、時に俘の一人速に見つけ、異形を恐れて逃んとす、我イスパニヤ國の語を以て問、諸君は何くの人なるや、彼一言を答へず、由て又本國の語を大聲して曰、諸君恐るゝこと勿れ、我諸君の命を救ふ爲に來れり、彼一人これを聞て、直に帽を脱し、恭しく我に向て答へ曰、君は誠に天より降りて、我困苦を救ひ給ふの神人にや、貸客固より此界の人に非ず、我曰、天兒人を追ひ、諸君を救ふなり、先に諸君陸に上るとき、兒人エンテル刀を以、諸君の同伴を斬れりや、彼人涙雨の如く、戰慄し曰、此實に斬るに非ず、吾等を威せしなり、吾等凡夫の身にて、かく神と語を交ゆること

甚恐れ多きにたへず、我曰、恐るゝこと勿れ、天諸君を援けんと、一の嘆咭唎國人を賜へり、君若賊難の困苦を免がれば、君は我より優福の人也、又君に謝する事件あり、我常人にして神に非ず、卽嘆咭唎國人なり、我又一僕あり、且兵器火藥の類もあり、先君の事蹟を述べよ、彼曰、我事蹟一話の盡すべきに非ず、又彼林中には兇民眠れり、我話聲を聞ば惡しゝ、其略を語らん、彼濱外に見ゆる舶は我有にして、我其舶主加比丹なり、海賊の兇難に逢ひ、我卒ゆる所の卒、悉く彼が手に奪る、蓋し食らはれしならん、我等三人も食はるべきに、圖らずも此荒島に放たる、今此二人、一は舵卒一は海客なり、三人此島に餓死せんと覺悟せり、曰、敵何に在る、加比丹林中を指し曰、彼中に眠れり、我恐る、彼若此說話の音を聞て、其眠醒る時は、此衆皆彼が食とならん、我曰、彼銃ありや、答曰、唯二ありと雖、一は船中に遺せり、我曰、然らば君等二人我後に從へ、敵倘眠れり、容易に殺し得べし、又彼を縛せば如何ん、曰、彼衆中二人の賊魁、最兇暴なるあり、彼其部下常に怨む、これを獲ば餘賊自ら降らん、曰、其魁何れにあるや、彼曰、遠ければ知れがたし、曰、敵の見聞せざる隱所に行き、其分揆を合せんとて、一の林中に入る、我曰、若君を救へば、君も亦我を助くるや、加比丹曰、若船を奪ひ返し給はゞ、身も共に君に奉せん、若戰利あらざれば、君と死生を共にせん、我又舵卒に命じて曰、汝此兵器を執て後に從へ、我用ひんと欲せば、速に我に與へよ、舵卒曰、諾、若戰ひ勝ば終身從はん、海客亦曰、戰ひ勝ば君を送り本國に返し、活命の恩を報せん、乃二人に向て曰、各銃を持たんと欲するや、三人拜し曰、希はくは銃を借らん、由て銃を貸し且曰、脚船を奪はんには、彼等を一齊に殺すに若ず、若賊魁を討洩せば、彼必敵を率ひて大に戰はん、皆殺すに若ず、語未だ終らず、敵の林中に立を見る、曰、彼賊魁なるや曰否、我曰、彼に放つべからずと、別に小銃を授け、共に進み行く、彼醒たる敵大に驚き、餘の眠れるものを呼び、互に禦がんとす、呼ぶ聲遲し行く足早し、舵卒海客旣に共に機を發し、二敵爆に應じて斃る、他の一人は重く傷られ、哀音を發し、活命を喚ぶこと數時、加比丹大喝して曰、汝助けを喚ぶこと遲し、天汝の暴惡を罰するなりとて、銃の木柄を以、唯一下に擊殺す、他の三人も亦傷を被り、加比丹

に向て、一命を赦すを乞ふ、則彼を緊しく縛し、普鈴に命じて、船中にある船具帆檣桅を取り來らしむ、時に二人の敵銃爆に驚き、林中より跳り出づ、加比丹の勢を見て、今迄は我が俘なりしに、今彼が俘さならんさて、身を縮め地上に伏す、由て又緊縛す、加比丹既に敵を殺して其心降る、由て城に引行き、互に從來を語る、加比丹我漂着以後、活計の千辛萬苦を聞き、且百工の事を發明せしこさ等を想像して、皆奇々の會叢なりさて大に驚く、且其天の祐けあるを知て、感泣口を箝んで言はざるこさ多時、客も亦大に歎美す、我蒸餅を焼き羊肉を烹、葡萄酒を出し大に饗す、又手製の家什を悉く出し示す、諸客見て奇々さして歎伏す、又曰、此を距るこさ三里にして別舍あり、林中にも亦奇なる一居あり、我富て王公の如しさ、大に笑ひて疲を慰る、宴酣にして加比丹忽然さして曰、此等急話に非ずして、皆無益の談なり、別に一大患あり、緩ふすべからす、彼舶中尚二十六の敵あり、必來て我を害せん、曰、誠に然り、さらば防禦の備へをなさん、時失ふべからず、定て本舶より別に脚船を出し、初の脚船の歸らざるを迎へん、其時は人數兵器も多くして、敵し難からん、加比丹曰、尊喩の如し、曰、先の脚船中の物盡く取り盡し、船をして再び用ひざらしめんか、加比丹曰、善し、則船中の諸物を取る、一壜のリユム、火藥袋、砂糖、帆布、火酒等悉く奪ひ盡して、船底に一大孔を鑿す、其孔容易に塡むべからず、舶中敵多しさ雖、脚船に乏しければ、上陸に不便ならん、我思ふに、敵若上陸するさも、脚船に孔ありて用ゆべからざるを知ば、必此島に置き歸らん、然らば其孔を塡めて、洋中に見ゆる兇人國に渡り、彼國に留るイスパニヤ人を迎へ來り、共に力を戮せ大船を造らん、由て力を極めて船を挽き、遠く水を離れしめ、滿潮にも水に漂去らざらしむ、時に船より砲を放ち、船旗を閃かして、百般の術を盡し、暗號を以脚船を呼ぶさ雖、濱よりは少しも應ぜず、我遠鏡を以舶を窺へば、別に脚船に乘りて迎へんさするの狀なり、其船衆十人、皆兵器を帶ぶ、本舶は水濱より一里半なる故、其中の起居動靜悉く窺ひ、人面をも見るに至る、船より來るの脚船は、潮流に漂はされて、初の脚船の所より稍東に流さる故、櫓を盪し濱に接して、初の船處に至る狀にして、其中の兵卒悉見ゆ、加比丹も亦遠鏡を以窺ひ

曰、彼内三人は、性柔順にして哀憐の情あり、固より爭鬪を忌む、其餘は皆兇人なり、我笑て加比丹に向て曰、死生共に我樂む所なり、何ぞ其衆きを恐れんや、天既に君を祐く、今に至て徒に彼が手に殺されんや、彼柔順なる三人、若し君の僕ならば、我説て正路に復せしめん、彼が死生唯我手中にあり、是に於て加比丹大に驍勇を奮ひ、脚船より上陸する體を見て、急に先の數縛人を所々に分ち囚ふ、其内三人は罪の輕重を辨せず、普鈴をして窖中に囚しむ、如此分ち囚るは、敵何ほど大聲すとも、縛人の耳に聞へざらしむ、これ敵に内應するを恐る、且縛を緊くして逸逃せざらしむ、唯飮食を備へ、命じ曰、二日の後汝を免さん、囚悦び地上に拜伏す、由て普鈴に命じ、燭を執て守らしむ、別所に二囚を置、其縛緩し、又二囚あれども、罪至て輕ければ、加比丹に赦され、舵卒海客及び二囚、我と普鈴、通計七人、衆皆銃刀斧挺を具して、彼脚船中柔順なるものを除し、其他盡く討取んと、敵の來るを待つ、敵濱に上り、脚船を挽て濱上五六尺の地に居へ、又錨を投じて、三人其中に守る、賊初の脚船を驗すれば、其中諸物なく、底に大孔あるを見て大に驚き、其初に上りし同伴を呼ぶこと三四回、遂に應せざるを以、一隊と成りて他方に進み行く、時に銃爆一聲、山谷に應じて反響するを聞く、是敵同伴を呼ぶ暗號なり、然るに尚同伴の應ずるを聞かざれば、大に望を失ひし體なり、敵同伴を失ひ、困苦の狀あり、亦互に問答するを聞に、我件皆殺されしならん、且諸物を奪はれたり、恐べしと云て、脚船に返り、海中に盪出たり、加比丹これを見て大に患へて曰、我謀徒事に屬せん、彼本舶に歸らば、再び來らざらん、我曰、敵必再び來らん、既にして脚船未だ遠からざるに、忽又濱に向て歸る、又三人をして其船を守らしめ、再び隊を成し、重ねて他方を探り、其同伴を呼ぶ、衆皆曰、此回は敵皆死地に入て、戰んとする志也、銳氣當り難し、且本舶の者後詰せば、我衆逃れ難し、曰、吾計を見よと、唯敵の動靜を窺ふに、彼脚船を守る三人、船を海中に盪ぎ出し錨を投じ、餘の七人を待つ、七人の敵は一隊となり、城後の山に登り同伴を索む、我は敵を見ること昭々たれども、敵より少しも我を見ず、敵我城に近かば、銃路の適宜を待て放んとす、敵は山上より島の東北の林谷に沿ふて行く、地愈卑し、唯大聲に

して同伴を連呼す、漸く遠ざかり、其呼聲遂に聞へざるに至る、我思ふに、敵必散ぜず一隊ならん、定て疲たれば樹下に息はん、然れども恐れて眠らじ、加比丹曰、彼同伴を呼ぶに、必銃を發せん、其爆聲を窺ひ、銃を發し盡せし時を計りて、側より突出して襲はゞ、彼必降らん、我曰、善し、此計は密に其爆聲を認め、七人の銃發し終り、未だ次の銃丸を塡まざる間を考ふにしと、待つこと良久しけれども、遂に銃聲を聞ず、我曰、日將に暮んとす、尙濱に歸らざれば、又別に一計あり、腳船の三人を賺て上陸せしめ、其船を奪ひ歸らざらしめん、我敵の行方を窺ふに、其同伴を失ふを怪しみ、大に畏怖して山より降り、濱に歸るの狀なり、由て急に濱を見るに、敵既に集りて將に歸らんとす、加比丹これを見て大に患ひ、面色土の如く、敵既に半は腳船に乗れりと、我前に一策を胸中に按じたれば、只我爲す所を見よとて、普鈴舵卒を呼び曰、汝小港を過て、西の方敵船の近傍に出、敵を距ること半里計にして、小岡を栖とし姿を深く隱し、敵に向て大に叫ぶ、敵の應を聞かば、又竊に他の深林に入りて叫べ、此の如くして遂に遠きに導き、日の暮る頃をい、急に間道より歸るべし、普鈴等令を聞き、走ること駿足より疾けれども、敵已に船を盪ぎ出すこと四五十間計り、普鈴等既に山背に至り、聲を共にして大に叫ぶ、敵同伴とし是に應じつゝ、船を廻らし又濱に歸り、其聲を聞に、前なる小港の邊に聞ゆ、由て走りて小港に至る、聲猶灣の彼方にあれば、引返し又船に乗て、此小港を渡んとす、曰、敵我術中に陷れり、既にして敵小港を渡り、纜を岸樹に繋ぎ、船を守るもの唯二人、餘は悉一隊と成り、聲を追ひ山に登れども、其人を見ざれば亦歸らんとす、時に呼ぶ聲又深林の中に聞ゆ、深林を索れば又深谷の底に聞ゆ、敵聲を追て其人を見ざれば、林を索て谷を渡り、遂に密深林に迷ふ、普鈴尙呼で已まず、此隙に乘じて我と加比丹と銃を提げて、小港の後より廻り、腳船を窺へば、守者一は船中に坐し、一は疲れて濱上の沙に眠る、加比丹電の如く馳り寄て、銃の木柄を以唯一下に擊殺し、續ひて船に坐するものを殺さんとするに、叩頭し活命を乞ふ、加比丹曰、これ罪少なしとて赦せり、普鈴は敵を導き、山頂谷底林陰坂側より呼びて、敵をして深く山間林中に入らしめ、船を離るゝこと數里、日既に暮

に及べば、間道より歸る、歸路尙呼ぶ二三次、其應ずる聲にて、敵の在處を察す、敵遂に山谷に迷ひ呼聲のみにして同伴を見ず、夜に入るを恐れて、急に船に歸らんとすれども、迷て道を得ず、此間に我衆を分署す、既にして敵漸く道を得て、舶に歸り來らんとするに、守るもの一は側に斃死し、一は在らず、又船の諸具を失ひ、且船濱上に引上げたれば、容易に海水に出すを得ず、皆舌を巻て立、驚歎せるの狀なり、又互に悲叫し、相難じ曰、我等奇怪の島に來れり、これ魑魅魍魎の栖にして、我同伴は悉く食はれしならん、あな怖ろしと逃れんとすれども術なし、今一人の舟を守らしむる者の名を呼ぶこと數回なれども、一も應せず、由て手を束ね船中に入る、守るものゝ來るを待ち、又濱上に徘徊す、時已に黃昏なり、天既に暮る、我衆正に進むべしと令す、普鈴と我れ大將となり、加比丹舵卒海客は戰士たり、降卒三人は先鋒たり、今脚船に捕へしものは間諜たり、備へ終りて我加比丹及普鈴に令して曰、竊に匍匐し、敵の目に付ざるやうに進め、加比丹、普鈴已に進みて賊に近づく、三賊の互に語る聲を追て近づき、打鹽を見て普鈴と一齊に機を發す、賊魁を狙ひしに、誤たず魁及び賊の僕を斃す、銃爆一聲敵大に騒亂す、我衆烟中より突出し、敵は闇黑なる故に我を大軍と思ひ、山に逃れ去るを追ひ、銃を執て進むとき、忽一計を得たり、彼と和睦し本船を奪はんとて、船を守りしものをして言はしむ、トーマススミット人名、と大に呼べば、スミット答へ應ず、守るもの曰、汝兵器を投じ速に降らざれば、悉く白刄に血ぬられん、スミット答曰、誰に降らんや、守者曰、大將是に在て、數千の衆を率ひて汝を伐つ、汝の魁已に殺さる、又ウイリアムレイは死傷に斃る、急に降るべし、スミット曰、降れば死を免るか、魯敏孫守者に言はしめ曰、降れば殺さず、是に於て敵皆兵器を投じ、地上に叩頭し罪を謝す、加比丹既に降人を召び、大に戒む、汝逃れんとせば直に斬らん、我言に從はゞ、本國に歸るとも其刑死を赦して扶けん、本國の律に於て、此者等死刑なるは、言ずして知べし、皆縛して囚ふ、重罪の者は窖中に置き、餘は城中に囚ふ、窖口に普鈴を置守らしむ、此夜我衆を饗し、且明日の戰を議す、早朝加比丹悉く降人を召び曰、此島小なりと雖、天の扶助多ければ住する人あり、且島王あり、以後不律

を刑すべし、又曰、汝等我に從て能戰はんや否、因皆叩頭し曰、謹で尊命に從はん、百般試說て眞誠を洞知す、且誓曰、大君に從ひ敬すること父母の如けん、若我言の如くならざる所の者あらば、自刎して一滴の頭血を以て、大君を祭んと、是に於て又囚に命じ、島王尊敏孫に謁せしむ、乃諭して正路に復らしむ、我悉く降卒を濱上に排列す、

第一降卒二人、初に捕ゆるもの、

第二降卒二人、城中に囚へ加比丹に免さるもの、

第三降卒五人、室中に囚ふるもの、

昔本船を奪ふの計を定め、先づ脚船の大孔を塡め、海客を大將とし、四人の降卒を從へしむ、一の脚船には加比丹を大將とし、五人の降卒を從へ、舵卒を僕とす、何れも海濱に出て我指揮を待つ、半夜に至て我大聲を發して曰、期至れり、竊に濫て本舶の兩腹に附き、一齊に飛上るべしと、衆命を聞て卽發す、普敏孫と普鈴とは、餘の囚を守り、島に止りて戰の動靜を窺ふ、加比丹海客二船齊しく進み、舶に超乘し、直に銃の木柄を以、矢庭に二舵卒を船近に打倒す、二人は舶屋上に逃れ、一人は舶底に潛む、共に大斧を以斬る、又舳の室を探るに三人あり、悉く縛す、戰鬪勝色なるゆへ、我衆强勇を奮ふ、加比丹舵卒に命ず、汝三人を從へ、舶の中倉を打破りて、其内なる敵を殺せと、舵卒卽鐵挺を以、一擊に室の戶扉を破り入らんとすれば、中より一箇の飛丸腕を穿てり、舵卒傷を厭はず、跳り入て腰なる手銃を放つ、丸其口より頂後に貫て、敵背に中り傷き、一聲を出さずして僵る、是に於て餘衆皆叩頭して降る、此中倉の中は賊長の寢處なり、舶の騷亂に眠覺めて、四人齊しく銃を構へ、舵卒の打入らんとする時、一齊に機を發せり、其丸にて舵卒及び其從へる二人、手足傷を被むれども、大創に非れば、舵卒は腕を穿たれながら、賊の銃丸發し盡し、未だ第二の鉛子を塡まざるの間を窺ひ、手銃を放ち殺せしなり、加比丹旣に勝て、兼て約せし凱砲を放ちければ、我其聲を聞て大に悅び、卽濱に往き見れば、砲爆連聲凱を報じて已ず、乃城に歸て休ふ、又爆聲をきく、忽一人の呼ものあり、我岡に登て見れば、加比丹走り來りて、直に我手を執て、左手に舶を指し曰、君實に吾親友、吾命の父母、彼舶、我身幷舶中の衆、悉君に奉りて君の有とせん、我れ舶を望めば、已に半里にして近し、これ加比丹戰ひ勝て、直

に錨を引上げ、小港の口迄寄せ來らしめたり、我人間に出ることを近にありと、悦ぶこと限なし、又三十年來荒島に栖み、終にここに果んと思ひしに、料らず人間に出ることこのうれしさよと、地上に伏し言はざること多時、加比丹我にリユムを飲ましむれども、暫時に氣を失ふて感涙を落す、亦加比丹の手を執り言ふ、君は天より我を扶けんと來りしものならん、君に謝するに詞なし、事々總て奇異の淵叢なり、天下廣しと雖、此邂逅あらんやと、互に語りて時を移す、加比丹船中の遺物を皆我に奉ず、其目左の如し、硝子壜籠一、中に精製藥水を盛る、大硝子壜六、中に美酒を盛、每壜六百四十錢、烟草二斤、無比の品なり、精製にして薫たる牛肉十二斤、豕肉六片、柿子一筥、豌豆一筥、ビスコイト百斤、砂糖一筥、香橙一籃、香橙汁二壜、其他百般の家具小器なり、又細白襦六領、美帛風領一幅、袴二、袖套一、襪一、氈笠一、外衣一、綷敏孫諸物を收受して、暫時に頭頂より足趾まで是を以飾る、其榮身に溢る、我曰、俘を如何せんや、加比丹曰、二人の大惡兇あり、我曰、此島窖に囚し、昔歸俘を牽ひて庭上に列す、我盛服して出て裁判す、我囚に向て曰、汝罪あれども、故ありて赦せり、一も我命に從はざるあれば、立どころに斬て赦すことなけん、又曰、汝本國に來るを欲するや、又此島に止らんや、俘皆曰、此島に止らん、由て半ば島に止め、餘は船にのせて役す、加比丹諸事を整へ、歸國の備へをなす、我加比丹に告て云、予先船に乘れ、我は一夜城に止て要務を終ん、則島に殘せる五人の降卒を召び、其最明敏なるものを假の島長とす、法律を書し與ふ、別に一監を置く、又極惡の者に云ふ、汝は加比丹已に殺さんとすれども、我乞て命を救へり、若本國に往かば刑せられなん、永く此島に止るべし、又心の正路に復迄は、窖に囚ふべしとて、守る者に命じ繫がしむ、又我此島に來りしよりの事蹟を告げ、且我數年の發明を告ぐ、即ち農圃牧養の業、船艦陶冶の工等を具さに敎ゆ、又日暦を與ふ、別に銃五箇、獵銃一箇を貸し、火藥一桶半を與ふ、又豌豆一筥を與へ、播て食はしむ、降卒受て大に悅び、拜謝すること甚恭し、假の長に命じ曰、遠からずイスパニヤ人十七人來るべし、然らば我狀を悉く言ひ聞すべしとて、別に又一書を封じ置く、若彼來らば此書を付し、其能親愛すべし、爭鬪するものあらば

斬れど、又我城中に在る所の諸器を貸す、イスパニヤ人には、殊に諸器を多く貸し、優ならしめよ、加比丹此降卒に別るゝや、今迄は敵なれども、彼の退然たるを憐れみ、種穀一筥、火藥二桶を與へり、諸備既に終る、明日舶に乘る、此日碇錨を投じて、帆檣等を修む、我加比丹と舶に在て、又一夜を明す、明朝出帆せんとせし時、島に遺れるもの二人、舶に游ぎ來る、何事ならんと思へば、加比丹に別を惜み、羊肉一色を奉じ、厚恩の辱きを謝す、加比丹又衣各一領を與へて、脚船を以て送る、我曰、彼賊魁の屍を高く舶首に繫ぎ肆し、海路他の賊をして膽を冷し、風を恐れて敢て近づかざらしめんと、乃屍を繫ること案山子の如し、島を出帆する時、四の舊物を執る、即羊皮の尖帽、皮の大傘、鸚鵡及銀貨なり、此銀は筥底に遺れるものなれば、既に黑錆し銀光なし、舊物は本國へ歸後の談柄也、紀元千六百八十六年第十二月第十九日、島を出帆す、島に住すること、實に二十八年二ヶ月と十九日也、

漂荒紀事卷之五終

漂荒紀事卷之六

海路の紀行、同船の人共に知る所なり、故に略す、紀元千六百八十七年第六月第十一日に當り、本國に着岸す、砲爆一打旅懷を散ず、出帆又着岸の時、砲を放つは西洋の法なり、國を出て周流すること三十五年、本國の我が嘗て住し里を尋ぬるに、恰も外國に入る如く、一人の相識なし、驗して二人の女友を得たり、其一は初め容顏、薔薇の花も其美を避て逃るべかりしに、原語を其儘に譯し、敢て增減せず、今は一變し、遂に白髮を交へ憔悴せり、これ我嘗て許多の金を貸したるものにして、既に寡なり、一は最も零落し、大不幸に遇り、我救はんと欲すれども金貨なし、故に少許の鏽たる銀を與へ曰、卿の貧を補ふに足らずと雖も、前年の好を報ぜんために、卿家貲に供するのみ、亦時を得ば、許多の金を贈らん、此鄉よりヱイヲルクに至る、此れ父母の住む所なれども、父母既に死し、驗して二妹二姪を得たり、彼等は我を既に死せりと思しゆへ、相逢ふも一向に信ぜず、自ら親愛の情も薄し、遂に父母の墓を展拜して祭る、我二妹を

養て世を終んと欲れども、區々たること我好む所に非ず、又一家を造らんと欲すれども、費用の借べきなし、大に活計に苦むこと、殆ど荒島に再來するが如し、時に先に同船せし加比丹我を招き客養し、二百斤の金を贈る、我れ金を受ると雖も、生業の資とするに足らず、又人の家に客たるを欲せず、由てホルトガル國のリスボンと云ふ地は、前年漁船にて遁れしとき、其漁船を買ひ、且ブラジリヤ國の甘蔗家に、我を周旋せし舶商の親友、幷弟子の今猶を存するあらば、之に賴て謀らんとて、遂にホルトガルに赴きしに、ブラジリヤ國に於て、我が嘗て開し甘蔗鋪の、倘存するを傳へ聞を得たり、普鈴を從へ先づリスボンに至れば、果して舶商の親友、存在するに逢を得たり、然れども年既に老を以て、航海の業を止め、其子强壯能く父の業を受け、ブラジリヤ國に經商し、家道頗る隆盛なり、初め彼老友は我を忘れ、知らざる者に似しが、我名を言ひ往事を話するに及んで、始て我なるを憶起し、大に悦ひ歡泣交至り、我が恙なきを賀す、我問にブラジリヤの甘蔗鋪、幷に管家等の事を以す、老友答て曰く、我れ彼國に至ざる既に七年、然れども七年の前に彼國に至りしときは、倘を壯健なりしかば、今倘存せん、然れども子の交易の家隷二人は、皆既に死し、獨管家は能く勤て商賣す、子の歸らざるを以て、舶破れて死せりと爲し、官に訟ふて、定律の如く、一分は官に奉じ、一分は貧者に贍し、餘は管家の所有に賜ふ、然れども子の歸るごさければ、直に子に返さん、縱令歸らざるも、人をして使しめば、悉く之を返さん、我又問、我田墾廣たるや否、老友曰、我其詳かなるを知ざれども、歲入二百モイドレスに超ると聞く、則ち其廣まる知るべしと、我之を聞き、我が餘生を終るに足るを喜ぶ、老友曰、我れ嘗て破舶の難に逢ひ窮乏せし時、子の甘蔗鋪にて、許多の金を借れり、不幸今倘を貧なれども、借る所の金を返償せんとて、嚢にホルトガル金貨二百六十を盛り、我に返付し、又其ブラジリヤ國へ航する舶の沽劵を、質とし我に與へ、餘は漸次に返さんと請ふ、我れ其情誼の厚を喜び、不レ覺淚下り曰く、昔し我の海に若むに當て、君の助を得を以て、今倘を生存す、豈何此償を望ん、老友曰、我貧こ雖も子に勝れり、今子の窮する甚し、此れ子の金なりとて肯んせす、故に其貨百を受け、其餘百六十を返

し約書を爲り、曰、我れ時を待て此百を返さんと、且舶の沽劵は辭して取らず、急に用るあれば、則君に就て借るべし、是に於て老友の親族、ブラジリヤ國に居るものに託し、尺牘を送り、彼管家及び行商家隷に達しむ、其譯の大略に曰く、

別後二十八年、汝等無レ恙、我嚮航至二于亞米利加州一、烏鈴能久河入海之洋中、猛風毀レ舶、衆皆溺死、我獨游至二一島一、其島無二民居一、雖レ然賴二天之寵靈一、住二于此二十八年、偶邂二逅於本國之舶長一、得レ歸、雖二則得レ歸、阨窮曰甚、曾分二資財及生計之具一、賙二今之急一、

六月を經て報書、金貨及生計の具を贈り來る、其文に曰、

謹發二書函一、且驚且喜、不レ圖大君尚存二于此天地之間一矣、小人既設二犧牲一、致二祭於大君一數十回、顧二思前日之事一、恍落二于夢境一、大君一去之後、唯家業之勸、墾レ田種レ蔗、貲至二三千毎度坪一、（貨幣の名）今奉レ寄二貨金數百、諸物衣械及計簿一、臣某謹報、

行商の家隷も亦報書す、其略の大意に曰、

頓賜二玉音一、初不二敢信一、中而疑、終而喜、嗟呼主公無レ恙、實天祐之由、殆非二人力所一レ及、臣等守二職事一、夙夜不レ怠、近航二亞弗利加一、頗得二盛利一、此不レ可二以不一レ聞、此他蔗田日墾、諸果爲レ林、養レ奴既至二二三十口一、謹奉二計簿田籍及菲物一、冀二監臣等忠誠一、

純金百星、ロイバールド海馬海馬皮七枚、煙草十五筥、家用諸器百品、

又舊隣の知己より、砂糖千二百筥、煙草八百卷を託し贈れり、報書脚船にて贈り來るゆへ、皆讀了て速に港に出て海上を見れば、白帆天に連れり、是吾に財物を寄來るの船なり、不意の喜悦精神を攪亂し、魄を失はんとす、老友急にリユムを飲ましむ、然れども其動心の餘病原とならんとす、老友醫をして刺絡せしむ、若刺絡せざれば危に至りやせん、我不意に五千のステルリングを得、又年々一千斤を寄するを約せり、其悦筆に盡すべからず、乃洪恩の老友に、この贈物を示し曰、これ天の賜ふ所なり、我其多を患ふと、先速に前日老友の償ひし百モイドレスを返し、別に盛なる贈物をなせり、又舶にて我載を漕輸し來る書記のものに問に、老友の吾舊鋪に償し金は、幾くなるを以す、答曰、若干と、此に於て老友の吾舖に借りし原額、

凡四百七十モイドレスの中、是まで年々に償へる數を、既に書記より傳へ聞き、其償ひし金を以て、老友に返し贈れり、

絶域荒島に居るときは、唯飲食の身に給するのみなりしが、今此暴富に遇ふ、實に世人の稀なる所也、轉變誠に少なからず、今貨財許多、是を奢に置んと欲すれば鋪て綵色黑色を發せん、是に於て本國に歸り、隱居せんと欲すれども、世用の未だ終らざるあり、本國通商の人に託し、相識の二婦人に、各百のステルリングを以、其借貸を償はしむ、又二妹に各百のステルリングを與ふ、止る事二三月、心中千轉、或はブラジリヤ國に住し、甘蔗の鋪を省せんか、或此洪恩ある老友に從ひ齡を終んか、或本國に歸り、二姉を育せんか、これを古書に質し、遂に本國の錦旋を定め、行裝を用意す、乃諸方に書を贈り、一點の德あるも必報ず、アウギユスチールの知音より、六百七十のモイドレスを贈る、固辭して受ず、管家幷交易の家隸に書を寄せ、其の淸廉にして鋪事を勤むるを稱譽す、且我よりも諸珍器を贈る、殊に交易の隸には、其妻及兒女にイタリヤ國の精絹三匹、其男には本國織密の羅紗二匹、黑バーイ五匹、ブラバンド產のカントと云織物三匹を贈る、行裝船具已に成りて、歸國せんとす、諸具を舶に積み出帆せんとして、又海風に遇ふを恐れ、諸具を舶に上す、此の如く猶豫すること六七回、時にアルギールの海賊、此頃頻に洋中に暴を行ふと聞けり、由て陸よりせんと決す、其道程ユリユンナよりビスカイエンに至り、又ロフル、バレイス、カライス、ドトヘルの路に出て歸らんとす、老友亦別に、我が本國の海客一人、リスボンの商人の子一人を添て導人とす、我亦本國人二人、ホルドガルの客二人、其從ふ所の僕二人、及び我と普鈴舵卒一人、都て十一人の衆を以て行旅す、我年最も長ずるを以て、衆推して長となし、普我令を待ち、紀元千六百八十七年第十月上旬の頃なり、其紀行を此に載せんと欲れども、讀者の厭ふを恐れて、唯一二の奇なる者を記す、マドリツドに至り、其土の勝槩を尋ぬ、此地の山大雪あり、行くあたはず、時第十月中旬なり、パムペラナよりヲフドスタナリーンに止ること十日、ビレユノーンセ諸山に近づけば、久しく暖帶に住せし故、大に寒に苦しむ、甚しきは手足强直するに至る、普鈴は暖帶の產なれば、

未だ此の如き寒を知らず、大に困しめり、又諸山の積雪を見て、奇觀とし驚嘆す、連日大雪降續きて道通せず、故にホンタラリーンに迂行し、夫よりボウルテアックスに至る、此地に雪を避く、是に於てフランス人に遇ふ、其導人曰、これヨウロッパ第一の寒地なり、時正に冬の最中なり、又曰、テンキユードックの諸山は、雪深しと雖凍結する故、人馬共に積雪の上を行く、夫の深雪なれば、山洞谷底も平坦の道路となりて、鳥道の如し、唯狼の大に飢たるもの、山麓に群つて餌を索む、諸君若し此地を經れば、兵器を備ふべし、然らずば甚危からん、我囅然と笑て曰、我又時々食に乏し、其猛なること狼に減せず、二足不毛の狼と謂べし、狼若し來らば、其皮を衣て其肉を食はん、是に於て一の導人を雇ひ、十二人の旅客と勇を鼓して進む、時に第十一月十五日なり、直行する二十里にして、河あり廣野あり、雪なく青々たり、左に大道を見る、これよりして行に、壁立の峻山に至る、山徑迂曲して出沒殊に多し、山路積雪にたへず、時に天尚ほ雪を起して已まず、衆皆困難し、天又黄昏ならんとし、飛雪霏々面を撲て、衆の騎する所の馬も亦進み得ず、導人は我に先つて行く半里許、偶大なる二狼の谷中より出ると、大熊密林に負て目迎するに逢り、兩狼導人を狙ふ勢なりければ、急に馬を馳せ進め見れば、一は馬を食はんとし、一は人を食はんとす、既にして兩狼人馬に跳り向ふ、導人死を極めて呼ぶ、我先より普鈴に命じ救はしむ、普鈴走り近づくに、既に導人の腕を咬む所を、銃を放て狼頭を打得たり、これ初め導人狼を撃たんと腰より銃を執ること、少し遅きに由て機を失へり、然に普鈴の銃其機を失はず、狼頭を穿り、普鈴は固より制狼の術に馴れ、能く其情態を解す、馬を咬みたる狼は、普鈴の放ちし銃聲に驚き奔散す、馬面に三の齒痕あり、導人は腕と股とを咬れ、馬上より落たり、我は衆と後より行きしが、普鈴の銃を聞き、馬を馳て其場に急ぎ、導人を扶け咬傷を包む、所々狼の咆哮絶ざれば、一驚を喫す、偶大熊あり、衆に向て來れり、是に於て相戒て曰、熊は人を食はざれども、用意を怠ざれと、普鈴忽熊を指て曰、諸君に一奇事を見せしめんとて、熊に向んとす、我曰、汝一爪に裂れん、必行くこと勿れ、答曰、否諸君を大笑せしめんと、馬より下り長履を著、飄風の如く熊に向て

言ひ、我子と語らんと、熊止る、普鈴忽大石を以熊に投ず、熊怒て普鈴を追ふ、普鈴逃れて我に向ひ走る、我れ熊を殺し救はんと銃を照せば、彼曰、發すること勿れと、熊遂に普鈴に跳(とび)かゝりて、一裂にせんとす、普鈴早く躲(はづ)して樹上に在り、其捷なる勢獮猴の如し、熊亦追て樹に登る、普鈴既に梢上の細枝に繋る、熊も亦追登るに、其身の巨大細枝の嫋々たるに堪ず、遂に枝の折れんことを恐れて、敢て進み得ず、普鈴曰、諸君に熊の踊戯を見せしめんとて、樹枝を動搖すれば、熊叫で樹を下らんとす、普鈴又熊に言、汝何ぞ我に近づき來らざる、汝來らざれば、我より近づかんと、又彌樹枝を動搖すれば、熊亦動搖す、其狀恰も人語を解するが如し、、我普鈴に言ふ、熊に放つべきか、答曰、否、普鈴踊躍すること甚輕し、諸客大に笑ふ、熊は樹枝の動搖に連て、落るかと危ぶみ、遂に樹に固着すること、恰も樹幹の瘤腫ある如し、初め普鈴馬より下りて熊に向ふ時、鉛子を充たる一銃を提げ行く、又登る所の樹は一大欅樹なり、樹に登らんとする前、根側四五丈の所に銃を投じ置けり、普鈴又熊に向て言ふ、汝我に來らざれば、我汝に近づかんとて、樹梢の細枝の極端に登れば、撓みて弓の如く、下方に垂るゝこと五六尺、遂に地上に跳下す、熊尚追はんとして、後脚より稍々にをり來る、其下ること人の梯を下る如く、上首下脚にして下る、今一脚にて地上に達するとき、銃口を熊耳に插み、機を發し熊を殺して、我に向て曰、我術如何ん、我曰、誠に奇也、汝の本國に此術を用ゆるや、答曰、然り、我曰、汝國銃なし、何を用て是に代ゆる、答曰、大弓也、時に導人は重き咬傷を被るを以て、行に堪ざれば、衆其馬を引て扶く、又山上に狼の咆哮する聲、我腦を砭す、これ先にアフリカの洋中にて、海獸の怪聲を聞しより怖ぐし、斜日行を促す、然るに普鈴は、皮の價あるを以て、剝去んとす欲すれども、導人大に促し曰、三里を行て山林に宿せん、日既に暮んとす、若日暮ば狼災免れ難しと、由て熊屍を棄去る、地雪深くして、猛獸飢に苦んで狂する如し、野邊林下に餌を索む、嘗聞、此地の狼飢に苦んで、近村の人馬牛羊を食ふこと、年々其數を知らずと、我今既に此災に遇へり、導人曰、前村に至るの間、尚二ケ所の危難あり、一は前路周圍に密林ある原野と、及び其野を過ぎ、密林に入んとする口、至て狹隘なる所

なり、一は其林中にあり、日暮第二刻前、第一の林を穿つ、又二三刻を經て、彼原野に至る、第一林にては唯五狼走り來り、我前を距ること四五丈にして、横に過るを見るのみ、蓋し他獸を追ふならん、導人曰、路上鮮血あり、狼に備ふべし、我衆に命じ、銃を構へしむ、第一林盡き彼原野に出づ、眼を配りて怠らず、忽馬屍の斃れたるを見る、其吭悉く咬斷し、其全身の肉を食へり、普鈴曰、我此狼を獵んか、我曰、追ふべからず、又半里にして、左方に狼の長嘷するを聞く、暫して怒狼百頭ばかり、整々として來り、我衆に向ふ、其陣列を立て進むこと、恰も良將の指揮を得て、行伍を配する如く、虚隙の衝くべきなし、我これを見て、避くべきを知らず、忽一策を思量し出し來り、令し曰、我衆集て一隊となり、狼來らば衆の半は一齊に機を發せよ、機を既に發すと雖も、次の鉛子を塡に間なし、直に各佩ぶる所の二小銃を構へて、其急に備ふべし、稍間あれば、速に次の鉛子を込むべしと、令し終れば、狼既に目前に進み來れり、各狼口を張り咆哮す、眼光閃々、其舌亂花の紅なる如く、牙の尖々たるは、白刄を植たるに似たり、已に迫ること丈餘、馬遂巡して進まず、我急に命じて、銃を發せしむ、六銃一爆、閃光雪に映じ、其明馬毛を辨ずべし、飛丸四頭を殺し、數頭を傷す、衆狼怏々として遁逃せり、傷血四散、雪是が爲に染み、濃紅一抹す、傷狼尙怒て留り、動もすれば飛付んとする勢あり、時に天黄昏なり、衆中一人曰、猛獸人聲を恐る、衆皆叫べと、十二人一齊に鬨叫す、其聲山鳴り谷應へて、狼少しく辟易す、此虚に乘じて、十二銃一齊に機を發す、霹靂震ひ天地を破裂する如し、硝光一潑狼睛を刺射す、是に於て餘狼直に散じ、悉く林中に入る、我又命じて、速に鉛子を塡ましむ、又進んで行く、時に天既に暮る、林中獨束として閙しきを聞く、初めは稍遠けれども、行に隨て漸く近し、忽狼又現じ吼聲嘵々、四顧するに、三面より又隊伍を整て進む、前と左右より、我衆を遠卷に圍り、然れども先の爆聲を恐れしにや、近く衝突せず、唯數重に圍んで馬歩を伺ひ、隙あらば馬に飛びかゝらんとす、又行て第二の林に至る、導人曰、此林を過ざれば、山村に至るべからず、然れども危難此に窮る、且天暮れたれば危急逼れり、我曰、止め、別に奇計ありと、林口に向へば、數十頭の餓狼跪づき、我衆の來るを待

つ、衆恐れて踟蹰する間、林中一聲の銃爆を聞く、其處より一匹の鞍馬飛翔して、我前側を過ぐ、十六七頭の狼、其後より尾追す、翔ること迅速なれども、遂に獲られんとす、我衆時に又銃を放ち、閧呼して林口に入ること數歩、忽鞍馬の骸、一人の屍を見る、其屍頭胸既になし、側に一銃を棄たり、思ふに前の爆聲は定めて此人ならん、我思、既に避くるに路なし、然れども彼狼馬を追て得し處に、必會群して貪食はん、其間に乘じ過ぎ行くべしとて、漸く進み行く、又思に、狼三百許あるべし、林口を距ること遠からざるに、大木を斫り倒し、縱横に錯置する處あり、是天幸なり、我衆をして此材を塀とし、其内に據らしめ、背に大幹を負て、衆を二部に分ち、馬を其中央に入れしむ、時に狼の一隊大に嘷つゝ、跳り來り、一方の大材に登り、我守れる馬を狙ひ、隊を窺ふて飛咬んとす、卽衆の半に命じて銃を發せしむ、立どころに數頭を斃す、狼稍去る、乃速急に次の鉛子を塡しむ、餘の半又放ち、數頭を殺す、されども狼後より其屍を踏越へ、陸續して我衆の前後左右に突出す、その迅速なる鬼神の如し、我又銃を放たしむ、狼暫く退くと雖、銃爆遠ざかれば輒又來る、此の如きこと數回、察するに狼を殺すこと、既に七八十頭ならん、又傷するもの百五六十匹ならん、然れども新故交代し、更に盡る期なし、又一計を按出し來り、急に我僕背の火藥嚢を取て、火藥を一線條に材上に撒き、其終る頃、一二頭の狼既に近づき、材上に登れり、我急に小銃を放ち導火すれば、忽材上の火藥線に移りて、激發閃迸、其威嚮邇べからず、材上及び其近傍の狼、皆是が爲に焚死す、又材の中間に犯し入るも、其火焔に恐れて多く逃る、其餘の狼も闇黑の中に、此の如き猛火を見て、驚き走らんとするの狀あり、又衆に令し、一齊に機を發す、直に二十餘頭を殺す、時に大に閧叫し、煙中より簇り出、刀を以て其半傷轉側するものを、連擊して悉く殺す、此時遠き後より狼嘷一聲、其音凄々亮々、これ號呼にや、衆狼煙霞の如く消散し去る、狼戰に勝て行こと一里、遂に山村に至る、其路時々林間に狼嘷を聞く、又其形を見しが、積雪眼を眩し正視すべからず、遂に山村に至れば、前夜狼熊等の爲に、大害を受しを以て、各家其畜を護し、門戸を堅く閉ち敢て出さず、一舍に就き強請して、宿することを得たり、明日導人の脚大に腫

れ、歩する能はず、由て他導人を傭て、トロウセに赴く、此地は雪もなく狠もなく、好路程なり、トロウセに至り、狠戦の事を語れば、土人皆其寒に凍死せざること、狠害を逃るゝを驚き且賀せり、狠戦に大功ありしは、普鈴を以て第一となす、彼は己の銃と我銃とに、藥丸を塡ること神速にして、其機を失ふことなし、土人曰、狠は常に銃爆を恐るれども、飢に迫ば少しも畏れずして、狂暴を縦すと、衆狠害を発しは、銃と火藥の力に賴る、材上焼藥の功最大にして、又馬を傷せざりしは、人數の多きに由る故也、熟慮精思するに、生來未だ如此き畏怖せし者あらず、航海實に難く、陸行も亦易きに非らず、實に此二者は天下の周遊、凡百の人事に於て、第一危難なり、何となれば則洋中の逆濤、山路の餓狠に逢ふは、頗る危險にして、此禍を經て、周遊の苦を嘗る者と言に足り、此を坦路平易の旅行に比すれば、袵席を行が如し、佛郎西のヘトロウセ、パレイス、カライス、ドドヘルを過ぎて、本國に達す、此地は世人の知るを以て記せず、時に紀元千六百八十八年第一月十四日也、本國に歸て、舊識の二女子に金貨を託し、出入を掌らしむ、其婦清廉、我に於て幸なり、諸般の幹事を置て、又リスボン及ブラジリヤに行かんと欲す、又此本國にも要務あり、由て各其地に尺牘を寄せ、安否を問せ、且我本國に歸るを知らしむ、ブラジリヤ國の砂糖鋪より、三萬餘のアフテンを租として納れ、又他に貨殖して、三十二萬アフテンに至る、彼老友に、生存の間は年々百モイドレスを贈り、前恩に報ず、老友死してより、其子に年々五十モイドレスを贈るを約す、時に又ブラジリヤ國、及我開闢する荒島に行んと欲すること甚しけれども、二女強て止めし故、七八年も本國に止れり、其間に侄を育せり、一は己に生長して、能航海の書を讀む及、航海の人に託し、其術を習はしむ、遂に大舶を買て此に與へ、一の海客となさしむ、一は幼にして我側を離れず、此間我一婦を娶る、二男一女を生めり、既にして妻死せり、是に於て小兒を人に託し、遂に又海賊少なき方を擇び、天竺の地方に行商す、時に紀元千六百九十四年なり、彼荒島に至り視れば、イスパニヤ人と降卒と互に和熟し、聊の爭論なし、且近國より十一人の男五人の婦を引きて、人民追々蕃息し、已に二十の兒あり、我島に止ること二十日、初を思て大に感涙を流

す、又凡百の用器を留め與ふ、大略兵器、火藥、鉛子、又衣服、日用諸具の類なり、又匠人一口、冶工一口、又百工を兼るもの二口を留む、これ皆我本國の人なり、又法則刑律を嚴にし、假主を置き部伍を分ち、諸器物を管らしむ、是よりブラジリヤ國に航し、一のハルクと云船を買ひ、若干の男女を載て此島に送り、各欲する所に隨て相配せしむ、又日用の諸具幷に牛、羊、雞、犬を添送れり、島風柔順にして、甚治め易し、其後兇人三四百襲ひ來れることあり、然れども島人は銃あり、敵は銃なくして大に敗北せり、島人敵を殺すこと多し、又戰はんとするとき、海上より一陣の猛風吹來りて、敵舸を覆がへして遺さず、其虛に乘じて切立、多く賊徒を殺す、敗賊山林に奔り籠りて、木を伐り舸を造らんとすれども、食に乏しければ遂に餓死す、此後其風を恐れて、敢て島を犯さず、島人愈蕃息し、各稼と勤め干戈を見ず、人世を隔つる一種の絕域にして、高人世を避る域と云も可なり、我島を開き諸邦に航して、遂に本國に歸れり、

倩過去の事を按ずるに、吾身實に奇怪驚嘆の淵叢也、彼人跡の通せざる所に至るや、百憂萬苦に逢ふ、甚きは命脈絕んとす、かゝる危難を經歷して、精神を練磨すること三十五年、然れども老後の多福、亦人の稀なる所なり、我日曆紀行既に畢らぬ、嗚呼世の歡樂に耽るもの、我此千變萬轉苦惱歡樂の記事を、常に胸中に羅列せば、庶幾くは怠惰の放心を策し、懦弱の鄙情を起すに足らん、唯漫然として一塲の戲劇に看做せば、賢哲の書と雖も一毫利する所なけん、只讀者、吾往蹟の事を想像し、各其身を省み、其行を修るを要する而已、

漂荒紀事卷之六終

蘭學階梯敘

夫天地人才、誰窮㆓其至㆒、誰定㆓其地㆒乎、支那僻㆓在一邊㆒、獨稱㆓中國㆒、驕放自限耳、然朝貢諸邦、從㆓其放稱㆒、或其宜也、吾先王通㆓諸邦㆒、各求㆓其美㆒、非㆑擇㆓華夷㆒、故儒佛並存、器帛兼傳、可㆑見㆓其意㆒也、唯慕效以㆑日繁、彼視以爲㆓朝貢㆒、亦吾寬容不㆑却焉、其稱㆓中國㆒、亦復其所也、然而舍人王撰㆓日本記㆒、以夷㆓支那㆒、萬多王錄㆓姓氏㆒、以㆓支那諸孫㆒爲㆓蕃姓㆒、其俗可㆑知矣、爾後絕而不㆑通數百年、日暗㆓於其義㆒、而效㆓朝貢之辭㆒、愈暗愈效、不㆔復知㆓其放稱㆒、乃至㆑謂㆔支那之外實無㆓人才㆒、中國大反㆓乎天地之情㆒、唯是無識自限耳、寡人傷㆓其如㆒㆑此、竊慮、詳㆓諸邦地理㆒以起焉、則病可㆑醫也、乃廣求㆓諸書㆒、支那諸編自限㆑其耳、自不㆑足㆓取論㆒、若㆘漢張騫入㆓西域㆒、元人窮㆗河源㆖、僅止㆓於葱嶺崑崙㆒而已、不㆑知㆔猶尚有㆓利未亞、歐邏巴大邦㆒也、因思、和蘭人通㆓商萬邦㆒、必有㆑所㆑詳、乃從㆓蘭化先生㆒、學㆓其邦語㆒、日讀㆓其諸編㆒、觀㆓其諸圖㆒、與㆓大槻子煥等㆒相切瑳、天地人才、果什㆓百於支那諸說㆒、於㆑是綜㆓輯迷全圖㆒、將㆘傳㆓其略㆒、以醒㆗彼世之無識㆖、然耳目所㆑限、寡人猶㆓支那㆒、僅愈㆓於彼㆒而已、豈謂㆑盡㆓天地人才之美㆒乎、今茲子煥應㆓同臭之需㆒、而撰㆓蘭學階梯㆒、學者依㆑此進、則思過㆑半矣、寡人喜㆓此擧㆒、勸㆑刻㆓之於家塾㆒、故自記㆓宿志㆒、以爲㆑序、天明癸卯之冬、

龍橋源昌綱撰 印 印

懶齋子阮粲書㆓於香芸書屋㆒ 印 印

題蘭學階梯首

天地之大、無レ所レ不ニ覆載一、日月之明、無レ所レ不ニ照耀一、何嘗四大州方、普天率土、萬邦一軌、人各生ニ其間一、同受ニ其氣一、人性雖ニ賢愚不一レ齊、四方各有ニ聖人一、天地日月不レ私ニ一方一、虞舜東夷、文王西夷、而爲ニ殊庭聖人之宗一、及歷世所レ傳、間有下諸邦之才德、萬物之品用、秀ニ出於殊庭之上一者上、不ニ其然一乎、且三戶之聚、無レ主乃亂、況諸邦之大、無レ主而治者、未ニ之有一也、有レ主則自有レ道、或其跡間可レ觀、自レ非ニ其先各有ニ聖人一、何以得ニ之乎、然殊庭獨稱ニ聖人之邦一、其餘寥寥無レ聞何也、蓋諸邦質野無レ文、聖人各淑ニ其世一、而無ニ繼焉者一、後人踐ニ其跡一而不レ知焉、無レ繼則不レ能レ盡レ善、不レ知則無ニ以傳一、若ニ虞舜文王歷世秀出一、則賢愚之不レ齊、人性不ニ必無一焉、皆泯滅而絕、無レ文之勢然矣、殊庭古昔淳朴、而文自ニ伏羲一至ニ周公一、歷世相承、培植數千載、利用厚生、禮樂制度、道德日彬彬、其善莫レ不レ盡焉、其傳無レ不レ遠焉、踐者稱不レ已、不レ踐者亦稱數千載、其善其開、莫ニ不ニ廣焉、文之勢然矣、作者難、守者易、開者顯、絕者隱、人情趨レ易而嚮レ顯、辟レ難而廢レ隱、故殊庭四邊、莫レ不ニ就而取一レ則焉、趨嚮諸邦、莫レ不ニ辟而自廢一焉、雖ニ豪傑陳良之徒一、亦復爾、就者明、廢者暗、是萬邦傳滅之由也、殊庭聖人設ニ象胥一、以通ニ四方之志一、吾邦先王皇華、航レ海而訪求延ニ諸邦一、皆擇ニ其善一也、通方訪求、以成ニ吾善一者、彼此各數千載、民日忘ニ其原一、視以爲ニ故有一、趨嚮辟廢、愈久而謂ニ衆善出ニ於殊庭一、遷移之勢然矣、周室之衰也、侯國隨亂、播鼗武入ニ于漢一、師陽擊襄入ニ于海一、語云、禮失而求ニ於野一、豈知下彼諸邦以ニ爲故有一者、不中三代之遺化上乎、文之蔽也、史質之蔽也、野殊庭文日勝、則名存而質亡、猶尙執而悖也、莫ニ往不一レ史、不ニ啻不ニ彬彬一、聖人之澤安在哉、諸邦雖レ曰レ野、唯無レ文耳、或失ニ其名一、亦得ニ其實一、故諸邦日强、五胡猾レ夏、殊庭終歸ニ於遼金元淸一、此非ニ道德之罪一也、傳而史者之過也、以ニ其名一則殊庭聖人之邦、以ニ其實一則諸邦道德之質、乃謂下三代之道亡ニ於殊庭一、而存中於諸邦上、豈誣乎、金世宗、元世祖、皆惡ニ故俗史悖一、帥以ニ本敎一、可レ謂レ行ニ三代之道一也哉、唯其野而無レ繼也、故俗難レ革、其末也史、終各失ニ天下一、愈執愈悖、遷而不レ已、吾邦欽遵之德、趨嚮最切、世世遂而移、以ニ其開且近一也、百家衆技、彼此史悖極矣、雖ニ豪傑陳

良之徒、何以得學其原、天不私一方、亦諸邦無得而聞也、殊庭雖衰、其書猶存、乃余不自計、百家衆技探其原、經史子集修其編、欲以拂千載之史悖、嘗謂喎蘭善思、利用厚生、思而不已、世世相承、必盡其蘊、又通商萬邦、而取其善以成吾善、是不彼歷舉墻壁之俗及象胥通志之意邪、獨慨未讀其書、昭平百年、治化之盛、官設象胥、以擇四方之善、亦未得其書、德廟體先王訪求之意、而修欽遵之業、始立蘭學、以致其編、求野欽善之士、頗得覽其徵、利用厚生、衆技最詳、而略於制度、夫有國則必有政、何國無制度、蓋時王之政、不敢記載也、三代之道、時無書編其情可見矣、假令僅利用厚生、亦是岐農先聖之業、淳朴可貴重也、余觀其說、必據實物以研精、未嘗虛設而空論、大異乎殊庭史悖、蘭書萬冊、精詳無比、大異乎諸邦無文、蓋喎蘭質而不野、文而不史、不復彼文質彬彬乎、欽和彬蘭史華野邦、其言實不誣也、天地所覆載、日月所照耀、普天率土、不私一方哉、人性賢愚之不齊、四方果有聖人、或是趨嚮遺化、久而不知其原、亦陽襄昔所傳、而禮失而求於野、聖人之澤遠矣哉、豈其謂之寥寥、吾邦訪求、近世始及歐邏巴、古昔亞細亞、同方僅親、亦其所及諸邦何限、大率有質而無文、無質則不行、無文則不傳、文質彬彬者、獨殊庭與喎蘭耳、殊庭通四邊之志、喎蘭擇四大之州、宜也哉、殊庭日更、而文質亡、喎蘭世繼、而兩存、拂彼史而復其原、非喎蘭而焉適、故余取以補殊庭之闕、利用厚生、文質斯彬彬、三代之道、果存於諸邦喎蘭矣、奧人子煥豪傑之士也、雖未航海、遙能熟於其學、今玆撰蘭學階梯、其要領具焉、求野欽善之士、不厭其邇、據而得其質、則必知彬彬之實、而不執彼史悖之虛、豈不爲升高陟遐之基、是揚國家訪求之盛德、而廣欽遵之業也、閭里老子、鳩谷愚公、不得不竊抃贊誦、所以自語而不已矣、

天明癸卯之冬　出雲侯人江都孔平信敏識

[印][印]

例　言

一、吾が藩の淸菴建部先生、世々瘍醫を掌り、專に和蘭の法を守る、余二世師とし事ふ、先生嘗て患ふ、其法和蘭とは云へども、傳來までにて疑はしきことのみなりとて、常に余が家大人、及び餘の門弟子等と共に、これを語り、其書に就て、眞術を求めん事を欲すれども、能く此の學に通じたる人を得ざること、殆んど三十年に及べり、近時鷧齋杉田先生の、和蘭の書を翻譯するの業を東都に首唱すると聞て、欽嚮の餘りに、余が家大人等と共に、千里に笈を負んとす、然れども側に老羸して山川跋涉の艱に堪ず、乃ち東都に住る門人某を介として、鷧齋先生に書信を通じて、往復することと再三に及しが、二先生の宿志、暗に契合すること、實に四海にして比肩、千里にして同情なり、其奇遇の由、詳に往復書牘の中に具す、後ち遂に介子亮策及び余をして鷧齋先生の塾に就かしむ、二人命を奉じて、從事すること此に年あり、余が短才謭劣なりといへども、研精講究の功にや、僅に其藩籬を窺ふことにはなりぬ、頃ろ同臭の士來て、此學の大法を示さんことを請てやまず、故に不才を顧みず、此編二卷を著して其需に應ず、初卷は此學の職とし由る所を記し、次卷は其學の大要を示す、瑣々たる小冊、其要を盡すに足ざれども、惟其略を擧て初學に便ず、塗轍一たび定らば、豪傑の士四方に起りて、其業の成らんこと、足を跂てゝ竢つべし、此れ余が願ふ所なり、

一、和蘭の學は、靑木崑陽先生より始りて、吾藩其の餘敎を奉じ、專門醫術の書を翻譯せんがために事を發し、二三の同好士と、會業の社を立つ、因て先生以來、此の學の由る所、及び其讀書譯文の要領を說く、さて此の學の興りしは、未だ二十年にも滿ざることなれば、事々物々全く備はらず、殊に此編は、余が短才未熟にして述る所なれば、恐くは謬誤少なからずして、識者の笑を取ることと多からん、要只其端を發て、後者の訂正を俟つ、

一、蘭學とは、卽ち和蘭の學問と云ことにて、阿蘭陀の學問をすることなり、明人の音譯に、和蘭、荷蘭、喎蘭地などあるに依れり、天下四大州の內、歐邏巴に屬するの地にして、其國都て七州、總稱してネーデルランドと云ふ、和蘭は其一なり、吾が儕單、に蘭と唱へ

蘭學、蘭書、蘭人など、稱するは、上略の辭にして、其本義を失ふに似たれども、惟其唱へ易きに取るなり、

一、支那(シイナ)とは、西洋諸國より、今の淸の地の古今を總て云ふ名なり、其字音は翻譯の人の塡めしなり、故に今此名目を用ゆ、吾が方に漢若くは唐、又モロコシ又カラと稱し、間々シナモロコシと呼ぶ、是なり、

一、羅甸語とは、彼邦の雅言にして、乃ち古語なり、猶和漢ともに、雅俗の差別あるが如し、其詳なることは別に記す、

一、天下四大州とは、亞細亞(アジア)、亞弗利加(アフリカ)、歐邏巴(エウロッパ)、亞墨利加(アメリカ)なり、支那(シナ)、印度(インヂ)、百爾西亞(ペルシヤ)、韃而靼(タルタ)、及日本等は亞細亞に屬す、弗郞察(フランス)、諳厄利亞(イギリス)、和蘭等は 歐邏巴に屬す、編中、間々其名目を出す、故此に說く、

一、音釋を爲すに、片假名の字を合せて記せしは、一字にては、彼の語音に協和し難きが故なり、譬へばウエス、ウヱ、キユエ、ヒユ等の如し、又促呼する音は、字の右足につ字を接す、譬へばテレッキ、レッテルと云が如し、又上より直下に引く音には、ーを記す、乃ちヘーメル、アールド等の如し、且蘭語片假名にて記するもの、上下混同せざるやうに、「 」の勾畫(こうくわく)を設く、

一、點例の篇中に、點記を書するに、各々「 」を以て圍む者は、左右に混ぜしめざるが爲なり、

天明三年癸卯季秋初吉

東奧玄澤大槻茂質子煥父識

印 印

蘭學階梯目次

上卷

目次終

蘭學階梯卷上

東奥玄澤大槻茂質撰

總說

或ひと來て余に謂て曰、昌平日久しく、民干戈を見ざること殆んど二百年、人々其餘澤に浴し、事物の美、日々に新たに、月々に盛んなり、家々漢文を作り、戸毎に晉字を善くし、諸子百家、諸般の末技に至るまで、各其奥を究めざる事なし、徒に支那(シイナ)のみならず、近時は和蘭の醫學に及ぶ、剖判以來、未だ聞かざる所なり、一二三の豪傑日に勃起して、千古未發の一盛事を首唱し、彼れが質實精巧の奇法異術を世に弘め、天下に一箇の功益をなさんとす、吾子が輩其業に志を委ね、日夜專精して已まず、余も亦欽慕の情ありて、其一端を聞けり、然れ共絶域數萬里の國にて、言語、文字、風俗、事體までも異なることなれば、縦ひ俊傑の人にても、容易に其要領を得難からん、況んや余不佞が輩をや、願はくば其先入の要法を示して吝むことなかれとなり、余答て曰、謹て下問を受く、何ぞ其命を辭せ

ん、余を以てこれを見るに、其學問の大法、今に於て其路少しは開けぬれば、難きに似て難きにあらず、余醫家に生れて、他の學ぶ所なし、唯醫術に益を求めて、略其學に通ぜり、子は豪傑の士なり、事に此に從はゞ、實に此業を發くの一干城にして、吾黨の大幸なり、命に從て其次を逐ひ、其入學の諸法を示さん、此書を讀て大意を得るの後、蘭書に就て勉强せば、其業大に成らん、希くは倦て廢することなかれ、

通商

和蘭人我邦に通ずること、古へに見えず、舊記を考れば、慶長二年丁酉の歳、其舶始て肥前の平戸に至れり、豐臣氏の頃にして、今の天明三年癸卯までは、百八十七年になれり、其後同州長崎の港に、商館を賜て交易を通することは、寛永十八年辛巳の年を始とす、これ猷廟の時なり、これより今茲天明三年癸卯の歳までは、百四十三年に及べり、

稗益

蘭人其後は、年々種々の奇器異藥を載せ來りて、我邦の利用少からず、此方にても又其製に傚ひて作り出し、中古以來天下の功益を爲すもの、自鳴鐘、千里鏡、起器の類、勝て數へ難し、就中藥物には、泊夫藍、ウニコウル、木乃伊、底野迦、番瀝青、ズボウト、ヲクリカンキリ、スランガステイン、象牙、沙糖、蘆薈、沒藥、丁子、胡椒の類、織物には羅紗、ラセイタ、モウル、天鵝絨、サラサ、サントメ、猩々緋の類、亦數へ難し、其醫術は入貢隨從の人に、名醫世々少なからず、故に譯師其術を見習て、其法を傳ふ、此より以來矯黠の徒、其術の奇にして、糊口の資け多きを喜び、千里笈を負て長崎に到り、其家に從游して其業を受く、後來これに傚ふ者數十人、各一門戸を立て、妄りに和蘭外科者流と唱へ、彼醫にもとより内外二科をば兼ね來ることを知らず、惟外治のみすることゝ思ひて、天下滔々其流派甚ゞ盛んになれり、吾輩も嘗てこれに傚ふの徒なり、なれども全體耳聞面晤の一術のみにて、其一道の備らざるを憂るの餘り、支那瘍科者流、撰する所の諸書を取て閲するに、其說或は粗或は贅、一も取べき所なし、却て世に稱する和蘭流の外科には劣れり、さて和蘭外科と唱ふる者、余不肖が輩を始として、多くは文旨愚陋にして、且ツ其家々深く祕する所の書は、皆傳聞の緒言なり、然といへども其療術の如きは、實

に支那の說く所に優れり、故に彼の流派天下に行はれし以來、其術を施して、屢々功驗を見す者、人々得て知る所にして、已に國家の鴻益となること亦鮮からず、此れ等皆其至る所に至らずと雖ども、彼れが善を得て、吾が善を爲す者なり、

精詳

凡て彼方の國俗、人の智巧の及ぶ所は、心を潛め力を竭して、千緒萬端、其理の奧妙を究ざることなし、彼醫術の如きも亦復々然なり、然れども特り瘍科諸術のみ傳わり、其餘に及ばざるものは何ぞや、是は此方の譯師、通辨の專務に暇なく、且其已前は彼の書を讀むことを許し給わざりし故、唯彼の醫、此方の病者に對して手術を施す、其技の妙を見覺る計りなれば、金瘡、整骨、瘡瘍の治に長ずることのみを知り、內外諸科を兼ね、他技に精き所を導るに及ざるを以てなり、啻に醫事のみならず、天文、地理、測量、曆算等の諸術にも、其法其說、精詳簡便微妙の要論あること少からず、已に漢舶載せ來る所の西洋曆書、曆算全書、天經或問、靈臺儀象志、數理精蘊の類は、彼レに傳へて明人譯する所なり、又蘭人從來此に舶來する所、天文地理及び草木禽獸蟲魚の諸譜、或は肢體內景解剖、或は內外治療の書、其の諸說は姑く舍き、其圖狀を寫す物を見るに、生物は生のまゝを摸し、乾腊の者は乾腊の狀を寫す、必虛しく設けて空しく說かず、位置精密、墨色の濃淡、自ら其宜きに適し、各種の諸圖、色澤體態宛然として眞に逼る、其他製作の器械に至りては、天毬、地毬及び日月、星象、天氣、溫暖、風雨、雷電等の運動を考ふる測器の諸品、或は顯微鏡、自鳴鐘、千里鏡、畫圖諸般の末技に至るまで、一として奇想を生せざるはなし、是れ其の土俗の機智、精巧固より他に勝れるの然るのみならず、皆萬邦の美を聚めたるなり、彼の俗、四大洲方の互市、以て常とするものは、產物器械を求めて射利をなさんとのみならず、凡て天地人物事言に係るの善法良術、取て世の裨益となるべきものは、皆搜索して以て書に編し器に造り、其理を窮め其巧を竭さんと欲するが故なり、これは和漢ともに其趣同じきなり、たとへば針は南方より傳へ、灸は北方より傳はるの類、もと其國のなき所にして、古粗今密なるは、四方の美を聚めたるなり、而れども和蘭は其俗思ひを喜み、且ッ其經歷する所も、亦至

て廣きことなれば、今萬邦の美を取んとならば、彼の書を讀むに如くはなし、我方擇んで其美を取り得ば、天下の功益鮮少ならざるべきなり、

慕效

和蘭の術、我邦にて其奇巧を慕ひ、其制作に效ひて、擬製する物少からず、故に市門街衢の間、名を釣り利を牟るの徒、偶々奇巧美觀の物あれば、名を彼に冒し、路傍に塲を構へ招牌を掛け、目を喜しむるに至る、奇品、奇藥、瑣細の品に至るまで、人の見ること稀なる物は、皆オランダの名を冠らしめざるは無し、是によりて利を求め口を糊し、目を渉る者其數を知らず、或は世にオランダずきと稱する人あり、多くは富貴驕奢の徒にして、器械畫圖の觀るに足るべき物あれば、更に價の貴きを厭はず、務めて華美を逞ふせんと欲し、文房に並べつらね、徒に美觀に供す、世已に此の如くなること百有餘年、その間彼の美を慕ふ人、何の限りかあらん、然れども彼が長を擇み取て、我短を補ふ心なきは悲しきことなり、

興學

天其道を開かんと欲し、人其時に遇ひけるにや、德廟彼レが諸術に專精なることを知し召し給ひし由にて、享保の頃、ケイヅルと云へる、馬術に長せる者を召し寄られ、三年の間東都に留め置き給ひ、濱御殿に假りの居宅を給ひ、厩司齋藤氏をして、其術を學せ給ひしよし、今に其法傳ることなり、又其後猶其の事を思し召しけるにや、延享の頃、蘭學修業の爲として、青木崑陽子をして長崎に遊學せしめ給ふ、崑陽命を奉じて彼地に至り、西、吉雄等の譯家に就て其事を扣かれしが、譯家は惟々常語を臆記するのみにして、讀書譯文の事に及ばず、是れは譯家といへども、其頃までは言談接語を通ずるのみにして、親く彼邦書を讀ことを許し給はざりし故なり、幸に此界に依て、西、吉雄の徒、頻りに祈望し、直ちに和蘭の書を讀むことを許し給はゞ、讀書譯文もなるべきよし、崑陽に歎きければ、卽ち官に達せられしに、德廟其意に任せて、速に免許し給ふ、是我邦にて彼書を讀むの初めなり、是に於て西、吉雄の徒、日夜此學に研精し、稍く其端を發きし由なり、就中西善三郎と云へる人、其業に執心深く、頒白の頃より、和蘭の人ピートル マーリンと云へる者の、言辭を集め成したる書を取て、後學

の爲めに飜譯を起せしかども、惜ひかな其の業を卒へずして死せり、又同郷に北島見信と云へる儒生ありて、飜譯天地二圖贅說と云へる書を著して官に獻じ奉りし由、此レ皆西氏の力に因れりと聞く、何れも惜むべき人物なり、さて崑陽子は長崎に滯留の間、單へなる常語四百餘言を習ひ得て、文字の體制、言語の呼法、語路の意味等を略々了解して、和蘭語譯、和蘭文字略考など云へる書を著せり、されども二三の緒言へ其要領を得難かりしと見ゆ、東都に歸られし後は師友に乏しく、遂に宿志を達せずして、空く物故せられたり、然れども此學の成る基とはなりぬ、

立成

東都城南鐵砲洲と云所に、蘭化先生と云人あり、醫を以て世々中津侯に仕ふ、天資豪邁にして、異書を探り奇思に耽ける、其性世の末だ發せざる者を發せんとするの癖あり、一日同藩の隱士坂江鷗といへる人、蘭書の殘編を見せたり、其頃は絕へて知る人なく、徒に奇觀に供するまでにてありしが、先生忽然として彼レも我も耳目鼻口の人なり、同體の人の錄するもの、何ぞ讀み得可らざることあらんや、其の書を讀得て、これを了解せんとの心あり、幸ひに崑陽子の在せるに遇へり、卽ち紹介を求て其塾に就き、日夜ねんごろに其書を學べり、崑陽子其志の厚きに感じて、其蘊を盡して傳ふといへり、是より先生、初て彼の邦言辭の一端を知り、手を釋（すて）ずして務められしかども、千古未發の業なれば、容易に會得し難く、寤寐に勞しぬれども、更ラに其事成らざりしが、其國君賢明にして、此學の益を知り、其の道の開けざるを歎き給ひ、先生をして長崎に游學せしむ、これは明和五六年の際の事なり、先生命を受て彼地に到り、譯人吉雄、楢林等に交り、崑陽子傳ふる所を增益せられしかども、はかばかしき業も遂ずして東都に歸り、又其事を勉勵せられしかば、漸々に六七百言を暗記せり、されども章句を解して、其成說を飜譯するに至りては、未だ企て及ばず、是によりて再び長崎に遊んで、每事譯家に扣れしが、前にも說ける如く、譯家は固より通辨の專業にして、讀書譯文の暇なければ、幾たび討論しても詳審ならず、先生此の由を悟り、譯家に祕藏せし彼邦釋辭の書幷に醫術の書五六部を請ひ求めて、東都に齎し歸り、日夜手を釋ず、彼の傳へ得る所の僅

の釋語を擄こし、蘭人マーリンが收錄せる所の釋辭の書を取り、彼此校考し、已に知る所のものに因て、未だ知らざる所を推し明して、稍く其一二を窺ひ得たり、歳月既に六七年を經て、豁然として自得する所ありて、始めて和蘭書翻譯の成業を遂げられしとなり、誠に千載の鴻業、不朽の大功と云ふべし、星霜を積むこと、僅に十五六歳には過ぎず、其間々先生著す所にして此學の筌蹄となるべき書には、和蘭譯文略、蘭譯筌、助語參考、蘭語隨筆、古言考、點例考等なり、其餘、思思未通、管蠡秘言、仁言私說、八種字考、彗星考、輿地圖編の類なり、此外天文、地理及び醫、算、測量等の譯稿、稿をなすもの枚擧すべからず、是れよりして同好の二三子、尾藤鵠齋、淳庵、月池、龍橋、嶺、石川、桐山、東溪、東蘭、順卿、淡浦、槐園、江漢の諸子及び余茂質が輩其門に從游し、其の讀書譯文の法を習得て、日夜研精し、月を累ね、年を積み、其稿を脫すると脫せざると數部に及べり、所謂解體新書、瘍醫新書、和蘭局方、和蘭藥譜、海上備要方、和蘭藥撰、八刺精要、底野迦眞方、五液精要、西圖略說、新撰泰西輿地圖說等なり、其餘天文星象及內外治療技術末藝等の

諸書、諸器の類、漸々制作するもの、數ふるに遑マあらず、又此の盛擧四方に弘りて後、欽嚮の諸才子、千里に笈を負ひて東都に到り、吾黨の社中に留て其業を受け、或は寓舍に有て、時々訪ひ來つて學塾を扣き、其精說を質問する者又少からず、さて吾輩今に在てこそ難からざるに似たれども、十年以前老師等の事を創するときは、異邦に漂泊して東西を辨せず、暗夜を獨行するが如くなりし事なれば、甚だ入りがたかりしとぞ、支那(シイナ)の學術、我邦に傳りし其古へも、定めて斯ぞありつらん、一切の道、草創の人の其艱辛勞苦、思ひやるべきことなり、自レ我作レ古の業は、右の如く難き事なる故、今まで二百年來、事を起さゞるも宜なり、然るに我老師等、年來怠慢することなかりしは、勤たりといふべし、吾輩ラ今勞を以て逸にかへ、蘭書を取て大凡了解せざることゝ無きやうにはなれり、さて卷を披て其端を讀むに、始め茫然として難きが如くなれども、何れの書一章一條、短文の間におけるも、心を潛てこれを解し得るときは、直に物に就き事に臨て、實驗するが如く、明白なる事どもなり、卽ち其法を取て此に試むるに、言の如くならざるもの

なし、我醫術等の如きは、已に此の學の開けし後、治療の間〻奇効を得ること勝て計ふべからず、故を以て此學に志を委任して今日に臻れり、嗚乎濟世の君子、各自の好む所を以て此に從事し、其術中の長を擇はゞ、捷徑の法を得ること少からずして、國家の裨益となること多かるべし、

禦侮

近時此學興りし以來、動もすれば碩學先生誇るに、蠻夷の說取べからずと排斥するは何事ぞや、寸も餘る所あり、尺も足らざる所あり、其善を擇てこれに從はば、何の非なる所かあらん、是非を辨せず、株を守て改めざるは、大笑すべきの甚きなり、余一日、阿州儒官柴野栗山の蓬論翼の序を讀て、此に感することあり、其文に、事有下創二於卑沒千載之後一、起二於絕海萬里隅一而出二于尋常度量外一、別設二尺寸一、奇偉譎怪、先王不ㇾ道、古籍無ㇾ載、而不ㇾ可ㇾ非者上焉、といへり、又曰、夫醫意也、人身其大許幾、四肢百骸、彼之所ㇾ有、卽此之所ㇾ具、執ㇾ柯以伐ㇾ柯、其則不ㇾ遠、苟能用ㇾ意、精切驗ㇾ己而推ㇾ人、其有下不ㇾ得二其道一者上哉、故夷蠻之人、目未三嘗知二中國之書一、而能自別設ㇾ術立ㇾ方、而多簡徑可ㇾ喜、取ㇾ効奇中者、豈非下以二精意專一一而然上乎、謂上漢唐諸家之外、別無中他道上則隘矣、とあり、其眼の人といふべし、腐儒庸醫、天地世界の大なる所以を知らず、妄りに支那の諸說に眩惑し、彼に傚て中國と唱へ、或は中華の道と稱するは差へり、輿地一大毬、萬國配居、皆其中にして、自ら區域を分ちたる事なれども、我が居る所を自ら尊稱して、支那は中土、中原、中華、中國、或は華洛、神州と云ひ、和蘭は本國入爾瑪泥亞(ゼルマニヤ)を呼て、ミッテルランド此翻中土と稱し、吾邦はナカツクニと唱へ、諳厄利亞(イギリス)は其都邑を以て天度の初めとするの類、本國を稱するときは左もあるべきことなり、坤輿方域の大を以て謂ふときは、亞弗利加(アフリカ)の屬、阨入多(エヂプト)の地方こそ、世界の中央とも云ふべし、支那、日本の分野は東隅にあり、和蘭等の諸國は、西北に在るの地なり、然るに吾方より支那の敖稱を以て、中華の國と唱へ、華人、華舶、華物など、稱するは、何のいわれなるぞや、惟慕效すること年久くして、何によらず彼の道を喜んで他を顧みず、剩へ地理の事に昧きの餘り、耳目聞見限りありて、唐天竺といへる名のみを知れる輩、甚きに至りては、和蘭も支那の所屬とをぼへ、

或は支那の外は皆蠻夷として論じ及さず、何んぞ其學の粗にして且隘なるや、

勸戒

鄭の子產いへることあり、人心同じからざること其面の如しと、人々各ゝ志す所あり、余が好む所を以て、誣て人に施さんには非ず、實に吾人泰平の恩澤に沐浴し、鼓腹欣抃、豐衣美食することを得て、草木と同じく朽るは、丈夫の恥る所なり、玆に和蘭勸學警戒の語あり、曰、メン、ムート、エーテン、ヲム、テ、レーヘン、マール、ニート、レーヘン、ヲム、テ、エーテンと、此を譯すれば、人は天地の間に生を稟け、飲食を爲して生命を全ふす、然れども飲食のみする爲に、生を稟くるにはあらずと云ふ事にして、これを切意すれば、各其職とし受る所を務め、天下後世の裨益となるの一功業を立よと教る意を含めり、吾黨竊に此に見解あればなり、敢て彼の邦俗を欽羨するにはあらず、吾人天地の道に從ひ、國家の法令を守り、能く其職を勤るを以て分となす、余等世々和蘭瘍醫に箕裘す、今幸ひに其の原書を讀むの路を得たれば、就て飜譯をなし、其要法を求て、其業を修せんと欲す、これ其職として由る所なり、他の諸藝は、和漢古へより其人に乏しからず、余不佞が淺劣何ぞ贅せん、冀くは和漢千古人の未だ嘗て知らざる所の事を、國におこさんことを謀ればなり、蓋し和蘭の論說、十中の一二を解し得るも、今日生人に對し、實用に就き、取て我に試むるに、其功益を得たるもの鮮少ならず、此事を未だ知らざる人は、漫然として怪み、或は少しく其端を窺ふの徒、事の奇にして、言語の常に異なるを喜び、玩弄の一物と爲すものあり、何ぞ事を解せざるの甚しきや、熟々これを慮るに、我邦實に氣候常和、百物蕃盛にして、一も民用を闕くこと無し、遠人通市して以來、種々の奇巧異品を載せ來り、彼が利を爲すもの今に少からず、嘗て白石先生寶貨事略の中に辨ぜられしは、異國の船我方に通商して後、慶長六年已來、外國に入りし金銀銅、大數を以て推すに、巨萬の[illegible]數なり、其夥しきこと計り知るべからず、されば聖子神孫、十世二十世の御後には、我國にて用ひ給ふべき金銀銅乏しく、今より百年千年の後、次第に時代も下りて、人の心も俗も薄くなりゆかんには、世はいかになるべきにや、凡て異國の物の中に、藥物は人の命を

救ふ物なれば、一日も無くて叶はず、此外の無用の衣服、玩器の類の物に、國の寶を失ふこと、返す〳〵も惜むべしと、長嘆息し給へり、其卓見嘆ずるに餘りあり、然れども惟藥物のみならず、彼れに無益の金帛を費さざらんとならば、前條にも說けるが如く、彼齎し來る物の中、天文、地理、測量の諸品、諸冊、及び我醫術の撰著の類は、毎編精詳のことのみ多くして、これ等は民生第一のことなれば、直ちに其書に因て其法を求むるの端を發きて、彼の善を我レに取らんことを希ふ所なり、是れ吾黨の微意にして、苟くも此學に心を深ふする所以なり、終ひにこの業成就しなば、縱ひ後來和蘭の通市絕ぬることありとも、其書と其學と世に傳らば、自ら識者の發揮あらんと思へばなり、且ッこれを以て聊も民用を助け、國家昌平、聖恩の萬一を報せんことを欲してなり、

蘭學階梯巻上　終

蘭學階梯巻下

東奥　玄澤大槻茂質撰

文字

和蘭の學を爲んと欲せば、先づ初めは五六歲の小兒の、一二三の數字より習ふが如く、彼國字の體制、讀みよう、書きよう、綴りようを覺ゆる事なり、數少き文字なれば、才不才を論せず、不日に理會し得るなり、彼文字は僅に二十六アベセレッテルと云ふ、アベセは、二十六字の首〻の字を舉て名とす、此方にて平假名四十八字をいろはと云ふが如し、レッテルは文字のことなり、此外に數量字九つ、合せて三十五なり、書法は左行とて、左より右へ横に並べ書す、Aより起てZに止る、一行終れば二行三行と幾重にも記し、一面書盡せば次の面へうつる、此方にて幾行も直下して、左へうつるが如し、其字形は異體多けれども、大要左の如し、重毎に一二三の印を付しは、初學をして見易からしめんが爲なり、

E エ J イ O オ T テ Y エイ

D デ I イ N エン S エス X エッキス

C セ H アハ M エム R エワ W ドフルドユフ Z. セイト

B ベ G ゲ L エル Q キユウ V ユフ

A ア F エフ K カ P ペ U ユ

一 二 三 四 五

凡寫字、驚翮を用ゆ、ピンネさ名く、乃其本トを削て尖りを作り、以て筆に代るなり、

蘭字を以て讀法を附するに、その音釋一字を以て該ゝからざるものあり、故に附字合字を用て、呼法に便せり、

通計二十六字、其中イの字兩體あり、長きイ、短きイと云ふ、長きイは語の首魁に用ひ、短きイは一語の前後の間に接して用をなす、右はロメインスホオフトレテルと云體なり、この體尤も簡古にして、古文の正體なる者也、故に先づ初に學て、諸變體の本く處を知しむ、右の終の下角に在る點●は、ピュンクトと號して、一章の終を識す點なり、

d デ i イ n エン ſ エス w ドブルドユフ œ 音 oe を一ッに合せたる字、オエの間を呼、

c セ h アハ m エム r エラ v ユフ æ 音 ae を一ッに合せたる字、アエの間を呼、

b ベ g ゲ l エル q キユウ u ユウ z セイト

a ア f エフ k カ p ペ t テ y エイ

A ア e エ j イ o オ s エス x エッキス

右はロメキンセレッテルと云體なり、ロメキンセは地名なり、又別にドリュクとて、印刻に用る一體あれども、近ロ刊行の書、皆此體を用ゆ、

又一體

e エ *i* イ *n* エン *r* エラ *v* ユフ *z* セイト

d デ *h* アハ *m* エム *r* エラ *u* ユ *z* セイト

c セ *g* ゲ *l* エル *q* キユウ *t* テ *y* エイ

b ベ *f* エフ *k* カ *p* ペ *ſ* エス *x* エッキス

a ア *e* エ *j* イ *o* オ *s* エス *w* ドルブドユフ

右はテレッキレッテルと云ふ體なり、テレッキは曳なり、運筆連綿したる所を、曳とはいゝしなり、此體は平生通用の書牘等に用ゆ、以上の三體は、支那に眞行草あるが如し、最用の品なり、此の外諸體多けれども、何れも少しづゝのかわりなれば、此三體にて餘は推して知るゝなり、

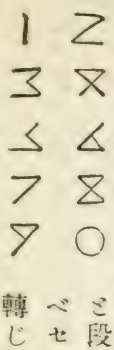
數量

數量の文字二體あり、總てセーヘルレッテルと云、セーヘルは算計のことなり、外に零點あり、合して各十なり、其體左の如し、

二 2 テウヱー	四 4 ヒール	六 6 セフ	八 8 アクト	零 0 ニュル
一 1 エーン	三 3 デリー	五 5 ハイフ	七 7 セーヘン	九 9 ネーゲン

十は1に0を加へ、テインと云ふ、百は1に0二つを加へ、ホンドルと云ふ、又三つを加ふれば千にて、ドイセンドと云ふ、其他十千十萬百千萬、皆0を増すなり、各其名目あり、

10000（萬千百十一）と逆に數ふべし、一萬、千、百、十、一と、其位知れて、零四ッあれば一萬なり、5942（五九四二）とあれば五千九百四十二なり、又4020とあれば四千二十なり、一の位より右へ數ること推して知るべし、さて此數量字は、本と亞細亞（アジア）洲の屬、亞剌皮亞（アラビア）と云國にて、創製したるとなり、ボイスと云ふ人の撰書中に、元と⊠斯の如き物より割出せりと說けり、乃ち左の字體を成すなり、



と段々に分ち出したり、アベセ二十五字も、これより轉じ出したるなるべしと、此方にて工夫したる人あり、乃ち余が門に游ぶの士なり、別に其圖あり、面白き說也、

II 二	IIII 四	VI 六	VIII 八	X 十
I 一	III 三	V 五	VII 七	IX 九

IV 四 如レ此も書す、

羅甸（ラテン）語にて記したる印本は、皆此體なり、總て記號に用ゆ、船上の自鳴鐘（ときけい）などに記せる文、是なり、

配韻

文を爲し辭を爲すには、上の二十六の文字を、二字或三四字以上を連合して、音韻を諧（かな）へ、諸〻の文辭言語をなすなり、其連合して音韻をなすを、シルラーベンと云ふ、其法支那の切韻、印度（テンヂク）の悉曇の義に、大に同く小く異なる者なり、今これをタラップデルヱウグドと云ふ書より抄出して、其例を茲に擧ぐ、學者能くこれを熟讀して、其定法を識得れば、千語萬言、云ひ盡し書き盡されざることなし、每字其音を施し、且連合して音韻を諧（かな）へるものを、上下に傍釋して、初學に示すこと左の如し、尤甲乙符の次でを逐ひ、上下の傍釋を連讀すべし、◎甲乙ノ符及上ノ傍釋ハ省略ス、

Ab アッブ	eb エッブ	ib イッブ	ob [illegible]	ub. [illegible]	ac アック	ec エック	ic イック	oc [illegible]	uc. [illegible]
ad アッド	ed エッド	id. イッド	od [illegible]	ud. [illegible]	af アフ	ef エフ	if イフ	of [illegible]	uf. [illegible]

ag アクフ	eg エクフ	ig イクフ	og ヲクフ	ug, ユクフ	ach アック	ech エック	ich イック	och ヲック	uch, ユック
ak アック	ek エック	ik イック	ok ヲック	uk, ユック	al アル	el エル	il イル	ol ヲル	ul, ユル
am アム	em エム	im イム	om ヲム	um, ユム	an アン	en エン	in イン	on ヲン	un, ユン
and アンド	end エンド	ind インド	ond ヲンド	und, ユンド	ap アップ	ep エップ	ip イップ	op ヲップ	up, ユップ
ar アル	er エル	ir イル	or ヲル	ur, ユル	as アス	es エス	is イス	os ヲス	us, ユス
at アート	et エット	it イット	ot ヲット	ut, ユット	ax アッキス	ex エッキス	ix イッキス	ox ヲッキス	ux, ユッキス
Ba バ	be ベ	bi ビ	bo ボ	bu, ビュ	bla ブラー	ble ブレー	bli ブリー	blo ブロー	blu, ブリュー
bra ブラー	bre ブレー	bri ブリー	bro ブロー	bru ブリュー					
Ca カ	ce セ	ci シ	co コ	cu, キュ	cla カラー	cle ケレー	cli キリー	clo コロー	clu, キリュー
cra カラー	cre ケレー	cri キリー	cro コロー	cru キリュー					
Da ダ	de デ	di ディ	do ド	du, デュ	dra ダラー	dre デレー	dri デリー	dro ドロー	dru, ドリュー
dwa ドゥヷー	dwe ドゥヴェー	dwi ドゥウィー	dwo ドゥウォー	dwu ドゥヴュー					
Fa フ	fe ヘ	fi ヒ	fo ホ	fu, ヒュ	fla フラー	fle フレー	fli フリー	flo フロー	flu, フリュー
fra フラー	fre フレー	fri フリー	fro フロー	fru フリュー					

Ga ガ	ge ゲ	gi ギ	go ゴ	gu, ギュ	gla ガラー	gle グレー	gli ギリー	glo ゴロー	glu, ギリュー
gra ガラー	gre グレー	gri ギリー	gro ゴロー	gru ギリュー					
Ha ハ	he ヘ	hi ヒ	ho ホ	hu ヒュ					
Ja ヤ	ie エ	ii イ	io ヨ	iu イュ					
Ka カ	ke ケ	ki キ	ko コ	ku キュ					
La ラ	le レ	li リ	lo ロ	lu リュ					
Ma マ	me メ	mi ミ	mo モ	mu ミュ					
Na ナ	ne ネ	ni ニ	no ノ	nu ニュ					
Pa パ	pe ペ	pi ピ	po ポ	pu, ピュ	pla プラー	ple プレー	pli プリー	plo プロー	plu, プリュー
pra プラー	pre プレー	pri プリー	pro プロー	pru プリュー					
Qua クヷァー	que クヴェー	qui クヴィー	quo クヷァー	quu クウュー					
Ra ラ	re レ	ri リ	ro ロ	ru リュ					
Sa サ	se セ	si シ	so ソ	su, シュ	scha シカー	sche シケー	schi スキー	scho スコー	schu, スキュー
schra スカラー	schre シケレー	schri シキリ	schro スコロー	schru, スキュリュー	sla スラー	sle スレー	sli スリー	slo スロー	slu, スリュー
sma スマー	sme スメー	smi スミー	smo スモー	smu, スミュー	spa スパー	spe スペー	spi スピー	spo スポー	spu スピュー

Ta タ	te テ	ti ディ	to ト	tu テュ					
Va ハ	ve ヘ	vi ヒ	vo ホ	vu, ヒュ	vla フラー	vle フレー	vli フリー	vlo フロー	vlu, フリュー
vra フラー	vre フレー	vri フリー	vro フロー	vru フリュー					
Wa ウァ	we ウェ	wi ウィ	wo ヲノ	wu, ウュ	wra ウラー	wre ウレー	wri ウリー	wro ウロー	wru ウリュー
Xa キサー	xe キセー	xi キシー	xo キソー	xu キシュー					
Za サ	ze セ	zi シ	zo ソ	zu, シュ	zwa スワー	zwe スウェー	zwi スウィー	zwo スウヲー	zwu スウュー

bal バル	baal バール	bed ベッド	beed ベード	al アル	aal アール
bil ビル	byl ベイル	dik ディッキ	dyk デイキ	lot ロット	loot ロート
ader アーデル	adder アッデル	reden レーデン	redden レッデン	dagen ダーゲン	daggen ダッゲン
zegen ゼーゲン	zeggen セゲゲン	balen バーレン	ballen バルレン	stelen ステーレン	stellen ステルレン
komen コーメン	kommen コムメン	banen バーネン	bannen バンネン	blau ブラウ	dau ダウ
leur レウル	heusch ヘウス	teel テール	tyl テイル	dief ディーフ	hiel イール
koel クウル	klock クルウク	buyk ビュイキ	duytsch デュイツ	stal スタル	stael スタール
man マン	maen マーン	pik ピッキ	piek ピーキ	bok ボック	boek ブウック

mus ミュス	muys ミュイス	bus ビュス	buis ビュイス		fraey フラーイ	draeg ドラーガッ
leeuw レーウ	sneeuw スネーウ	croek クルウク	criolel キリオレル		leen レーン	lyn レイン
dyn デイン	dyen デイエン	oppen オッペン	open オーペン			

Einde
エインデ
終

a ア	i イ	ú ユ	e エ	o オ					
ka カ	ki キ	kú クユ	ke ケ	ko コ	ga ガ	gi ギ	gú グユ	ge ゲ	go ゴ
sa サ	si スィ	sú スユ	se スェ	so ソ	za ザ	zi ジ	zú ズユ	ze ゼ	zo ゾ
ta タ	ti テイ	tú テユ	te テ	to ト	da ダ	di ディ	dú デユ	de デ	do ド
na ナ	ni ニ	nú ヌユ	ne ネ	no ノ					
fa ハ	fi ヒ	fú フユ	fe ヘ	fo ホ	ba バ	bi ビ	bú ブユ	be ベ	bo ボ
ma マ	mi ミ	mú ミユ	me メ	mo モ	pa パ	pi ピ	pú プユ	pe ペ	po ポ
ja ヤ	ji ヰ	jú イユ	je エ	jo ヨ					
ra ラ	ri リ	rú ルユ	re レ	ro ロ					
wa ワ	wi ウイ	wú ウユ	we ウエ	wo ウヲ					

且初學の階をして、曉得し易からしめんが爲に、我方五十字音の一圖を此に贅して、以て先つこれが導をなす、是乃六韻字を以て、餘の二十字の内、*k s* 等の九字を連從して、四十五音を生する者なり、然れども其音、國字を以て的當しがたきものあり、これが爲に粗く加字合字を爲して傍釋を設く、然れども全く筆盡すべからざる者あり、初學者これを玩味すべし、

蘭化先生曰、*i ii ii* 自ら三音なり、此方イヰ二字ありて、原來其音別なれども、今相混じて辨じ難し、故にイの左角にン字を加へ、ヰの字にウィの音釋をなして、其異なることを示す、*ii ui* 自ら二音、此方唯ウ字一にして別なし、アイウエヲの韻字の *ii* はン字の促呼なる者也、故にこれを加ふ、*e ye we* 自ら三音、此方エヱの二字あれども、今音相同じ、故にン字を加へ、ウェの音釋をなして分つ、*si se ti tii* 此方のシ、セ、チ、ツに似て非なる所あり、故に合字を以てす、予別に說あり、*o wo* 自ら二音、吾方オヲ二字あれども、今音別なし、故にヲ字にウォの音釋をなして、其異なることを知らしむ、詳なることは音韻家言に載す、

比音

配音にて某と某の字を連合して、某の音韻を成すと云ことを知りたるうへは、其假名づかひを見合せ、先づ此方の說話言談、何にても彼方の文字にて書て見るべし、

譬へば、

woejetemiio fanunosodatunoe satomonasi
kocolokalakoso miwagieiasikele.

と云やうなる和歌などを、斯の如く四日五日も書習ふ時は、先づ其合せよう連ねようを得るなり、假名づかひ、前の配音の外に、キュウ、シュウ、ムウなどと引呼するものは、*e* 字 *u* 字を用ゆ、乃ち *kiuu suu moe* の如し、此分熟せば、漸々彼邦の言を、一語づゝも讀み覺ゆべし、

訓詁

上の二十六字の中、六字はア、エ、イ、オ、ウ、エイの韻字にして、其名卽その音也、キリンクレテルスと號す、キリンクは卽韻字の義、餘の二十字をメデキリンケルスと號す、メデは相合せ連るを云、韻字に連合してその音を成す義也、餘の二十字、各其音聲の名あることは、右に示す如くなれども、辭につゞるときは、其音の響を含み、右六つの韻字に接して、各

音韻を爲すこと圖の如し、mにaを加ふれば、マの音を爲し、lにeを接すれば、レの音をなすの類なり、且前圖のシルラーベン及五十字音中に、配音なきものと、及び彼の國字全體の使用、今其大法を左に記載して、其要を示す、

bfpsの四字は、語の首尾にあるときは、初めのシルラーベンの圖a等の五字に從ふ音の如く、六韻字に從わずしても、即ちbfpsと讀ますするなり、rwは諸ゝのウヲールドを以て考るに、rwの音となるなり、cdgtの四字は、六韻字に從わずして、語尾にあるときのシルラーベンに示すcdgtの如し、但dとtと同音に讀み、又tをd字に代へて書くものあり、又按ずるに、c字は和蘭にて、元來これを用ること稀なり、然れども拂郎察或羅甸の語を轉用して、終に蘭語となりたるものに、これを用ひ來るなり、kの音に同用し、又s字に同じく用ることあり、拂郎察、羅甸にては、多くカキクケコ、サシスセソの兩音に用ゆ、其例は學んで精熟にいたるときは、當に自得するものあるべし、kはカともコともクとも讀むなり、h語尾にあるときはc字に從ふ、chは連合して、サシスセソ、カキクケコになることあり、gの字はもと喉音開合呼にて、アハの音なり、qは必ずu字を附て、次に六韻字に從ふ、獨用することなし、これも又蘭語中用ること少レなり、拂郎察、羅甸等の語に多く用ゆ、qua queの類に用ゆ、即蘭語にも用ゆれども、和蘭にて此音を書するには、kwを連從す、乃ちkwa kweの如し、lmnrは語尾にあるときは、初の圖の如くlmnrなり、lはrに似て非なり、lは舌頭を齒後上顎にあてゝ呼ぶルなり、rは舌頭を弄して呼ぶ音なり、蘭人といへどもlrの呼び方、甚だ難しとす、呼法によりて辭を差ふこと多し、故に其呼法を言ひ習す爲めに設けたるもの多し、此方にては此音別なし、されども土地によりて、自ら此の響の辭あるなり、余別に說あり、v字、羅甸、拂郎察の書に、u字同用するものあり、其義未だ詳にせず、fと同音なれども、vに接するとfに接するとの辭、自ら別ちあれば、小異のことあるべし、

xは蘭語中用ゆること至て少れなり、語の中間に接

して、キス、シス、等の音をなす、又sと同用す、其間に接するものは、假令ば腋を oxer と云が如し、yは元とiとjとの合字なり、多くijと綴るべき處に用ゆ、たとへば lyf zyl の如し、六韻字の内なり、zはsと同音にして、乃ちサシスセソに用ゆ、和蘭にも古へはsの字のみ用ひて、zを用ることなし、故に今より百年以前、刊行の釋辭書には、zの部に、zee〔海〕と云ふ語一言あるのみなり、zs同音に似て、sは強くzは弱し、又書中二字合の接續をなすものあり、乃ち st sl fl の類なり、別音をなすにはあらず、たとへば、Aam Aas などと書するものなり、右の類推して知るべし、又彼方にはガギグゲゴの音なし、今gの字を假り用ゆ、gの字は元顎音の字なり、故にゲへの音釋を爲す、喉より出でて上顎に觸るゝ音なり、此方にて假りにゲの音を用ひ、ゴンゲン、ゴンベイなど記するにも、皆これを假り用ゆるなり、右の類、蘭化先生和蘭譯文略の中に所載のものなり、今其二三を採錄して增減をなし、以て吾黨の蒙生に示すものなり、

轉釋

さて蘭語は、一言一義のものあり、又數義のものあり、然れども大底其本義を含で、僅に其意を轉ずるまでなり、假令ば土をアールドと云ひ、性をもアールドといふ、又衣類をケレイドと云ひロックと云ふを、べケレイデン又ロッケンと、首めにべを添へ、或尾音を轉ずれば、物に纏繞するを云ふ、べケレイデンと云へば、身に纏ひ著けるの意にて、衣を服することなり、是は支那にて服の字を、人に服從し信服すなどゝ用るこゝろにて、先へよりそひ附き從ふの意に通ふが如し、又此方の辭と同じやうにて、一語にて首尾に添るものあれば、其意を異にして、過去現在の義あり、其首尾に添ると云ふは、假令ば be ge ver ont uit ig aan lyk heid 等なり、其つかひわけやう、玆に其一二を示さん、譬へばシケレーフと云ふ語あり、書くことなり、be を首めに添て、ベシケレーフと云へば、已に書きたるにて過去なり、猶此方にて切ると云ふ辭にも、キレ、キロウ、キルなどゝ分るが如し、又 ver と云ふものは、物の再びするの意あり、譬へばコープとは買ふことなり、ver を加へて、フルコープとなれば賣ることなり、卽ち再びするの意あり、皆一

定ならざれども、右の類元と一語にて、首尾に添るものあれば、其意義を轉ずること甚多し、今委く是を説き盡すといふとも、初學は却て茫洋として通じがたきことなれば、餘は姑くこれを略す、成書に就てこれを讀むの間、回復玩味すれば、自ら了解することなり、

修學

彼方にて小兒に敎る書に、アベブック、レッテルコンスト等の書あり、大抵此等の敎へ方なり、長崎の譯家、業を受くるの初め、皆先づ此の文字の讀法、書法、幷に綴りよう、讀ようを合點して、後はサーメンスプラーカとて、平常の談話を集たる書ありて、これを云ひ習はすなり、是其通辨を習ふの始めにして、譯家の先務とする所なり、是を理會して後は、ヲッブステルレンとて、其文章を書き習ひ、先輩に問ひ、朋友に索め、或は和蘭人にも正し、其功を積て合點するときは、自在に通譯もなるなり、右の階級を歷て學ぶは、本式の敎へようなれども、長崎にあらずしては成り難きことなり、殊に吾が門に游ぶの徒は、通辨を業として、其傳譯をなすにはあらず、惟其書を飜譯せんとの業なれば、なるだけ一語づゝも、言辭の數を覺へ、讀書の間助語等に心を著け、其文章前後上下の語脉を貫通し、語路の連屬等の趣きを熟し得べし、先づ初めは怠り無く、單へなる言辭を多く記憶すべし、譬へば右に云ふ如く、*hemel* と五字を寄て、ヘーメルと讀て天のこと、*aard* と四字を合せて、アヽルドと讀て地と云ふことなるの類を知るなり、此の如くに、一語二語づゝも、習ふに從ひ聞に任せ、別に一小冊子を作り、アベセ二十五字にて部類を立て置き、ヘーメルと云ふ語を得れば、*h* 字の部に記し、天と云譯字を添へよ、右の如く心ながく書集むべし、卽節用集の趣きにて、只前に蘭語を出し、後に邦語の譯字を記し置くなり、斯くすれば四五百言を暗記すること暫時の間にして、其後は其書を讀み、其文義を解することもなるものなり、

譯辭

其書を讀み習ひ、從て其義を解せんと思はゞ、先づ初の內は、釋辭の書中に記する註釋の成語か、又他の書中よりなりとも、短き文を抄出し、訓譯を施すべし、其法は卽ち其文の每語の傍へ、右の書き集めたる小

冊の中より拾ひ取て、其譯字を施すべし、若しいまだ開得ることなく、小冊の中に無きものは、先づ批圏にてなりとも印をつけおき、後に師に尋ね問ふべし、小冊にて得たる分は、穏かなると穏かならざるは姑く舍き、悉くつけ終るべし。其印をつけをきたる不分明の分をば擇で、其學の先輩に問ひ正すべし、問ひ正して知れたらば、其不分明にてありし分へ、譯字を施すべし、尤其初て開得る所の語は、必ず小冊の部類へ書き入れ、増益し置くべきなり、

譯章

さて譯字のこらず付け終らば、一章を貫きての意味を、其師に就て質問すべし、其師精く説き教ゆるといへども、文章の語路、是まで讀み馴れたる支那の書籍の趣きにあらざれば、初學は容易に曉り難し、其教を受たる訓譯の全文をひらき、襟中にこもりて、幾遍とも無く熟讀暗誦すれば、自然に氷釋して、其義通ずるものなり、其文每語譯字を加ふるといへども、支那の書を和讀する意ロ持にて、顚倒を用ひて讀み解せざれば通せぬなり、是は當時の舊染にして、已む事を得ざる所なり、支那の直行右讀、和蘭の横行左讀は、其法縱横の差ひなれども、顚倒せずして義理の通ずるは同ことなり、功を積で助語の意を自然に解し得れば、顚倒せずしても發悟するなり、近ロ吾黨の士研精の餘り、少しく得る所ありて、其讀書の際ダ、文意の至て難からざる所なれば、一遍を讀下して、直に譯文の出來るようにはなれり、是唐音にて書を讀むに、上より下へ順直に讀み下して、其義通ずると同じき理にて、却て其義を明白に解し得ること、顚倒して讀むに勝つて、言外の意味あり、元來彼方の言辭、遙に別なることなれば、蘭語を悉く倭語、漢語となして讀んとすれば、却て其義を失ふこと多し、只大方に翻譯して、意義の盡し難き處に至りては、其旨を心に會得して譯をなすべし、是其大法なり、さて右の如く一句づゝも解し得ること、彷彿の間にあるべし、それよりだん〳〵天文、地理より、諸の技藝及、藥物鳥獸、何にても彼邦の説を知り得んと欲せば、其書に就て、欲する所の一章を抄出し、右に云へる如くに譯し習ふべし、

釋義

言辭の二三百も覺しうへ、知らぬ語の出たるときは、

康熙字典、正字通などのように、マーリン、ハルマなど云へる蘭人の著せる註解を詳にしたる書多し、其書に就て索れば、其已に知る所の諸言にて、註釋あるか或は已に覺へたる語と同義なるを以て、一語のみにて解しおるなれば、其まゝに解するなり、其註の仕方は、支那の字書に別に異なることなし、譬へば支那の字書に、輕と云字には、不重也と註せり、不重は乃ち輕きなりと知るゝが如きことあり、譬へば日暮のことを、蘭語にてアホンドと云ふ、其アホンドの註には、エインデ、ハン、デンダークとあり、エインデは端或は末へ又た畢りなり、ハンは助字の之の字の意あり、デンダークは今日の日なり、日の畢りといふ註なれば、乃ち日暮と云ことなりと知るなり、此等の類にて、其釋辭の書の註解も、推して知るべきことなり、

類語

彼方言辭、大凡五萬言の前後に出づ、釋辭の諸書に載せり、今名物の類語若干を左に記し、傍らに假名を加へ、譯字を附し、以て初學に示す、

Hemel（ヘーメル）天	Aard（アールド）地	Zon（ゾン）日	Maan（マアン）月	Sterre（ステルレ）星
Wolk（ウヲルク）雲	Lugt（リユクト）氣	Oost（オーストト）東	West（ウエスト）西	Zuid（ソイド）南
Noord（ノヲルド）北	Water（ワーテル）水	Vüür（ヒユール）火	Boom（ボーム）木	Goud（ゴウド）金
Blaauw（ブラーウ）青	Rood（ロード）赤	Geel（ゲール）黄	Wit（ウイツト）白	Zwart（ズワルト）黒
Koud（コウト）寒	Warm（ワルム）温	Lente（レンテ）春	Zomer（ゾーメル）夏	Herfst（ヘルフスト）秋
Winter（ウインテル）冬	Mensch（メンス）人	Man（マン）男	Vrouw（フロウ）女	Vader（ハーデル）父
Moeder（ムーデル）母	Zoon（ゾーン）子			

以上共に三十二言

成語附訓點幷に譯文

常話幷に警戒の成語凡て八章、蘭化先生の著せる蘭譯筌に載る所を增減し、語每に譯字を下し、訓釋を加へ、幷に譯文を作つて、其例を示すこと左の如し、

Ik wensch u goeden dag myn heer.
我　望　儞　吉　日　吾　君

我貴君の嘉日を希望す、

是平生人に相見へて、先づ言ふ所の祝詞也、

Jk ben u dienaar.
我 者 傭 臣

我は君の臣僕なり、
是は上の對にして、使令の事を奏すべしとなり、言は恭敬の辭なり、

Ouden zal men eeren jongen zal men leeren.
老 可 人 敬 少 可 人 習

老たるをば敬ふべし、少をば習はすべし、

Hy brengt gantſche nagten met leeſen door.
他 終 夜 以 讀書 徹

他は終夜書を讀で旦々に徹す、

Jk heb al myn kragt in 't werk geſtelt, om'er een
我 悉吾 力 于 術業 委 爲 一
einde van te maaken.
終 作

我悉く吾力を術業に委するは、終に成すことを有んが爲也、

'T zou jammerlyk weeſen, zo ſchoon gelegentheit te
應 後悔 此 清 閑
verzuigen.
過

空閑にて徒に過んは後に悔べし、

Wit raven vind men zelden, al zo zelden men
白 烏 覓 人 鮮 如此 鮮 人
trouwen.
睦

白烏は覓むれども鮮し、その如く人の親睦も希なり、

Een onſterfelyken naam, onſterfelyken roem
一 不朽 名 不朽 譽
verkrygen.
求

人の世に處る、不朽の名譽を求めよ、

Verggenoeging gaatboven rykdom.
足 行勝 富

足ることを知るは富にまされる、

Beeter nooit tebeginnen, als niette voleynden.
好ス 終ニ 無シ 始ル 於ヨリハ 無シ 終ナ 克クスル

終をよくすること無らんより、始ることなきをまされりとす、

右諸章にて、彼方の文體章句の語路、幷に譯文の例、其大要を準知すべし、每譯其適詁にあらずといへども、惟其大意を示すものなり、

助語

助語は、蘭語リットウォールドと云ふ、其數と其轉意と甚だ多端なり、能くこれを會得せざれば、其書貫通し難し、然れども前後文章の應接に隨て、其意轉するを以て、一定の義を得難し、順直に讀み下すときは、支那の焉矣也乎の如く、自ら其義通ずべけれども、和語、漢語を以て一々切當し難し、誦讀數遍に及べば、自ら其旨を會得することなり、今一二を辨ずるとも、未だ其書を窺ふこと無き者の如きは、漫然として曉り難かるべし、故に姑く略す、其學に入るの後、助語考等の書、且つ其學者に諮問して可なり、彼の助語と云ふは、前條成語の中にも在る所の in het de zal（イン ヘット デ サル）is een om zoo als（イス エン オム ソー アルス）など云ふ類にして、此方の語に翻して解するときは、其所々に由て易りあるなり、

點例

彼方の文章に、支那の句讀段落の如きもの多し、此點例を知らざれば、其の篇章融會貫通し難し、蘭化先生の點例考に由て、其の一二を抄し、學者の求に備ふ、

〔,〕コムマと名く、譯して分點と云ふ、此點は成文の中に、意義未だ說き畢らざれども、諸の名物事類を言ふ所に記して、一名一物一事等を分別するなり、又ノ如レ此もあり、

〔;〕ピュンクトコムマと名く、譯して半節點と云ふ、此點は一事の內、一節二節に分ることあるときに用ゆ、故に次の語の初めに、多くはその後、そのうへと云類の助辭を置くなり、

〔:〕ドウピュンクタと名く、譯して重點と云ふ、此點は意義一段の終に記して、一節を爲すなり、又一語を省略して、首めのみを記するときも此點を用ゆ、

〔?〕フラーガテーケンと名く、譯して問點と云、問の語の終に記す、

〔!〕ジヒシヲと名く、譯して分言點と云、此點は總て事を記するに、紙端に至りて一言を全く書き終るべからざるとき、其音をなす所にて分裁して、此點を記し、餘字を次の行へ書するなり、又〔一〕如レ此もあり、書體に由て異なり、

〔.〕ピュンクトムと名く、譯して畢點と云、此點に義

理、事物等の、其說を終る下に記す、

點例大抵右の類なり、猶審なることは點例考の中に具す、

書籍

往々舶來の群籍、諸家祕藏する所にして、余等既に目擊するもの數十部に及ぶ、近來吾ヵ輩の翻譯の業を起すの際、譯家より請ひ受て、各々家藏するもの亦少からず、今其二三を擧て左に記す、

ツヽヘンスコールブーク、ボイス、ウォールデンブーク、スコツトネールナチュールブーク、コンストカヒネト、ウイスコンストブーク、

右何れも天文、測量、諸術藝の書なり、

ゼイスピーゲル、航海の書、フルートコンスト、產科書、

ツォイツ、シカツトカームルブーク、一册、醫事集成の書、

ゼヲガラヒ、六册、倶にヒブネリュス所レ著輿地萬國記載の書、并

コウラントトルコ、一册、に地圖、此の餘地理の書數多あり、

コロイトブーク、大部一册、ドヽネウス所レ著本草の書、此餘數多あり、

ヨンストンス、大部一册、禽獸蟲魚譜、此餘魚諸介譜數多あり、

ヘールコンストブーク、外科書、ハルヘキン、ヘイステル等所レ著數十部あり、

ウォールデンブーク、マーリン、ハルマ、ハンノト等所レ撰釋辭の書、此外數多あり、

コンストウォールドブーク、百工要術の書、

バールドスタールブーク、馬術及治療方法を載するの書、

アナトミア、肢體解剖の書、コウベル、キュルムス、ブランカールツ、カスパル等所レ撰數十部あり、

レメレ井、ドロゲレ井ン、諸藥物の主治功療を委く集めたる書なり、

アポテーキ、藥局方法修製、及び主治を集めたる書、

インウェンジゲヘネースブーク、內療の書、ボイス、アカン、ヘーステル等所レ著數多あり、

ショメール、ホイスホウデレキウォールデンブック、二册、增續七册、居家纂要の全書なり、

此餘諸般術藝の書、枚擧に遑あらず、

學訓

總說に說けるが如く、今に於ては難きに似て難からずと云しは、已に吾黨の士年月を積て、今に至りては定れる常語は大概略記し、且ッ章句の意も理會してあるなれば、彼の釋辭の書中にて索れば、知れざること稀なり、又右に云ふ譯字を加へ集めよと云へる小册の如きも、吾黨年來收錄せる所のもの多ければ、今新たに一語づヽ自ら集るまでもなく、此學に志あら

ん人、これを請ひ受て謄寫せば、不レ勞して其業大半なりぬべし、前條に云ふ所は、未ダ一言半句も開けざる以前の事なり、既に先輩此業を企し頃は、右の仕方にてありしとなり、今に於ては其積累の功によりて、何によらず一通りは出來てあるうへなれば、至て修し易きことなり、元是達意の辭にて記したるものにて、文章を飾るなど云こ となき質樸なる風俗にて、實地を蹈み、事の簡徑なるを先きとする國俗ゆへに、常話も書籍に著すことも同樣にて、別に文章の辭と云ものなし、其文法稍々支那の俗語に似たるものあり、的那箇向丁と云ふ類の字を用る意甚多し、如レ此もの故に、至て入り易く學び易き風なり、殊に彼の方書籍の論説丁寧精細、毎術何によらずこれを記するには、生れて一丁字を知らずと云程の人に敎ふるが如く說き示しあるなれば、能く其の篇章の意味さへ會得すれば、心に徹底して其事發悟せらるゝなり、學者これを思て、倉卒に讀過することなかれ、又此學に入て其書を讀むに、解し易きと解し難きとの差別あり、支那の學問をするとても同じきことなり、譬へば其學ばんとする所のもの、未だ嘗て知らざることを、强ひて學んと欲れば甚だ入り難し、醫家は醫書、天文家は天文の書、地學家は輿地の書、本草家は本草の書、畫圖技巧を好む人は、畫圖技藝の書、元トより各〻其好む所より入るべし、これは吾方、支那、和蘭と、方法論說其術の精粗の差ありとも、一體の趣意同一般のことなれば、嘗て己れが知る所より推し明むれば、至て解し易く、其文理早く悟り得らるゝものなり、右件々、文字より點例に至るまで、此の學問の大要なり、學者よく此旨を理會し、務て言辭數語を記憶し、助語の使用等に意を用ひ、讀書を倦ざるときは、類に觸れて自然に活法を悟り、何れの書何れの說と云ふとも、既に其要領を得て、日夜尋思すれば、靈慧自ら發して、卒には大業成熟して、其功必大ひならん、この餘學者の爲に、論辨することと少からず、然れども今これを說き盡し難し、其階級を歷て堂奥に入らざれば、初學は却て其要を失ふことあればなり、姑く舍て剛出を謀る、實に此篇は其堂に升るの階梯なり、

蘭學階梯卷下終

蘭學階梯跋

世之餔ニ嘗乎異技一者、率皆ニ名荷蘭一藉爲ニ口實一、亦惟過矣、西洋言語殊レ讀、書不レ同レ文、哀ニ乎耳一而眯ニ乎目一、雖レ欲レ致ニ其事一、辟由ト亡ニ耒耜一而服中田畝上、勢之所レ至、必望ニ秋於象胥之場一、遺秉滯穗、掬ニ乎彼一、哀ニ乎此一、不レ辨ニ菽麥一、以屬厭焉、則雖ニ亡而爲レ有、虚而爲レ盈、施々然以爲ニ驕レ俗衒レ精之資一、由ニ君子一觀レ之、多見ニ其貿々乎捨ニ悉已耦之不レ給也、是書之出、彼其之子、器可ニ以覃一、耦可ニ以脩一、過レ此以往、俶ニ載於斯一、播ニ蘊於斯一、又從而耘ニ耔穫三芟於レ斯、則夫黍稷稻粱秬秠麋芑、於レ何不レ有ニ渓粱之稼抵京之庾一、取ニ諸左右一、自逢ニ其原一者、余爲ニ其徒一、豫大嚼以愉快焉云、

天明癸卯之冬

津山侍醫　宇　晉　撰　印　印

東江源鱗書　印

蘭學逕

○海上翁、嘗て江戸に客在するの日、當時諸子競て和蘭文を修れども、未だ一書を全譯する者なきは、必竟其辭の明ならざるに係るを悟り、鞅掌の暇、志を奮て、遠西ハルマなる人の纂輯せる、釋詞の書を自寫し、對譯を石井先生に親受し、其功半成に至て、宇槐園及び岡甫說の二子、犄角し扶け、裘葛再び更へ、約するに二三萬許の辭を得て、退て義弟榛齋宇子と俱に、之を燈下に按擴し、且是正し、一年の間、每夕必鷄鳴を期す、黽勉の甚き、齒牙之が爲に脫盡するに及で、漸く遂に一部八萬餘辭を完翻し、寛政八年始て活板と爲し、三十餘部を社友に配與す、字を植へ、匠を使ふ、榛齋子特に勞勤せり、此に據て槐園子は、內科撰要を成し、榛齋子は和蘭の醫書數部を譯す、翁乃ち其成說に就き、更に熟思し、折衷して八譜六十四冊を作り、以て己意を述べ、唐山西洋の醫學に於ける、論治大に異なれども、要旨終に同きを明し、又其實事に施して、今日に違さるを認徵し、現に門堂を禁闕の下に開て、疑詰を四方の有志に竢つ、余亦此に庇蔭して、少く西辭を言ことを解する時は、鄕村の童雛、時に來て扣問する者頗有り、然ども入門の初、前の全成せる和解を謄寫するの甚だ年月を費に困み、大抵倦意を生じて廢學する者衆し、因て予が金蘭たる、伏水の桃塢小森子と謀り、妄に删補して、三萬許辭に要約し、之を與て學しむるに、各其省便にして、檢語に優なるを喜ぶ、故に玆に翁に請て、又復一百部を植刻し、以て篤好に頒つ、希は學者此に由て往ば、遠西の醫籍を讀こと、猶支那の方書を解するが如く、從て繙ば從て曉り、終に今の望洋雞肋、空く居諸を玩愒するの洪嘆を免べし、惟ふに榛齋子及予等、各嘗て幾多の西書を譯稿し、斯業を世に公明すと雖ども、必竟嗚蘭醫學の興るは、蘭化先生の沈研に刱り、海上老師の篤志に成る、古云、本立而道生と、蓋し二哲の謂歟、一

○八萬を三萬に省略して、照檢に窘罣なく、却て優便なるは、新に三法を設るに由る、其一は言同して數義を兼る者、原書には一語必す一義を附す、今支那の字注の例に傚て、一語に多義を併す、假令ばアルス如、アルス則、アルス自、アルス時と、四言に分記する

者、茲に下の三條を删て、上の一語に、如、則、自、時ご合注す、其二は、兩語を連接して一言ご爲る者、其上下に附たる、助詞を分離すれごさ、義解に妨ざるを删り、下に舉たる冠履の例にて推領せしむ、假令ば本語のコーケンは煑なり、是にドールを冠すれば、熟煑する也、本語のウヲルムは蟲なり、是にウェイスを履すれば蟲狀なり、今其連接の言を删除すれごも、各其本語にて檢すれば、則ち解す、但し本語に冠履を接して他義に轉するは、全く舊慣を存す、其三はマーリン、ハンノット、其他の書に見る所の辭、偶ハルマに漏脱したる者を補入す、

○「一」は上の全語、「‥」は上の二字、「…」は上の三字、「……」は上の五字を略す、彫且植の勞を省するなり、他義あるに非ず、

「系格の行中、罕に譯字を書して、和蘭語を書せざる者あり、是一辭なれども、多義なるに由て、兩段に分收するなり、

○今本を舊板に比するに、語辭は略芟し、字形は纖小し、系行は倍增し、紙葉及卷數は減省する等、必竟初學照檢の便宜を主とし、兼て貧生の價に難み、寫人の神を費を慮る、芹曝の鄙意のみ、

○舊譯往々違覆し、且謄訛に係る者あるを覺ふ、予妄に校勘を加へ、更に老師と謀て鉛槧す、然ども改正亦或は誤謬多かるべく、其文も概ね蕪語冗言に屬す、孟浪の罪、皆予が固陋に係る、看官幸に恕亮せよ、

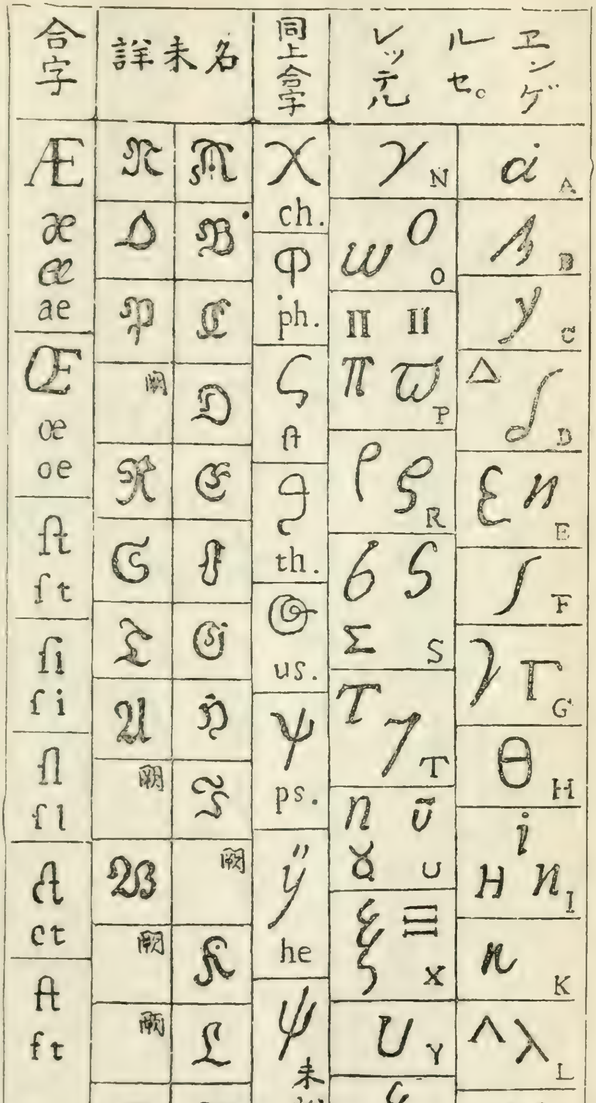
○凡和蘭の醫書を讀んと欲せば、初に先づ字體、音韻、及び呼法、標式、宮金、數秤等の符號を認め、次に冠履、助詞、及辭性の自別、對照の譯例、兼て藥品の名を會し、常に此譯鍵及びラテン、及バスタールドノの辭書を机邊に備て足る、故に下に前項の梗概を附刻す、蓋ラテン、バスタールドの書の如き、舶來少を以て、人多く購求し且謄寫するに苦む、若し他日善本を搜索し得ば、又活刻して同社に頒んと欲す、

○西洋の藥名は、修醸醫の最習べき要事なり、但し其物洪繁なれば、遽に斯に輯收し難し、今唯諸家の充來て和漢の名ある者、幷に有無未だ詳ならざれども、西籍屢載て常用する所の品を撰で、鍵尾に附す、必竟充名の出る所を推に、象胥の嘗て喎蘭人に正す者多く、又皇國の赭鞭家、或は物に就き或は圖に據て察中する者往々あり、然ども予未だ物產の學を修せず、故に當否の如きは、妄に保つ所に非ず、

○十體字様并定名二十六

メルク。レッテル（名）	メルク。レッテル	メルク。レッテル（名）	メルク。レッテル	ロームス。レッテル	ロームス。レッテル	イタリヤーンス。ホーフドレッテル	イタリヤーンス。ホーフドレッテル	イタリヤーンス。レッテル	イタリヤーンス。レッテル
ア	A	エン	N	a	n	*A*	*N*	*a*	*n*
ベ	B	ヲ	O	b	o	*B*	*O*	*b*	*o*
セ	C	ペ	P	c	p	*C*	*P*	*c*	*p*
デ	D	キウ	Q	d	q	*D*	*Q*	*d*	*q*
エ	E	エラ	R	e	r	*E*	*R*	*e*	*r*
エフ	F	エス	S	f	ſs	*F*	*S*	*f*	*ſs*
ゲヘ	G	テ	T	g	t	*G*	*T*	*g*	*t*
ハ	H	ユ	U	h	u	*H*	*U*	*h*	*u*
イ	I	イハ	V	i	v	*I*	*V*	*i*	*v*
イー	J	ドベルテイハ	W	j	w	*J*	*W*	*j*	*w*
カ	K	エキス	X	k	x	*K*	*X*	*k*	*x*
エル	L	エイ	Y	l	y	*L*	*Y*	*l*	*y*
エム	M	セイダト	Z.	m	z.	*M*	*Z.*	*m*	*z.*


ホーフト。
テレッキ。
レッテル
テレッキ。
レッテル
ホーフド。
ドルク
レッテル
ドルク。
レッテル



按ずるに、諸體皆同字なれども、之を十樣に書するは、預め定て、或は官書、或は起首、或は神符、或は典籍、或は識號、或は日用等に分ち施し、又多の事物※註を雜記する時、體を變じて紛亂を防ぐが爲なり、其呼法も處に因り同からず、スプラーカコンスト、又

アルセイの辭書を考るに、或はア・ベ・セ・デ・ヱ・ヱフへ・ゲ・アヘーイ・井・カ・エルレ・ヱムメ・ヱンネ・ヲ・ペ・キウ・エルレ・エスセ・テ・ウ・フ・フ・イキス・ヱイレク・ゼデと稱し、或はア・ベ・セ・デ・ヱ・ヱフ・ゲヱ・アツエ・ヱ・ヅヨド・カ・エル・ヱム・ヱン・ヲ・ペ・ケウ・アル・ヱス・テ・ウ・ヘード

ツベルウ・ヱキス・ウェー・イスセドと稱し、或はア・ベ・セ・デ・ヱ・ヱフ・ゲヘ・アハ・イ・カ・ヱル・ヱム・ヱンナ・ヲ・ペ・キウワ・ヱルラ・ヱサ・テ・ンユ・ユハ・ドフルドユハ・ヱキス・ヱイ・セイダトと謂ふ等なり、

六韻字音

Y	ウ U	オ O	イ I	エ E	ア A	
キイ ky	ク ku	コ ko	キ ki	ケ ke	カ ka	K
セイ sy	ス su	ソ so	シ si	セ se	サ sa	S
セイ cy	ク cu	コ co	シ ci	セ ce	カ ca	C
セイ xy	ス xu	ソ xo	シ xi	セ xe	サ xa	X
テイ ty	ツ tu	ト to	チ ti	テ te	タ ta	T
ネイ ny	ヌ nu	ノ no	ニ ni	ネ ne	ナ na	N
ヘイ fy	フ fu	ホ fo	ヒ fi	ヘ fe	ハ fa	F
ヘイ hy	フ hu	ホ ho	ヒ hi	ヘ he	ハ ha	H
ヘイ vy	フ vu	ホ vo	ヒ vi	ヘ ve	ハ va	V
メイ my	ム mu	モ mo	ミ mi	メ me	マ ma	M
エイ jy	ユ ju	ヨ jo	イ ji	エ je	ヤ ja	J
レイ ly	ル lu	ロ lo	リ li	レ le	ラ la	L
レイ ry	ル ru	ロ ro	リ ri	レ re	ラ ra	R
エイ wy	ウ wu	ヲ wo	イ wi	ヱ we	ワ wa	W
ゲイ gy	グ gu	ゴ go	ギ gi	ゲ ge	ガ ga	G
ゼイ zy	ズ zu	ゾ zo	ジ zi	ゼ ze	ザ za	Z

	ア A	エ E	イ I	オ O	ウ U	エイ Y
D	ダ da	デ de	ヂ di	ド do	ヅ du	ゼイ dy
Ts	ツァ tsa	ツェ tse	ツイ tsi	ツォ tso	ヅウ tu	ヂイ ty
B	バ ba	ベ be	ビ bi	ボ bo	ブ bu	ベイ by
P	パ pa	ペ pe	ピ pi	ポ po	プ pu	ペイ py
Ds	ヅァ dsa	ヅェ pse	ヅイ dsi	ヅォ dso	ヅウ dsu	ゼイ dsy
Qu	クァ qua	クェ que	クイ pui	クォ quo	クウ quu	クエイ quy
Kw	クァ kwa	クェ kwe	クイ kwi	クォ kwo	ク kwu	クエイ kwy

接するに、AEIOUYの六字は、單呼定音を倣し、他音に變せず、故に之を韻母とし、其餘二十字を子字とす、子は固より親に從て移り、親は子の聲を生する故に、子母合て清濁百三十八音に轉す、假令ばカの音を爲は、K字にA字を接し、ケの音は、K字にE字を接し、キの音は、K字にI字を接し、コの音は、K字にO字を接し、クの音はK字にU字を接し、ケイの音はK字にY字を接する等、毎音皆此の如し、

〇又按ずるに、二十六名の中、イ字に長短あり、短きを韻字のイと稱して母に算へ、長きを韻外のイと謂て子に屬す、

讀呼音便

アー *aa*	ブレー *ble*	ダワー *dwa*	フロ *fro*
アップ *ab*	ブラウー *blaú*	ダット *dat*	ギリー *gli*
アク *ak*	ブリー *bri*	ヂッキ *dik*	ガラ *gra*
アーク *aek*	ベイル *byl*	ヂット *dit*	ヘット *het*
アル *al*	ブック *bock*	ダゲン *dagen*	ヒール *hiel*
アーデル *ader*	ボイク *búyk*	エー *ee*	ヘッス *húsch*
アッデン *adden*	シリ *cli*	エック *ec*	イッド *jd*
バル *bal*	カラ *cla*	エル *el*	イム *jm*
バレン *balen*	ダウ *dau*	エル *er*	イス *is*
バンネン *bannen*	ドル *drú*	フユー *flú*	コメン *komen*

スネーヴー *sneeúw*	ヲップ *op*	クルーク *kloek*
テイル *tyr*	ヲッペン *open*	ロット *lot*
ヴー *úú*	ピリ *pli*	マーン *maan*
ヴンド *únd*	ピッキ *pik*	モイス *múys*
ヴグ *úg*	シカラー *schra*	ムス *mús*
ウギス *úx*	スラ *sla*	メット *met*
フレー *vlee*	スミイ *smie*	ヲー *oo*
ウリ *wli*	スプ *spú*	ヲク *ok*
ズヴエ *zwe*	ステッレン *sterren*	ヲン *on*
セゲゲン *zeggen*	スターン *staen*	ヲット *ot*

按ずるに、アヱイヲウの韻字を重るものは、其音を引呼す、アールド、エーン等なり、又カ以下韻外の字を重るは、促呼を爲す、ステッレ、レッテル等なり、韻外にても、B D G K L M N P R S T 等の字、詞尾にあるは、概ね右の音を定呼す、然ども K の如き、或はキの讀をなし、T の如き、時にッの讀を爲す、學者習得ば自ら知ん、

○aa ee oo 等の引呼の辭は、一字なるも二字なるも、同義なること多し、假令ば、koomen にて得ざれば、komen にて檢すべき等なり、

○又按ずるに、アヱイヲウ多は相通ず、假令ばステーケン、ストーケン、スローテン、スルイテン等なり、

○aa は ae と通ず、假令ば aard と aerd と同き等なり、

○ch は g と通ず、

○d t 相通ず、假令ばベヒントはベヒンドに同き等なり、

○ve は f と同じ、假令ば zelve は zelf と同き等なり、

○z s 相通ず、假令ば samen と zamen, zand と sand 同き等なり、

○標式十記

[.]プンクト、又スロイトプントと名く、畢標と翻す、此を認れば、大終を知る、

[:]ドウプンクト、又ドッペルプント、又リドテーケンと名く、重畢標又節標と翻す、此を認れば、全體畢て、猶未だ盡ざるを知る、

[,]コムマ、又シケイドテーケンと名く、區別標と翻す、此を認れば、事物一箇を區別するを知る、

[;]プンクトコムマ、又ハルフリドテーケンと名く、半節標と翻す、此を認れば、重畢標の稍輕して、一箇の事物の畢て、猶餘義あるを知る、

〔?〕フラーガテーケンと名く、問標と翻す、此を認れば、疑問なるを知る、
〔!〕ウヲンデリングステーケンと名く、珍異標と翻す、此を認れば、嗟嘆愉快、可驚可奇の語なるを知る、
〔-〕コッペリングステーケンと名く、連接標と翻す、此を認れば、兩辭を連合し、一言と爲を知る、
〔"〕デーリングステーケンと名く、分離標と翻す、此を認れば、一辭を分離したるを知る、按するに、或は此に代るに、連接標を用ゆる書あり、
〔'〕レッテルヲイトラーチングステーケンと名く、省字標と翻す、此を認れば、省略の辭なるを知る、
()〔〕ツッセンインステツリングステーケンと名く、挿間標と翻す、此を認れば、其間は註語なるを知る、
按するに、此は支那の句讀點畫と、大抵髣髴たり、翻業を修るの士、先此十記を領得せんことを要す、苟此に依ざる時は、前後事を亂し、左右義を錯る、故に余嘗て云、西書の諸標あるは、猶航海の羅盤あるが如く、特に最重の事なり、皇國昔より此式を闕く、故に假名のみの書に至ては、上字或は下に混じ、後字反て前に屬し、此を讀人、各己が意に任せ、紛々たる議論、終に一定し難し、必竟此法を施ざるに因のみ、

○四行

氣 A	*Lugt*
水 ▽	*Water*
火 △	*Vuur*
土 $\overline{\nabla}$	*Aard*

○四時

春	*Lente*
夏	*Zomer*
秋	*Helfst*
冬	*Winter*

○十二月

正月	*January*	七月	*Julius*
二月	*February*	八月	*Augustus*
三月	*Maartius*	九月	*September*
四月	*Aprillis*	十月	*October*
五月	*Mayus*	十一月	*November*
六月	*Junius*	十二月	*December*

○十二宮

戌	♈	白羊	*Aruis. Oom.*
酉	♉	金牛	*Taurius. Stier.*
申	♊	雙女	*Geminj. Tweeling.*
未	♋	巨蟹	*Canker. Kreeft.*
午	♌	獅子	*Leo. Leeuw.*
巳	♍	室女	*Virgo. Maagd.*
辰	♎	天秤	*Libra. Waag.*
卯	♏	天蝎	*Schorpius. Scorpioen.*
寅	♐	人馬	*Sagitarius. Schieter.*
丑	♑	磨羯	*Capricornum. Steenbok.*
子	♒	寶瓶	*Aquarius. Waterman.*
亥	♓	雙魚	*Pisces. Visscher.*

○七曜七金

日	☉	金	*Sol.*
月	☾	銀	*Luna.*
金	♀	銅	*Venus.*
火	♂	鐵	*Mars.*
木	♃	錫	*Jupiter.*
土	♄	鉛	*Saturnus.*
水	☿	汞	*Mercurjus.*

按するに、四行は彼邦窮理の括要にして、百事悉く此を用て統了す、特に辨識せずんば有ず、其時月宮金の如きは、急にする所に非ずと雖ども、是亦修西の初學、當に知べきの事なり、故譯鍵既に擧る所の辭なるも、復玆に贅載す、

○數字

一	I	エーン	六	VI	セス	三十	XXX	デルチグ
二	II	テウエー	七	VII	セーヘン	四十	XL	ヘールチグ
三	III	デリー	八	VIII	アクト	五十	LↃ	ヘーフチグ
四	IIII	ヒール	九	IX	ネーゲン	六十	LX	セスチグ
仝上	IV		十	X	チーン	七十	LXX	セヘンチグ
五	V	ヘイフ	二十	XX	テウエンチグ	八十	LXXX	タケンチグ

ネゲンチグ XC 九十	1 一	7 七	40 四十	100 百
ホンドルド C 百	2 二	8 八	50 五十	1000 千
ヘイフホンドルド D 五百	3 三	9 九	60 六十	10000 萬
ドイセンド M 千	4 四	10 十	70 七十	ミリヲーン 100000 億
チーンドイセンド MIO 萬	5 五	20 二十	80 八十	
	6 六	30 三十	90 九十	

○同用法

15. 十五
150. 百五十
1652. 千六百五十二
$\frac{1}{2}$ 一を二つに分つとき此の如く書す
$\frac{8}{5}$ 八を五つに分つとき如レ此餘做レ之

○秤量字

九十六錢 ℔ *Libra.*	百六十錢入の量 *pinta.*	七 Chl.
八錢 ℥ *uncia.*	滴 G *Gt. Gut.*	各 $\bar{a}\bar{a}$
一錢 ʒ *drachma.*	撮 P.	等分 Par. aq.
三分錢ノ一 ℈ *scrupulus.*	握 M.	半 β
六分錢ノ一 ℈β *obolus.*	雙 Par.	
六十分錢ノ一 G *gr. granum.*	箇 NO.	

同用法

ʒに、1を書ば一錢、2を書ば二錢、βを置ば五分とす、又℔βは九十六錢を半に爲たるにて、四十八錢なり、餘效レ之、

○定的識字

記號	名
	生水
	雨水
	露水
	悍水
	腐金の水
V	酒
	燒酒
	再蒸燒酒
	酢
	酢精
	油
X	雲母
~SP	精液
qE	悍精
SA	アラキ
	粘液
B	浴湯
AB	砂煮法
MB	湯煎法
VB	ロークパド
	日煮
	煆處の煤
	尿
	彈灰る火
	黄銅
	煆銅
	紅礬
	鐵粉
	銅花
♂	剛鐵
	丹砂
ā ā ā	汞ヲ雜し諸金
	磁石
	信石
	黄信石
♁	アンチモニー
	砂
O	明礬
	丹礬
	硇砂

記號	名
C	石灰
	生石灰
	灰
	ポットアス
⊕	銅綠
	酒石
	硫黄
	鹽
	精鹽
	硇砂
&C.	等
♉	石鹽
θV	風化鹽
◊	石鹼
	焰硝
	ピンシピタート
	ソピリマート
	樟腦
	天石
C.C.	鹿角
C.C.V.	角石
69	蜊蛄
	硝子
	坩ボルツ
	コルフ
	蒸露罐
XX	同上蓋
	レトルト
	酒搶
	ピアールガラス
	歳月の月
	一時
	一日一夜
	晝
	夜
♑	風化
	煆升
	煆降
S.A.	從法
P.P.	製
F	爲
M	調和
	末
R	藥方
qS	適宜
qP.	任欲
qV.	隨意
U.S.	如前

粗搗	G.M.
合して與ふ	M.D.

按ずるに、數秤及諸預定の的識は、西醫の籍每に多く用ゆ、認記せずんば有べからず、故に此を載示す、

助辭

譯鍵に概注す、故に又贅せず、各辭を檢せば卽得ん、

冠履辭（冠とは、上に附て本語を動かす助詞、○號を用ゆ、履とは、下に接して本語を動かす助詞、□號を用ゆ、）

○*aal* は、總なり、甚なり、大なり、悉なり、

○*aan* は、アフの反にして、着、向、于、邊、就、結聚、來至、混接、對近、現前等に用ゆ、

○*achter* は、ホールの反にして、後、合、藏、却、避等に用ゆ、

○*af* は、アーンの反にして、離、背、開、廣、開、解、除、遂、脫、放等に用ゆ、又ヲントと同義なれども、大抵ヲントは作爲、アフは自然と別つ、

○*al* は、悉、甚の意なり、

○*ander* は、エーンの反にして、二、次、他、隔、重等に用ゆ、

○*be* は、爲字、又之字の意なり、其轉ずる大抵現在に多く、過去未來に少し、

○*binnen* は、ボイテンの反にして、內、裡、自、密、潛等に用ゆ、

○*buiten* は、ビンネンの反にして、外、表、躲、他、非等に用ゆ、

○*bij* は、側、添、于、會、沿、來、迫、進、集、接續、附屬等に用ゆ、

○*door* は、透、熟、至の意なり、

○*een* は、單、一、整、特、無比等に用ゆ、

○*eigen* は、自、己、性、利、獨、吾物、物主等に用ゆ、

○*enkel* は、ドッベルの反にして、純、單、一、些、耳等に用ゆ、

○*eren* は、同、等、雙、對、合、似、整、平等に用ゆ、

○*ge* は、爲字の意にて、過去の辭なり、

○*her* は、再、還、更、改等に用ゆ、

○*in* は、ウイトの反にして、入、內、籠、含、匿、注念、內撓等に用ゆ、

○*neder, ne'er* は、ホーグの反にして、下低の意なり、

○*om* は、周廻の意なり、

○*on* は、無、不なり、
○*onder* は、下、服從の意なり、
○*ont* は、解、離、脫、去、穿、逃、放、甚の意なり、
○*op* は、ツー又アフの反にして、上る、開く、高きの意なり、
○*oper* は、上、長等に用ゆ、
○*over* は、經、越、彌、甚、掩、總、過、再等に用ゆ、
○*tegen* は、反、逆、對、抵等に用ゆ、
○*toe* は、オ・ペの反にして、閉、附、過等に用ゆ、
○*ver* は、遠、遙、更、熟、過等に用ゆ、
○*voor* は、アクテルの反にして、前、先等に用ゆ、
○*voort* は、進、往等に用ゆ、
○*vrij* は、許、放、寬、縱等に用ゆ、
○*weder,weer* は、改、再、返等に用ゆ、
○*samen* は、聚、集、會、合等に用ゆ、
□*baar* は、爲べきの意なり、
□*d* 或 *t* は、彼より自ら成の意、故に願欲する義にもなる、按ずるに、*worden* に同して、旣に自然に做たることに用ゆ、但し*en*の履と相對す、假令ば*bekend* は、彼より顯るなり、*bekennen* は我より顯すなり、

□*en* は、爲の意、又衆を斥に用ゆ、此時は諸の字を充つ、按に、*maken* に同じ、*en* と *d* との對は、假令ば、*begiamen* は、相應さす、*bepiaamd* は相應なる、*benauwen* は彼を困ます、又責る、*benauwd* は迫る、恐る等にて、其他を推べし、
□*eer, er, ling, aar* 等は、男と云とき多く用ゆ、故に何々する人と譯す、但し *grooter; ladder* 等の如き名目語にして、間ま *er* を履むものあり、自ら別なり、
□*achtig, ig* 等は、多、如、狀、樣等に用ゆ、
□*ster, esse, s, in, inne* 等、共に女と云ことに用ゆ、
□*dom* は、采地、輩等に用ゆ、
□*de, ste, st* 算數の語に用たるは、第、其の字に充つ、*de* あるときは、爲す所とす、但しストは虛の死辭にもなることあり、*ste* などのヱの附は、之字に充ることも多し、
□*genoot* は、同輩、火伴等に用ゆ、
□*gierig* は、好、愛、欲、嗜等に用ゆ、
□*heden, heiden* は、ヘイドの多を斥す、故に活用して、諸字を帶る意あり、
□*heid* は、名目語にして、不動且一定するの死辭な

る故、物字の意あり、
□*ing* は、名目語なれども、ヘイドとは少異にして、活用に係る、假令ば、*vogtigheid* は、液、*vogting* は潤、又 *aalmisheid* は施物、*aalmoessing* は施し等にて推べし、
□*kant* は、邊、端、緣、方等に用ゆ、
□*lyk* は、之、屬に充つ、
□*lis* は、屑、滓等に用ゆ、
□*maal, reis* は、一度二度の度なり、
□*ry, rye* は、職、處、業、事等に用ゆ、
□*ryk* は、領地、國、多、富等に用ゆ、
□*s, sch* は、之なり、
□*tje, sje, je* は、小なり、
□*tig* は、*achtig* の略にて、多なり、樣なり、
□*werk* は、業、作等に用ゆ、
□*zaam* は、聚、盡力、能等に用ゆ、
□*te* は、長さ大さのさ、又物、處、之等に用ゆ、但し物の多を斥こともあり、又ヘイドと同く、名目語にあることもあり、
□*ken, kens* は、物には小、事には徐の意に用ゆ、

□*daan* は、塲、所等に用ゆ、
□*stik* は、片碎なる物なり、
□*zel, sel* は、物なり、但し多くは物の屑を斥す、
□*zigt* は、好、貪等に用ゆ、
□*waarts* は、方位なり、
□*schap* は、一箇の名目語にして、掌職なり、
□*lei, hande* は、品、種等に用ゆ、
□*loos* は、無なり、
□*spel* は、遊、興、寄暢、賞豫等に用ゆ、
□*voerder* は、司る人、又爲る人等に用ゆ、
□*overste* は、長、首、上等に用ゆ、
按するに、冠履の辭は、上下に添へて、本語を種々に轉用するテニヲハにして、尋常の助詞とは、同樣の如くなれども、少し異なる所あり、翻業家の尤も習熟せすんば有べからざる要務なり、

辭性

○辭性に九等あり、一をゲスラクトウォールデンと云、素性語と翻す、之を以て、自性の名目語に冠する辭を云、デ、ヘット、エーンの類なり、
○二をナームウォールデンと云、名目語と翻す、二に分

る、一をセルフスタンヂグ・ナーム ウォールデンと云、
自性の名目語と翻す、一をベイフウグレイケ・ナーム
ウォールドと云、名目語に附く辭と翻す、ドールガーン
デ、ニート、アーン、ハン等なり、自性の名目語に三の
別あり、一をマンネレイケ・ナームウォールドと云、男
に屬する名目語と翻す、二をフローレイケ・ナームウォ
ールドと云、女に屬する名目語と翻す、三をゲーネル
レイケ・ナームウォールドと云、男女に偏倚せざるの語
と翻す、

○三をホヲル・ナームウォールデンと云、直斥の辭と翻
す、イキ、ゲイ、セイ、メン、デーセ、ダット、ゲイ等な
り、

○四をウェルク・ウォールデンと云、活用語と翻す、本
語を働らかすテニヲハなり、

○五をデール・ウォーデンと云、分出語と翻す、本語よ
り分れ出たる支語なり、

○六をベイウォールデンと云、附添るの辭と翻す、ヌ、
ソムテイヅ、ヲム、ダット、マール等なり、

○七をホールセッチェレンと云、前置の語と翻す、メ
ツト、ソンドル、アーン、ホール、テーゲン、イン、ウイ
ト等なり、

○八をコッペルウォールデンと云、連接の語と翻す、
エン、ドグ、マール、オーク、ナーメレイケ、ダット、イ
ス等なり、

○九をツッセンウェルプセレンと云、不意に叫出すの
語と翻す、バ、、オ、アーイ等なり、

按ずるに、凡て西洋の辭には、各預め其性別を定め、
作文讀書、俱に此に依ざれば、熟く其姿勢を得て、全
義に通曉することを能ざらしむ、然ども此事、吾邦修
西の初學、容易に理會すべきことに非ず、履翻業に練
習すれば、自然に得べし、

又按ずるに、右に擧る九等は、辭性の本幹と爲り、此
他フーグウォールド、ヲンドイッセウォールド、ヲンホ
ルマーク、テイド等、各人の辭書、皆種々の名を擧れ
ども、必竟皆此九幹より分たる、旁出と概知すべし、
若之を詳盡せんと要せば、直に言語科の學に從事せ
ずんばあらず、其科の書、ペートンなる人、著す所の
スプラーカコンスト、予嘗て得て譯稿を爲せり、後來
暇を待ち、梓行して同志に告知せんと欲す、

譯例

De milt is een rood of bruinachtig en week deel, het
脾ハ也リ　赤又闇樣　而軟ナル物

welk zich gemakkelyk laat van een scheiden, 't
此レ自ラ　易シ　爲を　分解

heeft zyn plaats aan de linkerzyde van de maag,
在　彼ノ居處ハ於ニ　左側　之　胃

tusschen de maag en de valsche ribben; ze is te zaam
間マル　胃ト與ニ　假　肋　此ノ　連接ス

gevoegt met de maag door de kortevaaten, met't net,
ルコ　共ニスルハ　胃ト以シ　短脈チ　共ニシ網膜

linkernier, en zomtyds met't middel-rift door vliezen.
左腎ト　且　少シ　共ニスルハ横隔ト　由ル　膜ニ

haar gedaante is eenigzints gelyk aan een ossen-tong:
彼ノ形ハ　頗ル　似タリ於ニ　牛　舌

ze is omtrent zes duim lang, en drie duim breed en
此は　大抵　六　拇ノ長サ　及三　拇ノ　廣サ及

eenen duim dik: ze heeft (1) een slag-ader die van
一　拇ノ厚サ也　有　第一ニ　動脈　所ノ自リ

de buik-slag-ader voortspruit (2) heeft ze aderen die
腹動脈　起ル　第二ニ有　血脈所ノ

na de vena porta te rug keeren. (3) klieren die 't
に　門脈　歸ル　第三ニ腫りアリ所ノ

bloed van de waterachtige vochtigheid zuiveren,
血ヲ由テ　水樣　液ニ　潔淨ニスル

en (4) zenuwen en watervaaten loopende na de
且ツ第四ハ自脈トアリ與ト　水脈　行　に

chyl-zak: 't gebruik van de milt is om de gal in de
乳糜囊　用ハ　之ノ　脾　也リ合ル　苦液チ中ノ

levven gemakkelyk af te scheiden.
肝　易カラ　分利シ

TINCTUR CHALYBIS
川　煮　鐵粉

℞ Chalybis limat. ℥jv.
Vini aldi ℔j 3.

Laat dit te zamen eenige tyd staan tot de staal meest gesmolten is doet ze dan daarna door een doek, en mengt daar zoo veel broodzuiker by tot de dikte van een syroop, zonder koken.

Dit is bequam in de miltzugt, verstoppinge, in

de milt, lever, darm-schyl, verstopt stonden, waterzugt, scheurbuik &c.

按するに、蘭文を肄の初は、先西書の文一條を抄出し、毎辭譯鍵にて探得て、悉く傍記し、記し了れば、前後を熟考し、以て全義を通釋す、此の如すること、大抵一百條許なる時は、日記し口慣れ、意從て啓を覺ふ、此時速に抄記を休め、直に原書に就き、思を練ん事を要す、今茲に脾藏の譯一例を掲示す、以て玩得すべし、其鐵粉日煮の如きは、學者をして此鍵を用の始め、先試に自修せしめんと欲して、故らに傍譯を施さざるのみ、

文化七庚午年二月　　藤林淳道誌

蘭學選畢

蘭學選跋

藏レ櫝之玉、不レ啓誰識二其美一焉、抽レ祕之思、捨レ辭而無レ所レ見也、此書曰レ鍵、實協二其名一、淳道藤林生、性好二下問一、於二其習學一、默而深藏、愚老之拙、或有二一得一、卽從而聞レ諸、未レ行二束修一之初、早已得下予之所二曾刻一、波留麻和解者上、其喜勝三於獲二楚璞一、則潛二居山中一、靜讀二喝蘭醫籍一、且攻日治、殆乎十年餘、解剖、內外療法、製修、本草等之書、譯稿堆二乎机前一、不三敢妄出誇二乎人一矣、予覽而採レ之、讃二乎八譜一者頗多、今茲、生又就二彼和解一、删レ繁正レ誤、補レ脱訂レ次、旁添二藥名、字體、助語、辭性、譯法一、更作二活板數十部一、須以省二後進謄寫之煩一也、予以二前修之故一、熟識三其婆心之懇一、與二鼻醋之困一焉、雖レ然、邦外之良術、意表之至論、因レ此而益明二於皇和一、則自謂下勤二醫祖神所レ賜之天職一、能少報中其命上、不レ亦無レ恥二於心一乎、又自謂下鍵二衆珍於祕庫一、而弘惠中於同人上、不レ亦無レ憚二於世一乎、

文化庚午季春　　海上陳人

輿地誌略卷之一

青地盈林宗　譯述

歐邏巴洲總說

○名謂　今の公斯瑺低諾波兒（都兒格國都）の地方を、往古は歐邏巴と名く、而後此名を以て總稱とす、

○方置　此洲は全世界の北に在て、亞細亞を東とし、亞弗利加を南とし、亞墨利加を西とす、地球上北部正帶中に在て、寒暑共に酷甚なるに至らず、

○疆域　此洲は亞細亞と相接たる外は、皆海に瀕して限とす、亞細亞の分界、古說は鄂布河と窩爾加河を以て分ち、又拂郞察人の說は、杜亦棨河の白海に入、屯河の黑海に入所を疆とす、前說より退く獨逸都里百五十里許とす、然ども近時伯多琭玻里斯（魯西亞國都）の學館にて考定せる魯西亞國圖には、窩爾加河の一側、蒙的斯枇欵爾勃里（地名）と、須剌河、默獨物地沙河、及屯河の亞瑣弗海に入處を、二洲の分界とす、是其地方土人の舊說なりと、

○廣袤　鄂布河の氷海に入處より、波爾杜瓦爾の賓增多岬に至る、直徑凡一千七百里、（本邦里數に算す、以下之に倣、）蠟皮亞の北岬より、莫勒亞の瑪答班岬に至る、直徑凡一千零三十餘里あり、故に四大洲中此洲を最小とす、然ども土人の勇智勤勉は、他洲に踰て、能他三洲の地を計畫し、其人を服從し、富强最盛とす、

○海濱　歐邏巴の周圍に十海あり、一曰西海、羅甸呼マレアトランチキュム、卽ち波爾杜瓦爾海なり、二曰氷海、羅甸呼マレデゥカレドキュム、三曰思可齊亞海、羅甸呼マレガラシアレ、諾爾勿入亞に瀕す、四曰北海、羅甸呼マレゼルマニキュム、熱爾瑪泥亞、諳厄利亞、弟那瑪爾加の間に在、五曰東海、羅甸呼マレバルチキュム、熱爾瑪泥亞と雪際亞の間に在、六曰白海、羅甸呼マレアルビュム、魯西亞の北に在、七曰高海、羅甸呼マレカスピュム、魯西亞と百兒西亞の間に在、八曰黑海、羅甸呼ポンツスヱゥキシニュス、亞細亞の界に在、九曰厄勒祭亞海、羅甸呼アルシペラキュス、（又多島海と云、）亦亞細亞の界に在、十曰地中海、羅甸呼マレメジテルヲネウム、亞細亞、歐邏巴、亞弗利加三洲の間に在、海峽五あり、一曰結貌剌爾答爾は、歐邏巴と亞弗利加の海峽とす、二曰葛那爾は、拂郞察と諳厄

利亞の間、三曰宗度は、弟那瑪爾加と雪際亞の間、四曰唯瞞多は、魯西亞と新增白蠟の間、五曰噠爾噠涅連は、公斯瑞低諾波兒に在、

○人物　歐邏巴の人種は、諾亞の第三子雅歇多より出、又葛讃の子葛那安より出るも、此一部に滋蔓す、此種族を以て闔洲の地を拓き、今は尺地も其主あらざる所なし、其億兆の民人、完好敏慧にして、學術を勉勵し、他方に超絕せるを稱す、

○言語　此洲の言語其原三あり、一曰羅甸語は、伊斯把備亞、拂郎察、意太里亞等之に原す、二曰熱爾瑪泥亞語（又獨逸都語と云）は、諳厄利亞、阿蘭陀、弟那瑪爾加、雪際亞等之に原す、三曰斯剌勿泥亞語は、翁加里亞、博厄美亞、波羅尼亞、魯西亞等之に出、

○法教　歐邏巴に公行する教は、耶蘇教にして、大抵三派に分る、一曰葛夛儸吉教、二曰厄勒祭亞教、三曰普碌的斯當多教是なり、然ども都兒格人は、馬哈默教（回々教是なり）を行ひ、又彼此に若爺教を奉ずる者、亦稀に協乙爺教徒もありとす、

○區分　此洲大別して十八部とす、其方置に從ひ舉れば、東に魯西亞、波羅泥亞、都兒格、翁加里亞、孛漏生、北に弟那瑪爾加、諾爾勿入亞、雪際亞、西に波爾杜瓦爾、伊斯把備亞、拂郎察、諳厄利亞、思可齊亞、伊爾蘭太、阿蘭陀、南に赫爾勿蔑亞、意太里亞、中央に熱爾瑪泥亞とす、

魯西亞（或は、鄂羅斯、俄羅斯、倭羅思等に作る、）

○名謂　往古此國境の廣大を以て、其土人の衣色を以て、呼て赤魯西亞、（波羅泥亞の一部、）白魯西亞、（里都亞尼亞の一部、）黒魯西亞（即ち此本地、）とす、然ども今は赤白黒の名は廢し、此を帝國魯西亞と稱す、或は其國都の名を以て、莫斯哥未亞と謂ふ、今は之を用ひず、

○方置　歐邏巴の東北部に在て、西は波羅泥亞、雪際亞に鄰し、南は加爾模幾、熱阿爾入亞、百兒西亞、北高海黒海に界し、東は支那韃而靼及日本海の一分に至り、北は氷海を限とす、東西雪際亞の境より支那の界に至る、二千八百里、南北氷海より黒海に距る、一千一百里、北緯四十七度より七十度に至り、東經二十度より、百六十度に至る延袤とす、

○大河　五あり、一曰杜揣布爾、或は揣孛爾と謂ふ、斯模楞斯哥の上に起り、南流して黒海に入、河口廣數

里、小島多し、二曰窩爾加は、的物爾の部に起り、東流し亞私太蠟罕に至り、北高海に入、三曰屯、一名太乃は、歷山の部に起り、小韃而靼を經て、亞瑣弗湖と黑海と合す處に入、四曰杜亦拏は、亞爾甘厄爾に岐して白海に入、五曰鄂布、一名阿比は、脫博爾斯奇の境に流れ氷海に入、

○風土　此國の延袤數百里に亙るを以て、其土の氣候肥瘠一樣ならざるは固より明なり、大低北邊は酷寒にして、行旅間凍僵するに至る、水を空中に撒じ、未だ地に落ず、已に堅氷となると、凡第八月より第五月に至り冬寒とし、冰雪融解せず、然ども波羅泥亞に境する南西の地は、嘉穀二三十種を產す、豐腴の土とす、其他は糞培を須ずして、雪の爲に肥沃をなす、總て此國中、河川に沿ふ處は、生產交易に優なり、南邊に曠原あり、藥草多く生ず、莫斯哥未亞より、里都尼亞に至るの地は大林あり、莫斯哥未亞地方は、沙地にして豐腴ならずと雖も、河川の利多く、冬は河氷に雪車を用ひ、貿遷の便とす、其國產は銅、鐵、蜜、蠟、麻苧、絹、綿、瀝青、木材、皮革、狐、貉、貂、鼠の類なり、

○區分　魯西亞に領する歐邏巴、亞細亞中の地を、五大部とす、一曰應咭里亞及禮勿泥亞、二曰魯西亞西部、三曰魯西亞東部、四曰魯西亞蠟皮亞、五曰魯西亞韃而靼是なり、此五大部を十二鎭に分治す、卽ち一曰諾勿臥羅度、二曰亞爾甘厄爾、三曰莫斯哥、四曰尼斯諾勿臥羅度、五曰斯模楞斯哥、六曰吉和、七曰未羅臥羅度、八曰縛羅涅斯及亞瑣弗、九曰亞私太蠟罕、十曰屋楞浦爾瓜、十一曰加山、十二曰止白里、

一、應咭里亞は、拉獨瓦湖と肥良的亞灣の間、地方五十六里、土壤肥沃なり、此に都城を置、伯多琭玻里斯と名く、伯多琭第一世帝の新に築く所なり、都は企法河の三島上に營す、北緯六十度、東經勿羅の、四十八度とす、其一を伯多琭城とす、此に聖伯多琭及寶琭の殿高塔あり、鍍金を屋とし、炫爍たり、奇巧の自鳴鍾を懸、又理學館、藥局、藥園、旅館等あり、企法の支流に嗹列應舟名、を備ふ、其二を軍艦總督の居とす、此に帝の夏冬の殿亭、諸政廳、肆店、武庫、粮庫、火藥製場、砲熕鑄場、造船場、親衛騎步の舍、大旅館等あり、其三を最大とす、十二の大街あり、橋を以て第二島に接す、貴族の大第、大學館、書庫、寶庫、海軍演武場、商賈の大庫、海濱に高燈あり、企法河口の標とす、此は和蘭の奄私

的爾草に擬する幅湊の地たり、都内諸職工を備ふ、金銀工、鏡工、彫鏤呢、毯氈織工、砂糖製造場等あり、拉獨瓦湖より大渠を開き、運漕に便なり、他邦の商賈此都に來往する者も、本土の人に同じく准許を得、各自の法教を行を免し、百兒西亞人、支那人も、此に往來交易す、此都より莫斯哥に至る大道は、直徑にして凡二百里許、總て二十四驛とし、車馬を備え行旅に便にす、冬は雪車を用ひ、此よりも莫斯哥に三晝夜にして達すと、○都外の企法河傍に、亞歷山德兒の寺あり、古亞歷山德兒王(魯西亞先王)の塋を崇祀す、寺を重箱形に模構し、壯麗とす、

格弄斯珠迪は、伯多珠蒲爾觚の西七里許、海中沙洲上に築く、堅城なり、格弄斯太鐸と一熕間を隔へ、城形圓にして熕砲を列植す、格弄斯太鐸と共に、伯多珠蒲爾觚の外屏とし、企法河口の防戍とす、

格弄斯太鐸は、伯多珠玻里斯より西七里、一島上にある府にして、二島ありて相通じ、海岸に大砲を列す、此に軍艦を備ふ、有名の大石渠あり、是は伯多珠第一世帝、千七百十九年(享保四年)より之を創築し、千七百五十二年(寶暦二年)、耶利撒白多女帝の時に至て、其役を竣る、海中に石堤を起し築成し、轆轤を設て、一晝夜に渠中の水を干滿すべくす、此に大艦を入船工を作す、其製奇巧天下に名あり、伯多珠玻里斯より、此に至る海濱は、勝景の地にして、處々に別館園亭多く、國帝及貴族の遊觀の處とす、

禮勿泥亞は、北は肥良的亞灣、西は里瓦海灣、南は佑爾蘭鐸、東に布列斯侯、及大諾勿臥羅度に疆す、南北九十四里、東西五十六里あり、土壤豐腴にして穀を多く產す、北方の穀倉と稱す、河川に魚多く、林野に獸多し、家畜も良性とす、但羊毛は粗なり、此より麻苧、軟鞭漕、蠟、蜜、皮革、剎篤亞斯等を出す、此を越斯多尼亞と列多尼亞の二國に分ち、阿西利亞と達偏勿亞の二島を屬す、○越斯多尼亞は、肥良的亞海に在、禮欲里亞の上府とす、東海に岳あり、蕃庶とす、政廳學館あり、第五月と第九月に大市あり、諳厄利亞人、和蘭人來り市す、璨傑爾逸窟は、魯西亞の軍艦を貯ふ所とす、是格弄斯太鐸の澳は、水甘く船を損じ易きが爲なりと、○列多尼亞は、佑爾蘭鐸に境す、里瓦の上府とす、堅城あり、○阿西里亞島は、長三十五里、廣五里餘あり、里瓦の府に屬す、○達偏勿亞は、長十六里、廣十

一里あり、禮欲里亞の府に屬す、

二、魯西亞西部は大にして、二十三國を置、一に莫斯哥、二に的物爾、三は羅斯朶、四に雅羅斯槑、五に媲琭沃熱羅、六に須斯達爾、七に縛羅實默爾、以上其中央、八に布斯哥、九に陴爾斯奇、十に列斯哥、十一に斯模楞斯哥、十二に舍歇里、十三に瑟爾尼我、十四に育加來涅、以上其西邊、十五に諾勿臥羅度、十六に葛爾瓦波爾、十七に杜亦拏、以上其北邊、十八に縛羅倔達、十九に尼斯諾勿臥羅度、二十に摸爾杜亞、以上其東邊、二十一に縛羅丁、二十二に歷山、二十三に波辣、以上其南邊、是なり、

莫斯哥、一名莫斯哥未亞は、往昔の魯西亞國都とす、西部の中央莫斯哥河側に在、北緯五十五度三十六分とす、此都は千二百年代に築く所にして、歷年已に久しく國王の居處たり、歐羅巴中の最大都にして、周凡里餘、口數十五萬あり、分て四區とし、堤壍を以て區別す、第一を中府とす、赤色石塘を環し帝城あり、六寺と九塔皆鍍金の屋、日輝に炫耀す、街坊は盡く石造の家、政廳武庫時に壯宏、城外を市塲とす、第二を支那府とす、多く支那產物を販ぐ、堅塘を環し家は石造なり、莫斯哥河に橋あり、中府に通ず、此に學館、書庫、鏤刻工塲、貨幣座、藥局、大互市館に肆店六千區、諸貨を陳列し、絹帛織工塲、大旅館あり、第三を白府と云、白石を郭塘とし、形半規にして前の二區を抱き、中に涅倔里那河を通ず、貴族の第宅、工匠、商賈多く住し、材木塲あり、木造の家屋は預め之を構して、求者時に臨で之を買得べし、又王厩、旅館及麥酒の釀塲あり、第四を土堤府と云、此は前の三區を抱き、二の石門あり、門上に度學館、觀象臺を置、此に武庫、糧倉、哆羅呢織工等、庶民多く住し、一百零三寺あり、家屋皆木造なるを以て、數火災あり、然ども容易に之を再造す、更に別郭應驗斯加と名く、異邦人多く、羅瑪派及傑列復爾默爾垤派の寺あり、大園圃あり、美果を產す、又大旅館あり、此都の把多理窊爾古宗教の首長、殿に文庫あり、古斯刺勿尼亞、波羅泥亞及東方の古書を藏む、首寺の塔に一大鐘あり、之を撞には、預め府內に令し、硝子器類を收めしむ、其響の大なる、之に觸れば破裂する故なり、然れども其塔今は燒て、鐘は地に墜在と、都外周圍には景勝の地多く、帝の別殿離宮彼此にこれあり、

的物爾に、一欲爾多夫國とす、此部内に窩爾加河出、伯多琭第一世帝、的物爾維河と瑟那河を相通じ、此に由て黒海と北高海より、東海に航を通ず、的物爾を此部の首府とす、山壚あり、窩爾加河府中を流る、加山より窩爾加河に瀕り、遠く伯多琭玻里斯に達す、此部今は諾勿臥羅度の鎮に屬す、

羅斯朶は、莫斯哥の北に在、土壤肥腴とす、莫斯哥の鎮に屬す、羅斯朶を首府とす、羅斯朶湖の北西に在、

雅羅斯礫は、窩爾加河傍に在一國とす、今莫斯哥の鎮に屬す、雅羅斯礫は、一大府にして、口數四萬、皮革、毛皮、魚、穀、綿、製、蜜、蠟を交易す、

韃琭沃熱羅は、窩爾加河の北西に在、舊欲爾多夫國とす、今は諾勿臥羅度の鎮に屬す、韃琭沃熱羅を首府とす、濶長三十七里、廣二十里餘あり、府小なれども要害堅く、帝家の寶貨を貯藏す、

須斯達爾は、莫斯哥の鎮に屬す、亦窩爾加河傍の一國とす、地中にして林多し、須斯達爾を首府とす、大且蕃庶なり、

縛羅實默爾は、窩爾加と鄂加の二河間に在、一國にして多く穀を產す、今莫斯哥の鎮に屬す、縛羅實默爾を首府とす、是莫斯哥都に移る、前は此を國都とせり、地最肥腴にして、穀三十種を熟し、林叢に蜂蜜滿つ、

布斯哥は、禮勿泥亞に境する一國なり、今諾勿臥羅度の鎮に屬す、布斯哥を首府とす、湖側に在、商賈多し、好麻を產す、

陴爾斯奇は、波羅泥亞に境す、一小國とす、陴羅を其府とす、莫斯哥を去る百十二里、斯模楞斯哥を去る六十七里とす、

列斯哥は、里都亞尼亞に境す、欲爾多夫國とす、列斯を首府とす、窩爾加河側に在、部内縛羅古斯府に、杜搦布爾河出づ、

斯模楞斯哥は、里都亞尼亞に境し、古白魯西亞の一分とす、波羅泥亞人と魯西亞人と此地を爭ふ、多年數戰あり、然ども千六百六十七年寛文七年、より、魯西亞に之を取、一鎮を建て之を統治す、斯模楞斯哥を首府とし、波羅泥亞の境域とす、杜搦布爾河流る、堅城あり、戍兵を置、凡八千戶、里都尼亞人と交易多し、

舍欲里は、亦都亞尼亞に境す、一小國とす、今吉和の鎮に屬す、首府をも舍欲里と名く、瑆斯那河傍の大林

中に在、或は此地方を諾勿歐羅度國と云、
瑟爾尼我は、波羅泥亞に境す、一小國とす、瑟爾尼我を其界域とす、
育加來涅の部は、波羅泥亞誌に記す、其中に吉和、別爾歐羅度、孛都剌、倔略哥、抜丢林、彪爾達襪を魯西亞に屬す、此を魯西亞の育加來涅と謂ふ、
大諾勿歐羅度は、雪際亞に疆する國なり、拉獨瓦と鄂涅瓦の兩湖に沿ふ、今此を一鎮とし、諸郡國を統屬す、奈瓦爾度、一名大諾勿歐羅度を首府とす、周二里、中に百八十寺あり、伊爾孟湖側に在、雪際亞に備る要害城とす、輻湊に便にして交易多く、一大要會の地とす、鄂魯揶思に良鐵を出す、黒赤二種あり、鍛匠を置て之を鑄しむ、又良温泉あり、
葛爾瓦波爾は、白海にある一國にして、諾勿歐羅度の鎮に屬す、此地北は白海、西は鄂涅瓦湖、南は縛羅倔達、東は杜亦拿河に境す、此名の首府あり、要會とす、
杜亦拿は、此河の白海に入處の國なり、亞爾甘厄爾の鎮に屬す、亞爾甘厄里を首府とす、大要會輻湊の地とす、 府は杜亦拿河に臨む、 北緯六十四度四十六分に在、大淵三四百舶を容べし、諸國の商舶來り、交易盛なり、此に輸るは、絹帛、哆囉呢諸染色料、青黛、葡萄酒、火酒、砂糖等、此に代るは牛脂、麻苧、皮革、魚鰾、灰鹸、瀝青、蜜、蠟等を以てす、諳厄利亞人は、此に舗行を置、白海と氷海と相通ずるを以て、轉輸の便あり、石造の室三區、一は帝家の貨を藏め、及諸司會議の處とし、二は國内商賈の用に供し、三は他邦の客の居とす、市正四員戍兵許多あり、府の商税歳に五十萬救爾鄧貨名、ありと、
縛羅倔達は、一歇爾多夫國とし、亞爾甘厄爾の鎮に屬す、湖川林澤多く、牛脂を產す、此名の首府あり、北緯五十九度二十分に在、泥沼中に堅城あり、此地方に好絨毛を出す、此部に鹽坑あり、
尼斯諾勿歐羅度は、窩爾加河に在、一鎮とす、尼斯諾勿歐羅度を首府とす、古拔實柳私王、此に諾勿歐羅度府人を遷して、此名を命ず、尼斯は下と云義なり、一大府にして、獨逸、都和蘭、韃而靼の商賈多く住す、
模爾徒亞は、屯河と鄂加河の間の一國なり、林澤荒蕪にして、韃而靼產人多し、尼斯諾勿歐羅度の鎮に屬す、
縛羅丁は、韃而靼と格薩更に鄰する國にして、莫斯哥

の鎮に屬す、韃而靼人の侵掠に因て土人寡し、
歷山は、小韃而靼に疆する國なり、土壤豐腴を以て、魯西亞と小韃而靼と相和する時は、土人生產に優なり、然らざれば韃而靼の侵掠に困す、今莫斯哥の鎮に屬す、王函湖あり、屯河出て鄂加河及窩爾加河に合し、終に黑海と北高海に至る、縛羅涅斯は、此名の河傍にある蕃庶の府にして、上司之に居、交易多し、船工場銃工場あり、韜騾も要害の府とす、禿剌は育發河側の府にして、銃工あり、每歲銃を造て、伯多琭玻里斯の海軍都督に輸す、又多く皮革を製す、韃而靼を防ぐ壘は、此より起り辛必爾斯奇（窩爾加河の一府）に至る、
波棘は、韃而靼に疆する一大國とす、屯河此に流れ魚多し、格薩更人之に住す、此を屯斯格薩更と云、育加來涅格薩更に別つ、此格薩更は、其酋を過荅滿と名く、往時は魯西亞に敵せしが、千七百零六年（寶永三年）、伯多琭第一世之を制御し、而後彼が服從するを以て、其主將を建しめ、此に兵五萬を起す、近時魯西亞人の都兒格及吉里模斯、韃而靼との戰に於て、此格薩更に軍功多く、又亞際亞及弟那瑪爾加の軍にも亦功あり、此徒常は漁を業とす、今此を縛羅涅斯の鎮に屬す、首府を西兒加斯格と名く、屯河に沿要害あり、街坊は都兒格國風に築けり、拔偃穆多は主將の居とす、鹽場あり、安那城は戍兵六千あり、堅固とす、

三、魯西亞東部は七國あり、一墨設尼亞、二百索剌、三雅楞西亞、四百爾密亞、五育斯丟瓦、六微亞多加、七絕列密亞是なり、

墨設尼亞は、氷海及白海に瀕する國にして、地荒蕪林澤多し、亞爾甘尼爾の鎮に屬す、墨旋を府とす、

百索剌は、氷海の哇瓦多海峽に臨む國なり、地廣く叢林滿、土人寡し、酷寒にして、歲中僅に兩月の間、水の氷らざるを得、彪斯多設爾斯格は柵を圍ふ所なり、皮革を出す尤も多し、此部も亞爾甘尼爾鎮に屬す、

雅楞西亞は、山林の地にして、土人は惱乙鄧徒なり、此より皮革を歲貢する而已、

百爾密亞は、山林の地にして、止白里に境する一大國なり、莫斯哥を去二百八十里とす、土人は盲瞳の惱乙鄧徒なり、此部に鹽を煮製する夥しく、之を業とする者二萬人ありと、魯西亞國圖に、此を索利敢斯格乙と名く、百爾密亞或は絕爾埡應と名く、葛拄河に在、一大府にして、敎官及獨逸都語の學館あり、索利敢斯葛

牙も大府にして、鹽戸を有する富賈多し、
育斯丟兎は、杜亦全河にある地にして、唯河に沿て居人あり、內地は叢澤滿つ、府を育斯丟屈里と云、大にして壁城敎官あり、此地に黑狐を捕、其皮貂皮の如し、此より船を亞爾卄厄爾及縛倔達に送る、又止白里に行の道とす、突多瑪に鹽泉あり、
微亞多加は、小歇爾多夫國にして、縛祭吉と名く種族の住する地なり、加山の鎭に屬す、
四、魯西亞蠟皮亞は、蠟皮亞の一分、魯西亞に屬す、白海上隅に三國あり、共に亞爾卄厄爾の鎭に屬す、
穆列滿斯癸、又瑪利祭末は、北緯六十九度の地とす、一街市あり、家は木造にして鯨鬣を屋とす、魯西亞人此にて鯨、水豹、大口魚を捕、弟那瑪爾加、諳厄利亞、和蘭の商賈之に居あり、
的爾斯癸、又的爾薩は、白海に瀕す、殆ど北極規下に在、縣を屈撒孟と名く、好處とす、
五、魯西亞韃而靼、魯西亞國の亞細亞に於て有する所は、其本國厄羅巴に在より廣大にして、長千五百里、廣七百里に及ぶ、其地の氣候一般ならず、其南方は大抵厄羅巴部內の地に同じく、北方及北東に於て、多山枯瘠なること、止白里誌に說が如し、今之を四鎭に分屬す、卽魯西亞總部十二鎭中の四なり、一曰王國加山、二曰縛楞蒲爾瓠、三曰王國亞私太蠟罕、四曰王國止白里、五曰高加修山韃而靼、
其一、王國加山、此地は葛抹河の窩爾加河に入る處にして、地形矩をなす、土人他韃而靼人より修整し、土壤肥腴とす、千五百五十二年天文二十一年、より、魯西亞に屬す、以前は自立の國王ありしなり、此に奏稷旋と名く種族多し、固頑昧とす、魯西亞府城に、此輩を敎喩する館を置、加山は窩爾加河傍に在、富庶の大府とす、黑海に都兒格人と交易す、石造の城砲臺を列し、戍兵を備ふ、城中に總司屬官の居あり、戍兵は別に督將ありて、加山鎭の兵を統轄す、敎官あり、又奏稷旋の兒童を敎る學社あり、其他小府城多し、
其二、縛楞蒲爾瓠　此部は葛抹河、胡剌爾山、窩爾加河を境とし、加山に隣す、部內に猛勇の韃而靼種族住止す、今皆魯西亞に歸化す、此輩胡花河傍の諸村落に住し、畜牧耕墾田獵を業とす、事あれば弓箭を取て馬に騎、良騎兵たり、牛及諸皮を貢とす、初め動もすれば騷亂を起せしが、嚴戒せられ而後、能誓約を守て常

家に服從し、今は魯西亞產の如く、其香を官司とし、其衆を統治す、縛楞浦爾舡は、鄂爾河の駭屈河に入處に在、要地なり、此部の首府とし、上司之に居交易多し、甸剌爾山に貴石を出す、

其三、王國亞私太蠟罕、此國は、窩爾加河の北高海に入處に在、千五百五十四年天文二十三年に、魯西亞に之を取、土壤肥腴にして美瓜を產す、伯多琭第一世帝、此に列應種の葡萄を移すに、亦能熟す、西邊黑海に沿ふ地は、多砂枯瘠とす、良鹽泉あり、其鹽煮を須ず、日に乾て透瑩、食用に美とす、此地に羊草と名く奇種あり、土人勃剌默咄と云、長莖を抽で實を生ず、其形羊に似て、徒に毛茸あるのみならず、其周圍の草を蝕盡す、羊の囓が如し、之を截ば赤液流る、其味海鰕の如し、窩爾加河の北高海に入處に鱘多し、魚子を醃製し、伊可利と名く、莫斯哥、亞爾甘厄爾等に輸す、亞私太蠟罕は、此部の首府とす、窩爾加河の一島上に在、北高海に至る二十一里、北緯四十六度二十二分とす、府大にして周り一時行、石郭を環し、高塔を列し、十六門を開く、第六七月は燎熱と雖も、南風淸涼にして堪がたからず、反て第九十月に北西風吹て、暑熱の甚しき、獨逸都の夏暑の如し、冬寒は歲中僅に兩月間なり、然ども寒の甚しき、窩爾加河全く氷り、其上に雪車を行べし、此に韃而靼、都兒格、亞爾墨尼亞、百兒西亞、印度等の人來て、諸寶石、香料、藥等を、魯西亞產の皮革に交易す、此島に鹽多く、土人專ら之を販ぐ、厄勒祭亞敎の譜斯革普の首寺、皆石造の構築なり、印度人、亞爾墨尼亞人の住する處、各一區石塀を圍み、庫石高四十尺あり、魯西亞より戍兵二千を置、

○此部に窩爾加屯河の二大流相近くを以て、伯多琭帝窩爾加を屯河に通ずる渠を開き、船を遠路に達する計とす、其水路は伯多琭玻里斯より、拉獨瓦湖を經て、窩爾格哈河に從て、諾勿臥羅度に至り、渠を通て的物爾に距り、窩爾加河に從て、尼斯諾勿臥羅度に達し、進で亞私太蠟罕の渠に入て、屯河に從て亞璜弗に達し、黑海を絕て、公斯瑺低諾波兒、及達爾達涅爾楞を選て地中海に出、厄貌剌爾答兒峽に入、波爾杜瓦爾、伊斯把備亞、拂郞察を廻り、諳厄利亞、和蘭の間に入、北海を選、宋度海峽を通じ、東海に出て、伯多琭玻里斯に復歸す、其行程凡四千百里餘、然ども亞璜弗、黑海の航路は、都兒格人に妨障せられて、伯多琭帝の遠

路も、空しく廢せしなり、

其四、止白里、止白里は、舊國都の名にして、其都は脱博爾斯奇より三里許に在、其國境は、脱博爾斯奇の南部古魯西亞と、阿比河の間の地、南北百八十里、東西百五十里の廣袤とす、然ども今廣く此名を用て、廣遠の地を總稱し、亞細亞の背大韃而靼を抱て、北は氷海、西は魯西亞、東は東洋の亞細亞と、亞墨利加を分つ處、南は支那と不羈韃而靼の境に距る、其東西凡千三百里、南北凡五百六十里を此に統轄し、魯西亞に係、○此部の大河、一曰阨尼些は、阿比河の後、百八十里餘にして氷海に入、九處の懸流あり、河廣く魚多し、阨尼些斯奇の邊、秋水涸る時、濶五百七十尋、春水滿る時、八百尋ありと、二曰歴那河、流二百八十里にして氷海に入、河中危礁多く、海に入處は殆んど氷に覆被す、三曰亞那題爾は、葛模撒都加の北、多瑪斯岬の側に東洋に入、四曰亞模兒、一名亞穆兒、支那に黑龍江と謂、撒瓦隣島に向て大洋に入、河流凡七百里、魚多く、且河口まで舟すべし、○此部南方及南西の部は、大抵豐饒とす、但北方及北東の部は、多山磽确にして穀を産せず、土人漁獵を産とす、寒氣酷烈、冬長く、水は氷閉し、土は深雪に掩ふ、夏短く、地或は二男爾（一臂長を一男爾とす、）の深の外は融和せず、此地方北方光氣特に著しく、雷少し、止白里中は、樹木喬茂すと雖も、愈北すれば其樹愈矮小にして、唯雑草灌木而已、南方は穀を産する多饒、家畜馬、牛、羊も富有とす、鹿、駝鳥、野羊、豪猪、獱、黒白熊、黒狐、貂、銀鼠、麝、野骨訶倫、白欤兒、陸旋路骨貂等を捕、其肉を食ひ其皮を利とす、毛皮は租とし貢とす、○魯西亞人の此地を計畫せざる前は、此を荒漠韃而靼と名け、不羈の民とす、千六百年代の末、止白里人自ら魯西亞に歸從して後、魯西亞人遠く東方に入に、其地に漂泊する野人あれども、害をなさず、遂に其經過する路に、家を築き聚落を建て、其東南の地蒙瓦楞と名く國に至る、蒙瓦楞は即ち蒙古部落にして、支那に服屬する者とす、故に魯西亞人の此に至るを怪しみ、兵を出し之を防ぐこと、然ども千六百八十九年、（元祿二年、清康熙二十八年、）支那人と溺布喇杲に於て和睦し、魯西亞人の經過せし地は、盡く之を魯西亞に屬せしなり、而後船士を遣て、北東海濱を探り審にし、數年を經て多く發明あり、亞細亞北東際の事を知を得たり、○今止白里を一鎮とし、總督に脱博

爾斯奇に居、副司二員、一は阨尼些斯奇、二は意爾哥都加に居、脫博爾斯奇は、止白里本地にして、魯西亞國に近く、總部の西邊とす、其府は脫博爾河に在、北緯四十八度十二分とす、總督及敎官、學館、皮革口處あり、商賈多く、印度支那に貿遷する旅客、此にて行侶を求め集む、生產諸物饒多にして求め易し、土人工職を務す、鶻孟は、鶻剌河にある蕃庶の府なり、加爾模幾に交易をなす、此に灰色狐を出す、唯此を魯西亞の都に輸し、他に送るを嚴禁す、物爾格鶻列は、堅城あり、此邊一山に石廊を出、火浣布及紙を製す、葛荅利能斯爾騙は、止白里鐵を出す、中央の要會とし、鐵坑の總宰之に居、學館、納稅處あり、雅密色額は、意爾祭斯河に在砦にして、加爾模幾人に防禦とす、雅密斯加湖より鹽を出す多く、止白里全部に給すべし、止白里部中、彼此に鄂斯緝吏と名く種族あり、漁獵を業とし、乾魚に魚油を漬し食し、馬、鹿の血を飲とし、支那の烟草を好む、又縛偶利備及越讃悉吏と名く族あり、共に止白里土民より少しく勝り、略天理を辨ず、獵と畜牧を產とし、一夫兼婦を妻とす、又意爾祭斯河に、挍剌菲偵と名く族あり、亦牧畜漁獵を業とす、

阨尼些斯奇は、前部より東にして、阨尼些河其部を流て氷海に入、此部の北邊に、沙讃厄鄧と名く一國あり、阿比河流て氷海に入、其海に斗出する地なり、北極規下に在、土人牟は亞爾甘厄爾と別若索剌の間、又牟は阨厄些河と歷那河の間に居、府郭なく、土を穿て小舍を架し之に住す、其人形小にして醜汚、色焦黃眼細く頬起る、夏は魚皮を衣とし、冬は獸皮を服す、男女之を同す、駝、鹿を畜ひ、投鎗を以て氷上に海豹を捕、乾魚獸肉を食し、魯西亞より得る麥粉を、水に拌攪し飲む、皮革を貢とす、又東傴生と名く一種民あり、東傴斯加河に沿て住す、亦形小にして、額類顯に靑黑色を刺彩す、犬肉を食し、駝、鹿皮を服す、舍小にして、彼此に移居す、此輩の多分は魯西亞の治に屬し、僅に支那の羈紲に係もあり、阨尼些斯奇は、北緯五十八度に在、阨尼些河傍の蕃庶の府とす、政廳、納稅所、火藥庫、糧庫、皮工肆及敎官あり、交易繁なりと雖も、土人僞詐多く怠惰なり、鶻斷罕斯加は、北緯六十六度に在、夏は太陽觀際に下らず、皮革の交易多し、木造の城あり、葛剌斯諾牙爾は、阨尼些河にあり、此邊の土人を斯曹歧乙と名く、兵卒とするに良なり、牛

馬多く、地肥腴にして豊熟し、糞培の勞寡し、故に土人貧ならず、意爾哥都加は、止白里中最大部とし、遠く北東に亙り、大洋に距る、歴那河通流す、諸種の民あり、傳獵登と名く、種族は安噠剌河に住す、樹枝を以て六隅小舍を作り居、馬牛羊を牧畜す、男は頭髪を切、女は髪を組む、鐵に銀錫を嵌する工をなす、馬牛に乘じ遊移し、一處に留る一二月に過ず、雅屈登と名く種族は、歴那河に沿て住す、犬を以て瑣白兒名獸を捕え、其皮を貢す、性兇惡とす、然ども嚴警戒せられて羈紲に伏す、髮長く衣短く、草根蒜、獸肉を食とす、意爾哥都加を部の七司に分て之を管轄す、其一、意爾哥都加府は、安噠剌河上に在、全部の首府とす、教官と六寺あり、頗る蕃庶とす、一城あり、大砲を列す、肆店に品物備具する、莫斯哥府に劣らず、支那産物を交易し、商賈輻湊す、但土人止白里の俗にして、怠惰にて飲を好む、此府を去二里許に、火酒を製す場百五十釜を置、吏をして之を主宰せしむ、其二、意林斯奇は、北緯五十八度の地にして豊腴とす、土人癭多し、上品の革皮を出す、其三、色楞近斯奇は、支那の境に近し、部内に大黄を多く出す、砦を築き砲臺を置、公廨、穀庫、

火藥庫、武庫等の戍兵に供するあり、又病院あり、色楞噠河に沿ふ、郤屈太河に一堡あり、支那の境に接す、河北を魯西亞、河南を支那に屬す、此に界碑を建、魯西亞人此にて支那人と貿易す、其四、涅爾倩斯奇、支那に溺布咄杲と謂、亞模兒河上の柵を圍む府なり、北緯五十二度とす、千六百八十九年、元祿二年、魯西亞と支那と此に和睦を結、兩國の使互に其國都に行、亞爾郡斯喀は、亞爾郡河にある砦なり、蒙瓦楞に界す、支那人と分つ所の界とす、此に銀坑あり、其五、雅哥都加は、歴那河側の城なり、北緯六十一度に在、土は田圃とするに宜し、然ども土人耕犂を事とせず、其六、鄂哥都加は、最大部にして、氷海及葛模撒都加海を限り、止白里東部を統ぶ、葛模撒都加海は、大南洋の一分にして、葛模撒都加と邊辛斯加の海灣なり、管内諸種の民あり、育喀傑里と名く種族は、雅屈登の別種にして、氷海の北山に居、黜骨濟及都葛辣吉の二種は、互に相交り、止白里北東隅に居、其俗頬に魚齒を穿入し飾とす、鄂羅咄爾斯奇は、葛模撒都加の前に住する種族にして、未だ魯西亞に服從せず、動もすれば仇をなす、格儸吉は、最衆庶の族にして、魯西亞に服屬す、亞那

弟爾河南及邊辛加灣側に住す、暴躁怒り易く狠戾なり、其中に常居あると轉移するの二種あり、轉移の徒の酋は、駝鹿一二萬頭を有すあり、鄂哥都加は、此名の河側にある小城なり、北緯五十九度、伯多琭玻里斯の東經百十二度五十三分とす、上司上に居、育刺癸に船工場を置、船を造て葛模撒都加に出す、育德斯癸は、前處の南にして、北緯五十五度三十分とす、育德河側支那に界する砦なり、亞葛蘭斯癸は、邊悉那河傍の一砦なり、此河の海に入所、北緯六十三度三十分とす、亞那弟爾斯癸は、北東隅の野人に備る小城なり、北緯六十六度とす、其七、葛模撒都加は、千七百六十四年、明和元年、魯西亞の學士此地に遊歷し、始て之を知と、其紀事に著し、且北亞墨利加の盡境も、此に由て發明せしより、此に葛模撒都加河あり、由て名とす、其地は半島にして大洋に臨む、河口は北緯五十九度三十分とす、日本人此を奥蝦夷と謂ふ、此地西は彪刹牙河流て、邊辛斯加灣に入、東は亞那勿河流て、葛模撒都加海に入、其地續に山あり、兩側海上に見べし、其地の南に斗出する、凡二百二十里、其南隅屈里爾斯喀牙、薩巴唎喀と名くは、北緯五十一度三分、東經伯多琭玻里斯

入、百二十七度とす、此に葛模撒都加河の外、亞穫都加河、勃爾紫喀爾歷喀河、的姑爾河も大なりとす、地多山磽确にして、中に高嶺相連り、三火山あり、一は亞穫都加河の北側に在、二は葛模撒都加河と斟爾拔窒加河の間に在、三は葛模撒都加山と謂ふ、最高とす、溫泉多し、或は沸騰鳴響甚しき、其處に於ては人相喚て聞こと能はず、地震も數あり、雷電は寡く暴風多し、土人は蒙瓦楞より分出すと見ゆ、體小顏濶、鼻尖目窪、眉薄髮黑褐色、腹膨手足痩、土室に住み獸皮を服す、一男に二三婦あり、多く犬を養ひ、雪車に駕す、舊俗汚穢鄙劣にして、道理を知らずと雖も、魯西亞の所轄となせし而後は、少しく教化して、舊染を改るものあり、一種屈里兒と名くあり、葛模撒都加の南隅、及其隣の諸島に居者なり、此も大抵葛模撒都加人に同じ、但身體に毛多く、男は唇の中、女は全く唇邊を刺黑す、或は耳に環を穿つ、然ども其性稍溫和とす、葛模撒都加人は、每歲一人に一皮を貢す、貂狐毛皮を以てす、勃爾節列都癸は、葛模撒都加の南端邊辛斯加灣に在、鄂哥都加に航する要處とす、上葛模撒都加は、其河東に在、此に納稅所及戍兵あり、下葛模撒加

は、前處の北東にある堡なり、亞穫都加は、南北此河の海に入處にある堡なり、縣を伯多琭巴琭斯加と名く、的姑爾河側に一堡あり、半島の北端なり、〇此に屬する諸島の著しとする者、屈里兒諸島は、葛模撒都加の南隅より起り連綿し、南西日本國に向ひ列す、其數二十五と云、未詳とす、葛模撒都加に近き諸島は、魯西亞所轄とす、然ども遠離するは屬する所なし、諸島總て火山あり、地震劇し、屈里兒人は互に相交通し、時に日本人と交易す、日本に近き諸島に、一種毒草ありて、島人此を其箭に塗ざ、胡黜爾孛及胡略孛島人は、蕁麻を以て布を織て、日本人と絹帛綿布鐵器に易ゆ、此諸島の端に、一大島抹都馬（松前なり）あり、日本と一峽を隔つ、既に久しく帝國日本に屬す、日本人は屈那弟爾、胡黜爾孛、胡略孛、抹都馬諸島人を蝦夷と呼なり、白都偏斯島は、大東洋中葛模撒都加河口に對し、五十六里を隔つ、島の長二十六里餘、幅三四里より一里に至る、地磽确にして地震多し、

其五、高加修山韃而靼、高加修山は、北高海と黑海の間、亞細亞と歐羅巴の分界に在、黑海より北高海に距り、屯河より熱阿而入亞に至る、方百八十八里の地あり、此に住する韃而靼人は、千七百二十二年（享保七年）、までは、不羈の者とせしが、此時より伯多琭第一世帝、盡く之を服從せしむ、此部に舊各種の韃而靼人ありて、各其土を區分し、自立する諸酋ありしなり、〇悉而葛旋は、黑海と北高海の間、方百里餘の地なり、其人半は魯西亞に屬し、半は吉里模韃而靼の汗（酋首を云）に屬す、土人牧畜耕墾田獵を業とす、大抵馬哈默教を奉ず、其馬外形美ならざるも、強健と稱す、屈拔能は、亞瑣弗城ある地隅に住する種にして、屈拌河を以て名く、此翟嘗て都兒格人に援て、魯西亞に叛く、此に由て魯西亞人、兵を用る連歲にして之を服從し、其徒に盟誓せしめ、其居を的爾喀、瑪爾喀、屈瑪の三河に沿ひ移し、魯西亞本境に近附せしむ、其種族凡一萬あり、葛拔爾弟能は、亞私太蠟罕の地方に在て、大小に分つ、千七百三十九年（元文四年）、魯西亞、都兒格の和好ありて、此地は兩大國の界壤とし、其人は何にも屬せず自立とし、兩大國を侵すなき時は、其羈紲に免るべきを定む、葛拔爾達を其首府とす、達歇私當は、北高海の百兒西亞に瑯する地にして、之に居る一種族あり、馬哈默教徒とす、一酋あり自立す、然ども千七百二十二年（享保七年）、魯

西亞人之を征し服從せしむ、而るに千七百三十四年、(享保十九年)都兒格人彼を誘き、吉里模韃而靼人、及勃斯姞兒人と共に、亂を起さしむ、然ども魯西亞兵速に之を討て、再び之を制伏せしむ、初め魯西亞人、北高海邊の地を略する、廣く屈辣河に距る、然ども而後魯西亞の戍兵、此地方の風土に馴はず、費用甚だ多きを以て、其地を棄て百兒西亞人に取しめ、今的歷吉河を以て、百兒西亞と分界とす、

○人物　魯西亞人は、形大體強勇にして、能其君に服事す、攝生簡易を意とし、蔓菁、黎豆、葉葱、乾魚を常食とす、旅行には蒸餅を切て再燒し、攜提に便にし、之を口に含み、水に遇ば之を飲み渴を療し、或は麥粉と草根少許を得て、數日の糧とす、能勤勞を堪、且壽を保つ、飲は火酒を以てし、食後に午睡す、蒸浴を好み、衆庶は嗅烟草、貴人、軍士は烟草を薰すを好む、舊土俗は甚鄙野頑強にして、修整ならずして、學藝に進むの意なかりしを、伯多祿大帝深く心を盡して之を教誨し、祭日の外は酔飽を禁し、學を勸む、土俗頑愚と雖も、元國主を尊信する、天に比するに至るを以て、終に其國に順從して、今の如く修整し雅馴となり、他歐羅巴諸國に愧ざるに至る、貴族は獨逸都、若は拂郎察の衣服を用ゆ、但庸民は其服鄙陋なり、婦女の服も亦獨逸都の風を習ふ、言語は斯剌勿泥亞語に原く、然ども今は厄勒祭亞語を多く交ゆ、

○國政　魯西亞は、初め福爾斯多と稱し、次に起羅篤(大の義、)福爾斯多とし、後加沙兒(王と云が如し、)と號し、伯多祿第一世に至て、始て帝號を用ゆ、國主は自立傳統にして、權柄を專らし、部下貴賤となく、概して臣僕とし視るなり、千五百年代の末、玉函拔人呂王收斂を好で、人民を愛せず、管內の亂を致す、雪際亞人之を幸とし、兵を擧て其地を侵し、禮勿泥亞國を奪ふ、魯西亞國は勢振はず、遂に雪際亞に和好す、後復管內の亂ありて、雪際亞人再之を侵し、應姞里亞地方を奪て、涅花河に至る、是彌加耶兒王の世にして、其嗣の亞歷肅私王は、雪際亞の侵地を復せんと欲するも、亞私太蠟罕に亂ありて、其志を遂げず、千六百七十五年、(延寶三年)其子歟徳兒之に嗣、然ども多病にして事に堪ず、千六百八十二年、(天和二年)其弟伯琭兒立て位に卽、是卽伯多祿大帝也、大帝國勢を復興し、雪際亞の侵せる地を復し、新都を築き、其威近隣に加るのみならず、全歐

羅巴に顯る、千七百二十五年（享保十年）、帝殂し、其妃加答利那政を攝す、千七百二十七年（享保十二年）、妃卒し、伯多琭第二世卽位、千七百三十年（享保十五年）、卒す、女帝安那立、千七百四十年（元文五年）、卒し、女帝耶利撒白多立、賢明にして能國勢を張る、伯多琭第三世を嗣とす、然ども管内和せず、千七百六十四年（寶暦十二年）、其位を降し、今の女帝加答利那第二世を位に卽しむ、○國の庶政は、三十二署を立て之を掌らしむ、

○教法　此國は厄勒祭亞教を公行し、莫斯哥府に教官の總宰あり、千七百十六年（享保元年）、際諾德（寺院の事を總裁する官）を立、十三員を署して事を治む、教官政官より之に任ず、國中の人僧尼となるは、際諾德の許なければ、縱にするを禁ず、際諾德は異教の徒を教導するを務め、韃而靼人等の歸化する者には、國都に別に其教院を置、千七百四十年（元文五年）、より千七百四十八年（寛延元年）、に至り、韃而靼人馬哈默教徒等の導化する者、二十六萬千三百五十七人と記す、經典は斯剌勿尼亞語に譯し刊行す、近く別に小册の刊本あり、

○軍備　千七百六十年（寶暦十年）、の記に、精兵二十八萬四千百三十三人とあり、此國には良卒多く、屯河の格薩更及加爾模幾人の如き、近時其軍功多きが如し、銃砲の術精巧、歐羅巴の他邦に讓らず、國都に貴族子弟の爲に、其習學場ありて、此より良將を出すこと多し、親衛軍は、一を布列鄂貌剌旋と云、四千人あり、二を色模訥斯と云、三千人あり、三を乙斯瑪碌弗と云、三千人あり、又新衛隊として、三百六十人の火隊士と、騎兵一千あり、皆慮的南多（爵名）に序して、貴階に上る者とす、伯多琭大帝東海に軍艦を備る圖あり、當時已に七十二艘あり、其第一等九隻は、各兵士五百と熕六十門、第二等二十隻は、各兵三百六十と熕五十門、第三等五隻は、各兵二百五十と熕四十二門、第四等十九隻は、各兵百八十と熕三十四門、第五等九隻は、各兵七十二と熕二十四門とし、別に火船四隻、走船十八隻、捕賊船百隻あり、總て兵一萬八千、熕二千五百門なり、而後士族の子弟、航海術に習ふ者多く出、此をして他邦に出遊せしめて、其技を習熟せしめ、都内に航海術の教場を置、生徒三百人を養贍す、船を造る材は、國中に富饒とす、故に伯多琭玻里斯及亞爾甘厄爾に大造船工場あり、女帝加答利那の時に、瓦列應

（戰艦の名）百四十隻を造る、三萬人を乘すべし、千七百五十六年（寶曆六年）の軍に、大舶二十四隻、弗列瓦登（舟名）七隻、火船三隻、發厄多婆登四隻を出す、又伯多琭玻里斯には、瓦列應百二隻、舶士一萬あり、而後も新に軍艦を增こと多しと、

○學術　往昔魯西亞人は、書記誦讀算數を爲得ば一學士とし、此より進で博く學ばんと欲する者をば、教官之を排斥し、猶其子弟に風說書も讀を許さるに至る、如此愚昧なるも、千八百年代の初め、伯多琭大帝出て、悉く學術の門戶を開けり、此帝初め自ら出遊し、遍く歐羅巴中、文雅ある諸都を遊歷し、歸國の後碩學の士を多く招て、英斯哥に於て、諸邦の言語學術を教習せしめ、童幼に資料を給し、彼此に鏤刻工を置て、他國の書を魯西亞語に翻行せしむ、伯多琭玻里斯、英斯哥等に、大學館及學社數區を建、又大書庫を建て、奇書を購求し、當時已に二千部を集め、又自然及人工に出る奇品を集藏す、千七百二十四年（享保九年）新に究理學の大學館を築き、廣く獨逸都、拂郞察、雪際亞等の國より、重聘を費し碩學を招き、且諸技工の作場を併せ建つ、此等の歲費として、二萬四千九百爾白爾（金貨の名）を給す、此學館に總宰の外、本國の學士十員、他邦の學士十員を、共に普琭欸索兒（爵名）に任ず、其學四道、曰理學、曰、數學、曰星學、曰歷史、是從前ある所の、伯多琭玻里斯の大學館と異にして、彼學には別に教師數員あるなり、千七百四十七年（延享四年）此學館の諸工場を備へ、鏤刻、摺板、綴書、畫圖の館、諸器の作場、玻璨工、石工、轆轤工等を備具し、歲俸二萬八千三百八十爾白爾を增加し、前と共に五萬三千二百餘爾白爾を給す、是を以て諸學術容易に盛なるを致す、伯多琭玻里斯官庫の書は、四種に分つ、一に經典、二に政治、三に醫術、四に博物の書とし、歲に之を增加し、千七百四十二年（寬保二年）諸邦の書一萬四千百八十七部、本國書二百八十二部あり、又別に祕庫に諸物の鑿本、獸鳥、魚蟲、金石等數千種を藏む、

○義會　往古は此國に此事なしとす、千六百九十八年（元祿十一年）初て聖俺度利斯會を建、其會章は金嵌寶雙鷲背爪を金にし翅を張、雙首に金冠、體上に十字を靑嵌し、俺度利斯の像を鏤し、十字の四端にＺＡＰＲ四字を記す、上に帝冠を被り、魯西亞語にて忠信の爲にすと云を記す、此を蒼色紐にて、右肩より左股下（腰ヲ）に

向ひ掛、是は唯大禮の時に用ゆ章とし、本國の産に非れば之を許さず、次に聖加答利那會あり、其會章は金輪に赤黑嵌白の十字、輪後に加答利那像頭上光芒あり、手に綠枝を持、十字に金剛鑽を嵌し、冠を被ひ、八稜星皆金剛鑽を飾る、猩紅紐を以て、右肩より左股に垂、魯西亞語に本國を親愛すと記す、又亞歷山德兒奈斯奇會あり、其章は金八枝十字、中央に奈斯奇王騎馬の像を鑴し、側に國士に報すと記す、十字四端に金鷲を圖す、猩紅紐を以て、左肩より右股に掛垂す、副將以上に之を許す、

○交易　魯西亞人は、交易を好習ひ、他邦の商賈も國中に少からず、此より出す物産は、已に風土を記す中に擧が如し、其買取する物、千七百五十九年寶暦九年、の記に、三億五十三萬零六百十四爾白爾に値ると、此に來るは諳厄利亞人を最とす、彼は此國と別に好厚く、一種の許を得たるを以てなり、之に次で和蘭人、獨逸都商賈を、貿遷多しとす、伯多琭玻里斯を交易の最とす、土人は支那の商賈に利贏多し、其他百兒西亞、吉里模、韃而靼等に交易す、貨は銀口爾白爾に全と半あり、一爾白爾は、百格剛加にして、獨逸都の一儸吉托爾德爾と、八俄碌都とす、

輿地誌略卷之一終

輿地誌略卷之二

都兒格

○名目　都兒格の國とする、歐邏巴、亞細亞、亞弗利加の三洲に跨る、故に此部を歐邏巴都兒格と謂ふ、此地は舊厄勒祭亞國とす、都兒格人は、元韃而靼の南部、都兒格斯當の種族にして、第八百年代に、此韃北高寄國を出て、沙剌設能(高哈薩漢の種)人と合し、初め亞細亞の西邊に國を建つ、此より都兒格の名起る、是千三百年(正安二年)の頃とす、而後歐邏巴に入たるは、千四百五十三年(享德二年)に、始て厄勒祭亞帝都公斯當丁諾波兒を奪て之に據る、都兒格の言たるは、其方言に牧夫を呼の名とす、是故に都兒格人此名を嫌ひ、自ら阿斯滿尼と稱す、其始祖の名に取なり、

○疆域　東は亞細亞、僭西亞、波羅泥亞に疆し、北は些汾別爾件、(一名達蘭西法尼とす、)翁加里西、斯剌勿泥、格琭亞祭に界し、西は太爾馬祭亞、亞度里亞祭海に距り、南は地中海に臨む、此地極て豐腴、諸穀、蔬菜、葡萄、蜜、砂糖、綿絮に富饒とし、又金銀銅坑あり、總て民産に缺なし、若土人力を竭さば、豐饒貲るべからずとせん、

○區分　杜亦拏河南に十國と、海中許多の大小島あり、一曰撲斯泥亞は、斯剌勿泥と太爾馬祭亞の間に在、長五十六里、廣二十八里、良田牧地銀坑に利多し、二曰設而非亞、杜亦拏河に沿、長七十五里、廣六十六里、杜里諾河を以て、撲斯泥亞と別る、四郡府に分治す、白爾瓠剌鐸は無比の要害とし、撒烏河の杜亦拏河に入所に在、翁加里亞と都兒格の關鍵とす、千五百二十二年(大永二年)、都兒格索利滿帝、翁加里亞より之を奪ひ、千七百十七年(享保二年)に至り、普靈斯歐業扭斯(獨逸都の總督)、都兒格の兵を此に破り、此城を獨逸都に屬するを約す、而後千七百三十九年(元文四年)、都兒格の兵復獨逸都の軍を、鄂羅都加に破り、終に此城を取、其之を都兒格人に與る前、此要害を破却するに、三月を費したりと、三曰勃爾瓦里、杜亦拏河側狹長の地にして、長百五十里、設而非亞の後より、黑海の杜亦拏河口に距る、地多山にして、其峽谷に牧場あり、四郡府に分治す、撚格波里は、杜亦拏河側の府なり、千三百九十六年(應永三年)、都兒格人

始て歐邏巴契利斯甸と此に戰ひ、契利斯甸二萬人を殺し、翁加里亞王を俘にす、法爾那は黑海に在、千四百四十四年、（文安元年）都兒格亞繆剌多帝、此に翁加里亞歷刺私弟老王と、其兵三萬を殺す、初め翁加里亞王、都兒格帝と和を稱し、共に誓を爲す、已にして翁加里亞王盟に背て、都兒格の軍を襲て少しく勝を得、是に於て都兒格帝大に怒て、天に祈て耶蘇徒の僞誓を罰せんと欲し、大に戰て之を破り、翁加里亞王及寶斯家の兵將を執て之を戮すと、而後九年を歷て、厄勒祭亞帝業の滅亡を致す、四曰羅瑪尼亞、古名答剌西亞、古公斯當丁大帝、舊羅瑪より此に遷都し、新羅瑪と稱するに由て名く、長百十二里、廣五十六里、三郡府に分つ、公斯當丁諾波兒、都兒格人は斯當歩兒と云は、都兒格帝の都とし、歐邏巴中最大の都なり、答剌西亞海峽に瀕し、七岡上に築く、古羅瑪城の規を用ふ、第三百三十年、（仁德帝十八年、）古公斯當丁帝の創業より、千四百五十三年（享德三年、）に至り、凡一千百年間、此を厄勒祭亞帝都とし、廣大富榮天下に冠たり、瑣非亞の大殿尤も宏壯を極む、千四百五十三年、都兒格帝兵を率て、此都を圍み攻ること五十四日、之を破る、初め都兒格久く之を攻れども破れず、之を棄去んと欲す、一夜光あり城に墜つ、占者云、是天の此都に賦與せる所の祥光にして、今之を失ふなり、是に於て馬哈默多帝（都兒格帝名、）再び軍を督して、大に之を攻んとし、令して云、將の先登する者は、國中の良郡司を賞賜すべし、士卒は都下三日の掠奪を免すべしと、終に城を陷し、厄勒祭亞の後主も兵に殺さる、而後世人富者を見て、公斯當丁諾波兒の掠奪者と謂ふ、其貨財の富饒を知べし、帝城を設剌乙爾と名く、海に瀕し塘塹を環らし、府市と別つ、第一の門は石を以て砌し、阿多滿門と名く、城の周圍二里半、鉛を屋瓦とす、府郭に二十二門あり、其十六は海濱、其六は陸地、大小街衢三千七百七十七、或は一日失火三萬戸を燒、其大なるを概察すべし、但街市雜沓汚穢にして、毎年疫疾流行す、千七百五十一年（寶曆元年、）の如き、都下疫に死する者二十五萬ありと、亞爾貢宕は、調兵馳馬の所、又一處奴僕を買賣する塲あり、外に壁を廻らす、府の一隅に古城七塔あり、囚を置く、此地は北緯四十一度四分、東經（勿羅より、）四十六度三十三分三十秒とす、都の形三隅にして、一方を陸、二方を海とす、周圍二十八里、其外郭街市を總て五六十里

ありと、此都は商賈の爲に最便利とし、諸邦の人之に輻湊す、都下の澳廣濶にして、大舶一千二百を容に足る、但此に患とするは、火災と疫疾の多きに在、又街上に列方室私と名く輩あり、行路の人を暴凌す、是國王軍艦の卒に出、之を禦ぐは雅尼撒楞(一種兵隊の名)を頼て、導となすときは、其害を免るべし、別郭の著しとする四あり、一を瓦剌箸と謂ふ、大にして都の三分一に充る、澳の外側勝景の地なり、二を百刺と謂ふ、亦勝槩とし、亞細亞海濱と帝城を眺望すへし、拂郎察、諳厄利亞、和蘭、勿搦祭亞等の使客、此に旅館あり、三を耶山布と謂ふ、他邦の賓客夏時之に居、四を多把那と謂ふ、鑄熕場あり、五曰亞爾拔俑は、太爾馬祭亞の南、亞度里亞祭海と若泥設海の相接する所、長五十六里、廣三十七里あり、律刺束は、海濱の一府とし、此國より意太里亞に往の道にして、行旅多し、六曰耶必略斯は、勿搦祭亞海の最狹所に臨む、長四十五里、廣二十四里、其背は山を環らす、埡爾非諾を首府とす、六曰瑪設度尼は、長九十四里、廣五十五里、往古歷山大王の都する所とす、地豐腴にして、諸穀、葡萄酒、油に富饒なり、亞多斯山、世界中高山の一とす、其陰歛諸斯島(意太里亞里五千里を去、)に及ぶと、短氣の人此山に登ば、氣息舒緩を覺ゆと、是其氣の平地より稀薄なるに因て然り、山中に拔西柳私の聖會僧六千之に住す、能法教を修め、且諸職工を勤めて生を營す、其氣候良和を以て、長壽を保つと、撒琭尼加を首府とす、若鄧人多く、交易盛なり、八曰鐵撒里は、厄勒祭亞國の中央部とす、長五十六里、廣三十七里、環らすに高山を以てす、其最とする一を阿林卜斯、二を品徒斯、三を薇柳斯とす、此諸山に毒蛇多し、故に土人鸛を射者を罰す、此鳥の蛇を制伏するが爲なりと、此に枸櫞、橙、柘榴、阿利襪等を多く產す、篤爾諾復を首府とす、九曰律花地亞は、若泥設海より多島海に至る狹長の地とす、長百十二里、廣二十八里、律花地亞と接す、長五十六里、廣も之に比す、此地原勿搦祭亞に屬す、然るに千三百六十年(延文五年)、都兒格人之を奪ふ、而後千六百八十四年(貞享元年)より千六百九十九年(元祿十二年)に至る間、契利斯何(耶蘇教徒を云)と都兒格人の戰止ず、次で葛而呂都の和盟に終る、此間に勿搦祭亞人再び之を取、其和盟に之を有すべきを定む、然るに千七百十五年(正德五年)、都兒格人復此に入て、勿搦祭亞人を逐斥し、千七百十八年

享保三年の和盟に、終に都兒格に之を屬す、麻答班岬は、歐邏巴の極南と謂ふ、厄勒祭亞國の周、歐邏巴と亞細亞の間、海中許多の大小島あり、多くは都兒格に屬す、此に之を區別す、卽ち一曰甘弟亞、二曰搦楓祿般的、三曰際窟剌逕斯、四曰蘇波剌逕斯諸島是なり、地中海の厄勒祭亞國の兩濱、意太里亞に距る間を、若泥設海と名く、此に格爾哈、蘇冒剌、色發羅尼亞、賛的、屈爾索來、設里獲の六島は、勿搦祭亞に屬す、又厄勒祭亞濱と亞細亞濱の間を、越厄設海、又多島海と名く、小島散布す、此を總て一を際窟剌逕斯（輪形の義）諸島、二を蘇波剌逕斯（散布の義）諸島と名く、

甘弟亞島は、古名結列答、一王國とす、地中海の中央多島海の南に在、長百十二里、其幅は十四五里より十八里に過ぎず、土壤肥腴にして、油、葡萄酒、砂糖、鹽、沒藥、桷樹、橙、老利兒等を產す、然も其中或は磽确枯瘠の地もあり、往古自立の王あり、後勿搦祭亞人之を領する久し、然も千六百四十五年（正保二年）、瑪爾的設兒の律的兒、都兒格帝の寵姬を誘して、甘弟亞澳に奔る、此に由て都兒格人屢來て之を攻め、勿搦祭亞人力を竭し、之を防守するも、終に千六百六十九年（寬文九年）、都兒格の大軍之を奪ふ、島上に四大府ありて、其治を分つ、一を葛搦亞と名く、島の西部に在、海濱に堅城好澳あり、二を列爹模と名く、前部の東に在、意太山高く常に雪を掩ふ、三を甘弟亞と名く、此部は豐腴の地にして、歲に再收す、此を全島の首都とす、島の北濱に在、城郭完整堅固とす、然も都兒格人に屬して、多く荒廢す、初め都兒格の兵之を圍攻る十年、然ども勿搦祭亞人、能海軍を增し、粮を運して之を防守す、故に能久しきに堪ゆ、終に都兒格人、別に一城を築て、其粮道を支障し、以て之に克つ、此府の澳は唯小船を容る、大船は之より北東斯旦弟亞島の澳に入、厄諾斯城は、陸地中央に在、此島の古王都とす、羅鼻林多は、德太略斯（人名）の構する奇巧の迷園なり、地下に洞道を設け、千條紛錯し、其路を識に非れば、迷て出べからず、初め洞口七八步の濶にして土窖の如く、漸く深く愈奇にして、凡千二百步所に堂二基あり、憩息すべし、終に初の土窖の左側、三十步所に返り到る、但此路に由ず、岐路に入ば轉廻百折死路に陷る、洞中總て乾淨にして濕氣なしと、四を雪質亞と名く、島の東部に在、雪質山あり、此海濱に城澳あり、撒祿模岬は、島

の北東端なり、

揚瓶祿般的島は、律披地亞と一海峽を隔つ、歐利休斯海峽是なり、長五十六里、廣十八里、地多く棉を產し、山に瑪爾默爾好石を出す、此島と大陸との間に、五梁の石橋を架し、中を抽橋とし相通ず、此名の府あり、都兒格の上司之に居て、此近傍の地を統轄す、又都兒格の大舶を此に貯ふ、此島に近く海に旋渦あり、潮に乘じ奇狀を現す、世人云、古昔亞利斯多人名、其理を究んと欲して能はず、自ら此に沒すと、亞爾的密西岬は、島の北隅なり、

際窩剌埵斯諸島は、其數未だ審ならず、其著しとする者二十餘、地に多く葡萄、絹帛、棉絮等を產す、

蘇波剌埵斯諸島は、際窩剌埵斯より東にして、耶多里亞濱に近し、其著しき者十七、地多く豊饒、蘆薈、的剌並底、乳香等を出し、金銀坑あり、龍獲古名哥斯は、名醫並靈斯哥名、依卜加剌的私の產地とす、偏加剌亞は、周り七十五里、肥沃の土なり、撒模斯は、初て罌瓶を造出すと云、修斯一名蘇失阿は、周り百八十里あり、杜亦孥河北に、都兒格に屬する國三あり、一曰模爾太皮、二曰穫剌西亞、三曰小韃而靼、此諸國は都兒格帝に服屬する侯國とす、模爾太皮、穫剌西亞の二國は、南は杜亦孥河、西は翁加里亞、些汾別爾件、北は波羅尼亞、東は小韃而靼に疆す、古は共に波羅尼亞國の侯國たり、然ども都兒格人の厄勒祭亞に據る、後漸く之に迫り、千四百五十五年康正元年、に、波羅尼亞王と孛漏生王との鬪ありて、此二國を都兒格の爲に防護すること能はず、二國自ら都兒格に敵し、血戰し疲弊する甚しく、千七百十八年享保三年、の和盟に於て、終に二國を都兒格に屬せしなり、二國各其主あり、都兒格の外藩とし、歲貢を致す、二國共に多山の地とす、然ども穀、黎、豆、蜜、蠟等を產し、良馬を出す、但都兒格の重斂の爲に、國人農を爲より、兵卒となるを好む、模爾太皮は、些汾別爾件と波羅尼亞に境す、長百十二里、廣三十七里、布略突河は、波羅尼亞國境より起り、此地を過て杜亦孥河に入、千七百十一年正德元年、都兒格と魯亞西の兵、共に此河に由て此地に會戰す、當時二國の兵各七八千を以てす、魯西亞伯多珠帝自ら軍を督し、模爾太皮侯と好あり、其糧に頼る、然るに國侯其糧を給する能はず、伯多珠帝速に戰を決せんと欲すれど

も、都兒格の兵持重して之に應せず、魯西亞の軍飢に迫り、歸路は韃而靼人に障塞し、進退此に窮す、軍中帝妃加答利那あり、妃奇計を設け、都兒格の總督に厚賂を贈て、其危難を免ると、首府を約著謨と名く、千七百三十九年、(元文四年)魯西亞人此及格黜讃城を奪ひ、都兒格の兵に全勝を得、而後の和睦に之を返す、

穫剌西亞は、些汾別爾件の後、杜亦拏河に沿、西は翁加里亞、北は模爾太皮、南は勃爾苑里と河を隔つ、土壤豐腴、長九十四里、廣七十五里、都兒格の藩國とし、歳額六萬就加東を租とし、國主は一億の租入あり、良馬を產す、亞略答河流て、此地を東西に分つ、皮格勒斯答を首府とし、國主之に居、的爾非斯も亦上府とし、或は國主の居とす、此地の府城、嘗て數獨逸都の兵に侵さることあり、

小韃而靼は、黑海に在、杜亦拏河口に近く起り、屯河の亞積弗に到る、又歐邏巴韃而靼と謂ふ、長百八十里、廣九十四里、此地に韃而靼の名あるは、千三百年代、大韃而靼の人衆、魯西亞及波羅尼亞を過て、悉勒西亞(字漏生部内)に到り、復亞細亞に返る時、其中に此地に止り居あり、故に之を名とす、原不羈の民とす、然とも千五百八十四年(天正二年)以後、此土人一分は都兒格に附し、一分は其脅汗と稱する者に屬す、此汗は厄來家の出とす、汗も亦都兒格帝に服從し、公斯當丁諾波兒の邸宅に居、都兒格帝の征伐には、汗は其兵十萬を帥て之に從ひ、總督の軍には、五萬を以て之に從ふ、且此汗は都兒格帝と同族とし、帝統の絕る時は、厄來家より其位を嗣を國法とす、此地寒瘠にして、常に深霧あり、所々曠漠にして、甘水薪水に乏し、然とも諸穀特に粱多く產し、土人の食に給するに足る、但土人乾魚を餌とし、馬牛乳を飲み、尤も馬肉を嗜む、其最好とする地は、半島にして長五十六里、廣三十七里、此を吉里謨と名く、所謂吉里謨斯韃而靼人は是人なり、村落ありて之に住す、此地の外は、其人遊移して生を營す、妻子家財を馬牛駱駝に載て、水草を擇て遊移し、其止る處は地に木枝を立て、覆に茅を以てし、小舍を作る、此を諾伽設韃而靼人と謂ふ、凡男子は七歲に至れば、野に出て弓と劍を習ふを業とし、女子は十二歲に至れば、屋ある車に載て其婿を求む、夫家馬牛の數を定て女家に償ひ、其女を取、此輩の尤利とするは、駿馬に騎て他國の境に入、其男女を掠奪し、

此を都兒格人に賣るに在、處女を得ば、此を馬尾に繫着し從ひ走らしめ、小兒は手足を一紮し、馬鞍に掛ること獵兎の如くす、其奪ふ所の兒女は、之を都兒格人に賣るが故に、世に彼輩を目して、都兒格の獵狗とす、汗は此種族の主とすと雖も、又繆兒㫋と名く土酋あり、汗と共に事を議す、近く此汗都兒格人に挑撥せられ、魯西亞の境を侵し、魯西亞の民數千を俘にす、是に於て魯西亞人、千七百三十六年（元文四年）より千七百三十九年（元文三年）に至る四年の間、軍を此地に出し、諸砦を燒き、此部を凌轢せし事あり、布列格普は、黑海の壘壁にして、韃而靼の兵五千を戍とす、千七百三十六年、魯西亞人之を伐て、大砲を放こと連日、戍兵二千五百五十四人を降し、其壘壁を破壞す、而後汗復之を修補するを、千七百三十八年（元文三年）、魯西亞人再び之を攻め、都兒格及韃而靼人三萬を逐付し、其砦柵を燒、拔萬撒剌は、半島の西側に在、府城にして汗の居所とす、千七百三十六年、魯西亞人之を伐て、其兵七萬を破り、汗の城を燒、格斯篠布は、黑海に好澳ある街市にして、半島の側に在、堤塹を環らし、石造の家とす、韃而靼、都兒格、勒厄祭亞、及若鄧人之に住し、頗る蕃庶なり、千七百三十七年、魯西亞の兵之を侵掠し、其土人より羊萬頭を、魯西亞の軍に獻せしむ、葛化は、黑海に澳ある府にして、壁塹を環らし、砲臺を備ふ、六千戶あり、皮革を交易し、酪を製す、韃默羅は、一島にして、亞瑣弗海と黑海の峽を以て、相通ずる所なり、小韃而靼の陸地は、諾陸設韃而靼人、其彼此に移居す、千七百五十四年（寶曆四年）、魯西亞と都兒格と和睦し、二國の界を定め、杜撥布爾河より、白爾達河に至り、壘柵を設け關を置、互に許なければ、出入すべからずと約す、此より屯河の格薩更（種族の名）は、諾陸設の侵掠を免る、亞瑣弗城は、屯河の亞瑣弗海に入處にして、北緯四十七度三十分に在、都兒格人此に戍兵六千を置、屯河口に鐵鎖三條を引て、黑海の口を關す、千六百九十六年（元祿九年）、魯西亞の兵三萬を以て之を攻め、力を費し之を奪ひ、新に其要害を修め、兵九千を戍とす、然ども伯多琭帝謂く、此屯河口は水淺く、舶を遣に便ならずとし、別に答幹礫窟に港を開き、城を築き、千六百九十八年（元祿十一年）、已に此に魯西亞の軍艦を入、如レ此なれば魯西亞を黑海の主と謂べし、然ども千七百十一年、魯西亞帝布略突河に於て、都兒格

の爲に屈せしを以て、北亞瑣弗城及他要害を、都兒格に棄與て、黑海に航することは、一次廢せしなり、而後千七百三十六年、（元文元年）魯西亞人又亞瑣弗城を攻め、四十二日にして之に克、他伯多羅斯幾等三處の砦を取、然るに千七百三十九年、（元文四年）白爾瓜刺鐸の和睦に、再び此諸城を棄て、答幹磣窟城も修復するなり、魯西亞の舶は黑海に入ず、商賈の貿遷は、都兒格の船を雇ふべきを約定し、魯西亞の黑海に航するは、再次止めるなり、此時二國の分界は、亞瑣弗廢城を限とし、魯西亞は屯河の側、都兒格は嶋椊を界とす、其陸地の界は、前に記するが如し、

別泊剌毘亞は、杜揑布爾河と杜亦聶河の間、方三十七里あり、此に住する韃靼人は、直に都兒格帝に屬す、其人杜揑布爾河に沿て、彼此に遊移し、牛馬の肉酥乳を常食とす、

○俗習　都兒格人は、契利斯甸に恥て、能言を踐の德あり、然ども驕驁にして、他邦の人を卑視し、獨自ら全世界中の正信者と謂ふ、形體完好强健にして、戰鬪に勇猛なり、總て以爲、人の運命は天より賦與する變易すべからざる所とす、又法敵の爲に身を殺すは、疑なく生天を得と、往昔は世に謂ふ、契利斯甸四人も、都兒格一人を避と、是其拳と劔の力を强しとせしなり、然ども今火藥の用を得て後は、都兒格四人も、契利斯甸の一銃卒を避とすべし、○其衣は長濶にして、男は白帽を被り、脱することなし、寢するは東方の俗の如く、床に氈席を用ゆ、食は常に米を以てし、飮は蜜及諸物を以て製造し、葡萄酒に代ゆ、葡萄酒は其法敎の禁とし、飮ことなし、常に哥喜及泉水を好み用ゆ、○人に禮するは、頭を少しく傾け、右手を胸に當つ、貴人に謁するは、頭を屈し縫際に至る、婦女は柔順謹愼なり、男子の色を好む甚しく、一婦に足ことなく、衆妾を貯ふ、然ども他邦の如く、家多子の爲に困せず、格蘭（馬哈默經典）には、四婦に過るを禁ず、○往昔都兒格人は、文藝に昧しとせしに、近時特に亞屈默多第三世帝の時、都下に書肆を置、人々諸邦の語を學び、諸術を講習す、此國人固より深慮あり、亞斯多琭諸密（星學）の占を好むを以て觀すれば、其文理の學を解べきを知る、言語は其方言の外に、亞辣比亞語は學士及貴人に通用す、○厄勒祭亞人は、皆口稱を出し、其法敎を行を免す、此人の衆多なるは、公斯當丁諸

波兒にも四十萬口さす、他諸島中は、厄勒祭亞人の數、毎に都兒格人より多し、厄勒祭亞人は、新厄勒祭亞語を常用す、此輩は常に學術に名あり、

○國政　都兒格帝は、世界中の自立自在の主さ謂べし、然ども管内の亂には、嘗て國人に其位を下さるゝ患あり、國嗣は當代の血統を以てす、然ども其長を必させず、女子は國嗣國政に與ることを得ず、○四貴官あり、一曰ゴロートヒシール、國政軍政を統宰し、萬機を裁判す、此職甚重く、其裁する所に損害あれば、其身の罪に非ずと雖ども、死流に處せらる、二曰カピテインパッサ、軍政總督なり、三曰カイマカン、帝都の總宰なり、四曰アカデルヤニッアレン、次に又四官あり、司貨司計等、其他ヒシール、ベクレルベカ、パッサ、サンギアカ等百數官、管内の府城郡邑を主司す、此等の官人毎に國帝の庶女に婚し、都城中にて勢あるのみならず、其威を郡邑に施し、人民其權に苦しむを察すべし、○上政廳に、毎七日に四次、帝自ら事に臨む、其廳ゴロートヒシールを首座さし、百官列す、ゴロートヒシールの頭上に一窻あり、國帝此より臨む、

○法教　馬哈默多は、亞辣比亞の賈人に出、第六百年代に、契利斯督、若鄧、協乙鄧の諸教を混合して、馬哈默教を造立す、初め之を弘むに、巧計僞術を施し、黨を結で威力を假り、次で一新法を建しなり、第六百二十二年、（推古帝三十年）馬哈默多其國默加より逐れ、默弟那に遁る、都兒格の暦年は、此遁たる年を初年さす、此教の趣は、謂く、天主唯一あり、馬哈默は其通事さす、此を言さ心を以て悟了する者を、模修爾滿さ名け、正信者の義なり、然ども契利斯甸より變じて、馬哈默教さなる者を背教さす、格蘭さ名くる書、亞辣比亞語を以て記す、其教を載す、都兒格人は家肉を食せず、葡萄酒を禁ず、其大寺を模斯結さ名け、小寺を默設鐸さ名け、法教の總主を繆弗質さ稱す、國帝も之を尊敬し、國中の法教を司り、命令を出し、大事に當ては此さ議す、然ども其人過あり、若は帝意に背けば、國帝之を退け替ゆ、○國中厄勒祭亞教人最多く、公斯當丁諾波兒に、把多律亞爾屈（教官の主）あり、其下に七十員の亞爾都陣斯革普さ、許多の陣斯革普あり、

○軍賦　歐邏巴都兒格は、其大さ概するに、伊斯把爾亞に等し、亞細亞の那多里亞は、拂郎察に等し、熱爾而入亞、都兒格、馬尼亞弟亞爾伯祈の三部は、諳厄利

亞、思可齊亞、意而蘭太に等し、西利亞は和蘭に等し、亞蘇比亞は赫備勿褄亞に等し、亞弗利加の阨入多は、意太里亞に等しとし、如レ此比較して、都兒格所轄全境の大を知べし、此部を防戍し係羈するの兵卒、及平時帝城の親衛の兵、五十萬に下らず、其軍賦の衆を知べし、○歩兵の最とするを雅尼撒楞と名く、千三百六十二年、(貞治元年)亞繆剌多帝始て之を建、此衆は軍を他邦に出して、俘にしたる契利斯甸徒の子弟と、都兒格部下の契利斯甸徒の、租稅の代に出身して、兵となるに出、凡十萬あり、此雅尼撒楞をば、國帝も忌憚する所とす、動もすれば管内を騷擾し、新帝を撰立せんと欲す、即ち千六百二十二年、(元和八年)阿斯滿帝の世、千六百三十九年、(寛永十六年)繆斯答發帝の世、千六百四十八年、(慶安元年)乙魏徠謨帝の世、千六百八十七年、(貞享四年)馬哈默多第四世帝の時の如き是なり、是故に都兒格の國政は、常に隣國に軍を出し、此輩をして事に就しめ、此を危險の地に處し、其大衆を時々減せんことを要すと、又亞爾那斯甸と名く一群あり、一萬に下らず、騎兵に秩馬利沃甸と名くあり、屬國より出す所にして、總て四十萬あり、騎の一隊斯拜私と名くは、帝の親衞とす、一萬二千あり、○尋常の軍備は三十萬とし、ゴロートヒシール(官名)之を總督とし、一セラスキール(官名)を統ざる時は、騎旗二三を之に從ふ、○海軍は三四十の軍艦と、六十の便船(軍艦の小なる者)あり、此國は船の良材多しと雖も、船工と舶士の良なるに乏し、故に軍艦の數少し、○都兒格に馬尾旗あり、即ち騎旗にして、軍必之を用ゆ、是嘗て契利斯甸と戰て、其大旗を奪はる、此時其督將急に馬尾を切て、劒に懸て其兵を指揮して、軍を集むることを得、而後此を大旗に代て常用とす、ゴロートヒシールの總督たるには、馬尾旗三柄に、金丸を樹たるを用ゆ、國帝の軍には、束羽帽を之に加て號とす、拔撒(官名)等の將たるにも、皆馬尾旗を用ゆ、將に戰はんとする、喇叭と銅鼓を鳴し、馬尾旗を揚て號令す、○都兒格の三大洲に、國土を有て後は、三半月を旗章とす、

翁加里亞

○名謂　翁加里亞と名くは、原下の七國を總ぶ、一曰翁加里亞本地、二曰斯剌勿泥亞、三曰格綠亞祭、四曰撲斯泥亞、五曰太爾馬祭亞、六曰設而非亞、七曰答郎悉而法尼(即ち荳潑爾備件)是なり、此諸地は、獨逸部に屬する多

し、雖も、盡く之を一統せず、太爾馬祭亞は、勿搦祭亞に分屬し、撲亞尼亞、設而非亞は、都兒格に有すが如し、今此に誌すは、一に翁加里亞本地、二に答郎悉而法尼、三に斯剌勿泥亞、四に格碌亞祭とす、

翁加里亞本地

○國名　古は班諾尼亞と名く、翁能と名く種族、亞細亞斯幾祭亞（大尼西爾種族）より此に來り、第九百年代に、翁加里亞の一王國を建、其名を今に遺傳するなり、

○疆域　西は熱而瑪泥亞、模剌非亞、斯祭爾瑪而刧、南は格碌亞祭、斯剌勿泥亞、設而非亞、北は波羅尼亞、東は此洽別爾件に境す、東西百五十里、南北百十二里、經三十五度より四十二度に至り、緯四十五度より五十度に至る、

○風土　此國は天の寵賜豐厚の福地にして、穀熟すれば倉に滿廩に溢る、家畜の滋育極盛にして、此國より毎歳勿能（熱而瑪泥亞都）に輸す牛八萬頭に及び、馬は林牧に滿て、人の脊來て之を馴すに任す、其他野獸、諸鳥、鵝雉の類、土人の用に飽て、車に載て勿能等諸處に送り、河川に魚多く、遮毘斯河に鯉魚の多き、一就加東に一千尾を買べし、或は河水より魚自ら溢出て、濱に上り、家を驅て之を食して、以て其氣を腐臭するを防ぐ、林檎、梨、李、櫻實、胡桃、杏、栗、果瓜は林に滿、葡萄山に滿、翁加里亞葡萄酒は、世界中の最好と稱す、波羅尼亞の境に、金銀銅坑あり、諸河に金砂を出す、又赤白瑪爾默爾石、剌收兒、亞爾拔私多、羅婉能、雅斯必斯（諸色寶石）・石鹽を出し、溫泉礦泉多し、翁加里亞と波羅泥亞の界は、高山あり限とす、葛而巴秩斯と名く、

○土人　土地の豐富に准じ、人材強健、意思爽活とす、原種族諸派とするも、歷年已に久しく、今皆同俗たり、衣服歐邏巴の他邦と製を異にするも、甚だ便易なり、貴族は華麗を好み、學習を嗜む、但其俗戰を好む僻あり、言語古斯幾祭語を通用し、又羅甸語を解す者多し、○此國第九百九十九年（長保元年）より、千五百二十六年（大永六年）に至り、五百年間は自立の國王あり、其祖は斯爹賢第一世王とす、千五百二十六年、其後主羅德勿吉第二世王、都兒格の兵を防ぐ能はず、敗死す、此より前已に此國を、獨逸都家に屬す、故に加列兒第五世帝（獨逸都帝）の長子歇爾弟喃度第一世を以て、此國王に嗣しむ、其王妃は、故羅德勿吉（翁加里亞後主）の女なるを以てな

り、而後其後裔に此王位を傳ふ、千七百四十一年、(寛保元年、)加列兒第六世帝(獨逸都の帝、)の長女瑪利亞的列悉亞、此王位を嗣て智勇の譽あり、

○區分　此國を上下に分、各二悉而屈里(區別の名、)とし、五十二府を分隷す、布列斯蒲爾觚、羅甸に波卒扭譲は、杜亦望河北側に在、今此國の首都とす、勿能より十八里、城閣上に築き堅固とす、又府中にも王宮及大政廳あり、皮達は、杜亦望河に在、原此國の首府とす、初め千五百二十九年、(享保二年、)都兒格人欺て此府に入て、終に之に據、而後百五十七年間之を有し、千六百八十四年、(貞享元年、)契利斯甸之を圍むに、克こと能はず、千六百八十六年、復之を攻て之を奪ふ、此時都兒格の富戸、此府に賴て其財貨を藏む、故に獨逸都家の兵に掠奪する貨財多し、都兒格の上將、其圍を解こと能はず、府の燒るを見て憤に堪ず、自ら頭を壁に觸て死すと、翌年(貞享四年、)契利斯甸の此府を守る者に叛賊あり、復都兒格人に此府を奪はる、悉傑黜譲は、拔剌東湖と杜老河の間の一府城あり、千五百六十六年、(永祿九年、)都兒格人此府を圍む、城將瓦剌弗尼格剌私、斯利備其從兵と、都兒格の軍に衝入て戰死す、都兒格人城中伏兵ありと思ひ、軍を備て城に乘て、唯老婦幾許を遺す而已、都兒格の將、瓦剌弗の首を絨緞に裹み、其親族撒林の瓦剌弗に遺り、其體は厚禮を以て埋葬す、是敵人も勇烈を貴むを知れり、而後千六百八十六年、(元祿二年、)契利斯甸此を圍むこと二年、其兵僅に四千、城の出入口を塞て、急に攻ることなく、總兵を杜亦望河の要路に備へ、其援兵を防ぐを以て、都兒格人自ら屈し城を退棄すと、鐵默斯法爾は、瑪祿斯河と杜亦望河の間の地なり、澤中に堅城あり、千五百五十二年、(天文二十一年、)都兒格人之を奪ふ、千七百十六年、(享保元年、)普靈斯歐業扭斯之を攻て克つ、初め千五百五十二年、都兒格の此城に勝時、約に背て多く城中の契利斯甸を殺す、是を以て歐業扭斯の、今此に勝も舊怨を報じ、盡く都兒格の戌兵を殺すべしとす、然ども歐業斯扭反て其命を助くのみならず、其私財を車に載せて、城を退出せしむ、故に世に普靈斯の大度を稱す、斯設立郎の一山に洞あり、洞口高十八尋、廣八尋、洞中の地全く堅礎にして、南に入こと深く、其究を知らず、其深所高五十尋、廣二十六尋あり、洞中冬は煖、夏は非常の冷とす、春冰

融るに及ば、洞中に淸水を湧出し、壁に掛て氷り、奇形百狀を現す、秋に至り晝煖減じ、夜冷增さきは、其氷漸く消し、冬に至て洞中全く乾燥さなり、蝙蝠、鴟梟、狐兎の類、多く之に藏る、

此汾別爾件、一名答郞悉而法尼に、翁加里亞本地穫刺西亞、莫爾太未亞の間に在、長六十五里、廣五十里、地皆多山と雖も、穀と葡萄酒に缺なく、金、銀、鉛、鐵、水銀、礬鹽を出す、翁加里亞王に之を兼有す、一歟爾多夫國とす、西皮扭謨（[illegible]）を首府とす、政廳、學館あり、哥祿那ヨロンユ、も蕃庶の府とし、學館、書庫あり、波斯的扭謨は、一堅砦に鐵門關あり、穫刺西亞に境す、都兒格人、數之を侵すも取こと能はず、

斯刺勿泥亞は、杜老河と撒烏河間に在、廣十八里より二十七八里に過ずと雖も、長七十五里に至る、一王國とす、此國語は翁加里亞、博厄美亞、波羅尼亞、魯西亞語の母とし、此諸國の相互に略相通ず、此國は數都兒格人に爭奪せらるゝことあり、然ども今は獨逸都に屬し、鎭守を置て之を治む、土地諸穀葡萄を產し、諸山物を出す、國中處々に兵隊を立て隊將を置、越設屈謨は、斯刺勿泥亞中の大府にして、杜老河の杜亦犂河に入處に在、千五百二十一年、（大永元年、）都兒格索利滿帝、已に白爾瓦刺鐸を取て、此處に橋を構し、此より翁加里亞に入の便とす、其橋の長、獨逸都里一里、即ち八千五百六十五步、廣十七奥爾、（尺度の名、我曲尺二尺五寸許、）木を以て造ると、杜老河外に杜爾達砦あり、索利滿帝之を取、千六百六十四年、（寬文四年、）契利斯甸此橋を燒、然後復之を修し、千六百八十五年、（貞享二年、）契利斯甸再び其牢を燒、然ども砦は猶都兒格に之を有す、終に千六百八十七年、（貞享四年、）拔爾撒の戰後、都兒格人之を離れ、獨逸都の將に易く之を取、伯多利法刺雷謨は、都兒格に要衝とする城なり、千七百十六年、（享保元年、）普靈斯歐業扭斯、此にて都兒格の兵に大勝を得、

格祿亞祭は、撒烏河より亞度里亞祭海に至る間、長四十六里、廣十四里、亦王國とす、今此を獨逸都と、都兒格に分屬す、其獨逸都に屬するは、格祿亞祭本地にして、此に府司及督將を置て、之を統轄す、葛爾祿私答黜謨を其首府とす、其都兒格に屬するは、僅に一小分にして、芸那河側撲斯泥亞に境する處なり、

○名義　往昔歐邏巴と名く所は、今の公斯瑺低諾波爾（都兒格國都、）の地方を稱す、而後此名を以て總洲の稱とす、古詩に、歇尼西國王過傑農の女を、歐邏巴と名く、酉必的兒之を誘て、此洲に來る、故に洲の名とすと、是美女の名を以て、此洲の美秀超絶に喩ふ、

○方置　歐邏巴は全世界の北に在て、東に亞細亞、南に亞弗利加、西に亞墨利加あり、地球上の北部正帶に係、寒暑共に、堪べからざる過甚あらずとす、

○疆域　亞細亞と接する外は、皆海に瀕し以て限とす、亞細亞と分界、古說鄂布河及窩爾加河を分界とす、拂郞察人の說には、杜亦犁河の白海に入、屯河の黑海に入處を疆とす、近時伯多琭勃爾觚（魯西亞國都、）の學校に、考定せる魯西亞國圖には、窩爾加河の側、蒙的斯比伯爾勃利の邊、須辣河、默度物地沙河、及屯河の亞瑣肝海（一名黐拔揭海、又笠那海とす、小雖而鹹と悉爾葛齊の間の大湖、）に入處を以て、二洲の分界とす、

○延袤　鄂布河に氷海に入處より、波爾杜瓦爾の賓增多峯に至る、直徑一千七百里、蠟皮亞の北岬より、莫勒亞の瑪答班岬に至る、直徑一千零三十五里あり、故に四大洲中、此洲最小とす、然ども土人の勇智、他洲に勝て、能く他の三洲の國土を計畫し、民人を服從して、富强最盛なりとす、

○濱海　波爾杜瓦爾より始め、歐邏巴の周り十海あり、一曰西海、羅甸呼マレアトランチキユム、即ち波爾杜瓦爾海なり、二曰思可齊亞海、羅甸呼マレデツカレトニユム、三曰氷海、羅甸呼マレガラシアレ、諸爾勿入亞に瀕す、四曰北海、羅甸呼マレゼルマニキユム、諳厄利亞、弟那瑪爾加、熱爾瑪泥亞の間に在、五曰東海、羅甸呼マレバルチキユム、熱爾瑪泥亞、雪際亞の間に在、六曰白海、羅甸呼マレアルビユム、魯西亞の北に在、七曰北高海、羅甸呼マレカスピユム、魯西亞と百兒西亞の間に在、八曰黑海、羅甸呼ポンツスヱウキシニユス、亞細亞の界に在、九曰厄勒祭亞海、羅甸呼アルシペラキユス、亦亞細亞の界に在、十曰地中海、羅甸呼マレメジテルラネウム、亞細亞、歐邏巴、亞弗利加三洲の間に在、又五海峽あり、一曰姞貌剌爾答兒、歐邏巴と亞弗利加の間、二曰葛那爾、拂郞察と諳厄利亞の間、三曰宋度、弟那瑪爾加と雪際亞の間、四曰外瓦爾、魯西亞と新增白蠟の間、五曰嗟爾嗟涅連は、公斯瑺低諾波兒に在、

○人物　歐邏巴の人種は、諾亞の弟子三雅歇多より出、故に雅歇知夫と稱す、又葛謨の子葛那安より出る、歇儞西兒の種屬も、此一部分に滋蔓す、此種族を以て闔洲の地を拓き、今は一歩の地も其主あらざるなし、其億兆の人民、皆完好敏慧にして、學術を務め、他方の人に超絕するなり、

○法敎　公行する所は耶蘇敎にして、大抵三派に分る、曰羅瑪葛多儸吉敎、曰厄勒祭亞敎、曰普琭的斯瑺篤敎是なり、但、都兒格人の居地は、馬哈默敎を行ふ、又彼此に若鄧人あり、其法に從ふ、又稀に協乙鄧敎徒もありとす、

○言語　歐邏巴人の言語、其原三あり、曰羅甸語、伊斯把儞亞、拂郎察、意太里亞の語此より出づ、曰熱爾瑪泥亞語、（又獨逸都語と云）諳厄利亞、阿蘭陀、弟那瑪爾加、雪際亞の語此より出、曰蔴剌勿尼亞語、博厄美亞、翁加里亞、波羅尼亞、魯西亞の語此より出、

○區分　分て十八部とす、其方置に從ひ擧るに、中央に熱爾瑪泥亞、西に波爾杜瓦爾、伊斯把儞亞、拂郎察、諳厄利亞、思可齊亞、意而蘭太、阿蘭陀、南に赫爾勿萋亞、意太里亞、北に弟那瑪爾加、諾爾勿入亞、雪際亞、東に波羅尼亞、孛漏生、魯西亞、翁加里亞、都兒格是なり、世人歐邏巴十八國を婦人座像に倫へ、兒訓とし云、波爾杜瓦爾は帽、伊斯把儞亞は顔、拂郎察は頸、諳厄利亞、思可齊亞、意而蘭太は左臂、意太里亞は右臂、阿蘭陀は左乳、赫爾勿萋亞は右乳、熱爾瑪泥亞、孛漏生、波羅尼亞、翁加里亞は體、弟那瑪爾加、雪際亞、諾爾勿入亞は膝、魯西亞は脚上の衣、都兒格は其後部なりと、

波爾杜瓦爾

○名義　波爾杜瓦爾は、瓦列地名と波爾杜の城名とを以て稱す、羅甸呼魯西答尼亞とす、是古魯斯王の裔たるを以て名く、

○方置　熱爾瑪尼亞の西、歐邏巴の西邊に在、西南は大西洋に瀕す、商賈湊會に便なり、東北は伊斯把儞亞に疆し、上は瓦里西亞儸翁に接し、下は厄斯的歷瑪獨剌、俺太魯西亞に接す、南北百七十里、東西九十四里あり、

○風土　波爾杜瓦爾と伊斯把儞亞は、氣候相似たりと雖も、波爾杜瓦爾は海に瀕するを以て、伊斯把儞亞より氣候温也、土人耕墾を務むることを好まず、是故

穀を産する多からず、常に諳厄利亞より穀を糴て、其不足を補ひ、又亞弗利加より埋思（穀名）を買て食す、此に及んで葡萄酒、油、香、橙櫞の類、美果を産する多く、鹽を出す最も饒多にして、歐邏巴中鹽に乏しき處は、強半波爾杜瓦爾の鹽を以て給す、昔此國の馬は最も良とす、後伊斯把儞亞の制を受しとき、伊斯把儞亞人、模乙爾野設兒（騾驢交生名）を此に送て之を用しむ、然後伊斯把儞亞を離て、之を用るを禁ずるも、國人已に之に馴て、其禁を守る能はず、此に由て昔の模乙爾野設兒の寡に代て、今は馬に乏きに至る、伊斯把儞亞と此國境の大山に、金銀坑あり、又得若河に金砂を出す、然ども國人他洲より金銀を得、舶に滿て歸るを以て、自國少利を屑とす、其他鐵、錫、鉛及瑪剌多、非亞中多、雅斯必私、瑪爾墨兒（共に玉石の名、）等を出す地あり、

○大河　一曰得若、伊斯把儞亞國より、波爾杜瓦爾國の中央に遶り、里西波亞の上、二十八里許より船を行べし、二曰杜烏羅、亦伊斯把儞亞國より出で、波爾杜の邊の海に入、三曰寡弟亞那、亦伊斯把儞亞國より出で、此國の一部分をすぎて、亞雅蒙得の邊の海に入、此三河は伊斯把儞亞誌に詳にす、四曰茗稿、瓦里西亞の境に流て、葛茗華に至り海に入、五曰蒙的兒、此國より起り、得若と杜烏羅の間を經て海に入、

○區分　此國分て六道とす、一曰厄斯的歷瑪獨剌、得若河兩側、及其河口至るの地、二曰婢剌、得若杜烏羅兩河の間、（共に中央の部、）三曰印的藍尼亞、杜烏羅茗稿兩河の間、四曰答蘭斯蒙答那、伊斯把亞儞國境の大山に界す、（共に上部の地、）五曰答蘭斯答瓦那、得若河の一側、里西波亞に對する地、六曰遏爾瓦爾非亞、海に沿ふ地、小と雖も王國の號あり、（共に下部の地、）厄斯的歷瑪獨剌（此と同名の地、伊斯把儞亞に在、別つべし、）は、長さ七十二里、最廣三十二里に至る、土壤豐腴、最多く美果を産す、世人之を地上の把剌題斯（天堂と譯す、）と云ふ、葡萄酒、諸穀亦多く、阿利襪、无花果、拘櫞、橙、橘を産す、橘は百年前支那より一小樹を得て、此に植樹し、今處々橘林を成すに至る、諸果樹の花香蜂を集め、此に由て亦最蜜を多く收む、鹽は此地の産を最多とし、殆んど歐邏巴の大半に之を貿遷す、此部に六大府を建て治をなす、里西波亞、遏郎嘶兒、戾里亞、多麻兒、桑答稜、雪答拔兒是なり、各其部の城邑を分屬す、

里西波亞に、北緯三十八度四十五分、經度二十一度四十分半鐵島を以て測度さし算す、に在、此國王の都にして、得若河北濱に築く、長さ二里、都外に七山あり、海上より之を望ば、最も景勝なり、戶數三萬、口數二十五萬、海濱に要害を設け、中央一山上に、聖熱爾葉城在、街衢は漖隘險阻を以て、都人車にのらず、專ら轎を用ふ、又夜街上に灯を點せざる、把理斯の如し、故に人夜行を危とす、街脊西河と名くに、商賈鋪屋整列繁華なり、里婥剌に應新斯直法教官を智するの處、該獨密尼加能僧侶の稱の大寺、及大旅館あり、國王在に王族の宮殿に處、可爾波賛多と名る大殿實庫内に、王爾涅斯第五世王乘馬の像を立、又船舶の作場あり、聖俺多扭斯古哲の名は、里西波亞の產なるを以て、都人之を崇奉し、其舊居に殿を建て鎭護とす、又把多律亞爾古教官の最貴者、亞爾都婥斯革普人教官の貴位の殿、特宏壯美觀とす、拂郎察人の此に居る者、別に寺を置て、講學の會館處々あり、又千七百五十九年寶曆九年、新たに城中に大學を建て、修正の學を攻習し、都下大衢に學社四區を設く、凡會を立、社を結ぶ盛なる、天下里西波亞を以て最とす、此都の澳は、全世界中最好にして、深六十尋、周り十里、高山を環し、風濤に難あることなし、千七百五十四年寶曆四年、新に病院區を築く、其大なる三千人を置べし、一歳の費は七萬格弄貨名に値ると、千七百五十五年第十一月一日、寶曆五年九月、大地震し、都下大厦高殿多く崩壞し、人を損する二萬、此名都の荒廢をなす、爾後覆修完すと雖も、未だ往時の盛なるに如ずと云、又瑪弗剌邑名里西波亞を去五六里、に、聖俺多扭斯殿あり、僧侶三百五十人を置、此寺の構造は、千七百十七年享保二年、より始め、千七百三十年享保五年、に至り、十三年間、每歳一萬四千口の工を用ひ、七日每に工直三萬戾吉斯太爾德兒貨名を費し、總て二十五億太爾德兒を以て成ると、其殿方石を以て疊砌し、内は五彩瑪爾墨兒石を集め砌し、花葉を彫鏤し、黑瑪爾墨、石柱高さ六十四臂、闊み十四矩ある者六基を用ひ、六十八座の神像を立、又兩塔壯麗比なし、一は意太里亞にて造る、珍奇の時矩を疊、一は奇巧の鐘、百十四音を發するを懸、又意太里亞の古畫圖地理、斯の古書籍希世重貴の品を集藏し、又奇獸の圖畫に、一里三分一なるあり、婥剌は長さ六十五里、廣さ五十六里あり、千七百三十五年享保十年、以後、此ら儲王の封とす、此部は山川多く、遏爾格拔山は、可應貌辣より波爾杜

に連る、地に穀を生ぜす、葡萄、栗多く美とす、六大府に分治す、可應貌辣、亞協乙珠、辣默我、非叟、寡爾達、喀斯的爾貌蘭格なり、

可應貌辣艾氏哥應拔に作る、は、北緯四十度十四分に在、大且整完の府とす、往昔都に爲す、古羅瑪人の造る木道あり、千二百九十年正應三年、に建る學校、天下に名譽あり、

葛地馬哥應拔の西、に一奇泉あり、其水湧沸し珠をなし、深さ僅に一尺許、此に物を投るに、自ら底に吸引す、

歟爾密扭斯山は、寡爾達の北西、伊斯把備亞國に境す、山高く二時行にして頂に到る、常に河水の鳴響を聞く、此に由て山腹の空洞なるを察す、山上湖あり、時に船材の破碎するを浮出す、又海に風濤暴起すれば、湖水も亦波濤を起すに由て、此口海と交易通ずるを察す、山上牧場あり、河谷雪を塡て、夏時水の鑿て、四十時許を經て、里西波亞に致す、

印的藍尼亞は、長さ三十二里、廣さ廿一里あり、此に自生の葡萄を產す、牧野多く、獸畜滋育し、其肉を美とす、此地古は、婦人歲五十を過て猶產育し、男子老て強健にして良兵と爲す、四大府に分治す、波爾杜、薬馬蘭、利瑪、非亞那是なり、

波爾杜は、海を去二里、杜烏羅河傍一山麓に在府なり、港に商舶輻湊し、富厚繁華、里西波亞に次ぐ、政廳、武庫、軍艦を置、此は葡萄酒最好の名あり、熱爾瑪尼亞人酒を飲て、美なるは賛して波爾杜と稱す、又貌剌瓦は、北緯四十一度三十三分に在、都城の大全國中の最とす、昔鄂底亞王の都する所たり、外郭塘塹を環す、今戶數四千許あり、

答蘭斯蒙答那は、里西波亞の山背の地にして、長五十六里、廣さ三十七里あり、土壤稍瘠て、穀よりは葡萄酒及油多く出す、四大府に分治す、非爾剌勒、過兒蒙可爾、福密蘭太、賓歟兒是なり、

答蘭斯答瓦那一名亞榜得若、は、里西波亞と得若河を隔て相對す地にて、長さ六十七里、廣さ此に齊し、多く穀を生じ、波爾杜瓦爾の倉廩とす、又葡萄諸果畜牧も乏からず、最好悉く產し、瑪爾墨兒、雅斯必私を出す、五大府に分治す、耶訶剌、尼斯篤列模私、波爾答列傑勒、邪爾花斯、白雅是なり、

耶訶剌は、里西波亞に次ぐ舊府にして、山を環す一平坦の地に在、口數一萬二千許、府外に新築の塘堡あり、

過爾瓦爾非亞に、長さ五十里、廣さ十四里あり、葡萄、无花果最多、海に魚多し、好温泉清泉あり、二大府に分治す、蠟俄斯、答非剌是なり、

○洲外所轄　波爾杜瓦爾人は、航海に術を開きし最初たるを以て、千六百年間慶長後年間に於て、國勢殊に盛にして、亞細亞、亞弗利加、亞墨利加に所轄の國地甚だ多し、然ども千七百年間元祿後年間に及て、其得る所を多く失ふと雖ども、東西印度の貿遷は、今猶此國人の主管する所尤も大なりとす、其著しき處は、亞弗利加に於ては、馬邏可濱に馬瓦山、泥父利西亞濱に加哥都爲匿亞濱に瑪剌寡的、及吉撒盧兒の聚落工鄂の內に、聖撒爾花鐸兒、暗拔斯、哥里斯加島、羅安跶の內に、噶叭茅羅字思甕沙爾、福安臥剌の部に、琭淹太、聖實蹉、榜牛剌、噶叭布剌の部に、祖法蠟馬拿、莫太巴の部に、金坑許多、替西祖拔爾濱に模替皮、刻規爾、路沙、文綠孛島、瑪德剌島、聖多默島、歇爾茅喃度把鄂島、聖瑪實島、鐸布林悉百島、啶涅盆島、遏斯仕春島、波爾杜昔多島、瑪斯加連諸島の替西拔爾等、亞細亞に於ては、亞辣比亞の木加、百兒西亞國中、處々の交易場、莫臥兒國に丟達慢、純珜拔沙昔、答剌波兒、瑪諾爾加、遏設林は保屯あり、臥亞高兒、媽港の半ば皆之に據る、亞墨利加に於ては、伯西兒の處々に、金壙、寶石、砂糖、蘇木を取、亞瑪鑽河邊の部、委亞那の一分、巴辣歪の一分、聖瓦貌里爾島、聖撒葛剌孟多、亞墳列諸島、皆據所とす、

○土人　國人專ら貿遷販商を事とし務むる故に、其行善不善あり、衣は黑色を用ひ、外套を被り、內に刀劍を佩ぶ、國王の儀從は、拂郞察王に同じ、總て耕犁を好まず、殊に航海術を勵む、故に亞弗利加州を廻て、東印度に達する海路を開くは、此國を始めとす、往古孛尼西、西利亞の一國、葛爾太瓦、巴爾巴里亞の一國、及厄勒祭亞人等の船航術を發明し、其技に習へる者にも超たりと云べし、亦學を建、會を設る、政一旦頹廢するも、今復修興し、學術を改正發揮する最多く、千七百二十年、享保五年、王爾涅斯第五世王、里西波亞に新學校を起し、千七百五十九年、寶曆九年、若泄布王、亦諸府に學館を增築き、師長とする所、若國に其人を缺くときは、廣く他

邦に名士を招き致す、故に今此國の生徒は、其學術皆其舊弊を洗脱す、此國の言語羅甸語に原き、伊斯把儞亞語と大同小異なり、武備は治平久しきを以て、甚だ弛解すとみゆ、是故に伊斯把儞亞國嗣の爭に逢て、多くは諳厄利亞人、阿蘭陀人の助に依る、千七百六十二年(寶暦十二年)、伊斯把儞亞、拂郎察二國の兵に襲はるときも、諳厄利亞の援兵あらずば、殆ど此國を失はんとす、人民蕃庶なるは尤盛んにして、若他州の國土に移植する事なくば、自國の食養にては、普く其口數に給し難かるべし、男子妬にして、婦を制して家より出さず、此が爲に其俗貞正なり、

○政治　國王は自立世傳の王とし、貴族の臣より之を冊立す、王宮の需用は、政官の定むる所ありて、肆に之を取を得ず、若王嗣絶ときは、貴族より撰て之を立、政治の官は、法家、貴族、政治の三派に出、王位は嫡子を嗣とし、男なきは女を立、但王嗣を承る女は、他國に嫁せず、王宮の需用は諸抽税に出、尤豐貲とす、宮中諸司の俸も、皆此中より給するなり、里西波亞中に數處の政廳を置て、以て庶務を治む、市政、軍政、刑司、斷訟、計司等、各廳治あり、兵備は千七百十三年(正徳三年)、新規を立、平時も歩一萬、騎三千を備ふ、又千七百五十四年(寶暦四年)、今の王歩一萬五千、騎三千五百に増加す、聖唵多扭斯を王都の防禦神に崇祀し、祭日に王自ら祀堂に詣る、毎歳賜予する所、三十萬列乙斯(貨名)と云、又軍艦二十艘、常に船夫を調練す、此國人の貿交の大なる、金銀の富饒、當に瓦石の如くなるべし、然ども奢侈を好み、勤に怠るを以て、其得る所は、復他邦に分散するを免れず、

○法教　國中に行ふ法は、羅瑪萬多儺吉にして、僕斯革普十員、里亞波亞の把多律亞爾古、貌刺瓦、及厄詞刺の亞爾都僕革普に之を統裁す、羅瑪寶斯(教王の稱)の威國中に專ら行はる、國中の教徒の官職、國王之を命ずと雖ども、寶斯の命を得て之を定む、羅瑪の使、國中に來り令するに、國王の命を俟ず、然ども今の國王は能く之を統御し、耶蘇會士の權を削り、千七百五十八年(寶暦八年)の亂に懲て、多く其徒を意太里亞に逐斥す、凡波爾杜瓦爾中の教主僧侶の衆、闔國財賦三分の二を糜するに足る、是誠に誹議すべき所なり、又三種の聖會あり、其供億亦甚だ大なり、一を亞非斯會とす、部下甲首四十九員あり、二は聖雅谷貌會とす、部下甲首百

五十員、邑落四十七處を領す、三を契律斯會とす、國王會主とし、貴族皆是に屬す、部下甲首四百五十四員國の郡邑、印度地方の租税十分一を以其俸億とす、

○交易　此國の貿易は、尤も大にして、他洲に通ず、故に其利も甚だ厚しとす、伯西兒は今猶此國の寶庫とし、此よりとる處の黄金一品も、歳に千一億戻吉斯太爾德兒に値る、其他砂糖、烟草、蘇木、金剛石、珠玉等、亦重貨なり、商舶専ら東印度、爲匿亞、伯西兒に到り、匹還巴の諸海濱を尋るを要とせず、蓋此國人其土の所産を養植し、職業を勤て奢侈を事とするなくば、其豐富固より計るべからず、然ども彼が貿遷し得の贏利厚きも、奢侈と常産を惰るを以て、他に俟つ處の品物亦多く、此が爲に其貨財再び他邦に分散するなり、

○通用する貨に、列乙斯、古魯乙撒德あり、列乙斯一千を獨乙都の戻吉斯太一に値、列乙斯五百を古魯乙撒德一とす、

○沿革　伊斯把儞亞、波爾杜瓦爾の古羅瑪、鄂底亞、亞弗利加人の治亂に於ける、其禍福を迭にせり、千零九十三年、（寛治十年）袍爾臥尼亞國公派鐸律吉創て此國を定め、波爾杜瓦爾の瓦剌弗と稱す、此主儺翁の亞爾豐肅斯第六世主の女得勒西亞を娶り、子を生む、卽波爾杜瓦爾亞爾豐肅斯第一世王なり、千三百八十六年、（至德五年）國王適嗣なきに當て、伊斯把儞亞人之を併取らんと欲す、然ども王子玉函涅斯、當に其統を繼べきにあり、伊斯把儞亞人と亞魯拔琭答（地名）に戰ひ、遂に王位を嗣なり、一千五百年代、（文龜後年間）東印度及伯西兒に通航し、國勢尤も富盛なり、故に今に至て、國人此王の世を黄金世とす、千五百八十年、（天正八年）國王卒し嗣を絶つ、是に於て伊斯把儞亞非利布斯第二世王、此國を攙署し、此より六十年間、伊斯把儞亞王に併制す、千六百四十年（寛永十七年）に至り、貌剌昂沙歇爾多夫王玉函涅斯（舊王族なり）王位を復し、伊斯把儞亞の制に離る、卽今の王統是なり、千七百五十八年第九月、（寶暦八年八月）瑪斯加列那（亞匪珠の歇爾多夫）の族、及若泄布第一世王を弑す、然ども第十二月、國人賊を討し之を俘にし、盡く之を戮す、此亂に耶蘇會士の賊に與る者多きを以て、國中を捜て之を逐斥すと、

○爵位　此國の爵位は、伊斯把儞亞國に同じ、總て歇爾多夫四員、瑪爾祈沙篤に十一員、瓦剌弗五十四員、里斯波亞の把多利亞爾、古爾棐爾、都偉斯草普、及諸

障革普は、教徒の爵位あるものなり、

伊斯把儞亞

○名義　孚尼西人（初て航海術を發明する國）始て此地に着岸せしとき、茲に兎多く居を見、其方言兎を斯把那と云ふ、故に斯把爾國と名くと、或説には、耶蘇降世の前、此國に伊斯把儞亞と名く王あり、故に國に名くと、又此國の古名歇斯百利亞と云、太白を歇斯百略私と稱す、此星は南西に入を以て、此國の在處として之に名くと、或は伊白利亞と名く、伊白略河に因て稱す、

○廣袤　東西長さ、南北廣さ、共に二百八十里より三百里に至、（拂郎察諸地志に、拂郎察里二百里より二百五十里）舊誌に云、此國の形一犢皮を張に似たりと、

○境域　北南は海に瀕し、西東は他國と接す、卽ち北は西海に臨む、北海は拂郎察、諳厄利亞、和蘭等と通す、南に地中海に瀕し、地中海と西海と峽に由て相通す、此を伊白利亞海と呼ぶ、此國の舊名を用ゆ、北海峽は歐邏巴と亞弗利加の間にして、長さ十二里、廣さ九里、此より舶を東方に遣す道とす、厄貌刺爾答兒海峽と名く、其山砦厄貌刺爾答兒あるに因てなり、又葛茅吉斯海峽と云ふ、葛茅吉斯島に因てなり、或は歇爾古列斯海峽と云、昔葛茅吉斯島に、歇爾古列斯の廟あるによる、加列兒第五世帝、此歐邏巴、亞弗利加の兩岸に、厄貌刺爾答兒と叟答との兩堡をたてゝ、以て歇爾古列斯の兩柱に譬ふと、今此海峽は、伊斯把儞亞人に主管する能はす、諳厄利亞人其上方に軍艦を置て、他邦の舶の此峽を出入するを制す、此地中海濱は、動すれば亞弗利加濱より出る賊船に侵掠せらるゝを以て、伊斯把儞亞人常に之を警備するを要とす、西は波爾杜瓦爾國に隣し、各境を守る堡砦あり、東は拂郎察國に接し、比勒搦山を阻つ、耶蘇降世前千年許に、天下に十六年の旱あり、此山竟に因て焚、金銀を熔流す、厄勒祭亞語に火を比勒と云ふ、故に山に名くと、高峻雲表に出、長さ百十一里に亙り、廣きは三十七里、狹きも十一里に跨る、山中路甚だ險隘にして、僅に一蹊を通る所あり、拂郎察國とは、悉勒吉斯岬を以て界とす、

○風土　氣候暖熱にして、暑日は土人、晝伏し夜出て操作す、雨寡く終月片雲をみざること多し、高山は四時雪に掩ふも、平地は冬と雖も甚寒ならず、室內火を置を要せず、國中に通行するに險阻多く、土人馬の山

道を行に不便とし、多く模乙爾野設兒を用ゆ、土壌穀を生せざる所多く、亦沃壌ありと雖ども、耕墾を勤めず、故に國中穀食に豐饒ならず、是を以て穀を載て境に入者は抽税を免る、蒸餅の價常に貴し、内地は魚に乏し、畜牧も亦多からず、酪少く、食料多く油を以て製す、暑時縛爾私篤（獸腸に肉を塡充す）を販ぐ、直分寸を以てす、諸果、林檎、梨、栗、胡桃、阿刺襪、無花果、柘榴、枸櫞等の數は饒多なり、葡萄酒は良好とす、然も土人酒に酔を嚴戒して、之を飲む甚寡し、又鹽、砂糖を出し、泊夫藍を産し、山に諸寶石、瑪爾謨兒、璆琥、熖硝の類多く、未斯葛亞に鐵坑、比勒揚山に金銀坑あり、然ども此國は、亞墨利加より金銀を多く得て、以て自國の山礦を事とせず、林に野獸多く、唯熊なし、鼠ある年に雉之を食ば、人雉を食せず、羊は最好種にして肉味美、毛殊に細軟、土人職工を務めずと雖ども、他邦に販て厚價に値る、馬も亦最良とす、特に俺太魯西亞の産は駿足と稱し、亞斯都利亞の産は、强健に名あり、模乙爾野設兒は加西蠟産を良とす、俺太魯西亞に一種野牛あり、鬪牛に用ゆ、未斯葛亞に美小の豚を生じ、婦女此を膝上に愛翫する者なり、

○大河　一曰得若、新加西蠟の葛剌鞏の山を源とす、往昔此河沙中に金塊を得、故に伊斯把儞亞國中諸河の王とすと、二曰杜烏羅、舊加西蠟部内、那勿蠟の伊需別太山を源とす、此河に岩礁多く、船を行べからず、三曰寡弟亞納、亦新加西蠟に出、世人云、此河は源を去遠からず、再び地中に伏流、二十里許にして復出、羅甸呼亞那斯とす、亞那斯は鴨なり、此河の地下に伏する、鴨の水中に入が如し、以て名とすと、此に由て又云、伊斯把儞亞に一大橋、其上に萬羊を牧すべきありと、然ども遊歷せし者云、此河巉崖間を流て、人之を見得ざる處あり、高に登り臨むに、河の伏流凡二里と、四曰寡達爾祈非而、俺太魯西亞より出て東流す、船行すべし、羅甸呼拔得斯とす、五曰厄蒲磔、舊加西蠟と、亞斯都利亞の間に出、亦船行すべし、此水を飲て皮膚を美白にすと云、汲で彼此に輸す、羅甸呼伊白利亞とす、此國の名に假る、此五河伊白利亞は名高く、得若は貴重、杜烏羅は疾流、拔得斯は利益あり、獨亞那斯は稱すべきなく、恥て頭を掩ふ者と云、此餘小川百五十、橋梁七百餘ありと、

○區分　古羅瑪の時、此を別て三部とす、一曰伊斯把

備亞拔得加、今厄斯的歷瑪杜剌、方達利祭亞、及瓦辣那達なり、三曰伊斯把備亞答蠟哥能西斯、是其餘の地方にして、加太籠亞、答蠟甕亞を其府城とす、第五百年代、（武烈已後）西鄂底亞人此地を有し、凡三百年を經たり、其間の事蹟は詳にし難し、第八百年代、（延暦末已後）亞弗利加人之を奪ふ、而後漸く歐邏巴人に復歸し、別て五國となり、各之を主る、曰那勿蠟、比勒掯山邊上下兩部とす、曰加西蠟、儷翁、亞斯都利亞、瓦利西亞、厄斯的歷瑪杜剌、俺太魯西亞を併屬す、曰葛剌甕、末斯葛亞、加太籠亞、花冷祭亞、莫爾西亞、拔列亞利島を併屬す、曰波爾杜瓦爾、此に過爾瓦爾非亞を併屬す、曰瓦辣那達、此は千四百九十二年（明應二年）までは、亞弗利加人の據所たり、葛多爾吉歇爾弟喃鐸王に至て、始て此國を統治し、之を區別して、一曰新加西蠟、得若河邊之地、二曰舊加西蠟、杜烏羅河邊之地、（中央に在）三曰儷翁、亦杜烏羅河邊の地、四曰瓦斯的歷瑪杜剌、得若と亞那斯南河に沿て、波爾杜瓦爾國に境す、五曰俺太魯西亞、拔得斯河邊の地、（西にあり）六曰瓦辣那達、地中海に臨む、七曰莫爾西亞、八曰花冷祭亞、地中海に沿ふ、（南にあり）九曰瓦利祭亞、十曰亞斯都利亞、十一曰末斯葛亞、（北にあり）十二曰那勿蠟、拂郎察國に境す、十三曰葛剌甕、比勒掯山下の地、十四曰加太籠亞、（東にあり）此に地中海中拔列亞里諸島馬約爾加、密納爾加、野非加、福兒孟多蠟を附す、

新加西蠟、（舊加西蠟に對して新と云）舊名多勒多、方百十二里餘、百年來國王の都とす、故に伊斯把備亞の心臟と云、此を三府に管す、此に著しきは、

麻度律多、北緯四十度二十六分、經度は把理斯の西二十四分二十三秒に在、伊斯把備亞加列兒第一世王のとき、此を王都とす、地平坦にして、環すに高山を以てし、水土清爽、宏大繁昌なり、街衢四百、廣直にして處々湧泉あり、戸數一萬二千、盡く磚を以て疊砌す、四塔臺百餘、人口凡二十萬、其內拂郎察人の來住する四萬に及ぶ、初め都人家に廁を造らず、夜に乘じ糞穢を路上に棄つ、故に街上甚汚穢なりし、加列兒第三世王のとき、新に法を立て、務て街衢を清淨ならしむ、王城の一隅高岡に在、諸臣は此に第宅を設す、若留止すべき事あれば、街上諸家の室を貸し、居らしむ

るを法とす、府の中央に布剌加瑪約爾と名く街は、繁華壯麗にして、百三十家一樣五層樓を構へ、樓下に廻廊を設く、凡く牛戯は此街、並に在、 壯麗の殿宇多く、亞多萬の堂を魁とす、府外に在伊斯揥彌甸は、國家の廟堂なり、 西廓に曼瑣那刕の小川、 僅に犬飛越べきあり、然るに非利布斯第二世王と、非利布斯第五世の王のとき、此に華麗無比の橋を造る、故に他邦の人、此が爲に語て云、伊斯把儞亞人一橋を買ば、必ず金水を得んと、政廳并に大學あり、伊斯把儞亞語、理學、醫學、圖書術を攻習す、 土人此土を地上の天堂と云、其考妣を葬するに、又汝を麻度律多に任せしむと云、都外景勝の地多く、國王行樂の處とす、又蘇格里亞勒に、 非利布斯第二世王の築く 聖老朋黍私の殿は、天下名譽の壯麗大廈にして、其構造二十二年を經、六億厓吉斯太爾儘兒を費す、 堂の長二百八十丈、四層樓を構へ、大柱八百基、 窓數一萬一千、戸數一萬四千、 宮殿、寺院、學舍、書庫、花園、戯圃、備具せざるなし、又地を鑿き一大廟を造り、美石を砌し階とし下る、階廣さ六丈長七丈八尺、深さ五十八階あり、此に王柩を藏む所とす、常に僧侶二百人を以て看守し、四萬就加東名貨を其

俸に値、千六百七十一年、(延寶二年、)僧侶火を失し、堂宇盡く焚、六日間火熄ずと、 然れども後數年を歴て、再び興修し故に復す、此殿の門内は、王妃の外は婦女を禁して入ずと、又過蘭舎思に王の別殿あり、此地得若河に沿、尤佳勝にして、園林泉水秀麗超絶とす、世人謂、伊斯把儞亞に二奇觀あり、 蘇格里亞勒は人巧の奇觀とし、過蘭舎思は天工の奇觀とすと、拂郎察人此を目して奪魂宮と云、多勒多は舊都にして、麻度律多の南十五里に在、亞爾都俾斯華普あり、歳俸二十五萬就加東を得、十七城邑を屬す、此國中教官の最貴とす、

舊加西蠟は、長さ百三十一里、廣さ九十四里在、 多く絨毛を出す、其男子は勇にして良兵とし、婦女は健にして能勤む、伊斯把儞亞語は此地を正音とす、八府に管す、法律瑣列都讃(一名法蠟度里鎔)は、杜烏羅河邊の大府にして、良家一萬一千戸、寺院二百區あり、 家屋四層樓を構し、中央に市場、周り七百歩あるあり、王宮あり、加列兒第五世帝のときまで王居とす、 府郭に塁塘高塀を環らす、學校あり、 千七百五十二年、(寶曆二年、)此にて究理書、地誌を校修せし名學あり、又塞歐未亞は、 山上に在府にして、凡七千戸、盡く良家にして、 府中に再

なし、專ら絨毛を販ぎ、紙を造り、貨錢を造る坐あり、古答剌楊帝の造る所の水道、遠山より之を架す、長さ三千步、曲屈百七十七、構築尤も奇とす、

儸翁は、南北長九十四里、東西廣五十六里、土壤肥沃、氣候平和なり、牧塲に宜し、杜烏羅河貫流し、北南兩部に分て之を管す、北部は亞斯都利亞に接し、南部は厄斯的歷瑪杜斯に接す、撒辣曼加は、多爾默河に傍ひ、半は岡上に倚、半は平原に俯す、舊府にして戶數五千餘、大學校あり、千二百四十年、（仁治元年、）巴楞西亞より移す所にして、伊斯把儞亞中の大學館とす、故に德藝の母と稱す、生徒六千に滿、學師二十員を常式とするも、或は八十員に至る、大書庫あり、其書冊鎖を以て相連續す、此氣候良和にして、國中貴族多く之に遊ぶ、

厄斯的歷瑪杜剌（波爾杜瓦爾に同名の地あり、）は、長さ七十五里、廣さ五十六里在、地誌之を新加西蠟と儸翁に分屬す、然ども此は別て一部とすべし、土壤豐腴、人民蕃庶なり、得若と亞斯兩河流る、三部に分つ、上は儸翁に接し、中は兩河の間、下は俺太魯西亞に接す、一牧塲、每歲牛五百頭を出すあり、

俺太魯西亞、原名杭太里祭亞は、長百十二里、廣五十六里あり、加西蠟と大山を阻つ、伊斯把儞亞國中の最豐腴の地にして、氣候中和、人烟稠密、阿利襪樹多く、酒尤も富饒、水銀、辰砂、安質世扭模、（藥石の名、）磁石を出す、鬭牛に用る一種野牛を產す、其海濱は交易の便を得、西未爾列、（爻氏西未亞とす、）羅甸呼伊斯把利私は、俺太魯西亞の都とするのみならず、伊斯把儞亞中最富强の府とす、寡達爾祈非而河側平原に在、廱度律多より大なり、城中凡二萬四千戶、城外凡三千家、外郭規圓にして、高塔堅塘を列す、水道遠く六里外より水を架し、城中に注ぐ、此に隸屬する群邑二百餘、此一より王府に納る歲額、二百億就加東ありと、一大殿長さ百六十步、廣さ百步、塔の高さ三百三十七階あり、陛爾弟喃鐸王の塋を此に置、高名の閣龍皮斯（亞墨利加を創見せし人、）も、千五百零六年（永正三年、）此處に卒す、亞爾都俾斯革普あり、十萬就加東を俸入とし、下に院司四十員、一員三千就加東を收めざる者なし、此府往時は、東西印度の品物を交割する塲とす、今は葛茅吉斯に船を入、後其物を此に輸送す、金銀は唯此府と、塞臥未亞に限て之を鑄鍛す、故に此にも鍛工六百員に至る、都下卑賤は多く放

儒なりと雖ども、士流良家は禮儀を厚く、婦女貞正にして、よく其夫を閑防す、千五百零四年（永正元年）より一學館を置、厚く學師に給し、生徒を誘導す、古諺に西朱利亞をみざる者は、物の驚歎すべきを知ずと、此府の美盛を稱するなり、葛茅吉斯は一島の名にして、亦府の名とす、長さ六里、廣さ三里、其府は方形にして善完修し、南は高巖を險とし、東は海礁を阻とし入べからず、陸に堅堡に坐を備ふ、富豪多く住し、奴隷を亞弗利加より買て之を使役し、亞墨利加に貿遷し、贏利鉅貲なり、此の澳大にして、亞墨利加に往還する大舶、常に此廛に出入し、他邦の商賈輻湊し、此に商館をおく、其殷富尤盛にして、薪糧此が爲に貴し、且千七百十七年（享保二年）より、東西印度の方物を交易し、會計する官司、西朱利亞より廳を此に移すを以て、益繁盛にして、市廓の尺地値金より重し、此島には穀を産せず、然ども魚鹽葡萄酒に乏しからず、厄鋭剌爾答兒は、海峡巖上の城にして、巨礮を陳列し、海舶を守る、千七百零四年（寶永元年）、諳厄利亞、阿蘭陀二國の軍艦數隻を以て、一齊に一萬五千の砲を發し、此城を襲取り、終に諳厄利亞人の有とす、伊斯把儞亞人此扼要所を、他人に制せらるゝを患ひ、千七百二十七年（享保十二年）兵を擧て之を圍むと雖ども、諳厄利亞人は總て此海上を統制するの力ありて、常に精兵を加へ、軍備を增に便宜なれば、終に之に勝こと能はず、此に由て今此海峡は、全く諳厄利亞人の手に制す、此海峡地中海より西海に入、兩岸總て六岬あり、即ち歐邏巴岸には、厄鋭剌爾答兒を右、答律花を中、答剌法爾瓦兒を左とし、亞弗利加岸には叟答を右、瑪羅拔剌を中、斯把爾答を左とす、

瓦辣那逹は、長九十四里、廣五十六里、地中海に瀕し、豐腴蕃庶の地なり、諸穀、葡萄酒、絹帛、無花果、柘榴、麻苧、蜜蠟、鹽を産す、干葡萄二種、一は枝に着て日に干す者、二は葡萄條を燒灰し灰汁とし、葡萄を浸し之を干す者、土人整正にして能く勤むの譽あり、其府も瓦辣那逹と云、羅甸呼伊白利斯とす、府周り三里、半は高阜に倚、半は平坦に敷、外墻を圍み、二十門を開き、一千塔臺を列し、内に湧泉二千あり、口數二十萬許、府を分て四區とす、一は貴族の居處とし、此に大殿、書庫、賈店、闘牛戲場あり、二は子城とし、三は黒人（亞弗利加人を云、）の耶蘇教に入者の居處とす、敎師悉默湼斯

黒人の殘黨數千を教喩し、正教に歸せしむる擧あり、然ども彼一日、亞辣比亞書（黒人奉する所の書なり）五千卷を焚棄すと、此中必ず醫業術藝の書あり、一旦に灰燼と爲す、實に惜むべし、四は工匠、絹帛器械を造る處とす、此より桑樹の抽税、歳五萬太爾徳兒（貨名）を收むと、桑蠶の富饒を知るべし、黒人の言に、馬哈默教に所謂天堂は正に瓦辣那達府上に當ると、其物の豐富を稱するなり、此部の海濱、處々埃臺哨堡多く、以て海賊に備ふ、

莫爾西亞は、方三十七里に過ず、然ども土地肥沃にして、美果多産し、里突（草名）の苔に作るを生じ、絹帛の租は百萬太爾徳兒に至る、砂糖多く油は味美し、金剛石、鹿比能亞畢窒斯甸（玉石の名）、礬石を出し、海に瑪結儷兒（魚名）を捕る、又鹽、蓬鹽多く出、

花冷西亞は、地中海に沿、長九十四里、廣三十七里、此に大城七、中城六十四、邑落一千あり、土壤肥腴、河川潤澤し、世人地上の極樂界と云ふ、葡萄酒、砂糖、鹽、蜜を多く產す、府城海を去三里、城中口數一萬二千許、郭外家屋亦此に下らす、府外四面土壤肥沃にして、菓果に富、凡府を去九里許の周圍は、園囿連綿とす、半里每に街市若は堡砦あり、都人此に逍遙する、常に夏時の如し、香橙、枸櫞を道傍列樹とし、特に桑林多く、上好の絹帛を織、扁桃樹も亦多く此に生ず、都人正整、婦女美潔、温柔他處に超、但男性甚妬す、學館あり、殊に醫術を精詳にす、亞里甘跕に澳あり、他邦商賈輻湊す、赤葡萄酒に名あり、此地に迷迭香を生じ、莖人の長の至るあり、

瓦利祭亞は、長さ七十五里餘、廣さ五十六里餘、其海濱は百三十里に至る、府城六十四、港澳四十八あり、地山多く雨多く、内地は寒温、海邊は氣候平なり、諸果豐饒、山林舶材多く、金銀錫鉛坑あり、然ども土人懶惰にして之を業とせず、唯畜牧を富とす、土人貧を以て賤しまると雖ども、良卒に選むべし、聖雅臥は此部を都城とす、古教師雅谷貌は、耶律撒稜に死すと雖ども、弟子其屍を船にのせ此濱に至、故に此地に埋み、此國の教父とし崇奉し、其廟に行旅贍禮す、此府名之に原くと、

亞斯都利亞は海に沿、長さ五十一里、廣さ廿八里あり、山嶽多く諸礦品を出し、青赤の顏料あり、良馬を

產し駿逸比なし、土人鄂底亞人の裔にして、伊斯把儞亞中の良性とす、昔亞弗利加人の侵奪せしとき、唯此部は要害に守て賊に陷らず、故に之を貴て、此國の太子を封ずる地とす、

未斯葛亞は、長七十五里、廣三十七里、此海を未斯葛亞海と稱す、良材の舶に造る者を多く產し、鉛鐵坑あり、土人良卒とし、海陸共に用に堪、又良賈多し、租稅寬なる故に、土人生產に裕なり、舞踏を好み、大歡とす、此部に一種方言あり、婦兒と語ば、他邦の人知ること能はず、然ども他人に交り、若は書を作るには、伊斯把儞亞及び拂郎察語を以てす、未而拔惡は、繁華の府にして、拂郎察、諳厄利亞、阿蘭陀商賈多く輻湊し、葡萄酒、油、絨毛、鐵等を買ふ、蓋此地は氣候平和、交易便宜、以て他邦賈客之に居甚だ多し、曼度剌完府は、刀劍武器の鍛工多く、軍神庫の名あり、又林檎酒を多く製す、焚多惡拔斯秩安も、此部の要會とす、陸に美果を產し、海に佳魚を出し、特に良性鐵あり、歐羅巴中の希品とす、亦鍛冶多く、火神の爐を置處と稱す、又此に亞墨利加より、葛々阿（樹子の名）を買、叔箇蠻度（紡料に調入する毛）を製す、

那勿蠟は、上下兩部あり、下那勿蠟は拂郎察國に屬す、上部は伊斯把儞亞に屬す、其地比勒搦山と厄貌鹿河の間、長さ三十七里、廣さ十二里あり、諸穀、諸果、葡萄酒に富饒なり、然ども大富家なく、王府の收る所も多からず、蓋欲爾弟喃鐸王の此國を建る、古く古法に從ひ總管司の小王と稱する者を各部に置、政事堂を建て、其治を主宰せしむ、此に屬する僚伍許多にして、其供億甚大なり、故に群國の租稅、王府に納る者寡し、然ども此政事堂の治は、他王府より施す所の政事より、こと多く簡便なりと稱せらる、土人拂郎察の風俗に同じ、婦女雅婉、其隣加西蠟、曷剌甕の風に勝る、

曷剌甕は、長七十五里、廣五十六里、曷剌甕河に因て名とす、土燥て砂石不毛の處多く、物力豐饒ならず、然ども土人驕傲にして自國を賛し、天下無比と云ふ、往時は國王より恩施あり、賦稅寬なりしが、國鬪の亂に、熱爾瑪泥亞の勢に附を以て、非利布斯第五世王、此部の恩賜を沒收せり、今此國は甚貧にして盜賊多し、撒辣俄沙は、此部の都城にして、家屋整飾麻度律多より美なり、皆三層より六層樓を構へ、府中に厄貌

鹿河流れ、石橋木橋の二共に精巧、郭に四門、大殿十七處、寺院四十區、亞爾都俾斯革普并に學館あり、究理碩學の外、諸術藝の巨匠あり、故に貴家の子弟多く遊學す、總管の小王此に居、衙廳を備ふ、郭外の街市も亦大にして、本府の如し、

加太龍亞は、長五十六里、廣七十五里あり、山を以て圍み、樹木も多く、土壤沃腴、食料饒足、人民蕃庶なり、諸果、諸穀、葡萄酒、沛麻苧を產す、唯砂糖なし、山に瑪爾畢兒、亞爾拔斯多、雅斯必私等の玉石、金銀、錫、鉛、鐵、礬石、石膽、鹽を出し、海に珊瑚を取、土人性粗暴にして、動すれば隣境加西蠟人と鬪爭し、窮迫には山中に逃竄す、非利布斯第五世王、頗る此土人を警戒し、法度に從はしむるを以て、今は稍人情を得、豐熟の年には、隣邦拂郎察人にも、賑救することあり、此部より比勒搦山を越、拂郎察國に至る大路あり、此山路に密艦農斯と稱する野人、殆んど山賊の類にして、旅客を導き山に陟り、酒錢を貪り、之を許さゞれば掠奪を爲す、此部舊新に分ち、十五府に管轄す、蒙多塞爾刺多は、一高峯にして、周り四里、巖礁突起鋸齒の如し、山上聖女の像あり、奇巧として瞻禮旅客多し、廟祠巖上に在、梯を以て峭壁に登る寺あり、歲租四萬太爾德兒を收め、僧侶三百人之に居、葛爾鐸那に鹽坑あり、抽稅四萬就加東を歲額とす、其鹽の饒多想べし、鹽に黃紅色の諸色あり、日輝に射て燦爛美觀とす、

地中海に四島あり、此國に屬す、大二小二とす、其大なる一を馬約里革と名、長二十八里、廣十八里、周圍七十五里とす、諸穀、葡萄酒、鹽、酒、畜鳥に乏しからず、特に白兎多く、海濱珊瑚を出す、土人勤勉敏慧にして、海軍に勇あり、其海濱處々に燈臺を築き、亞弗利加の賊船を防ぐに、其土兵を用ふ、府を一名巴爾瑪とす、六千戶、塘郭完備す、古學館あり、二を米諾里革と名く、長十四里、廣七里許、此を諳厄利亞里（凡例に出）、に詳算するに、二百三十六里の平面とす、好牧野あり、模乙爾野設兒尤も腴肥とす、土人多く土毛を產とし、舞踏詩歌を好み、田畯牧隸も猶詞韻を競ふ、諳厄利亞人、地中海上を統轄するを以て、千七百零八年、（寶永五年）、此島を取る、後之を棄と雖も、今又諳厄利亞に屬す、此二島を厄勒祭亞語、拔例亞勒斯島と名く、拔列亞勒は投石器を云、島人古より、投石技に長せるを以て名

くと、其小なる一を野非加と名く、長十一里、廣七里あり、土壤肥腴にして、全島土蟲蛇の毒物を見ず、一奇とす、一良鹽坑あり、二を福爾孟的剌と名く、甚小にして、毒蛇多く居人なし、或云、此に上んと欲する者は、野非加の土を取て敷て、其上に居べし、否ば蛇毒に中ると、

○洲外所轄　亞細亞に於ては、非利布斯諸島、剌多祿濕里諸島、(諸島と譯す)亞弗利加に於ては、巴爾巴里亞海濱に叟答馬撒爾、新非兒、墨律而剌、阿郎片農朧、歇列思洋中に加那利亞諸島、亞墨利加に於ては蕃國尤も多し、北亞墨利加に墨是可、角利勿爾泥亞、及花地の一分、南亞墨利加に的爾剌喜爾瑪、孛露、智里、墨瓦蠟尼加需古、滿巴普歪、小伊斯把備亞、(以下諸島)古巴波爾多利加、其他小島許多あり、

○土俗　伊斯把備亞本地の人は、此に寄住する他邦の人より少し、特に其北邊諸國に於て尤も甚し、然ども土地氣候は、固より適宜なるを以て、往昔は土人蕃庶なり、後代異種の民を逐斥せしより、甚だ其人民を損失す、千五百六十八年、(永祿十一年)及千六百十年(慶長十五年)に、逐斥する者百萬口に過ぎ、又亞墨利加に、此國より人種を移すこと、凡二百年間連綿斷へず、本國に遺り存する男子、僅に四分の一を存すと、且又伊斯把備亞國中に、僧侶敎主の多き、擧て數ふべからず、一會の男子壯健の者を選て、立刻に二萬の軍を起すべし、而して其餘衆、猶社會を空せず、又其俗男子配偶あるを好まず、婦人年三十を過れば、大抵姙孕なきを常とす、故に國人動すれば、他種を養ふて子とす、此等のことに因て考ふるに、今此國の口數猶七億在とするは、固より蕃庶なる實に驚嘆すべし、國人形體中等の大さ、顏色日に焦る、總て兵卒とするに宜し、騎步能法を守り、頼て干城となす可の譽あり、俗素色を好まずと雖も、邪婬を戒責する殊に嚴にして、之を犯す男は、驢に乘て其帽に鐸を掛、其後に犯す所の女を累騎して市に唱ふと、飲食は節儉にして、葡萄酒の最好を產するも、皆亞墨利加等他邦に輸送して、自ら飲を好まず、一盃の葡萄、一握の蒜蘿蔔、阿利襪油あれば、貴富の饌羞も之を足れりとし、絕て饗宴のことなく、常に言、伊斯備把亞人は、他邦の民の如く、飲食の爲に生を役せずと、是故に客旅に過するも、亦卒薄なり、假

令食物の甘美なる者を得も、婦人總て炮灸の法を解せず、又夫妻同卓に食せず、唯婦兒之を共にす、食を貯えず、用に臨て其有所に從ふと、又言く、伊斯把儞亞人は、天上の垂訓に從て、明日の爲に食を貯へずと、人性自ら高しとして語て云、我傳は貴冑に出、國中傳籍なく、悉く王者の後なりと、行立の靜重を尙び、非利布斯第四世王の如きは、容止巍然として、人其口眼の外は、動くをみずと、嘗て把理斯に於て、伊斯把儞亞の士、其奴を笞つを見、其咎を問に、唯僅に其步の疾速なりしを罰するなり、世人乞丐をみて、行矣、天幸ニ汝と云に、伊斯把儞亞人は云、憫ト以ニ汝良ニ見中此醜上と、其性の矜驕なる、次に慵懶を以てす、故に亞墨利加より不貲の貨財を得て、其國猶貧を免れず、人飢ざる前は業を勤めず、麻度律多には、拂郞察人數萬ありて、職工を勤め富利を管し、又蘭求杜若、敖歇儞偃湼より每歲此に來り、亦職工を以て、人々囊を滿て歸り去が如きみるべき也、理學道術には、古より名哲巨匠を出し、學館敎場に缺ことなし、近時歇爾弟喃鐸第六世王、新に講習の規則を立、時弊を改正せるを以て、學術に於て益精要を得たりとす、伊斯把儞亞語は、

羅甸語と亞辣比亞語を合せ成ものとす、國中音韻諸種あり、加西蠟を以て正音とし、王都貴族に通用す、婦女は形體脩細にして、眼黑く、乳房小なり、足幼より乳上に鉛を貼して、大ならしめざるなり、足小なるを貴び、常に衣裾を曳て、之を見はさず、紅粧し、行に足地を摩し、椅に靠て脚を交ゆ、婦人の男より寵せらる、殆ど重客に遇が如し、然ども男子妬深く、敢て妻を門より出さず、之を幽繫するに近し、男女の服色を異にせず、男は生髮にして粉を撒す、長劍を佩ぶ、劍の長さ通國同製とす、外套を被る、或は匕首を帶、或は鼻に眼罩を掛、但近世は衣服少しく風を變ず、此國の驛車は、十馬を駕し十人を乘す、行厨諸具を載す、是道路總て旅舍客亭を置ざる故なり、汾度律吉第二世公、把兒都より此國に來るとき、途中驢肉を喫て食に當と、士人晝は暑を畏て伏し、夜は出遊す、演曲雜劇を嬉び、音樂に耽り樂とす、最も盛觀とするは鬪牛戲なり、〇俺太魯西亞に一種野牛あり、之を捕んと欲る、先其居處に就て、兩傍に長柵を植て隘路を造り、內に一牛を驅入て、野牛の處る林叢に至る、彼其牛をみて、之を逐て柵路に入、則人後より路を塞で之を捕

ふ、此野牛を以て、麻度律多に於て闘牛戯を爲す、法敎の徒、嘗て殺生の慘を以て、之を禁ずと雖も、此を廢しては、國人歡を爲べきなしと、因循して施こと能はずと、此戯は王都に於て、一歳一次之を行ふ、然ども村民も之に倣ひ、其邑落中に之を行あり、但騎を用ひず、歩卒のみ、其壯觀は特に麻度律多に行ふ處にして、其官費四萬太爾德兒に下らず、都下廣濶の處を其場とし、街房華楠を飾り、看棚を設、貴良各珠玉盛粧を極め、並列して之をみる、都下の會士の才力在る者を撰て闘士と爲す、皆美を盡し才を極め、以て當場の名を要む、闘士只鎗を用ゆ、劔を帶ぶと雖ども、獸の逼近するに非れば之を用ひず、闘士は騎して、鎗を以て獸に當り、且當り且避て、隊卒の獸を馳て、奮踢駭躍するに任す、若鎗を以て獸頭を刺て、銃莖折て頭に穿者は、其才力最勝なりとす、獸の前頭一小斑處、刺すべき要處にして、其餘部は奮躍のときに當て、之を傷も倒れず、故に闘士の伺ふ所この一處に在、已に之を倒すときは、各刀を把て之を粉碎にす、或は歩して鎗を以て闘ふあり、若之を刺て直に倒ざれば、奴僕其外套を獸首に投被し、其目を掩ひ闘士の身を避しむ、或は手に短劔を把て闘ふ者あり、或は身を躍し、獸背に跨り其角を把り、或は犬をして挑撥せしめ、尾してこれを撃つ等、唯此獸其前頭斑的を刺ざれは斃れず、此が爲に闘最危く、觀者亦驚駭をなす、此戯毎に三四日相續て、日に野牛十五、若は二十頭を殺す、

○國政　伊斯把儞亞は、自立傳統の王國とす、太子を亞斯都利亞に封す、太子なき時は王姫を以て位を嗣、諸王子を應方天と稱す、加列兒第三世王は、千七百三十五年享保二十年、より、那波里(ナポリ)及齊西里亞(シシリア)の王位につく、千七百五十九年、寶曆九年、異母兄故歇爾弟喃鐸第六世王の嗣と爲るが如きあり、最貴の官をカラント、アウモニールと稱す、次をマヨルトモマヨルと稱す、女官の貴をカメレラマヨルと稱す、麻度律多に府院衞廳を備へ、庶政軍旅財賦を分治し、印度地方の事を主宰し、僧侶敎主の法を考監し、會社の約を督正する、皆堂廳あり、郡國は布政司署を以て鎭撫す、此國財賦の富國より貴り難し、定額の外亞墨利加の通船、時に應じ分外の贏利を收め、事に臨て侶僧よりも課を徵す等、幾許數を知らず、千七百六十三年寶曆三年、萬辣爾結

人名が紀に、一歲の入數六百三十三萬一千本獨蘇的而隣觚（一本獨蘇的而隣觚は、二十矢結而隣觚とす、一矢結而隣觚八十八蘇對勿兒とす、）とし、一歲の需用とする出數、二百九十五萬七千とす、入數より之を引去り、其餘三百三十七萬四千ありと、兵賦は十一萬一千三百八、別に海軍二萬あり、軍艦に備ふ、亞墨利加の總督は、毎五年に代滿せしむ、

○法教　羅瑪葛多儸吉教を奉じ、亞爾都偉斯革普八員、偉斯革普四十四員あり、王命を以て其職に任ず、應祈斯直（前に注す、）の制最も嚴なり、國中總て十四座あり、使役の吏卒凡二萬、國中の法を犯す者を捜り執て監禁し、其財を籍沒す、囚に告るに所犯を以せず、自ら咎に伏すに任す、男色邪婬は之を燒殺し、其犯罪に從て刑差等あり、赦すべき者は誓約して後に之を放す、國中大學館二十餘處、其中撒辣曼加、花冷西亞等を著とす、

○爵位　歇爾多夫三十七員、瑪爾祈沙篤二十七員、瓦剌弗二十五員あり、此封爵に處す者、王に謁するに帽を戴くことを得、第一等は帽して王に謁す、第二等は初め帽を摘み、謁するときに帽を著、第三等は先謁して、後に帽する次第あり、婦人は封に當らず、然ども父の讓を受て贄幣とし、其夫に贈るべし、律的爾阿爾德、（艾氏義會と云、）倔爾鄧弗利斯會と稱す、國王此が主となる、又三種の聖會あり、一曰聖雅臥會、部下甲首八十八員あり、二曰葛剌突辣華會、部下甲首五十七員あり、三曰亞爾剛答剌會、部下甲首三十九員あり、此三會の俸祿、一歲に五十四萬就加東に及ぶ、會に入者皆服章を胸に掛て標とす、譬ば聖雅臥會は、黑に赤嵌金の十字形を紅紐を以て胸に掛、外套は白色地に、紅色十字を繡するが如し、此等の會を立る所以は、當時國內に異教他種の人あるを、遂斥するが爲にするなり、會に入者も婚を禁せず、

○交易　土俗の怠惰なるを以て、大商賈なし、且國中諸道に河川の運漕宜からず、自國の貿遷に亦便ならず、然ども他邦の交易するに、地宜を得るに因て、國人之を勸めば、利益少しとせず、阿蘭陀人多く此に來て、專ら貿遷す、羢毛、鐵、鹽、阿利襪、干葡萄、扁桃核、葡萄酒の如き、專ら他邦に販ぐ所とす、亞墨利加產の金銀、寶石、烟草、獸皮、諸貴藥等、皆此國の貿易する所なり、此亞墨利加に有つ所の諸屬國には、他邦の商

貫の直に之を買を許さず、盡く此國の貿遷に關すと雖も、其餘廣大なりさせず、蓋拂郎察、諳厄利亞、阿蘭陀、意太里亞等より、諸品物を買て彼地に送て、其金銀を貿取こと多く、自國より生ずる所を以てするの寡き故なり、

○此國に通用する銀貨、列亞連(レアレン)と名づく、熱爾瑪尼亞四世王の太子、亞爾若胡公を迎ひて國嗣とすべきを命ず、此に由て熱爾瑪尼亞と拂郎察、此國嗣を爭ひ、夫れより千三年間爭戰止ず、千七百十三年(正德三年)、に至り、諸國胡多列古多(ウトレクト)に會して相和盟し、遂に亞尼若胡公を伊斯把爾亞國嗣とし、非利弗斯第五世王と稱す、千七百二十四年(享保九年)、非利布斯第五世王、其太子羅徳勿吉第一世王に位を讓るに、此三年を越ずして卒す、故に父王再び位に登り、王妃を佐とし、共に國事を理して、千七百四十六年(延享三年)、に至り卒す、是に於て第二王子位を嗣て、歇爾弟喃鐸(ヘルジナンド)第六世王と稱す、千七百五十九年(寶暦九年)、王卒す、嗣子なく、其異母弟加列兒第二世王を嗣とす、此とき此王は、別に那波里及西齊里亞國王に署するを以て、第三王子動歇爾弟喃鐸(ドンヘルジナンド)に之を讓り、其年の十二月、麻度律多に來て即位せしなり、

輿地誌略卷之二終

輿地誌略巻之三

意太里亞

○名義　意太里亞の名は、厄勒祭亞語に、牛を意太魯斯さ呼に出、往古此國に牛多きに因さ、或云、古人意太魯斯さ名く、始て此國を招て之に居に因さ、熱爾瑪尼亞人は、此を物爾斯蘭士さ名く、其他此國の名稱猶多し、詩家に歇斯百里亞、豪索尼亞、撒都爾尼亞等の如し、盡く之を擧ず、

○廣袤　長さ三百七十里、廣は不齊にして、上は百八十里、中は五十里餘、下は三十里餘に過ざる所あり、

○疆域　此國は地中海さ勿搦祭亞海に挾り、兩海の間に斗出して島の如く、形長筒沓に似たり、其陸は熱爾瑪尼亞、赫爾勿斐亞、拂郎察に接續すさ雖も、高山周亘し、相阻て道路險隘なり、

○海濱　地中海に瀕する所、南地中海、東地中海の二に分つ、然ども又其海涯の諸區に從て諸名あり、熱奴亞の境に瀕するを律俄里亞海、羅甸呼マレリコスチキユムさす、福楞察に瀕するを蟄爾歇尼海、羅甸呼マレチツレヘニユム（拂郎察人メルトスカネさ云）さす、其下を那波里海、羅甸呼マレナポリタニキユムさす、北東太爾馬祭亞地方さ隔を亞度里亞海、羅甸呼マレアドリアチキユムさす、今此を勿搦祭亞海さ呼、其長さ意太里亞里にて六百里、廣さ二百里あり、

○大河　巴鐸斯一名越里太奴斯は、意太里亞國最大河さす、牙而白山虛瑣嶺に源を發し、此國上部を東流し、諸口を以て勿搦祭亞海に入、中道兩側より此河に合する者、太那珠、鐵式諾、蘭度碌、的列未亞、奴辣、亞拔、答祿、阿倔斐、巴那珠等諸川あり、霖雨には動もすれば其地に溢流す、智百律斯は、亞伯尼諾山より出て、羅瑪を流て蟄爾歇尼海に入、亞爾奴斯は、又亞伯尼諾山より起り、福楞察の碧沙に近く、亦蟄爾歇尼海に入、亞的矢斯は、熱爾瑪尼亞の智羅兒より出、勿搦祭亞を遶り海に入、

○大山　最高大を牙而白（一曰亞爾卑）さ亞伯尼諾（一曰亞伯尼諾）の二山さす、亞伯尼諾は、熱奴亞に起り、意太里亞國中に亘り、加辣貎利亞の邊に至り、花珠岬に對す、此山の兩側に諸郡國を列す、海上より之を望ば、一大戲臺を覩が如し、牙而白は、拂郎察、赫爾勿斐亞、熱爾瑪尼

亞三國を隔界す、故に意太里亞人、彼三國を山後の人と呼、此山は地中海華洛河口より、勿搦祭亞海に至る、殆ど三百里に亘る、其內諸部に從て名を別つ、拂郞察に阻を亞而百斯、厲律智瑪、及亞而百斯格智亞と名く、熱爾勿婁亞と阻を亞而百斯瓦剌牙、亞而百斯鵠尼那、亞而百斯須馬、亞而百斯剌窒加と名く、熱爾瑪尼亞に阻を亞而百斯諾里加、亞而百斯葛爾尼加、亞而百斯如里と名くが如し、具に各部に誌す、如レ此高山峻嶺、開闢の初より有とする歟、抑も大洪水（所謂ソンドフルー）後に出る歟を疑ふ者多し、此山に遊覽する者の言に、山中彼此に巖礁突起するを視に、其初は合し一體なるが、缺裂せるに似たりと、蓋大洪水の時、地より沸騰する水勢の、巖を碎き地を裂て、其殘塊碎片の彼此に尖起崱立し、以て今の山嶽を爲ものならん歟、

○風土　此國を天下最一豐腴の土と謂も、其言實に過たり、土地肥瘠を異にす、然其總て果實繁茂し、特に葡萄に富、多く酒を製して諸郡に輸す、但酒味甘にして、熱爾瑪尼亞、拂郞察等の產に若ず、又穀を生する寡く、齊西里亞及亞弗利加より取て之を給す、羅瑪府より南の諸郡國は、炎熱殊に甚しく火山あり、地震多く硫硝氣多く、雷電を發し易し、氣候良善ならずと雖も、人壽を害せず、但土人放蕩淫樂を好み、此が爲に生齡の半を損ず、且此國の娼妓は、尤も恐るべき所とす、如何となれば千四百九十五年、（明應四年）拂郞察王那波里に來、其軍卒惡疾を傳染し、還て本國に蔓延せしむる者此に起るとす、熱爾瑪尼亞人も此國を目して墓塋と云、此に在て死する者多きが故なり、

○土人　形貌完修にして才智あり、殊に歌謠、圖畫、彫像、構築の技に長ず、藝術に秀逸せる、古より往々これあり、人性多く詐僞猜疑、且嬉樂に淫し、聖教を崇信せざる、歐羅巴中に比なし、或云、意太里亞人は、伊斯把儞亞人の矜驕と、拂郞察人の輕果を兼たりと、但名を好み交に宜し、兵卒と爲に良なり、然ども懶惰に耽て、勤勞を事とせざるなり、

○變革　此國は舊一帝國にして、羅瑪を都とし、世に顯る、後分て東西二國となり、其西に意太里亞を屬す、第五六百年間に及て、此國漸く分裂し、鄂天、紅能、歌得楞、崙俄拔兒度（皆往昔此國に割據する異教の種族）等の爲に掠奪せられて、諸侯魁に分割す、然共第八百年代の末に至て、加列兒大帝中興の業を立て、此他の諸寇を掃ひ、

再び復して帝國とす、而後帝都を熱爾瑪尼亞國内に遷せし以來、意太里亞を以て根帶の處とせず、此地の政治は、多くは羅瑪の都に任す、如レ此して時世を歴に從て、數區の府城を別て、初は借地の封侯たるも、漸く起て自立世傳の列國となる者、猶下條に散見するが如し、是此地一統の治なき所以なり、

○區分　意太里亞を大別して、上中下三部とし、之に加るに諸島の部を以てす、卽ち上部は往昔崙俄拔兒度、此に國を建て崙拔兒地と名く所にして、其境界拂郞察國疆より、格珠亞祭（翁加里亞部の地名、）に至る、長さ百里に過、廣さ三四十里に及ぶ、此地今一主に統管せず、郡國區分し七歇爾多夫、十小福爾斯多、三列玻貌利吉（國に傳統の主なく、國中世家相共に政を爲すを名づく、猶共治國と云が如し、）あり、中部は福楞察、（古名都斯西亞とす、）羅瑪管内及六小府あり、下部は古名瓦剌西亞、瑪偏那、卽ち大厄勒祭亞にして、此に厄勒祭亞人の多きを以て名く、又亞玻利亞と名く、是昔諸兒滿弟人此地に據て、西玻利亞と稱するに因る、今此部を總て那波里と名く、諸島は王國齊西里亞、王國撒而地尼、王國哥爾西加、瑪兒太、利巴里亞諸島、及的列米答那諸島なり、

沙勿牙（羅甸呼サバウチア、）

○建置　北は赫爾勿萎亞、西は拂郞察に界す、方三十二里あり、往昔王國亞勒剌多の一部とす、後悉義斯蒙多帝の時、千四百十七年、（應永二十四年、）此を歇爾多夫に封ず、此部は高山雪嶺多く、氣候他平地より冷多し、但處々沃塘あり、諸穀、葡萄を生ず、牧塲多く牛を育し、彌郞及近鄰に販出す、又栗樹多く、然其多山の地は、燥瘠生産寡く、人口少し、歲中時を定め、其壯丁出て他國に客作し、鉸刀を磨、烟窓を掃ふ類、小生事を爲て、本土に家居するは、歲中僅に三月許なる者あり、俺搦際及婆爾熱多の兩大湖、伊設勒、亞爾若、遏爾歇の三河、共に魚鰕多し、拂郞察及伊斯巴儞亞と爭戰ある間、此國費弊尤も甚しく、國人困窮すと、土人性怜悧、兵卒として良、能其主に忠あるの譽あり、言語は拂郞察語を通用す、

○區分　六郡に分つ、一曰沙勿牙本地、此に甘白里府あり、此國都にして大且家屋完整す、外に不塘深壍を環す、每屋斜𣲽を設て、日輝と雨を遮る、政事堂、貧院、弗郞吉斯寇斯の大殿あり、蒙突默利俺は巖上城あ

り、城中井あり、要害甚だ堅し、然共數拂郎察人に攻られ、千七百零六年、寶永三年、羅德勿吉第十四世王、大砲を以て巖礁を破て、遂に此要害を失ふと、二曰熱涅賄斯、二百三十郷を屬す、三曰加貌味斯、一百一十郷を屬す、四曰答楞秦塞、八十郷を屬す、五曰帽里涅、百二十郷を屬す、陶虚涅に境す、蒙突瑟備斯は、沙勿牙と比蒙突に間する高山なり、路尤も險隘、五時行程あり、上るは模乙衞野設兒に乘、下るは蕙轎に乘、扛夫に昇しむ、山上平地及湖水あり、福列々魚の大さ、十六木獨に至るあり、六曰葛西觚尼、九十郷を管す、赫爾勿婁亞に界し、多山の地とす、山巖積雪の間に、最好蜜を出す、

○政治　沙勿牙は、撒而地尼王に有て、常に其太子を此に封じて、歇爾多夫とす、然共舊羅瑪に地を借る者にして、熱爾瑪尼亞の上列應の管内に係る所たり、今卄白里府に總て之を治む、此部の兵賦は、加列兒第六世帝殂す後に起す、軍に歩兵四萬・騎兵五千と記す、又千七百五十四年寶暦四年、の記には、總て三萬一千三百四十八、内に工匠五十八とす、

比蒙突　羅甸呼ベテモンチユム、

○建置　比蒙突は山麓の義にして、拂郎察國と界する高山の下にあるの地を以て名く、南北七十五里、東西三十七里あり、嶺嶽多しと雖も、彼此肥沃の谷地あり、國用に匱しからず、葡萄、栗、胡桃最も饒多なり、古人の喩に、意太里亞を肥豚とせば、比蒙突は其臀肪とすべしと、土人性怜悧、但沙勿牙人の貞正に若ず、篤僞歇楞と名く草食すべし、尤も繁滋して民用に大益あり、又緞密の絹帛を出す、此國中の最好とす、土人專ら之を販ぐ、

○區分　數小郡に分つ、比蒙突本地に都林府あり、北緯四十度五十分、經度把理斯の東二十一分二十秒、此は撒而地尼王の都とす、杜利亞河の巴鐸斯河に入處の平原に在、意太里亞中繁華の府たり、然共秋冬には深霧あり、氣候良ならず、家屋整列、街衢淨潔、水道を構す、王宮二所歩廊を以て相通ず、亞爾俾斯革普の寺、貧院、旅館、書庫、皆構築壯麗なり、千七百零六年、寶永四年、拂郎察人此府を圍むこと十餘日、王子歐建力戰し、拂郎察軍帥瑪爾辛を殺し、其圍を解ことを得、此より每歲第九月八日、都下に神會を行ひ其功を表す、府郭を廻る一時半行程あり、其南西に城あり、其地

を隆起し、地下洞道を通じ、城樓の彼此に往來す、巴鐸斯河傍に景勝の遊觀場あり、冬は街市上に夜燈を列す、人口凡五萬五千、剌歇搦里は、都林の北一小里、新城大園あり、三家夏時の居處とす、備雜は、律俄里亞海に瀕す、舊此を普羅汾塞に屬し、拂郎察と意太里亞の間の管鑰の府とす、湊あり、商賈輻湊す、土人舟材を熱奴亞に輸し、又棉布、哆羅呢、紙、油、蜜、葡萄酒を交易す、

○國治　此蒙突は、歇爾多夫國として、撒而地尼王に屬し、都林を王都とし、政廳を置て諸部國の治を此に統宰す、初め亞瑪陡斯第二世王、元齊西里亞に王たり、然るに千七百十六年（享保元年）、伊斯把備亞人に攻られ、之を防ぐに苦しむ、是を以て加列兒第六世帝に請て、齊西里亞と撒而地尼を替ゆ、此より撒而地尼王と稱し、王は撒而地尼に居す、都林に居て治をなすなり、此蒙突及沙勿牙は、羅瑪教の外他の宗派なし、然其撒而地尼王、及此部の諸侯、必ず寶斯家の教令に從に非ず、拂郎察、意太里亞二國間の諸山谷中に、一種襪爾鄧生と名くる者あり、其教法歇爾復爾讃徳と大抵相同じ、古名法爾樗生とす、此徒は千五百六十年（永祿三年）、及千六百五十五年（明暦元年）、已に沙勿牙歇爾多夫に逐斥せらる、又千六百八十六年（貞享三年）、拂郎察王、其國中の歇爾復爾讃徳の徒を驅斥するを以て、沙勿牙侯に謀て、共に此襪爾鄧生の徒を逐しむ、是に於て此輩山谷中に竄伏し、險隘を守て防禦す、沙勿牙侯も力之に克ず、故に糧道を絶て之に逼るに至る、此に由て此輩亦險を保つ事能はず、遂に遁て熱爾瑪尼亞、阿蘭陀、諳厄利亞等の諸國に往者凡二萬、爾後稍復舊谷に還るも少からず、千六百九十年（元祿三年）、亞瑪陡斯第二世王と羅徳勿吉第十四世王と、互に兵を用るに至り、此谷中の輩此蒙突の險を守て、拂郎察人を防て國王に忠あり、此が爲に彼襪爾鄧生の徒に、其法を行を許す、然るに千七百三十年（享保十五年）、又聖瑪爾句谷の人を逐斥す、此時赫爾勿蔞亞人之を憐み、阿蘭陀地方に其徒を集り居しむ、今時は此徒甚だ減じ、八千人許、其内羅瑪教に從ふ者一千ありと、

蒙突勿辣多

此部は小にして、南北二十一里、東西十一里許、此蒙突、彌郎及熱奴亞の間に在て錯交し、測量し難き形なり、土地肥沃葡萄に宜し、殊に上好肉荳蔲酒を出

す、昔瑪爾占瓦剌弗として一主あり、其女を滿都亞歇爾多夫に嫁し、遂に此を滿都亞に併す、千五百七十三年（元龜三年）、熱爾瑪尼亞帝之を封じて、歇爾多夫とす、千六百三十一年（寛永八年）、此歇爾多夫男嗣なく、拂郎察の揭勿爾斯家に之併をす、此時已に其西邊の地は、沙勿牙家に據らる、千七百零八年（寶永五年）に至り、沙勿牙侯終に許多の金を以て、熱爾瑪尼亞帝に請て、全く此地を借て之を有つ、加撒兒を首府とす、今撒而地尼王より戍兵を置、

彌郎（舊名呼メヂアナ）、

○建置　此國は意太里亞上部中に在て、赫爾勿婁亞、勿揭祭亞、熱努亞、沙勿牙、巴爾瑪を隣とし、東西六十五里、南北四十六里、土壤豐腴、諸穀、米、油、葡萄、果實、獸畜に富饒にして、大河大湖運漕に宜しく、昔此歲租金二十四敎（二千本獨を一敎とす）に値り、兵五萬を起すと云、羅瑪の管内に屬し、故一侯國とす、後其嗣絕へ、伊斯把儞亞人と拂郎察人と、互に之を取を爭ふ、千五百五十九年（永祿二年）、加列兒第五世帝の時、定て此を伊斯把儞亞非利布斯第二世王に貨の國とす、此より伊斯把儞亞王に傳へ、總管一員を置て之を統宰し、三歲代滿せしむ、千七百零六年（寶永三年）に、都林の圍解る後、都泄布帝此國を收て帝家に有し、加列兒第六世帝に傳ふ、千七百三十一年（享保十六年）、波羅泥亞國嗣の軍起に至り、拂郎察、伊斯把儞亞、撒而地尼の三國、之を攻奪ふ、然其千七百三十五年（享保二十年）、勿能の會に於て、又此を帝家に返す、加列兒第六世帝崩する後、千七百四十一年（寛保元年）に至て、伊斯把儞亞非利布斯第五世王、拂郎察王と謀て、又此國を取んと欲し、撒而地尼王には、大貌利太泥亞王に賴て、此を帝家に請ふ、此に由て千七百四十三年（寛保三年）、縛爾謨斯の會、及千七百四十八年（寛延元年）、亞吏の會に於て、終に此國と數郡を、撒而地尼王に分屬す、今此部の帝家に有つ所は、模德那歇爾多夫を以て、諳拔爾地（意太里亞下部）中の帝家所轄郡國の總管として、彌郎府に政廳を置、

熱爾瑪尼亞帝に屬する部六郡あり、其内に著しきは、

彌郎は、此國の都にして、亞達河と鐵式諾河の間に在、溝を以て府中に導き、輻湊に便す、又口數三十萬に至る大都會なり、此部は物力富饒を以て、繁華を致すのみならず、一には都人風俗放縱にして檢束なく、人々恣慾なるも、警戒の事なく、此か爲に意太里亞上

部中の巨豪、多く此に集り、行樂の計を爲すに由る、他邦人之を見て、世界中の譾行謬漢の淵叢とするも、土人自ら安じ、曾て自ら看みずと、府郭高墉を環し、周二里、中央に城を置、深塹砲臺を備す、舊歇爾多夫の邸は、砌石を以て築く、武庫あり、其他大邸二十、大寺二百三十、會社百二十、旅館貧院十處、常に數千の病客貧者を養ふ、大殿長さ五百尺、廣さ二百尺、高さ四百尺、白瑪爾獸爾石大柱百六十基、其太さ三圍に過、壯麗奇巧の肖像六百座あり、天下第八の奇觀に算す、又水晶大塔あり、學館及畫術の學社書庫は、名譽の富庫とし奇書多く、日に四時の間、學徒を入て之を覽せしむ、葡萄酒、諸穀、酪、鐵器、石英、絹帛、棉布、挑金、絨緞、蠟、紙、羽翮、美花草を土人の經紀とす、沙勿牙家に屬する部九府あり、總て熱爾瑪尼亞帝に借所とす、

滿都亞

○建置　西は彌郞、北の勿搦祭亞、東は羅瑪の部、南は德那に鄰す、長さ二十一里、廣さ十一里、巴鐸斯河此に貫流し、土の利益を得、麻苧多く生じ、馬を出し、那波里の產に劣らず、部內若鄧人多く住し、租稅を出す、此と蒙突勿辣多を合せ、歲租金八敦に値る、此歇爾多夫、伊斯把儞亞國嗣の軍に於て拂郞察を助け、帝家に背くを以て、熱爾瑪尼亞帝に逐斥され、其主此を棄て、勿搦祭亞に客死す、爾後此を帝家に收め、模德那歇爾多夫に屬して之を治めしむ、滿都亞府は、孟索河の湖を爲所の中央に在、四大橋を以て往來す、街衢廣直、家屋整飾、大寺十八區、口數二萬餘あり、其要害は湖中に在て、近くべからずとす、故に敵國の侵奪を免る多し、

巴爾瑪、比亞栓雜

○建置　此兩歇爾多夫國は、共に巴鐸斯河南に在、巴爾瑪は東、比亞栓雜は西にして、東西長さ二十八里、南北廣さ二十里、周廻百十二里許、此地は諸菓を生じ、牧塲多く、最好酪を出し、鹽泉、銅鐵坑あり、租入總て金六敦を計る、此二國往時變革多く、千七百四十八年（寛延元年）より、伊斯把儞亞に屬し、其王子を此が主とす、巴爾瑪は、完整せる大府にして、口數四萬四千許、學館あり、常に貴族の子弟二百人を教諭す、書庫一萬八千種の書を藏む、然共今此を那波里に遷す、比亞栓雜も亦整完府とす、寺觀、泉水の美あり、口數三萬許、

模徳那

○建置　巴爾瑪の東にして、滿都亞、羅瑪、福楞察、魯加の間に挾まる、南北二十八里、東西十六里あり、世傳の歇爾多夫とす、然るに往時、拂郎察、伊斯把儞亞の熱爾瑪尼亞に敵する時、此歇爾多夫帝家に背て、敵國を助くるを以て、熱爾瑪尼亞帝、其主を追て此國を收む、後千七百四十八年、（寛延元年、）亞更の會に於て、帝家彼を免して、再び此國に還らしむ、爾後千七百五十四年、（宝暦四年、）今の女帝此歇爾多夫に命じ、崙抜爾地の總管させしより、此歇爾多夫は彌郎に居、此に府尹を置て治を爲す、此部土壤肥腴にして、諸果蓏蔬畜産に富み、貿易の便を得、歳租金五數に値り、兵一萬二千を賦す、模徳那府は、雪沙、巴那珠二河の間に在、口數四萬許、城頗る堅固とす、然其千七百三十四年、（享保十九年、）及千七百四十二年、（寛保二年、）兩次、拂郎察、伊斯把儞亞の兵に奪はる、

彌郎獨刺（以下十小福爾斯多、）

此は滿都亞と模徳那の間に在、歇爾多夫碧可家に之を有て、凡六百年を歷、然其伊斯把儞亞國嗣の軍に、此主拂郎察に與するを以て、熱爾瑪尼亞帝に其地を追れて其世を絕、後千七百十年、（寶永七年、）模徳那歇爾多夫、一百萬救爾徳を以て之を買て之を有つ、府を彌郎獨刺と名く、完整堅固とす、

寡斯太蠟

滿都亞部內に在、今伊斯把儞亞の王子に屬す、千七百三十四年、（享保十九年、）此にて熱爾瑪尼亞人と、拂郎察、伊斯把儞亞、撒而地尼三國の兵と戰ふ、熱爾瑪尼亞の軍將之に死す、然其其兵此塲を保ち、熱爾瑪尼亞を勝とす、

撒未阿涅答

滿都亞部內に在て、彌郎に境す、今此を彌郎に合す、

勃卒盧

此も亦滿都亞部內に在、今帝家に入、

葛斯窒偪儜涅

滿都亞と勿搦祭亞の間に在、今帝家に收む、

索爾歇里諾

滿都亞部內勿搦祭亞に境す、亦帝家に收む、

諾歇辣刺

滿都亞と模徳那の間に在、今模徳那に借地とす、

抹沙、葛刺々

律俄里亞海邊、福楞察、熱督亞、及魯加の間に在、共に模徳那に屬す、此地枸櫞、香橙、美果を多く産す、近時抹沙より亞伯尼諾山に新路を開き、模徳那に通じ、商賈貿遷を便にす、其費は帝家に出す所なり、

模那可

此嵩突と熱督亞の境に在、律俄里亞海に濱す、熱督亞の地律瑪爾弟家に有す、千六百三十五年、寛永十二年、其世子尚幼なるを以て、伊斯把儞亞人此府に據有て、後世子已に長じて、拂郎察人の助を得て、伊斯把爾亞人を逐て之を取、拂郎察王と約し、常に拂郎察の戍兵五百を借て之を守る、爾後拂郎察王、又此に陶虐涅部内の地幾許を與へ、拜爾の爵に敍す、

抹塞刺諾

彌郎の境、此嵩突の間に在、羅瑪管内の地を借、小楅爾斯多とす、千七百十二年、正徳二年、此侯伊斯把儞亞の上將を受く、

勿搦祭亞 以下三列拔挖利吉、

○建置　熱爾瑪尼亞より、意太里亞に入の前に當て、此國内を過ざれば、意太里亞の諸部に行べからず、故に嘗抜兒地に事あれば、熱爾瑪尼亞の兵、必此地を經て、彌郎及滿都亞に到る、勿搦祭亞人甚だ之を憂て、此部と彌郎の境地を替んとするも、未だ其事を果さず、此國は第五百年代、翁能の遏智剌王、意太里亞上部に襲入、其土人を取て、亞度里亞海の諸島に移す、其人漸く諸島を經營し、街坊を築て、終に勿搦祭亞國の名を立て、近傍の地を併せ一強國となる、此地亞度里亞海濱を統管し、貿易の要會を握り、太爾馬祭亞及列方多を兼有す、其一富強國たるを知べし、

○區分　一曰勿搦祭亞本地、即ち意太里亞上部、亞度里亞海に瀕する地、又的爾剌非爾瑪と名く、大陸の義にして、大陸勿搦祭亞と云が如し、二曰太爾馬祭亞、是本地と相對し、亞度里亞海を隔る地、三曰列方多、東方地中海邊の地、

○勿搦祭亞本地　巴鐸斯河、亞度里亞海及熱爾瑪尼亞國の間にして、長さ百十二里、廣さ僅に二十八里を最とす、分て五部とす、一曰需加都勿搦祭は、中央の地にして、此に勿搦祭亞の都を置、勿搦祭亞府は、北緯四十五度四十分、經度把理斯の東十度とす、歐邏巴中繁華大都會の一にして、府周り三里、海中七十二小島上に築く、島間は曳吏木の類を椿とし相連接し、其

上に坊屋を建、肆間に隙陌なく、唯溝瀆を以て縦横相通し、小船を以て往來し、車輿の用なし、或溝の石堤上に歩行すべき路あり、大溝長さ一千三百歩なるあり、此に由て府を分て兩區とす、此府陸を去一里半許は、泥沼を阻とし、海上よりも亦近き易からず、故に塘郭の固なく、拔べからざる要害なり、府中美潔なること、糧料貨物の輻湊する、實に比なしとす、唯海水の外に淡水を得は、必陸地より汲來を俟、且海水火を消すに宜しからず、故に一家災あれば、其近隣盡く連燒し、火藥の迸飛するが如し、是此府の患とす、府中溝瀆に石橋四百五十處あり、大溝に在を律亞爾多橋と名く、長さ百八十七尺、廣さ四十三尺、水上高さ二十四尺、一萬二千柱を用ゆ、瑪爾黙爾石を以て造る、工費四年を經て、勿搦祭亞兢加東二十五萬に値る、橋上に買舗十二區を列し、橋端四隅に嘎觀利兒、瑪利亞、瑪爾鵠斯、的爾度爾古神聖名、の四像を立、皆瑪爾黙爾美石を以て彫造す、溝側兩區各三郷とす、市場五十二處、一塔高さ三百三十尺、頭尖に羽使の像長十六尺あり、此塔は海上十五里に遠望すべし、大遊觀場あり、溝渚に梧櫚石大柱兩基を立、各神像を上に安ず、大邸館百五十區、塔百十五基、石像六十四座、府中に散在し、壯麗奇巧とす、海に濱する處に武庫あり、常に戍兵を置、又工作日に千五百人より二千人に至り、諸工を執、毎土曜日に工直を給す、船を造る物料盡く備り、人の求に應じ一時に工を成す、嘗て一諸侯此に一船を造らしむ、之を命じて食卓に向に、食を終る頃已に工竣を報じ、一巨船を造出せりと、又一大砲を作らしむ、亦一食時にして、忽ち之を造成すと、武庫の大門に金字牌を懸、書して云、治に軍を慮るは國の福と、府中の寺殿七十區、男會院三十九、女會院二十八所、口數凡十六萬、絹帛、罕篤綾絹名、硝子器鏡を製す、交易尤も盛なり、府東に小島十六相列し、府の天然外郭を爲て、他邦の舶を容易に近かしめず、此小島上に蔬菜、果蓏を植て、府中の用に供す、各園圃亭舍寺院堡營を置、二曰崙拔兒地勿搦祭は、崙拔兒地の地なり、巴陀亞府最古とし、古物多く存し、所謂巴陀亞の書庫あり、街坊に廣き歩檐あり、往來の人雨暍の虞を俟す、學館は意太里亞中の名區とす、勿搦祭亞人常に厚資を以て、碩學の士を招て教諭せしむ、勿璐搦合府は、熱爾瑪尼亞より意太里亞に入の道とす、水陸行客

多し、遠鏡顯微鏡の良工あり、古羅瑪の大觀場（原名非沽）（的亞的爾戲臺の形規にして廣き塲）、二萬人を容べきあり、奇觀なり、三曰瑪爾古的列非閣那は、熱爾瑪尼亞に疆す、諸穀、葡萄酒、良木材を出す、土人畜牧、絹帛、絨毛を利とす、四曰弗律俞里、亦熱爾瑪尼亞に疆し、勿搦祭亞と熱爾瑪尼亞に分ち屬す、鐵坑あり、五曰伊蘇多利亞、其一隅は亞而伯山に接し、三隅は亞度里亞海に瀕す、長さ十八里、廣さ八里、良木の船材に宜しきを產し、國人の船工に習へるに適ふ、此も一分は熱爾瑪尼亞に屬す、其內に智里斯的府あり、廣濶あり、商賈輻湊す、但氣候濕多く、旅客の患を爲す、熱爾瑪尼亞今の女帝、此濶の繁盛を欲し、多く此に諸貨を集め、代るに銅、鐵、鹽、火藥、水銀、硝子鏡等を以てす、此より東方所產の品物を、熱爾瑪尼亞に輸送す、虛諾鐸勒亦廣濶にして、加列兒第六世帝此を公港（凡邦國の港灣、諸邦を免れて出入自由ならしむるを公港と云）とす、此部に撒哩草多く生ず、土人茶とし用ゆ、吸墨河に嘆𩸽魚を出す、其皮を革の如く、籠筒を製すに用ゆ、

○太爾馬祭亞（王國）とす、此は元意太里亞本地に非ず、然ども其地の多部を、勿搦祭亞に屬するを以て此に擧、此國は亞度里亞海の東岸に沿、長さ百十二里、廣さ二十一里を最とす、往昔一王國とし之を統轄す、然ども今は一分は勿搦祭亞、一分は熱爾瑪尼亞、一分は都兒格、又一分は辣俄沙に屬す、但其內勿搦祭亞に有つ所、最大を以て此に載て、其餘を附す、勿搦祭亞に屬する處、模爾剌西は、長さ二十八里、廣さ十一里、土人元都兒格を遁て、耶蘇教に入る徒なり、故に都兒格と軍ある時は、尤も奮激し戰に赴く、勿搦祭亞人此輩を其軍に用て、都兒格人の首一級每に、一就加東を賞賜す、此部の堡城多く此輩を戍兵とす、雜辣を總管の府とす、又亞度里亞海中、此に屬する諸島あり、內瑟衞鎖は一大島にして、勿搦祭亞の材木庫と云、島上に畜十五萬頭を牧す、歇觚里亞亦一島良馬を產す、其蹄堅く、別に鐵沓を着を須ず、列西那島は、撒爾顛能（魚名）を多く捕、意太里亞及厄勒祭亞國中に飽に足こ、熱爾瑪尼亞に屬する所は、太爾馬祭亞上部にして、噶爾泥阿勒及格瑪亞祭に疆す、此に胡斯可西と名く種族あり、元都兒格人に逐付せらるゝ、襪辣西亞の種に出、鬪殺を好む、常に耕稼を業とし、穡穫竭る時は劫掠を事と

す、往時は兇悪甚しとす、然共今は熱爾瑪尼亞人、此事を兵卒に用て、其勇悍を稱す、旃倔府に熱爾瑪尼亞の戍兵を置、勃葛里港には、加列兒第六世帝、吸墨より此に至る新道を闢て、交易に便にす、都兒格に屬する所は、今多く勿搦祭亞人の所轄とし、其地多からす、歟爾多熱俄非那府を、其官司の各とす、辣俄沙は、此海邊の列坡貎利吉の一國にして、都兒格帝に服從す、其國政は世家なり、毎月替之を主る、闔國の財賦、凡一教金に値る、然ども其貢獻する所、特に都兒格、勿搦祭亞のみならず、熱爾瑪尼亞帝、伊斯把儞亞及拂郎察國に及ぶ、都兒格に出す所、歳額一萬設鳩印金貨の名、とす、此國より都兒格に貿遷する、尤繁盛にして、此土の商賈皆富戸なり、其國府甚だ要害を重じ、晝二三時間部門を開く而已、餘は之を鎖し、以て不虞を慮ると、辣俄沙は、富庶の府にして港あり、土人羅瑪敎を奉す、此を總管司の處とし、政卿六十員之に居て、國治を爲す、

○列方多　意太里亞語に、年を列方多と言、勿搦祭亞人、其國より東にある地中海邊、太爾馬祭亞より、公斯當低諾波兒都兒格の都、に至るを總稱す、此部往昔は、模勒亞及甘弟亞の兩王國、并に諸小島許多あり今多くは都兒格に屬す、卽ち歐邏巴都兒格誌に載す、此に其部分の勿搦祭亞に屬する所、陸地に亞爾拔尼亞の一郡と、若泥斯海地中海の一分、の諸島あり、其内哥兒休は、長さ二十八里、廣さ九里ある島にして、亞爾拔尼亞地方と對す、土壤肥腴、穀油果實蜜蠟饒多、特に蜜果を美味とす、島上四府あり、土人凡五萬許、哥兒休城は天下堅城の一に處す、好港あり、千七百十六年、享保元年、都兒格兵三萬を以て之を攻む、勿搦祭亞より置此島の鎭臺羅勒達諾、人名、熱爾瑪尼亞の蘇佑楞、瓦剌弗抹燊斯之を救て、勇を奮て敵兵を敗る、土人其功を表し、彼が像を此に建、爾後益此要害を增修す、常に戍兵四千を守とす、贊得島は、果實の天府と稱す、此に食する人口二萬五千あり、羅舍能葡萄の一種、最も多し、府あり、繁庶完整なり、此島は元勿搦祭亞人の起る所の本土と云、鳩爾桼剌里は、列胖得海灣に在、五小島なり、千五百七十二年、元龜二年、勿搦祭亞人此に都兒格人と海戰し、敵兵三萬餘を殺す、列方多の土人は、大抵厄勒祭亞敎を奉す、

○政治　勿搦祭亞の國政は、世家貴族の諸侔利弟勿

搦祭亞と稱する輩の執行する所とす、其族六種あり、數十百家とす、此族の人歳二十五にして皆政卿に列す、但盡く一處に集居せず、郡國守司に任じ、各處に散在す、然ども都府に居者最も多し、牝歇と稱する者は國主にして、是衆卿の推立する所にして、終世其位に在しむ、國主を立る法、拈鬮子の如くし、貴族をして探取らしめ、終に一歸して其人を位に卽しめ、王冠を進む、然ども政治の權は國主の手に在らず、政府に任じ、其自ら任とする所は、他邦の使命を聽、大祭に臨み、政事の大會議に首とし、諸官の材德を考察し、聖瑪爾嗎斯の僧官を命ず等なり、凡事皆政卿に議せざれば斷せず、他邦より送る所の書は、自ら緘を發かす、獻遺する物も自ら收めず、政府の知を須ずしては城外に出ず、輔佐の官も自ら選取せず、政府の請を得ざれば、業を休するを得ず、一言之を許するに、牝歇は國王の淡影とす、是國王の權を繆錯し用るを恐て、政府より嚴に之を局束する故なり、世語に、國王の服を服し、一卿の任に任じ、城中の囚となると、勿搦祭亞國王の謂なり、

○法敎　厄勒祭亞敎、若鄧敎、都兒格敎、百兒西亞敎の徒雜居すと雖も、公行するは葛多儸吉敎なり、普琭的斯當甸の法は、公然として行ベからずと雖も、他の羅瑪敎徒の如く、之を禁錮する嚴酷ならず、第八百二十八年、天長五年、勿搦祭亞人阨入多に於て、聖瑪爾嗎斯の骸を得て、國に遷し埋しより、聖瑪爾嗎斯會を建、此會の服章は、翅獅子の一距に白刄、又一距に書冊を執を圖す、然爾瑪尼亞人、勿搦祭亞人に問、獅子の翅ある者、何の處より得やと、答て云、此を雙頭鷲然爾瑪尼亞國の徽號、ある地に得たりと、

○財賦　往昔東印度の貨物を、西紅海を經て、亞歷山德里亞より、勿搦祭亞に運輸せし時は、此國の財貨尤も富盛とす、爾後波爾杜瓦爾、諳厄利亞、阿蘭陀等人、亞弗利加の後に航路を闢て、東印度に通ずるより、勿搦祭亞國勢漸く減じ、又甘弟亞、模勒亞を失て後愈衰ふ、然ども今も政府に算する所、歳に千億兀加東ありとす、亞墨珠多人名の算に、僧侶官職の税、及不時の抽税を除き、一歳の定額、拂郎察利弗列二十億ありと、軍賦平時兵十一萬六千、土兵一萬を備ふ、又太爾馬祭亞及赫爾勿棊亞中に數千あり、大軍艦十四艘、中艦二十艘、小艦二十五艘を備ふ、又哥兒休港の商船を守る

軍艦あり、又勿搦祭亞海灣には、常に軍艦六翼及許多小船を備へ、世家一人之を掌り、三歳交替す、勿搦祭亞には、常に熱衛瑪尼亞の兵卒を買を喜び、厚貲を惜ます、勿搦祭亞人自ら、亞度里亞海の主たるを許す、寶斯、西曆山德兒第三世王を助る軍功に因さ、其證さし每歳此海を祭る、大舶を艤し、儀衛尤も壯麗なり、嘗て寶斯家、勿搦祭亞の主に問、古西曆山德兒第三世王の汝に亞度里亞海を與る所以憑由ありやさ、勿搦祭亞主對て云、古公斯瑞丁大帝、汝寶斯に許せる聖伯多碌の遺蹟を、承嗣せしむる文約あり、汝永世不刊の典さす、汝我に之を示さば、我亦汝が請に從はんさ、

○旗章　金翅獅子を蒼色地に畫き、上に欲爾多夫帽を覆ふ、其大なる者は中に十字を記し、四圍に各郡國の標記、上に欲爾多夫帽を覆ふ、

熱努亞

○建置　律俄里亞海に瀕し、長さ七十五里、廣さ僅に九里に過ず、其背は北蒙突、蒙突勿辣多、彌郎、巴爾瑪と亞伯尼諾山と、大林澤を以て阻つ、枸櫞、香橙、柘榴、葡萄、特に阿利襪橄多、瑪爾默爾の美石を出す、土人の性、從來世に知所の意太里亞人の諺に云、山に樹なく、海に魚なく、男に忠なく、女に恥なき者さす、

○區分　東西部に分つ、東部は多山、西部は肥沃なり、熱努亞の府は、北緯四十四度二十五分、把理斯の東二十五分の時差さす、此府海濱に在、大戲臺を望が如く、大にして繁華なり、府内口數八萬、寺殿五十七、大旅館二處、街衢狹しさ雖も淸潔、奴阿華街は皆瑪爾默爾石を以て家を構す、外圍は重郭塔臺を列し、要害堅固なり、港に大埠頭二あり、一は砲臺を置、又一は長さ五百六十歩、廣さ十三歩、水上高さ十五尺餘、海に斗出し、高塔三百六十階あるを築き、塔上三十二闌に、玻瓈燈を懸て標さす、又港口に亘し鐵鏈を張て、船の出入を制す、此に上好綃帛、特に天鵞絨の最好品を織出す、天鵞絨の工八千ありさ、大學館あり、近世拂郎察、伊斯把儞亞、那波里の人相與して、熱爾瑪尼亞さ數々戰あり、熱努亞人も彼三國を助く、是を以て熱爾瑪尼亞人熱努亞を討、千七百四十六年第九月、(延享三年)熱努亞人力屈し、此府及近傍の地を、熱爾瑪尼亞の總兵司に獻ず、而後熱爾瑪尼亞の兵、普羅汾搴を攻て勝ず、少しく其威を挫く、熱努亞人此間を覗ひ、同年第十二月、熱爾瑪尼亞の此府を鎭守する兵さ戰ひ、

勝て再び此を復す、明年熱爾瑪尼亞人又之を圍む、然共拂郎察の船師之を援て、圍を解を得たり、

○國政　熱弩亞の祖を度律亞と名く、千五百二十八年享祿元年、海戰に勇あり、建て一國とす、國政勿搦祭亞と同じく、貴族相共に政治を爲し、其中一人を推て主とす、但二年毎に之を更るを法とす、此主となる者、必熱弩亞産にして、英豪の者を選む、位に卽ときは、王冠を戴き王杖を曳、是熱弩亞は王國哥而西加(コルシカ)を有する故なり、上政卿十二員、常に補佐を爲し、其他政廳に署する者四百員、一半世家に出、一半は平士を擧、上裁判の廳に大政卿五員を署す、國主より以下諸政官司を糾し、之を彈劾するを任とす、尤も威重あり、凡政官は歲俸二三萬利楞金貨名、拂郎察の利弗列に准す、に値り、富貴とす、之に反し官府の財は、僅に五十萬利楞の入とす、然ども熱弩亞に一大寶庫、聖熱阿爾傑の典鋪と名くあり、是國中の富豪此に金を集め、之を貸て子利を收むる處にして、他邦の王室も其金を借て、此に大貨財を返し納む、幾多百萬金と雖も、時に當て給せざる事なし、實に他方に未だ有ざる大典鋪と謂べし、

○法敎　羅瑪葛多儷吉法を行ふ、然共若新徒も交易の爲に之を容、又業列復爾默爾德(ゲレホルメールデ)敎徒も之に居を得、

○兵備　往時は勿搦祭亞及他諸國と數血戰して、未だ屈服することあらず、然ども今世は專ら和好を旨とし、唯海岸に大舶數艘を備へ、海賊を防ぐ而已、然ども事ある時は、軍艦二十艘、巨艦二十艘を出す、陸軍は平時五千人を備ふ、大軍には土兵を起すべし、千七百四十六年、熱爾瑪尼亞の軍には、兵一萬八千を出す、熱弩亞の武庫に其兵器を給すと、拂郎察、伊斯把儞亞に與せし時は、毎に兵一萬を以て、二國の軍に從ふとなり、

○旗章　赤色十字を銀地に畫き、王冠を覆ふ、此國の章とす、

魯加(リュカ)

○建置　熱弩亞、福楞察、模德那の間に在、地中海に臨む小國にして、長さ九里、廣さ七里に過ず、其地穀少く、葡萄多く、阿利襪、栗尤も繁なり、土人他の意太里亞人と殊にして、性良順勤格なり、耕墾を勉め、好絹帛毛絨を出す、此地元熱爾瑪尼亞に管す、魯度爾弗第一世帝の時、魯加人一萬二千就加東を出して之を買ひ、初て列坡覩利吉(レポブリーキ)の一國となるなり、魯加府は、郭墻深

壍を環せる整完の府とす、口數三萬許、武庫に工匠二千人常に業を執、粮料七年の貯を藏む、此に賣所の絹帛の類、意太里亞中の最好とす、府中乞丐なし、國事を處置する勿搦祭亞、熱內亞の如く、世家相共に政を爲て、一人を選て首司とし、毎二月に之を替らしむ、法教は葛多備吉法を行ふ、亞爾都傳斯革普を立、直に寶斯の下に係、兵備三百、其内百人を政府の親衛とし、二百人を府城の守備とす、國境の歲入四十萬蘇鳩（貨名、一云過印、意太里亞金貨也、凡英吉利加印四牛九錢加東三に値、）あり、所管の口數十二萬餘、

福樗察

○名義　古名歇多尋律亞、又都斯西亞と云、意太里亞人は、都斯加那と呼、然ども他邦人は、其國名を以て福樗察と通稱す、

○建置　東北は羅瑪と境と接し、西は模德那、尋加に隣り、南は地中海に臨む、此の智爾列泥海（此國の一名、）と呼、長五十六里、廣三十七里、地山河多く、亦肥沃の土あり、諸穀、葡萄、橄、枸櫞、礬石、瑪爾默爾石を出し、溫泉多し、土人舊歇多尋斯西の種族とし、古候に名あり、後羅瑪に服從すと雖も、固其法教を疑ひ、動もすれば爭騷し、羅瑪帝の命に背く、然ども今は人情平穩にして交易を務め、職工を勵み、絹帛、陶器、金花皮を製し、葡萄美酒を釀し出す、他邦の人、其周旋言詞の雅好を稱す、土人の詞、意太里亞中の正音とし、學館あり、常に都斯加那言を習はしむ、此國三府に分畫す、一曰福樗察、二曰碧沙、三曰西那、

○福樗察　羅甸呼弗璘樗祭亞は、此國都にして、北緯四十三度四十六分三十秒、把理斯より東三十六分とす、亞爾諾河に沿て兩區に分ち、四大石橋あり相通ず、城郭完美、意太里亞中の最とす、加列兒第五世帝云、此府は常に穢單を以て覆ひ、唯日曜日に出して人に見せて、之を美とするなり、戶數八千八百、口數七萬、會館八十九、盟社八十四、寺殿百五十二、旅館二十二、市場十七、湧泉七、大門九、街衢石を敷、街上屋を構し道途を庇ふ、堅城三區あり、國主の殿尤も壯麗、美石を砌飾し、金剛石重さ百三十八加剌多（量名、二錢の一加剌多に値、）あるを藏む、歐邏巴中の最大とし、十五萬傳吉斯太爾德兒に値ると、亞爾都傳斯革普の殿、亦歐邏巴中大殿の一とす、殿の外面盡く赤白黑三色の石を以て砌す、嘗て加列兒第五世帝の愛して、套を被ひ之を保

護せんと欲せし所なり、理學の大學校あり、千六百四十三年、（寛永二十年）此學の名士篤利瑟律、初て驗氣管を製し、大氣の輕重を測る、篤利瑟律の水銀管と稱す是なり、書庫に古の把爾葛孟多（古代紙に當る皮）の書あり、千歳上の物とす、必斯多牙は、亞伯尼諾山下の府なり、小銃を造り出す、必斯多楞と名く、

○璧沙は、亞爾諾河の海に入所の地なり、亞爾拔斯多（白色石）、青爾多剌瑪隣（青石、顏料とす）、礬石を出す、又鹽井あり、

此府舊一列玻貌利吉國とす、今も繁華にして交易多し、里福爾諾は公港にして、此に東方諸產の品物、絹帛、綿布、哥喜等を交易し、諳厄利亞、阿蘭陀の商舶、毎歳二回此に到る、

○西那も完整の府とし、舊學校あり、良泉多し、

○國治　初め此地に默弟西斯家と名くあり、良丸劑を製し賣に因て名とす、福楞察にて貿易を爲て大富を致し、遂に府の酋長となり、加列兒第五世帝の時、建て歇爾多夫とし、默弟西斯家に世傳す、千五百六十九年、（永祿十二年）賓斯彪私第五世主、此を王爵に進んと欲す、然ども熱爾瑪尼亞帝、意太里亞中に王國を建べからずとして、終に此を封じて大歇爾多夫とす、歷世之を傳へ、其主楊嘜私多に至て子なく、默弟西斯家の統絶て、伊斯把爾亞の王子動加爾琭、母家の緣に因て之を繼て、千七百三十二年（享保十七年）に、此國の主となる、然其千七百三十三年、（享保十八年）意太里亞に軍起り、伊斯把爾亞王、那波里、齊西里亞の二國を取て、此王子に與へ、福楞察を羅得林日亞侯に取しむ、後此侯熱爾瑪尼亞の帝位を嗣、此に鎭守を置て之を治む、此國の兵賦は、騎步三萬、軍艦三十翼とし、歲租三億蘇嗎度に下らず、聖蘇得賢の義會あり、赤嵌金の八稜十字を胸に掛て章とし、婚娶を許し、人を愛し、貧を救ひ、謙讓なるを約とす、會士四百人あり、國侯此が主となる、

○旗章　金地に六彈丸を畫き、上に王冠を覆ふ圖とす、

羅瑪

○延袤　勿搦祭亞の境、巴靂斯河より那波里の境、鐵剌西那に至る、直徑百十二里あり、亞度里亞海邊安哥那より、地中海濱吉虛答歇西亞に至る、直徑七十五里あるを以て、羅瑪所管の地とす、此部の廣大なる、今一王國の如くなるは、古聖伯多琭より起るに非す、伯多琭は羅瑪に於て、未だ一俾斯革普の如き采地あら

す、公斯端丁大帝の時、第三百二十四年、（仁德帝十二年）始て實斯悉爾歟斯的兒に、聖者伯多珠の遺什、幷に羅瑪府を賜ふ、當時此を大帝の賚と稱し、世に榮とす、然其實に一小邑のみ、而後歷世の實斯、漸く城邑を增得たり、第八百年代に、拂郎察王揀勿那一郡を實斯に附するが如し、那波里は一王國とするも、猶實斯より借所とす、

○土人　土俗他意太里亞諸部に異ならず、世人思に、實斯の部下は敎士を主司と爲が故に、庶民幸福を得事、天下の最初たるべしと、然ども之に反して、其政苛細にして、人々自ら保ち難しとす、意太里亞中に行旅するに、實斯部下の地は、庶民の貧困を見て、問を俟ずして之を知べしと、羅瑪の部下の如此貧なる所以は、凡穀を此地に輸する時は、實斯家の吏胥、先之を買、其價大抵半を減じ多く之を取、而して之を賣に、價高く、少く之を出す、故に土人の諺に、大父恩なし、唯自ら大蒸餅を喫すの怨言あり、

○區分　十二部に別つ、其中に亞伯尼諾山橫阻し、兩側に諸郡を置、一曰甘把觚那弟羅瑪は、地中海に瀕し、智白爾河より那波里の境に至る間とす、夏至より秋分に至るの間、時氣候甚だ惡く、土人少し、此地古名刺智奴謨とす、羅瑪都は北緯四十一度五十四分、把理斯の東十度二十分の經度とす、此府は耶蘇降世前七百五十年に、撒模略斯なる者の建る所と云、舊羅瑪帝の都とし、今より大さ三倍し、歐邏巴中の大都たり、今此に大門十八、高塔三百、大橋六、寺殿三百あり、口數は千七百五十五年（寶曆五年）の記に、十五萬三千三十六人と、其中に宮司二千七百三十六人、僧侶三千九百六十五人、尼女千九百零一人あり、別に若鄧徒一萬二千人は前數の外とす、七山上に都を建、敎王實斯の大殿三處、一を華智加盎と名く、冬居の處とす、堂房五千區、三大步廊を以て相通ず、此に書庫あり、古典籍を多く藏む、二を蒙的葛花盧と名く、夏居の所とす、三を剌的辣諾と名く、聖王函の殿あり、實斯即位の所とす、聖伯多珠の殿は最美最大にして、瑪爾默爾美石を砌成す、長さ八百四十尺、廣さ七百二十五尺、高さ三百尺とす、殿前大市場あり、美石柱高さ七十二粤爾（度名曲尺二尺餘）あるを建て標とす、聖俺僕珠と名く城あり、其他は北都は總て要害を設けず、貧院病院寡婦無告の者、終身嫁せざる女等の爲に、各撫養の院あり、

又學館には法敎典、古舊史、地理、圖畫、皆區を別にし、館舍あり、二曰把多里模尼窩は、智白爾河の西側地中海に瀕す、此に諸穀、葡萄酒、油、礬石を出す、吉虛答歇西亞は、公港にして商館多し、三曰加斯多珠は、福楞察に境する地なり、土人加斯多珠府の偉斯革普を弑すに因て府を毀ふ、四曰窩爾虛多は、前處の北に在小都なり、五曰孛爵其亞、六曰蘇玻列多、共に肥沃の地とす、特に鐵爾泥の地方を最とす、一歲四秋ありと云、七曰沙毘那は、那波里に境す、八曰瑪爾苦俺格那は、亞伯尼諾山を背て、亞度里亞海に臨み、那波里に境す、諸穀、麻苧、蜜、蠟等饒多なり、土人性頑愚にして、瑪爾苦驢の議あり、然其寶斯悉吉都第五世主は、此地の產なるを以て、此に學館を設て、專ら土人を敎化せり、羅勒多に聖母瑪利亞の室あり、天神の移し置所と云、大殿を造て其内に安ず、聖母の天孫耶蘇を抱ける像、聖者魯加斯の作る所とす、其像香木を以て彫、高さ三尺許、顏色錄の如く、衣色金の如く、天孫に白襯を被り手に地球を執、常に香火に烟薰すれ共、總て黯とならず、贍禮の行旅常に斷ず、九曰胡爾偉諾は、瑪爾苦の北西亞度里亞海に沿ふ地なり、十曰羅瑪觚那は、前に都の北西に在、十一曰勃諾尼亞は、前都の西模德那、福楞察に境す、千五百十二年、永正十年、寶斯需柳斯第二世王、勿搦祭亞人と戰ふ時、此地を取て特に恩德を土人に施し、之を服從せしむ、故に此都の土人、他處の治の如く貧困ならず、勃諾尼亞一名勃盧偃那とす、の府は、北緯四十四度二十秒、把理斯より東九度に在、葛西尼の測量法、意太里亞中繁華の一都會とす、口數八萬、寺院百七十九、大市塲の傍に府尹の第あり、街上栒櫞樹を列植し、馥郁愛すべし、名譽の大學校あり、生徒一萬を置べし、此に絹帛、烟草、石鹼、豕脯を販ぐ、巴鐸斯河より溝を通じ商賈輻湊す、一種小狗あり、意太里亞の奇品と云、十二曰歇剌々は、勿搦祭亞に境す、土壤肥腴なりと雖も、政治苛刻を以て、人口少しとす、

○國治　寶斯は、世事に於ては一箇自立の邦君とし、敎事に於ては歐邏巴法敎中の大父とす、宰輔七十員あり、葛爾弟那兒と號す、寶斯は葛爾弟那兒の中に選て之を立、其衆の稱擧三分の二を得所の一人を推す、熱爾瑪尼亞帝と雖も、其選擧の事に關する事能はず、昔は葛爾弟那兒は、他國の產と雖も皆其選に由て、寶斯の位に登る、然ども二百年來は、唯意太里亞產の

人を用ゆ、寶斯は自ら萬爾弟那兒の人を選む、此を歐邏巴中に弘く求め、名實を考察し之を任ず、郡邑を統宰する者を勒嗹智と名く、五員あり、各處に分居す、諸邦に置の監官あり、濃齊と名く、勿能、那波里、都林、福楞察、把理斯、里西波亞、麻度律多、瓦爾西加、勿搦祭亞、貌魯瑟兒、荷楞等の羅瑪教の列國に遣なり、但普琭的斯當多教の國には之を置ず、羅瑪所管の郡邑を、總て歳額五億僦吉斯太爾德兒に下らず、此外獻贈課金は定數なし、兵備常に二萬あり、又都兒格を防ぐ軍艦を備ふ、寶斯の部下に他教あらざるべしと雖も、其部に若鄧の徒一萬二千あり、別に寺を建て其法を行ふ、應祈斯直の法も、羅瑪に於ては甚だ嚴ならず、一廳あり、此に全世界の語を集め鏤刻して、密悉窩那利斯（天下を歷遊し、教化を傷る教士を稱す、）に分ち與て、天下に遊歷せしめ、教法を弘めしむ、往時より寶斯たる者、其血屬に寶斯の財貨を私せしむるを、此國の弊習とす、

旗章　三重冠の下に、青地に一星と、金の圓材を畫く、此外に寶斯自家の章あり、

布列西弟（以下六小府、）

福楞察の海濱に在、伊斯把備亞人に屬す、

碧雄比諾

福楞察海濱の北西に在、

法而搦塞

寶斯管内加斯多琭の中に在、

把勒斯多利那

羅瑪部内に在、

貌辣沙諾

此名の湖傍に在、

瑪利諾

胡爾俾諾と羅瑪觚那の間に在、小列玻貌利吉國とす、僅に一城七邑と雖も、世一國を爲し、世家の中一人を立て首司とし、每歳相替て事を執なり、

那波里

○方置　此國は意太里亞下部にして、三面は地中海に圍て島の形を爲し、唯一方羅瑪の境に接す、最長は百七十里に至り、最廣は四十四里に過ず、但此海濱は亞爾弟爾、都尼素、得里波里等の亞弗利加賊船往來し、又都兒格國の軍艦横行するを以て、常に其侵掠の懼ありとす、

○風土　亞伯尼諾山國中に春の如く亘り、其南西と

其北東の兩側、戯臺の布置に似、大陽に射られ、非常大暑熱を起す、又部内に火山火坑あり、土腹溫熱甚しく、花果春早く、是故に諸穀、枸櫞、橙、石榴、扁桃、蜜果、太德兒(ダーテル)（鐵蕉の類）、老利兒(ラウリール)（桂樟の類）、椰樹、滿那、泊夫藍、胡椒、茴香、麻苧、木綿、砂糖、油、蜜、蠟饒多、葡萄酒殊に美とし、銘として天主淚と謂、熱爾瑪尼亞人嘗て此酒を甘し、賛して天主新淚を此地に落せる乎と云に起る、又鐵礬石坑あり、獸畜鳥魚も乏しからず、馬最も良品と稱す、但氣候多く不平和にして、疫疾流行し易く、千七百三十三年（享保十八年）、及其次年の如き、疫に因て斃る者數千萬を計ふ、又鬱熱の氣毒蟲多く生じ、旅客亭中索を以て臥牀を懸て之に臥し、以て刺螫を避、地震甚しく數あり、動もすれば闔鄉を倒覆する變あり、

○民俗　此國には諸邦人雜居して、一種弊惡の俗を混成す、其士夫は漁獵に流連し、駕乘に盤遊するを樂み、市民は專ら演戯に耽娛し、女淫行多く、男反て嫉妬す、往時は此に放逐流離の輩尤多く集り、賊徒各黨を結て劫掠し、毒藥を餌し人を殺す、此が爲に國中行旅絕、郵驛空しく、書を他處に送るに、高價を以て之を購るに非れば、使役せらるゝ者なきに至る、當時勿揭祭亞人の此に居者、計を設て賊徒をして相互に毒すと謂しむ、此に由て黨與漸く相疑ひ稍相離る、又府尹噶爾卑(カルビリ)賊徒の巢穴を探り、其糧用を奪ひ、其黨四千人を囚ふ、是を以て旅途始て平安なるを致す、

○區分　四道に分ち、每一道を三府治に屬す、

第一道を的爾剌(テルラ)、辣勃里斯(ラボリス)と名く、盤爾欽尼海(チルヘニ)と羅瑪の境に界す、古名甘把泥亞(カムパニア)、歇利吉斯(ヘリキス)と呼、福地の義とす、土壤肥腴にして、意太里亞中の樂地と稱す、那波里、羅甸呼納波里斯(ナポリス)、又納百爾斯(ナペルス)と云、此國の都とす、北緯四十度四十八分、把理斯の東十二度二十分、猗斯的爾覃(アムステルダム)と時差三十九分早とす、府の周廻七里、別郭七處、其中剌西亞牙は、海濱にして尤も繁華なり、此都交易の便宜を得、商賈輻湊し、專ら絹帛、油、石鹼、酒、石、硫黃、蜜果、香水等を販ぐ、口數三十萬餘、城壘三處、衢陌廣直、敷に方石を以てし、家屋大抵石を砌し構築す、港深廣にして大舶五百を容べし、埠頭に高燈臺を置、寺殿の壯麗羅瑪府に讓らず、大學館あり、但大地震數々にして、大殿高堂も崩頹を免れず、歇須休(ヘシユヒウ)は火山なり、那波里の東三時行程、兩峯あり、北峯を最高とす、海面より高さ一千六百七十七尺とす、

南峯は常に焔を發す、其火坑周り五百爾度（凡十二尺を一爾度とす、）あり、此坑烟焔を出し斷ざる時は害災なし、若煤灰其火孔に窒り、烟焔出ざれば地震の前兆とす、布理奴斯（人名）此山の考說あり、千七百五十一年、（寶曆元年、）より後三年間、此山燒る甚しく、礦石熔沸迸流して大災あり、山麓に好葡萄を生じ、白赤二種の酒に製し、尤も美味の名あり、那波里より玻須阿盧に至る石山洞道あり、長さ意太里亞里の一里、廣さ三軌あり、洞中暗く土氣滿ち之を過る者鼻口を掩て行べし、此道は往昔羅瑪の軍將尹瑪爾斯、十萬の役夫を以て十五日間に之を鑿通すと、此部に温泉多し、第二道を亞親衍卒と名く、亞伯尼諸山を背て、亞度里亞海に臨む所なり、諸穀、葡萄油、及酒夫藍を出す、亞匹剌、西智、模里塞を三府治とす、第三道を亞玻偏里亞と名く、意太里亞地形沓に似たる後踵の地なり、氣候熱燥河川少し、土人瘦たり、然ども果實能熟し美味多し、此地に毒蛛の答蘭都羅と名くあり、之に螫らる者を治するに音樂を奏し、患者を舞踊せしめて之を療すと云、然其今此中毒を、別に一種の疾と爲ふと、

亞丙蘭多は、海に背出せる地にして數々鑫あり、然其鳥之を唱ふ、此鳥は他處に見ざる者と云、此部海賊の難を患ふ、第四道を加辣貌利亞と名く、意太里亞地形沓に似たる前趾の地にして、齊西里亞と海峽を隔つ、牧野肥沃、畜富饒なり、又油、蜜、絹帛、滿那を出し、鹽、鐵、銀坑あり、勒入裔は、齊西里亞と隔つ海峽に臨む府なり、

○國治　此國は數々變革して、一主に相續せず、其事は國史に詳にす、千七百三十三年、（享保十八年、）波羅泥亞王位の爭に因て、歐邏巴諸邦の戰起り、意太里亞國の兵亂特に甚しく、當時巴爾瑪及比亞栓雜の歟爾多夫、（伊部）（斯把爾亞王子動加爾栓斯、）伊斯把備亞の軍を以て、那波里及齊西里亞を併せ、後終に之を有てり、此國は元羅瑪寶斯より借所の地とするが故に、那波里王位は寶斯より位を定る禮命あり、是を以て此國王より、每歲羅瑪の伯多琭及寶琭の祭には、政卿をして白馬と金六千就加東を幣とし、寶斯に獻ずるを例とす、

○法教　葛多備吉法にして、亞爾都偉斯革普二十一員、偉斯革普百二十三員、其他社會一百餘あり、總て其俸祿金七敦に過、殆んど國國財賦の半に値るなり、但千七百五十一年、（寶曆元年、）寶斯の命を以て國中寺院の

數を減せしむ、此地教官僧侶の風習甚だ輕薄にして、他邦の人より之を視ば、方外の所行たり、若鄧の徒は、加列兒第五世帝の時、總て此國より逐斥し出せしが、千七百四十年、（元文五年、）勤加爾律斯王此地の交易を勸むる爲に、若鄧徒を許して、五十年間此地に居て、其法を公行すべきを准令す、爾後歷年已に其限に至り、又再び五十年を准令す、此に由て今若鄧徒は、此地に於て忌憚あらず、那波里に守護神とする牙扭亞柳廟あり、是第三百零五年、（應神帝三十六年、）此國會協乙鄧教にして、耶蘇教徒を追捕せし時、白搦縣多（地名、）の教師なり、共に捕はれ刑に臨で、天を仰で彼の兇暴を歎くに、會其言に感じ、忽ち自ら悔て之を発す、是に於て耶蘇教徒衆口之を替揚す、協乙鄧徒之を聞て、大に怒て更に執て之を殺すと、那波里人其首及其血を、玻璃器に納め神靈とす、僧侶は歇須休山の發焔をも、此神靈の所爲とし、愚惑の輩之を妄信す、義會に牙扭亞柳會あり、貴族より之を選み六十員に滿、國王自ら會主となる、

○財賦　此國の財貨の半は、教官僧侶の供給に費て、餘す所七數の金に過ず、此を分て城邑守備官吏の需用とし、王府に納る幾く少きを知べし、國中歇爾多夫百員、福爾斯多六十員、瑪爾古瓦剌弗百員、拔龍千餘あり、其供奉亦大なり、且加列兒第五世帝の時より、熱弩亞人の此國に貸所の債數億ありて、其息として熱弩亞に輸する金亦夥しとす、然共勤加爾律斯此國に王たるより、國財を貯る新良法を立、千七百五十九年、（寶曆九年、）嗣王に國を讓る時、已に舊債を遺し傳ることゝなしと、故に其法制書を、永く後嗣に傳へしむるの法とす、又軍賦の法を修め、千七百五十九年の大閱に、那波里齊西里亞の兵、三萬一千五百二十六人とす、此を騎八隊歩十六隊に分ち、兩總督に統轄す、軍艦も亦許多あり、

○旗章　王冠の下に、金百合花を靑地に散敷す、

齊西里亞（以下諸島、）

○方置　此島は王國と稱し、那波里の勒入窩と一海峽を隔つ、東西長さ七十五里、南北廣さ五十六里、周廻千百十二里とす、北に華珠岬、南に扒沙珠岬、西に蒲阿岬あり、三尖角をなす、海峽廣さ僅に一里、然共齊西辣礁と加利貌弟斯旋渦峽中に在て、最も航し難き危路とす、又勒入窩府より此海上を望むに、時あり

て空中に大戯臺を現出し、或は須臾に變じて宮殿樓閣を現し、或は檜杉大林、或は城市街陌を變現し來る、實に奇觀とす、但此國の對向する亞弗利加海濱には、格爾撤連と名く海賊あり、數々此に來て侵掠するの患あり、然共聖揚の義會を瑪兒達島に置の後は、頗る此猖獗を鎭靖することあり、

○風土　氣候土宜那波里と同じ、但此國は特に田圃に宜し、古羅瑪人此を意太里亞の倉廩と謂、默西那の濱に赤珊瑚、及蘇巴太と名く美魚を捕、其他葡萄酒、蜜、蠟、酢、鹽、絨毛、繭絲、泊夫藍、諸玉石、瑪瑙、玻爾背爾、雅私必斯、蘇馬剌偏多、及蝎毒を治する藥石等を産す、概して言に、此地の富豐なること、土人租税重過なるも、猶生産に足を以て知べし、唯大地震の數あるを此國の不幸とす、土人の性良善とせず、特に默西那を甚しとす、往時は葛答搦亞府の學館に於て、文學性理を講習すと雖も、近時其地の大災ありし後は此も廢し、猶稀に學に志す者は、羅瑪に遊學する而已、

○區分　全部を三道に分屬す、

第一を法里斯、德模那と名く、府城百八十、口數一億三十萬零二百四十二と、近時の記する所なり、默西那、羅甸呼默撤那は、大都にして富庶整完、商賈輻湊す、四の別郭あり、口數六萬許、公港あり、形半月の如し、地中海濱中無危の澳とす、阜埔長さ千歩、其上に燈臺を標す、港口大旋渦の危きありと雖も、航海に習る者は其難を免る術を得、塘頭堡壁を置て守備す、大旅館尤も壯宏とす、伊斯把偏亞人、此に都兒格商舶の入を許し交易を進む、葛答搦亞も大府にして學館あり、然共千六百九十三年元祿六年、大地震し、家屋倒覆し、或は海に陷沒し、或は亞答那山の焔に灰燼し、死者二萬に及ぶ、爾後之を覆修し、今口數一萬六千許あり、亞答那は火山なり、山の中腹火竅あり、焔烟を發す、山頂は歳中雪多し、山麓は好葡萄を産す、山の焚る甚しき時は、其害周邊數里に被る、千六百六十九年、寛文九年、千六百九十三年、元祿六年、の如き、尤も甚しく、其後山の著しく陷入せるを見る、第二を法里斯、搦祭那と名く、府城五十五、口數三十萬に過ず、際棘鳩沙は、古國王の都なり、名譽の亞而幾黙得は、此府の人にして、火鏡を鑄て敵船を燒しと、古羅瑪軍に圍まれたる時なり、今府中大家は多く地震に崩壞す、千七百十八年、享保三年、此海上にて諳厄利亞人大戰して、伊斯把偏亞

人を敗り全島を奪ふ、後千七百三十五年、享保二十年、伊斯備把亞人に之を復す、第三を法里斯、瑪羅棘と名く、府城百十七、口數四十七萬餘、巴勒爾模は大府にして古國王の都とし、今管總司の居所とす、學館あり、然ども數地震兵火を歷て、今甚だ衰ふ、答剌巴泥は、島の西隅にある府港なり、此に珊瑚を產す、海中礁上に小樹の如く生じ、土人之を取こと、他所の蠣を捕が如し、

○沿革　千二百年代に、羅兒滿弟家に那波里、齊西里亞二國を有て、齊西里亞王と稱す、千百九十四年、建久五年、其王微爾檢弟三世に至り、唯一女公斯瑞智那を遺して卒す、熱爾瑪尼亞汾度律吉第六世帝其女を娶り、弗列度律吉第二世を生む、是を以て此二國を熱爾瑪尼亞帝に傳ふ、然ども羅瑪寶斯は、熱爾瑪尼亞人を其隣境に置を欲せず、此二國を拂郎察の王子加列兒に讓るべしとし、彼をして之を取しむ、此が爲に慈哇榜歟・爾多夫、帝宗の國侯、兵を帥て意太里亞に入に、戰利あらず俘となり、千二百六十六年、文永三年、寶斯の命を以て、那波里に於て之を斬せしめ、拂郎察人遂に此國を取、然共國人に遇する暴多きを以て、千二百八十二年、弘安五年、國人亂を起し、一日の内に盡く拂郎察人の此に居者を殺し、二國の人共に伊斯把備亞王に屬從す、此より四百年餘を過て、伊斯把備亞加列兒第二世王の、千七百年、元祿十三年、に卒すに至り、拂郎察非利布斯第五世王、又此國を攻取と雖も、前代の亂を懲み、千七百十三年、正德三年、如多列若多阿闍陀地名、諸國王の會議、に於て、此國を沙勿牙歟爾多夫亞瑪陸斯に與ふ、但那波里は、此時熱爾瑪尼亞加列兒第六世帝に之を取、故に此時は那波里、齊西里亞分て二國の治に從ふ、爾後千七百十六年、享保元年、に至り、熱爾瑪尼亞帝と伊斯把備亞王と戰起り、伊斯把備亞人、齊西里亞及撒而地泥を攻て之を奪ふ、沙勿牙家の力齊西里亞を復すること能はず、故に沙勿牙家齊西里亞を帝家に獻じ、撒而地泥を替取んと請に由て、熱爾瑪尼亞人諳厄利亞の軍艦と共に、水陸より齊西里亞を攻め、伊斯把備亞人を逐て之に克、此より帝家に屬して、總司を置て之を治む、後千七百三十三年、享保十八年、に至り、伊斯把備亞王子動加爾婁斯、之を取て終に定て今に傳ふ、巴勒爾模に總管を置て之を統宰す、

○法敎　國中總て羅瑪葛多儞吉敎の外に、別派ある

を許さず、又此島は自立王國とするを以て、昔より寶斯の許す例に從て、闔國の僧侶教官を、國王の政府に屬し、悉く王命を以て、之を進退指揮するを得、

○租入　國中の歳租に億邏吉斯太爾德兒あり、此中より諸司官防戍の需用を給す、乃ち王府の所藏多からざるを知べし、別に法斯登底度（祭日の名）の課金十萬太爾德兒を收む、然其此金は常に亞弗利加海賊の備とする軍艦の費に支給す、蓋此國の財猶此に盡すとせず、如何となれば、一には僧侶常に財を貪り自ら厚す、二には商賈妍闘甚だ多し、三には土人怠惰にして織工を務ず、唯繭絲のまゝに他邦に賣與す、此等を以て其財の費耗多しとするなり、

○政治　一を軍政廳とし、諸獄爾多夫福爾斯多瓦剌非及貴族名家を之に屬す、二を法教廳とし、亞爾都俾斯革普、俾斯革普を屬す、三を租税廳とし、諸郡邑を屬す、

○旗章　王冠の下に、金地に十字と、上下に四赤柱、兩傍に赤嘴黑鷲を銀地に畫く、

撒而地泥亞

○疆域　此島は南北六十五里、東西二十里、形足跡に似、周廻百八十八里、其南隅答福剌琭岬は、北緯三十八度四十分、其北隅は四十一度とす、

○風土　諸穀豐饒にして、又葡萄、阿利襪、橙、拘櫞の類に乏しからず、海に撒而題能（魚名）、赤珊瑚を產し、牧に牛羊諸獸及馬あり、形小なれ共健强とし、亞支那里亞の邊に鵞鼈尤多し、但泥澤の處多く氣候良ならず、往昔は土人も鄙野にして、羅瑪人常に罪囚を放流する處とせり、然ども後世風俗大に改り雅正となり、加列兒第五世帝は此土俗を賛し、帝都を置べしと謂へりとなり、

○區分　全島を三部に分つ、其北部を葛觚利亞里とす、此に葛觚利亞里、羅甸呼葛剌里斯、土人葛璐里と呼、此國の首府にして頗る大且完整、口數六萬許、總管此に居、學館及亞爾都俾斯革普あり、縣あり、阿蘭陀の商船多來て貿易す、其南部を略瓦里、一名略臥度里とす、此に薩撒里府は　口數凡三萬、湧泉の美觀とするあり　此外に小島嶼四十あり、

○沿革　往昔は羅瑪帝家に屬し、後亞弗利加人に取、又寶斯に管し、最後伊斯把儞亞の有とし、四百年餘を過、千七百零八年（寶永五年）に至り、諳厄利亞人之を奪ひ、

千七百十七年、（享保二年、）伊斯把儞亞人再之を取、千七百二十年、（享保五年、）薺西里亞に替て　此を沙勿牙家に屬し、今撒而地泥王、此に總管司を置て治をなす、

○法教　葛多儸吉法の外に他を許さず、應祈斯直（インクイスチー）の廳を置、但政府の命を得ざれば、擅に追捕するを得ず、

○租入　此國の租入元寡とせず、但此地の政府、貴家、教官、應祈斯直等の需用錢粮、甚だ多く費へ、且防備の供給も亦少からず、故に王府に餘す所は幾許ならず、唯王國の號を以て、此島を有つを榮とす、

○旗章　撒而地泥と沙勿牙の兩記標を合し用ゆ、

哥爾西加（コルシカ）

○延袤　此島も小王國とす、南北四十六里、東西二十一里、周廻百三十一里とす、撒而地泥の北に在て、北緯四十一度と四十三度の間なり、撒而地泥と一狹海峽を隔つ、

○風土　土壤肥腴ならずと雖も、平地は小麥、麻苧を生じ、岡阜は葡萄を生じ、哥爾西加酒と稱し、諸方に輸す、寔果、扁桃、阿利襪、栗樹多く、馬を良とす、其他肥羊鹿野牛等、又良材木多く、熱努亞人船材を此に取、又田犬の大さ諳厄利亞の禿歇（ドウヘ）（大犬の名、）に似たるあり、山に銀、銅、鐵、鉛を出し、海に美魚、珊瑚を出す、

○土俗　人性獷悍にして怨恨尤も深し、意太里亞人の言に　若人一回哥爾西加人を疵くれば、其生死に關せず自ら安ずべからずと、是其恨子孫に傳へ、早晩必ず仇を報ずるを謂、往昔は海賊の巨魁たるを以て、今も猶巴爾巴里亞（バルバリア）の海賊を哥爾沙楞と呼、故に其俗鄙野尤も甚し、然共兵卒となすに宜し、是故に拂郎察、意太里亞の諸邦、之を購て兵卒とし、寶斯も哥爾西加產の兵卒を以て、其親衛に置、

○區分　國中山嶽聯綿して横に亘り、其兩側に郡邑を分つ、山の北東側に拔斯祭亞城あり、北東海濱に在、此國の首府とす、堅城大港あり、口數凡六千、熱努亞より置所政司之に居、千七百六十四年（明和元年、）の風說書に、當時の土寇此府を奪て之に據と、葛爾非は西邊に在小府なり、拂郎察軍士嘗て此處の天度を測て、北緯四十二度三十一分、經度把理斯の東三十分なりと、山の南西側に、亞牙西沃（アヤシオ）府は好漁あり、熱努亞の富賈多く來り居、

○沿革　此國第八百零六年（大同元年、）に、熱努亞人此に住す

る亞弗利加人を逐斥して、之を取て有とし、此より熱弩亞に傳へ、此に總管の政司を置、二年代滿し之を治む、然るに近三十年來、全島の口數凡十二萬ある中に、强半黨を結て熱弩亞に叛き、寇を起して騒亂止す、國中甚だ荒蕪す、初め千七百二十六年、享保十一年、土人政司の苛酷を訴ふ、爾後千七百二十九年、享保十四年、政司新税を斂むの令を下す、是に於て土人復騷亂し、終に熱弩亞人より、熱爾瑪尼亞帝の救を請て、其亂を靖し、土人の訴る所は、一二三を免して之を撫循し、暫く静なるを致すも、千七百三十五年享保二十年、に至り、土人又叛て相黨し、熱弩亞の制を離て、自立せんと欲し、璞福弗地名の小侯鐵阿兎略を迎て、此島の主とし、王冠を進め哥爾西加王と爲す、鐵阿兎略も計て土人を服せしめ、王位を固くせんと欲し、出て他邦に助を請て兵備を爲す、土人此が爲に勢を得て、王に請て抽税等の制を寛にせしめ、各自己の利を擅にす、是に於て熱弩亞人、拂郎察國に助を請ひ、軍を帥て來て、鐵阿兎略の黨を討て之を平ぐ、鐵阿兎略は、去て諳厄利亞に行、其兵を借て復哥爾西加に入、然共土人等熱弩亞人と和を爲に由て、鐵阿兎略又之を去龍動に往き、終に其處に客死す、爾後土人常に熱弩亞に服するを欲せず、又撒而地泥王に從て、熱爾瑪尼亞の政廳に訴へ、此島の政治を舊式に復せんと請ふ、是熱弩亞人の欲せざる所と雖も、亦之を拒事能はず、千七百五十五年、寶暦五年、土人又熱弩亞人と爭ひ黨を聚め、琭斯祭諾地名、の名族巴鄂利を推て會首とし、兵勢を張て諸府城の熱弩亞官司を攻め、熱弩亞人は全く此國を失ふべき勢たりし、

○法教　羅瑪教の外、厄勒祭亞教を奉ずる者あり、僔斯革普五員、寺院七十餘あり、

馬兒達

○建置　此島は古は亞弗利加に屬す、今此を歐邏巴に係、北緯三十六度に在、齊西里亞の南隅扒沙琭岬を去三十二里許、長さ七里餘、廣さ三里餘、平方十六里ありとす、土地礁石多く、石灰に燒べし、中央の地少く、田園穀を生じあり、土人粮料大抵齊西里亞より之を取、嘗て齊西里亞より肥土を載て此地に培すと雖も、乾燥し風に吹散し徒を爲すと、然共木綿、葡萄、諸果を產す、暑熱尤も甚しとす、土人齊西里亞人と俗を同す、言語は亞辣比亞語の變せる者に似て、亞弗利加

海濱の人と同じ、貴族は意太里亞語及服を用ゆ、口數凡六萬、其衆此小島に過たり、府を華列的と名く、城あり、島主の殿及病院構築頗る壯宏とす、其他島上處處に堡城あり、馬兒達の北一里許に哥彌諾島あり、小なれ共肥沃とす、堡あり、弗利窩爾海峽の守とす、又我朶島あり、哥彌諾と半里を隔て、又其北に在、馬兒達を四分する大さ、土地肥沃にして、歲額二萬五千蘇爾度を收む、戶數凡三千、此二島共に馬兒達の主に屬す、此主は聖玉函會（聖揭會とも云、）の主にして、古は如德亞に在、後樂德島（又氏作羅得、）に主たり、後又甘的亞に移り、終に羅瑪に歸し、寶斯此を斛的爾勃に置、千五百三十年、（享保三年、）加列兒第五世帝、始て馬兒達を會主に與へ、之に主とし、意太里亞中の一福爾斯多に封ず、租入總て十萬格算、（銀八錢を一格弄に値、）部下の會士は熱爾瑪尼亞、拂郎察、伊斯把儞亞、波爾杜瓦爾、意太里亞等諸國に散在す、之を集むれば一小王國の軍を成に足、然共常に唯三千の士を置、此會士は黑服に白色八稜の十字を左脇に畫し、胸上に金十字を掛、皆婚娶を禁じ、貞儉を守り謙遜にして、諸教派と和好するを會約とし、但都兒格人と交らず、務て之を排拒し、常に軍艦を艤して、都兒格、及巴爾巴里亞、都尼斯、亞爾弟爾、得里波里の諸賊船を防禦するを主とす、會主は政治を統、幣を鑄、死刑を斷ずることを得、世傳せず、賢を推して之を立、此會を建て以來、既に六十代を歷たりと、旗章は歐爾多夫の金冠、下に銀八稜十字を赤地に畫き、玫瑰花を彩散す、

利巴里亞諸島

此諸島は、齊西里亞と那波里の間に在、共に齊西里亞に屬す、島中火山多し、總て十島あり、

的列米答那諸島

亞度里亞海中に在、那波里に屬す、總て三島あり、

輿地誌略卷之三終

輿地誌略卷之四

波羅泥亞

○名義　此國の方言に平地を波列と云、此國に山少く、平坦なるを以て云爾、

○疆域　西は獨逸都、悉列西、蒲郎鄧勃爾瓜、波模默楞に接し、北は孛漏生、佑爾蘭陀、禮勿泥亞に境し、南は翁加里亞、甞孜別爾件、都兒格に鄰し、東は魯西亞、格歯更、小韃而靼に界す、其東西四百五十里、南北三百七十六里、

○大河　脺私黜刺河は、悉列西より出、孛漏生、波羅泥亞を過て東海に入、底刺斯河は、喀爾巴祭山より起り、都兒楷を經て黑海に入、杜揚布爾河は、斯模楞斯哥に起り、南流し黑海に入、杜亦孥河は、魯西亞より出、此部を經て里瓦に至り、東海に入、

○風土　此國は平地にして、喀爾巴祭山の外に山なく、土壤肥腴、良田牧場林叢多く、土人生產に足、小麥、稞麥特に豐饒なし、脺私默刺河より蕩咄矢弗に運し、牧野に馬、牛、羊、家繁滋し、此を近隣に販出し、特に牛を獨逸都に送る、一歲の數計るべからず、林に蜂蜜を出す饒多にして、土人蜜を以て瞨㮽（蜜にて作る飲料の名）を造り、麥酒、葡萄酒よりも貴す、又胡椒、糕に名あり、蠟を意太里亞に輸する、每歲金數敦（とこ量名二千封度を一敦とす）に値る、蜜を產する多きに由て、林中熊も多く、之を捕て脂皮の利あり、𣰰毛を獨逸都に輸する、每歲百千苞に下らず、其他は鹽を出す尤も多く、翁加里亞に界する山に、銀、銅、鉛、鐵の坑あり、

○區分　三大部とす、一大波羅泥亞、二小波羅泥亞、三里都亞尼亞とす、

第一大波羅泥亞　羅句呼ポロニアマヨルは、孛漏生に境する地なり、此に三部を有す、卽ち本地大波羅泥亞、格牙盧、瑪索盧是なり、本地には卜私南は、稞爾答河傍に在府城にして、複塘深塹あり、學館社院あり、加里斯は、玻祿斯那河の府なり、衙廳を置、厄涅斯那は、舊大府にして、亞爾都牌斯革普之に居、悉刺入應は、稞爾答河に在府城なり、孛咄里杲は、舊王城なり、格牙盧は、脺私黜刺河傍にして、孛漏生に境する地なり、格稞西を首府とす、瑪索盧は、里都亞尼亞に境す、此地諸穀に豐なり、稞爾矢高を首府とす、北緯五十二

度四分に在、悉厄斯蒙鐸第三世王以後は、此を王城とす、胼私黜刺河に沿好大の府とす、壯宏の王宮、武庫、旅館、寺殿共に美なり、幼童の學館、書庫あり、

第二小波羅泥亞一名羅伺呼ボロニアミノルは、胼私黜刺河側の地にして、其北東は大波羅泥亞に接し、南は翁加里亞、西は悉列西に境す、此を六部に分つ、即ち本地小波羅泥亞、二塿旋、三福爾匪泥、四波多里亞、五波獨剌西、六育加來涅是なり、本地は喀剌高を首府とす、北緯五十度十分に在、胼私黜刺河濱の平地に在て、大にして濶き街衢、石造の家四五層樓を構す、王城は礁上に築く、王宮は堺壁を環し、府外に堅塘深塹を圍む、府外前郭二處、舊波羅泥亞全部の總都とす、徹里斯嗒に鹽坑あり、歳に六十億封度の鹽を出す、嘗て此坑に火を發し燒る久しと、塿旋一名小魯西亞は、杜泥斯的爾河と杜搦布爾河の間より、胼私黜刺河に至る地にして、往昔は魯西亞人の有とす、一大國にして、里都亞尼亞境より杜搦布爾河に距り、東は結檢巴窟山を以て魯西亞と阻し、西は翁加里亞に彌す、古の赤魯西亞、白魯西亞を兼有す、白魯西亞は、今は里都亞尼亞部に係、檢別爾飯、一名勒阿波里斯は、富庶の府にして、亞爾都隣斯革普ありて其政教を司る、福爾匪泥は、土壤最肥腴にして、土人此を乳蜜を出す土と稱す、波多里亞は、都兒格に境す、喀彌涅西亞は、防戍の堅城とす、波獨剌西は、里都亞尼亞に境する地なり、育加來涅は、都兒格、韃而靼、魯西亞に界す一大部とす、今此を波羅泥亞と魯西亞に分屬す、此地に格薩更と名く種族あり、原黑海の後に住す、而後繁滋して此地方に蔓延す、此輩身體強健にして堪忍性、且弓箭に巧なり、但暴戾掠奪を好む、然其近時は嚴戒せられ、其惡習を革む、又胖嵩刺と名く樂器を善す、始め不覊の徒たるが、今は近鄰國王に屬し、各其隊將に統率せらる、大別二派とす、一は撒波羅派、二は屯河派是なり、撒波羅格薩更は、杜搦布爾河の黑海に入處に住する者を謂、屯河格薩更は、屯河の黑海に入處に住する者を謂なり、此輩は今魯西亞に服屬す、撒波羅格薩更は、千五百七十六年、（天正四年）波羅泥亞斯爹賢王之を服從して、杜搦布爾河邊の地方三十里餘を彼が居所とし、毛皮四萬張と就加東（貨名）四萬を其歳額とし貢せしめ、又兵四萬を賦とす、是を以て都兒格を防禦す、如此に六十年所を經て、波羅泥亞人と格薩更に爭を起

し久しく止ず、終に格薩吏其隊將と與に、各自に都兒格、魯西亞に分屬す、其魯西亞に屬す者は、杜揭布爾河東に居る、今此部の波羅泥亞に屬すは、貌剌窟老の數所而已、吉和は、杜揭布爾河兩岸の地にして、魯西亞人、格薩吏多く之に住す、吉和を首府とす、杜揭布爾河西に在、厄勒祭亞教の教官、格薩吏の爲にする學館あり、拔顚另は、格薩吏の督將の居城なり、撒里辛喀は、鄂列貌河にあり、此地方を魯西亞人の靑加來涅畢と名く、長三十七里、杜揭布爾河より杜涅都河に距り、中に十六砦壁を築く、吉里模韃靼の侵掠を禦ぐ、此に兵六萬と熕四百門を備ふ、

第三里都亞尼亞 ○一名律刀員は、東西百八十里、南北百三十里ある國とす、土地平坦にして、播種牧畜に宜し、諸貨富盛に饒多にして魚、蜜、材木、獸毛の富あり、土人波羅泥亞に同じ、但言語風習は殊なるあり、此に固棘能と名く族あり、繁實にして勇あり、鐵して馬に騎、鎗を取て善闘ふ、嘗て波羅泥亞の軍に數其功を稱せらる、此に本地律刀員、味哩魯西亞、撒模入祭亞の三部を有す、本地里都亞尼亞は、味爾那を首府とす、大にして蕃庶、羅瑪派及厄勒祭亞派の障斯革普あり、政廳を置、若鄧人、都兒格人も之に居、孛瀰生に交易多し、味哩魯西亞に、此部の半を有す一大國とす、諸勿臥羅垤古を首府とす、撒模入祭亞は、孛瀰生と佑爾蘭陀の間、東海に瀕する地なり、土人壽者百二十歲に至る稀ならず、羅西尼亞を首府とす、

○土人　波羅泥亞人は、性温和にして勇、婦人孳育に富む、故に民種特に繁なり、言語、學術を習に敏にして、羅甸語は官府に用るも、寺院の僮僕も猶能之を解す、斯剌勿泥亞語を此地の本とす、然共今拂郎察、獨逸都の語も通用す、博厄美亞、翁加里亞と其言互に通ず、此國中若鄧人、都兒格人多く住す、若鄧は其數億に及ぶ、其口稅歲に十餘萬金ありと、又里都亞尼亞の後に、韃靼人三萬許あり、

○政治　此國は王爵とすれども、盟主の政にして、王は選立し傳統せず、故に國王の勢、自立國王と同盟共治の間に在とす、政事は國の舊法に從ひ、國王を首とし、貴族相共に之を佐く、其數一百四十餘員あり、是國中の城主・府司、教家政家の貴族とす、庶民は大抵貴族に隸屬し、其生殺の權に任す、

○法教　波羅泥亞に公行する葛多儸吉派にして、亞

爾都陴斯革普二員と、陴斯革普十五員あり、然其厄勒祭亞敎、傑列福爾莱爾鄧も、其准許する所とす、又若鄧、都兒格敎も之を容る、

○軍賦　軍事は國王と政府の議に出ずと雖も、兵卒を總督するは、波羅泥亞と里都亞尼亞に、各一總管ありて之を帥ひ、國王の指揮に由らず、國中に固より諸種の兵あり、然其獨逸都及翁加里亞の兵を買ことあり、四疆の防守は、王宮租入を以て其俸に給す、若大軍を起すには、國中の貴族を集む、乃ち波羅泥亞に十萬、里都亞尼亞に八萬を出すべし、此大軍を有して國勢振ざるは何ぞ、蓋し故あり、波羅泥亞兵は、騎兵寡く、步卒多く、縱令十萬の兵と稱すも、其半は奴僕輩にして、國家の爲に益よりも害あり、且各族の軍行各自ら資糧を費すを以て、概して各侵掠を以て自ら給せんと欲す、軍に武器、糧料の貯なく、軍中に食を賣る者あるも、買者其値を償ふなし、又其巨魁たる者、唯其徒隸の騷亂を恐て、衆喧を憚て獨斷する能はず、事成易きも之を遂る能はず、常に其軍行六七浹曜に過る能はず、國疆を出る八九里に過る能はず、特に大患とするは、軍令を總する能はず、軍將の間を用ひ得ざるなり、是を以て國に大軍を起すときは、國內の世族此が爲に委頓し、國人此が爲に殘害せらるの他なしとす、

○交易　此國に產する所は、大小麥、稞麥、粟、麻苧、羢毛、皮革、蜜、蠟、烟草、火酒、琥珀、剝篤亞斯、瀝青、檣板材、阿芙蓉、丹礬、硝石、銀、朱、鉛、鐵、銅、石炭、玻璨、麥酒、鹽、牛、馬、羊、豕にして、此に易るは、哆囉呢、絹帛、絹布、毛氈、香料、藥、錫、鋼、鐵、葡萄酒、綿紙、及細碎品物等なり、

估爾蘭陀

估爾蘭陀　羅甸呼クルランジア、又格羅泥亞は、撒爾多夫國とす、南は撒模入祭亞、北は禮勿泥亞に境し、長九十四里、廣三十七里、但東邊は狹尖にして圓錐形とす、土壤脂土と結麗多土にして、穀類、麻苧、畜牧に宜し、然其沼澤多く、行路に難とす、

此を本地估爾蘭陀と、設密尨里亞の二部に分つ、密答非亞は、末撒河傍の蕃庶の府にして塘塹を環らす、利袍は東海に瀕あり、北緯五十六度三十分に在、交易の府とす、鋒默斯涅斯は、禮勿泥亞海灣の岬とす、

波羅泥亞所屬孛漏生

此は孛漏生部中の一分にして、往時波羅泥亞所轄とする所なり、卽ち下の四區とす、

小波模默楞ニ、胖私黜剌河に瀕する地なり、此に蕩咄矢弗は、好大富庶の府にして、東海に一里餘を去、交易盛にして、波羅泥亞穀を販ぐ尤多し、故に歐邏巴の穀倉と稱せらる、其他皮革、獸脂、蠟、剁篤亞斯、牛酪等、胖私黜剌河に運漕す、學館、書庫あり、

屈爾模は、胖私黜剌河にある府なり、多爺も同河側に在一大府とす、度學名士歌伯尼の產地とす、

瑪剌亞勃爾觚は、諾瓦咄河の府なり、

穫爾密亞は、一陣斯革普の領する所にして、羅瑪寶斯に屬する一侯國とす、

王國孛漏生

○方置　西は胖私黜剌河及波模默楞、南は波羅泥亞部、東は里都亞尼亞、北は東海と撒模入祭亞に境す、

長九十四里、廣六十餘里、

按、此國は舊歟爾多夫國とし、蒲郎鄧勃爾觚の福爾斯多（國主の皆名）に有す、千七百零一年、（元祿十四年）其主弗列德律吉に至て、自立世傳の王國とし、而後國勢益盛、疆域增廣し、今は鄰邦波羅泥亞所屬の地、波汾貌倫別爾觚、蕩咄矢弗、又獨逸都部內七分一を兼有す、卽ち蒲郎鄧勃爾觚、波模默楞、瑪偑逕勃爾觚、飫爾白爾斯吝篤、格祿旋、茗鄧、剌賢斯別爾觚、綾健、結儸弗、苗爾斯、瑪爾窟、（以上、獨逸都部）傑爾逕兒、（和蘭部內）檽弗喀的爾（赫爾勿蘘亞部）等を併て一大王國たり、

○湖河　大湖二あり、一は弗律設歆弗、長二十八里、廣四五里、東海に交る間に狹道あり、湖水淡淸魚多し、二は佑爾設歆弗、長二十一里、廣十一里、亦狹道ありて海と別る、咩默爾城に於て東海に通ず、河は胖私黜剌河、布列傑爾河、咩默爾河を大とす、此他小湖川多く、溝渠を以て相通ず、

○區分　八區とす、首に首都を擧、

哥寧偑斯勃爾觚、羅旬呼蒙斯勒求斯、又勒求蒙咄とす、王國孛漏生の總部にして、布列傑爾河の弗律設歆弗に入處に在、交易運遭の要會にして最繁富なり、外塘周三里八門を開く、府外に城ありて要害とす、府中、王宮、政廳、學館、幼院、旅館、首寺、皆壯麗とす、王宮に高塔高二百八十四步、眺望壯觀とす、又幼童、幼女の敎館及市塲、◎脫ア専ら波羅泥亞穀を交易す、

八區別は、一矢加更旋とす、舊名撒模蘭鐸は、佑爾設欲弗に在、琥珀を取の利あり、又依蘭圖獸を捕る、胙欲好旋及必爾非亞を好府城とす、二恒必敖旋とす、亦佑爾設欲弗に在、恒必敖旋は、布列傑爾河濱の高阜にある城なり、咩默爾は、東海と佑爾設欲弗の間に在、貿易輻湊の府とす、塢深く風濤の難なし、堅城武庫火藥庫あり、又驛館ありて旅客に便にす、大麥、麻苧、利諾仁（郎亞麻仁）を多く交易す、格羅諾波里斯、一名知爾設は、咩默爾河に在繁庶の府なり、此河より哥寧佩斯勃爾觚に運遭す、學館あり、又好酥酪を出す、三蒲郎鄧勃爾觚とす、好府あり、蒲郎鄧勃爾觚の瓦剌弗（爵名）家、千二百六十八年（文永五年）より、連縣として之に據と云、四剌斯登勃爾觚とす、府は佩白爾河に在、往昔耶蘇會主の居所とす、學館あり、五瑟歇斯登旋とす、俺傑勃爾觚は、毛爾湖傍の府城なり、鹽戸あり、瑟歇斯登湖に小府あり、六阿列格とす、此名の湖傍に府あり、布祿斯多更は、波羅泥亞、里都亞泥亞、孛漏生の界にして、石柱を界碑とす、七鄂爾的爾勃爾觚とす、此地方に依蘭圖獸多し、姞爾建勃爾觚は、姞爾建河の府城なり、千四百年（應永十八年）、此に耶蘇會主と、波羅泥亞人の戰あり、波羅泥亞に六萬、會主に四萬の兵を殺すと、八模倫健旋とす、此名の府城あり、白爾鄰は、蒲郎鄧勃爾觚の首府とす、斯普儷河に臨む、繁華整完にして、今孛漏生王の居城とす、宏壯美麗の構築あり、

雪際亞

○名謂　古名斯堪弟亞、此に五國を管す、一曰雪際亞本地、二曰鄂底亞、三曰、諾爾獨蘭地亞、四曰肥良的亞、五曰蠟皮亞、

○方置　南は東海宋度、葛的瓦篤に臨み、西は高嶺を連て諾爾勿入亞に阻て、北は蠟皮亞、東は魯西亞に境す、長五百二十里、廣二百八十里、

○風土　南北數百里に亘るを以て、氣候一樣ならず、大抵九月の冬、三月の夏にして、冬寒已甚とし、夏暑も亦甚し、東海濱の地は、夏至の晝九時と四分時の一とし、大陽視際上に在、長く常に日輝を遮る少し、炎暑甚しき所以なり、他時は寒氣酷甚なる之に反す、然ども土人寒に馴て能之に堪、長壽を保つ者多し、夏時穀實の熟する早く、第五月に種を下し、第八月末に之を收む、牛、馬、羊、家の類總て小種なり、他邦の大種を移植するも、速に變じて小となる、馬小と雖も健にし

て、車を引に宜し、野獸は狼、熊、鹿、兎、駝鹿、エイクホーレン、イルデカット、（共に野獸、名未詳、）鳥も多く、特に鷹、鷲の類多し、湖川は魚類饒多にして、醃藏して他國に輸す、金銀、銅鐵、磁石、礬石等の坑に富とす、

○人物　雪際亞人は、形貌完全好恰なり、然其肥良的亞人は形小とす、共に強健にして、其育養の習嚴なるを以て、能艱難に堪ゆ、勇にして戰を好み、兵卒となすに良とし、撓屈すべからざる風あり、人情僥倖を好まず之を賤しむ、其主長に忠にして、身體を淸潔にするを好み、衣履の如き、人々自ら修繕し、工を俟ず、下民は醉ざる時は甚だ順好と雖も、醉ふときは殆んど近づき難しとす、婦女の勤瘁する、雪際亞の如きは他にある事稀なり、土を鋤し、麥を打、排を盪し、他工匠の業を勤む、其父母の教として如レ此なるを婦德とす、國人總て學習を好み、居家術、究理學、古事歷史の學を務む、國中大學館三處、其他の學館は各處に乏しからず、羅甸語の學に缺なく、特は獨逸都語、和蘭語の飜譯に名あり、

○政教　古は雪際亞、弟那瑪爾加、諾爾勿入亞の三國を、一王に統ることあり、然其後世弟那瑪爾加と別れ、各一王國とす、雪際亞王始めは世家の選立とし、而後傳統の王位とす、但國王自ら政柄を專にせず、世家政司と議して之を行ふ、闔國を二十四鎭に分治す、斯篤屈勿爾謨に大政廳あり、每三歲に大會議あり、兵賦八萬、每一騎に步卒三人、土民七人を屬す、軍艦二十四隻、小船之に倍加す、法教は路的爾斯教を奉ず、此教を奉ずるに非れば、王統を嗣べからずとす、烏布撒里の亞爾都障斯革普を最首とす、

○雪際亞本地　スウェーデン、此部は南は鄂底亞、北は諾爾勿入亞、東は渤太泥海に至る、土壤肥腴とす、大湖一を默列爾と名く、長三十里、廣十三里、湖中小島許多あり、二一を伊爾默稗と名く、長十八里、廣七里、三を悉而牙奴と名く、長十三里、廣五里餘、此地を五區に分つ、

一曰烏布蘭地、長四十七里、廣三十八里、風土良好にして穀種豐富なり、故に雪際亞の倉廩とす、三鎭に分治す、勿爾米亞一名斯篤屈勿爾謨は、此國の王都とす、北緯五十九度二十分、東經（龍動初度、）十九度二十分に在、默列爾湖の七島上に築き、橋十二を以て互に相通す、街衢淨潤にして、夜は燈を揭げ、家屋整完、殿堂は

皆銅を屋とし、學館、諸藝場、醫藥分析、畫像の技、盡く習學の館あり、戸數五千、口數十萬あり、澳廣濶にして千船を容べし、但澳前に礁石多く、導者を得に非れば之を過べからず、澳内に舟工場あり、烏布撒里は、匪里斯河側の府にして、最古の名あり、一大寺、學館、書庫あり、此書庫は北地の眉目と稱し、多く珍貴の古書を藏す、

二曰盎瑆兒瑪尼亞は、長六十五里、廣三十一里、良穀を産し金坑あり、二鎭に分治す、

三曰搊里西亞は、伊爾默犂湖傍の地、長二十五里、廣二十里、銀坑、磁石、礬石、石灰を出し、陶土に良なり、鎔鐵工多し、

四曰物斯多瑪尼亞は、西邊の地、長四十五里、廣三十七里、土地富豐とし、田圃牧場林澤あり、銀、鉛、鐵、硫黃坑あり、

五曰陀列瓦爾里は、諾爾勿入亞に堺す、長百零七里、廣六十八里、地に谷多く、燕麥、黎豆に饒り、鐵坑多く、土人坑業に馴ひ、又勇兵とす、法崙は此首府とす、羅甸學館及礦官の廳あり

○鄂底亞　ゴットランド、此部は、北は雪際亞本地、諾爾勿入亞、西は葛的瓦篤松度、東南は東海に限る、往古此に鄂底亞と名く種族あり、第五六百年代に、此族意太里亞、伊斯把儞亞に入て、各地に國を建て、鄂底亞と號する者是なり、今此地獸畜鳥魚の多、艤楫の利、礦坑の富ありて、人烟稠密とす、此に二大湖あり、一を物湼爾と名く、西鄂底亞、達利亞、物爾米亞の間に在、長三十七里、廣十八里、鄂太耶爾別河名、に由て海に入、二を歇的魯と名く、東西鄂底亞の間に在、長三十九里、廣僅に五里餘、模答剌河名、を以て海に入、世人謂ふ、此湖三奇あり、一は將に風雨あらんとする前、必其徵を現す、二は一時氷雪に閉、而して忽ち融解し船を行べし、三は湖の深處々三百尋に及ぶ、然其東海は深五十尋に過ず、此を東西南の三部に分ち記す、

一曰東鄂底亞を四區に分つ、東鄂底亞本地は、東海に瀕する地、長四十二里、廣四十里あり、諾爾哥必亞は、模答剌河側の大府なり、斯瑪蘭地は海に沿ふ多山の地、長五十里、廣三十里、鐵坑多し、胡蘭地亞は、東海の一島、長三十里、廣五六里、島上林と牧地多し、國王の艄夫多く之に居、鄂多蘭地も一島にして、長四十八

里、廣十三四里、往昔此を交易の要會とし、諸國の賈客輻湊す、

二曰西鄂底亞を四區に分つ、本地西鄂底亞は、物涅爾(ウエトル)湖の南に在、長五十一里、廣四十二里、鄂登蒲爾觚(ゴアボルグ)は繁華富豐の府とす、北緯五十七度四十二分にして、北海の鄂太耶爾別河口に在、街衢潤く、家屋整完とし、此より船を出すは、宋度及白爾多の險に關せず、四海に航すべし、故に最扼要の處とす、千七百三十一年、享保十六年、此に東印度商倡を建て、毎歳船三艘を東印度に出す、物爾米亞は、諸爾勿入亞に境する地、長九十四里、廣六十三里、良鐵坑あり、達利亞は、物涅爾湖と勃勿西亞の間、長二十五里、廣十三里、山谷林澤多く、良材木を出す、勃勿西亞は、諸爾勿入亞に屬せし一小部にして、雪際亞に之を取、長三十七里、廣十二三里、土人農圃畜牧を事とし、良材、瀝青を出す、

三曰南鄂底亞は、南邊の地にして、宋度を隔て弟那瑪爾加に對す、三區に分つ、法爾蘭地(ハルランド)は、長三十七里、廣僅に十一里許にして、山林沙地多く、魚に饒多、好鯡魚あり、牛馬を牧し、紡織するを土人の業とす、法爾讃斯太鐸は、鹽沙河口の府にして、此邊の貫物を集む處とす、宋度に臨む地、長二十八里、廣十八里、良馬牛を産し、鯨を捕、材木石灰を出す、崙度(リユンド)を首府とす、學館、藥園、工匠場、書庫等を備ふ、煙草圃、桑林多し、格祿尼亞(コロニア)は、宋度に瀕ある堅城なり、富耶那(フエナ)一名歇奴西亞(ヘニユシア)は、宋度海峽の一島、長二里、廣一里なり、度學の名家弟谷牒貌剌歇(ティコーブラヘ)は、弟那瑪爾加王に事ふ、千五百七十五年、天正三年、王彼に、律的兒の祿と此島(當時此を弟那瑪爾加に屬す、)及歳俸二千格羅能(コローネン)(貨名)を賜ふ、貌剌歇此島に居て、鍾費を以て觀象臺を築き、球儀測器を備ふ、臺高六十尺、二塔二樓を建、規模宏壯なりしと、貌列京(ブレキンア)地は、多山の地、長三十八里、廣十一里、瀝青、灰鹼、獸皮、酥酪を出す、土人良兵卒とす、加祿利格羅那(カロリコロナ)は、東海に瀕ある要會の府とし、雪際亞王の軍艦を此に貯ふ、瀕口堅砦二處あり、海中に一礁洞、深八十尺、長三百五十尺、船を修理するは此内に於てす、洞口に二閘あり、水に乘じ船を洞中に入、閘を開て洞中の水を噏出し、再水を入ざらしめ、工を終て復水を引て船を出すなり、

○諸爾獨蘭地(ノルドランア) 此部は西は諸爾勿入亞、東は渤太泥海、南は雪際亞本地、北は蠟皮亞(ラピア)に境す、南北百十二

里、東西七十五里、此地頗る北に偏なるが故に、土力雪際亞、鄂底亞等に比す事能はず、土人、園圃、畜牧、漁獵、及礦坑を事とす、七部に區別す、

一曰傑斯多里悉亞、鐵坑、牧地あり、傑法里亞は、渤太泥海に瀕あり、學館、商侶、會館、武庫等あり、

二曰歇爾幸地亞、長三十七里、廣四十二里、好果、麻枲を產し、牧畜に宜し、川湖魚多く、鐵坑大林あり、

三曰默涅爾巴地亞、長三十七里、廣十八里、山林多し、漁獵に利あり

四曰琰布秩亞、長六十三里、廣五十一里、然其土人の數之に比せず、寡しとす、地に高山深谷多し、畜牧に宜し、又穀を生ず、其寒甚しからざる故なり、

五曰歇里遠利亞、長四十八里、廣十八九里、此地は諸爾勿入亞と高山を阻す、畜牧漁獵に宜し、

六曰諳厄爾滿尼亞、長六十三里、廣四十三里、山谷礁巖滿て、氣候寒甚し、但麻、麥を產す、

七曰西渤太泥、東渤太泥は肥良的亞に屬す、長百五十五里、廣四十二里より四十八里あり、地多山と雖も、平原は頗る肥腴にして、毎歲播種すべし、獸畜魚は饒多にして、土人の食に供するに足る、多爾那は同名の河傍の府とす、千七百三十六年、元文元年、拂郎察王多く星學士を此に來らしめ、北極規の度數を測しむ、此に由て地球の兩極扁平にして、眞圓ならざるを徵す、此府は卽ち北緯六十五度九十分五十秒とす、

○肥良的亞　ヒンランド、此國は雪際亞王に屬する一大國とし、北は臘皮亞、西は勃太泥海、南は肥良的亞海、東は魯西亞の阿搦死に境す、長百九十七里、廣百四十里、湖多くあり、土人形小と雖も、能艱苦に堪ゆ、兵卒となすに宜し、此を七部に區別す、然其今魯西亞に割取せらるゝ少からずとす、

一曰本地肥良的亞は、斯篤屈勿爾謨に對する地にして、渤太泥と肥良的亞の兩海灣隅に在、長七十七里、廣四十八里、昔は一王國とす、地に山林、牧野、田圃、湖水あり、土壤豐腴、穀實五十種を產す、最も魚多し、亞坡亞を首府とす、堅城、好縣、大學館あり、土人白羅、布、穀物、板材を交易す、

二曰葛牙泥亞は、渤太泥海に沿、南北百二十八里、東西五十七里、此海の東側を東渤太泥とす、土壤豐腴、又酥酪、材木、瀝青、魚油の利あり、葛牙那を首府とす、

三曰答哇斯秩亞は、此國の中央とす、長八十里、廣五十里、此地大麥、麻芋、蔓菁を產す、草灰を以て地を肥す、然共冬寒酷烈なれば熟し難し、百員的湖は、長五十三里あり、

四曰諾忽蘭地亞は、肥良的亞海に沿、長五十九里、廣十三里、良田、牧野、林叢あり、此部內數彝西亞の兵に侵さる、

五曰泊忽刺吉沙は、長八十九里、廣五十六里、湖水多し、泊乙瑪湖は殆んど百里の長あり、今此部多く彝西亞人に取らる、

六曰葛列里亞は、肥良的亞海灣の東端の地なり、土壤良と雖ども土人寡し、故に叢林の大なると湖川多し、此部今多くは彝西亞に屬す、微蒲爾瓲を首府とす、

七曰結幾斯復爾謨は、刺鐸瓦湖邊の地にして、彝西亞人の有とす、

○蠟皮亞　ラプランド、此國は雪際亞の極北に在、雪際亞、弟那瑪爾加、彝西亞の三國に分屬す、其雪際亞に屬するは、南北百八十八里、東西の最長百二十餘里とす、此地內に晝夜の長三月に至る處あり、

○風土　終年雪の消せざるにて其寒を知べし、果樹なく、唯少しく松、樺、楊、杜松、鳳尾松と、灌木の一二種を生ずるのみ、山は生植なく、烈風に吹るゝなり、時々疾風起り、土人家畜と共に土坑に入て之を避く、春秋なく唯數月の夏あり、遽然として草を萌生す、此時蔬菜を播種す、但此節に蚊を生ずる夥多にして、土人之を苦しむ、園圃なく牧地ある而已、野獸と魚に富とす、冬夜は晴朗にして、月輝雪上に反射し、明亮なる白晝の如し、故に業を執も晝に異ならず、馬牛驢羊の類なし、此を近隣の國より求め致す、簾氏兒と名くあり、鹿に似て雙角あり、蹄裂て行に響あり、馳鹿と謂ふ、牧馴すべし、能其主を知て、呼ば則ち集り來る、其牝孕むこと四十浹曜にして產す、歲に一次四年に全く長ず、壽十三年を過るは稀とす、行こと健にして、土人驛馬に用ゆ、蠟皮亞人の橇は、形小舟の如く、覆に熊皮を以てし、馳鹿に駕し、雪上を走る飛が如し、其乳は土人の尤も嗜む所とし、其肉も美味とす、土人之を多く畜事を富とし、一家千頭を有あり、獸の耳後に印記して、某の有たるを辨ず、故に常に之を放て、林野雪中に自ら餌を求むに任す、此畜甚だ暑を畏る、夏は瘠て骨立す、此地熊、狼多し、共に此畜の敵と

す、猿に白あり、鱉黒兒、水獺、黒狐、瑪而迭兒、撒白兒、蘇著魯私エークホーレン、等の皮、土人の利とす、

蠟皮亞人は、形小にして五尺に過ず、男は顔平扁にして口大、顴瘦頷尖眼、赤髮短髭稀、胸濶、腹小、脚細なり、能疾走攀登し、幼より射を敎へ、的に中ざれば其兒に食を與ず、故に總て臂力強く、弓を控に宜し、小獸を射に其箭を鈍にし、獸鼻に中て皮に疵つくなく之を捕、但性怯弱にして兵卒となすに堪ず、然其恨戾頑愚、之に遇する宜しからざれば、怒詈を發し易し、又懶惰にして地の播種すべきあるも、棄置して顧みず、漁獵は唯飢を防ぐの事とす、婦女は美白粉粧する如し、男性色を好むと雖も、能婚を保て棄ず、其人盜竊を爲事なし、故に財を藏すを要せず、貧人を愍み、他邦の客に和順なり、此地は疾病ある事少く、熱病疫癘は知事なし、唯眼痛、赤眼、眩暈を土病とす、人々大抵八九十の壽を得、婦人多兒を願ひ榮とす、然其尋常二三兒あり、七八兒を得は稀とす、兒を產ば初寒水に浴し、或に雪にて拭淨し、而後溫湯に之を洗ひ、襁褓は兎皮を用ゆ、食物は駝鹿の肉と乳、乾魚を常用す、熊肉、駝鹿髓を美味とす、富人は諾爾勿入亞より牛羊を買ふ、松樹皮を土に埋み、其上に火を燒て後之を出し、鹽に代用し、或は魚鱗を集め、土坑に入て燒灰し鹽味とす、飮は水、冰水若は泉水を常用し、魚羹汁を好み、宴には火酒を用ゆ、煙草を好み喫し、凡食は板上に陳ね、羹は盞に盛。食するときは坐し、食終れば天を拜し、次で互に手を取て和順を祝す、家は板を以て六角、或は八角に圍み、上を尖し獸皮樹皮を覆ひ、竈を家の中央にして、屋上の孔に烟を出す、屋內は獸皮を掛て寒を防ぐ、一室或は二十口も同居するあり、臥床は木を刻たるに、乾葉を敷て薦褥に代ゆ、被覆は獸皮を以てす、出行には橇を駝鹿に駕す、衣は狹く直に肌に著て、別に襯衣なし、氈毛布の灰白色を常とす、富人は哆羅呢の諸色を用ゆ、唯黒色は嫌ふ所にして、闔境之を用るなし、銅、黄銅等の小環を衣に掛て飾とし、燧石、鋼具、烟草を袋にし帶ぶ、夏も單衣を着す、蚊を防ぐなり、婦人も袴を用る男子に同じ、蠟皮亞語は、肥良的亞語を原とす、往昔は國人其方語の他を知らず、譯者を以て始て言を通す、然其今は國人雲際亞語、肥良的亞語を解す、彼に語法言詞の書あり、此地の交易は、駝鹿、猿、熊、狐、獺の皮、鼈黒兒、瑪而的

兒撒白兒等、乾魚、酥酪類を以て、他邦の貨錢、綿布、毛布、黄赤銅、鐵器、硫黄、大麥、烟草、火酒等に換るなり、

○法教　蠟皮亞人は、原協乙鄧教の類を奉じ、諸名の神像あり、一を蹃爾又愛結と名く、雷を謂ふ、是惡魔を拂ふとす、屋後樺樹の下に小祠を置、二を蘇多而如萬列と名く、邑落の神とす、鳥形に象る、彼此の山上に祠り、婦女を禁じて入ず、三を拔乙歇と名く、是太陽なり、光と煖を與る神とし、人畜の孳育を祈る、其他玉瑪刺、如瑪刺等を善神とし、百爾結爾を魔神とす、死者あれば、其親友先相集て火酒を飲み、死者の精氣を壯にすと謂ふ、葬には斧燧石數箇、火酒一壜、乾魚及錢數枚を柩に入、冥途の用に備ふと謂ふ、又一種魔術あり、幻鼓を打て占を爲し、魔繩に風を求る等なり、雪際亞歷世の諸王、務て之を教化し、或は教士を遣て説法し、寺堂を建て、教典を其國語に繙して之を誘導し、漸く既に其化に嚮ふ、土人に一巨族あり、伯多璐私と名く、一日遽然として其畜の斃る算なし、彼乃ち其平素崇仰する神像に、盛奠を供し終日拜禱し、其禍を禳祈するに驗なし、彼怒て其像を燒灰し、自ら改め契利斯教に入、其族人之を聞て、彼を惡み、群して之を殺さんとす、彼其徒に謂て云、此神若靈あらば、必ず速に我を罰し、我食する物を我口より取出すべし、然其今之を爲こと能はず、是神に靈なきなりと、衆其理に服し、一時多く其教に從ふと、

○國治　今雪際亞より、此に總司一員を置て之を管し、土人より獸皮を歳額とし貢せしむ、蠟皮亞人に弟那瑪爾加或は魯西亞に屬するもあり、然其今は大抵雪際亞の政令に從ふとす、

弟那瑪爾加古名太泥亞、

○方置　熱爾瑪泥亞の北にして、北海と東海の間に在、諸島と半島を併て、北緯五十三度四十五分より、五十八度三十分、東經龍動の八度十五分より、十三度十分に至る、此に三海峽あり、其一を小白爾多と名く、吸備亞と胡祭亞の間、其狹處二里に過ず、其二を大白爾多と名く、吸備亞と則蘭地の間、廣四里あり、其三を松度と名く、則蘭地と斯哥能の間にして、狹處は半里に過ず、水深く、寒と雖も氷らず、國王此より商舶の税を收む、歳に數萬金あり、

○風土　熱爾瑪泥亞より北なるを以て、彼より寒し、

然其氣候良善なり、但土人矢荷兒陪苦病名を多く患ふ、是鹽藏食を多用する故とす、大小諸島地皆肥沃とし、良馬を產し、近隣に之を貴ぶ、牛の生產繁滋にして、胡祭亞、斯𠌃素勿乙吉に最多く、歲に數千頭を獨逸都及和蘭に輸す、依𡋯爾斯荅陀より酥酪を出す、羊豕も土人の用に餘あり、海に魚多く、往時此海に鯨を捕事最多なりしか、而後此魚諳厄利亞海に退く、今も大口魚、鱸、吉律布斯格爾皆魚名、等饒多なり、穀は豐年には之を他邦に輸す、一言之を云、此國は土人の生產に富饒餘裕とす、但葡萄酒、山產諸品及鹽に缺ありて、此を他邦に俟なり、

○區分　此國に自然の區別あり、卽ち大小諸島と半島の陸地にして、國都郭逬法瓦の外、六十三府、二十九邑、口數二億に充、其大小諸島及西多蘭土郎胡祭亞、と共に七司に分つ、卽ち一曰則蘭地、二曰吸備亞、三曰喇蘭土、華爾斯的兒、四曰綜爾勃爾觚、五曰微勃爾觚、六曰綜爾吸斯、七曰俚邊是なり、

○則蘭地は　松度海峽に在、形卵圓にして、其徑東西二十二里、南北三十里、周九十四里の島とす、沙地なる故に、多雨を豐穰とす、大小麥の外に、盾吏と名く穀あり、土人蒸餠とし食す、又多魚の湖あり、島上四分一は林にして野獸多し、土人又牧畜に富む、此島上に十七府、三百九十寺、十王宮、一百貴邸あり、郭逬法瓦、羅甸呼欲挪尼亞は、北緯五十五度四十分五十九秒に在、此國の都にして、松度海峽に臨み、交易要會の地、繁華完整の府とす、家多くは椿上に築き、三層樓を構す、府外湖池多く、府中に甘水を注ぐ、府を三區とす、一は舊郭逬法瓦、二は新郭逬法瓦、三は契利斯執安花汾なり、澳も亦契利斯執安花汾と名く、二大橋あり、澳內舶五百を容る、港口に二砦を築き要害とし、港に入は一艘づゝを以てす、澳地の便利天下の最好とす、繫舟場は閘を設て水を注泄すべく、之を乾して舟工を施し、水を注で直に海に遣べし、此に舶具武器の庫を置、王城は古郭逬法瓦に在、方形にして銅瓦五層樓を構す、壯宏とす、兵卒を集る大庭幷に美麗の寺殿あり、新郭逬法瓦にも、王宮二處、好園、沸泉等美觀を極む、此他府中に大學館、書庫書六萬部を藏す、寶庫天造人工奇品、幼院、大小旅館、都古督館、東西印度商會、演武場等、構築完整とす、寺は瑪利亞殿を宏壯とす、古は國王卽位の處とす、高塔三百九十四尺あるあり、三一靈

寺に書庫あり、學士の集會處とす、此に圓塔あり、其頭を觀象臺に用ゆ、此に星學巨匠地谷白刺歇の測量諸器を藏す、然共千七百二十八年、(享保十三戊申、)府に大火ありて之を燒失す、府の北際に外城頗る堅固とす、

蒙斯弗利德律其は、郭逬法瓦より半里にある山上の城にして、構造を意太里亞法に倣ひ精巧とす、王の室に椅卓等皆純銀を以て造り、園に沸泉、懸流、迷園、獸園あり、學士芥德律吉其記を作りて鏤版す、

弗利德律其斯勃爾胍に、郭逬法瓦より七里に在る別殿なり、弗列德律吉第五世王、千七百四十七年、(延享四丁卯)此に卽位の禮を行ふ、

祿多矢其而鐸、一名爾其而列は、耶蘇降世前五十年所に、爾と名く王の築る府と云、其而列は泉を謂ふ、爾王の泉と云義、此に好泉あり、常に之を汲て國都に輸す、陣斯革昔の寺に、歷世國王の廟塋を置、此國先女王瑪爾瓦列突、隣國雪際亞王と爭戰ありし時、雪際亞王一砥石を女王に贈て云、鍼に代て針を礪と、然共千三百八十八年、(嘉慶二戊辰、)女王雪際亞に戰勝て、其王を擒にし、前の砥石を以て其嘲に報ひ、此を此寺に藏め、後世の誡とす、

格弄勃爾胍は、松度に臨む堅城なり、此海峽僅に一里弱の廣あり、此と歇爾辛鄂刺は松度の關とし、海舶の税を收む要衝の處たり、

歇爾辛鄂刺は、松度に臨む處にして、海舶の抽税を收むる廳あり、此に出入する商舶、日に二三百艘あり、其租入の富を察するに足る、此海峽は、古より弟那瑪爾加王に之を主る、然共其税は、諸國の商舶より之を征す、軍艦の如きは、各國の威力に由て通行するなり、千六百四十五年、(正保二乙酉、)和蘭の軍艦五十艘、商舶三百六十艘を以て此を通行し、弟那瑪爾加人に好辭を與るなかりしと、又千六百五十八年、(萬治元戊戌、)雪際亞人此府を奪て松度を守り、且其兵郭逬法瓦を圍む、此時和蘭軍艦總督某、舶許多を帥て、雪際亞の守兵を排し之を通じ、郭逬法瓦の圍を解と、是故に弟那瑪爾加人、嘗て和蘭人に誇て云、我は能松度を闔と、和蘭人之に答て云、汝能之を闔と雖も、我に之に勝の鑰あり、千六百五十八年の如き是なりと、此に出す舶税、每檣定額ありと雖も、亦諸國の商賈此に交易の約ありて、税にも差等あり、

索羅は、貴族多く住する府なり、有名の學館あり、千

六百五十八年、雪際亞の加列兒牛斯他弗王の軍に、殆んど此全島を奪しが、此學館は彼王の幼時に習學せる所を以て、之を侵すことなかりしと、

○吸備亞又吸能は、大小白爾多の間に在、形楕圓にして長十八里、廣十六里餘、周五十二里、土壤肥腴、諸穀、果實、良馬、肥牛、野獸、魚に饒多なり、貴族富家多く、人烟稠密なるも、此に產する糧料餘裕ありて、毎歲穀實を諾爾勿入亞及雪際亞に輸し、牛數千を獨逸都、和蘭に送る、此に八府、百八十三鄉、二瓦刺弗、四拔龍、百二十六大家あり、

阿栽尼亞は、此島の首府、大にして蕃庶整完とす、首司及陣斯革普之に居、王城あり、學館、哆囉呢織工、砂糖、石鹼の工場あり、

備勃爾觚は、東側大白爾多に對す府なり、

密的爾哈爾多は、西側小白爾多に對す、此にて海豕を捕、此は長四五尺、頭豕に似たり、油を煮て土人の利とす、

○喇蘭士 一名祿兒蘭士は、則蘭地の下、大白爾多に近し、長十四里、廣九里、穀種豐饒とす、

華爾斯的兒は、則蘭地の南に在、長七里、幅北は五里、南は二里、土壤亦肥沃なり、

狠業蘭士は、則蘭地と吸能の間、長十三里、幅二里に過ず、土壤亦肥腴とす、其他も小島許多あり、此に枚擧せず、

○胡祭亞、一名西多蘭士は、半島の地、北海と東海の間、古名深貌利亞とす、依垤兒河を以て、熱爾瑪泥亞國の境とす、依垤兒より胡祭亞北隅に至る、徑九十八里、其廣或は四十里或は二十里あり、深貌利亞の名は今は廢し、胡祭亞と稱し、分て南北二部とし、北を胡祭亞と呼、南を斯維素勿乙吉と呼、此地物力豐腴にして穀果富饒、牛馬家豚繁育す、其他邦に出牛の數は、格爾甚健に之を稅する故に尤知易し、大抵毎歲八千頭に下らず、一頭値概して二十格祿翁（貨名）とし、其貨の幾許大なるを知べし、其他馬、大小麥、燕麥、蕎麥、麥芽、酥酪、皮毛等を以て、其地の缺所に貿なり、胡祭亞と斯哥能の間、北海の大灣をなす、弟那人此を斯加業爾臘加と云、和蘭人は葛的瓦多と云、

胡祭亞一名西多蘭士は、長五十六里、廣三十七里、此を四首府に分屬す、各首司と陣斯革普あり、

窓爾勃爾觚は、此部の北端とす、良牛馬を產す、此に

六府、三十六貴家、采地百七十六鄕あり、綠爾勃爾觚を首府とす、街房整完、土人雅美なるを以て、第二郭迸法瓦と稱す、城あり、府司之に居り、學館、商賈、會館あり、交易繁盛とす、馬鞍、手袋を好品とし、脂油、酥酪、皮革、鹽魚を出す、梟深く浮桶を礁標とす、

斯加勿尼亞一名斯加健は、胡祭亞北端の危岬なり、此より二里程の沙洲を、斯加業爾臘加と名く、終夜火を燃し、海舶の爲に標す、千七百五十一年、寶曆元辛未、此に高塔六十四尺あるを築く、

徽勃爾觚は、四部中の最小とす、好裸麥を生ず、林に野獸多し、此に十六府、四十七采地あり、徽勃爾觚府、此部の中央に在、此國の舊府の一とす、障斯革普首寺、學館、政廳あり、

綠爾吸斯は、葛的瓦多の東側、此に二王城、九府、九邑、三瓦剌弗、三拔龍、七十采地を屬す、府完美とし、學館租入多し、値學阿爾苗私、度學士祿默兒等此地の產とす、

俚邊は北海に瀕す、八府、五十六采地、二百七十六鄕を屬す、地廣しと雖も荒野不毛あり、土壤豐腴ならず、俚邊府に灣あり、穀物、牛馬を交易す、學館は弟那瑪爾加中最古とす、

格爾甚健は、斯儺素勿乙吉の界にある府なり、契利斯執安第三世王の妃、寡となりて之に居り、幼童の學館及貧院を此に建つ、獨逸都に送る牛馬は此に道して、其收稅處あり、歲に二十萬格祿翁に及ぶ、

林傴鳴彬觚は、梟ある小府なり、土人和蘭に交易をなす、順風には此より和蘭の濱に達する、十五時を以てすべし、

○斯儺素勿乙吉は　其首府の名を稱す、原南西多蘭土とす、斯格鐸勃爾觚河を以て西多蘭土と別ち、依廷兒河を以て獨逸都に界す、南北三十七里、東西十四里より二十一里に至る、土壤豐腴、人民繁庶とす、此に十三府、八城、十七邑、二百八十鄕、千四百八十村あり、此地舊久しく福爾斯的印の歇爾多夫に交結し自立す、然共千七百年の初に、弟那瑪爾加に之を取て、而後終に之を有す、此に著しきは、

哈撻爾斯列榜は、東海に斗出し、灣ある好府なり、學館あり、吸倔亞、胡祭亞に往の途とす、

拂楞私勃爾觚は、東海の灣に灣ある繁富の府にして、此部の要會とす、羅甸語學館、幼院、大旅館あり、

斯儸素勿乙吉(スレースウエイキ)は、東海に瀕する大府なり、交易に宜し、學館、幼院あり、

鄂突爾弗は、斯列乙の小島上にある城にして、武庫、書庫、寶庫等美麗宏壯とす、此に奇巧の地球儀、徑十一尺銅を以て造り、白塗して全地を圖し、其腹に天球の運行、日月星辰、皆銀を以て儀とす、全球を卓上に設て、其內に十人を容坐し、水を以て之を運旋すれば、十二時に一周轉す、又傍螺轉を設け、人一指を以て之を運行し得、此器は後魯西亞伯多琭帝に取て、今伯多琭浦爾觚の寶庫に藏す、

○諾爾鐸斯多蘭土(ノールトストランド)は、北海中の一島、長五里、廣三里有て、肥沃の地たり、千六百三十四年寛永十一甲戌年、第十月十一日夜、全島水に沒す、此島の土俗驕暴殘忍、常に國主に違背し、他邦の客を殘虐す、千六百二十七年寛永四丁卯、歇爾多夫(ヘットルフ)拂列徳律吉、略的爾(リユテル)地名、の戰より退き、此に來る、島民別に島主を立ると云て歇爾多夫に背く、歇爾多夫憤て誓て云、此島水下に沈ましむること、今水上に出が如くならんと、後七年にして水變に罹る、人口六千四百零八、畜類五萬、戶數千三百三十二を沒す、此時高屋塔上に避て、命を全くする者千五百人、而後其遺趾を營して僅に存す、

○弟那瑪爾加國政　昔は國王を下より選立す、政治も亦王に一統せず、然共公廳を建て之を判す、後千六百六十年萬治三庚子、に至り、拂列徳律吉第三世王を、諸首司より一王統に進め、傳統王國と定め、其男女世嗣相承を法とす、此王其法則を作て典とし、而後之に遵守り、已に百年餘を經たり、此王家は獨逸都の瓦剌阿爾勃爾觚家に出、此に係る者、契利斯執安第一世王は、千四百八十一年文明十三辛丑、に至り、楊王は、千五百十三年永正十癸酉、に至り、契利斯執安第二世王は、千五百二十三年大永三癸未、に至り、拂列徳律吉第一世王は、千五百三十三年天文二癸巳、に至り、契利斯執安第三世王は、千五百五十九年永祿二己未、に至り、拂列徳律吉第二世王は、千五百八十八年天正十六戊子、に至り、契利斯執安第四世王は、千六百四十八年慶安元戊子、に至り、拂列徳律吉第三世王は、千六百七十年寛文十庚戌、に至り、契利執安第五世王は、千六百九十年元祿十二己酉、に至り、拂列徳律吉第四世王は、千七百三十年享保十五庚戌、に至り、契利執安第六世王は、千七百四十六年延享三丙寅、に至り、今の拂列徳律吉第五世王は、千七百二十三年享保八癸卯、第三月三十一日に生る、千七百

四十九年（寛延二己巳）に、阿爾鄧勃爾觚の血統、三百年の祭儀を行ひ、弟那瑪爾加の王統なり、

政廳は、弟那爾加と獨逸都の兩處あり、上裁判廳、陸軍廳、海軍廳、主計廳、政事廳、交易司廳を郭迸法瓦の六大廳とす、郡國には首長を置、契利斯執安第五世王の撰する法制書あり、後世之に從ひ、時々之を校修す、貴爵は瓦剌弗及拔龍の名あり、

○土人　身體完好、強健性善、又勇にして能慮り、言辭術藝を習に敏にして、技工に巧なり、世々多く碩學有名の士を出す、又他邦の人に交に好し、一學士の説に、歐邏巴諸邦の人に比考すれば、此土人は事を慮るは、拂郎察人より多く、諳厄利亞人より少し、和蘭人の吝なる如くならず、然共諸爾勿入亞人より儉なり、獨逸都人の多言の如くならず、然共西班牙人の靜默の如くならず、瓦斯格儞人の諷詭の如くならず、然共波爾杜瓦爾人の老實なる如くならず、厄勒祭亞人の慕ふべきに若すと雖も、弗理斯人の淡薄の如くならず、拂郎察人の輕浮なる如くならず、然共意太里亞人の沈重なる如くならずと、婦女は容姿美にして產育に富、家に居て能勤め、周旋艶柔なれ共、亦貞正なり、

○教法　此國は略的兒斯教を公行す、往昔は障斯革普は、府司の職を兼て、世事に關係すと雖共、契利斯執安第三世王より、障斯革普の爵祿を存有せしめて、政事を與り聞を止む、此國中に六員の障斯革普あり、其他獨逸都及拂郎察流の業列復爾默爾德の寺あり、又若鄧人を許容す、

○學術　此國人の學術に深きは、彼碩學地谷百剌歇、阿老斯阿爾苗私、阿老斯勃利著私、垤拔爾多律尼、璜幾蘇加蘆瑪智古、福乙多欵爾篤、復爾德兒儞等、皆此地に出にて知べし、學館の數、千七百三十九年（元文四己未）に三十一處あり、千七百四十二年（寛保二壬戌）、新に公學の會を建て、北方の史篇及言辭の學を勸む爲にす、弟那瑪爾加語は、古鄂底亞、弗理斯、獨逸都の辭を混用す、雪際亞及諸爾勿入亞の語と此國語とは、唯音轉の別ある而已、

○國外所轄　弟那瑪爾加は、其鄰諸爾勿入亞、幷に依蘭土、華露兒（島名）、を併有する外に、福爾斯的印の過半阿爾鄧勃爾觚、垤爾孟福爾斯多（共に獨逸都部内、彼誌に記す）、を此國に有す、其他亞細亞に於て、麻剌襪爾海濱の半島、答郎既

拔兒の聚落、尼格拔爾島、亞弗利加に於て、爲匿亞海濱に、契利斯執安勃爾瓜、亞墨利加に於て、加利皮斯諸島の聖多瑪斯島、聖楊島、聖格呂契斯島、加辣蔑、又北極規下に於て、臥兒猥德、新弟那瑪爾加尖山島、新增百蠟、別に記す、皆此國王に屬す、

○租稅及軍賦　此國の租入は、其實を計り難し、然共衆說に謂く、一歲少くとも六億禮吉斯牝爾德爾貨名に下らずと、○軍艦は平時大艦三十四隻、拂列喋登砲二十門より五十門を備ふる船、十五隻、喋斐登四十餘艘、火船五艘、砲士四百員、工匠千八百員、舶夫三四千を備ゆ、每歲其俸銀を給し、其人を出入す、千七百五十五年寶曆五乙亥、より、此を四督に分ち、每督に十一隊を率す、郭逬法瓦に別に其居處を設く、軍時には猶二十四の大艦を增すなり、諾爾勿入亞に舶村多く、弟那瑪爾加に舶具と舶夫に缺なし、故に軍艦を良將士に指揮せしむる爲に、千七百零一年、元祿十四辛巳、已に水軍調練教場を建て、生徒百員を習學せしめ、每歲幾許の需用を給す、此に名を著するの舶士兵夫を、事に臨て軍艦に出し用ゆ、凡水軍の兵二萬あり、陸軍は弟那瑪爾加、國は固より小にして、其農工商賈を除て、大軍を出すに足す、然共諾爾勿入亞、斯儸素勿乙吉、福爾斯的印を之に加れば、五六萬兵を起すべし、近時の記錄に五萬九千二百八十九人とあり、納知阿那兒兵と名くは、土兵の類なれ共、調練するを以て、千七百零一年、始て之を用て功あり、陸軍の調練場は、郭逬法瓦にこれあり、

○交易　昔は此國諸島の人民減ずるを恐て、敢て商舶を他州に出すを欲せず、而後拂列德律吉第四世王、東西印度の交易を盛にせんと欲し、又今の國王も之を好み、王より許して印度商侶を建て、貿遷を務めしむ、諳厄利亞、和蘭等之を斜視すと雖も、亦之を廢止すべからず、歐邏巴中の交易は、國人の專らにする所に非ず、唯葡萄酒、火酒、蜜、酒、鹽、鐵、銅、烟草、布帛等を依蘭土に輸す、他邦の人は、諾爾勿入亞の材木、乾魚、舶糧品を此に求め、牛を諸邦に出與る、尤も此國の大利とす、且此に織工を始めしより、其交易時に多し、此に織る所の金銀絲、罕多織名の哆囉呢、天鵞絨、絹帛、莫大小、帽氈等、皆他邦に貨とすべし、石鹼、砂糖は、昔は此國になき所たるも、今盡く國中に之を製造すれば、此を他に求るを俟ずとす、其商侶一を亞細亞商侶とす、契利斯執安第五世王、千六百九十八年元祿十一

戊寅に許す所にして、毎歳商舶二翼を支那の廣東に送り、又二翼を答郎既拔兒に送る、一を西印度商侶及爲匿亞商侶とす、是亞墨利加の諸島、及爲匿亞海濱の諸埔頭に送るなり、三を依蘭土商侶とす、四を通方商とす、是は千七百四十七年（延享四年卯）に之を置、商賈の幼少をして、試み習はしむる爲にす、此侶は舶を伊斯把儞亞、拂郎察、地中海、東海及歐兒猥德に送て交易せしむ、

諾爾勿入亞誌

○方置　此國の南と西は北海に瀕し、北は氷海に限り、東は雪際亞と峻山を阻つ、其最高を哥楞山と名く、但其差東は、停西亞蠟皮亞に接す、此國の南端林堙湼斯岬より、北諾爾鐸岬に至る、直徑三百八十里、其廣九十四里を最廣とし、或は僅に二十八里、若は十餘里に達さる處あり、

○風土　國中大山多く、或は二十餘里にして人居を見る所あり、然其山間峽谷肥沃にして、園圃牧場に宜しく、人畜の養に饒多なり、故に弟那瑪爾加の人烟稠密に若ずと雖も、亦寂寥ならずとす、山に良木、檣材、板材に富て、鋸車を造て板を鋸し、費を省て土人及弟那瑪爾加の用に供すのみならず、諳厄利亞、和蘭の人、此國を材木庫と稱し、其用に取、北海濱に魚饒多にして之を捕ふ、他邦に輸送し、又西濱の巖礁は其險を外郭に當べく、處々好鼎あり、高山より甘水を流出し、湖池に嘉魚多く、特に鱒魚を饒とす、山林に禽獸滿つ、駝鹿、熊、狐、狼、祿旋、瑪爾德爾、協爾弗喇多、蠍爾獸利等を捕て、皮を以て他邦に貨す、鐵坑は處々に在、又銀坑、瑪爾獸爾、亞瓦多石名を出す、然其土人坑業に汲々たらず、牧畜と漁獵を以て足れりとす、但此國は北極規下六十六度に過る寒帶の地とすれば、人の爲に樂土に非ずとす、但此北部には毒獸蟲絶てあることなし、鼠もこれなし、

○區分　分て南北とす、虛爾鐸山を以て別る、此山は北緯六十三度に在、山を踰る路十三里より十六里に至る、千六百八十五年（貞享二乙丑）、契利斯執安第五世王、馬を以て山巓に陟り、南北の地を眺望し、其處に標柱を建つ、其扈從の士は、險危を恐て皆步せりと、

南諾爾勿入亞を二鎭に分つ、其一を契利斯執尼亞と名く、虛爾鐸山と雪際亞の間に在、

契利斯執尼亞を首府とす、構築整完にして蕃庶、此全

國の最好とす、府司及障斯革普之に居、學館あり、王家より生徒二十員を贍給す、哆囉呢の織工あり、交易多し、前郭二區あり、

遏業爾訶斯は、險要の山城あり、千七百十七年、享保二丁酉、雪際亞人此城を圍み、其水道を絕、然共城中に泉あり水に缺す、能城を守る、此時弟那瑪爾加の舶將瓦伯兒、軍艦を帥て此城の上邊に於て、大熕を祝放す、雪際亞之軍之を聞て、弟那瑪爾加の援兵多く來として、速に此圍を解去ると、

業乙爾鄧篠歇斯は、雪際亞堺に近き山城なり、千七百十八年、享保三戊戌、雪際亞加列兒第十二世王、此にて銃に射らる、弟那瑪爾加拂列德律吉第四世王、此に石柱二十尺あるを建て、其戰功を記す、

沒私は、銃砲の鑄工場ある府なり、此地方に良鐵を出す、

撒爾百忽泉は、儸略馬河の瀑布ある處なり、此瀑布は、北亞墨利加の溺亞瓦刺の瀑布と相比す、夜は水聲十里の外に聞ゆ、其邊傍に於ては熕を發すも響を聞ず、此に列觚斯と名く岡、歷世國王の遊觀の所とし、碑記あり、

工儸斯白爾觚は、太藍孟河口より七里にある山府にして、口數一萬あり、良銀坑に坑夫千二百人を用ゆ、又金坑あり、山坑術を敎場あり、

其二を契利斯執安山多と名く、即ち此鎭府にして壯麗の府とす、鎭守及障斯革普、政廳、學館あり、地三方水に圍み、一方は石巖と田畝あり、土人專ら材木を販ぐ、此を去牢里弗列結爾と名く砦あり、大舶を泊するに宜し、城砦ありて要害とす、

令德奈斯は、海中に斗出する二里の岬なり、北緯五十七度四分度三とす、

北諾爾勿入亞には、雪際亞に屬する數處あり、其他は盡く弟那瑪爾加に領す、二鎭に分治す、

其一白爾健とす、此鎭の首府とす、北緯六十度十分に在、海灣に臨み、此國中繁華の地とす、陸には高山を負て隘路を通じ、海に砦あり、砦を以て守る、政廳及障斯革普あり、材木、皮革、鯑、大口魚を交易にす、此海深く碇すべからず、礁に鐵輪を箍し、綱を繫て舶を宿泊す、政廳、學館、四大寺、皆宏壯とす、又航海術、度學、拂郞察語等を學習する場あり、戍兵の城は深壍三塔あり、海邊に處々石造の家あり、碩學羅德勿吉方福

爾別爾瓜、名著藍白爾多、方若汾は、此地の人なり、

禿弄兌模は、虚爾鐸山後の一大部にして、雪際亞及魯西亞に疆し、長二百八十里に過ぐ、禿弄兌模を首府とす、泥禿河側の大灣に沿ふ、繁昌の交易場とす、鹽乾魚、醃、獸脂、及銅を販ぐ、富戸多し、昔は國王之に居陣斯革普あり、首寺に阿老斯殿美石を以て構築す、政廳、學館、都古督館、旅館、工匠場等、皆著しとす、紐苦復爾孟は、禿弄兌模の鼎口に對す、礁上の砦なり、鼎の要害とす、

此部の魯西亞の境に至る地方を、總て諾爾蘭土と名け、此を欣瑪爾西亞と蠟皮亞太泥亞の二部に分つ、此地は酷寒にして土人寡く、二部の土俗相同じとす、其海濱に住す者は常居あり、鱒、海狗、海豕を捕て、油を煮て貫舶に交易し產とす、海に遠き地に住す者は、駝鹿を牽て彼此の山に移住す、皆射を好し、野郎鐸、祿旋、瑪爾的爾、狐、狼、熊を獵し、其皮を販ぎ、駝鹿を多く有するを富とす、其乳を飲、其皮を服す、海邊の駝鹿は魚骨を以て畜し、山中の駝鹿は山生の苔を以て養とす、故に此山の苔盡れば彼山に就き、前の山苔再生すれば復返り到る、此地は夏時數浹曜は、太陽視際に下らず、此蠟皮亞人は、言語習俗、山後の雪際亞、魯西亞の蠟皮亞人に異なり、本地蠟皮亞は雪際亞に載す、

諾爾鐸加布（北岬の義）、及諾爾鐸吉印の二岬は、相去十八里、共に歐邏巴極北の岬とす、諾爾鐸加布は、抹業爾島に在、北緯七十一度三十分とす、模列亞の瑪答斑岬と、此岬との直經を、歐邏巴洲の廣幅に算す、抹業爾島は、氷海中に在、又北海中に物爾、碌福鄧、爾斯多、物斯的、刺連の五島、北規の北側に在、此間に模斯孤と名く一島の側に旋渦あり、此海、干三時、滿三時にして、其干には旋渦に水を引き、勢尤も劇甚とす、滿には水を噴出し、大舶を飛漾すと、其旋渦の周り凡二十里餘、然其之を避る三里なれば、危を免るべし、古人此旋渦を海臍と名く、

○政治　弟那瑪爾加王より、鎮守を置て之を治め、郭逝法苑の上廳に之を總裁す、

○土人　強健恰好にして、勤勉勇悍の譽あり、其性敏慧にして、術藝工技を習に宜し、土人自ら馬に轡し、舟車を連り、木を以て時計を作る等、別に專業の工匠なしと雖も、皆之を爲得るなり、又縫繡織組の工なくして、婦女自ら之を造る、如レ此人々敏巧なる故に、各

種工業に缺なし、又獵を好み兒童も好射手とす、特に航海に習ふが故に、和蘭の海船に、常に諸爾勿入亞產の舶夫過半を得ざれば、舶を艤すること能はずと、此國の舶夫多きを知るべし、但此國人に瑕とするは、甚だ飲を好むに在、酔ば其鬪爭を愼防すべし、

○法敎　此に公行するは略的兒敎にして、敎官四員、九百二十九寺と二百四十九敎場あり、山後の野人固より協乙鄧徒たりしが、今は敎導して漸く本敎に入者多しとす、

依蘭土

○風土　諸爾勿入亞海濱より、西二百八十餘里に、一大島依蘭土と名くあり、弟那瑪爾加王に領す、依斯(アイス)は氷を謂ふ、遠く北極規下に在が故なり、長二百餘里、廣九十餘里、其地山嶽滿て、谷間に民居あり、故に馬を用に宜しく、車は用をなさず、其南方は地震多し、火山あり、下に記す、北部に那瑪(ナーマ)と名くる熱沸泉多く、土人此泉に肉を投じ煮て火を俟ず、然其地氣淸潔にして、人に疾病少きを以て、温泉は病を療するの用なし、嶺嶽より淸泉多く出て、淸水の用に缺ず、處々沼池を爲して終に海に入、島上に一種の小馬を產し、山川を跋涉するに、之を用て最便とす、

此地に田園なし、男は漁獵を事とし、女は獸毛を業にす、魚を捕は網を用ひず、鈎を以てす、鰷、大口魚最多し、馬、牛、羊にも草なき時は、大口魚を以て飽しむ、牛は牝牡角なき多し、羊には多く角あり、羊角を以て匙抄の具を造る、其毛良にして織工に宜し、家什は鯨骨を以て造る者多し、椅楑の類皆然り、其家は土中にして其製甚奇とす、是寒を防ぎ此に多き颶風を避に宜しとす、一室に二十人より四十人も住すあり、交易には酪、脂膏、硫黃、牛皮を以て、蒸餅、麥、葡萄酒、材木、銅、鐵、鹽、煙草、哆囉呢等に易ゆ、常食は魚を蒸炙し食とし、水と乳を飲とす、巖礁間に野鳥の卵あり、之を拾て賞食すを最旨美とし、次に雁、野鴨を好食とす、雁、鴨は此海濱に最多し、白鷹あり、歐邏巴中に之を珍とす、土人之を捕に、鳥を餌とし、網して之を得、此鷹は弟那瑪爾加王より之を征して、白色は十五禮吉斯(レーキス)牝德爾、半白は十、灰白は七牝德爾に之を買、此地の酷寒なる故に、鹿、兎、狼、野豬はなし、唯狐は多く、此が爲に群羊を損ずる事あり、熊は臥兒狼德より此に來り子を產む、其種黑白灰の數色あり、千七百五十一

年、寶元辛未、王より度學家を此に遣りたるに、此に好陶土及銀礦を發見す、其礦は地上に出る一種石にて、其石一百廿百二十八錢な一廿さす、に銀四十八錢を得さ、

○區別　此を東西南北の四部に分つ、其著しとするは、別撒斯佗径兒は、南部中の一城にして、官司之に居、鷹を貯ふ處、并に毛布の織場晒場を置、斯加爾福爾多は、全島中の好處にして、陣斯革普の寺、羅甸學館あり、此より數里に好加牝兒と名く谷に温泉あり、泉巖頭より沸出し、巖下の洞に入、其沸出するに當て、大砲の震響するが如き、數次にして温泉沸騰し、濃烟を起し、高六七十尺、其周圍の洞池に温泉を滿、如此凡六七分時にして其沸騰止、又時を定て再起す、日々然り、其理未だ審にする者なし、歇詞喇爾は、北部に在、陣斯革普、學館及鏤刻場あり、歇古剌は火山なり、然共其巓は常に雪に掩はる、麓より頂に至る、四時行其北西側に洞口あり、烟燄を出す、然共其一方は氷雪融せず、此他も火山數處、温泉許多あり、此島に總て十七港畢あり、郭逬法瓦の商侶此に來て交易す、

○法教　往時は羅瑪教を奉せしが、千六百四十年、寛永十七庚戌、拂列德律吉第三世王より、略的兒教を奉せしめ、陣斯革普二員をして教事を主しめ、四大旅館、二學館を建て、幼童を教ゆ、

○政治　別撒斯牝𢈘兒に上司あり、次に收稅官さ二官司あり、又次に各部の司あり、以て常政を指揮す、事大にして生死に關するは、第七月八日を總裁日さし、物吉設剌島上地名、に集り、總官之に首さして、之を裁決するなり、

○文學　此には第九百三十四年承平四甲午、以來、書記の官を置て、其自國の事を記するのみならず、他近隣の國事を記載し、後世に傳ふ、陣斯革普伊斯列弗は、千零五十七年天喜五丁酉、羅瑪より歸て、此に陣斯革普さなる、此島の人なり、弟那瑪爾加の史家瓦藍瑪知の其國史を撰するに、專ら依蘭土の故老さ議すさ、依蘭土人は、北方の古言を遺存す、故に其記する書に、今解難き言多し、郭逬法瓦の書庫に、萬國の史を藏む、此中にも依蘭土人の記すもの多し、弟那瑪爾加の史官篤爾好斯は、依蘭土の産なるを以て、千六百六十二年、寛文二壬寅、彼自ら依蘭土に至り、其難語を研究して、終に其古書を羅甸語に翻し、此を書庫に納むさ、

○華露兒(ハルウル)、一名歇爾碌(ヘルロ)、羅甸呼ゲレサリア、　此島は、北海中思可齊亞の上、依蘭土の南百五十里餘、諾爾勿入亞の西とす、北緯六十一度と六十二度の間なり、島數二十五、全地は礁石と雖共、土深二尺許あり、麥草を生じ、羊を牧すに宜しく、細毛を得、依蘭土の羊の如し、其毛春時自ら脱す、剃取を要せず、島上林なく野獸なし、唯海鳥と魚多く、土人の用に供す、羊肉、魚油、帽、莫大小等を販出す、其内十七島に人居あり、素多碌母(ストロムウ)を最大とす、長十一里、廣三里餘、島の酋長之に居、學館、好港あり、

輿地誌略卷之四終

輿地誌略卷之五

諳厄利亞

○名謂　古名亞爾倬翁とす、羅甸呼又諳又魯斯(アンドリユス)とす、今諳厄利亞と思可齊亞を合して一國とし、大貌利太(ブリタ)泥亞(ニア)と謂、貌利太泥亞も亦此國の古名なり、此國人又諳厄利亞を南貌利太泥亞とし、思可齊亞を北貌利太泥亞とす、

○方域　此國の東南西は共に海に瀕し、唯北に思可齊亞を隣とす、的勿垤(テツエア)と索爾外(ソルリイ)の兩河を分界とす、古羅瑪帝の世に兩國の界として、差南に塘を築て、思可齊亞人の侵掠を防く、當時思可齊亞人は、皮膚を染彩せる異俗たりと、古塘今存せずと雖も、或は地を掘て遺基の殘るを見、此國南北百五十里、東西百十二里、周廻五百六十四里とす、

○濱海　南は拂郎察國と一海峽を隔つ、所謂葛那爾なり、東は北海に瀕す、此を貌利祭斯海と呼、此海夏時に鯨を捕最も夥し、西は意而海に臨む、意而蘭太と別る、熱阿爾業海峽と名く、此に貌利斯多爾灣と名く

あり、深廣にして海峽の通行すべきに似て、甚だ航者を誤ること多し、故に僞海峽と謂ふ、

○河川　國中小川多く大河寡し、最とする者四、一曰太默斯、東流して北海に入、龍動を經過するを以て、又龍動河と呼、此河毎歲泛溢すること、東方にある歐法蠟得河等の如く、此が爲に河傍の地を潤し肥すと云、冬寒には氷堅く、嘗て氷上に於て一牛を焙り得たりと、二曰撒窊利那、北流し西に廻り意而海に入、三曰亞勃斯、小川を多く合せ、東流し北海に入、四曰阿瑟、亦北海に入、

○風土　地氣濃密にして、多霧なるを以て、時として數日太陽の光を見ざることあり、蘇多剌勃（理學家の先哲）も已に其說を著し、大抵終日に太陽を見三四時に過ずと、夏日は暑熱甚しからず、但溫冷の變最も甚しく、一日中に朝は春の如く、晝午は夏の如く、晩は秋の如く、夜は冬の如きあり、闔境の內大山深谷なり、茂林肥壤多く、牧野は終歲青綠なり、穀を生ずる最も豐饒にして、已に數百年間饑險を知らずと、新穀登場には、他邦の民此に來り、食する者甚だ多し、良馬を產し、伊斯把僃亞の產に競ふ、牛肉最も美とし、羊は金皮を被ると稱せらる、其毛纖細なる、亦伊斯把僃亞產に上たり、此を織成し販出する、殆ど天下に遍し、或說に、此國の羊は乳を取ことなし、故に其毛美澤なり、阿蘭陀等の酪を製すると異なりと、又林澤に野獸鳥に乏しからず、但國中狼なし、羊の爲に防備の勞あらず、舊史に云、此國舊狼多し、第一千年代に、國王稷勒斯佚に命じ、歲貢に代るに狼三百頭を獻ずるを以てす、如此して終に狼種を絕と、鱒、鰯、鰶魚等美味にして且夥し、此に葡萄酒を製せず、是伊斯把僃亞、拂郎察、意太里亞、熱爾瑪尼亞の諸邦より、之を輸送する所多きが故なり、特穀にて製する酒に、亞勒と名く美酒を出す、又果實にて造る酒に、際禿勒、培勒、伊禿琭默爾の諸種あり、大犬を禿欲と名く、能熊獅と戰ふ、戶々之を畜ふ、一種雞あり、能人の敎に馴ふ、國人日曜日に此を鬪雞戲に用ゆ、錫を產す、貴品とし、其質色殆ど銀の如く堅白なり、鉛亦良性、其他銀、銅、鐵、玉石、礬硝に乏しとせず、石炭あり、薪水に代べし、泊夫藍、甘草、蜜蠟、麻苧、皮革も、此國の產少からず、木材も土人の用に給するに足、且此を他邦より輸し易し、石の葛爾默爾に似て用に堪るあり、又良性湧泉溫

泉多し、

○區分　諳厄利亞本地と穫勒斯に大別す、諳厄利亞本地は大にして、北は思可齊亞に境し、東は北海に距り、南は葛那爾に臨む、分て七道とす、下に敍る如し、或は分て五十二瓦剌弗とす、此府邑の名謂を以て、世家貴族を封じて、歇爾多夫、瓦剌弗、拔龍等の稱ありと雖も、皆其府邑を有に非ず、唯名號侯とするなり、其中特耆悉吉斯の亞倫德兒は、其地を有てり、總て國中城堡要害寡く、唯街市を爲す、是諳厄利亞、思可齊亞合て一島とし、四隣他の國土に接せず、大陸の諸國の如く、隣境より敵の襲入の患なし、故に國中に砦堡を要とせざるなり、但此國の軍備は、專ら軍艦を以て、海濱に來る敵を逐斥するに在而已、然ども管內に騷亂あるに當て、國中城堡の備に缺て、人民其暴を避る方なく、其害少からず、近く思可齊亞土寇の亂に於る如し、此海濱に好港澳多き、此に對する拂郎察、阿蘭陀の海濱に比すべきに非ず、如何となれば此海峽、常に西風吹て沙を淘て、拂郎察の濱に輸し、諳厄利亞諸澳は此が爲に滌廣となり、此に反する所は、砂褁で港口に堆をなして、港中に舶出路なきに至る、諳厄利亞濱に好澳多きは、諸邦の商舶、各一港を分て其舶を入こと、阿蘭陀人は、參禿微觚及革爾微觚に於てし、拂郎察及勿搦祭亞人は、禿歇爾に於てし、伊斯把儞亞人は、布禮麼多に於てし、意而人は、舍斯的兒に於てする等、以て見べし、此に由て港內衆客雜沓滑亂の患なし、

一曰甘黜謨は、葛那爾に臨む地なり、深林、牧野、田圃相參り、太默斯河口に沙洲あり、海船の提る所とす、果に葛爾斯及列搦的を美とし、魚に撒爾謨及福勒々を多とす、結麗土（白土の名）を出す、此部廣さ一百二十四萬模爾建（地方六尺を一歩とし、二千五百六十六歩を一模爾建とす）にして、三十一府、四百零八鄉、三萬九千二百四十二戶あり、政司十八員を置、甘都亞里を首府とす、良織工あり、加耽に軍艦船舶の工場及大庫あり、傑楞微觚は龍動に近く、太默斯河傍に國王の離宮あり、微爾孫第三世王の建る病院、歲に一萬本獨蘇的爾を給し、養贍の料とし、專ら舶夫の爲にす、星學名家法爾禮は此地の人なり、德布多福爾度に、亦微爾孫第三世王の建る一大院、將士の孤寡舶夫の老耋を養ふ處とす、此にも船工場大庫あり、日に數百口をして業を作しむ、禿歇爾は堅堡好澳あ

り、拂郎察濱の加徠斯港に相對す、水路僅に十三里、平時は七値中に、兩次便船を加徠斯に遣、二曰越瑟西亞は、甘黜謨と太默斯河を隔て相對す地なり、腴壤沃野多し、泊夫藍を生す、二部に分つ、海に瀕するを越瑟西亞とす、廣さ一百二十四萬模爾建にして、二十五府、四百十五郷、三萬四千八百十九戸あり、政司八員を置、太默斯河西を彌德兒瑟西亞とす、小部なれども人民稠密なり、廣さ二十四萬七千模爾建にして、七府、二百郷、十三萬戸あり、政司八員を置、龍動、羅何呼龍入奴謨、諸厄利亞の國都なり、北緯五十一度三十一分、經度は鐵島の東十七度二十七分十五秒とす、太默斯河北側に在、三區に別つ、東を龍動、西を物斯多蒙斯的兒、南を瑣度律觚と云、街衢七千、皆廣直、家屋宏廓、凡十三萬戸、但把理斯の如く數重樓を構せず、其口數毎戸八口とし算するも、一億零四萬とす、府中大寺百二十八區あり、亦口數の多きを察するに足、他社院の如き其數外とす、龍動には商賈多く、瑣度律觚には舶夫多く、蒙斯的兒には貴族多く住す、人口夥多なる、府中井泉のみにては給支するに足ず、故に大水道を造る、歇爾多福爾多より水を架し此に送る、長さ二十八里に亘る、府中毎戸大槽を設て、此視水を受、搬運の勞を省て常に水に足、最も便なり、肉市、魚市、鳥市、蔬菜市、諸穀、布帛、馬、牛等各市を別て、總て二十三所、但材木、石炭、皮革類は、太默斯河傍に肆を置、諸區に傳遞を設け、府外方二十里に遞夫を遣に便にし、又車馬を借し、便船を出す等、各其便に備ふ、茶店の彼此に散在する者五百許、府人旅客の遊息所とし、亦土夫の小會に用ゆ、王城を徹的法爾と名く、河傍に在、府外に一大園の遊觀場あり、此内動もすれば、乘車四五百輛の往來するを見、其廣大想ふべし、此に王の親衛の兵を閲し、或は競馬を爲しむ、蒙斯的兒に大政事堂あり、長さ百七十尺、幅さ百四十八尺、中に柱を設ず、奇巧とす、會議及び大禮を行ふ處とす、此に書庫を置、又商賈の會に一大堂、長さ二百三十尺、幅さ百七十一尺、富商觚勒斯汎が、自ら資を費し建る所と云、貨幣の廳を番革と云、自國他國の貨を貯へ、收支兌換の事を司る、上司、副司、曹屬多あり、聖寶琭殿を都下の第一寺とす、長さ五百七十尺、廣さ三百一十尺、羅瑪の聖伯多琭殿に比す、又聖伯多琭殿も宏麗とす、國王即位の禮を行ふ所なり、此

に歴世王廟を置、大臣學士武官の烈功ある者は、特寵を以て此に塋を置しむ、龍動と瑣度律觚の間、太默斯河に橋あり、長さ九百尺、幅さ三十尺、又藍白多に石橋あり、長さ一千二百二十三尺、幅さ四十四尺、其構築十一年九月を以て畢る、夜は橋上に燈三十二基を列し之を燎す、韜爾城を都下の要害とす、河側に在て砲臺を列す、河に臨む所に土を掘て、大熕十六口を植、之を放てば直に水面を射べし、此に武庫を置、兵具六萬を備ふ、病院に白徳藍院と名く者、狂癇等百五十人を置べし、又粛敦病院と名くあり、會主粛敦が建る所にして、歳費一萬本獨蘇的爾を給す、老耋幼弱百二十人を置べし、又支體不具及創傷せる徒を養ふ院あり、幼院に勇需亞爾度第六世王の建るあり、孤兒千五百口を置べし、其兒に專ら理學及航海術を教ゆ、又應喜爾瑪利院は、都下士夫力を併て建る所にして、府民舶夫の貧困なる者を養贍す、此内別に十歳より十三歳に至る孤女を養ふ館、幷に淫行を悔る女を置く館あり、汾律吉第七世王の建る、貌利徳勿爾と名く館は、妄惑過誤の者を教誨する處とす、即ち都古篤賄斯（前に注す）なり、龍動の港は廣大にして、大舶千艘を容べし、太默斯河に溯し、闔國の交易三分の二は、皆此都下に於てす、故に輻湊尤も盛なりとす、但都下に多く石炭を用るが故に、其烟常に霧の如く、之に馴ざる者は胸肺病を發す、

三曰窩斯多諳厄楞は、北海に瀕する地にして三部に分ち、共に二百七十一萬三千模爾建、七十四府、一千四十八郷、九萬八千九百五十二戸あり、政司三十四員を置、部内牧野多く、羊を育し、泊夫藍を生ず、大麥、美酒、最好酪を出し、海に鯨を捕、甘答貌律入亞府に大學館、書庫あり、碩學巨匠常に之に居、

四曰粛瑟吉斯は、龍動の南、葛那爾に瀕する地にして、百七十三萬二千模爾建、三十一府、四百五十三郷、五萬五千七百四十五戸あり、政司四十二員を置、部内に鯉魚、蝲蛄、福勤々を美とし、鐵匠、硝子工多し、又良火薬を製出す、

五曰物斯多瑟斯は、龍動の西亦葛那爾に沿地にして、七部に分ち、總て七百二十七萬五千零々六模爾建、百七十三府、千八百八十二郷、二十二萬千六百六十五戸あり、政司百七十七員を置、應多泥亞府最も古し、學館幼者七十人を置、先此に教へ、後星吉斯福爾度の學

に遣、玻爾都麼多に好澳あり、商賈輻湊す、世人此を航者の學會と謂、此に近く病院あり、舶夫の病を養ふ、此地と二里許を離れ、微觚多島あり、大にして土壤肥沃、邑落蕃庶とす、寺三十六區あり、國に大軍艦を艤する時、此に糧料を集む、又求爾揭際及野爾際の二島、拂郎察海灣に在、共に諳厄利亞に屬す、貌利斯多爾は、龍動、若爾觚に次の富庶大府とす、府人西印度の交易を營するを務む、又玻璃器を造る、溫泉あり、布律麼多は、堅城好港、舟工場大庫あり、千五百七十七年、（天正五年）律的兒太剌結、此港より舶を發し、地球一周の航海を爲せり、格論頑爾は、諳厄利亞國の西陲なり、太子初て生る時此に封し、格論頑爾歇爾多夫とし、數年にして稜勒斯普靈斯に昇ると、此地氣候良善にして、土人壽耉壯健多し、蘇吉斯諸島は小にして許多あり、危礁多く、航者の尤も懼る所とす、總此部は牧野に宜しく、牛羊蕃滋し、哆羅絨、毛布、毛氈を多く出し、（牢篤の類）莫大小を造り、麻苧、水晶、銅、鉛、錫を產す、

六曰墨爾西亞は、諳厄利亞國中央の地にして尤も廣く、十九部に分ち、總て十一億四十五萬六千零二十模爾建とし、二百五十八府、三千五百二十鄕、三十六萬二千三百四十戶あり、政司一百三十六員を署す、土壤肥腴、穀麥に富、山林木材に饒、牧野多く、牛羊蕃殖し、羊毛軟細、其白毛雪の如き特に貴し、鐵、鉛、石炭、瑪爾默爾、亞爾拔斯多、石英、硝石、鹽坑あり、又良馬を產す、屋吉斯福爾度に大學校あり、歐邏巴に名あり、學師の長者此府尹を兼、生徒の需用を受る者凡一千、自ら貲を出す者凡二千あり、書庫尤も富とし、書を鏤刻する工肆を置、又大藥園に奇珍の草木を培養す、會社數十、皆厚貲を得、耶亞東にも學館あり、學童四五百を置、此より甘答貌律入亞の學校に進む、孛亞古山に二洞あり、一洞は水液滴流し、物を化して石と爲の性あり、一洞は口廣く五十尺許、其深さ測り難しと、

七曰諾爾篤豐白爾蘭度は、思可齊亞に疆する地にして、六部に分ち、總て八億四十四萬一千模爾建、一百二十七府、八百七十一鄕、二十萬零六千四百零四戶あり、政司六十六員を署す、土壤肥沃、物力富饒、民用給足し易からざるなし、鉛、銅、鐵、石炭、礬石、麻苧多く、牛尤も肥大、馬も亦良とす、若爾觚府は、大にして繁富、龍動に次、寺殿の壯麗諳厄利亞中の美觀とす、大

書庫古書を藏むに名あり、絨綿の織工多し、古羅瑪の公斯瑺丁大帝は、此府に至ると、

穠勒斯、古名甘貌利亞は、諳厄利亞本地の西に在て、北西南は意而海に瀕す、長さ四十六里餘、廣さ二十八里許、地多山と雖も、頗る肥沃にして、生産に乏しからず、百物民用に給するに足る、土族往古貌利太の苗裔とし、衣服、言語古風を存し、今の諳厄利亞の俗と異なり、舊一自立の君あり、諳厄利亞の藩侯の如く、或は敵となることあり、千二百八十二年、弘安五年、粤需亞爾度第一世の時、遂に其主を討じ、此地を併せ有て、政司を遣て之を治む、然ども穠勒斯の民、其本土の產に非る主に服事するを嫌て從はず、是に於て王、其妃の已に妊めるを、此地に送て之に居らしめ、其產所を候、千二百八十四年弘安七年、妃男を產む、乃ち王此土人を喩して云、此王子は穠勒斯の產にして、汝輩の主たるべしと、粤需亞爾度第二世王是なり、此より後歷世皆穠勒斯を太子の封とす、而後千五百三十五年、天文四年、汾律吉第八世王の時に至て、定て諳厄利亞の郡縣の制に入、今此を南北西部に入て、總て五億二千九萬模爾建、六十二府、七百一十鄕、五萬六千四百一十戶あり、政司二十四員を署す、部內火山あり、溫泉鉛坑多く、又馬を產す、

○洲外所轄　亞細亞に於ては、麻辣拔爾濱に瑪度剌斯府及聖熱阿而厄城あり、穀邏滿埵兒濱に梵貝及肅剌的の埔頭、又啞齊及廣東の濱にも埔頭あり、亞弗利加に於ては、泥父利西亞の西濱、矜貌剌河口に聖雅墨斯城あり、其河の兩側許多埔頭を置、河に溯り凡九百里餘に至る、又爲匿亞濱に數所埔頭を置、其內加玻哥爾設を最とす、其他黑地兀皮亞海に、聖歇列島を東印度商舶の休憩所とす、又聖羅乙斯玻度勒、瓦辣謨の諸城及舍搦瓦爾河道等、諳厄利亞人の所轄とす、北亞墨利加に於ては、花地、新諳厄利亞、新思可齊亞、新瘦阿爾紙、新厄爾際、邊舍爾法儞、瑪利蘭度、未爾入尼亞、加祿利那、熱阿爾傑、吸鬆私灣、牙賣加島、拔爾拔度斯島、拔爾婆達、多拔臥、聖賓生的、聖度茗哥、安知瓦亞、蒙突瑟辣多、搦惟思、聖吉都、安渠剌、拔法瑪、白儞模德斯、略亞堂等、又加拿太、盧悉亞那、聖老楞佐河の諸島、加玻貌列東島、倔勒那達島、倔勒那入涅斯島等は、近時諳厄利亞人に屬する所とす、

○土人　古說に、此國人は拂郞察より分れ來る、且此地元拂郞察國と接續せりと、然ども歷世久しく、漸く他邦の人此に居者多く、本土人と相雜る、古羅瑪の世、此に人民を聚植せしを初とし、諳厄爾沙瑣尼亞、弟那瑪爾加、諾兒滿弟、黃達楞、弗里斯、弗剌茗業爾等の人、皆此國に來住せしなり、是故に此國人は種族混雜すること、其言語の拂郞察、羅甸、熱爾瑪尼亞等の諸言を混用するを觀て知べし、其人形體完好、婦女最美姣、歐邏巴中に冠たり、男女共に稟賦の秀美、他邦に踰と雖も、養成の法或は宜を得ず、其性の美を損す、言語術藝を習に敏にして、碩學高才を出す、他邦に勝ること、世に顯はる所なり、但性爽活にして完靜ならず、爭騷を好む、言語辨明にして能思慮す、又兵卒の勇敢、步騎水陸に擇なく、死を畏ざる者此國人の如きは稀なり、闔境の人民繁滋なる、其性の孳育に富の故而已ならず、近隣諸邦の人、此に來歸する者亦夥しとす、阿蘭陀に過爾拔歇爾多夫暴虐なりし時、其國人逃て此國に歸し、拂郞察に復業耨天の徒を逐斥せし時に、其徒逃て此國に歸するが如き、以て觀べし、若此國より亞墨利加に、人種を徙植することなくば、其衆多なる、殆ど國に溢るとせん、常例を以て此姓族を計るに、二億三十三萬零四百二十とす、假令一族每に五口あらば、十二億に至るとす、土俗演劇を喜み、最も其悲哀事を好む、馳馬の戲、大犬を野獸と戰しむる等、常の遊嬉とす、性多く儇急、拂郞察人の爽利なるに若ずと雖も、諾爾勿入亞人の偸懶に同じからず、人に交る愼密なり、往時は華侈を厭ざりしが、近時は儉省を學ぶ、室家淸楚、婦女美麗を以て士夫の榮とす、客旅に遇する、拂郞察人の懇切なる如くならず、然ども此に來遊する者を愛して、敢て侮慢せず、若其人に意を縱にせしむれば、乃ち驕傲にして爭ひ易く、或は暴戾に至る、然ども窮厄に當ては、反て與し易し、故に古諺に、諳厄利亞人は哭に與すべし、笑に與し難しと、婦女の制寬裕にして、嫉妬を惑とす、此が爲に大過を導出すこと稀ならず、世人諳厄利亞は、婦女の天堂と謂は之に由なり、工匠最も勉勵精緻とす、是故に時規驗氣の器等巧妙を極め、鐵鋼等の諸器械、工技善美ならざるはなし、但其人貧を恥ず、故に諸工藝の徒、其產に孜々たらず、

○政治　貌利太泥亞國政は、伊斯把儞亞、拂郞察等の

諸王國と同一ならずと雖も、亦一自立王國の政とす、雅谷貌第一世王、始て國王の常典を建て、此を破る時は王自ら位を遜るべく、政府大臣常に之を監守するを任とす、故に威權王家と政府に分れ、此に合する所も、彼の許す所に非れば行れず、王と政府と相合すれば、庶政順ひ、相合せざれば、動もすれば管内に干戈を動すに至る、加列兒第一世王と、其嗣雅谷貌第二世王と、二世の間の如き此亂あり、國史を見て知べし、國王の常典とするは、他邦と交會、軍旅の事を指揮し、政臣を擧、教官を命じ、諸官の賞罰黜陟を掌る、但王の威福を誤用せざるが爲に、新法を創立し、租稅を斂る爾事は政府に任す、國嗣は王の嫡子を以てし、太子卒すれば其嫡孫を嗣とす、孫なきは太子の弟を嗣とす、又男嗣なきは女を嗣とす、但王子と雖も、羅瑪葛多儸青教派に屬する者は、正統位嗣の列に入ず、唯普碌的斯當多教を奉ず男女に非れば、國嗣の選に入ざるを國法とす、此國も亦揶郎察王の如く歴世相傳へ、一日も王位を空することなし、

政府を把爾列孟多と謂、政臣會集の廳なり、上下二廳に分つ、上廳には亞爾都陣斯革普、陣斯革普、教官とす、歇爾多夫、瑪爾祈斯、瓦剌弗、勃爾觚瓦剌弗、拔龍世族とす、を署す、當時諳厄利亞人二百零四員、思可齊亞人十六員とす、此輩を羅兒杜と稱す、下廳には拔羅涅的律的兒、耶斯祈勒、及郡邑長司等を署す、諳厄利亞人五百十三員、思可齊亞人四十五員とす、此輩を昆蒙斯と稱す、上下廳各班頭一を推て、可否を裁決す、其事は王命を受て之を行を法とす、其大會は王命を以て集る、私に會することなし、大抵每歲一次、或は二歲三歲每に必ず大集會あり、國の常政は、總管大臣一員を任じ之を掌らしむ、名て伊觚罕設羅兒とす、次に諸官司各職掌する所ありて、庶政を頒治す、

○法教　汾律吉第八世王の時、政府の大會議を以て、羅瑪寶斯の制を離れ、國中の教官盡く王法に統制し、寶斯の令を行を禁ず、然ども其行ふ所の法は、當時仍多く羅瑪法に因循す、而後界需亞爾度第六世王の時、甘都亞里の教主葛藍涅兒、深く修正の學に志し、舊弊を改正すること實に多し、次て耶穌撒白多女王の世となり、專ら列復爾瑪祭修正教派の稱教を用ひ、以て今に至り、國中公行する所たり、亞爾都陣斯革普二員、陣斯革普二十五員あり、其歲俸總て三萬零百七十六

本獨蘇的爾とす、教官皆婚娶を許すと雖も、多くは娶らず、或は稀に娶る者もあり、此教官は皆羅兒杜に任じ、政廳に署す、其他政廳に署せざる寺院許多にして、其宗派も諸種あり、或は一家父母兄弟婢僕、各奉ずる所を異にするあり、教法の檢束なきこと、天下此國の如きを見ず、蓋此國の法教、唯陣斯革普に係て之を統裁せしめば、如レ此の放縱に至らざるべし、然るに教官に列せざる寺院多く、以て混雜を致す、但政家之を視て多端を憚らず、各相容受するを旨とす、謂く嘉穀稗稊と共に生じて、秋に至ると同じと、羅瑪教の徒は啻に衆庶のみならず、貴族と雖も往々これあり、雅谷貌第二世王の子雅谷貌與需亞爾度は、羅瑪教を奉するを以て、國中羅瑪教徒、皆私に此王子に左袒し、雅谷陣天と稱し黨をなす、是を以て千七百四十五年、（延享二年、）思可齊亞の寇龍動を侵んとし、都下の羅瑪教徒に通じて、都外十時行程に出迎しむ、國內羅瑪教徒は、其子弟を伊孛連及度愛（共に弗辣安埒楞の府、）の學館に遣、其處に諳厄利亞國の童幼を置の館を設けあり、

○軍備　平常の備とするは、兵四萬に過ず、此中に厄貌剌兒答兒、玻爾多瑪封、野爾際、求爾揭際の戍兵を計入、貌利太泥亞の國たる原一島たるを以て、其疆界に兵備を要とすること少しとするなり、步卒は多く思可齊亞人を用ゆ、兵士は赤色を服とす、往時兵を募る、十六歲より五十歲に至るを法とす、千七百五十三年、（寶曆三年、）熱阿爾業第二世王古法を改め、十八歲より四十五歲に至るを役すを法とす、又別に土兵を起す法を立、五年を一期とし役に就しむ、軍を起す時は八萬に滿、其中に他邦の兵卒數千を買入、海軍は耶利撒白多女王の時より、舊數を增加し、大小軍艦二百翼、舶夫四萬を備ふ、其第一等七翼、第二等十三翼、第三等四十一翼、第四等六十三翼、第五等四十三翼、第六等三十三翼に別つ、近時拂郎察及伊斯把儞亞との戰には、軍艦三百翼、分て三等とし、赤白靑三旗に標し、赤旗の舶に總督ありて諸軍を指揮す、赤旗舶將は日に五本獨蘇的爾、其他舶將は三本獨蘇的爾、逐次差別し其供給とす、如レ此海軍の盛なるを以て、諳厄利亞に瀕する諸海上は、盡く此國に統轄する勢あり、是故に千六百六十五年、（寬文五年、）已に畢代利（拂郎察語に釋す、）を鑄て、其文に我四海を統轄するの語あり、阿蘭陀等の如き、列玻利吉諸國の舶、貌利太泥亞の舶に遇ば、何の海上にて

も大檣の旗を伏し、帆を下して之を過るを式とす、

○學館　甘答貌律入亞、犀吉斯福爾度の兩大學校の外、國中彼此に學館許多あり、龍動に聖寳珠殿の學館、物斯的兒の學館の如し、千六百四十五年、（正保二年、）學師歇爾剌密納の建る學會は、國王の究理學會とし、上師一員、副師二十員、學曹百七十員を定め、他諸邦の學師と相結で、互に通じ理學を研精し、新に發揮する所は書に著し、天下に公にす、實に歐邏巴中名譽の學會とす、水曜日毎に相會す、書庫は前の諸學館、各藏する所許多、又貴族大家各書庫に名ある者多し、此に詳載せず、

○貿易　諳厄利亞人は、其貿易普く天下に通せんと欲し、常に土産を載て他邦の貨に貿、又此を一方に遷す、其都の太獸斯河に上下する商舶、日に千數あり、哆囉絨を織出す、歳に二百萬本獨蘇的兒に値る、此國交易中の最とす、耶利撒白多女王の前代は、土産の絨毛を多くは織ずして他邦に輸す、然るに此女王の時、阿蘭陀等の織工を多く其國に招き致し、土人に其巧技を傳へしむ、此よりして國中多く織工を得たり、帽、莫大小、袖套、及諸毛布類、錫、鉛、銅、鐵等、亦歳に百萬本獨蘇的爾に値り、砂糖、烟草、青黛等の亞墨利加地方より得る、亦歳に五十萬本獨蘇的爾に下らず、商賈を勸るに六十二曹を建、毎曹各甲首あり、經絶する所を分つ、鯨漁の曹、哆囉絨の曹の如し、哆囉絨を魯西亞人に販ぐ尤も多し、雪際亞人と専ら鐵銅を貿易す、此を東國商曹と云、亞細亞に貿遷するは、昔より列杭多の商あり、又哆囉絨の上好品を、都兒格人に販ぐ、別に曹を建、東印度商曹の大なる、歳に百五十萬本獨蘇的爾の需用を計り、亞辣比亞より支那に至る、其間の商館埔頭皆殷富を極む、亞弗利加には、沙禮より喜望峯に至る、貿遷する所亦許多あり、亞墨利加には、西印度商曹の盛なるのみならず、許多の屯營堡城を有てり、共に各洲の誌に載す、鯨を捕こと、初は唯莫斯哥未亞の海濱に於てし、此を鯨商曹とす、今は遠く臥兒狠德、尖山島の海に漁す、諳厄利亞貨幣は、本獨蘇的爾鄰舡、悉吉爾鄰舡、片備を以て數ふ、本獨蘇的爾（略呼）は、悉吉爾（略呼）二十とす、阿蘭陀の設斯多法爾汾四十に概當す、片備一名蘇對弗爾は、悉吉爾十二分の一とす、又渠備斯と名くあり、悉吉爾二十分の一達

す、

○律的兒阿爾德　哥設拜度會、一に聖熱阿爾業律的兒、又聖若律斯會と稱す、千三百四十九年、貞和五年、粤需亞爾度第三世王の建る所にして、天下に顯はる、世此國王を會主とし、二十六人を限とす、此會に入者皆貴族にして、會を建て以來、此に入者熱爾瑪泥亞に八帝、諸國に二十餘王、阿郎月普靈斯五人、其他も諸邦の貴族多し、

諳厄利亞國人は、千七百五十一年寶曆元年、に至るまで、其曆法由利安の古法を用ゆ、業列五利の曆元八千五百八十二年に定むる所とす、天正十年壬午なり、此年第四月二日、政府の議を經て、始て業列五利の曆法に從ひ、乃ち千七百五十二年寶曆二年、第九月二日、後十一日を除き、第十四日を以て其曆元に定む、○此國王も昔は拂郎察王の如く、瘰癧を撫する事を行ふ、然どゝ耶利撒白多女王、之を罷て爲ず、微爾獵第三世王は、此を妄信の事とし、全く之を廢す、

○旗章　全幅を四區とし、第一、第四は金三貌を赤地に、赤獅子を金地に畫き、第二は金三百合花を青地に、第三は金法爾布琴の如き器、を青地に畫き、其兩外側に冠せる豹と、一角獸を畫く者なり、

思可齊亞

○名謂　往昔羅瑪人、此を拔爾拔楞貌利太泥亞と謂、是不羈の人を拔爾拔楞と云に起る、蓋當時此國は、羅瑪に服從せざるを以て名くなり、或は加列度泥亞と名け、又亞爾拔泥亞と名く、今思可齊亞と呼、其種族思可祭に因て稱す、原意而蘭太の人とす、故に此二國の語を混同し用ゆ、今諳厄利亞人は、北貌利太泥亞と云、

○延袤　南北長百十二里、東西廣七十五里、其三面海に瀕し、唯南に諳厄利亞を隣とす、東は北海、西は意而海にして、意而蘭太の間に島嶼多し、北は思可齊亞海にして、又加列度泥亞海と呼、

○河川　太吸斯河は、國の中央に、西より東に逕り、此國を兩區に分つ、泥多河、結麗德河は、共に意而海に入、垤野河、蘇北河、泰湼河は、共に北海に入、又大湖許多あり、諸河に由て各海に出、其間處々に小灣江を爲こと、亦甚だ多し、

○風土　此國は北緯五十五度より、五十九度に在て、諳厄利亞より寒甚し、但涼風常に多く、此が爲に土氣清淨にして、土人壽を保つに宜し、海濱及南邊の地

に小麥多く產す、中央の地は、黎豆、麻苧、燕麥多し、峽谷及河傍に牧地多く、牛を產し、其肉を鹽焙し他邦に販ぐ、羊も多しと雖も、其毛諳厄利亞產の細軟なるに若ず、林中に猪自ら孳育し、最も多し、野羊は良酪を得べし、馬形小なれ共使用に堪、海に魚夥しとす、鯨を北海に捕、數千斂を拂郞察及諸邦に輸す、牡蠣は最も佳品と稱す、諸河に鱒鱵の類亦夥しく、鹽焙して阿蘭陀國に送る、大口魚、鯨、海狗、水獺の類も、諸島に捕こと少からず、薪木、屋材、瑪爾默爾、諸石乏しからず、石炭は諳厄利亞產に勝る、野獸諸鳥は山林に夥しとす、但狼も亦多く、其巢穴深邃にして、諳厄利亞國の如く其種を殲すべからずとす、銅、鉛、鐵、水銀、安質母泥(アンチモニー)、石英、瑪瑙、雅斯必斯(ヤスピス)、突扒斯(トパス)彩石の名、を出し、又金銀坑もあり、海に珍珠を捕處あり、哆囉絨、綿布、罕多の類、織工の出す所亦利贏少々ならずとす、

○區分　南北兩區とす、南思可齊亞は、諳厄利亞の界と太吸斯(ダイヒユース)河の間にして、其地卑低肥沃、其人略修整せり、北思可齊亞は、太吸斯(ダイヒユース)河北より加列度泥亞(カレドニア)海に至る、其地山多く、瓦藍必斯(ガランピス)山其中に亘る、共に三十二瓦剌弗とす、奧鄧勃爾(エヂンボルグ)府は此國都とす、一大街長さ一里許、家屋石を以て築き、樓を構へ十層に至る、此街の兩側に小街を置、府西峻巖上に城あり、險にして堅く、攻べからざる名城とす、府東に王宮及廟堂あり、構造皆壯麗とす、聖厄列斯殿尤も宏廣にして、內に講師三座を設くと雖も、互に相妨げず、大學校あり、其書庫、理學、術藝の祕奇を藏む、大藥園あり、又鏤工肆を置、每歲新刻の書を出す、尤も精好とす、近時法彌爾東(ミルトン)歟爾多夫、此地の大家と許て一學館を建、歲に二萬本獨蘇的爾を給し、意太里亞、拂郞察、阿蘭陀等より、碩學名士を延集め講修せしむ、又商賈の會館あり、安度勒沃玻里(アンドレノポリ)府も亦大なり、隩斯革普の殿宏廓最大、羅瑪の聖伯多琭殿より、長七尺幅二尺贏とす、學校も古より碩學を出すに名あり、亞白爾禿儞亞(アベルドニア)府にも大學校あり、天學の巨匠雅谷貌業列互利(ヤコブグレゴリ)此に居れりと、此人は千六百六十三年寬文三年、に、的列斯背必亞(テレスコピア)此に播光千里鏡と云、を創製せりと、此府に好白羅布及莫大小を販ぐ、亞爾拔尼亞(アルバニア)は、思可齊亞中最高の地にして、多山涸瘠なり、此地方の人を思可齊亞山人、或は野人と呼、此輩は古思可祭(スコーチ)の裔とし、其言語、衣服他に異にし

て、性亦頑强なり、千七百零七年、寶永六年、女王安那(アンナ)此に學館を置、土人の兒女を教導せしむ、千七百四十六年、延享三年、此輩の獷獰を制する爲に、政府の命を以て、盡く土人の兵器を奪ひ、且其服を改めしむ、

思可齊亞西濱に四十四島あり、總て歇貌利汪(ヘブリテ)諸島と云、其中に蘇西亞(スーシア)は、長さ二十八里の島にして、中に七高山あり、石英、瑪瑙、瑪爾默爾多し、島の周圍灣澳に鱈を捕り、湖も亦多魚とす、穀を產す、土人の食に給するに餘あり、馬牛形小なり、鯨、鱈を捕、珍珠、珊瑚を得、颶刺は、長さ十四里、島上兩高峯あり、此海上の標とす、良泉あり、 思可齊亞北濱に三十島あり、陸と隔つ、海峽中に盤渦多く、船爲に危し、此諸島は、北緯五十九度より六十度に及び、酷寒枯瘠にして、樹木少く良穀寡く、唯藥草特に遏爾得叔苦(アルテシユア)藥草、名未詳、多く生ず、土人多しと雖も皆貧なり、 枯魚、乾肉、石鹼、食鹽、獸皮を販ぐ、少しく鉛を產す、 阿蘭陀商舶此に來りて貿易す、總て阿爾加汪(カ)諸島と名く、此より北に悉結多蘭(シケトランド)入加諸島あり、北緯六十一度六十二度の間に在、愈寒愈瘠とす、總て四十六、其中或は漸淤にして居人なきあり、或は畜牧すべきあり、又大麥、燕麥生ずるあり、羊を產する多く、其毛を織て土人の服とす、馬の小者を胼多と名く、他邦に送て貢とす、第十月より第四月に至る間、風浪險惡にして、他邦の客此に至らず、夏に至れば、阿蘭陀及他の舟舶此に來る、鱈漁の舟は第六月二十三日の夜、聖揚祭日の夜、法爾伊兒(ハルイル)島の側より、始て遠洋に出すと、諸島中に唯十二寺あり、醫者なし、疾あれば人々自ら療する而已、然ども壽者多し、

○土人　諳厄利亞人の修整に若ず、特に北部の山人種族尤多く、其數闔境の半に過ぐ、此輩愚昧にして鬪爭を好み、暴戾頑强、常に人に屈服するより、寧ろ死すべきと云、或云、此輩は古の比答我剌(ピータゴラ)の說に、魂魄移轉と云を信じ、如レ此死を畏ざるなりと、 是を以て兵卒とし使役するに宜しく、 他邦より之を求て卒伍に用ゆ、阿蘭陀に於て隊伍を建るに、思可齊亞兵を交ゆが如し、然ども南部の土人は、 端愨柔和なりとす、總て身體健强にして、能勤め怯懦ならず、意に從ふ所は親愛固く、之に反して逆ふ所は執强屈せず、怨必ず報ず、且騷亂を起し易し、 多くは諳厄利亞人を嫌ひ、諳厄利亞人亦之を賤む、言語、術藝、理學を好むを以て、國中數所の學校皆世に顯はる、海濱諸島の人能航

海術に習ひ、航夫四萬に過ぐ、常に伊斯把儞亞、拂郎察、阿蘭陀、弟那瑪爾加、諾爾勿入亞、雪際亞に貿遷往來す、若諳厄利亞人の之を抑製するなくば、其貿易猶盛なるに至らん、但國中良農圃に缺、然らずば土人生產尤も富饒なるべし、

○國治　千六百零三年（慶長八年）以前は、此國別に王ありて政治を行ふ、然ども此年、諳厄利亞女王耶利撒白多卒し、國嗣なく、當時思可齊亞の雅谷貌第六世王は、最も諳厄利亞王冑に近きを以て、迎て諳厄利亞に入王位を嗣しめ、雅谷貌第一世王と改稱す、此に由て二國併て一王に統治む、然ども二國の人情意相和せず、故に雅谷貌王二國を合し、大貌利太泥亞と名け、此が一國たるを諭す、且畢代利(メタイリ)數種を鑄て、其事を宣明にす、其文に、天此二國を合一にす、人豈之を分つべけんや、又天將に此相合せる國を併せ護んとす、又今我二國の民を化し、同一國の人と爲すと云が如し、然ども當時政府の議、此大變革を爲易からずとし、暫く置て行はず、是故に思可齊亞には、猶別に政府を置、其財庫は龍動に移すと雖も、本土の用に非れば、其財を出さず、如此にして仍百年餘を過、常に二國の民互に嫌忌し、思可齊亞人動すれば、諳厄利亞人の貿易を妨げ、諳厄利亞人彼に遇する、鹹席に坐する思をなす、千七百零七年（寶永四年）に至り、女王安那の時に、定て以て終に二國を和する大誓を成す、此大誓を成んとする、固より一旦の事に非ず、微爾淦士(イルレム)の世に、政府の大議を決て國嗣を選むは、魯能勃爾觚(リユネンボルグ)家に出るを正統と定む、是圖て二國を合するなり、又已に思可齊亞の政府に、諳厄利亞より監司を遣て、彼と共に事に從はしむ、然ども此が爲に、彼輩意之に抗するなきに非ずと雖も、唯其交易の便宜を計る而已、前に思可齊亞人計て、諳厄利亞人の貿遷を妨んと欲し、亞畢利加の海峽達隣に、四千許の人を植、然ども諳厄利亞人亦之に當る防備を施し、彼が意を果さず、是に於て千六百九十四年（元祿七年）思可齊亞人相黨して、諳厄利亞人を怨み、己に利とする許多の條牒を捧て、許を得ざれば反て布利天何多(ブレテンテント)に從はんと號訴す、羅兒杜毯禿(ロルドゴド)爾賓(ビン)此亂を鎭靖せんと欲し、安那王に白し、二三大臣を思可齊亞に遣て之を諭し、千七百零七年、終に二國和成の大誓を行ふ、時に約する所二十五條、其略、一に諳厄利亞と思可齊亞は、今より各別とすべからず、唯

大貌利太泥亞と名く一國となすべし、二に二國合して一政府に統て、龍動に廳を置、思可齊亞に出る政卿、上廳に十六員、下廳に四十五員を署すべし、三に王家子弟と雖も、羅瑪敎を奉ずる者幷に羅瑪敎に屬する母の產所は、共に王の正統より除くべし、四に國中用る所貨幣、秤量同一なるべし、五に兩部の土人貿遷、何の地に於てするも自由なるべし、六に南部（諳厄利亞、）に假令一億本獨蘇的爾を租させば、北部（思可齊亞、）は唯五萬とし、其二十分一に處す、七に北部の賦役十二萬人に過べからず、八に法敎は普列斯白的律（プレスベーテリ）派とし、陣斯革普を置べし、九に北部政廳に總管上司一員、政卿十四員を置べしと云が如し、大譽（ロルド）ありし後に、二國人未だ全く相和せず、思可齊亞の羅兒杜たる者、貌利太泥亞政廳に於て、己が威權意に滿ずとし、早く已に前誓を悔る意ありて、間を覗、再び諳厄利亞と別んと欲す、是乃數此國に騷亂ある起原たり、千七百十六年、（享保元年、）及千七百四十六年（延享三年、共に布列天何多（フレテンデント）の亂、）の如し、思可齊亞人に此釁あるは、彼布列天何多（フレテンデント）の因て利とする所也、布列天何多と名くは、雅谷貌第二世王の後妃（模德那家の女、）の產所、雅谷貌粤需（ヤコブエジュ）と名く者にして、羅瑪敎に從を以て王子と雖、國法に於て正統に取ず、然ども思可齊亞人之に與し、立て思可齊亞王とし、以て諳厄利亞と別んと計る、又拂郞察王も之を助て、其貧財兵卒を給して其勢を張しむ、是貌利太泥亞人の最も患る所とす、千七百四十五年、（延享二年、）雅谷貌粤需、（當時拂郞察國に客たり、）其長子加列兒粤需（カレルヱジュ）に、貌利太泥亞王位を取しめんと謀るに、拂郞察王之を助け、弗郞垤里亞（拂郞察の北、阿蘭陀の南の地、）に於て、貌利太泥亞の兵勢を分ち、盾刻爾喀（弗郞垤里亞部內港の名、）に軍艦を艤し、加列兒粤需に兵を率て、此より思可齊亞に入しむ、加列兒粤需此國に入に、國中の世家數輩、及北部山人多く之に與し、忽ち衆を集め、思可齊亞全部を奪ひ、進で諳厄利亞に入、處々府城を襲奪ふ、是に於て貌利太泥亞王弗郞垤里亞の軍を招き返し、缺白爾蘭度（キュムベルランド）歇爾多夫を軍帥とし、此寇を討せしむ、鳩邏鄧（キュローデン）にて遂に之に勝て、加列兒粤需も纔に逃て拂郞察に奔り、其黨の渠率許多を執へ、龍動及他府に於て盡く之を刑し、此亂を平ぐ、今思可齊亞に把爾列孟多（パルレメント）（政廳、）を置すと雖も、拜兒（バイル）と稱する政卿あるは、諳厄利亞の制と同じ、卽ち歇爾多夫、瑪爾古兎剌弗、兎剌弗、拔龍等なり、此中十六員を龍動の大政廳に署す、

○法教　歇爾復爾謨徳派なりと雖も、耶利撒白多女王の諳厄利亞に令する法に異にして、普列斯白的律法と稱す、阿蘭陀に行ふ歇爾復爾謨徳の法と、大抵相同じとす、北部の人は法教の深義を知ずと雖も、羅瑪教に因循するを免れず、今其部中に百餘所の學舍を置て、其民を教導せしむ、

意而蘭太

○名謂　意列は、此方言に西を謂、意而蘭太又意白爾尼亞の名は、共に此に原く、貌利太泥亞の西に在を以て、又西貌利太泥亞と稱す、

○延袤　此島形橢圓にして、南北長く、東西狭し、南隅は北緯五十一度十分、北隅は北緯五十五度十分とす、其長さ百十二里、廣さ五十六里あり、北西南は西海即ちアトランチキユム海、に瀕し、東は熱阿爾業海峽を以て、諳厄利亞、思可齊亞に別る、思可齊亞の間は僅に九里、諳厄利亞の間は十八里あり、

○大河　設奴斯は、北より起り、國の中央に遶り、南西して西海に入、貌刺古は、南より起り、若瓦利亞に至り海に入、白流斯も南より出、窊的爾扁爾度の灣に入、婆安徒は、抜老より出、北東して熱阿爾業海峽に入、番那は、北より出て、哥爾辣泥にて海に入、

○風土　氣候中和にして、諳厄利亞の如く夏熱冬寒酷甚ならず、但秋に雨霧甚だ多く、此に由て冒寒、赤痢を起す、他邦の客之に嬰り易し、然ども土人は此氣に馴て害なく、能壽を保つなり、地に山林湖澤多く、土壤田圃より牧野に宜しとす、穀は秋雨多きが爲に豐熟し難く、土人草根、燕麥を多く糧とす、牧地は肥草甚だ夥しきに因て、畜を放て飽滿し易く、日に二三時を限て、牧に就しむるを常とす、牛最も良產とし、酥酪を他邦に販ぎ、巨貲に値り、鹽肉は拂郎察、阿蘭陀等の舶夫の用に供し、其馬羊も良種とし、山林に鹿、兎、野猪多し、蜂蜜は人の箱籃中に養ひ得るのみならず、樹間巖隙に自ら造るあり、國中毒蟲なし、土人は、聖巴多利吉（古聖の名）の教國を教化せる靈德に因て然りと、但狐、狼は甚だ多く、物を害する稀ならず、一種の良木絶て蠹蝕せざるを產す、故に其材朽腐の患なく、蜘蛛絲を掛ず、諳厄利亞の物斯多蒙斯的兒の大殿、阿蘭陀の瓦刺汾、法業の大殿の如き、皆此材を用ゆ、湖川魚鰕最も夥しく、過臘魚、鰊魚日常の饌とし、洲渚牡蠣多く、林叢禽多し、又金、銀、銅、錫、鉛坑あり、瑪爾默爾、

の好石を出す、麻苧、絨毛亦乏からず、蓋國人能勤て地宜の利を致さば、物力殷富歐邏巴中に冠たるべし、此に土産の最とする者、酥酪、乾鹽牛肉、諸魚、麻苧、蜜、石蝋、泊夫藍、絨毛、皮革、綿布の類なり、

○區分　四部に分ち、又從て之を細分し、許多の瓦剌弗とし、國中世家の封號とすること、諳厄利亞、思可齊亞の例に同じ、一曰如爾杜爾亞、北部上邊の地なり、大湖河多く、土壤穀種に乏しからず、良馬を出す、良材、薪木、鳥獸多し、此に十瓦剌弗、十市場、十四街市、三十四公堂、三十城堡、二百四十鄕あり、總て二百九十五萬三千八百零四模爾建とす、二曰辣熱尼亞、熱阿爾業海峽に沿ふ肥沃の地にして、諸穀牧畜に宜しく、土人頗る修整にして、能諳厄利亞人に交り、他意而人に勝る、此に十一瓦剌弗、九十拔龍、十六市場、四十七公堂、百零二城、九百二十六鄕あり、總て二百四十三萬千七百七十八模爾建とす、徒貌隣を首府とす、貌利太泥亞管内の一大都會にして、繁華龍動に次べし、律匪府中に流て兩區に分ち、五大石橋を以て相通ず、東側岡上に堅城あり、此國の總管、上司及政司の邸宅あり、聖巴多利吉殿最も壯麗とす、大學校、武庫、公堂、旅館、病院、幼院、商館皆整完なり、又把爾列孟多の廳を置、國中の大集會所とす、戶數一萬許あり、幾爾吏備は勝概の地にして、水に泥なく、氣に霧なく、火に烟なしと稱す、亦富庶の府とす、三曰昆那西亞、西部瀕海の地にして、海濱に山多く、內陸に林澤多し、土人尤も懶惰とす、此に五瓦剌弗、五十一拔龍、七街市、十二公堂、二十四城、三百六十鄕あり、總て二百二十七萬二千九百十五模爾建とす、四曰模々尼亞、南部の地にして、峽谷肥沃、氣候中和、穀種、材木、鳥魚、獸毛多く產す、此に六瓦剌弗、七街市、二十五公堂、七十城、八十鄕あり、總て三百二十八萬零零二十二模爾建とす、利墨律古は、桑農河中一島にある府にして堅城なり、千六百九十年、元祿三年、出王雅谷貌第二世の黨此城に保す、微爾獫第三世王之を攻む、其時河水溢漲り克ずして去、次年第九月一日、阿蘭陀近結兒侯、微爾獫王の援として、兵を帥て之を攻め之を拔く、此時敵軍拂郎察人及意而人、猶一萬四千ありと雖も、盡く潰散し、拂郎察國に遁る、此府の敵破て闔國の寇、皆微爾獫王に降服すべき途を啓くと、哥爾加肸亞は、交易尤も繁盛の府とす、市場に貌利太泥亞名譽の執政微爾

覽筆(ランビート)多の像を建、窊的爾福爾度府(ワーテルホルド)は、國王より特恩ある府にして、尤も富庶なりとす、

○土人　形體中等の大にして、健强敏捷、性能寒暑飢渴に堪、孳育に富、一産三兒を擧こと稀とせず、但情志卑劣、歐邏巴中の賤む所にして、過半交親し難き者とす、是故に學術道理の名賢、此國に聞ゆるなく、唯法爾布(ハルプ)（琴の類）を彈ずる好手多しとす、舊俗は妄信、妄怒、怨恨深く、自ら生を貴ばず、人を殺すも子弟の仇を報ずるに過ざれば、自ら罪とせず、婦を娶る禮式なく、相棄離し易く、姦淫を恥とせず、從弟姉妹を犯す、又誑詠術禱の徒、學術なき者、縱に醫となるを禁ぜず、人の死する、初め大に號哭し、次に相慰諭して謂、死者は高祖大人の列に入と、又好て人を罵る、往時の風俗如此と雖も、今は偏僻山野に舊習を存する而已にして、海濱府城の人は頗る修整す、貌利太泥亞王も、尤も國俗を教化するを務め、或は此民を他所に遷し、或は拂郎察等に遣り、雅谷貌第一世王の時には、諳厄利亞人許多を此に移し、土人を導き、工職の事を習はし、拂郎察、羅德勿吉第十四世王の、復業縟天(ホーノーテン)を逐斥せしに、其徒の此に遁れ歸する者多く、土人此輩の交易を善するに傚ひ、近世は國人業を勤め、往々學社を開て教習を事とし、日に善に進むの勢たり、千七百六十年（寶曆十年）、拂郎察舶將稻琭多(トウロート)此國に亂入せし時は、土人之を防て勇戰せし譽を得たり、蓋是意而人に於て、從來稀有の忠節とすればなり、

○國治　往昔は許多の小王ありて之を分治し、當時意而人好て海賊をなして、數々諳厄利亞市舶を侵掠す、汾律吉第二世王之を怒り、此國を征討する志あり、其內に國中の諸酋互に爭戰し、列應斯的兒(レインステル)の酋其國を逐はれ、諳厄利亞の邊貌羅結瓦剌弗(ペンブローケガラーン)に歸し、諳厄利亞王に服從して、其故國を復せんと請、是に於て千百七十一年（承安元年）、邊貌羅結瓦剌弗兵を率て、意而蘭太に入、諸國城を攻降し、盡く之を平げ、全島を服從し、汾律吉王に屬す、汾律吉王乃ち太子楊(ヤン)を以て此に王とし、閫境を郡縣とし、之を統治す、今此に總管上司を置、小王の如く國事を統宰し、此に瓦剌弗、拔龍、陬斯革普を屬し、政司計相等を立て庶政を治む、徒貌隣(テコノリン)に大廳を置て大會集をなす、此國の政治は甚だ寛にして、諸官廳の俸祿需用の外は、土人より斂ること少しとす、然とも土人甚だ諳厄利亞人の此に居るを嫌

忌し、此と婚姻を結ず、此に由て千六百四十一年寛永十八年、の如き大亂ありしなり、當時諳厄利亞加列兒第一世王と政府と相和せず、意而人等此間を覗ひ、謀て國中の諳厄利亞人を殺盡さんと欲す、其事を擧の前夜、諳厄利亞人之を覺り、終に大血戰を起し、死者二十萬に至る、而後政府の議勝て、復意而人を制羈することを得たり、今此に戍兵一萬を置、土人を制御し、乖戻せざらしむ、然ども近時土人化に服し、前に謂如く能拂郎察人を防で、忠を國王に致すに至る、此國の政府に署する者は、教官と世家より出、貌利太泥亞の例の如し、

○法教　往古は聖巴多利吉の教化に依と雖も、歷世久しく羅瑪教の弊習に傳染するを免れず、與需亞爾度第六世王の時、徒貌隣の亞爾都陣斯革普貌羅應に謀て、改て歇爾復爾讃德教を修しむ、然ども未だ全島中に普く行ふに及ばず、羅瑪教に從ふ者も猶多しとす、

輿地誌略卷之五終

輿地誌略卷之六

拂郎察

○國名　古名瓦利亞とす、今拂郎察と呼、羅甸呼同じ、

○廣袤　南北長三百四十里、東西廣二百六十里、周廻一千零三十餘里あり、

○瀕海　此國は三海に瀕し、國人全世界に貿遷するの便を得、北は萬那爾に瀕して、諳厄利亞に對す、拂郎察人此を刺曼色と呼、其形の衣袖に似たるを稱す、羅甸呼マレブリタニキユム、其海峽僅に十二三里に過ず、西は西海に臨み、南は地中海に至る、西海より地中海に至る、陸路百十二里許、水路は遠く伊斯把儞亞、波爾杜瓦爾を廻り、厄貌剌爾答兒峽を過て此に往來す、

○隣境　南は伊斯把儞亞と比勒搦山を阻つ、北は阿蘭陀に接し、萬那爾を隔て諳厄利亞に對し、熱爾瑪泥亞と列應河を界とす、熱爾瑪泥亞人の言に云、拂郎察人を友と爲べし、此を隣と爲難しと、其侵掠を警しむ

るなり、赫爾勿蔞亞と如辣山を以て別れ、意太里亞と牙而白山を以て阻つ、

○大河　四あり、一曰色乙涅、羅甸呼セクワナ、袍爾臥觚涅に起り、初め北流し、後に西流して葛那爾に入、二曰羅乙列、羅甸呼リゲリス、蘭求杜古に起り、西流し貌列答觚涅を過、南鐵斯に逕り西海に入、三曰瓦龍涅、羅甸呼ガルンナ、比勒搦山より出て、西流し西海に入、四曰羅搦、羅甸呼ロタニュス、赫爾勿蔞亞より出て、業閉黑湖を經て立漘に逕り、地中海に入、

○風土　氣候平和、但北地は冬寒多しと雖も、赫爾瑪泥亞地方の酷烈に至らず、土壤固肥腴、更に人力盡さざるなく、故に諸穀諸果豐饒にして、獸畜、鳥魚、絹帛、林木の富る、人々省嗇を知らず、然ども十全の事は天下に稀とし、此國も金銀坑に缺、馬に乏し、此を恨とす、馬を求る貴價を費し、他邦より求む、故に世諺に、伊斯把僃亞に拂郎察の人種を得、拂郎察に伊斯把僃亞の馬種を得ば、二國初て虧なしと謂べしと、

○區分　此國を十二道に分別す、卽ち一曰伊斯列牒拂郎察は、色乙涅河邊の地、二曰比葛兒弟は、阿蘭陀に境する地、三曰諾兒滿弟は、色乙涅河口の地、四曰貌列答觚涅は、葛那爾西濱、五曰阿爾勒俺斯は、羅乙列河邊、六曰立漘は、此國の中央、七曰僱應涅は、瓦龍涅河の兩側、八曰蘭求杜古は、地中海濱、九曰普羅汾塞は、意太里亞に境する地、十曰陶虛搦は、羅搦河邊亦意太里亞に境す、十一曰袍爾臥觚涅は、拂郎設昆的の隣、十二曰甘把觚涅は、羅得林日亞に境す、

伊斯列牒拂郎察は、拂郎察島と云の儀、此地は諸河環流して島をなす故なり、方六十五里、土壤肥沃にして、諸穀、果流、葡萄に豐饒なり、此を十府治に管す、

把理斯は、此國の王都にして、歐邏巴中の一大名都とす、北緯四十八度五十二分二十秒、東經鐵島の東二十度零二分半とす、色乙涅河に瀕す、都を三區に分つ、總て大街九百六十七、狹巷九十二、戶數五萬、大第館五百三十、大寺五十二、中寺二十、亭觀二十、社院八十、男子聖會三、女子聖會八、教會堂三、政事堂三十一、會館五十五、學館十五、旅館二十六、牢獄十二、市場五十、涌泉五十六、造船塲三十、互市塲十二、大小橋三十、坂二十五、水道一、大園八、哨堡八十六、乘車一萬二千、大燈五千八百、人口百萬あり、常に騎步八百を以て府

中の候邏とす、府外の別郭十二、皆蕃庶なり、拂郎察人と諳厄利亞人と、各自國都の盛大に誇る、諳厄利亞人云、龍動は把理斯より大一なり、戸數多し二なり、灌身名數多し三なり、墓理の數多し四なり、夜饗の客多し五なり、拂郎察人云、龍動は長く把理斯は圓し、龍動は三層樓、把理斯は六層樓に過、龍動の婦女多淫、故に多產、龍動は氣候不平、故に死者多し、諳厄利亞人は罪障多し、故に懺悔の夜饗多しと、以て龍動の五勝を壓す、王城を羅弗列と名く、羅徳勿古第十四世王之を增修し、大園を造り、色乙涅河に沿て際珠多（城外邑名）に至る、然ども王は常に四境の離宮別殿に居て城中に在らす、大學館は第七百九十一年（延暦十年）、加列兒帝の築く所、連綿今に至る、天下の最古と稱す、病院大さ五千人を置べし、千六百六十九年（寬文九年）に建る所にして、兵卒の發癇創傷するを此に養ふ、其供億盡く工府に出、大演武場あり、聖齊兒は女子の教院にして、女師瑪膴的濃、國王の許を受て之を建て、貴族の女子を教育し、教成て之を嫁し、院に幣禮を受、此女師の時、院中貴族の女二百五十姓ありしと、勿爾撒利亞は、把理斯より四時行ある新府なり、羅徳勿吉第十四世王此に離宮を營す、二十七年を經て成る、其費數百萬金、宮殿の壯麗無比、房亭盡く絨氈を鑲し、廊廡周く畫圖の玻黎を掛、總て國工妙手を用ゆ、色乙涅河水を引て、涌泉瀑布を造、機巧を極む、園囿に佳樹、奇草、獸禽、異獸あり、其壯觀天下に名あり、然ども王卒後、此園亭も從て冷落す、蓋人力の爲す所、幾許高を極め盛を致すも、終に朽敗の時あり、世人の歎とする所たり、比葛兒弟は、長五十六里、廣三十七里、東は甘把瓜涅、南は伊斯列牒拂郎察、西は諾兒滿弟、北は海と阿蘭陀に境す、良穀を產す、把理斯の大倉と稱す、但薪木に乏し、泥炭を燒、土人良兵と爲べし、性行稍屈强とす、亞若斯は、宋墨河傍に在、此部の首府とす、大且蕃庶、口數五萬、工商多し、學館あり、葛味斯は、葛那爾の海峽に臨む、要衝の城とし、此に賴て此地方を防守す、海水を引て城に環し要害とす、嘗て諳厄利亞人に奪據する年あり、當時拂郎察人の言に云、若諳厄利亞人をして葛味斯を退かしめば、三月斷食獄に處するも辭せずと、千五百五十八年（永祿元年）、諳厄利亞女王瑪利亞の時に於て、拂郎察人遂に之を復收す、彼女王深く恨悔し云、予死せば我胸を剖、必す葛味斯の名心頭に刻

し有んと、

諸兒滿弟は、北西は葛那爾に瀕し、東は伊斯列牒拂郎察、南は孛爾舍と賣涅に界す、東西七十五里、南北三十七里、古名腴斯智利亞とす、此地は諸穀果、葡萄、及魚畜に富饒、材木、鐵、炭、皮革、硝子、獸毛を販出し、良染工多く、美色の哆羅呢を出す、大林、河川多し、羅員を首府とす、色乙涅河邊山間に在、府大にして郭門六、市場三十、泉井三百、寺院八十五あり、一大鐘重三萬六千封度、（百二十八錢一封度とす、）舌重七百一十封度、經一十尺、毎歳一次之を鳴す、市場に阿爾勒唵斯の像を立、前廓に一橋を通ず、筏上に之を構し、潮に從て昂低す、長二百七十歩、一學館あり、海中に野爾際と求爾捫際の二島あり、共に諳厄利亞人の堡砦とす、二島の人は噶百兒（國主の命を受て、敵國の船を掠奪するを爲に軍艦を艤し、海上を往來する者を云、）として、數數諳厄利亞に功を奏す、羅徳勿吉第十四世王の威を以て、此二島を諳厄利亞より取こと能ざるは何ぞ、

貌列荅觚涅は、半島の如く海に啃出す、長六十五里、廣四十六里、古名亞爾模律加、土壤肥腴、穀果、樹木、畜獸、禽魚に豐饒とし、馬を產す、麻苧多く、酥酪最好、全國の用に供す、土人性敏捷にして航海に習ひ、灣澳を詳にす、但雅馴ならず、酒を好み、鬪爭し易し、楞涅斯を首府とす、喃鐵斯亦大府にして、學館大互市場あり、羅乙涅河に石橋あり、聖瑪祿は海礁上の堡なり、千六百九十五年、（元祿八年、）諳厄利亞人之を襲て巨礮を放ち、府中家屋其火に燒ざるも、皆屋材を碎散す、剌阿林突は、東印度商侶の築く總會の處とす、凡此部內海濱の府には、船夫の子弟に航海術を習はしむる教場數所あり、

阿爾勒唵斯は、最大にして、東西百十二里、南北七十五里、羅乙列河を東西貫通す、土力豐富、畜牧繁滋とす、十五府治に分つ、阿爾勒唵斯府を首とす、國王の太子を封ずる處とす、千三百十三年（正和元年、）に建る學館あり、碩學名士多きに名あり、拂郎察語は此を正音とし、他邦の人來學す、羅乙列河に大橋あり、橋上に聖母及加利兒第七世王の像幷びに阿爾勒唵斯女の像を建、此女は千四百二十九年、（永享元年、）諳厄利亞人此府を圍む時、此女子靈訓を奉じ之を救ふ、然ども翌年の戰に敵に獲られ、羅員に於て焚殺さる、韜爾斯は殷富の に府して、郭門十二、別郭五處、家は白石を疊砌し、屋は黑磚を用ゆ、第七百二十六年、（神龜二年、）此地に於て加列

兒瑪爾的兒一戰して、亞弗利加人三十七萬を殺すと、此舉なかりせば、拂郎察國も伊斯把儞亞の如く、黑人の手に陷るべし、故に世に加列兒の功烈を稱す、俺遙は壯大の府にして大學館あり、土人整飾信厚とす、天主降誕の祭に華美の儀則を行ふ、遠近群集す、一堂極て高廓、而して內に柱を用ひず、奇製とす、羅舍勒城は、千六百年代に、復業滌天（宗派の名、又ヲ復爾默爾徳と稱す、拂郎察國に之を禁す、）の徒之に據て、諳厄利亞及阿蘭陀人（此徒と同派、）と相結て拂郎察人を防ぐ、故に拂郎察の軍將之に克こと能はず、塘を築て澳口を塞、外援を絕て之を攻む、城中疲困し、馬牛狗猫を餘し盡し、終に皮革を嚙竭し、總て一萬三千人、同じく餓死に至ると、此部より最好綿布、羅布、撒爾賒、哆羅呢、玻瓈器、紙、鹽、洎夫藍、蝮蛇等を出す、

立漯は、東西九十四里、南北五十六里、羅搦、撒阿涅の兩河流る、大山林多く、諸穀、葡萄、麻苧、鐵を出す、大栗を產す、土人生產に富む、立漯を首府とす、此より貿遷する所、拂郎察國中に周く、赫爾勿婁亞、意太里亞等の他邦に及ぶ、故に府中の一大賈其產を破れば、其弊殆んど歐邏巴の半に關すと、府中戶數五千、口數十五萬、家屋五六層樓を構す、旅館、學館あり、書典の鏤刻把理斯に次、織工精良錦繡を出す、哈蘭斯と名く、川水性鐵を堅剛にす、鐵匠此に居る三萬口許、甘太兒山に藥多く產す、良好紙を出す、歐邏巴中の佳品とす、

倔應涅は、古名亞括答尼亞、廣袤九十餘里、半は瓦龍涅河に沿ひ、半は比勒搦山に倚る、穀麥、葡萄、胡桃、洎夫藍、諸藥草樹、脂、蜜、蠟を產し、牧場多し、又鹽、鐵、石炭坑あり、袍爾徳豪斯を首府とす、瓦龍涅河に澳あり、大船を容べし、商賈輻湊す、大學館あり、部內に礦泉溫泉多し、又林檎、梨子を飲に製し、吉徳列と名く、

蘭求杜古は、地中海に沿、長九十四里、廣三十七里、土壤最肥、物力豐富、拂郎察中の上國とす、諸穀、美果、絹帛、油、蠟、蜜、諸藥、洎夫藍を產とす、韜老設は、把理斯、立漯に次の大斯會にして、街坊整完、學術圖書工匠の敎習場あり、此部に大溝あり、羅乙亞兒渠と名く、千六百六十四年（寬文四年、）より工を起し、千六百八十一年（天和元年、）に至り工を竣る、韜老設の邊より塞鐵岬に至り地中海に入、長四十六里、閘を設る一百零四、廣三十尺、瓦龍涅、豪逐兩河の水を導注す、此に由て伊斯把

備亞、波爾杜瓦爾の海を經廻し、海峽を過るを須ずして、直に地中海に達す、軍旅の急に便とす、渠中の舟は、馬或は野設兒を以て曳しむ、舍賢搦斯山は、東西七十五里、南北三十七里に連綿す、山間に肥沃の谷多く、民居稠密なり、山路或は洞穴に由て通行す、

普羅汾塞は、地中海に瀕し、意太里亞に堺す、東西六十七里、南北三十七度、土壤豐腴、葡萄、阿利襪、枸櫞、扁桃、栴榴等多く、土人鹽油の利に富む、愛蘇を首府とす、街坊潔整、土人都雅、把理斯に似たり、瑪爾際列は、耶蘇降世前に、厄勒祭亞人の建る府と謂ふ、大にして富庶舊新一城あり、郭塘に金字碑あり、府中の舊族賦役を免を記す、金銀緞繡の工多く、舶士の教場舟工帆工あり、此地暑熱甚し、故に郭外に園亭多く避暑に用ゆ、此は北緯四十三度二十分、把理斯の東十二分とす、韜龍は地中海に臨む大城にして、澳に大舶千五百を容べし、兩崔に堅堡を置、國王の軍艦を多く之に藏む、千七百六十年、寶暦十年、此に大砲百口を列する巨艦を作る、

陶虛搦は、羅搦河邊意太里亞に堺する地、方五十餘里、地多山にして、他部の豐腴に若ずと雖とも、生產に乏しからず、諸礦禽獸に奇品あり、瓦勒諾蒲列を首府とす、高塘を環し塔臺を列す、愛祈列山は、頂廣く四千步所、趾狹く一千步所、故に攀登すべからず、加列兒第八世王の時、術を盡し危を犯し、山頂に登らしむるに、頂平に牧場の如く、貍の遊を見たりと、

袍爾臥觚涅、羅甸呼袍爾甕弟亞は、撒阿涅河邊の地にして、陶虛搦と羅搦河を隔、南北五十六里、東西三十七里、土壤肥腴、穀種豐饒、良材を產し、牧場に宜し、美葡萄酒を出す、弟湍を首府とす、學館、理科醫科に名あり、

甘把觚涅は、長九十四里、廣五十六里、穀果に乏しからず、牧場多し、禮模斯は大府にして、街坊整飾、政廳、學館あり、此に教官の貴位、歇爾多夫と稱すあり、王冠香膏を許さる、此部と阿爾陀の境に、亞爾栴那山陵馬を出す、

前の十二道は、拂郎察國本地とす、此外歷世合併する諸郡國あり、其地盡く收て郡縣とするに非ずと雖も、此を拂郎察の名に係て、疆域を弘大にす、卽ち羅得林日亞は、南北六十六里、東西三十七里、舊此を熱爾瑪尼亞に屬する歇爾多夫とす、然とも其他拂郎察國に

都し、彼國勢の張に從て、此部數々侵掠を被り、拂郎察の戎馬に蹂躙せられ、寧時あるなし、千七百三十三年（享保十八年）、波羅泥亞豪倔私黜斯第二世王卒し、太子其嗣を受べきあり、然ども前廢主蘇答尼老斯は、拂郎察王の舅家にして、拂郎察王彼をして、再び波羅泥亞王位を復せしめんと欲す、然ども獨逸都帝之を欲せず、途に拂郎察と獨逸都の爭戰を起し、魯西亞安那女帝も獨逸都を助け、爭亂止ず、當時羅得林日亞歇爾多夫蘇底賢は、獨逸都帝の女婿たり、其本土の兵馬に困するを愍み、二國の爭を和し、蘇答尼老斯に羅得林日亞を與へ、拂郎察に屬せしめ、自ら都斯西亞の歇爾多夫に移る、蘇底賢如レ此此地を拂郎察に屬すと雖も、拂郎察王に約して此國號を改めず、土族の舊規を易ざるを以てす、蓋此地輒もすれば拂郎察の兵亂を被る故に、彼に屬して之を靖休するなり、此地も穀果、畜魚に富、且鹽を産す、土人兵卒とするに宜し、喃際を首府とす、

拂郎設提的、一名上袍爾臥觚湼は、赫爾勿婁亞と如辣山を阻つ、拂郎察里に計るに、長三十里、廣二十里、土力豐富の地とす、瑪爾槼爾、雅斯必斯及鐵坑あり、白賛宮を首府とす、原此は伊斯把儞亞に有す、後拂郎察人之を取、

厄爾沙斯又曷爾沙祭亞は、列應河に沿、長三十二里、廣十餘里、此地物力豐富とし、苧麻烟草を産す、山に銀、銅、鉛、鐵坑あり、原熱爾瑪尼亞に屬し、千六百四十八年（慶安元年）より、拂郎察人に屬す、亞爾健察那を首府とす、富戶多し、學館、武庫、旅館あり、一高塔六百五十四階あり、歐邏巴中に比なし、繡工、織工、磁工あり、又幼院、匡正館（過誤ある者を匡正する處）、調馬埒等を備ふ、府中口稅歲に十五萬利弗列（貨名）に及ぶ、此地を拂郎察に屬する初は、此府は猶獨逸都帝に屬し、政治舊例に從て、拂郎察國の制を免る、然るに府中巨豪爭を起し、府內の亂を發す、是に於て拂郎察人、遣兵六萬を以て之を襲て、府の督將一銃を放に及ばず、彼に屈服するに至る、然らざれば此府固要害堅く、郭塘砲臺を列し、兩堡相對し、大熕を備へ深塹を環し、城兵二萬あり、故に之を攻るに、必ず三倍の軍を要すべし、

鬆度瓦胡は、列應河上の地、南は赫爾勿婁亞に境す、拂郎察里十二里の幅員のみ、原亦熱爾瑪尼亞の地とす、後拂郎察に之を取、

阿蘭陀國部内に、拂郎察人に有する諸所あり、此に倶列せず、阿蘭陀誌に附載す、

○洲外所轄　亞細亞に於て、轂邏滿埵兒に琫弟舍里を要會とし、其他海濱處々に埔頭あり、亞弗利加に於て、拔斯智翁牒拂郎察は、亞爾日爾濱に在、亞爾璌膺は泥乂利西亞濱に在、又臥儸(絲峰に近)、袍爾彭、伊斯列拂郎察の諸島あり、亞墨利加に於て、原廣大の郡國を有すと雖も、千七百六十三年(寶暦十三年)の軍、大貌利太泥亞人と和睦し、其地を多く彼に附與し、拂郎察人に有する所は、花地の一分、瑪爾丁旣、寡埵羅百、瑪里瓦蘭得、德西剌埵島、加巽湼島而已とす、

○人種　形體完美、禀性怜悧、快活勇敢、容儀雅整、言語辨明、和易にして他邦の客を愛す、誠に能他邦の人を懷柔す、獨逸都人の言に云、子弟の爲に千貫錢を費し、把理斯に遊ばしめざれば、其才德を發せしめ難しと、蓋拂郎察人の周旋、人をして愛慕せしむる妙あり、總て能業を勤め、國中尺土も荒廢する所なし、工藝學術を習に敏にして、儘能高妙を極む、又其被服容儀常に殆ど天下の好尙たり、軍陣の事に調練を務む、但初め銳甚にして、終の堅持に堪ず、輕卒にして心を遷し易く、志を得て驕慢を生じ、窮厄に處して堪忍し難き弊あり、婦女の美姣粧飾、態度嬌媚雅馴なる、天下の最とす、

○政治　國王は自立傳統にして、一日も王位を空せず、故に世諺に、拂郎察王に死なしと云、國嗣必ず男を以てし、女に傳ず、百合花(拂郎察國章)に女嗣なしと云、今の王統は袍爾彭家に出、古羅德勿吉第一世王は、第四四百九十九年(武烈帝元年)、歐邏巴諸國王に先じ、最初に天敎を奉ずる君とす、故に歷世此を天敎中の最第一王と稱す、拂郎察人每歲第八月二十五日を、此王の祭日とす、

王府の官司其數甚多し、昔は總管の職に、哥默斯太勃利と稱す官あり、千六百二十七年(寛永四年)より此官を罷て、敎事には噶郎度粲模備兒の官、政事には噶郎度埋多列福的兒の官を建て、敎政二道を總宰せしむ、郡國の官司亦多數にして、國境を分て三十八都督に屬し、此に州鎭、郡治、縣令、亭長の諸名あり、各司掌する所あり、此國士庶の言に云、郡吏と爲んと欲せば、務て人と異を立べし、蓋吏司互に彈劾し、之に勝て官を得、故に一進めば一貶せらる、此に由て諸吏姦賊を隱すこ

と能はず、犯す者は直に之を罰し、政治私なきことを得、

把爾列孟多（大裁判所なり）は、諸政の大議を爲す大廳なり、凡政教府廳の官司、各處置する所ありと雖も、疑議不決のことを此に裁決す、國中此廳に署する者は、貴重の親王、教官、政家の拜爾（爵名）を以てす、此に關係する事務浩繁と雖も、各衙を分て之を裁判し、治理に紛紊惣滯あることなし、譬ば第一廳を噶郎度甘貌列と名く、國王時に之に臨む、此に正上司一員、副上司九員、政家の監官二十五員、教家の監官十二員を置し、正司一人、副司四人、其務を統裁す、此諸官每六月に輪流し、廳に坐するを常とす、往時は把爾列孟多の權勢甚だ強く、王命と雖も此廳の議を俟て之を行ふ、然ども羅德勿吉第十三世、第十四世、第十五世の三王相繼で、親ら政柄を握り、此廳の權を削るを以て、而後制令を議する權あるも、王の旨を承るを常とす、爵位の制は、歇爾多夫雍拜爾を上爵とす、國王即位の時は、獨逸都帝即位に、荷爾福爾斯多（獨逸都七侯國を云）の冊立の禮の如く、此國にては拜爾の大臣其大禮を奉行す、拜爾に任ずる者は、國の大事を議するを掌る、即ち把爾列孟多に署する者なり、往時は拜爾に敘する者、教家と世家と各六員を限とす、然ども近世は諸王子及羅德勿吉第十四世王の裔は、皆此爵に敘せらるを以て、當時拜爾四十八員に至る、

租稅は、大會計處九所を置て統宰し、下に納稅所一百六十處、監官の衙二十六處あり、大庫司は貨幣を造るを掌る、把理斯と立凋の二處に在、

○軍賦　陸軍は羅德勿吉第十三世王の時、步六十萬、騎十五萬と記す、千七百零七年（寶永三年）、伊斯把儞亞國嗣の軍に、貌剌泮多（地名）に五萬、弗辣俺垤楞（地名）に一萬、瑪斯（河名）に二萬、母睒爾（河名）に一萬五千、列應（河名）に三萬五千、枇蒙多（城名）に四萬、龍拔爾弟（地名）に二萬、伊斯把儞亞人に當る者三萬、別に軍艦に二萬を艤す、總て二十四萬の兵を擧す、又千七百五十三年（寶曆三年）、把理斯に於て陸軍を大閱し、二十一萬七千五百零五人と記す、水軍は千七百五十六年（寶曆六年）の軍に、大艦一百一十翼、舸夫の外兵士六萬あり、軍艦を置の諸港澳は、牒瓦辣塞貌列斯多、波爾杜呂斯、羅舍福爾多、拔若涅、朶隆等なり、若拂郎察國の水軍を、其陸軍の盛に相匹せしめば、其威

の隣境に加る猶甚しとせん、然ども此國は、船舶の材（材木、銅、鐵、瀝青の類、）に缺あり、事に當て運輸の道路便ならず、且國中瀕海の地多く、軍艦を備ふべきあり、水軍の備許多あるも勢給し難し、嘗て諳厄利亞と戰て、地中海の水軍を須ことあるも、諳厄利亞人、厄貌刺爾答兒の要阨に據て、相通せしめざる如し、以て觀べし、王の親衛は別に一軍を備ふ、騎兵の鎧甲、馬具、飾粧最美とす、歩兵は其出る地名を以て隊號とす、大軍を要するには、別に士兵を起す法あり、

○法教　此國舊公行する宗派は、羅瑪葛多儸吉と業列復爾默爾德の兩派あり、然ども嘗て業列復爾默爾德派を忌ことあり、逐斥し、鬪戰を起すに及ぶ、千五百七十二年（元龜三年）、の如き、把理斯に於て其徒三萬人を殺す大亂あり、而後千五百九十七年（慶長二年）、汾度律吉第四世王、特に喃鐵斯に之を許せしに由て、亦國中に行はる、然るに羅德勿吉第十四世王、改めて喃鐵斯に許せし准票を收め、再び之を禁じ、其徒を逐斥し、國内に居者は葛多儸吉派に改め、從はざる者を刑に處す、是を以て其徒遁て熱爾瑪厄亞、阿蘭陀、諳厄利亞、孛漏生等の處々に往住す、此輩には拂郎察名譽の工匠多く、其遁て往行の諸國、此が爲に利を受るも少からず、今國中に公行するは、葛多儸吉派にして、亞爾都阨斯革普十八員、阨斯革普百十一員あり、其爵位職掌は盡く國王の命ずる所とす、皆能王家に服事す、且貴爵に任ずるは王族の人多し、

○律的兒阿爾德　第一聖彌加兒會と名く、千四百六十九年（文明元年）、羅德勿吉第十一世王の建る所なり、第二聖越斯必律多會と名く、千五百七十八年（天正六年）、汾度律吉第三世王の建る所なり、第三聖羅乙斯會と名く、千六百九十三年（元祿六年）、羅德勿吉第十四世王の建る所、水陸軍士の勳功ある者を賞す、第四默利的彌立泰列會と名く、千七百五十九年（寶曆九年）、羅德勿吉第十五世王の建る所、亦軍士を賞する爲にす、

○學會　國中大學館二十處、專ら理教治醫の四科を攻む、其中把理斯に在を最古最大とす、千六百三十三年（寛永十年）、羅德勿吉第十三世王、新に一學館を起し、王自ら主とし臨み、學官四十員を署し、一歳を四分して、當官一員、長吏一員を輪替し、一泱曜（七日を云、）に三回王城に會す、此學は專ら文辭詩賦を攻む、年の第八月二十五日の大祭に試に當るに、科の甲に金墨代利（金銀を以

て盡路を鐫刻し、表纓佩章とするを畢代利と名くるなり、を賞賜す、此畢代利、一は二百利弗列に値り、文科の甲を賞す、一は三百利弗列に値る、諸科の甲に賜ふ、又千六百六十三年、（寛文三年、）羅德勿吉第十四世王の建る學館は、專ら羅甸、厄勒祭亞語を攻む、學士四十員、一浹曜二次王城に會す、其撰著の書、已に二十餘部を鏤行す、千六百六十六年、（寛文六年、）更に一學を立て、專ら性理、度數の學を研究す、其書編の鏤刻已に許多あり、此學は學士七十員を選む、四部の士より之を取、即ち一は本部の學士十二人、二は遊學生二十八人、三は諸會士二十六人、四は藝術士十二人を之に任す、又王城に大館二區あり、畫圖彫像の工を習ふ、又工匠の習業歌謳音樂の學習塲あり、他邦の客來て拂郎察語を習ふ、千七百三十一年、（享保十六年、）王宮の外科醫嬈羅尼王命を受け、外科術の講習會を建、王府瘍科の長を都講とし、學生四十員、工藝士二十員、國中國外の同朋を集め、土曜日に聖哥默の堂に集會し、毎歳一次大會試を爲し、對問詳明なる甲科に當る者に、金畢代利の五百利弗列に値を賞賜す、把理斯には義會の諸士の演武塲あり、都下良家の子弟五百人を選み、相集て軍法を講習せしむ、其他府城處々に演武塲、舶夫の航海術を習ふ處を置、

○交易　此國は名匠工多く、其製造する品物を他邦に貿遷して、贏利最大なり、挑金銀、繡文、絹帛、哆羅呢絹紗、白羅布、西洋布、毛氈、綿紙、玻璃器、小鐵器の類、奇巧百品、皆歐邏巴中に稱譽購求す、又葡萄美酒、火酒、醋諸果を比隣赫爾勿萋亞、意太里亞、伊斯把儞亞、獨逸都、阿蘭陀に運輸する饒多なるのみならず、海舶に貿遷する所、殆ど全世界に及ぶ、其東印度商舶の貿遷の巨數を以て知べし、亞弗利加爲匿亞に於て、毎歳黄金諸實を買、往時は亞墨利加の貿遷最盛なり、然ども近年諳厄利亞と戰て多く利を失ひ、亞墨利加中の屯聚、多く彼邦に轉屬せしなり、○拂郎察國の貨錢は、常に利弗列を以て算す、一利弗列は二十索爾とす、一索爾は四利亞爾鐸とす、利亞爾鐸は銅錢にして三德儞爾とす、阿蘭陀の兊禿（銅錢にして、本邦の文銀二釐五毛に値る、）の三分一に値る、故に一利弗列は、阿蘭陀の九蘇對弗爾三兊禿とす、

○異事　第八月二十五日（大祭日、）に、國王瘰癧の患者を集め、手にて之を撫す、歷世王の行事とす、此日衆患者を王宮の歩廊に集め、官醫先手を患上に按し、王親ら

手を患人の類を撫し、祝して云、王者汝を撫す、天主汝を救ふと、而後有司患者に許多錢を施與す、○拂郎察の氈工と鏡工を天下に稱譽す、氈工は初て紅氈を造出す者とす、鏡工は勿搦祭亞の工に比す、○書庫の名ある者許多あり、其最とするるは、王府の書庫は加列兒第五世王より起り、寫書三萬五千部、刊本十萬部を藏む、別涅實古底應一大院名、の書庫は、富王府に次ぎ、刊七萬部、寫一萬部あり、哥乙斯隣の書庫は、名士瑟渠兒が集る所にして、啻に歐邏巴の書のみならず、東方異域の書も購求し之を藏む、鄂刺多略模の書庫には、歇貌儺斯、亞辣比亞、際里亞、百兒西亞等の奇書あり、其他把理斯に尙書庫多く、各家書目あり、此に詳載せす、

○旗章　拂郎察國の記號、昔は三蝦蟆を用ひ、次に三蜂又三蓋を用ふ、而後金の三百合花を、蒼色地に畫くを章とす、彼云、先王始て聖教を奉ずる時、羽使來て三百合花の畫章を獻ずと、

輿地誌略卷之六終

輿地誌略卷之七

印度

○名謂　此部を印度又應帝亞と名く、最も古より謂所とす、印度河に因て名くるなり、印度斯當は印度國の義、東印度と云は、亞墨利加を西印度と呼に別つ、

○延袤　西は百兒西亞に起り、北は大韃而靼に境し、東は支那に接し、南は印度海又榜葛剌海と云、に濱す、東西九百四十里、南北一千百二十八里あり、歐邏巴に於て、波爾杜瓦爾、伊斯把儞亞、拂郎察、諳厄利亞、思可齊亞、意而蘭太、阿蘭陀、雪際亞、意太里亞九國を、併合したる大さありとす、

○大河　一曰印度河、其源圖白得の境意貌山に起り、南西に流、印度海に七口を以て入、此河の經過する兩側の地より、許多の河川注入を以て、水勢洪大にして、或は廣さ二里、深さ十五尋に至る處あり、土人身毒河と名く、古歷山帝の東征するや、此河傍に再至せりと、二曰安日河、此も亦意貌山に起り、北濱に流、此部の中央に逕り、他河川三十を容受し、榜葛刺海に數

日を以て入、此河毎歳多雨の時に溢流し、其傍側の土を潤し肥腴ならしむ、河水尤も清澄にして腐敗せず、故に航海の徒好て之を汲用ゆ、世俗は安日河を亞細亞、歐邏巴、亞弗利加三洲中の最大とし、印度人之を貴み、此水に浴すれば滅罪の德ありと謂て、衆人日に此に浴し、河邊の民は病篤きに至れば、舁て河濱に到て、死後の幸福と云、三曰昂瓦河、一名媽寡、一名求德岡國に起り、東流して榜葛剌海に入、四曰蠟鳩牙河、支那の界に近く起り、榜葛剌海に入、

〇風土　此部の北方諸國の韃而靼に境する地は、山多く猛獸多し、然ども氣候平和なり、之に反して南方諸國は、甚だ暑熱に苦む、然ども物力豐富、草木終歳繁茂す、此部の道路は皆廣濶にして、兩側に椰樹、鐵蕉を列植す、且南方の地は、第六月より九月に至る間は雨多く、其他月は晴朗なり、又第十月より第四月に至る、北東風を常とし、第四月より第十月に至り、南西風を常とす、此南西風の終始、動もすれば大風あり、故に此を惡風の候とす、土產は大小麥、稻、粳、大小豆、粱黍、豌豆、燕麥、小巢菜豐熟し、野に甘蔗、麻苧、白芥子、茴香、曼陀羅華多く、薔薇、迷迭香花、芳香賞すべし、但葡萄多からず、椰子を以て飲料に供す、山に金銀、金剛鑽、鹿婢能、赤玉、水晶、瑪瑙、撒非爾、結律卒律多、亞獸祭私多、格爾那僊篤抓舌、栢榴石、猫眼石、雅斯必私、亞瓦多、血石、大理石、吸毒石等の美玉石を出し、海に珍珠を產す、其他の好絹、棉絮、酢茶、薑桂、胡椒、蒔藤、諸香木、樹脂、蠟、蜜、焔硝、瀝青等、歐邏巴人の好て貿遷する所なり、家畜は牛、豕、羊、野羊多し、馬は少し、牛は協乙鄧徒の貴ぶ所にして、之を殺す稀なり、野獸は象、犀、虎、長尾猿、獼猴、一角獸、水に鱷魚、龜鼈あり、象は蒙臥兒の都に、象數千頭を飼、常に負荷に用ひ、軍に陣隊に列す、犀は象の畏るゝ敵なり、虎は時に林を出て人を害す、獼猴群して屋に登る、人此に食を與ざれば、屋を破て家に入て餌を索む、龜の大なる、健夫も一隻を負に堪ざるあり、龜の卵を育する、鱷の如く沙中に埋み、日氣暄煥を以て自ら生育す、一窩に百子あるあり、肉と卵と共に美味とす、鳥は雉、鶉、鸚鵡、孔雀、蝙蝠の大さ鷄の如く、鵝の畏憚なく直に人家に入て盃盤の物を啄す、但獼猴其巢を探り、卵を毀るに非んば、土人殆んど此鳥の害に堪ざら

んとす、蟲は蛇蝎、蟲蝨多く、鼠の大なる、猫と闘ふ者あり、蟻尤も夥し、家屋を穿て壞り、舟船を毀に至る、

○人物　二種あり、一は古印度人の苗裔にして、本地の產とし、古書に印兌斯と謂、此種は次一種より多く、此二十を彼五に充べし、然ども大抵庸民の懞憧なる協乙鄧敎なり、二は千四百年代に、莫臥兒の大祖答墨兒蘭、(東邦にて室繆兒白祈と呼、)其本國撒馬兒罕烏斯白祈韃而(靼部の國、)より、印度斯當全部、百兒西亞一邊、西利牙、亞爾墨尼亞、熱阿而入亞等を服從して、其本土韃而靼部及諸所屬の人民を、印度諸地に移して、事務を行はしむ、此より漸く其種族印度部中に滋息す、此を古印度の種に別て、莫臥兒楞と稱し、歐邏巴人此を模楞と謂、此輩は馬哈默敎を奉じ、且多く官司となつて事を主宰し、古印度の種族を卑視す、此模楞人は、形大强健、色黑、衣美麗也、婦女は色黃或は黑多し、是一は太陽炎熱に因、又一は顏脂を塗に因、但地に因ては白色なる者あり、凡女子七八歲にして婚嫁し、十歲にして兒を產多し、婦久しく褥に居ず、大抵初より起居常の如く家事を務む、國人學習に敏捷なる、百兒西亞人に讓らず、誦讀書記を善す、此地往古の碩學蒲剌滿の流に出るに因歟、藝術を貴重す、其中葛塞密勒國人最も技巧と稱す、瑪爾外の府に、羅布の稀疏透視すべきを織出し、此國の婦女の蒙衣とす、繭綿、麻苧の織工の外に、皮を製し、漆を塗、珠母、龜甲を切磨する奇巧あり、求肅辣得人は、瑪瑙を刀柄に作り、雅斯必私を盆盂に造り、玉石を切琢する、歐邏巴人の工と同じ、又畫圖に巧に、婦女縫繡に美なる、諸邦に賞せらる、食は米若は諸穀の餅團を用ひ、飲は淸水に橙汁を加へ、砂糖製の麥酒、椰子酒を用ゆ、食に匙箸を用ひず、手指にて撮み、互に匙を摑む禮辭をなす、幻術の技を觀を、土人最歡とす、

○區分　三部とす、一曰莫臥兒、卽ち印度斯當の本地、二曰安日河西諸國、三曰安日河東諸國、

莫臥兒(又帝國印度斯當、羅甸呼モゴリス、)

○方域　印度河と安日河の間、北は大韃而靼に界し、東は安日河、東瀕海の地に距り、南は榜葛剌灣に出、西は百兒西亞に疆す、長さ七百九十里、廣五百六十里、往昔此に三十四國あり、今莫臥兒に併せ有て十九鎭とし、總管を建、其部下を郡守に分屬す、此に著しき所を舉、亞瓦刺は、安日河支流乾那河(一名搿那、)側、北緯

二十七度の地に在、莫臥兒帝冬居の城にして、東方諸邦中の大都の一とす、百兒西亞國都意斯巴杭に二倍する大さあり、半規形にして、長さ二時行程、外郭石塘幅百歩あるを環す、口數凡七十萬、冬時國帝此に居ときは其數に倍す、街毎に長さ四分里一あり、家屋皆土を以て塗、都下大寺七十堂、社七十、市場十五、旅館八十、浴室八百あり、王城は亞細亞中に於て、壯宏大城と稱せらる、城中八大庫、其四は銀、二は金、又二は玉石珍寶を藏むと、千七百三十九年、（元文四年）百兒西亞那弟爾王此城を陷し、其貨物の兵卒に剽竊せるを除て、寶器八十七件と、貨幣九百六十二億求爾度を奪去ると、都下交易輻湊す、阿蘭陀の商館あり、耶杭那拔度城は、國帝夏時の居處とす、葛補兒は撒貌列斯當（百兒西亞那）の一分にして、韃而靼、百兒西亞、印度の交易要會の地とす、烏斯伯祈韃而靼人、此に毎歳馬を市し、六萬餘頭を販ぐ、葛乘密勒は、印度斯當の北疆に在、良皮革工多し、巴多那は、印度部市中の一都會とし、商賈輻湊す、亦阿蘭陀の商館を置、此より巴多那花布を出す、拌那剌は、協乙鄧敎の大學館あり、婆羅門（西言蒲剌満とす）の學を敎ゆ、榜葛剌は、安日河口の地を總稱す、氣候良和にして、土人壽考、土壤肥腴にして米穀豐饒、此を他邦に運輸す、棉布、砂糖、胡椒、香木、伽羅を產し、犀を出す、商賈輻湊す、但土俗甚だ不善なり、其人安日河に浴すれば、諸罪消滅すと謂に因て然り、此地を一鎭とし、小郡二十二を屬す、千七百六十五年（明和二年）より、莫臥兒帝此地を、諳厄利亞の東印度隊長に與へ屬す、安日河兩側の地海に斗出せる處を、榜葛剌灣と名く、達葛（一名德葛）を此國府とす、河に沿長二里餘、交易要會とす、安日の支河鄂西爾と名く、最好金剛石を出す、窩觚里（一詞觚里と云）に、阿蘭陀東印度商の總會館あり、拔列沙爾は、歐邏巴海舶の安日河口に入者、此に導者を俟、求肅辣得又甘陪牙と名く、印度部中富國の一とす、土壤肥沃、四時常に綠なり、但夏暑甚しく雨多し、此より阿芙蓉及阿泥吉私（白石の名）を多く出す、亞瑪太拔度を此府とす、莫臥兒に毎歳馬一萬二千、象五十を貢す、此地に猿多く、土人之を貴び、此が爲に養院を置、甘陪牙港亦繁庶とす、諸香料象牙を交易す、瑪瑙の巧工あり、肅剌的城亦要會とし、波爾瓦杜爾、拂郎察、阿蘭陀の商賈輻湊し、諳厄利亞、東印度商侶の總管司之に據、毘崙は印度河中の小島なり、此に近く悉京彬城

及昆寧城を併せ、千七百五十二年、（寶暦二年）、波爾杜瓦爾人之を奪ひ、衆を以て之に據、印度斯當の南陸山中には、莫臥兒に屬せざる不羈の徒あり、是往古印度土人にして、莫臥兒を避て山に入者とす、其徒各酋長あり、之を分統す、巴當、汾度、渾馬剌都等の如き是なり、

○國治　莫臥兒は、世に顯名ある一大富強國とす、莫臥兒と云は、國祖答墨兒蘭と共に、此國を併せたる韃靼の一種族の名なり、其國主を把度悉甲孤（大君と云が如し）、と稱す、王統は答墨兒蘭の胤とす、國人は本土の産より、他邦の人を多しとす、土に食者世族寡く、官閥多し、政卿を阿謨剌斯と名く、二十四員あり、中二員を軍事の總督とし、南北を分掌す、諸侯を剌雅斯と名く、八十三員あり、世傳の國主にして、職貢を致す者なり、阿謨剌斯の、二國を總領する者を那抜貌と名く、其下に肅貌太兒（郡守の如き者）、あり、那抜貌の屬官とす、土兵を調發し、租稅を催攝するを任とす、然ども肅貌太兒動もすれば其租稅を私し、王府の内官に賂ひ、其官を世にせんと欲し、若其代を命ぜられざれば、兵を擧て新官と爭ひ、鬪克ときは遂に其職を固守す、如此弊あるが故に、諸國職貢を缺こと多く、今時亞孤墨多帝の踐位四年には、王畿に近き諸國の外は、全く租入なかりしと、此國の租入を總計して六百億求爾度とする說あり、疑ふべし、豈啻に此數に止れりとせん、如何となれば此國は貴重の產物多し、一とす、諸物抽稅最多し、二とす、宮仕する者、死後其遺財を宮に收む、三とす、奏謁に獻進する所豐厚なり、四とす、嘗て其金銀、珍珠、寶玉、貴重の品を計會して、四千億求爾度に充、國中通用する所の貨幣、一千五百億を計ふと云、又那弟爾に奪取らるゝ所を以ても、其富大を知べし、兵備常に騎二十萬、其中五萬を國帝の親衞とし、其餘を國中彼此に備ふ、其歩兵を併せ四十餘萬とす、千六百五十八年、（萬治元年）、格蘭帝の百兒西亞に敵する騎三十一萬六千、歩八十六萬四千、象四萬を出すと、又千七百二十八年、（享保十三年）、百兒西亞の軍騎五萬、歩八萬に當るに、歩六十五萬、騎四萬、象一千を以てす、歩は四千人を一隊とす、兵器は王城の武庫に藏して、他所に武庫を置ず、是故に戰に先て、甚だ紛騷をなす、又大熕を自由に運旋する術を知らず、軍陣及田獵に象を用ゆ、每一頭に卒十人を備ふ、海船の備を設ざるは、此國一大闕事にして、是其國の海濱諸地を、盡く

歐羅巴人の手に制せらるゝ所以なり、帝服は珠玉を飾とす、日に之を改め、故服は貴寵の臣に賜ふ、王椅は美玉寶石を塡嵌す、嘗て一大椅あり、答巣兒蘭之を創製し、後二百年を歷て全く成ると、其費鉅萬金、然ども此椅は那弟爾に奪はれ、百兒西亞に歸す、帝の誕辰每歲五日の大饗を設く、第三日に帝の身體を銓り、前年の量より增さきは、群臣之を賀し、慶禮の貨或は三十億求爾度に至る、出獵は獅子象を獲とす、象は坑阱を以て之を捕へ、獅子は驢に阿片を飼ひ、此を餌とし、獅の眠に乘じ之を捕ふ、此國の貴職の臣、多く卑賤牧圉の流に出、蓋卑賤より高貴に登用すれば、順從使易しとするに因て然り、故に百兒西亞人等の莫臥兒帝臣となり、貴官に在者常に多し、諸臣は耶蘇、馬哈黙及協乙弟の諸敎を擇ばず、皆之を用ゆ、刑を行に象を用て之を殺す、罪に從て緩急等差あり、國帝及貴族は馬哈黙敎を用ゆ、衆庶は大率協乙弟敎にして數派あり、互に嫌忌して、共に飲食し肯せざるあり、歐羅巴人の此に居者、固より耶蘇敎を奉ず、土人或は之に從者あり、葛補兒國には多瑪斯敎徒多し、波爾杜瓦爾人嘗て國帝に勸め、耶蘇敎に改めしめんと欲す、然ども敎中の法戒に阻し遂に行はず、國中の協乙弟敎に、第一を拔備安斯と稱す、其奉する像を虛斯納とし、又蒲剌瑪、邁斯、補非那の三名を祀る、其敎に、人の魂魄は移轉すと云、故に活物を食せず、供奠贍禮齋戒の式あり、敎主を蒲剌密能と稱す、其徒に非常難行の持戒する者あり、第二を刺斯補甸と稱す、莫臥兒の兵卒に專ら之を行ふ、此徒は往古莫臥兒の征討せし諸國に出、勇悍にして敵を懼れず、剽掠を事とす、唯牛を食せず、第三を瓦蒲楞叉巴兒西斯と稱す、古百兒西亞敎に出、其崇奉する神に諸の隨從鬼あり、最も火を尊ぶ、第四を乾室汾と稱す、初め榜葛剌より起り、後印度中に傳ふ、其神を雅昂法答と名く、此徒は愚戇懦弱多し、但絹布の織工に巧みなり、第五を爹爾斯と稱す、最も鄙陋の徒にして、其弊習を一派とするの外なし、

安日河西諸國

○此部は安日河西にして、長三百七十里、以て海に斗出す、其幅は不齊にして、古木領峯より以往は甚だ尖銳なり、但最廣は三百四十里、次は二百二十五里、末に至ては僅に三十七里の處あり、此部に加得山横隔

し、東西に分つ、西側を辣麻拔爾海濱と總稱し、東側を穀邏滿埵兒海濱と總稱す、莫臥兒の印度斯當を併せたる後も、此部諸國は各自立し、其中最とする者臥爾工達、稀沙普兒、障私那瓦爾、瓊姞、丹牙窩兒、瑪丟剌、邁瑣兒、加那蠟等の如き許多あり、此諸侯互に爭奪し、後終に併せて三國となる、卽ち臥爾工達は其北東の地を併せ、稀沙普兒は其北西の地を合し、障私那瓦爾は其南方の地に首たり、莫臥兒嘗て此三國を攻と雖も、三國相助くを以て克こと能はず、而後莫臥兒豪楞䑸帝の世、千六百五十年、（慶安三年）計て軍を南疆より出し、臥爾工達及稀沙普兒の二國を侵し、其城邑を奪ふ、障私那瓦爾は遠く隔て之を救はず、二國畏て莫臥兒に和を請ひ、職貢を奉ず、二國已に莫臥兒に服從するも、障私那瓦爾が前に相救ざるを憎み、共に軍を率て、障私那瓦爾を伐て之を滅し、互に其地を分取、是に於て莫臥兒其謀る所を得て、千六百八十五年、（貞享二年）大に兵を起し、二國を伐て其主を虜へ、國を除て全く併て郡縣とす、豪楞䑸帝の時其國を拓く、古木領案に至り、唯山中の諸侯の外、盡く莫臥兒の管内となる、但其不羈の諸侯と雖も、敢て莫臥兒に敵する者なし、

又歐邏巴諸邦の人、麻辣拔爾及穀邏滿埵兒の海濱處處に、堡城を築て之に據者、唯其土人を制し、貿易を計る而已、固より莫臥兒を侵すに非ず、千四百九十七年、（明應六年）波爾杜瓦爾の舶士瓦媽、初て喜望峯の後を廻り、東印度に出る海路を得て以來、波爾杜瓦爾人此濱港諸島を拓て衆を植、之に據者許多、而後阿蘭陀人多く波爾杜瓦爾人の據所を奪ひ、又諳厄利亞、拂郎察、弟那瑪爾加等の人、彼是の濱島に據、各堡城を設て之を守る、此に由て莫臥兒は、殆んと海濱の諸地を有ことなきに至る、

〇風土　此部の產は、獅子、虎、豹、象、駱駝、胖的兒、犛牛、格祿格弟兒、蝮蛇、孔雀、吐綬雞、鸚鵡、蝙蝠多く、馬寡し、金剛石、珍珠、酢答、胡椒、薑、泊夫藍、琥珀、番智、蜜果、椰子、鐵蕉、諸樹脂、蜜、蠟等、亞密希分液と名く者、人之を服する僅に二三釐、終日昏酔す、土人米を飯とし、椰子を飲とす、薪木に乏しき處は、乾牛糞を炭に代ゆ、屋材は歐邏巴海舶に輸すを俟、土俗偷懶と雖も、綿布の織工に善、女子十二歳にして婚し、產して僅に一日蓐に居、大抵儔憧、協乙第の徒にして　妄に禽畜を祀り魔神を祈る、謂く人世の事は魔神

の主宰に任すと、間馬哈默教徒もあり、歐邏巴人の此に在は、専ら貿遷を事とすと雖も、亦勞ら蠢愚の土民を導き正教を勸む、千五百年の終より、千六百年の始め、波爾杜瓦爾人初て此部内に來り、教官を置て土人に勸め、羅瑪教に入しむ、然ども其教る所、徒に灌身、命名、贖罪、供奠等の事を以てし、或は啗すに利を以てし、或は懾すに威を以てする等に由て、一旦教に從も、終に相背き誓を破り、其事功をなすに至らず、蓋良師を選て之を諭し、學館を建、經典を譯する等の要務を爲す、徒に強て人を服せしめんとする者、波爾杜瓦爾人の勞して功なく、好事を妨げたる所以なり、此部に聖多默教（教一に多瑪斯と云、）と稱するあり、其徒の說に云、教師多瑪斯、初め沙哥多刺に於て經典を說、次に東して麻辣拔爾の加蘭瓦諾爾に往、又南して哥蘭偪に往て教化を弘め、更に加得山を踰て穀邏滿垤兒に至り、遂に支那の境に行、復穀邏滿垤兒に還り、終に默利亞波爾（下聖多默の名に同）に居、其靈德を以て、多く協乙鄧の徒を改導す、然るに蒲剌瑪の徒彼を忌て、多瑪斯の寺に居て禮拜せるを、後より鉾を以て之を刺と、其教法厄勒祭亞教に似たり、瓦爾が初て麻辣拔爾に至る、其地の協乙鄧徒、此聖多默教徒を追捕するに因て、此徒逃て波爾杜瓦爾人に託みて之を避と、

○區分　此部を諸酋長に分ち主ると雖も、皆莫臥兒荅は歐邏巴人に隨從し、租稅を輸す者とす、濱港の地は波爾杜瓦爾、拂郎察、諳厄利亞、阿蘭陀、弟那瑪爾加等の人の據所とするなり、今之を分て五部とす、一曰工罕、二曰麻辣拔爾、三曰瑪秃刺、四曰穀邏滿垤兒、五曰臥爾工達、

工罕

○方域　西海濱の地にして、長百八十八里、分て四國とす、一曰垤甘、二曰孫涉普兒、三曰加那蠟、四曰麻辣登、上の三國には、波爾杜瓦爾及諳厄利亞人多く之に居、垤甘は海に瀕し、北は求粛辣得に疆す、此地大半は昔より莫臥兒に屬す、此に胡椒、金剛石、蘇瑪刺觚度、都爾癸斯、鹿婢能、篤扒石（共に寶石の名、）を出す、國主は莫臥兒の列侯なり、豪楞觚亞拔獨を其府城とす、高兒は波爾杜瓦爾人の築く港なり、今も之に據、良織工あり、達曼、拔沙、英答湼の三處、共に波爾杜瓦爾人に屬する濱港なり、梵貝は諳厄利亞東印度商侶の長之に居、

太瀧爾城も亦之に屬す、

猫沙普兒は、瑶昔の南に在、亦莫臥兒に屬する列侯を主とす、土人驍勇鬪を好み、婦女放縱なり、城に重塘を環し、銃砲千門を陳す、此に最大透明の金剛石を出す、此濱港は波爾杜瓦爾人之を統轄す、

臥亞は、曼陀河を環し、周り十一里ある島にして、北緯十五度三十一分、地山に圍み、暑熱甚し、波爾杜瓦爾人此を印度所轄中の要會の城とし、總管司之に居、教官、學館を建、壘壁を堅し、此にて亞弗利加海濱より、喜望峰の東亞細亞海濱に沿て、支那の境に至る、所屬埔頭の事を統宰せしめ、三歳毎に六敦（一敦は十萬來爾度とす）、金を本國に租入とす、

辣牙普兒は、臥亞の北三十七里許、北緯十七度の地なり、拂郎察人に屬す、胡椒、焔硝を多く出す、林に獼猴甚だ多く、土人之を貴重し、若人之を殺せば、其人を刑すと、假孤勒剌は、臥亞の北濱の街里、阿蘭陀人の埔頭あり、葛兒哇爾（一に榕老爾に作る）は、諳厄利亞人の據所、胡椒を出す、

加那蠟は、工罕の南部の地にして、侯あり、馬哈默教を奉じ、其部下は皆協乙鄧徒なり、此濱は阿蘭陀人の、波爾杜瓦爾人を逐て奪ふ所とす、阿諾兒は海邊にある城港、阿蘭陀人之に據、黑白胡椒を産す、土人懵憧にして、其近隣瓦爾格發にある佛像を車に載せ、神祉に給仕する妓女に之を曳しめて、車輪鐵尖あるの下に伏して、軋爛せられ死を甘じ、以て信者と稱する名を求む者ありと、

麻辣登は、臥亞の南西、山後海濱に沿地なり、一侯あり、騎十五萬、歩十萬を擁き、鬪戰掠奪を好み、斯領傑爾（兵器の名）を用ゆるに習へり、嘗て臥莫兒を侵して、殆んど王都を衝突せしと、

麻辣拔爾

○方域　印度の地海に脊出せる西濱地方、求肅辣得より古木領峯に至るを、臥辣拔爾海濱と總稱するも、實は工罕より南古木領峯に至るの名とす、長百七十里、廣七十五里あり、山を負海を帶、土壤肥腴、田野終歳綠色、稻梳、胡椒多く産す、其港灣冬は風に因て沙に塞ると雖も、夏は再び風を返し、沙塞自ら開て舶を入べし、蝙蝠の大なる、翅を張て六尺に及ぶ、大蛇は羊家を呑、然ども毒なく、人其肉を食て美とす、土俗男を嫡嗣させず、姉妹の生所の子を以て家を嗣しむ、婦

人恣に僧侶に通じ、一婦にして七夫を得を禁せす、故に兒能實母を知ご雖も、實父を知は寡し、此部内に九酋あり、各部に首たり、土人此を沙讃爾ご稱す、土神の義なり、元莫臥兒に服從せる者に非す、此輩嘗て波爾杜瓦爾人の掠略を苦しむ、阿蘭陀人求て此輩ご交結し、之を助て波爾杜瓦爾人を此海濱より逐斥し、此輩に約し、而後其土產を他邦の人に交易することを勿らしむ、此に由て此海濱の交易は、阿蘭陀人に之を統管するなり、其九國は、

一曰加那諸兒は、海に沿て長二十一里餘、薑、桂、胡椒、龍涎香、砂糖、瑪瑙、柘榴石、鹿婢能を出す、國主を格利多律ご稱す、土人之を尊ぶ神の如し、府城を加那諸兒ご云、今阿蘭陀人之に據、把利叭丹城を國主の居ごす、富貴多く、諸厄利亞の商館あり、的律瑟里及瑪喊には、共に嘗て拂郎察人の據所ごするを、諸厄利亞人彼を逐て之を取、

二曰加律媽多は、加那諸兒の南に在、長六十里、幅三十七里、此酋は協乙爾教を奉じ、食必先魔神に供し、臣庶の君に請ことあれば、書を以て象に與へ、象此を君處に致す、國を傳に其男を除て、姉妹の子を嗣ごす、把那密城に居、此部に胡椒、薑、蘆薈、稻、綿を多く出し、鸚鵡を產す、加律媽多は、密貫輻湊の要會ごし、諸厄利亞、拂郎察、阿蘭陀等の庫店を置所ごす、

三曰答諾兒は、小國なれども自立の酋あり、府に富貴多し、土人波爾杜瓦爾及拂郎察人を好で、阿蘭陀人を喜ばず、

四曰加蘭瓦諾兒は、加律媽多の屬國ごし、彼に職貢を致す、府は阿蘭陀人の據所ごす、

五曰格正は、一島上にある城にして、初波爾杜瓦爾人之を取て完修し、後阿蘭陀人に屬し、其要害を增て愈堅固ごす、歐亞に近く要會の處ごし、阿蘭陀の麻辣拔爾海濱の總管司の居處ごす、哥都正城を其國主の居所ごす、此に鐵、蠟、胡椒を出す、

六曰葛里哥蘭瓴は、要會ごせず、其酋阿蘭陀人ご交結貿易し、土人此が爲に利潤を得ご、

七曰福爾加は、小國にして氣候良ならず、土人脚腫病多し、其酋は諸厄利亞及阿蘭陀人ご交親す、

八曰哥蘭瓴は、阿蘭陀人に屬す、

九曰答剌方革爾は、阿蘭陀人の互市場あり、越爾哇は、弟那瑪爾加人の市場ごす、

瑪丟剌

○方域　西は麻辣拔爾、東は穀邏滿垤兒に挾り、長九十四里、其内地の諸國は、未之を審にせず、此濱は齊狼島に對す、此海峽を瑪那兒と名く、古木領と剌麻喃格爾島の間は、有名の珍珠多き海灣とす、阿蘭陀人齊狼海濱を統轄するを以て、此珍珠の漁も瑪丟剌國主と其利を相分つ、珍珠を捕者第三四月と第八九月に於てす、蛋丁は此邊の鄙人にして、其數六萬人許、其時を以て黜得哥利讃（此海濱の街里）に集り、海濱に假舍を設け、妻子を攜へ此に居こと、漁を終る期に至る、蛋丁の海に入には、綿を以て耳孔を塞ぎ、夾具を以て鼻を挾み、油海綿を一手に掛（此を口に當て氣息を通すと）、一木挺の水族の害を防ぐべき者を執、腰に囊を着、又舟子に預め繩端に石を結着するを、其入潛む所の海中に下し置しめ、蛋丁海底に入、鎚を以て蚌を打て礁より離し、採て囊に滿て繩を引動せば、上より之を引擧、蚌を得て沙に埋み、蚌死し殼開けば、其内に珠あり、之を收む、珠を得ること歲時に多寡あり、若蚌小にして其空殼多く、或は其所在の沙に埋る等に由て、其利少く費多きことを免れず、故に初め其得所の蚌、一百中にある珠の多寡を試み、而後に衆を用ゆ、凡珍珠小なる者は秤を以て、大なる者は數を以て價を定む、阿蘭陀人と瑪丟剌國主と約して、日を隔て此漁を主る、此蛋人の業最危難にして、其中溺沒し、若は水族に傷らるゝ者往往これありと、室律吉剌巴里を國主の府城とす、堂塔の描金せる壯麗なるあり、馬剌哈は、瑪丟剌と鄰し、同じ瀕海の地なり、剌麻喃格兒は、齊狼に對する一島にして、亞藹貌略觚と稱する許多の砂磯相連り、橋の如く瑪那兒島に距る、齊狼と此島の間は、唯小舟を通ず、抹粛爾國は、加得山を以て麻辣拔爾濱と分る、其地海に瀕せず、故に之を審に知ず、

穀邏滿垤兒

○方域　涅瓦叭丹より臥爾工達に至る、海濱長百八十八里、廣八九十里、此地方は半歲雨多、而後晴て暑熱甚しく、日中には人敢て屋外に出ず、米、鹽、綿、絮、蔬菜、家畜に豐饒なり、但蒸餅、麥酒に作る穀に乏し、故に歐邏巴人は、此を本國より攜へ到るべし、又馬を育せず、鸚鵡、風鳥を產す、土人協乙鄧徒は、甚く鄙野にして、或は自ら己が體肉を割て魔神に供す、活物は蟻虱と雖も亦之を祀る、但此他に馬哈默敎及聖多默

敎人多くあり、此に三國あり、一曰丹牙窩兒、二曰瓊姞、三曰陴私那瓦爾、
丹牙窩兒一名丹矢高兒は、馬剌哈の北に在、長五十六里、租入十二億求爾度に値ると、千七百五十二年、（寶曆二年）此部下悉葛陴湍なる者、國主に叛て亂をなす、拂郎察人之に黨す、諳厄利亞人は國主を援け、悉葛陴湍を攻て之に克、挑て國主に遣て之を殺す、葛歇里叭丹及葛律加爾は、共に拂郎察人の據所とす、然ども千七百五十八年、（寶曆八年）諳厄利亞人葛律加爾の城を取、涅瓦叭丹は、舊波爾杜瓦爾人の據所の城とす、千六百五十八年、（萬治元年）阿蘭陀人之を奪て、今此海濱の總管とす、答蘭格抜爾は、葛歇里河口に在、舊曠原たり、然るに莒那瑪爾加人此を丹牙窩兒人より買、歲に二千字爾牝（貨名、[illegible]陳抜爾）を税とし、彼に報ひ、城を築て之に居、周圍に十五處の邑落を拓き、今人烟稠密の處とす、而後弟那瑪爾加より多く敎師を送て、務て土人を敎導し、其敎に入者の爲に、新に寺二逼を建、又經典諸書を麻辣抜爾語に譯行し、敎化大に弘り、千七百五十四年（寶曆四年）、に、輸乙爾徒の改宗せる者、已に一萬零七十六人ありと、

瓊姞は、丹牙窩兒の北に在、國主は陴私那瓦爾及臥爾工達を統管し、莫臥兒の藩屛たり、般地舍里城は、拂郎察人の據所とす、此地歲の第十月に少しく雨あるのみ、噴達卑爾及入猺革底は、共に諳厄利亞人に屬する處とす、
陴私那瓦爾一名葛爾那得は、臥爾工達に併屬す、此に撒娓爾亞黒窒私登（玉石の名）、金剛鑽を出す、默律亞玻兒は、舊波爾杜瓦爾人に屬し、繁庶の府たり、後臥爾工達人に逐はれ荒廢す、此地を聖多瑪斯の婆羅門に殺されし處と云、故に波爾杜瓦爾始て此に來り、此を聖多默と名く、瑪得剌斯は、諳厄利亞人に屬する商賈輻湊の要會とす、聖熱阿而厄城あり、孛律亞葛的は、前處の北四時行程にある府城なり、阿蘭陀人の衆を植、構築する所とす、涅爾窩兒及工達哥兒は、共に阿蘭陀人の互市場なり、

臥爾工達

○方域　此海濱は長く、安日河に距る三百七十餘里あり、分て三國とす、一曰臥爾工達、二曰鑠哥剌、三曰烏里舍、臥爾工達は一大國にして、騎五萬、歩二十萬を出すべし、昔は一自立の王あり、千六百八十六年、

（貞享三年）、莫臥兒帝に併さる、此地に野羊多く、酢答を出し、稻稅、諸穀、諸畜、寶石富饒とす、瓦密は金剛鑽を出す、礦夫六萬に至る、嘗て其大さ九百加臘多（一加蠟多は銀二錢[illegible]）の重あるあり、莫臥兒の寶庫に藏むと、

謨哥剌は、此部の北東疆にある國なり、皮密利叭丹は、阿蘭陀人の庫を置所とす、羅西瓦叭丹は、諳厄利亞人の保及商館あり、

烏里合は、榜葛剌に境す、千七百六十五年、（明和二年）莫臥兒帝此地を以て、諳厄利亞人に與ふ、剌麻那を此府城とす、互市繁盛なり、

安日河東諸國

○此部は、莫臥兒韃而靼、支那及印度海に界する地にして、南北八百六十里、東西四百五十里あり、此に最とする國十四、次に列擧す、

○噎齊、アッセム　此は莫臥兒の界に在て、西は剌鳩牙河に限り、北は圖白得に境す、其後亞華の王に服屬し、土產の金銀鉛鐵を入貢す、金坑は常に數千礦夫を役し、歷年休止なし、土人裸體を常とす、其北疆の人皆頸瘤あり、狗肉を嗜食す、協乙鄧教を奉じ殿堂あり、赤色漆あり、最好漆器を作て支那、日本に貿遷す、更墨羅弗を其府城とす、

○地布蠟　小國にして、噎齊の南に在、亦亞華に屬す、土人珊瑚、琥珀、鼈甲を飾とし、此類の物を喜む、婦女皆乳上に瘤あり、小石に數號を刻し、貨幣とし用ゆ、

○亞蠟罕　此は大ならずと雖も、最蕃庶とす、榜葛剌海に沿、土人國主を尊び神に比す、此に一王あり、興て亞華及其屬國を併せ、移て亞華に都す、王自ら他族と相混ずるを嫌ひ、其妹を以て嫡室とし、其餘は妃妾とす、王に承事する者兩眼を閉づ、至尊は見べからずとし、之を敬するなり、十二宮あり、貴族毎に、一宮に十二歲の處女十二人を選み進めしむ、其數一百四十四女あり、此女をして盡く溫浴せしめ、浴後覆被して汗を發し、之を拭ふ所の巾を王に獻ぜしむ、王其巾に美香あるを選て妃とし、其餘は臣下に恩賜す、歲每に之を行ふ、土人海賊を事とし、常に榜葛剌海に出て刧掠す、耳長きを美とし、又好て手足に環を着、錢に代て小貝を用ゆ、死者は火葬を善とす、然ども薪木貴きに因て、貧者は屍を水に投ず、崇奉する所の佛像許多あり、人皆衆妾を置て禁せず、但僧侶は不犯を法と

す、阿蘭陀人此にて貿易多し、國都を亞蠟罕と云、城壁を圍み、破るべからざる險要とす、王宮は金の薄板を屋とす、寺院六百、口數十六萬、互市繁盛なり、

○亞華　此は此部の中央の地にして、今一大強國とす、噫齊・地布蠟、亞蠟罕、琵牛、馬爾太番を統轄す、象、駱駝、麝香、漆、奇南香、肥料、籐、好鹿、麋熊を産す、亞華河に都城あり、前に謂亞華王の居所とす、

○琵牛　昔は一強國の名あり、然ども今亞華に併屬す、若部人多く、其徒謂往古撒剌滿王の船を遣、阿必兒は此國なりと、黄金、鹿別莢、撒非爾、赤瑪瑙、柘榴石、麝香、秔稻を産す、土人黑色、耳大、手長く裸體なり、鱷魚、獮猴を貴び、答剌波印（木食道士）を崇して、毎歲大祭に幼女を殺し魔に供し、後之を燒灰し、他惡魔を防ぐ法に用ゆ、餘肉は僧侶之を食盡す、女の親之を見て幸福を得とし、喜をなす、其都琵牛河に在、此河は時ありて溢流すること、泥祿河（阨入多の河）の如し、城方にして大二十門あり、

○馬爾太番　此地は氣候良和にして、國中醫なし、良材を産す、樹を鐵郭加と名く、朽腐せず、好漆を出す、土人蠢愚にして佛像を輿し、自ら車輪の下に伏し壓殺され、或は服を穿て索を貫き、其車に繫ぎ、曳らるる等の事をなす者あり、其都榜葛剌海に港あり、繁華とす、此も亦亞華に屬す、

暹羅、シャム

○方域　一王國にして、長二百八十里、廣九十四里、默南河に沿、府城多し、山に錫、銅、鐵、焰硝、鹽を出し、果に曼蘧と名く桃の如く、瓜に需律翁と名く、甜瓜に似たり、共に美味とす、土人體中等の大さ、色茶褐、眼小、鼻低、口耳大故に醜貌とす、性行中正、唯吝を病、其貴族と雖も鄙野の田夫の如く見え、總て佛教を奉じ、地獄に鬼あり、生人の障罪を數る時は、嘘をなすと云が如きを信ず、神佛に事る法は、皆同一善とし、天を靈堂とし、諸種法教を彼に到る道路とし、其究一に歸すと云、但人能法度に順ひ、惡を避善を勸め、怨恨寡く相惠憐す、千六百八十五年、（貞享二年）拂郎察羅德勿吉第十四世王、使を暹羅王に送り、天主教に入を勸む、然ども此王自國の法に死するを願とするを、彼に答ふと、國王衆庶を見こと稀とす、王に謁す者あり、窓より之を見て、一言の應をなす而已、他人王城に入ば、永く之を留て出ことを許さず、故に暹羅城中

の事は、世人之を知ること能はず、馬に乏しく、王廐僅に二千匹あり、將帥は象に駕し、歩十萬を備ふと、但士庶皆軍陣に習はずと見ゆ、王の葬は先一搭を築き、中央に橋を建て、黃金の柩に屍を藏して、橋に懸て之を焚、其烊解せる金を以て、王の像を鑄成す、俗衆妾を貯ふを禁ぜず、但妾は嫡婦に從事し、妾の子は家を嗣ざるを法とす、娼妓あり、然ども死して土葬火葬を許さず、屍を野に棄て禽獸に與ふ、獄を斷すに四法を以てす、一は水に潛入て久しきを見、二は煮油に手を入て燒傷なきを見、三は跣足して熾炭を踏を見、四は米團を作り、僧之を咒し、此を嚥下せしめ、噎碍なきを見、此數件に堪る者之を赦す、都城を阿入安、一名西度地牙と云、默南河每歲溢流すること、阨入多の泥祿の如し、故に家屋高椿上に構し、梯に由て上下し、水の溢る時に備へ、每家許多の小艇を置て往來す、都城古より破るべからざるの名あり、此河水の泛溢ありて、六月を過て此に陣すべからざる故なり、王宮は黃金板を以て覆、炫燿日に向ふ如し、廓外の街市も河流に沿て整列す、拂郎察、諳厄利亞、波爾杜瓦爾、阿蘭陀、支那、都兒格等の人、皆都下に居を許す、默南河に格祿格弟兒多く、殊に大者あり、甘勃里は一海邑なり、多く、蘆薈を生ず、

○答那瑟林　此は、榜葛剌海濱に緣ふ狹細の地にして、一小國とし、暹羅に屬す、

麻六甲、滿剌加、

○方域　半島の地にして、長百七十里、廣五十六里、暑熱甚しく氣候善らず、原野濕深く、獸畜も產寡し、但黃金、金剛鑽、諸寶石を多く出す、錫最好とし、又胡椒多し、洋船の日本若は印度、百兒西亞に到んとする舶中の儲貲、必此地に之を取を要す、故に麻六甲澳は、諸邦の賈輻湊の要會とす、瑪利斯語は此國より出、今印度中に通用す、猶歐邏巴に拂郎察語を通用するが如し、此語は、其方言及馬哈默、協乙鄧の諸言を合し、其聲音の良なるを選み成ものとす、土人襯、袴、莫大小及履も着せず、唯木履を以て熱沙尖石を踏に便にす、婦女椰油を髮に塗て飾とす、一種葛爾加剌孤と名く族あり、晝は家に臥し夜は出行す、故に此と交易するは夜に於てす、城を麻六甲と稱す、千五百十一年、永正八年、波爾杜瓦爾人之を取て據所とし、而後千六百四十年、寬永十七年、阿蘭陀人之を奪、其地赤道の北僅に二度

十二分に在、其湊は印度海中最好にして、何方の大風も舶を入易し、但甚だ深からず、大舶を城下に泊し難し、舊城固より要害完備す、阿蘭陀人又別に一新城を築て之に據、然ども氣候甚だ惡しく、歐邏巴より送る所の戍卒、此に死する多く、其費用尤も多し、阿蘭陀人の外、波爾杜瓦爾、莫臥兒、支那、爾墨尼亞人等も雜居す、阿蘭陀より置此城の上司の統轄する所、此濱長五十六里、廣十八里に至る、阿蘭陀舶の日本より還る者、此湊に入、其貨物を分配して、此より歐邏巴及印度諸部の商館に輸す、又此にて榜葛剌及蘇剌的に出る棉布を、金及錫と交易す、此地は阿蘭陀人の一大要會とし、此に對する蘇門答剌との間なる海峽を總括すべし、猶蘇門答剌と瓜哇の宋達海峽あるが如し、凡日本支那に往來する海舶、此兩處の海峽に由ざるはなし、故に阿蘭陀に敵する所の舶は、此に之を抑制す、先に波爾杜瓦爾人の此に據ときは、此を往來する諸邦の舶より抽稅を收む、阿蘭陀人の手に屬して後は、此抽稅を除く、但波爾杜瓦爾人、媽港に往來する者より少課を取而已、若耳は舊麻六甲國都とす、暹羅に屬す、然ども千五百十一年、波爾杜瓦爾人襲て之を取、桂達

及巴打企共に、暹羅の屬國とし此部に在、

東埔寨、（甘孛智、漢人名眞臘、又占臘、）

此は暹羅海に瀕し、默工河に沿、此河も泥祿の如く每歲溢流す、伽羅を產す、其貴こと金に比す、象牙、寶石、好皮、酢答、蠟加を出す、土人儚憧、協乙鄧徒なり、然ども航海の事に敏巧なる、他亞細亞人に勝る、舊暹羅に屬すと雖も、千七百十七年（享保二年、）より交趾に服從す、其府には波爾杜瓦爾人、支那人、麻六甲人多く住す、貿易繁盛なり、

交趾、コシンシナ

〇方域　占八を併て長二百八十里、廣九十四里あり、往古は東京に屬す、今は自立の王あり、支那に職貢を致す、昔波爾杜瓦爾、拂郎察の敎士多く來り、此國人を敎化せしが、後國王之を禁じ、其敎士を逐斥す、此風土を記す者、其敎士の傳る所たり、又千七百十四年、（正德四年、）阿蘭陀舶日本に往に、交趾の南の一島に於て破船し、舶夫皆交趾の濱に上り、其南陸より北疆に至り通行し、之を記するあり、此國は海面と等しき平地にして、唯西方に高山屛立す、其山後は百里の曠原あり、隣疆東埔寨を防ぐ保障たり、此山中刧木乙と名

く一種の野人、好て幻術を行ふ者あり、毎秋此山より溪水溢流し、平地を泛濫す、如レ此溢流は、半島國地に常とすと雖も、此國の洪水の如き稀なり、水出る時は闔國變じて滄海となり、國人無數の小舟を浮て、相共に游宴す、全秋の間　其水十四日毎に滿漲し、諸獸悉く高陵に集るを以て、日に三次人々往て之を獵す、水除く後、土上に泥を敷て、此が爲に肥腴となり、一歲三收の豐熟を得、但常の霖雨に遇ば饑歲あり、土產は桂、胡椒、酢荅、綿絮、繭糸多く、金銀坑に乏しからず、芳香堅重の木、其小者を亞德剌兒(アデラル)と云、老者を伽羅(キャラ)と云、劫木乙(ジェモイ)山に生ず、此木產地に於ては、一本獨(ポンド)百二十八錢、を五就加東(ジュカトン)墨十二錢二分なり一就加東とす、に値、肆店に出れば十五就加東に値、日本に輸れば二百就加東に値、支那人一種紫色木を以て之を僞るあり、鳥に曷爾西翁(アレシチン)と名くあり、燕の類にして鵠の大の如し、海濱礁巖に巢ふ、巢の外殼蔥に似たり、已に卵を育して後巢枯、土人之を採、水を注て枯液を去製して糊の如くし、丁子、桂、胡椒等を加へ、芳香美味とし、匣邏巴人に販ぐ、羹汁に加へ旨厚と稱す、此巢を採頗る艱にして、其價亦貴し、土人色白く性溫和なり、其土豐饒なる故に、賤庸も絹帛を衣とし、都人は珠玉を飾とし、悉く歡樂に生ず、食は華美の牀上、毎人小卓を設け、匙刀、鐵爬を具し、箸を以て食し、手指を汚せず、祭祀盛饗には、開豁の處に於て衆賓を集め、膳盤百品を排列し、客の欲する所盡く備はらざるを恥とす、僕從も必給足し、餘あるを客の家に饋る、訟獄の衙廳を置ず、訟者其里の滿達令(マンダリン)長者と云が如し、に至て平を取、長者の良正なるは之を賞し、謬錯あるは之を貶す、事務に勤勞し、法度に練達する者は、進て貴要に官す、婦人言語に善、商賈耕漁に習ふ、支那の女に似て、眼小齒黑、爪髮長し、粧飾せず、性亦順良、此に土人の外に、支那人多く住す、是韃而靼王の支那を取し時に、遁て來る者なり、家屋は大水の爲に、高椿上に構架す、木を丁墨爾と名く者、黑檀の如く堅重、碇となすべし、其皮下光澤磨ける鏡の如し、性水土に堪、以て椿とす、夏月は椿間に障を設くと雖も、秋に至れば之を去て、水の通流を潤す、法敎は支那人と同じ、靈魂は不朽輪廻すと說、神とし崇敬する所は、其國の治化を興せし先王なり、又道術の先哲を祀て家神とす、軍より凱歸するに、其伐所の神像を縛執し、之を破毀す、歲首に先て人々債を償ふ、若次年に

遣り及ぶ者、深く罪障とす、凡事を擧行に、必先星占家に詢て良辰を擇む、闔境を分て六府に統治す、猲苛を國都とす、

古八は交趾に屬する一小國なり、默工河口に對し、在璪工獨勒島あり、亦交趾に屬す、

東京

○方域　支那の廣西に疆す、地平坦にして河多く、舟すべき者三十五、其最とする福智蘇松渠なり、第三月より第五月に至り、雨多く大水あり、第六月より第八月に至り、暑熱太甚とし、其餘月は氣候平和とす、米を生ずる純多にして、此を食料とし、又諸飲に製す、椰子の大人頭の如く、内に圓核あり、味巴旦杏核に似て美液を出す、樹の繁茂する非常にして、一蔭三十人掩ふあり、絲ども白蝶に蠶敗し易し、桑葉殊に蠶に宜しとし、絹帛を出す最多し、　田野綠蔵青綠、土人氷雪を知す、　南風北風半歳交替り、　七年毎に一次暴風雨あり、大抵一晝夜にして止、牛猪最多、馬も乏しからず、熊もあり、獅、虎、獮猴、象最も大なり、　蝙蝠は大鷄の如し、波爾杜瓦爾人嘗て之を食て、　美味と稱す、燕窩あり、海島に龜鼈多く、　肉味旨厚にして鹽藏し、他邦に輸す、其甲は磨して透瑩美色あり、土人以て厚貲を得、蚊の多き、空中暗きに至る、　但栗皮を薫烟して之を消除す、土人米、乾魚、鷄卵を常食とし、饗宴に非れば肉を食せず、狗肉、駒肉を貴ぶ、食物椀に盛て、箸を以て食す、卓に向て無言を敬とし、　唯老者は言あり、日本支那より輸る所の茶を好飲、　風俗大抵支那人と同じ、言語文字皆支那に習ふ、狀貌中等、色茶褐、髮黯黃、齒黑、鼻は印度人の如く扁平ならず、　指爪長を好む、罪人は頭髮を剃去するを以て、　禿頭を恥、一男衆婦を禁せず、但其中に一主婦を定む、酒に醉を恥とせず、人性智深く、強記能勤勉し、敦厚樂易を旨とし、支那人より正直にして、詐欺を慮るに及ばず、是故に阿蘭陀人、好て此國人と貿易を結ぶ、政治、理學を勸め、詩を作り醫術に精しく、草木の功用を識、舞樂を嗜とする等、他印度人に勝れり、　學館三等に分て、人々各處に學ぶ、五年を要す、國王自ら學館に臨て士を試み、選に當る者を賞し、　或は擧て外府に任ず、敎三等あり、第一は王及貴族學士の修む所にして、孔夫子敎なり、支那人の如く虛飾多からず、靈魂の說或は不死不朽と云、或は唯善人其靈不朽と云、第二は衆庶の奉す

る佛教也、魂魄輪廻すと説十戒あり、一勿レ殺、二勿レ盜、三身勿汚穢、四勿レ詐、五勿レ誹、六勿レ欺、七勿レ貪、八勿ニ自讚、九勿レ移レ怒、十己が無智を勉て警發すべし、此戒を破る者は、死後三百年間、異種に轉變する罪障を得と、此外は耳食肖受して、佛を奉ずる者なり、第三は支那教と幻術を合したる佛教の類とす、其行ふ所は第二と同じ、耶蘇士嘗て此國人を教導せんと欲す、然ども國王貴族之を嫌て事行はれずと、此國往古は支那に臣服せり、然ども五百年來自主の王ありて、唯三歳毎に使を遣て、方物を北京に貢する而已、國王を至尊の位とす、然ども政卿と襄偪國の世家、預め事を議するに非れば、王獨之を行はず、月生月滿には、群臣王に朝賀す、揚赤色を朝服とす、濶國を六道に分つ、萬番偪と物斯國の一分を之に加ふ、國中城壘府廓を設くる寡し、大邑九千と小邑倍數に區別す、歩十四萬、騎八千より一萬に至るを、常の武備とす、又象三百頭、大小船二百二十艘を備ふ、其人武を習と雖も勇少し、都を瑟哥又蜀哥又蜀貨と名く、周り十八里、口數百萬あり、往時は諳厄利亞及阿蘭陀人の商館ありしと、

○老撾、（ラヲス）

○方域　默工河に沿、山を園み、長二百二十里、廣九十四里、往昔支那に屬すと雖も、今自立の王あり、地誌家又叔甘求と名く、穀種多く、酢荅、微盧觚を出し、林に犀あり、錫を產し、良品と稱せらる、土人衣服暹羅人に同じ、一日食四次、耕漁を業とす、他藝術を習はず、國主は衆人の選み推す所とす、都城を蘭襄（又ランカング、或はランギヨンレング數稱アリ）と名く、默工河に在、北緯十九度とす、三方に河水を帶、一方に高塘深塹を設け、王宮の構築尤も高豁宏壯、土人蕃富なり、

輿地誌略卷之七終

輿地誌略巻之八

亞細亞諸島

此諸島は、亞細亞の南濱及東濱に在、此に其南隅より始、次を逐て之を舉、

○馬兒地歇私諸島

此諸島は、印度海中古木領峯の南西に在、赤道下に當て南北を爲す、長さ南極出地二度より、北極出地八度に亘る、其數は未だ審にせず、或は一千ありと云、或は數千ありとす、然ども其諸島中、或は唯礁石沙洲にして、民居なきもあり、地誌家此を其數中に算入せざるなり、此諸島は千五百零七年、永正四年、波爾杜瓦爾人初て發見する處なり、其最大とするを馬兒と名く、麻棘拔兒語に、島を地歇と云、故に馬兒地歇とす、此の最大とするも、僅に周り二里ある而已、諸島を分て十三區とし、各洲礁を環らし、海峽を以て區別す、其間沙洲礁石多く、大舶を入べからず、其海峽も淺く渡り易く、彼此の島人互に往來交親す、海峽の最廣なる四十六里許、其潮半歳は東流し、又半歳は西流す、諸島亦赤道下に在が故に、晝夜等分なり、然ども氣候良ならず、土人疾病多し、又諸島中の甘水ある處を擇て、之に住止する而已、此に所産の品物多からざるを以て、歐邏巴人も之に居ず、且其舶を寄すること稀なり、但珊瑚、玳瑁、龍誕香を出し、格利私一名モーンダント、と名く小貝を產する尤多く、此近隣の國此を用て幣とするあり、其他は粱粟、枸櫞、柘榴、蜜果、椰樹を產とす、椰子は大にして佳品とす、其樹喬く直生し、分枝なく塊節多く、梢に長葉あり、實を生ずる十顆若は十二顆、大梨子の如し、土人此樹に因て、利を得ること許多なり、其初熟する時、液其内に滿、以て飲料とす、果熟して一核を生ず、味亦全果と同じ、核より乳を搾り、物を養に用ゆ、油も最も功用多し、樹液を收刺と名く、亦飲べし、此液を以て酒、酢、火酒を製す、樹内皮を以て箱桶に作る、外皮を縄索とす、其皮又船筎に用ゆ、樹幹は家船の材とすべし、葉は帆を織べし、又屋を葺べし、樹皮の內膜は糸に綯ふ、節核は紙に造るべし、概して之を言に、土人此樹を以て、生産の諸事に給するに足れりとす、其人油色にして裸體、其酋と兵卒の外は皆髮を剪、醫術星工を通曉する者あり、其他は蠻人

の類とす、馬兒島に一王あり、諸島を統領す、是十三區の總主なり、其位を世傳す、租稅は土產の五分一を取、此海上にて他邦の舶破るときは、島人出て之を盜奪し、島主の利とす、故に歐邏巴の諸舶、馬兒地歛產の按針者を用ひず、其島主の爲に利を圖て、不善あるを恐てなり、土人皆馬哈默敎を奉ず、其法亞辣比亞に出と云、馬兒地歛の北に剌冦地歛諸島あり、其數十八、共に馬兒地歛の諸島より大なり、

○齊狠 又作則意蘭、錫蘭

此島は有名の豐厚殷富の地とし、印度人此を德那利槃と名く、其地の全盛を賛する詞なり、安日河西の地海に斗出せる處に斜對す、往昔は此と瑪丟剌の濱と、亞蕩鞄略瓠を地峽とし、相附接すと云、今此海峽二十餘里あり、瑪那兒海峽と名く、瑪那兒此中にある小島にして、珍珠蜑人の居處なり、又止剌阿海峽と名く、齊狠海濱の城名を用ゆ、島形倒珠の如く、最長は百二十二里、最廣は六十七里あり、殆んど諳厄利亞一國の大さす、此島の氣候良善なる、印度諸邦に冠し、土壤膏腴なるを以て、世說に、上古亞蕩の居處、發剌題斯なりとし、亞蕩の古事を此に附會す、四時樹木緑青、米穀富饒にして、米を以て馬に飼に至る、胡椒、益智等、芳香諸藥多く、桂最夥しく、芳香海上數里外に達し、此に由て齊狠の近きを知と、又葡萄、蜜果、柘榴、枸櫞、橙、砂糕、煙草、蜜を產し、諸玉石、猫眼、金剛鑽、金銀坑あり、但金銀は甘德亞王の制あり、他邦の商賈に賣與るを禁ず、禽獸家畜亦多く、象の美麗強力にして馴易きを產す、土人を歆尨列生と名く、又麻辣拔爾人多し、海濱の街市には、模楞人、波爾杜尨爾人、阿蘭陀人多く之に居、本土人は敏捷にして、操作に勤むと雖も、顏貌黑醜、習俗賤陋なり、子の爲に妻を娶れば、婚する夜は其先媳婦と寢に入、謂く樹の花實を生ずるは、其下す所の種子に原くと、庶人は皆裸體なり、但貴人は綿布を以て全體を纏束す、碧可は亞細亞中の最高山とす、高さ拂郞察里七里（拂郞察一里は、本邦の三十一町二合八勺餘、）あり、馬哈默敎徒の說に、太古の亞蕩は此山に降生し、亦此に葬る、故に亞蕩山と名くと、山頂に鹹水の湖あり、厄襪の淚に生ずと、又海峽の砂洲を、土人名けて亞蕩橋とす、昔は此山に協乙鄧敎の僧侶多く、居、黃金の大佛像あり、亞邊單獨と稱す、波爾杜尨爾人此に來るに及て、其像を碎き、七十萬就加東（一就加東は銀六十錢に値る、）

の金を得て攜へ歸り、別に贋像を造て此に置と、或說に、齊狠は往古の答布祿抜那にして、撒剌滿の阿必爾と謂是なりと、千五百零五年、（永正二年）波爾杜瓦爾人初て此に到り、土人に謀て一牛皮を席べき地を買、而して其地に格弄坡城を起し、總兵司を置、其近傍の地を併せ奪て事とす、此に由て甘德亞王と鬪爭連年止ず、當時阿蘭陀人も、印度海濱諸島を服從せしむる多く、其勢頗る盛なり、是を以て千六百十二年、（慶長十七年）甘德亞王阿蘭陀人に助を請て、波爾杜瓦爾人を逐斥せんと欲す、然ども此時阿蘭陀人は、伊斯把備亞國と和睦の盟あり、波爾杜瓦爾は彼に屬するを以て、遽に背て波爾杜瓦爾人を攻難く、躊躇して二十年所を過、千六百三十二年（寛永九年）に至り、甘德亞王復阿蘭陀人と盟約し、千六百三十八年、（寛永十五年）遂に阿蘭陀の軍艦五翼を齊狠に送り、甘德亞人と與に波爾杜瓦爾人を逐斥し、二十年間に盡く其據所の城邑を平ぐ、阿蘭陀人之を功とし、波爾杜瓦爾人の諸城堡を取て、己に有するのみならず、更に甘德亞王をして、此軍費に報ずる爲として、約して齊狠の桂林を、盡く阿蘭陀人に屬し、土人を禁じ、之を採て他邦の人に賣ことを勿らしむ、爾後甘德亞人、數桂林に入盜奪を爲に因て、阿蘭陀人亦甘德亞王と和せず、桂林に入の要隘に戍兵を置て、以て甘德亞人を防禦す、然ども阿蘭陀人、此が爲に費用する所大なるを以て、復甘德亞に賂ひ、相和するを計る、爾後又甘德亞王と爭鬪起り久しく止ず、千七百六十五年（明和二年）に、阿蘭陀人終に甘德亞城に克、是に於て甘德亞王復和を請、押漢那巴丹の東西濱、陸に入二時行程の地を以て、全く阿蘭陀人の所有と爲しむ、如し此阿蘭陀人勢愈盛にして、此島の要會とする所、海濱を總領し、全く甘德亞王に關せず、別に一國治をなす、此島の第一貨とする者は、桂皮にして、每歲四五十萬斤を採て、阿蘭陀に輸す、又錫、米、胡椒、卷智、哥喜等を取、象を捕へ此を印度諸國に賣、大抵一頭五六七百倔爾甸（一倔爾甸銀四錢）に値る、今此島を三部に分つ、一曰阿蘭陀所轄の地、二曰甘德亞國、三曰黃備國、阿蘭陀所轄の地は海濱に在、葛涅舅兒蘭土（桂園の義）と稱す、西濱に格弄坡城あり、北緯七度の地に在、阿蘭陀の上司之に居、學館を建、幼童に言語及法敎を習はし、又剳瓦列語（即齊狠土人語）及麻辣抜爾語の書を飜刻し、土人を敎導す、涅完坡、止剌阿、哥答、共に其堡砦なり、南濱に葛里都

勒、瓦勒、瑪手辣、葛都那の四城堡あり、東濱に拔的葛老城と窒領葛抹列城あり、北濱に押漢那巴丹城、大にして防備盛なり、亦幼童を敎る學館あり、土人は麻辣拔爾人にして、劉瓦列生の嫌ふ所たり、阿蘭陀人此より穀邏滿垤兒海濱に貿遷をなす、此邊に岬あり、孛度剌と名く、此北西濱に小島多く、皆阿蘭陀人に屬す、

卅德亞は、齊狠の內地にして、都城其中央に在、此には本土の劉瓦列生人住居す、王城舊宏壯なりとす、然ども波爾杜瓦爾人之を燒、大に其名を損ず、地方に銅鐵、玉石を出す、

黃備は、押漢那巴丹海峽の北に在、周り二十八里あり、麻辣拔爾人之に住し、阿蘭陀人に隸屬す、其東陸に白達斯と名く一種野人あり、不羈の徒にして、大林中に居、獸皮を衣とす、絕て他邦の人と交るなし、

○宋達諸島

瓜哇と蘇門答剌の間を、宋達海峽と名く、是北海に松度海峽あるに比して、東海の宋達とす、此海門は歐羅巴人の日本、支那に航する、此に由ざれば滿剌加海峽に由の外なし、此に許多の小島ありと雖も、未だ之を審にせず、唯其最とする蘇門答剌、瓜哇、勃耳匿阿の三を擧記す、此諸島皆氣候良ならずと雖も、諸貴重の產物多く、歐羅巴人の好て貿遷する所とす、

○蘇門答剌

此島は、滿剌加（一作麻六甲、）と一狹海を阻つ、滿剌加海峽と名く、島の長二百八十里、廣七十五里より百十餘里に至る、諳厄利亞と思可齊亞を合す周りあるべし、土廣く豐富なる、東海中有名の一島とす、赤道下に居と雖も、暑熱堪難しとせず、常に涼風あり、第六月より第十月に至り雨多し、然ども濕霧の氣多く、特に其西濱の地は、氣候惡しく、病易しとす、又雷電烈風地震數あり、是故に石に乏しからずと雖も、家屋唯木を以て造るなり、米、粟、砂糖、桂、薑、蓽茇、枸櫞、橙、阿波勒、龍腦、安息香、及好絹帛を產し、鉛、鐵、金銀坑、及河に砂金を出し、象、犀、虎、鱷あり、土人二種、一は本土の產には、亞辣比亞、百兒西亞等に出る模楞人なり、總て色黑形醜、其性怠惰放傲狠戾、和親し難し、是故に千六百五十九年（萬治二年、）に阿蘭陀人、千七百十九年（享保四年、）に諳厄利亞人、共に此土人に殘害せらるゝことあり、其人兇暴なる、敵を殺し、其人肉を鹽或は胡椒を擦

して之を喫ふあり、言語は瑪利斯語を通用す、島中諸國城に各酋帥ありと雖も、北方亞齊國最も強く、諸部多くは之に服從し、蘇門答剌の大王とする勢あり、諳厄利亞人久しく此島に居ことを欲し、耶魯撒白多女王の世、甲比丹蘭葛私的兒を使とし、亞齊に遣て交易せんことを諭し、乃ち約を定めて貿遷し、其西濱に埔頭數處を設く、千六百六十六年寬文六年、より千六百八十八年元祿元年、に至り、阿蘭陀人悉爾剌抜兒より、抜祿斯に至る海濱處々に、堡壘を築て之に據、其土人と盟約し、他邦の人と貿易せざらしむ、此に取處は胡椒を最とす、麻布綿布に之を貿與ふ、亞齊又亞京は、此島の北隅平原に在、此國王の都とす、王及國人皆馬哈默敎を行ふ、此に屬する地遠く南方に至り、又北西濱の諸島角列轄等、皆之を統轄す、此城は川澤深林を外圍要害とし、泥沼中に壘を築く、家屋は十尺許り椿上に構し、毎歲の大水に備ふ、屋を葺に椰葉を以てす、王宮は塘を環らし砲を列す、街市には商賈輻湊し、特に其祭日に大互市あり、支那の商賈最も多く聚る、千六百十六年元和二年、亞齊王兵六萬、巨艦一百、小船六十を以て、波爾杜瓦爾人の巴齊城を攻て之を逐斥すと、諳厄利亞人此に大貿易を爲す、

諳厄利亞剌の據所、此島の西濱に悉爾剌抜兒は、南緯三度三十分の地なり、此に小劔吉律都と名く者を造る、印度中に名あり、瑪爾列勃羅觚は、千七百二十年享保五年、に築く小城なり、榜哥楞に玉爾窟城あり、然ども千七百十九年、享保四年、諳厄利亞人其土人と爭あり、土人騷起し、盡く諳厄利亞人を燒殺し、僅に舶を以て、遁て跋太泭亞に歸すと、此他乙波普、葛多翁、番答爾、木古莫護、皆諳厄利亞人の據所とす、

阿蘭陀人の據所も西濱にして、多く北に在、印達波兒は、南緯二度の地に在、悉而律太は前處に近く、嘗て此に金礦を掘る、普祿心格は周り半時行の小島にして、近く悉而律太に對す、小堡及庫舍を置、又抜丹、布里亞滿、得哥等、皆阿蘭陀人の埔頭なり、

東濱に孛弟爾、巴齊、垤里の三處、舊各酋あり、今皆亞齊に屬す、

巴鄰番は、一酋の都城にして、大にして整完なり、千六百五十九年、萬治二年、此土人阿蘭陀の舶を侵し、多く其人を賊殺す、此に由て阿蘭陀人此城を攻む、而後其主和を請ふ、阿蘭陀人と盟約し、此に産する胡椒及諸物

を、唯阿蘭陀人に交易せしむ、

○番加島

巴鄰番に近く、一狹海を阻つ、島なし、抜太脟亞より麻六甲、琵牛、暹邏に往舶の必ず由所たり、

○尼葛抜爾島

此諸島は、蘇門答剌に近く、北緯六度より十度に至る處に在、土人月と魔神を崇仰す、言語は瑪利斯語なり、他邦の人に交り貿易する法を知らず、唯其海上商舶の過るを見て、小船に豕肉、諸鳥、椰子等を載來り、鐵、煙草、綿布に替、歐邏巴人其地の利とすべきなきを以て之を訪ず、其人善水に游す、千七百五十六年、寶暦六年、弟那瑪爾加の教導士、此土人を教化せんと欲し、一教院を置、

○唵達滿諸島

此諸島は、北緯十度より十三度に至る處に在、土人性兇惡にして、世に此を人を喫ふ徒と謂、此島邊に破船し、此に逃れ到る者、古今一人の歸り得を見ずと云、

○瓜哇

此島は、長二百三十四里、廣五十六里、南緯六度より九度の間に在、土壤尤も豐腴にして、全世界所產の品物、此に備具せざるなし、是故に此を世界の約說に喩ふ、氣候中和にして、蘇門答剌、渤耳匿阿の如き惡氣なし、胡椒、安息香、其他芳香藥多く、山に金石類乏しからず、近百年前、哥喜樹を亞辣比亞より移植て、今は毎歲數千包を歐邏巴に運輸す、其品木加の產に比し良とす、米は土人の常食とし、椰子、枸櫞、香橙、南瓜、甜瓜、鳳梨、白得兒滿瓦私等は、自生多く、又抜多脟亞地方には、阿蘭陀より種を移し、黎豆、黃豆、萵苣、葱、蒜、芹、菜、扐爾私等を生ず、甘蔗は原野に自生し、長一丈餘尺あり、伽羅も良性の產あり、格字榜一種穀名、は唯此に生ず、硫黃山あり、齊西里亞の亞多那山の如く、時に自ら焚石を迸飛し、巴那邏岸地名、に對る、金銀及鹽坑あり、此地の犀最猛にして、大樹を倒轉する、扐傑兒球を弄する如し、又非常の大蛇あり、蟻大且夥しく、土人の衣食を損するを患ふ、長さ或は一指あり、多く菜果樹皮を嚙破る、土人は支那に原づく者と見、體強健色茶褐、顏面平濶、眼目小細なり、其性行は覬偷苟且、傲慢信なく、狼戾親愛少し、馬哈默、協乙斯の二教を行ふ、歐邏巴人の此に來るは、波爾杜瓦爾人を始とす、彼板淡の王と交結し、此にて互市を爲す、千五百

九十六年、（慶長元年）阿蘭陀人船を板淡の濱に泊し、土人と交易せんと欲す、然ども波爾杜瓦爾人之を拒み、板淡王に讒して之を退けしむ、是に於て千五百九十八年、（慶長三年）阿蘭陀の船將格爾湼利私、船八隻を率て、板淡に來て波爾杜瓦爾人を逐て、此にて交易をなす、然るに諳厄利亞人、固此島の貿易を統領せんと欲し、亦板淡王に勸め、阿蘭陀人を拒ましむ、阿蘭陀人此に由て、別て閣瓦答剌王に請て、互市場を其地に置、而後閣瓦答剌人も、亦數阿蘭陀人を侵掠して相和せず、是に於て阿蘭陀人、其地に一堡を築き、納撒湖城と命じ、交易地を防護す、諳厄利亞人之を妨んと欲し、板淡及閣瓦答剌の王と相與に、兵を舉て納撒湖城を攻む、此時阿蘭陀の總督楊旎的爾、軍艦數艘を以て、之を迎擊て彼兵を破り、閣瓦答剌王の信なきを惡み、勝に乘じて閣瓦答剌城を攻て之を焚滅し、其處に一新城を起し、拔太胖亞と名く、而後阿蘭陀人勢盛にして、瓜哇の北濱を統宰し、嚴然として一國を爲す、拔太胖亞は、此島の北濱、閣瓦答剌河に在、板淡の東十六時行程とす、舊閣瓦答剌城あり、千六百十九年、（元和五年）阿蘭陀人之を滅し、其墟に新城を築き、拔太胖亞と名く、壯宏繁華の府城なり、周圍大ならずと雖も、華麗は亞細亞の諸國に冠し、街衢廣直、直道の兩側に樹を列植し、常に綠蔭炎暑を凊し、河水を府中に引て溝とし、船を通ず、家產の構築は、居人の諸俗に從ひ一般ならず、阿蘭陀人は本國の風に從ひ造り、壯麗を極む、戶數凡二千四百餘、口數凡十萬、阿蘭陀人の外模欏、麻辣拔爾、麻六甲、安貝那等の人、又支那人最多し、皆抽稅を出し、此に居て交易す、外に石塘を環らし、二十二墩樓を列し、海濱にも四墩臺あり、砲を備へ戍を置、府外に五堡あり、亦防禦とす、澳前に翁略斯篤島あり、此が爲に風濤を遮り、澳內の舶安穩なり、翁略斯篤は喧囂の儀、此島にて船工常に船舶を修補し、船茹を打て喧囂休ざるが故に名く、此島拔太胖亞濱を去凡二里、此にも砲臺を置、此澳朝には海風吹て舶を入、夕には陸風吹て舶を出すに宜し、翁略斯篤島の外に、澳前に許多の小島あり、皆澳の爲に屏たり、此城は阿蘭陀人の、印度地方商侶屯聚の統會要地とし、其統管之に居、一國王の如く、刑政に府を建て、諸事を主宰す、學院四區、其二院は阿蘭陀語を以て教へ、一院は波爾杜瓦爾語、又一院は瑪利斯語を用ゆ、武庫、糧庫、幼院、病院

あり、病院は大にして、千五百人を置べし、千七百四十年、（天文五年）冬、此地支那人中に騒闘を發す、城兵速に之に馳て、多く其人を殺して其亂を鎮む、當時支那に叛賊あり、此に遁れ來り、唱師をなすと、城外周圍に街里許多、亦諸邦の人屯聚し、人烟稠密あり、城中の貴家、彼此に園囿別莊を置、或は鋸車、紙車、火藥車等數區あり、拔太胇亞の外、瓜哇北濱に沿ひ、阿蘭陀に屬する所許多あり、其著しきは葛辣方は金坑あり、答瓦爾及撒馬蘭に大商館あり、其他闍頡那、蘭番偪、多番吉達若、偪列西亞、巴那老罕等數名、又東邊に巴郎番、巴郎、勃安あり、

板淡は、拔太胇亞を去二十二里所に在、海濱の大府にして、瓜哇の一王之に居、王城は府の中央に在て、頗る整完す、他の家屋多くは竹にて構し、卑陋なり、此王嘗て近隣諸國を服從し勢あり、然ども千六百八十年、（延寶八年）其王父子の爭亂あり、遂に其勢を失ふ、初め板淡王既に其子に位を讓て後、復其子の王位を奪んと欲し、國人を聚め、諳厄利亞人の援を得て、共に其城を圍む、當時嗣王は阿蘭陀人に救を求め、阿蘭陀の兵之に赴き、其圍を解、嗣王をして其位を固ふせしむ、是に於て阿蘭陀人王に勸め、諳厄利亞及弟那瑪爾加人を逐しめ、且阿蘭陀に報ずる歳首額數を定め、猶阿蘭陀の屬國の如くし、其城下に阿蘭陀人の戍營を設く、陽に王城を守護する者とし、實は此に由て彼を制す、此國人は皆協乙鄧教を行ふ、但國王貴族は馬哈默教を奉ず、

瑪的郎は、瓜哇の南濱に在、亦一王の城なり、此王昔は最も威勢あり、瓜哇の帝と稱せり、然ども千六百十九年、（元和五年）瑪的郎王兵を率て拔太胇亞城を侵し、阿蘭陀人に破られ、多く其兵を喪ひ敗走す、爾後阿蘭陀人に服從し職貢を效す、嘗て此王に女兵一萬ありて、以て親衛とす、今僅に四百を存すと、是其部下の女子を選て之を用ゆ、其兵長鉾と輕銃を執て軍に從ふ、此王今は葛爾答須剌（瑪的郎の北、瓜哇の中央の地）に遷り居、

葛剌爸は、亦一王城なり、拔太胇亞の東に在、國王阿蘭陀人と交好相和す、

瓜哇に近く瑪獨剌及拔禮島あり、共に小なり、瓜哇の西濱に對し、布林生島あり、阿蘭陀は船拔太胇亞に往來し、此に風を俟及薪水を取處とす、又瓜哇の隣に、巴的兒、諾斯的爾等諸島あり、

○渤耳匿阿

此島は印度海の最大にして、南北二百五十三里、東西に百二十五里あり、形楕圓をなし、赤道下に當る、榜牙爾馬神河北南に經流す、彼此泥沼多く、氣候平和ならず、最好龍腦を産す、天下の貴品とす、又桂、薑、胡椒、酢苔、微盧、孤乳、香糖、蜜蠟、棉絮、錫、鐵、黄金、玻璃、水銀、金剛鑽の好品、一は山に出、一は肅葛太那河に出、獸は猪、鹿、山羊、熊、象あり、其人の海濱善地に住する者、馬哈默教なり、又内地に居者は、多く協乙鄧教なり、總て土人歐邏巴人と交る寡く、其風俗を詳にせず、其中に魁とする渤耳匿阿國人も、粗暴にして和親せず、信實の行なれども、島内諸酋長あり、其著しきを渤耳匿阿國とす、北部に在、全島に此名を稱す、其他榜牙爾馬神、肅葛太那、參拔斯國等、皆渤耳匿阿王に隷屬す、往昔諳厄利亞、阿蘭陀等の人數、此海濱に來り、埔頭を置と雖も、毎に土人に盜奪せられ、逐斥殺害に逢、爾後歐邏巴人も舶を此に寄ず、土人土産を賣に、此を拔太斯亞に送り貿易する而已、渤耳匿阿は北部海邊に在、最大の府城にして、橋上に構す、勿揭祭亞城の如く、小舟を以て彼此に往來す、家屋は木と粘土を以て造る、凡二萬三千戸、郭塘は石を疊築く、

參拔斯華爾默跕、肅葛太那は、共に島の西濱に在、各酋あり、之に居、

番鴉爾は、島の南西隅の一國なり、嘗て諳厄利亞人堡を置、土人來て之を破壞す、

榜牙爾馬神は、南濱に在、此名の河側の一國なり、

碕東偈は、内地の府城なり、

抹答玻列は、東濱の一國なり、

○食力百私

一に麻葛沙爾と名く、南北二百二十五里、東西百十二里、此地暑熱甚しと雖も、氣候惡からず、粳米、椰子、蜜果、白檀、棉絮、諸芳香藥、黄金、象牙を産す、椰子酒最好あり、土人馬哈默を行ふ、往昔は此を人を喫ふ徒とし、馬路古諸島より罪人を流徙すと、然ども歐邏巴人此に來しより、漸く其俗を化し道理を知しむ、其體大強壯、兵卒と爲に宜し、東方諸國之を軍卒に用る多し、古六國に分つ、然ども今は唯食力百私、麻葛沙爾の二名存す、食力百私は北、麻葛沙爾は南にあり、其都城の名なり、此に滿達兒、梵跪斯、喘羅牙の小國を從

屬す、麻葛沙爾王は、諸屬國を統轄する世傳の王とす、此王前に、阿蘭陀、印度地方の總管と、久しく兵を構す、然ども千六百六十九年寛文九年、和睦し、海濱の數處を阿蘭陀人に與へ、且阿蘭陀人とのみ交易するを約す、此より前は波爾杜瓦爾人專ら交易を爲すと雖も、此時より阿蘭陀人之を逐斥し、之に代るなり、

麻葛沙爾は、南西濱に在府城なり、千六百十九年、阿蘭陀の格爾湼爾私孛兒滿此城に克、此に一堡を築き、其本國の名を以て、之に命じて祿的兒單城とし、土人を威す、今阿蘭陀の一司之に居、戍兵七八百を置、

歐亞は、麻葛沙爾王の居處にして、彼より東の海灣に在、麻葛沙爾の歐亞と混ずべからず、

食力百私の南に在る諸小島の著しきは、

祿東は食力百私の南東に在、千七百五十三年、寶暦三年、阿蘭陀商舶初て之に到る、

地木爾は、食力百私の南に在、中等の大なる島にして、白檀多く產し、阿蘭陀人之を取て支那に貿遷す、又黃金、胡椒、蠟、桂、諸穀、諸果を出す、阿蘭陀人此南西濱に小堡を置、五六十の戍兵を備へ、土人の姦猾を防ぐ處とす、

孛祿勒斯或は嫣垤と名く、前島の北西に在、多く芳香花を產す、故に波爾杜瓦爾人此名を命ず、孛祿勒は花を云、索羅爾は、前島に隣し、白檀、酢苔を產し、少しく黃金、珍珠を出す、此酋は阿蘭陀人に服從す、

○馬路古諸島

此諸島は食力百私の後、非利皮那諸島の南に在、赤道下に當り、氣候炎熱善からず、然ども芳香諸藥、丁香肉、豆蔻の如き、每歲巨萬を歐邏巴に運輸す、故に香料諸島の稱あり、昔は諸島を統轄する王、的兒那的に居、諸島より職貢を奉せりと、歐羅巴人の之に到るは、千五百十五年、永正十二年、波爾杜瓦爾人を始とす、當時伊斯把儞王及波爾杜瓦爾の人各航海し、諸國島を新に得と競ひ、二國互に爭を起す、是を以て寶斯亞歷山德兒第六世主羅瑪敎王の名、二國を和し、波爾杜瓦爾は東、伊斯把儞亞は西に分て航海すべしとして、二國の王に誓をなさしめ約を定む、爾後波爾杜瓦爾人東方に航し、千五百十五年始て馬路古諸島に到り、土人を逐て之に據、諸芳香品を貿て大利を得、伊斯把儞王、波爾杜瓦爾人の利を專にするを妬み、此諸島を分ち取んと欲す、然ども亦寶斯の約に背き難し、乃ち計るに地

球元渾圓とす、西海より發するも終に東海に廻り、此諸島に達すべしと、是に於て千五百十九年、永正十六年、大舶五舶を艤し、名士瑪竭剌湼斯を總帥とし西海に發し、初て瑪竭剌湼斯海峽一名墨瓦蠟尼加海峽、を通じ、太平海を渡り、終に非利皮那諸島に到る、瑪竭剌湼斯は、未だ馬路古島に至らず死すと雖も、副將瑟拔私窒安其舶を以て、遂に馬路古に到り、諸香料を得て其國に歸ること、次て千五百二十五年、大永五年、伊斯把儞亞王又舶六艘を以て、前の海路に從ひ馬路古に送り、的兒那、的地鐸勒二島を服從せしむ、然ども伊斯把儞亞王此二島の稅を質とし、波爾杜瓦爾王に金三萬五千就加東一就加東は銀六十貫に值す、を借、而後之を償はず、二島の稅を自ら斂む、此に由て二國の人、此島に闘爭互に休ず、千五百八十年天正八年、に至り、波爾杜瓦爾王卒し嗣絶つ、伊斯把儞亞王其國治を攝署す、此より伊斯把儞亞人、此諸島を非利皮那諸島に併せ有んとす、然ども千六百年、慶長五年、阿蘭陀人來て二國の人を逐て、諸島を服從し、今に至て之を有てり、阿蘭陀人之を取の初は、千五百九十九年、慶長四年、舶長尾蒲郞度、舶四艘を以て此に到り、土人と交結す、然ども交易の事は、波爾杜瓦加爾人に妨らる、故に翌年舶將鴉谷貌抗湼吉、軍艦二艘を以て此に來り、土人の波爾杜瓦爾を惡む者を誘て佐とし、波爾杜瓦爾人と戰ひ勝て、終に數年の內に盡く諸島を服從せしむ、此に風鳥を產す、東方の人最も之を貴重す、他國の人皆謂く、此鳥脚なしと、然ども實に脚なきに非ず、土人之を捕て其脚を截去て、他邦に販ぐなり、是故に古より、眞に脚なき鳥と思へり、曰馬路古と呼五島あり、皆甚た大ならず、赤道の差北に在て相叢る、又其東及南に許多あり、此に屬す、

的兒那的は、周り五時行程あり、海上遠くを望むに、一山の如し、此に諸島を統領する王あり、瑪陳阿に居、初め伊斯把儞亞及波爾杜瓦爾人に從ひ、後阿蘭陀人に從ふ、阿蘭陀人の築く城あり、總管之に居て此島及近隣諸島を主宰す、島の中央に火山あり、時に燃甚しく、劇しき地震を起す、阿蘭陀人嘗て的兒那的王と計り、此島及近小島に生する丁香樹を拔、唯安貝那一島に移し植、然ども安貝那より每歲丁香の稅一萬八千儸吉太爾德兒を收むと、

地鐸勒は、一㕣あり、阿蘭陀人に服屬す、土壤肥沃、氣

候も的兒那的より善、亦火山あり、
瑪悉盎は、舊丁香を出す、然ども前説の如く之を拔去、此島も之を望ば一山の如く、高頂に常に烟焰を出す、阿蘭陀人の堡あり、
木知爾は、最小なり、阿蘭陀人堡を築て之に據、
拔西安は、最大周り七時行程、一舍あり、但土人寡し、阿蘭陀人此に二堡を置、以上、本名馬路古島、
及祿々は、赤道中に當る、南北二十一里餘、東西少し數を減ず、氣候甚だ悪し、然ども米多く產す、大龜を捕、一舍あり、之を主り、伊斯把儞亞及阿蘭陀人に服從す、千七百五十年、寛延三年、其二子をして耶蘇敎に入、設覽は、赤道の南に在、頗る大、新爲匿亞と一海峽を隔つ、多く大小麥を生ず、此類島になき所とす、此は的兒那的王に屬し、阿蘭陀人に屬す、
安貝那、一名安梵は、阿蘭陀人に屬す、海濱に堅壘を築き大砲を列し、戍兵六百を以て守り、内に一城あり、舊波爾杜瓦爾人の據所とす、千六百零五年、慶長十年、阿蘭陀人彼を逐て之を取、千六百二十年、元和六年、伊斯把儞亞人之を奪ひ、千六百五十六年、明暦二年、阿蘭陀人復之を取、此島は拔太胖亞に近く、阿蘭陀商船の要會とす、丁香を產する饒多にして、之を取て歐邏巴全洲の用に供するに足る、阿蘭陀人其利を占るが爲に、諸島の丁香樹を拔て、此を近隣の小島に移し、他島に生ぜざらしむ、是其甚だ多く生じて價を減じ、又處々に散在すれば、盜奪の患ある故に、如レ此一處に聚め、他邦の人丁香を買者、必阿蘭陀に由ざれば、之を得ざらしむ、是故に阿蘭陀人も嚴禁ありて、私に賣買するを得ず、其土人より之を買收む定價あり、もし之れを產する過多なれば、反て之を焚棄して、其價を減ざらしむと、島上口數凡六萬、阿蘭陀の總管之に居、此も數地震あり、
番達は、安貝那の南東三里餘に在、周り三時行程、肉豆蔻、微爐郍を產す、此島の周に諸島多く、番達諸島と呼、娟刺、龍卜爾、補列外等數名あり、阿蘭陀人總て之を有し、其本國の人此に居者をして、肉豆蔻を生植せしめて之を取、此諸島も地震多く、千七百六十五年、明和二年、娟刺の火山大に焚、數月休ず、硫黄、焦石を迸飛し、肉蔻豆樹を損すと、

○非利皮那諸島

非利皮那は、此諸島を總稱し、此を舊新二部に分ち、

或は八部に區別す、總て千二百島、其内四五十は皆中等の幅員とす、諸島の在處、海程南北凡三百七十里に過、北は支那に向、西は安日河東印度地方に對し、南は宋達皮馬路古諸島に隣す、氣候炎熱、歳中四五月常に霖雨す、大麥、粳米多く金銀を産し、彼此に珍珠を出す、鳥、魚、鱷、龜鼈の大なるあり、土人面色黑く亞弗加人の如し、舊海濱に住すと雖も、今は他邦の人之に據て彼を逐ひ、內地に移す、但客瓦連口彬容獨斯の産は、色白く清潔にして、能く他邦の人に交る、然ども此輩も、伊斯把儞亞人に嘗て遂付せらるゝを以て、之を惡む疫癘の如し、土人協乙鄧敎あり、馬默敎あり、或は羅馬敎あり、或云、印度人の耶蘇敎に入、此諸島の人の如く易きはあらず、多くは伊斯把儞亞の敎導士に因て導かると、男女共に能水に游ぐ、千千五百二十年、永正十七年、伊斯把儞亞の舶將瑪竭剌涅斯、初て此に到り、土人と戰死すと雖も、副將遂に之に勝て、多く土人を殲す、然ども此時未だ之に據ず、千五百六十年永祿三年、に至り、非利皮斯第二世王、剌瓦私百私を總督とし、舶を率て來て、呂宋及他諸島を服從せしめ、始て此に屯戍を設け之に據る、此時より非利皮那の名を命ず、前は呂宋諸島と呼しなり、伊斯把儞亞人、此諸島より歳租凡四十萬發答工伊斯把儞亞貨名、凡銀十錢に値、收め、其官司戍兵の需用に之を供し、猶不足にして、毎歳新伊斯把儞亞北亞墨利加部、より、二十萬を取て之を補ふと、當時は大南洋を渡り、孛露と瑪泥爾剌の貿遷を爲す、唯此より支那貨物を載て、此を亞括歩兒哥墨是哥、に運輸せし也、而後千七百三十二年享保十七年、より孛露と瑪泥爾剌の商侶建、伊斯把儞亞より此に總管一員、副司四員、監官一員、郡守二十三員、敎官四員を置て之を治む、初め伊斯把儞亞人の亞細亞に到る、西方より航海するを以て、其用る所の暦日、他印度諸地歐邏巴人の通用する所に異にして、一日を前に取、譬ば他の日曜日を、非利皮那島には土曜日とす、是前の賓斯の約を證し、波爾杜瓦爾人に示すが爲に如レ此せしなり、

○呂宋

波爾杜瓦爾人は、瑪泥爾剌と呼ぶ、其都城の名なり、此は諸島中最大好國とす、伊斯把儞亞人、此を新加西蠟と稱す、此に熊、虎、麝、靈猫、鱷、鷺、鸚鵡等類多し、此に由て地廣しと雖も、人寡きを察す、且土人多くは不羈にして、十中僅に一人の伊斯把儞亞に服從する

を見、又山中に伊刺雅斯と名く一種族、亦不羈の人とす、伊斯把備亞人此を十二部に分ち、守令を置、瑪泥爾刺は都城にして、海灣に臨み河を帶、大船を容べし、城營堅固、家屋整完、外塘を設け、街市廣濶なり、把理亞涅と名く處は、支那商賈のみ之に居、互市尤も盛なり、此より毎歲亞括歩兒哥に輸する貨物、六百萬儸吉太爾德兒（一儸吉太爾銀十銀に値、）に値、伊斯把備亞人凡三千、總管及敎官之に居、城外數里に大旅館あり、千七百六十二年、（寶暦十二年、）諳厄利亞人此城及諸島を併て之を奪ふ、然とも次年に和睦し、伊斯把備亞人に復す、

泯太臘、一大島にして、方百四十里ありと、人烟稠密、互市繁盛なり、土人獵を好み、兵卒とするに宜し、一王あり、此海濱に據の伊斯把備亞人、頗る之を推貴ふ、別多安と名く、河に金砂を出す、泯太臘、一名答婆窟を其王城とす、諸島を青鎭呂と云、亦一會あり、馬哈默教を此諸島に初て施したる僧の塋あり、諸島の人禮拜るす者多く來る、

勃稲爾、泯太臘の北に在、金坑あり、椰樹、蔬菜に良なり、呂梵を其都城とす、

巴刺瓦、一名叵祿安、前島より遠く西に在、渤爾匿阿の北十四里所、瘠地にして居人寡し、但西濱に一會あり、渤爾匿阿王に屬す、東濱は伊斯把備亞人に屬し、一城あり、之に據、

茗土刺、呂宋の南に在、瑪泥刺海峽を隔、相距僅に九里、百四十六里、廣二十八里、肥沃の地とす、伊斯把備亞人の城あり、

設坡、一名設白乙、伊斯把備亞人に屬し、耶須斯城を置、敎官之に居、土人顏面を染塗せりと云、

媽丹、前島に近し、瑪喝剌涅斯此島主と戰死すと、或云、呂宋にて毒箭に中る、

巴奈、諸島中の最好富庶とす、伊斯把備亞人に屬し、土人凡一萬七千、勤勉にして能從事す、米を稅とす、

登臺、一名沙馬兒、長四十六里、廣三十七里、亦豐富の地とす、此北東濱に岬あり、千七百三十二年、（享保十七年、）諳厄利亞舶將安嵩、此にて伊斯把備亞舶の亞括歩兒哥より此に來るを奪ふ、

禮的、亦富庶とす、土人凡九千、伊斯把備亞に稅を出し、皆生產に優なり、○此外巴耶媽、抜貝、亞涅斯諸島あり、

○新非利皮那諸島

此は千八百年代の初に始て知る所とす、此島人小艙に乘じ、非利皮那の沙瑪兒及泯太腦に到るに因て、伊斯把儞亞人從て此に到り、諸島を巡見するに、其數凡八十七あり、小石を卓上に散置し、其大小形狀相近、相隔て模し、之を圖す、北緯十一度十二度の處に在、沙瑪兒島の正東に當る、土人皆獰憧、協乙鄧徒にして、各酋長あり、又一島婦人のみ居所あり、歳中時を定て、他島の男子を求め、人道を爲す、其產所男なれば、此を夫に送り攜へ往しむと、

○瑪利亞安那諸島

新非利皮那の北に小島凡五十、其內人居なきありと雖も、皆伊斯把儞亞人に屬す、千五百二十年、瑪竭剌湼斯初て之を見、島人に鐵器を盜まる、故に盜島の名あり、羅甸呼應須剌剌多祿奴謨とす、後千六百六十五年（寛文五年）、伊斯把儞亞の教導士模剌勒此に來り、諸島の大小相距て度て之を記し、改て瑪利亞安那諸島と名く、粳米、諸瓜、枸櫞、椰子等多く產す、土人の風俗、日本人に似る多し、且皆壽耉なり、長高く色茶褐、性怜利、多くは漁を業とす、學藝の事、神佛の教共にあることなく、猶其父兄を敬ふをも知す、唯人々自生し、君長とし事る所なく、全く獰憧の民なり、倔酣一名西安は最大好とす、北緯十三度に在、伊斯把儞亞人堡を築き、戍兵を置て其軍艦を守る、土人凡四千、征楊は、北緯十五度に在、土地腴、好林、佳果、牛豕、諸鳥多し、前に口數三萬所、蕃庶の處たり、然ども疫癘大に流行し、死者多く、伊斯把儞亞人は倔酣に遷り居、故に千七百百四十年（元文五年）、諳厄利亞の安嵩南洋に航し、此に到るときは居人なかりしと、

前の諸島の遠く南に、撒祿蒙諸島、其數十八或は二十と、千六百六十七年（永祿十年）、伊斯把儞亞人の始て見所とす、其中一島聖耶魯撒白多と名くは、大にして周り百九十里あり、膏腴の地なりと云、

輿地誌略卷之八終

紅毛噺唐繰毛序

我國を去る事、一萬二千餘里に當て、阿蘭陀といふ國あり、其人物智巧にして、天文、地理、星學、器物、もてあそびの類、製他邦に越たり、予數々彼國の暦數、人物及珍説を後藤先生に聞、此度彫にして、大象、中藏、小僧のもてあそびに與ふる事爾り、

丙寅初春　鳥飼小唐人寒聲大酒百林

紅毛談目錄

紅毛談卷之上

後藤光生梨春編輯

世界の廣大なること、筆紙につくしがたし、其國々の風土、おの〳〵同じからず、人物もまたおの〳〵ことなり、賢き國あり、愚なる國あり、あるひは土產豐饒なるもあれば、また不毛なる國あり、其中に中華、日本の西北にあたりて、阿蘭陀といふ國、はなはだ大國にもあらず、日本九州の大さほどありといへども、其國風土自然に禮義あつく、其智萬國にすぐれたりといへり、他州よりはすこし寒國なりといへども、四季正しく、上古より人民よく和し、あらさふ事なしといへり、北極の地上をはなる事、四十七度のよし、是も日本よりは一萬二千九百里、西北によりたるゆへか、されば日の出も日本よりは、二タ時餘にして出るよし、かるがゆへに日月五星の測度も、唐日本とは餘ほどかわれり、されば暦法も他州とかわりあり、他州の暦は月をおもてとなし、月のみへはじむるを朔日としるし、滿月を十五日とす、おらんだの暦は、日をおもてとし、正月朔日を立春とし、二十四氣順々に定日あり、月をうらとすれば、月のかけはじむるも定日なく、十日時分にはじめて月を見、廿日過に滿月を見る、滿月の日も每月定る事なければ、其日の下に滿月としるすなり、此國日をおもてとするゆへに、每年十二月の日數定りありて、正月は三十一日有、二月は廿八日、三月は三十一日、四月は三十日、五月卅一日、六月卅日、七月卅一日、八月卅一日、九月卅日、十月卅一日、十一月卅日、十二月卅一日、都合一年十二ヶ月の日數、三百六十五日なり、其内二月の廿八日を、四年に一度二十九日となし、一日の閏にて、暦法たがはずといふ、又他州の十二支を、方角月日にあつる方と、同じきものあり、〇子の方をおらんだにて、あくはありよすといふ、おらんだの正月氣にして、日本冬至の終より大寒にいたる、其形一人手に瓶壺を擧て、水をこぼす形を圖す、〇かあべる、是十二月の氣にして、日本大雪冬至の節に當れり、其形野牛の形を圖せり、〇さぎたありよす、是十一月の氣にして、立冬小雪の間に當れり、其形一人馬上に、弓矢を持たる形を圖せり、〇じごるひよす、是十月の氣にして、

日本秋分寒露に相當る、其形青色の大蜈蝎のごとき大蟲の圖なり、○りふら、是九月の氣にして、日本の白露秋分の終に當れり、其形金銀をかける天秤の形を圖畫す、○ひるご、是八月の氣にして、日本大暑より處暑までに當れり、其形雙べる女二人を畫たる形なり、○れを、是七月の氣にして、日本小暑大暑の節なり、其形獅子の形を畫す、○かんける、是六月の氣にして、日本芒種より夏至までに當れり、其形赤きいろの大蟹の形を圖せり、○きみに、是五月の氣にして、日本立夏小滿の節に當れり、其形雙兒の形畫たるものなり、○たうりす、是四月の氣にして、日本の清明穀雨の節に當れり、其形異形なる牛を畫たり、○ありやす、是三月の氣にして、日本啓蟄より春分の節に當れり、其形白き羊を圖畫せり、○びしす、是二月の氣にして、日本の立春雨水の節に相當れり、其形二魚をならべたるを繪圖せり、是十二にて、日本の子より亥までの十二支に相當れり、又一晝夜を十二時と定めず、廿四時と定めたる國風なり、

テレッキリヤットル 草書の如きものなり、俗にらくさ文字と云もの是なり、

a ア　b ベ　c セ　d デ　e エ　f エハ

g ゲ　h ハ　i イ　k カ　l エラ　m エマ

n エナ　o チ　p ペ　q キウ　r アラ　s エサ

t テ　u ユ　v イユ　w ドブルトイユ　x エキサ　y エイ

z セート

メルウリヤットル 行字の如きものなり、

A ア　B ベ　C セ　D デ　E エ　F エハ

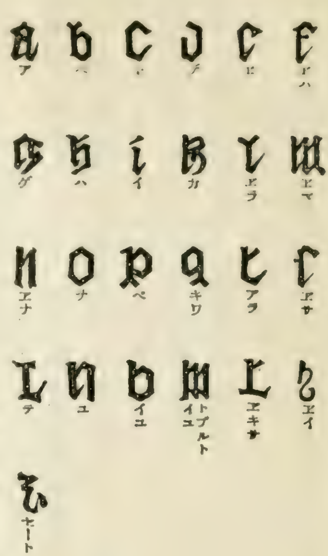
G ゲ　H ハ　I イ　K カ　L エラ　M エマ

N エナ　O チ　P ペ　Q キウ　R アラ　S エサ

T テ　U ユ　V イユ　W ドブルトイユ　X エキサ　Y エイ

Z セート

ドクルリヤットル 印板に用る字なり、眞字の如きものなり、



此外にろつふんさいふはしりがきの文字あり是は日本へ傳わらず、

其國の文字、梵字などに似て廿四字あり、此文字を二つ宛綴あはせ、四十八字さのごさくにもなる、是日本のいろはのごさし、これにて萬事相すむよし、もつさも眞草行の三品あり、日本などゝちがひ、左より書はじめ、右へ〳〵さ横に書なり、總じて文字に限らず、一さいの卷物るい、右より卷て左に納まるなり、其國人相、餘國よりは丈高く色しろく、眼中に星あり、頭に短き赤毛あり、言語はいぎりす、ほるさがるなどの語に似て、口びるさ舌さにていふ、少し早言なり、此國餘國よりははやく成長して、十二三歳より諸事相つさむるよし、壽命は五十歳前後にて終るさぞ、其中國をはばるらんごさ云、國七州有、せいらんご、ぐるうねげ、ういたらきさ、うるさんさ、おうぶるいせる、ふりいすらんご、ほるらんご、右七州の內、紅毛は諸國へ船出すくにの名なれば、世上にておらんださ呼、華人は和蘭國又紅毛國さいふ、日本にては阿蘭陀國さいふ、此七州に國主四人あり、それをこんぱんやさ名づく、銘々に船を仕出し、世界を經歷して、交易商賣を業さす、此國唐土日本の四民のたてばこちがひ、商人を第一のくらいにおき、士をもつさも下さす、其譯は武士は殺罰を司るゆへさぞ、此國の萬民殺生をはなはだ忌めり、是も天竺佛國に隣るゆへならんか、右の國王のこんぱんやの番頭を、ぜねらるさいふ、是を南海の中にじやがたらさいふ島あり、此處に出ばりをさせ、會所を立てゝ、諸國へ商につかはし、じやがたらまで交易の貨物を持來り、夫よりぜねらるかたより、十五年に一度づゝ、總勘定をいたすさなり、さて咬嚁吧を、五月中節以後に出船して、七月の初節長崎に入津す、八月九月間荷物商賣有て、九月廿日定て歸帆す、ぜねらるの下手代を、かぴたんさいふ、此かぴた

ん、去年のかぴたんに代て、來春使者役をつとめ、東都へ參上する也、東都へ來りし時、不佞はじめ、學友の旅館にて聞つたへ侍るを、思ひ出るまゝに書のせ侍る、

○わあがまんすといへるかぴたん、元祿年中に來りし時、荒井氏いろ〳〵の事を問れし中、彼かぴたん物語せしは、我等本國にて、五十年以前の事なりしに、世界のはてを見極めんといへる相談いたし、船十二艘仕立、糧米鹽薪の類まであまた積入、舟三艘づゝ東西南北へ遣しける、先此地を去る事二三千里ばかり、東へこぎ行しに、何となく船おもくなり、後には風もなきに、西をさして船さきへとては行ず、幾度こげども、西へ〳〵と船かへり、一向行ことあたはず、夫より本國へ歸りしとなり、是は東方發生の氣甚つよきゆへ、如レ此あるらんと申き、又南方をさして行けるものいへるは、是も二三千里南へこぎ行きしに、其丈十丈計或は二十丈ばかりの瀧南へ落て、一向船を下の海へ落すべき術なく、是非なく歸りしとなり、此處にて千里鏡を出し、南の方を見けるに、凡六百里もあらんと思ふ所に、また瀧ありて、南より北に向て落けるを見しと、是は世界の正横にてもあるらんと、評判しけるとなり、さて西へ行しものゝいへるは、西をさして二三千里も艄行しに、天氣の甚くもりたる樣子にて、先へ行ほどだん〳〵くらく、後には其空中何やらん、手にさわるやうに覺しが、蜘の巢を一面はりたるごとくにて、後には其蜘の巢も甚つよく、おしやぶり、舟行の及だけはこぎしが、後には水面も彼もの一面にありて、一向舟とをらざるゆへ、是非なく本國へ歸りしとなり、何たるわけと知たる人なし、さてまた北へ行たるものゝ申せしは、是も三四千里こぎ行しに、是には餘ほどの島ありけるゆへ、もしひらきなば、生產の便ともなるべきとて、人々五十人程あげおき、俵米など多くあてがひ、來年又參べきとて、殘りは歸りけり、此處殊の外北によりし國なれば、晝半年よる半年といひし國は、此處也とぞ、晝半年のとき、草木葉を出し、夜半年のときみな枯るゝとぞ、さて來春本國より來り、彼島へあがり見けるに、去年留置ける人數不レ殘相はて、察するに、此國殊の外なる寒國ゆへ、夜半年の時分、ことごとく凍死たるていと相見え、其のちは何の利用もあるまじきとて、往來せざるとなり、

かやうに阿蘭陀國風、遠方を不屑して、往來するものなれば、日本へ來る商船も、いろ〳〵の貨物紙筆につくしがたく、本國の產とてはわづかなれども、世界經歷の次に、交易し來るもの甚多し、左にしるす、

○おりもの、毛おりの類ひ多し、○らしや、○らせいた、○へるへとあん、○ばれいた、○さゑつ、○さるせ、○かるさい、○あるめんさい、○すためん、○毛氈、（猩々緋、此せう〳〵ひの染草の事を、和人南海に住む猩々の血をとりて、染るといゝならはせり、此ことを先年、どうでゑひふるすといへる、かぴたんに問しに、左にあらず、もつとも紅花蘇枋木の類にてはなし、猩々緋を染る國にて見しに、今日本にて見れば、椎の木といへるものに、木目も葉形も似たる木あり、其木老木になれば、腐目、ふし穴に、夏中少き黒き蟲おびたゞしく生ず、其形酒酢等にわく虫に似たり、此蟲をおほく取あつめ、蒸籠などのごとく、四重にこしらへたる箱をかさね、其はこの底を三重は、繪絹のごときものにてはり、さて彼蟲をとりあつめ、第一の箱につめ、ふたをしておくとき、其内にも蟲のつよきは、底の絹をくいやぶり、過半は第二の箱へおつる、第二のはこにてもつよきぶんは、底絹を喰やぶり、第三のはこへ落る、第三のはこもまたかくのごとく、第四の箱へおちたるぶんばかりを、取あつめ壺に入、嚴酢にかきまぜ、蓋をして口をちやんにてぬり、地へうづめおき、一年ほど經て、來夏中ひらき見れば、其色紅と變ず、取いだしすりつぶし、水にてとき、しやうじやうひ幷に毛類を染るに、色よしといへり、光生按るに、和俗の猩々の血にて染るといふも、疑らくは此說の聞あやまりにてもあらんか、和俗酒にわく蟲をしやう〳〵といへばなり、

○あみやんとす、らていん語なり、又一名あすべすとといふものあり、らていん語とは、紅毛の古語なり、今の詞にては、すていんふらす、又あへるふらすといふ、是は漢名火浣布といふ織物なり、此ものよごれあかづくときは、猛火のなかにいれてやけば、布は少も損せず、垢はこと〳〵くやけ落て、もとのごとくあたらしくなるなり、もろこしにも、古に西域より、稀に渡れると見へて、東方朔が神異經の中にも、西域火州といふ處に火鼠あり、其毛をもつて火浣布を織

るといへり、又張華が博物志、郭璞が山海經の序等にも載たり、我國には上代より、各を聞傳へたる計なる故、竹とり物語にも、火鼠のかはごろもとて、至てなきものゝ譬とせり、此もの紅毛人も織法をしらず、又火鼠の毛にて織といへるは、唐人の誤り傳たるなり、往古はとるころんどゝいふ國にておりしかども、是も彼國亂世つゞき、其傳をうしのふて、今は絶たるよし、おらんだ人の物語なり、しかるに今日本讃州の産平賀源内といへる人、東都に在て自工夫を以て、此ものを織成す、紅毛人も是を見て、大に驚けりといふ、忝くも上覽を經、又上意ありて唐土へもおくれりとなり、奇代の珍事なるゆへ、こゝにしるし侍る、

紅毛談卷之上　終

紅毛談卷之下

右之外織もの、中華より渡れるものと、同きもの多し、

○絹、○紗綾、○綸子、○天鵝絨、○縮緬、○純子、○七絲、○ふふつ、○繻子、○五絲、○もうる、○もんけん、○ちやう、○ごは、○羅、○絁、○紗、○紅毛錦、○紅毛金入、○金巾もめん、○さらさ、○金ざらさ、○しやむろぞめ、○紅花島、○さんとめ島、○せいらすじま、○かぴたんおり、○欝支花、○白絲、○麻布、○皮るい、○もうる、○さんとめ、○小豆がわ、○紅皮、其ほか甚多し、

○藥種類甚多く持來れり、總ておらんだ療治といふは、西土日本などとちがひ、古方にのみなづみて用る事なし、むかしより年々今日にいたるまで、いろ〳〵病氣にこゝろみて用るとなり、新方もし古方より少もまされば、古方をすてゝ新方をもちゆ、また其のちもこゝろみて、其時々の効驗の宜方を用ゆかるがゆへに、他國のごとく極れる方なし、また其藥も他國

とは用ひやう異なり、他國には草根樹皮を剉袋に入れ、鍋に入せんじ用ゆ、おらんだ國は、兼て其諸藥を蒸露鑵に入てむしあげ、露をとり、ふらすこ等の氣のもれぬ器に貯へおき、其病氣に望で、此病には何々の方用るとて、白湯の中へ彼取おきたる露を、何種にても、方にまかせ入て攪ませ、病者にあたふとなり、外科もまたかわりあり、他國にては腫物などをうませて、其後瘡藥をつけて、肉をあげさするなり、おらんだには、腫物などは其所を、毒氣のあるぶんを及物にて剪取、痕を金瘡となして療治するなり、此術他方より甚よしとぞ、

○みいら、昔より蕃人のものがたりに、此もの西天竺の方に、のびすばんやといふ國あり、其國大熱國にて、ことに夏の比は、沙石もやけて火のごとくなるゆへに、道行ものも鐵にてこしらへたる車にのり、其なかにてみづから轆轤をまき、道を往來す、しかるに此處、にはかに大風おこる事度々あり、もし其風にあいぬれば、車をくつがへすことあり、あやまつて乘たる人の、沙石の上に落ぬれば、忽ち焦れて此ものとなる、また跡より來るもの、鐵の熊手をもつて、彼焦れたる人軀を取うるとなり、又一說には、其國の死罪に極りたるものを、臟腑をぬきひらき、諸藥を腹內につめ、地中に埋置て、みいらとなすともいへり、又一說には、いろ〳〵の獸の血をしぼり、乳香、松脂等にて煉合せ作りたるものといふ、紅毛人さへさだかにしらざる事なれば、あやしき說、またいろ〳〵の說多し、蕃人もかやうなる說を聞及びぬればにや、元祿時代持來れるみいらに、全體人間に異なることなきを、其まゝにて持來れり、うたがふらくは僞作ならんか、是は陶宗義が輟耕錄に載たる、昔天方國にひとりの老人あり、諸人のために我身をもつて藥とせんとて、つねの食事を絕ち、常に蜜をくらい、終に死す、其屍を棺に入て、是も蜜にてつめ、蓋のうへに年月日時を書し、百年を經て取出すべしとて、土中に埋ける、其後其時にいたりて取出し、萬病に用るに、癒ずといふ事なしとぞ、これを木乃伊ともいゝ、また蜜人ともいふとぞ、これらの說によりて、人形のみいらを作たるものならん、後の獸血に諸香乳香等を煉り合たるみいらは、本草綱目に所載の質汗なるべし、今もつぱら用る所の効能、諸病大事の時に吉、○身の中の煩に

用ゆれば、總じて身つよくなる、〇頭痛に、〇落馬には、酒にて醉ほど用、〇絶死に、〇難産に、〇血ごめに粉にして付、〇胸つかへ痰有に、〇吐血下血に、〇疱瘡出かぬるに、〇腹こばるに、〇眩暈に、〇胸痛に、〇霍亂に、〇打身つよく痛に、水にても酒にてもすりつく、又飲ても、〇瘀血身の内に籠りあるに、〇氣つけに、〇しやくりに酒にて、〇口中に穴あくに、白蜜少し加へ穴へはめおく、〇小便通せぬに、〇男女血氣衰へたるに、一七日酒或は湯にても、一二三分づゝ用、〇片腹痛む時、生姜少し加へ用、〇手負氣つかれ、血多く出る時、血止氣付によし、正氣つよくなる、〇酒に醉たるに、〇食傷に、酒あるいは湯にて用、〇毒蟲螫たるに、粉にして豬油にて付、〇身の内に惡血多き者に、〇身の内惡風あるに、〇膈に不ㇾ斷用、〇大熱氣に、〇痢病に、〇淋疾に、〇癪に酒にて、〇懷姙氣を失ふに、火にくべ齅しむ、〇ふるひけおこりに、水にて朝夕用、〇痰に少しづゝ、〇癲癇に、〇三病に不ㇾ斷用、凡大人には一二三分づゝ、但飲汁は酒湯水にて用、小兒には一分ほどづゝ、飲汁は湯水砂糖にてもよし、何れも藥に差合なし、

〇うんかうる、一名ぱあた、一の紅毛語をうんといふ、角の紅毛語をかうるのといふべきを、略してうんかうると唱ふ、其獸犀の類にて一角あり、犀角中の上品なるものなりと、通天犀などいへるるいならん、本草に載る所の兕これなり、此ものもつぱら毒を解す、蕃人の物がたりに、沙漠の近所に川あり、其水甚毒あり、あしたごとにうんかうる來て、角を水に入、しばらくかきたてゝのち、水をのむといふ、これを見て、それより諸獸も隨て水をのむ、角のかたち象牙に似て、一二尺より八九尺まであり、角の肌粽藪に似て茶褐色、末はしぼなくなめらかなり、角の中にすあり、鋸をもつて挽切に甚かたく、潔白にして微渦文あり、多くは左まき、其効能總じて毒解によし、〇食だたりに、〇水に溺たるに、〇癰疔其ほかあしき腫物生じ、熱氣あるとき、水或は酢にてすり付、〇大熱氣に、〇痰に、〇喉痺に、〇萬腫物には別てよし、〇毒蟲螫たるに付、〇惡血古血に、〇腦蟲に、〇霍亂に、〇氣つかれたるものに、いけ花の水にてすり立て用、〇產後に、但箱根草を薄茶一服ほど粉にまぜ用、〇傷寒に、一日に三度ほど用、〇河豚其ほか毒魚に醉たるに、〇

疱瘡の熱氣さめ兼たる時用、○悪しき瘡出來たるに付、○姙娠には用ひず、○酒の酔に、水にてすりて用、古硯の石のいかにも堅きにて、引めを付すり用、但一分ほどづゝ用、何の藥にも指合なし、

○びりゝ、漢名玉匣方に出る甓捌藍也、さらだといふ所より出る藥種なり、魚の血をねりかためたるものといふ、第一毒解なり、○食傷に、○眞蟲喰たるに、水にてとき付る、○痢病に、○蟲かぶるに、○蟲牙に、但し穴あきたる處にはめおき、右の藥用る間は青葉を禁ず、一二三分づゝ用、但し産前には用ひず、

○すてんしいまれいに、天竺ゐじゆつと國ゐらぶといへる大河あり、四五月洪水の時分、西方より多く流れ來る魚なり、日本の喜魚などに似て、四足あり、色黄なり、是をとり干して、諸國へうる、甚腎を補といへり、

○まさうや、あんばいなといふ國より出る合藥なり、和俗おらんだ痰切といへる藥是なり、もつぱら痰諸病に用ゆ、今はずほさうといふ、

○せいくる、海馬の牙なりといへり、諸毒けしに用、

○さくじいりさうと、漢名鹽藥、諸痛、諸腫物に、水にてとき付る、近年和邦に出、平賀氏總州より初て出せり、上總山部大豆谷村より出、

○すらんがすてん、蕃人のいはく、此もの蛇のかしらに生る石なりといふ、其形碁石のごとく、其色白きもあり黒きもあり、また黒白相間もあり、按るに、しせんのかたちともみえず、大きなる石をわり、此形に摺たるものと見えたり、よく腫物の膿を吸ふ、其吸たる石を水中へいるれば、また其膿をことごとく吐出せるを取あげ、干て幾度も用る、近比和方にも、四國より出る龍角を、このなりにこしらへ用るに、すらんがすてんに、効能相かわらずといへり、蛇頭の石といへるも、龍角よりもこしらへ成すは、蕃人の聞傳の誤にてもあるや、或人曰、潮漉石にても、此ものを作るといへり、

○へいさらばさる、羊のごとくなる獸の腹中に生ずる石なり、第一毒解なり、○癰疔に用、但其時身を温、汗をかきてよし、○腹冷痛に、○黄疸に、○胸づかいによし、右一度に一分ほどづゝ用、又氣力つよき人には、一二分程づゝ用、但し細かにすり砕て飲、汁は酒にても湯にてもよし、

○こきんによ、和俗海やしほといふ、輟耕錄に出る火矢刺土なり、小兒の赤腹に、水にてすり、臍のまはりに付く、○淋病には燈心十筋せんじて、其汁にて用、
○おむろつふ、合藥したる散藥なり、たむしなまずに用、輕きたむしには、米ぬかの油にてとき付る、年歷て重き症には、きびしき酢にてとき付る、甚妙なり、今は華人も其方をつたへて用ゆ、五石散と名づく、何晏が服せし五石散とは、同名異方なり、
○ごろんべいた、河太郎の事也、其骨藥に用、
○へいしむれる、人魚の骨なり、長崎へ來る、此もの僞多し、眞を試るに女人の髮をもつて卷き、火中へ投じてやく、髮燒けざるを眞とす、疱瘡の危急の症に是を用ゆ、
○るざうし、そろると云國に有木なり、疝氣及び諸病に用ゆ、
○はぶてこぶら、蔓ごくけしなり、藤葛のごとくなるものなり、毒蛇をしりぞく、和方にははぶてこぶらと稱するもの二三種あり、桐の木の類にあり、また一種はいぬたでの類にもあり、効能同きゆへ名づくるか、
○はぶてちやんはん、右同じるいなり、

○へいたるぼるこ、猪の腹中に生る藥石なり、
○おくりかんきり、たくまゑびの頭に生る石なりといふ、其形酢貝に似てちいさく、色潔白なり、諸淋病に用るに甚妙なり、
○けいしぼをとる、牛の乳をねりつめたるものなり、紅毛人諸食物にまじへ食、日本の鰹節を用るがごとし、此もの丸藥となし、衣に砂糖をかけ、小兒の百日嗽に用ゆ、効あり、
○まんていか、家の油なりといふ、此もの切疵あかがりにつけて、甚痛みを止む、
○らあきり、此もの朱砂を、蠟にて煉りたるやうなるものなり、小瘡につく、然れども藥用は希にして、もつぱら文房の具とす、此もの火にかざし、紙にうすくのべ、其上へ石印などおす、がわくときは、印のおしたる所ばかりとゞまり、殘りはみなおつるを、一の風雅とす、
○すぼんす、是は藥用にはあらざれども、紅毛外科持來る、腫物の膿血をぬぐふに、便よきものなり、和邦にて海綿といふ、紀州、相州などの海中に生す、其形いろ／＼ありて、すこし綿に似てこわく、こまかに穴あ

り、浮石のごとし、海俗うみわたといふ、日本にて矢立の墨溜に用ゆ、
○ろうずはんゑれかう、はるしや國の海邊に生る草なりといへり、婦人産に望む時、其草の莖を水に浸すときは、産れんとほつするすこしまへに、其葉たちまちひらくを候とす、また難産等に、煎服するも可なりとぞ、
○かつぺれへんねれす、今はふうんちりいりよといふ、和俗箱根草、阿蘭陀草ともいふ、是なり、産前後諸病に煎服して効あり、やけどには此草黑やきにして、ぼるとがるの油にて付る、
○さふらん、紅花に似て色黑みあり、諸血病にもつばら用ひ、他邦にて人參を用る病症に是を用ゆ、
○てせりこん、煉藥なり、圓形、色赤黑、少し香氣あり、
○あめんどうす、桃の實のごとくなるものなり、漢名巴旦杏なりといへり、此もの砂糖に和して、よく痰せきを治す、ばんたんすといへるも同物か、
○るうだ、たでの葉に似て、葉のへりにあらき缺刻あり、甚臭あり、採て諸腫物につく、甚妙なり、
○へんるうだ、これもるうだに似てあくしうあり、葉るうだよりこまかなり、是もしゆもつによし、蕃人是をたむるうだといふ、
○うへるでるうだ、和名山椒草、其におひ葉のかたち、山椒にほゞ似たり、効能右に同じ、
○てりあぎや、本草所載の底野迦なり、色赤し、煉藥なり、和俗痘瘡の起發せざるに用ゆ、又婦人鬱症に用、
○ちやおるす、片々として小石片に似たり、色淡紅にして光あり、又碎けたる琥珀のごとく光あり、稻氏云、疑是松脂を酒にて煮たるものか、
○ちりめんていこ、檜の木の香あり、味苦し、或人云、檜の木の節を煎じ取たる油なりと、
○へくりずみ、蝮蛇の黑やきなり、
○みりんか、草根なり、和胡黃連に似たり、味苦し、一味糊丸にし、小兒蟲症にもちゆ、
○油藥には、○あせとうな、○はるなめ、○なあがうぼ、○土の油、○椰子油、○ほるとがるの油、此油は一種のものとみえず、古渡と今渡りとは異なるやうに見ゆ、今渡るほるとがるをせんじみるに、鍋の内にて

わかる事あるを見れば、合ものなるべし、
○酒の類には、○葡萄酒、○肉桂酒、○あねいじうらんごみん、○ちんたうゑん、此外いろ〳〵あり、
○こゑんごろ、漢名胡荽、和名こにしといふ、甚惡臭あり、蕃人つねに食料とす、魚獸のにおひを、此ものにて消すといへり、
○せるでりい、せりの類なり、此外おらんだな、おらんだちさ等あり、
○大甘草、和俗紅毛甘草といふ、此かたち甚大きなりといへども、中華の甘草より、性おとれりといへり、此ほか藥種等、數多將來すといへども、華舶幷におく船より來るものと同名多きゆへ、こゝに略す、
○れつきすていん、其質やわらかなる石なり、これを器ものに作る、溺水毒水酒など入おくときは、しせんと底にもりつくすを、とつて食料とす、和邦にも伊豆の桂子石、遠州の淺隈石、薩州の岩つく石の類なり、
○らうざ、漢名薔綵花といふ、いばらの類なり、其はなしろく、八重にして牡丹いばらのごとし、此花の露をとつて、諸腫物に用ゆ、
○べとうかに、漢名天名精、和名やぶたばこ、蕃人此葉の露をとつて膏藥を煉る、其名をてれいぎるといふ、他邦の萬能膏といふがごとく、諸病にもつぱら用、
○あんじやべいいる、和俗紅毛石竹といふ、其花香甚よく、其草和邦石竹より高し、其花の露をとり、面部の腫物に付る、
○ぼろん、此はな時計の車に似たるとて、和俗時計草と名づく、効能いまだつまびらかならず、
○ぱびいるりぱんでんねゑる、此もの水中に生ず、其かたち葫蘆に似て大きく、藥効なしといへども、いろいろ器物につくり、民用に利あり、
○ごうとつすていん、和俗金水晶といふ、其質水晶に似て、其色黃金色なり、藥用にあらずといへども、器用に作り甚雅なり、其ほか○金、○銀、○あかゞね、○鐵、○鉛、○錫、○水銀、
○寶石の類、○珊瑚、○琥珀、○水晶、○空青、○花紺青、○綠青、其外數多ありといへども、繁多なるゆへ、其大概をこゝに記す、此外畜類鳥類、いろ〳〵あり、○おらんだ猿、○おらんだ犬、○麝香猫、○野牛、
○道具類あまた持來る、天文器には、○渾天儀、○雨

他儀、○五星儀、○ぐはさろわん、是は星をはかる器なり、○いすたらび、是は日中をはかる器なり、○こんぱつす、是は他州のぶんまわしさ同じ、○星圖、平圓の二種あり、○世界の圖、此も平圓の二種あり、○かるたの圖、是は彼國にて、船を世界へのり出すさき、吉兆をみる具なり、○升降圖、是は一尺計なる木の中をくりぬき、中へ硝子の筒をいれ、其内へ水を入れおく、其水當時一陽より夏至までに、段々上へしぜんさのぼる、其柱に二十四季の書付あつて、其時候をしる器なり、○まんりき、一間はごなる木に、鐵の棒を入れ、機關あつて其車をまわせば、中の鐵の棒出て、人力の及ばざる、おもきものをよくあぐる、此外外科道具いろ〳〵、他州の及ざる細工あり、○らんびき、是は諸の藥種の精汁を、蒸あげさる道具なり、華人は蒸露鑵さいへり、

○かつぷり、小刀しな〴〵、○けにつぷめつ、此小刀は刄を鞘のうちに入れ、つまみ出すさきは、其さやすなわち柄さなる、其刄甚鋭し、○卷劍、これは鐵をずいぶんうすくのべ、くる〳〵まき、香合へいれて蓋をし、懐中せるやうにしたるものなり、物をきらんさ欲るさきは、其蓋の上にはじきあり、それをはづすさきは、中の劍さび出て、何にてもきりおさすなり、近年は此細工人稀なるよし、

○磁器物るい、種々びゐごろ細工品々、○びいごろかがみ大小、畫樣いろ〳〵、此鏡銅鏡のごさく、いつまでも銹ぬを重寶さす、

○ぎやまん、此石水晶に似て甚かたく、水晶の印章、びいごろ器物等に畫樣を彫るに、此石ならでは彫こさあたはず、此石甚堅しさいへごも、人乳に一夜つけおくさきは、少しやわらかになるさき、六角あるひは八角に、兜巾がしらに磨、指くわんにきりはめ、蕃人常に旅行にもちあるく、此石山川の風景、人目のおよばさる處を、うつす妙ありさいへり、

○目がね類、○かけ目がね、○水晶目がね、○硝子目がね、○緑目がね、○うのほね、○千里目鏡、○近目目がね、○内障目がね、○磯目がね、○火さり目がね、○五色目がね、○數目がね、○蟲目がね、○近年蟲目がねに、甚珍敷を持來れり、少き蜘蛛のあしを見けるに、二三歳の小兒のひじほごに見えたり、また人髮を入れ見けるに、ふさき母指ほごに見せ、人髮もつねに

は節見えざるが、是にて見れば竹のふしのごとく、こまかにふしあり、少年のかみはふし合遠く、老人の髮は其年ほどづゝ、ふしつまりしげく見ゆる、奇異なる細工あり、○はなてぬぐひ、これはうすききぬを五色に染、牡丹、菊、其ほかいろ〳〵の花を、しぼによせ作りたるものなり、今は華人も、風流の輩は專ら用ひて綵紅巾と名く、○めりやす、手袋、あしぶくろを、あやにおりたるものなり、尤稀には總身かゝるやうにもしたるなり、

○ゑれきてりせいりてい、是は諸痛のある病人の痛所より火をとる器なり、せれきてりとは、此道具を工夫して、成就したるときの人の名を、今は此道具の名とす、人の身中より火をとる事、あやしきに似たりといへども、人は水火の二つにて、動搖するものなれば、其理なきにしもあらざるべし、すでに天竺の釋迦佛は、沙羅雙樹の下にて入滅有しに、身中より火を發し、身中こと〴〵く燒、舍利となりし事、これ諸人のしる處なり、また佛經にも、不動明王などいふて、總身より火焰を發するなど、盡そら事にてもあるまじくや、右の理をとつて、佛經にときたまへるものならん、また中華の書にも、南蠻火をふくの戲といふ事、往々見えたり、又列仙傳には、火をふき出せし道士もこれあり、これらは異域の段、ちかくは文治の比かとや、京畿壬生の道のかたわらに、一人のあまの死せるたをれ居けるに、犬來りて胸のあたりを食けるを、人々あやしみ見けるが、忽ち火もえ出て、總身をみなやきつくせしとなり、かゝる奇異なる事ゆへ、京極定家卿の日記にも見えたり、今も又婦人闇夜に、髮を梳るときは、火の出る事あり、是等より蕃人の工夫して、作り出せるものならん、平人の目よりは怪るれども、數萬の人の生質により、かゝる類も有にや、後證のためしばらくこゝにしるす、

ゑれきてりせいりていの圖、◎原本圖チ脫ス

此器横二尺計、幅八九寸、高さ一尺五六尺、内に車二つあり、箱のうへに筒ありて、其中より針銅を出す、其はりがねを、痛所ある病人にもたせ、療治する人は車をまわす、しばらく車をまわせば、病人のもちたる針銅へ、響動する事有、其ときに療治の人、痛所を指の先にてつけば、忽ち火出るとなり、我友に髭髯齋といへる人、此療治を長崎にてうけた

りと云、
○時計類大小いろ〳〵、枕どけい、印籠どけい、根付どけい、あるひは三年に一度づゝしかける自鳴鐘もあり、其外水どけい、沙どけいの製も、他州よりは甚くわし、
○るうふるう、此器もの、銅にて喇叭のかたちに作りたるもの、これに口をあて言ときは、一二里先へよくきこゆるとぞ、今は東都にも此細工人あり、
○五臟の圖、○どくにやうす、是は中華にいへる、本草といへるものと同じ、此畫の製工甚くわし、彼國の醫人もち來る、商賣ものにあらず、

紅毛談卷之下 終

紅毛雜話序

余奉硯陽先生之遺教、從事於荷蘭醫學也久矣、以月池桂川公素長於其學、因相共研究、且旁及其他二三同好之士、胥會肄業、欲以爲世興利、當其繙閲其書、考索其義之時、珍譚奇說、瞥接乎心目之間者、率皆和漢群籍之所未記載、古今衆賢所未論及、往々不使讀者爽然自失者幾乎鮮矣、往年應客需、投閑錄之、區分類聚、以爲二小冊、名曰遠西新話、後游崎陽、與譯官諸子周旋、其交驩之際、所目所耳、隨得隨筆、不覺成編、名曰奇奇四大、皆一時漫錄、未脫稿者、唯其先務之別有所急、而未遑繕寫、毎以爲憾矣、頃日公弟萬象亭主人、著紅毛雜話以示余、且俾序其首、余取而觀之、有是哉、何其舉之實獲我心也、吁嗟世之好事者、一西之藏、五車之富、汗牛充棟、以樂其博豪、寧知有若是其奇偉譎瑰者哉、則是編以資談柄、不亦愉快乎、然後乃今萬象亭之功、人焉廋哉、君天資穎敏、學該和漢、才妙述作、發口吐華、手垂則文不更點、至稗官小說、其撰不暇僂指、如是編唯自丱兮所習聞、其奕世之所傳說、輯錄以塞書肆之請耳、然近以其家學、更又覃志於歐邏巴之書也、則君之才之美且敏、其成可舉足而俟、今是編也、唯其嚆矢也夫、

天明丁未之夏　　玄澤　大槻茂質　撰

印　印

家弟中良、著紅毛雜話、其所記載、率皆吾黨之所口、得諸蘭客、諮諸象胥、而居恆所群萃相話說、及其所藏、觀諸西器、稽諸蘭籍、而間燕所製造以自翫者、毫無濫妄、今而繙之、其圖其說、殆乎足以說耳目快神志矣、然人情賤邇、吾不得視猶遐禽焉、誰居行之人、倘復有不雞肋視之者邪、此吾所以不深拒也、

天明丁未季秋十三日　　月池　桂川甫周國瑞撰

印　印

題紅毛雜話後

東海之東、林端之猴、其滕レ口也、非レ不ニ假然而奇且偉一、而察ニ其所ヒ係、則荒唐譸張、不誕則逃不レ取也、合レ此無ト夫奇而信偉而實卓ニ越乎矩矱範圍之外一迢ヰ詣乎際聽忖度之表上、曠古之所レ未ニ曾知一、往籍之所レ不ニ經錄一、嫩談新説、可レ喜可レ愕者邪、嗚呼覆載之亡レ垠、坱圠之際、奚物不レ有、惟其有レ之、是以似レ之、若ニ是書一也、則余知ニ其非ニ丘言一矣、

天明丁未之秋

東都宇晉識

印 印

凡例

○此書は、我伯氏桂川國瑞法眼公の御許を蒙りて、春毎に參向する紅毛人の客舍にいたり、藥品の鑒定、蠻書の不審なんど、譯を重て討論の暇、蠻人の語りたる雜話に、珍らかなる事あれば、今日なんかゝる奇談を聞たるなんど、うちものがたらるゝを、唯に聞捨んもほゐなければ、かりそめなるものに書つけ、又は彼國の書擧べる人等の集へる日など、其所に侍りてうち聞たる事をも、筆の隨にかきあつめたる雜錄にして、もとよりおほやけにすべきものにあらず、しかるを此度申椒堂の主のあながちの需に應じて、十が一を抄出し、紅毛雜話と標題して、梓に彫む事とはなりぬ、心を用ゐぬ書き捨の、原書のまゝに寫たれば、文に雅俗紛雜す、されども誌す所の説においては、いさゝかも虛妄なし、

○此書中平假名をもて書たる中に、片假名もて書たるは紅毛語なり、猶上ミ下の文に混ぜざらんが爲に、「」かくのごとき點を懸たり、◎「」チ略ス

○二字一音の假字は、二字を合書して一字のごとく

す、「クヮ」「チャ」「シュ」などの如し、餘は推て知べし、

○引呼は、「アー」「イー」「ウー」といふが如く書たり、

○促呼は、「カッ」「キッ」「クッ」といふが如く、ッの小字を添たり、

○摠て外國の名は、明人の音譯したる文字を用ゆ、さだかならざるものは、片假字にて書たり、

以上六條

紅毛雜話總目

卷之一

卷之二

目次終

紅毛雜話卷之一

東都　森島中良編輯

○阿蘭陀の開國

紅毛の開國は、日本にては、人皇十一代垂仁天皇三十一年、唐土にては、漢の平帝元始二年にあたる、今年天明七年まで、千七百八十七年なり、彼國年號なし、開國より何年といふを以て唱ふ、

○和蘭陀の正月

冬至より十二日にあたる日を以て、彼國の正月とす、これをヤニュワレーといふ、長崎出島に旅宿の蠻人、譯官をまねきて酒筵をまうく、ことに華麗をつくすとなり、家兄の社友大槻玄澤子云、其日出島の蠻人、棕櫚繩に裁を卷たる物をもつて、カピタンを始め銘銘をうちてまはるとぞ、按るに、吾邦にて用ゆる所の卯杖のたぐひなるべし、

○料理の獻立

往年玄澤子、崎陽に遊學せし時、紅毛の卓袱を食せしとなり、其時の菜帖左に記す、

バスティソップ、（鶏かまぼこ、椎茸せん、氷こんにやく、ふりたて玉子、ねぎ、すましの如き鹽仕たて也、）○コクトヒス、（焼肴、）○ハクトヒス、（油揚魚、）○ロストルヒス、（濱焼鯛、）○フラートハルコ、（猪の股丸焼、）○カルマナーチイ、（猪の薄身、鹽こせう揩こみやき、）○コテレット、（鶏、胡椒、肉豆蔲の花、葱、右よくたゝきて紅毛紙に包みやき、）○ラーグー、（鶏たゝき丸めて、しひたけ、ねぎ、すましあんばい、）○ゲールウチルトル、（にんじん、油にて揚、醤油にて煮しめ、）○スペナーン、（菜、みぢんにたゝき、ボートル（乳酪）にてざつさ揚て皿にもり、玉子、四つわりにしてもりあはせ、）○ブラートルボック、（野牛の股丸やき、）○ハルトベースト、（鹿の股丸やきにして、からし酢かけ、）○ブラートルエントホーゲル、（鴨丸煮、）○ケレヒトソップ、（海老がれ、）

菓子

カステイラブロート、（花かすていら、）○□□□□□、（紙焼かすていら、紅毛紙を箱に折、かすていらのたねをつぎ、焼なべの中へならべて焼たるなり、）○スペレツ、（玉子、小麦粉、右水にてねりまぜ、引のばして縄のごとく捻り、油にて揚たるくわしなり、）○ボーフルチス、（菓子の名、）○タルタ、（同、）○ヲペリイ、（花の形に拵へたるかすていら也、大さかぶさの鉢ほどあり、）○スートアップル、（蜜柑、）

以上二十一種、

○龍の薬水漬幷喝叭國風土

龍の蠻名ダラーカ、南海の中喝叭國に多く産す、其大小一ならず、大なるに至りては、三四丈に及ぶとなり、往年トインベルグといふ蠻人、予が家兄のもとへ、龍

の子の藥水に浸したるを送る、形圖（圖略ス）の如し、頭より尾先まで一尺五寸ばかり、左右の肉翼、まつたく蝙蝠の翼に似たり、四足は山椒魚の如く、全體の形狀たとゆべきに物なし、漢に所謂應龍ならんと、伯氏は鑒定せられぬ、家藏の蠻書、ヨンストンスといふ生類圖說の書中に載る所の一圖、此ダラーカに似て、二足なるものを出せり、是吾家珍藏の第一にして、一覽を乞ふ人すくなからず、予先年長崎屋源右衞門が許にて、（和蘭陀人の旅宿、）大通詞吉雄幸作が藏するアンドルアルッウェーレルドといふ蠻書を見しに、人より四たけばかり大いなるダラーカの尾先を、右手に劔を拔持たる人、左手にてしかと抱きたるを、事ともせずして、空中を飛行するさまを畫たり、畫圖の形勢にて見たる所、足塲能ところにて、刺殺さんず勢なり、折柄殊の外紛雜の砌ゆゑ、その說を聞ずしてやみにき、其ダラーカも所藏の物と同じく、肉翼四足あり、扨此龍を產したる喝叭といふ國は、（南極出地三十六度、日本と足合の國なり、）南海の內にありて、其國人等人倫の道をわきまへず、家作の法も知ざれば、嶋の中に住居す、獸の皮を身にまとひて衣にかへ、粒食の道を知ざれば、鳥獸を射殺して、生ながら其肉を食とす、弓は甚上手なり、扨その獸の皮をば、蠻船の來るを待て、酒煙草の類にかゆるとぞ、もとより國に文字なく、彼地に往來の蠻人ども、一かう言語通ぜずとなん、いつの頃よりやあはせられけん、今は紅毛の屬國となる、海邊の岬に城を構へ、阿蘭陀本國より城代をおき、蠻人數多彼地に入りこみ、土人に敎へて麥を作らせ、又葡萄を多く植させて、スパンスウェイン（葡萄酒、）に製することなり、國產はレーウー、（獅子、）ダラーカ、龍、ストロイスホーホゲル（大鳥、）等なり、猶くはしき事は、家兄飜譯の萬國圖說に載られたり、他日刊行の時をまつべし、

○北海の大魚

北溟に魚あり、其名をミコラコスニュスといふ、安永年間に來りし蠻人フレーデレキシキンデラルといへる書記、伯氏に語りけるは、僕北海を漂泊せる時、洋中に一の島あり、凡周三里ばかりと覺ゆ、船を岸に着て陸へ上り見るに、草木もなく河水もなく、扨船中より鍋釜を取よせて、飯を焚、茶を煮て食しをはり、夫よりまた〳〵船にうち乘、二三十里も走り來りける時、俄に大渦卷來る、怪とおもひて見る程に、彼島き

り／＼と廻りて、水中へ沉たるを見て、船中の者一驚を喫せざるはなし、是傳聞北海の大魚ミコラコスニュスにて、彼大魚の脊たま／＼水面へ浮びしを島と心得、危き目見たりとなん語りたるとなり、すなはち家兄の需に應じて小文に作り、横文字に認て送りぬ、今藏して文庫にあり、此大魚の事はウォールトブーク（蠻書の名、）にも説あり、更にうきたる事にあらず、予按に、吾邦蝦夷の海底にて、時として雷の如き響き聞ゆる時、海上に舟をうかべたる夷ども、あはてゝ陸へ逃上るとなり、是おきなといふ大魚の、海底を過る音なるよし、遂に其形を見たる者なしとぞ、これらもミコラコスニュスの類なるべし、

○夜國の鴈

伯氏、右の蠻人シキンデラルに、雁は春夏の内、何れの國に住るやを問、答て云、北極出地五十度以上の地には、四季ともに雁すめり、二十度以上赤道に近き所には、四季ともに雁は居らずとなん答へたり、依て考れば、春分より以後、日の南方へ周るにしたがひ、夜國の方はくらくなり、且寒氣に耐がたき故、赤道以北二十四五度のあたりまで來り、秋分よりして、日の北に周るにしたがひ、夜國も稍暖氣を催す故、北極の地方夜國のあたりへ戻ると見えたりとなん、家兄まうされき、是に附て常磐の國の考あり、爰に用なければ贅せず、眞蠟風土記云、所レ無雁、黄鶯、杜宇、燕、鴿之屬也云々、眞蠟は八九度より十度までにわたりたる國なり、赤道近きあたりには、雁の無事明らかなり、

○夜國の晝夜

シキンデラル云、春分より秋分までは夜なり、黄昏過の雀色より今少し暗し、秋分より春分までは晝なれど、日に遠き國ゆゑ、さまで明るき事はなし、日輪の大さ鬼燈籠（ほゝづき）ほどに見えて出沒なく、海の面を周りゐるとなり、

○淡婆姑（たばこ）

萬國用ざる所なく、其名何國にても同じ、實の蠻名はペームといふ、タバコといふは、北亞墨利加の内の小島の名なり、ヨハンネスニコッミといふ蠻人、其島より種を携へて歐羅巴に種、夫より諸國へ傳へしとなり、煙草を服し初し事、世界の内少々の遲速あるのみにて、大抵同時代のよしなり、一奇事といふべし、くはしくは玄澤子著所の蔫志に見ゆ、

○綠色の鳩

鳩の卵に梭魚の肝を塗てかへさすれば、綠色の鳩生するとなり、蠻書の說、いまだ試ず、

○南無阿彌非佛の名

ナアムといふは、蠻語にて名といふ事なり、天竺の人阿彌陀をアミンといふ、南無阿彌はナアムアミンにて、名ニ阿彌ニといふ事なるべし、佛も蠻語なり、彼邦にてホットといふとなん、家兄語られ侍り、

○黑坊

船中連來る所の黑坊の事を、スワルトヨンゴと云、スワルトは黑き事、ヨンゴは若い者といふ事也、生國は南海の内咬𠺕吧、榜葛剌、マレイス、ブーギス、マロワル等の土人なり、日に近き國に生るゝ故、色焦れて黑きなり、相對にて紅毛人に抱えらるゝもあれど、おほくは其國の人かどひ、幼少の兒童をかどはかして、蠻人に賣といへり、性あくまで愚にして、强力の者もあり、常に飯と肴を喰ふ、豕をば決して食せず、鷄なども自ら殺して、引導をわたしたる物にあらざれば食はず、四足の内にて牛ばかりは食ふ、是は天竺地方の常食なるが故なり、文字はマレイス文字を以て通用す、形梵字に似たり、是は蠻人にも日本人にもむざとは傳へず、ねんごろに求むれば、種々の戒行ありて、生涯豕をはじめ何々の品を食せじと誓言を立させ、その上にて傳るとなり、彼等が詞に、人の立騒ぎてさう〴〵しき時、ヤガンマーイ〳〵といふて制す、ヤガンは莫(なかれ)の意、マーイ〳〵は戯といふ事にて、たはぶるる事なかれといふ言葉なり、日本にてやかましいといふは、是等の轉へるならんと、玄澤子語られき、

○鼻帶

黑坊は大がい鼻低し、其故如何となれば、彼俗鼻のひきゝを悅ぶなり、故に幼なき時鼻を押平め、革の紐にてきり〳〵とからげ置き、成長の上にて是を解となり、さればこそあれ彼地方の國人等、たいていひしげ鼻なりとぞ、其紐をノイスバンドといふ、ノイスは鼻、バンドは帶の蠻語なり、

○黑坊手拭

黑坊の頭を裹む風呂敷の如きものを、黑坊口にてサブターガンといふ、サブとは掃ふ事、ターガンとは手の事也、日本に云手拭なり、蠟形にて模樣を置、藍にて染拔たる物なり、其染方をバテッキといふ、今世に

黑坊吏紗、南京吏紗と唱ふる物なりと、玄澤子語られき、

○左右の手

黑坊は右の手を卑しめ、左の手を尊ぶ、右は利腕にて、汚穢の事にもあづかればなり、依て物をあたふるに、右の手して出せば、悦びずして受ずと、林子平子の（三國通覽圖說の作者）物語なり、

○黑坊廁へ行

黑坊雪隱へ行時は、小き壺に水を入て攜行き、糞を放たる跡を其水にて洗ふと也、極寒中にても左の通りなり、其手水壺は、籐にて手を附たる物にて、うち見には雅なる物なりと、同人の話なり、予近き比去方へまかりしに、主人挿花を好む人なるが、此頃甚珍物を得たり、紅毛燒の花瓶の、しかも籐にて手を付けたるを求め出たりとて、したり顔にて取出したるを見れば、まがふべくもあらぬ黑坊が手水壺なり、予笑止に思ひて、此壺はしかじかの事に用ゆる、至て不淨なる器なりとさとしければ、主人はなはだ不得意なる體故、強ても云ずしてやみぬ、もし貴人招待の時など、懸るむさき物へ花を生て、床の間へ飾付たらば、あつぱれなるもてなしなるべし、無面目に雅器を好む人、やゝもすれば懸るゑせわざを仕出す物なり、よく其道を明らめたる人に尋ぬべき事なり、

○黑坊の異見

玄澤子云、彼黑坊の手水壺をチューチイバンタといふ、チューチイは洗なり、バンタは尻なり、夫に付て可笑噺あり、先年出島へ子供を連來りたる黑坊あり、小兒の辨なき比より生國を去て、長崎にて成長たれば、とかく日本風のみ立ふるまひけるを、親の黑坊いましめていはく、汝がやうに日本風になりたらば、後後は尻も洗ひをるまいと云たるを、そこに居合せて聞たる者は、大に腹筋をよりたるとなり、

○馬鹿の譯名

打見の立派にて、内心愚なる人の仇名を、蠻口にてバアウといふ、バアウとは孔雀の事なり、彼鳥見附のうるはしきのみにて、何のやくにたゝざる故にたとへ云なりと、家兄申されき、

○羽子板并羽根

黑坊の弄びなり、西洋館にて閑暇なる時は、遣羽子をつきて遊ぶとなり、羽子板をラケットといふ、羽根を

ウーラングといふ、形圖の如し、圖略ス

○海上の神火

洋中にて難船の時、舳先の方の海面に、神火の現ずるを見る時は、其船かならず恙なし、蠻人フレーヒュールと號く、ウヮールデンブーク書の名、にも説あり、一昨年來りしカピタン役名、ロンベルゲ人名、印帝亞の海上にて難船の時、彼神火を見たるよしを語りしと、家兄の物語なり、吾邦焚火山の神火と同日の談なり、

○人肉を喰ふ國

アビシニィ國邊の人は、人の肉を食す、市中人肉を屠てひさぐ家あり、國中の罪人、外國の虜を殺して商ふ、土人其齒とがりて牙の如しとなり、是等の奇談萬國圖說中にあり、

○貧院

欧羅巴國中に、アルムホイスといふ府あり、明人譯して貧院と云、是國王より建る所にして、鰥寡孤獨癈病の者を養ふ、専ら慈悲善根を施す事を、第一とする國風なり、

○幼院

同國中に、ウヰスホイスといふ府あり、明人幼院と譯す、是亦國中の貧窮なる者、子を生ても養ひ育べき爲方なく、又是を殺せば、國禁を犯せる罪を蒙る故、國王兩全の方便を以て是を建、下賤なる者のみにあらず、身分は貴けれど、家貧なる人の爲にも、設けたる府なり、其子を入る窓ありて、外より其所に音なへば、役人内より應じて戸を開き、子を抱入るゝなり、尤年月日時を記したる牌を、子の胸に懸しむ、夫より後、乞戻して家に養はんと思ふ時、先に府に入るゝ時記したる、年月日時を認めて、彼窓に投入るれば、先の牌と引合せて子を戻すなり、其府の中には諸藝の師匠ありて、男女の兒童各好む所の藝を教ゆ、男子は廿歳をかぎり、金銀をあたへて府を出し、心の儘に渡世をいとなましめ、女子は十五歳を限り、金銀をあたへて嫁せしむるとなり、故に國中絕て捨子なしとぞ、

○病院

同國中にガストホイスといふ府あり、明人病院と譯す、此府は甚廣大に構へたり、何故なれば、外國より來る所の使客幷に國中の病者は、貴賤となく爰に居しむ、醫師、看病人、臥具、病架にいたるまで、備置て闕事なし、國中の大貴人、月輪に此府をあづかるとな

り、又國中の貴賤、病難災難にかゝりたるか、又は心願あるもの、此三院の雜費にあつる金銀財寶を施入すべしと誓願をたて、成就の上にて寄附するとなり、又蠻舶の舳の方に、アールムースは施事、カスは箱の事なり、此箱に彼國王の錠前あり、船中の者願望ある時、成就のうへ此箱へ何等の物を入べしと祈誓するなり、此箱船長カピタンなりとも、私に開事あたはず、本國へ歸帆の上、役人立合て彼箱を開き、其内へ施入の金銀を、三院の雜費にあつるとなり、（アールムースカスの事玄澤子に聞り、）以上の三條、蠻書中の説あり、尾張屋藤七なる者の持たる蠻畫に、此三院を畫たるを見たり、中良按るに、本朝聖武天皇の御宇、施藥院および東西の悲田院を建たまへる、御いつくしみに似通ひたり、今も東都の小石川に、養病院を建られて、癈病の者を療養せしめらるゝは、施藥院の名殘にて、有難き御惠みなり、

○飛行の器

此器は、近時拂郎察(フランス)國の都、把理斯(パレイス)といふ地にて、新製する所なり、拂郎察にてはチュイレリイスといふ、紅毛にてはリュクトシキップ、（リユクトは氣、シキップは船なり、）又リュクトスロープ、（スロープは小舟也、）またリュクトバルといふ、（バルは球なり、）モントゴルヒイルといへる人の工夫にて、カルレスエンロベルトと云人創て製作す、船の長さ一丈餘、幅四尺餘、深さも同じ、人二人を載べし、船底を二重に作り、其内に鉛の錘二つを入たり、此錘種々の用方ありと也、檣は煉鐵にて張、長さ四丈餘、外面は席(むしろ)を以て卷、檣の蟬に球を附、（球は革にて造るとも聞り、此内へ氣をこむるよしなり、檣の本に設けたる螺轉をゆるむれば、氣もれて其船地に下るとなり、此球の事本書に説なし、彼是聞たるまゝをこゝに註す、）扨船中の人舵を動かし、帆綱をあやどりて、上下縱横心のまゝに飛行す、若空中に風なき時は、檣へ帆を疊みつけ、一人をして船の左右に設けたる風扇を廻さしむれば、車の齒にて風を切り、進退思ふが如くなりとぞ、ここに圖するものは、（◎圖略ス）龍橋世子の祕藏したまふ新刻の蠻畫を、申たまはりて摸寫し、（此畫は去秋長崎へ始て舶來したるを、今春龍橋君へ奉りたるなり、）説は其下に記したる小文の譯文を切意したるなり、猶くはしき圖説は、得にまかせて次編に載べし、

紅毛雜話卷之一終

紅毛雜話卷之二

○鳳凰の説

中川淳庵の考に曰、蠻語に鷄の雌をウーン、雄をハールといふ、鳳凰の二字は漢人の音譯なり、ヨンスーレス書の名、に、印帝亞の鷄とて圖する物、和漢の畫に寫所の鳳凰なり、唐土の聖代に來儀せるといふも、外國まで王化に服して、方物を獻せしを云なるべしとなり、

其全圖等は、蠻譯和蘭藥選に委し、他日刊行の時を待べし、

○弗尼思

ブーニスは鳥の名、明人の製する星の圖に火鳥と譯す、此鳥四五百歳にして死す、かねて其終る日を知り、喬木を積置てその上に立、天氣はなはだ熱する日を待て、尾を搖して火を起し、自ら火中に焚死となる、其灰變じて一ッの蟲となり、その蟲化して鳥となる、故に天下に唯一羽のみ、西洋の諺に、雨なきものをブーニスといふ、此鳥の圖、ヨンストンス、其餘の蠻書にも出たり、實は寓言のよし也、

○都兒格の都

都兒格の都を、コンスタンシノポレといふ、三角に地を割たるとなり、イタリヤ國の名、の里數にて、十五里あるとなん、日本里數にて凡三十里に當る、

○飛龍頭

此邦にて云、油揚の飛龍頭は、ホルトガル國の名、の食物なり、其製左の如し、ひりうづは彼國の語のよしなり、

粳米、粉糯米粉、各七合、

右水にて煉合せ、ゆで上て油揚にしたる物なり、

○天鵞絨

びろうどといふは、マレイス國の名、の語なり、紅毛にてはフルウェールといふと也、以上の四説は、玄澤子の物語なり、

○靈鷲山附釋迦如來の傳

印帝亞國の錫蘭といふ島あり、印帝亞は既に云如く天竺なり、島の中央にアダムスといふ高山あり、其高さ凡二十里、佛家に所謂靈鷲山是なり、麓より巓まで、十二層の山道を攀躋、道路ははなはだ嶮岨なる故、鐵鎖を設けて取り附かしめ、登山の者の勞を助く、頂に源あり、其水別れて山中を周り、山下に落合て一の河となる、號てシテ

ガンケンと云、三月初旬より山へ入事をゆるす、登山の行者此河水に浸り、諸の惡事を懺悔して垢離をとり、山上へ登るなり、山口よりはるかに登る、石坂の右の方に、自然石を柱とし、其上に長き石を横にわたし、一の鳧鐘を懸たり、昔時佛祖の造りたる物なりと云傳ふ、祇園精舎の鐘なるもの是也、大なる鉦木を釣、革の引綱を下たり、登山の者、信心をこらして此鐘を撞に、罪障消滅せざる者には、絶て音を發せず、しかる時は、山上へのぼる事かなはずして、爰より下山し、他日改て登山する事なり、扨辛うじて巓に至れば、少し計の平地あり、其所を號てハマネルレシリバーテといふ、左の方に一の小廠を作る、是登山の行者憩息の所なり、右に方に、以前は莊嚴華麗の堂有しと云、今はなし、其中央に池あり、ウェールレマルアカントンといふ、八功德池是なり、俗に是をタルポクネといふ、譯して子池と云事なり、妊身せざる婦人、此水を服すれば、懷胎するといふに依てなり、然れども凡俗の者猥に汲事をゆるさず、修行の人に乞ふて、此水を得るとなり、此池の邊に大石あり、石の面に佛の足跡あり、號てシリパアテといふ、是釋迦の足跡にして、吾邦藥師寺の佛足石と同物なり、凡人の足より甚大にして、足形のあざやかなる事、あだかも蠟に印を押たるが如し、登山の行者爰に群集して、恭敬禮拜す、此山に登る者は、天竺國中の人のみにあらず、巴爾齊亞國、支那、唐土の事、其外遠近の他國より參詣す、扨佛在世の事を、佛道修行の者に尋ぬるに、往昔東印帝亞に一王あり、后懷胎の内に星鏡を造しむ、星鏡は譯語なり、天文を量る圖、製し終る日太子降誕す、王悦んで曰、此子神聖なるべしと、果して長ずるに及んで、神彩穎悟にて、見るに随て辨知せずといふ事なし、幼きほどより、俗を厭ふ心あり、父に乞て園中に一の室を構へ、人世萬事の有樣を見聞せず、籠り居事數年、十八歳の年、國中を巡遊せん事を請、王ゆるして、數多の從者に警固せしめて遊覽せしむ、太子始て道の傍邊に足なえを見る、從者に問て曰、彼は如何して如レ此なるや、又盲目を見て問、かれはいかゞして如レ此なるや、從者その天質なる事を答ふ、又一人の老翁杖に縋りてよろぼひ來るを見て問、彼は如何して如レ此なるや、從者答て、人間年老ては筋骨枯槁て、皆懸る姿となるよしをいふ、こゝにおいて太子初て驚く、行々死人を葬を見て、彌人間世界の轉變を觀想

する折から、忽僧の來るを見て一念發起し、たゞちに塵世を厭離して淨理に歸依し、得道の後、東印度を出て中天竺に入り、夫より徒弟を卒て錫蘭島に渡り、靈鷲山に有て法を説事數年、教を受るもの少なからず、（予去年、洛陽北嵯峨清凉寺の什寶、狩野元信が畫たる釋迦如來三國傳來の繪傳記を見たるに、釋迦出家のはじめ、爰に謂たる傳と大に同し、）夫より後太子他國へ法を傳へん事を欲して、徒弟等を爰に留め、他念を起さゞらしめんが爲に、吾名號を唱ふる事を敎ゆ、是名號を誦する初なり、扨石面に足形を殘して天へ上る、父の王傳へ聞て哀に堪ず、せめてもの心なぐさめに、彼太子の像を造しむ、是佛像の始なり、其弟子等、太子の法則、法語、雜談に至るまで、委く集成して、若干の書に作り、教諭を受たる者をして、其事跡を遺忘せざらしめんが爲に、聲を張て唄はしむ、此書則佛經なり、（按に、佛經讀誦の中に、梵唄といふ物ありて、委く節を附たり、是その遺風を傳へたる者なるべし、）其太子の名をサゴモンバルカノンといふ、西洋のヒユートンと云人の説に云、出家得度の後の名を、ダラマラヤと云しとなり、扨佛足石の事、紅毛のアポステルトーマスが説に、是全く贋物にして、錫蘭の石工が作りたる物なり、此アダムス山中の事に附て、種々の雜説あるは、皆佛法を尊信する行者どもが、附會の妄談なりとぞ、此條は崎陽の西何某なる人、花蓮的印といふ地輿の書中に載たる説の荒増を語りたるを、席上に打聞たるまゝ、筆にまかせて誌し置たるなり、（靈鷲山の圖は略す）

○生別死別

彼邦のならはしにて、生別には手を握り、顏をあはせ、甚敷にいたりては、呂字などして別を惜む、悲しみの深き事、見る者あはれを催ほすとなり、死別をば心中には悲みもすべけれど、面に憂ひの色を出さず、是死は天命のなす所にして、歎くは天への恐れなりといふ心なるよしなり、

○紅毛人葬式

往年ジユールコープといふ加毘丹、瓜哇より日本へ渡海の洋中にて病死したる死骸を、長崎稻佐山の悟眞寺（是は紅毛人を葬る寺にて、宗旨は禪なり、）へ葬送したる始末を、玄澤子の物語にて聞しに、先屍の腹を割て臟腑を引出し、詰物をして其切り口を縫合せ、（是其屍をして朽ざらしめんが爲なり、すべて彼邦にて、貴人をばかくするとなり、下の木乃伊の條にあはせ考ふべし、）黒き服を穿て臥棺に收め、（黒き衣は彼國の喪服なり、下にくはしく載たり、）種々の詰物有てとくと詰、其柩の上を瀝青にて塗固めて船中に安措し、海の上に日數を歴て

後、長崎へ着岸の上、葬禮を行ひける時の式は、棺へ黑天鵞絨の覆をかけ、棒は竪に二本、横に三本入て、かつぐやうに作りたり、扨悟眞寺まで見送りの蠻人數多、各黑き喪服を着し、黑羽二重の裁にて作りたる、頭より左右の肩へ垂るやうに、製したるものを着たり、葬穴を深く掘て柩を收むる事、此邦にさしてかはる事なし、（中人の葬式も、大抵此おもむきのことなるよしなり、）石牌は横石なり、横文字にて銘を刻む、石面の一旁に、砂時計の兩方に鳥の翼を置たる紋を彫付たり、是は我邦の判事物の樣なる事なり、砂時計は機關の砂の落ち切りたるをもて、呼吸の絕したるにたとへ、左右の翼は、此人死しても、名は千萬里の外に飛といふ意なるよしなりとぞ、彼國の人、譬諭を畫に書事多し、大抵此類の畫組なり、林子平が見たる加比丹の葬式も、玄澤子の話と同じ、輿舁の日傭二十人に、阿蘭陀人の印の付たる看板を着せしめ、柩ならびに見送りの蠻人、西洋館の水門より稻佐の湊まで、十八町の海上を船にて行、棺を乘たる舟と、差添の加比旦の舟へは、布交の旗を立たり、扨悟眞寺の佛前に棺を舁居る時、住僧および長崎總寺々の僧徒のこらず出て讀經す、夫より跡の取置は、すべて寺の例にまかする事なり、可笑は和尙の引導なり、紅毛の死人の耳へは何と這入るや、通詞がなくてはわかりかぬべし、

○紅毛喪服

喪服の事をラアウケレイドといふ、黑繻子を以て製す、仕立常の服にかはる事なし、總て喪の式には黑色を用ゆ、喪に在人の遣ふ黑き扇を、ラアウワーエルといふ、書翰の封を、常は赤き色のラッカといふ脂にて製したる物を、火にて蕩し懸け、その上へ印を押す也、喪中の文通には、黑きラッカを用ゆ、忌服の日取は詳ならずと、玄澤子の物語なり、先年東都にて孝恭院殿御逝去の節、參向の加比丹アウレントウヰルレンヘイト、長崎屋の旅亭にありて、仰出されを承りたる日より、黑色の喪服を着し、身體の飾を加へず、御初七日迄謹み居たり、七日の日取は日本の風にならひたるか、たゞしは彼國七星を以て日に配すれば、七日にて一周なるがゆゑなるやと、國瑞法眼まうされ侍る、

○黑坊の葬式

林子平崎陽尹に遊事して、西洋館に出入する頃、天竺

の葬送を見る、鍋島あたりの産の黒坊ともなり、棺は松板にて拵えたる臥棺なり、是も出島より稻佐山へ舟にて送る、同國の黒坊悟眞寺まで見送り、總て寺僧の手を待ず、葬穴の前にて死骸を引出し、赤裸にして口の內へ土をなるだけ押し込、横ざまに伏させおき、其身は、サロンといふ大衣の如く仕立たる木綿の單なる禮服を着し、是は常にも着、彼邦の服なり、打敷を敷て禮拜をなし、横文字にて書たる經文を出して天竺にて今世は梵字を用ゐず、マレイスの國字をもちゆ、讀經す、其聲はなはだ殊勝なり、夫より誦經をはつて後掌を合せ、アミンと唱ふる事十遍、アイノーハ、ナイノーハと唱へながら、左右を拜する事百遍にして、屍を埋るとなり、家兄の考に曰、土を口へ含ませたるは故ある事なり、西洋の人、四元行と號て、水火氣土の四を尊信す、生前水を尊信する者をば、其屍を水葬し、火を尊信する者をば火葬し、氣を尊信する者をば、繩をもつて樹の枝に懸、土を尊信する者をば土葬にす、中頁按に、釋氏要覽に曰、葬法天竺有四焉、一曰水葬火葬土葬林葬也、水火氣土の四葬、此文と相似たり、長崎に居所の西洋人の內、水火氣の三を尊信する者をも、やはり日本の制にならひて、すべて土葬にすると見えたり、中にも子平が見たる所の、土を押入〳〵含ませたるは、土を尊信する者を葬る式にてやありけん、アミンと唱へたるは、阿彌陀といふ事なりと、去春參向の蠻人グゥンラアドヨーナスと云筆者のいひけるとなり、アイノーハ、ナイノーハの事考なし、又玄澤子に聞たる黒坊の葬禮は、いさゝかたがひたり、屍を水にてとくと沐浴せしめ、其上を木綿にて卷、棺に收て葬るなり、中頁按に、是は上にいへる四元行の內の水を尊信する者ならん、水葬の心にて、かくはしたるなるべし、夫より塚に草花を供し、手を開きて左右の指の頭を重ね、中頁按に、是佛家にいはゆる未敷蓮華の印像なり、額に押當る事再三、經文を誦し終て、トワンアラゝと云て拜す、其經の文は、迷ふ事なく浮び給へといふ事なるよし、トワンは崇敬を辭、アラゝは鬼神の事なるべしとなり、アラゝの事、いさゝか愚考あり、下に載たり、

○海黃幷花布の名

海黃の事を、紅毛にてアルモゼインといふ、榜葛剌國より出る織物なり、かいきは榜葛剌の語なるや、唐土の書には、改機と載たるよし、いまだ詳ならず、皿紗は南應帝亞の地スラタといふ國より出すとなり、紅毛にてはセッツといふ、さらさといふはスラタの轉語なるべしと、譯家の說に聞り、

○木乃伊

亞弗利加洲の內バルバリヤといふ國より、ネーゴロスといふ沙金を多く產する國へ、利欲にふける者、命を捨て通商す、行路の日數を計るに、凡六箇月あまりなり、其內廣原の沙地を行事、二箇月なりとぞ、此地炎熱にして人屋水泉なく、道路の夫と定め據べき手着もなし、實に天下第一の行路難なり、此間を往來の商客、黨をかたらふ事二三百人、砂原を行過る間の糧米水漿の類、其外要用の雜具等を、悉く取備へて駝に負はせ、晝は日輪の出沒を見て方位を知り、夜は星辰の運行に依て方角を定めつゝ、そこはかとなくたどりゆくなり、此沙地を往者の大に忌恐るゝは、東北の風なり、此風殊に烈しければ、熱沙虛空に散滿す、行人是にあふもの、忽ち途方に迷ひ、進退度を失ふ、此時に當て熱沙しきりに面をうち、沙石眼耳に入充て、たちところに死に至るもの多し、其屍熱沙の中に埋れ、骨肉燥焦て、あだかも不灼過炭の如し、又時ありて大風起り、吹埋めたる沙石を吹ちらせば、彼屍沙上に暴る、行人たま〳〵是を得て甚貴重す、此物則ち木乃伊なりと、彼邦の舊說に云傳へたるよしなり、夫より後、精覈したる蠻書の說に曰、阨入多國の內アレキサンデリヤと云所あり、此地甚豐饒にして、人民殊に至孝なり、人死すれば其腸を拔去て、これにかゆるに種々の藥品を以し、布帛をもつて屍に纏ひ、是を浸すに、上好の脂油をもつて製したる藥汁を用ひ、棺に納めて窖の中に埋む、是其死骸をして、千歲朽損じざらしめんが爲なり、（上にいへる和蘭人葬送の條にあはせ考ゆべし、）此屍年月を歷れは、上等の藥となる、是則木乃伊なり、去によりて土人等、星移り物換りて、人も問來ぬ古墳をあばき、棺をくだきて其屍を得、交易して能價を得と也、蠻語にてモミイといふ、唐土にて木乃伊と書は音譯なり、ミイラといふは、日本の俗言なり、當年又々參向せる加比旦ロンベルゲが、座右に置たる書籍の內に、モミイの全形を畫したるを見る、摸寫にして右に出す、（圖略ス）杉田玄白子は頭顱骨を藏す、予が家には髖と膝骨とを藏す、其形いさゝかも缺損せず、所として布目あるは、彼屍をまとひたる布の跡なり、

○鐵砲彈

左に寫す畫圖（圖は略ス）は、譯官楢林重兵衞が、テッチンギ（人名、）よりゆづり受たる、ショメールといふ書に載る所也、

狐狸のたぐひの籠り居る穴の口へ仕懸、又は行通ふ路筋の林の間などへ懸たる圖をも出せり、此書全部七卷あり、實に古今の大奇書にして、漏たりと云事なし、（備林九皐（重兵衞が號）家兄の紅毛學を好む事の厚に感じて是を贈す、當時日本國中に只一部の書なり、）

○切腹の事

キユーレルといへる蠻人、西何某に問て曰、日本の刑法に、士人罪を犯したる時死を賜はれば、人の手をおろすをまたずして、自匕首を取て腹を切よし傳聞せり、誠に然るや否やと、何某その僞ならざるよしを答ふ、キユーレル舌を卷て曰、日本の人氣かくまで猛烈なり、外國には見も聞もせざる事なりと云しとなん、

○ポーチーの病症

玄澤子いはく、近來彼國の人、ポーチイといふ病を患ふ、是百年以來の流行病なりといふ、膝より下痛て腫あり、水氣のあるもあり、終には衝心して死に至る、此症暖衣美食して、身の運動すくなき貴人にあるよしなり、出島に逗留する蠻人の內、船頭、加比旦などなどらでは發せず、船働のマダロス（下人の事）などは、絕て此病なし、此方にいふ脚氣衝心の症に似たりとなん、今年かびたんロンベルグ、長崎屋に滯留の內此病にかかる、一向に人事を辨へず、譫語などを云たり、鈍刀を以て脚底をくりぬくが如く、その痛み堪難しと也、

○男色の制禁

彼邦男色を禁ずる事嚴密なり、是人理にそむくを以てなり、當時これを犯すものあり、其犯せし人は火刑に行はれ、犯されたる少年は、海へ沈められしとなん、今も然るよし、今年の筆者リカルトが云しと也、

○アンペラ

玄深子曰、アンペラは何國の語なるやさだかならず、唐山（から）にて作るといふ、黒坊はテカルシイナといふ、テカルとは算崩しに組たるものゝ事なり、

○瓜哇の風土

瓜哇は日本の九州程も有べし、ジヤガツタラともいふ、又咬𠺕吧（カラツパア）と稱するは、初紅毛人此州へ來りたる時、土人に向ひて、爰は何といふぞと問けるを、言語通ぜざる土人等、其所に生繁りたる椰子の樹の事を問事よとこゝろ得、カラツパアと答へけるを、蠻人は

國の名を云けるよと思ひて、やがてカラッパアと唱へ傳しとなり、夫より後、此州を手に入たる上にてただし見れば、本名はジャワ又ジャガッタラといふ故、詞を改めいふ時は、實の國名をいひ、平語には間違にて云來りたり、カラッパアとも唱ゆるとなり、カラッパアとは椰子の事也、此州をはじめ、すべて南へよりたる國に多く此木あり、瓜哇は國中に山なく、年中温暖の地なり、平日小雨そぼふりて、時として出水の事あり、紅毛人の居住する所は郭を構え、其周に唐山、イギリス、應帝亞(インデヤ)、其外諸國の人の旅宿を作る、世界第一の大港にして、爰に舶せざる商船は無しといへり、甚熱國なるゆゑ、土人の黒坊どもは、大抵裸體にて居るとなり、殊の外辻切多し、是は黒奴の博奕に負たる者、街に出て剪徑をなすが故なり、蠻人はじめて此州に來る者、猥に爰の水を飮す、食も粥などを焚て少しづゝ喰ひ、漸々に此地の水を服し馴とぞ、唐人は此理を解せず、着岸するやいなや、大概に飲食するゆへ、日あらずして病を發し、死にいたるも多しとなん、長崎へ來る所の蠻人、唐人も其如くなりとぞ、此國の事、次の卷の初、海路の記の條に再載たり、椰子の木の形は、靈鷲山の圖に畫たる棕櫚の樹の如き物なり、

紅毛雜話卷之二終

紅毛雜話卷之三終

○紅毛國より日本國まで海路の記

喝蘭の商船、東の方瓜哇、日本等の地へ渡海するに、アムステルダムより發船す、アムステルダムは、紅毛の都城を居る所にして、北極出地五十二度廿三分に當りて、氣候最寒し、其地に河あり、アムステルといふ、地の名も此河に依りて稱するとなり、その港口には、歐羅巴諸國の商船幅湊て、甚繁華なる事なり、紅毛人此所より船を出して、針路を西にもとめ、（針路は、羅針の針先によりて、方角を定め路をもとむるなり、紅毛の針盤の製は、東西南北を三十二方に分つて、甚微細なり、）諳厄利亞海の方へ走らす、其海上に見る所、諳厄利亞、思可齊亞、喜白利泥亞の三島あり、此三の島をあはせて、ゴロートブリタニヤと云、又東に拂郎察國あり、此國の渚と諳厄利亞との境の瑞戸を、舶師の詞にカナールといへり、拂郎察の人はマンセといひ、紅毛人はモッと云ふ、倶に譯して袖といふ事なり、此迫渡の形、彼國の衣服の筒袖に似たるが故に此名あり、其瑞門の幅六七里に過ずといへり、（こゝにいふものは紅毛の里數なり、下皆同じ、）諳厄利亞は、西洋中の大島にて、北極出地五十度より五十六度におよぶ、其土人慓悍にして智あり、水戰を善し、諸の技藝に長ぜり、此國の内ロンドンといふ所は、自鳴鐘の細工天下第一にて、他國のおよぶ所にあらず、（此邦へ持來る機關時計など、皆此地にて作る物なり、紅毛畫にロンドンの町並を畫たるを見るに、軒口へ釣看板をかけ、見世に賣物をならべたる體、日本の町家にかはらぬけしきなり、）又拂郎察國は、歐羅巴洲の中に在て、その地赤道以北四十二度より五十一度の間にあり、（赤道の以北四十二度の地なれば、北極の度も四十二度なり、故に以下北極の度を記さず、）此國の風俗、人情親切にして學才あり、人皆强勇にして、軍略の事に長ぜり、他國の人と交るに禮讓厚く、大都の人の風あり、衣服の制は、時世によりて變革あり、其言語、能辯にして聽に堪たり、上下和睦して、人々自己が業を勵む事、他國にこえたり、此海を過ては、針路を西南の間に取り、伊斯巴儞亞海に出づ、其海上に在るところ、西をヲセアーノスヲクシデンターリスといふ、譯して大西洋といふ、其東は伊斯巴儞亞國なり、此國の形を、古來より牛皮を廣げたるに譬ふ、其地赤道以北三十六度より四十三度餘の間にあり、國の南北は海を涯り、東西は他國に界す、國人交易を專として、拂郎察、諳厄利亞、紅毛の諸國に通商す、邦内を十四道

に分てり、氣候熱す、諸菓、葡萄酒、麻苧等を產す、國中に人民少く、國の西北は曠野多し、銅、鐵あり、又金、銀をも出すといふ、去ども亞墨利加より金銀を求る故、其國中の金銀山は、却て貴からずとなん、北海上を過れば、西は大西洋、東は波爾杜瓦爾(ホルトガル)國なり、其地赤道以北三十七度より四十二度の間にあり、此國歐羅巴洲の中においても、大ならずといへども、人皆强勇にして、歐羅巴の諸國に雄長たり、國を五道に分かち、都城の在所をリスボンと云、沿海地なり、此國中に大河五つあり、中にもタージユスといふ河あり、國人はターヨと唱ふ、都城を過て伊斯巴儞亞の海に入、諸國の商舶此河を泝り、都下に集りて交易す、國人學才あり、專ら精力を賣買の事に盡す、亞細亞、亞弗利加等の諸國に通商して、利用を得る事を勤とせり、產する所の物は、酒、油、金、銀、錫、鉛、明礬、その外明珠品類多し、國中コインブラといふ所あり、リスボンより三十五里北の方なり、其地に湖あり、水中へ巨なる材木或は鐵錨などを擲入るに、いさゝかも沈む事なうして、水上に浮ぶとなり、扨此海を過れば、針路を西南にもとめ、亞弗利加洲の海に向ふ、其間海に沿たる國多し、就中大なるものは、バルバレイン、ヒルドルゲリット、サーラ、ニギリシヤ、クツラダ、アルゴイン、ゴイネヤ、コンゴウ等なり、是皆亞夫利加洲の内なり、又同洲の地より七十里程西に當りて、カナーリセヱイランドといふ島あり、總て八島なり、金銀をはじめ他の土產甚多く、勝て豐饒の島なる故に、ゴロツキクヱイラントともいふ、漢に譯して福島といふ事なり、此內の一ツ、テネリフハアといふ島に、ヒーゴと云る宇宙第一の高山あり、世界の地圖を作り、東西の經度を定むるに、此山を以て始とす、總て亞夫利加洲は、赤道の直下に當る故、氣候きわめて酷熱なり、其中には百餘里の曠野、あるひは渺々たる沙地のみ多くして、河水に乏敷、人民居住しがたき地あり、此邊象、獅子、虎、ハンデルス、(豹の壯なるものなり、)蛇、飛龍、猿犬、馬の屬を產す、土人色黑うして野鄙猙獰なり、されども北の方地中海に近き所に住する者は、其色白しともいふ、遠く南に住する者は、何れもその色黑し、又此洲の中に、阨入多(エジツト)と言國あり、其地開闢より以來雨降事なし、國中に河有り、ネイルといふ、此河南より北に流れて、地中海に入、河水每年八月の始より

溢れ、次第に長じて田園に漑ぐ、土人水の漲る多少を視て、其歳の農作の豐歉をうかゞひ知るといふ、其水平地より高き事、日本の尺にて三丈六尺程に至る、およそ四十日を過れば、水減じてもとの如しとぞ、又亞弗利加の渚より西の方に、十の島あり、總名をカボヘルテンといふ、或はソウテ又はグルウーンエイランドとも號く、波爾杜瓦爾國に屬す、紅毛の商船東洋に渡るもの、此所より針路を東南に轉じて船を走らせ、數百里の海上を經て、ホッテントッテンの地に至る、（喝叭國の一名なり、前卷にくはしく載たり、）初亞弗利加洲極南の地にして、赤道以南三十六度に在、土人色黒く、きはめて鄙陋にして人類に似ず、他國の商船此地に泊して風待する者、食物の餘を海邊に棄るを、土人等とり喰はん事を欲すれども、人あれば是を取ず、人なき隙を伺ひて、棄たる物を食するとなり、此地海風勵敷して、波浪最大なり、西洋諸蠻の船、此激浪に逢ふもの、破壞せずといふ事なし、此灘を過得れば、始て岸に登る思ひをなす、故に此所を拂郎察人、カアボテンネヱスヘランセと號く、紅毛人其義を譯して、カーブデグーデホープと云、華人又その義を譯して、喜望峯と云、初アムステルダムを開帆して大西浦を過、夫より亞弗利加の渚傳ひを過て、此地に至る海路、計に二千百里なり、順風なれば凡四箇月を經ると云、此岬に船を泊め、天氣の晴陰、海波の動靜を考へて、又爰を出帆し、たゞちに東洋に赴くなり、喝叭より三十六度東に過れば、其北に麻打葛矢葛爾（マダガスカル）といふ大島あり、その傍の海中に、暗礁はなはだ多し、礁の利事鋒頂の如くにして、海舶これに觸るもの、忽船底を破らるゝ故、もつとも是を畏るゝとぞ、それより針路を正東に取て、凡四五十里を過、又東北に轉じて乘、其間の海をマーレインテキュムといふ、すなはち應帝亞（インデヤ）海なり、其西北は亞剌皮亞、伯兒齊亞、應帝亞等の海に臨たる國多し、いづれも產物多く、豐なる地なり、喝叭を開帆して追風よければ、凡三月餘り、一千五百里を經て、咬嚠吧に至るといふ、咬嚠吧は南海の中に在りて、舊名は瓜哇といふ、紅毛人呼でヤーワといふ、卽ジャワの轉音なり、（此國の名、其外委にもれたる說、すべて卷二にくはしく載たり、）其地赤道以南六度餘に居る、東西百五十里餘、南北三十里に過ざるなり、氣候常に燠にして、稻穀一歲に再熟す、其西北は須馬太剌（スモタラ）に距り、東北は浡泥に近し、其西は外洋な

り、阿蘭陀より役所を居たる所を、バターピヤといふ、此地に椰子木多し、其外産物充溢て、諸蠻交易の要地なり、風俗暹羅に似たり、赤髮にして面黑く、文身したるもの間あり、男は蓬頭にし、女は椎髻にす、男子は布を以て頭を纏ふ、此布の事をサプターガンといふ、（此事卷一に出たり、）産する所の草木は、龍腦、胡椒、肉豆蔻、檳榔、椰子、斑枝花、莉藤、甘蔗、燕窩、鳥は鸚鵡、遼可、嗍々、孔雀、火雞、（火雞は火を喰ふ鳥なり、）獸は犀、豪猪、香貓、栗鼠、猴、犬、牛、鹿等なり、紅毛人此所より日本へ渡海するには、日本の五月初旬比、バターピヤより發船し、針路を西北に取り、數里にしてスタラートバンカの邊に至る、（小島なり、）其海原に見放る所、東に浡泥、（蘇加と須馬太刺の間を乘る時は、浡泥は見ゆべからず、其間凡四十五里餘あり）西に須馬太刺および滿剌加の地あり、其浡泥なるものは、亞細亞の中の大島にして、瓜哇の東北に當れり、其地赤道の眞下にして、氣候極熱なり、人皆面黑く、食を盛るに器皿なし、竹ならびに貝多羅の葉を編て器とす、土地に産する所、片腦、五色の鸚鵡、象牙、玳瑁、椰子、檳榔の類なり、須馬太刺は暹羅の南に在て、滿剌加とわづかに半日の海路を隔つ、國の形長くして大なり、此地も赤道の眞下なる故、氣候至つて熱す、産物多し、米粟殊に充滿す、その外金銀およびヘルゲストフ、（金石の類なり、）藥種、絲、木綿のたぐひを出す、西洋の商船絶ず來つて交易すとなん、其人武力強健にして、常に他國と戰を挑む、紅毛の曆數一千六百年に當つて、戰士六萬人、軍艦二百艘脚艇五十艘を備、波爾杜瓦爾に襲ひ來りて、戰をなせし事ありと云、滿剌加の地は、須馬太刺の北に在り、舊暹羅に屬せり、曆數一千六百四十年の後、阿蘭陀に屬して、其地名マレイスと改む、夫より以來、土人の言語マレイスと印度の二つあり、土産は沙谷米、丁香、胡椒等なり、五穀は少しと云へり、此海上を過ぬれば、針路を東北の間に求めて走る、其西は支那の極界、沿海たる地にして、東埔寨、占城、交趾、瓊州、廣東、東京、福建、浙江等の所なり、其東に島多し、大なるものは、ハラゴワ、ミンダナヲ、呂宋等あり、此邊の諸島の總名を、ヒリヘインセエイランドといふ、其中なる呂宋を紅毛語に、リュコーニヤといふ、又マニイラといふ所あり、皆伊斯巴儞亞に屬せり、後にミンダナヲに併せらる、獨りマニイラのみ、今にいたるまで伊斯巴儞亞に從ふといふ、其地南北百里餘、東西六十

里に過ず、産物種々あり、蘇木勝れて多しとなり、又呂宋の西、交趾の海濱に近き所に、ブラクといへる、南北四十里餘の沙地あり、華人此所を呼で、萬里長沙といふ、こゝを過て東北の方數百里にして、一の大島あり、ホルモウザと云、華人は呼で臺灣といひ、又東寧ともいふ、その地たるや、西は福建に近く、東は大琉球なり、是より以往、紅毛人こゝを領して居城を構ふ、其所の名をゼイランテヤと云り、暦數一千六百六十一（二カ）歳日本の寛文二年、清の康熙元年、に當つて、其島を支那の海賊に襲取られたりといふ、是國姓爺鄭成公の事なり、夫より後、紅毛より長を置事なし、南北凡六十里、東西二十四五里なり、氣候日本に比すれば溫暖なり、俗皆頑愚にして、人を殺す事を好む、頭の髮を禿にし、銅あるひは錫等の箔を粘、男女何れも跣足にして、身に短衫を穿、幅巾をもつて腰の下を蔽ふ、婦人は青き布を用て脛を裹み、多く草花を帯、男子およそ十五歳なれば、籐を編て腰を圍み、其腰骨を小さくす、この故に狩に出て獸を追ふ事、奔馬よりも速なり、生猫を以て歯を染、耳を穿つて穴あり、身を刺て文にするものあり、皆紅毛の文字なり、産する所の鳥に、鶏、鸞、鳩、鴻、雁の屬、獸は、豹、鹿、麝の類、藥種は、椰子、檳榔、荔枝等のものを出す、初め瓜哇を開帆し、海上凡三百七十餘里にして、濤を過て、臺灣に至り、夫より三百三十餘里にして、日本の六月下旬、長崎の港に至る、臺灣は赤道以北二十三度にして、直に夏至線の下に居る地なり、長崎は三十二度餘の地なり、此里數考べし、臺灣以往の海上に、大琉球、マキ島、甑島等を經て、針路を西北の間にもとめ、ヲクタント、測量の具、カラードボーコ同上、等の具を以て、日輪の高さを測り、黄道の距離とまじゑ考へて、吾船のあるところ、赤道の南北何度なる事を知り、志す所の針路より、進む時は退き、退く時は進む、是彼邦の舶師、専一の勤なるよしなり、

○釋迦の名并佛體の金色

上の巻の靈鷲山の條に云へる如く、釋迦の名を應帝亞の語にて、サゴモンバルカノンといふ、中良按るに、サゴモンは釋迦牟尼なり、又釋迦文と書たるも、倶に音譯ならん、バルカアンは婆羅門なり、又婆羅賀磨奴ともいふ、是天竺の姓なる事、翻釋名義集に委敷載たり、去すればサゴモンは名、バルカノンは姓ならんか、譬ば紅毛人の名に、イサアカテッチンギといふ、イサアカは名なり、テッチンギは姓なり、其子に名づ

くるには、何々テッチンギといふが如し、然れども予佛書の學をくはしうせざれば、此考當れりとは定めがたし、されども名義集を推ていふ說なれは、たがへる事もあるまじきや、扨佛の金色は、彼天竺の國人、何れも黑坊なれど、赤道を東北へはづれたる國の者は、其色黃なり、釋迦は東膃帝亞の生なれば、かたの如く黃疸色なるを、彼徒黃金の肌と云なしたるより、佛像を金箔にてだみる事とはなりたるなり、漢武故事に、昆邪王休屠王をころして、金人の神を得たり、武帝これを甘泉宮におく、祭るに牛羊を用ゐず、たゞ香を焚て拜禮す云々、此文によれば、佛の金だみも、久しき事と見えたり、近比紅毛繪の、天竺の婦人を畫たるを見るに、其形觀音勢至に替る事なく、顏色をば黃に彩たり、同國の內にて、黑坊黃色坊と分るは、亞夫利加洲の國人、南へよりたる地のものは色黑く、北の方地中海へよりたる地の者は色白しといふが如し、此白きといふも、黑坊にくらべては白く見ゆべけれど、是もやはり黃いろなるべし、今も長崎へ來る所のマレイス、應帝亞あたりの黑坊、何れも髮筋ちゞみたり、卽佛の螺髮也、

○唐土の文字

紅毛人萬國の風土を記したる書に、支那の文字を笑て曰、唐山にては、物に附、事に依て字を製す、一字一義のものあり、或は一字を十言二十言にも用ゆる物あり、その數萬を以て數ふべし、故に國人、夜を以て日に繼、寢食を忘れて勤學すれども、生涯己が國字を覺盡し、その義を通曉する事能はず、去によりて己が國にて記したる書籍を、容易讀得者少し、笑ふべきの甚しきなり、歐羅巴洲は、紅毛の邊すべて歐羅巴の內なり、二十五字を以て、少なからずとすと記したりとなん、彼邦の國字をアベセといふ、吾邦のいろはの如し、父字二十字に、母字五字をつゞりて、萬の音をしるす、中良按るに、皇朝の古へは、簡易にして文字をさへ用ゐず、夫より世降りて、五十言の目標に、唐土の字を假用る事となり、いよ／＼末の世に至りては、唐土の字音字義を用る事と成てより、事少なく安らけき吾國風を捨て、事多く煩はしき唐土風を用るは何事ぞや、紅夷といやしむる蠻夷すら、心有者は宜なはぬ唐山の字學なれ、

○紅毛國の名

日本にて、ヲランダといふは轉音にて、實はホルランドなり、支那にて紅毛又紅夷なんど書るは、華人のくはしうせざる義譯なり、阿蘭陀と書は、少し轉じたる音譯なり、紅毛の人、國の名を唱ゆるに、ホーラン

さのみいふやうに、ドの字を口に殘し云を聞て、喎蘭と書たる音譯も委しからず、近比、荷蘭、法蘭と音譯したるぞ親しかりき、

○火浣布

火浣布の蠻名アミヤントス又ステインフラスともいふ、ステインは石、フラスは布の事なり、典籍便覽に載る所の石麻に當れり、明和年間、東都の隱士平賀鳩溪なる者、若州の侍醫中川淳庵とはかりて、秩父山中より産する石麻を以て、火浣布を作りたれど、只布の形を成たるのみにて、折疊む事成がたく、其織ところ數寸に過ず、是製法を知らざるに依てなり、近頃蠻舶のもたらし來るヒュブネルス、(紅毛人の名、)ボイス(同上、)等が著はしたる書の中に、委敷其製法を載たり、家兄の物語に、往年蕃客の旅亭にて對話の時、火浣布の談におよび、鳩溪が送りこせたる石麻を出して、加比丹アウレントウヲルレンヘイトに鑒定せしめたれば、此物上好の石麻なり、是にて製したらんには、極品の火浣布を織成すべし、扨吾本國にて製したるを見せ參らせんとて、やがて取出したる物を見れば、地組かなきんの如く、大さ二尺四方の手拭なり、掌に入て揉に、手當り木綿に異ならず、時にヘイト傍なる火爐を引よせて、件の布を烈火の內へ投入、火箸にて引あげ見せしが、いさゝかも燒損せず、自若として本の如し、退て考ふるに、家藏の蠻書に載る所の法をもつて、石麻を製するとも、もしくは風土の違ひにて、彼邦にて作る火浣布の如くには、織得ざる事もやあらん、暇有日製し試んと申され侍りき、

○ループル

ループルと云器あり、形左に寫す、(◎圖略ス)此器を口に當て、遠方の人にものを云懸れば、耳のあたりにていふ如く聞ゆ、又耳にあつれば、遠方にていふことゝ、間近くは聞ゆれど、こなたより云懸る程、速にはあらず、眞鍮又はさはりの薄金にて作る、或人の工夫にて、澁煎糊を以て、美濃紙にて張拔に拵へ、上を錆漆にぬり固めて作りたり、その用、金にて製したるものにおとらず、蠻語に呼事をループといふ、ループルは、呼ぶものといふ事になるなり、

○蠻船の石火矢

佛狼機懸の蠻人をボースマンといふ、蠻船の第一階の面楫取楫に、仕懸たる石火矢を、組下のマダロスに

下知して打たしむる時、ルーブルを口に當、明り取の窓より差出し、ゲヒュールスチュールボールと呼はれば、面楫の方の砲を放つ、其響止まざる内に、ゲヒュールバクボールと下知すれば、取楫の火皿に火を施す、此ゲヒュールといふ詞、ヒーロンといふやうに聞ゆるとぞ、打人のマダロスは只一人なり、藥は一斤づゝ紙袋に入たるまゝ筒へ詰、勿論玉なしの殼込なり、蠻船長崎へ湊入の時石火矢を打は、此國に向ひ仇なひ奉らざるしるしを見せんため、海上の用意に仕懸たるを、殘らず打拂ひ、武備を捨て入津する心なるよしなり、又海上にて、他國の船を遙に見懸たる時、此方より石火矢を放つに、あなたにても答へて打は、此方に對して仇せぬ船なり、もし趣意ある船は、石火矢を合せざるとなり、別條なく問答をはりたる時は、たがひに要害の石火矢を打はらひ、殼筒にして行違ふとなり、

○日本の國名

紅毛人日本を、ヤパン又ヤポンといふは轉音なり、長崎をナンガサキ、京都の事をミヤコといふ、此邦の俗言に、ござふもならぬといふ詞を、珍敷といふ詞は、彼邦にての常語のやうになれり、或曰ヤパンは唐音日本の轉聲なるべしと也、

○顯微鏡

近頃舶來ミコラスコーピュムといふ顯微鏡あり、形圖の如し、（一圖略す）種々のものをうつし見るに、その微細なる事凡慮の外なり、鹽は粒々皆六角なり、蕎麥粉はいか程細き粉にても三角なり、燈心は絲瓜の如し、黴は菌の形なり、水は麻の葉の如き紋あり、氷に縱橫の紋をなすは是なり、酒は百沸湯の如くうごくなり、是を飲ば運行の血脉を鼓動する故、胸踊り面に血色を發するも宜なり、予伯氏と倶に見たる中に、虱の古く成たるが、腸腹やぶれて鰯の骨の如き肋骨あらはれ、腐爛たる腸に、茶たて蟲の如き蛆たかりたり、目鏡をはづして見れば、いさゝか色のかはりたるやうに見ゆれども、肋ぼねも蛆も見えず、誠に希代の珍器なり、蚊の睫に巣をくふ蟭螟、蝸牛の角の上なる蠻氏觸氏の二國をも、此器をもつてうつさば、明らかに見分つべし、司馬江漢ミコラスコーピュンにて見たる所のものを、（二圖略す）盡く畫て家に藏む、其一二圖をもとめて左に出す、說所の荒唐ならざるは、此器

を見たる人知べし、

紅毛雜話卷之三終

紅毛雜話卷之四

○疫癘の濫觴

西洋にて瘟疫の流行せし濫觴は、當時彼邦の人南海を過る時、大いなる島を見る、船を留めて陸に登り、行こと凡二三里ばかり、其路人家はもとよりにて、草木水泉ある事無し、時に大風吹おこり、臭穢鼻を撲事しきりにして、堪忍ぶべくもあらざれば、急ぎ船へ跑戻り、撈放れて熟視れば、島にはあらずして、大魚の死して浮びたるにてぞありける、（按るに、初にいへる北海の大魚の類なるべし、）かくて其臭氣にうたれたる者、本國へ歸りて後、大熱を發して命をおとす、夫より此病歐羅巴洲中へ傳染す、是彼邦に瘟疫を傳へしおこりなりと、楢林重兵衞が物語のよし、龍橋世子のたまひ侍り、

○阿羅々仙人附天竺の額

黑坊葬送の條にいへるトワンアラヽの事、トワンは考なし、釋迦文佛（しやかむにぶつ）西法を傳へし道士を、阿羅々仙人といひ、又飜譯名義集に、阿羅漢を眞人、殊致阿羅婆を大仙、羅勒迦藍を阿羅々迦魔羅とも註したるをもて考

ゆるに、アラゝは神仙のたぐひを稱する語なる事必せり、因にいふ、釋迦如來八相物語の、淨飯王の宮殿に額を打たる文に云、東に磨く宮殿は、青龍城と打給ふ、南に磨く宮殿は、はりしやな城と打給ふとあり、紅毛の地圖を以て考るに、青龍は華音青龍(ちんろん)にて、佛書に錫蘭を轉じ書しならん、(靈鷲山の條にあはせ考べし、)はりしやなは伯爾齊亞を訛れるなるべし、すなはち應帝亞の隣國なり、

○このしろ

今歳は紅毛人拜禮の日限延引におよび、其上加比丹ロンベルゲ病氣に依りて、四月中旬まで滯留す、ある日部屋附の者ども、今日小田原町の肴市に、初松魚の價如何程せしなど物語るを、ロンベルゲ聞て云、誠に夫は格外の直段なり、しかし我本國にても似たる事あり、鰤の出初には、隻(ひとつ)を日本の小判一兩程にひさぐを、爭ひて求め食するも同じ事なりと云しとなり、鰤の蠻名をハーリンギといふ、彼邦の人はなはだ美味とす、平日の價も、一隻を日本の金五分程にかゆるとなり、

○カイマン

鰐の蠻名カイマン又コローコジルともいふ、噶叭、瓜哇の邊、すべて南海の内に產す、海底に潛り陸路を走る、其形圖の如し、(ヨンストンスに載る所なり○圖略ス)よく婦人を魅して犯す、(吾邦九州の邊にて、水虎の婦人をたぶらかすが如し、)まゝ懷胎せしむる事あり、其產所、必一人は人間、一疋は鰐なり、三十年前來りし紅毛人の内に、カイマンの子ありしを、長崎にてはしたしく見たる人多しとなん、(黑坊どもの戲に、人をさして、アナクカイマンといへば、罵らるゝもの大に怒るとなり、アナクとは子といふ事にて、汝はカイマンの子なりと云義なり、)扨うまれたる人、カイマンと兄弟なりといふ事を忘れざれば、海中にて難船の時、カイマン來て助るとなり、もし忘るゝ時は、家伙(やさいかざい)を踏くだきて踊り狂ふ事、狐の憑たるが如し、是をなだむるには、飯を焚て魚鳥を加へ、海中へ投じて誤をわぶれば、やうやく本腹におよぶとなり、瓜哇邊には、カイマンの除をする僧あり、若し人を取たる時、彼僧をして呪咀せしむれば、人を服したる鰐を寸々に引き切て、多くの鰐水上に浮び、其罪をあがなふとなん、(玄澤子の奇々器に其よしを載たり、)中良按るに、出雲風土記に云、天武天皇の御宇、猪麻呂といへる人の娘、此國の北の海邊に遊びしが、おもはざりき鰐の爲に服せらる、父はかくと聞より、天に號び地に踊り、

千五百萬の神に、仇を報ひ給はらん事を祈る、時に數百の鰐、一の鰐を圍繞て海面に浮び來る、猪麻呂やがて鉾を舉て、彼毒魚を刺時、その餘の和爾こと〴〵く解散す、かくて其腹を割見れば、女子の脛を出たるとなん記し侍る、能く似通ひたる事故、爰に書付ぬ、梵語には摩羯といふ、善見に云、鰐魚長さ二丈餘、四足あり、滝に似たり、齒至て利し、鹿を禽て水に入れば、腰を齧て卽ち斷、又は殺子魚と譯すと、名義集に載たり、田村西湖先生の家に、此魚の小なる物の、藥水に浸したるを藏す、

○紅毛人の給金

諸洲へ渡海して通商する紅毛人の給金は、過分なる事なりとぞ、銘々に入用程の金銀を渡して、其餘はゼネラルの方に預り、（ゼネラルは頭役なり）借付にして廻し置き、滯なく歸帆の上にて、元利ともに渡すとなり、もし病死するか、海中にて溺死すれば、其子父の遺跡を繼て、業をはげみ出身する時、亡父の給分迄を添てあたゆるとなり、（孝言子の話）

○レーツー

卽獅子の蠻語なり、亞弗利加洲に多く産す、百獸の王と稱す、諸獸是を見れば皆匿る、其性はなはだ猛烈なり、數千人にて追ば行事遲く、人を見ざる時は却て行事速なり、鷄の聲と車の音を恐る、聞ば遠く遁れ隱る、此獸四日に一回づゝ瘧を發す、病時はかけり狂ひて、人是を制する事あたはず、時に毬を擲あたゆれば、轉弄にして息ず、人を損なふ事をも忘るゝとなり、

○紅毛の畫法附銅板の法

紅毛の畫たるや、至れり盡せり、凡此道を學ぶ者、初に男女の骨節を精うし、夫より赤裸の人物を書習ひ、其上にて衣服を穿たる所を畫くに至る、下に出す畫法は、（畫法圖總テ略ス）シキルデルブックに載る一二圖を摸寫して好事の人の看に呈す、（シキルデルは畫、ブックは書のことなり）扨銅板を鏤る法は、銅板に白蠟を引き、代赭石にて下畫を附け、下に圖する所の具をもつて、筋を引き點を打つに、白蠟の上なれば、さまで功を勞するにも及ばず、扨其彫たる跡へ、スタルキワーテルといふ腐かし藥を懸れば、下畫の儘に腐れ入事、鏨を以て鏤たるより鮮也、此藥水西洋にて製する物、吾家の藥室にあり、試に鐵針に糸を施してさし入るゝ時は、じわ〳〵と泡立事、湯の

たぎるが如し、良有て引上れば、其色紫黑に變じ、是を折るに朽木の如し、銅眞鍮の盆へ注ぎ入るれば、たちごころに皺み縮む、その功のするごき事は、去歳蹟壽館にて藥品會の時、まのあたり見たる人もあるべし、スタルキは强き事、ワーテルは藥水の蠻語なり、扨銅板の摺り様は、象牙か鹿角の霜にしたるを油にて煉、彫目へ塗込てさくさ拭ひ、其上へ紙をかけて、卜木にて壓なり、くはしき事は追てしるすべし、

紅毛雜話卷之四終

紅毛雜話卷之五

○ワートルハルナス

ワートルハルナスは、ワートルは水、ハルナスは鎧の胴なり、其形桶の如く、上の方は廣く、下の方は狹く、革を用て是を造り、革の紐を施して固く結合せ、外面より鏥輪を用てしむる様に製したる腹卷なり、用ゆるに臨て、これを全身に蒙れば、下は足の半まで至る、其眼の所に孔を穿て硝子を施し、雨の眼を透通らしむ、且その人相應の錘を付て、水中に沒入しむるに、久しく水底に潛居事心の隨なり、此器フランソイスヘステスといへる人の新に製作せし所なりとぞ、右津山侯の醫官宇田川玄隨子の譯せる、蠻書の說のあらましなり、

○遊女

遊女の事をウールといふ、貧賤の者の女兒のみにあらず、家系たゞしき人の娘にても、女訓にはづれたる、淫奔の女子をば娼妓とす、賣花錢は銅臭五百文より、レキスタートルといふ銀錢五十片までの級あり、銀錢五十片の粉頭は、閨房に畫板玻瓈鏡などを

懸、料金賄鋪にいたるまで、甚華美をつくすごとなり、夜合錢五百文六百文の低娼は、マダロス（上にいふ如く下人の事也、）などの遊びものなり、嫖客はいづれも獨身の人なり、妻を持たる者は、決して樓に登らずとぞ、

○蹴鞠

蹴鞠の事をラーガーといふ、黑坊の持遊びなり、割籐にて籠の如く編たるものなり、予が家に眞物あり、足の裏にてすくひながら蹴上、肘にても突上、踵にてもはねあぐると、楢林久三郎語りき、（譯官楢林重兵衛が子なり、）近頃此鞠と紅毛羽子板の二種を、東都照降街に住する佐々木與兵衛なる者に教て作らしむ、好事の人見ん事を欲せば、彼が家に顧をたまへ、

○佛狼機

寄園寄所寄に曰、砲を名づけて佛狼機といふ事、人多く其義を解せず、近ごろ籌海圖編を閱して、始て佛狼機は國の名にして、器の名にあらざるを知る、明の正德年間、大なる舶二艘、廣城の懷邑に至りて云、佛狼機國より貢を奉ると、使者の名加比丹、（中良按るに、佛狼機はフランスの音譯、カピタンは役名なるを、蠻人の名と思へるなり、）時に武宗南巡す、夷使會同館に羈する事一年、しかりて後本國に歸る、依て此製を遺す、遂に地を以て其器に名づくと誌しぬ、又明儒の譯せる萬國の圖說に云、むかし佛狼機の國王類斯といふ者、如德亞の地を討時、創て大銃を製す、それより後、其法を諸國に傳ふ、作り出せる國の名を負ふせて、彼大銃を佛狼機といふとも記せり、

○摩利支天

火星を（熒惑星なり、）紅毛にてマルスといふ、ウォールドブックに、日に前立て廻る星、軍神なりと註せり、摩利支天是なるべしと、家兄の說なり、中良按るに、飜譯名義集に、摩利支、此に陽炎といふ、日前に在て行と註したり、また神學者流、摩利支天をさして、日前の神といふよし傳聞せり、ルスとリシとは同音なり、かた〲をあはせ見るに、伯氏の考必せり、

○エレキテル

先に家翁國訓法眼の友、後藤黎春が著す所の紅毛談に出せる圖は、眞物を見ずして畫けるなり、今左に圖する物（○圖省略ス）は、家藏のエレキテルを圖寫したる也、別に散圖（○圖省略ス）を作て、詳に說を記す、此器たるや、遠西の人、電光の理を究めて作り初たりといへり、諸器の中の尤めづらしむべき物なり、全圖の如く、箱を居、上に

釣たる横筒に金糸を挾み、其端を床に座したる人に持しむ、扨紡車を廻す如く廻し、良有て火を取棒を、彼床に座したる人の體にあつれば、所として火を出さゞる事なし、(燧にて出る火の如し、もさより物を焼べき火にあらず、)近頃鳳翔公子、種々のエレキテルを新製したまふ、内略式の物に至りては、眞鍮の横筒を竹筒に換、硝子車を磁器の陶に替て、造り給へるあり、去ども其用本式の物に違ふ事なし、箱大サ縦一尺五寸、横一尺、深サ八寸、板は何にても有にまかすべし、

甲 此車板にて作る、廻りに調を懸る溝を彫、棒は鐵なり、持て廻す柄あり、圖の如し、

乙 此車硝子にて作る、軸は鐵なり、軸の本に調を懸る小き車あり

丙 此金物鐵の薄金にて作り、地板へ打付る、是は硝子車へ蒲團を押付る料なり、蒲團は獐皮にて作る、中へ斑枝花をつめて縫たり、硝子車へ當る所に、金箔を押たる紙を張、

丁 此調木綿糸にて搓、

戊 此筒眞鍮にて張る、両の小口に指の頭ほどなる穴を明、圖の如く眞鍮の鏁を卷付、其餘りを垂て硝子車へあたる樣にす、是より上へ氣を傳ふ、

己 此柱眞鍮にて作る、上に二ツの小孔あり、繭糸を通じて、其糸へ横筒をはさみ、圖の如く箱の縁に立るなり、

庚 此糸は金糸なり、横筒を挾みたる糸の間より引出し、其端を人に持しめ、または「辛」の符の盤へ結付て氣を傳ふ、

辛 此盤眞鍮にて作る、人を座せしむる床の上へ居、竪棒へ「庚」の符の金糸を結つけ、さて盤の上へ米粒、又は紙の細かに切たるなどを乘せ、「壬」の符の棒を上にかざせば、琥珀の塵を吸よりは甚しく吸上るなり、

壬 此棒眞鍮の薄金にて作る、是にて氣をさそふなり、

癸 此臺は、人を座せしむる床の足の下へ敷て、地の氣を隔つ、内へ溶し入たるは脂なり、もし傍なる人、床の上へ手をさゆれば、忽地の氣をうつす故、決して火を出さず、(床は定まれる式なし、四本足に作るべし、)

此式を會得せば、エレキテルを作る事、掌を指が如く

なるべし、しかりといへども、猶筆の盡す事あたはざる者あり、若此書によりて製せんとする人あらば、つぶさに口授すべし、

○コンストホンテイン

上より落る水を激して吹上さするは、尋常の水機關なり、左に圖する物は、低き水を上へ引上るからくりなり、蠻名コンストホンテインといふ、（コンストは藝術、ホンテインは吹水機關の吹水といふ事なり、）その式は圖（は圖省略ス）に註するが如し、

○大船

阨日多（エジット）國王プトロメウスヒロパーテルなる者、大舶一艘を作る、長サ八十四丈、廣サ十一丈四尺、高サ八十五丈、（是は船底より帆柱の上迄の高さなるべし、）又一艘を作る、長サ三十丈、是宇宙第一の大河、泥祿（ナイル）河を渡る料なりとぞ、又西齊里亞（シシリヤ）島の内セイラックスの國王も、大船を作る、天文師亞面幾墨得（アルキメデス）なる者をして經造せしむ、其船中兵卒の陣營あり、工匠の居宅あり、莊麗の寺觀あり、戲場有、浴室あり、演武場あり、廐あり、園囿を構て草木を植、池沼を穿て河魚を畜ふ、又風扇にて機をまうけたる連磨ありて、麥の類を粉に挽き、船中の粮に充、舶の外面は渾鐵の屏を懸、舳先と艫邊に望樓を建、敵を防ぐ備甚嚴なり、中にも重サ三百斤の石を彈く砲車あり、長サ三丈六尺の矢を飛す弩あり、矢落六十丈の外に及ぶ、此他百物みな具はると、アテネウスが（紅毛の人）、諸國の奇談を輯たる書に載たるよし、家兄の物語なり、隋の煬帝の汴河に浮べけん龍船も、此船の盛なるには及ばざるべし、

紅毛雜話卷之五終

附錄

氈笠、蠻名ウート、

ベイフルといふ獸の毛にて造る、黑白褐色の物あり、緣は金銀の絛緣を懸たるものあり、又懸ざるもあり、

風領、ダス、

白き西洋布を用て製す、一幅の兩端を芥子結にくくり、金具にてしむるやうに作る、顏色の赤くなる程つよくしむるなり、

鬘、プロイク、

頭形にすきたる木綿糸の網の上へ、木綿裁を縫つけ、その上へ毛を簑にあみたるをとち付たる物也、髮のさきを黑き切にて卷、牛の尾の如く後へさげたるをスタールといふ、すなはち尾といふ事なり、又黑き海黃にて縫たる袋を懸たるあり、其袋をハールサックといふ、ハールは髮、サックは袋の事なり、扨左右の鬢の毛を蠟にて卷かため、總體をば彼邦の鬢附にて毛筋を揃へ、その上へハールブーヱルといふ、白き粉を振懸る、是は二毛に見せん爲なり、地髮を結たるにも、此粉をふり懸る事なり、

衣服、ケレイド、衣服の總稱なり、

上着をロック、下着をカミソールといふ、上着は長く下着は甚短し、裾の方に物を入る所あり、毛織、糸織おの〳〵好にまかせて製す、但し禮式の服は、衣服袴こと〴〵く倶裁にて作るなり、鈕鈎は金銀の金具にて卷たるものなり、其製一ならず、蠻名コノーブといふ、衣服の倶裁にて包たるもあり、服の制度は貴賤の差別なきやうなり、

袴、ブルーク、

地合は定まりたる事なし、前の方に鈕鈎をはづして物を入る所あり、其内に又口ありて、物を入る樣に作る、後の紐および膝の下の紐に金物ありて、しむるやうにす、その金物をゲウブルといふ、下に圖◎圖省略スあり、

莫大小、コウス、

股引なり、木綿糸、絹糸、毛糸にて編む、色糸にて模樣を編入たるもあり、

襪、ヘムト、

白き西洋布にて作る、

褌(たうさぎ)、サンドルブルーク、

上におなじ、

履(くつ)、モイル、

底は革なり、上の方は天鵞絨にて張、金銀の金具にて模樣を措く、又革にて張たるもあり、一やうならず、

襪(たび)、ターピス、

裁にて作る、紐をしむる金具をゲスブルといふ、下に圖(圖書に略ス)あり、

ゲスブル、

大なるは足袋につけ、小なるは袴につくるものなり、大サ圖(圖書に略ス)の如し、金、銀、金銅(めつき)などにて作る、しめ樣は鐙の鞁(ちからがね)燈金の如し、

右紅毛服飾の圖式は、或人の需に應じて、家藏の蠻服を模寫し、伯氏の說を記して、卷の後に附する事しかり、

森島中良誌 印 印

此書全部五卷、先生の命にまかせて是を正書す、字を寫する事の拙きをはおて、固辭せんは、却て先生の意にたがふに似たれば、いなまずして筆を採のみ、

峯岸慶謹書 印 印

附ていふ

このふみは、おほよその例にもいへる如、穗田の御年のかりそめに、うち開たるこどもを、葯田のおち穗のひろひ書にかいつめたれば、ことの次の前後なる、又は事の似かよひたるが、重なりたるも多なるめり、

さればかしこの國の書まなばへる人たちの精をこはまくほれど、かの人どちはよ、それの國の稻實をとりて、これの御國の大御田にうつしうゝる勤のいそがしかれば、莠田に生る瘦稻の、稗を選みあへんやは、よりておのれし、筆をからすきに取なして、あらきの小田の一わたりにはすきかへしつ、葯婆加のはかゞしく、重種のしき〲にも墾かへさねば、荒稻のあらゝにて、かうがへたらはぬ事もおほかめり、もとよりもはらに取よろひて、うま人の大御調にたてまたす甘稻の眞稻ならねば、去歲の吉田の稻株をぬき棄ることの如く、なげやりにかいやりつ、

あめあきらけき七つのとし、ながつき九日にあつめをへぬ、

紅毛雜話跋

亞太臘之山、萬里而高矣、登者必裹二數月之糧一也、然而其登也、必自二一步一始、步之不レ止、俄而足臨二絕頂一、乃天象地維、昭々乎集レ目者、其亦奇哉、夫和蘭之學、出二于自然一、切二于作成一者也、卽自二天文厤數地理方程之事一、以至二日用居家百爾瑣々一、亦復無二幽之不レ窮、無二微之不レ悉、蓋其風也、是故人之望レ之、藐然自レ何擧レ踵、森島君著二此編一也、雖二則雜話一乎、後學之士、梯レ之而進、亦可三以辨二前路一也、歲月之久、汲々不レ怠、則於二夫天象地維昭々乎集レ目者一、亦何有乎哉、

前野達　印　印

紅毛雜話終

蘭說辨惑序

蘭說者何、喎蘭之說也、喎蘭人之所レ說與人之說二喎蘭一也、今衆人之說二喎蘭一也妄、常以二喎蘭一語病、曰其人無レ踵、曰其域無レ壽、諸若レ此類、率皆庸俗所レ口、無稽之言、雖レ未レ足二以深責一、薦紳碩學、亦往々之二其所レ弗レ知而辟焉、狃而不レ察、雜然槩以爲二穿胷跂踵之儔一、亦坐下不レ能三自識二其書一而徒吠レ聲傳上虛故耳、雖二則云レ爾於二學業一何與、則磐水子豈屑レ爲二之詹詹之瑣瑣者一哉、言以止レ言乃言已、蓋其操レ心以爲人之有レ技、若二己有一レ之、才能術智、何必出二諸己一、然後愉快、且人各有レ量、事不レ可レ兼、壤之碩鼠、何若レ不レ多、其又以レ身爲二五技一也、苟獲二其人一而教二育之一、俾三人人學焉而成二其才所一レ近、以供二國家仁レ民之用一、則庶幾萬一有三以報二答升平之鉅澤一乎、是以非其執二藝事一以朝二夕於君一、及夫五味五藥、以待下有二疕瘍一者造上焉、而攻二乎斯一、業二乎斯一、以嘗二其技一也、未四嘗不三研レ精覃レ思審勿從二事於其學一矣、於レ是從學焉者、質問焉者、四方鳩集、遐邇業至、殆恭二然乎叩竭一者、日甚二一日一、猶且小鳴大鳴、縣鐘之應レ擊、待二其從容一、然後盡二其說一、面命提耳、諄諄乎不レ能二自休一、豈所レ謂明鏡不レ疲二於屢照一者、非邪、雖二其性之純至使一レ然哉、距非二學之博而積之富贍一、何以能至二於此一哉、唯其志之劇二乎敎育一、而汲二汲於進レ學成一レ業、至三不急之間無用之辯若二無レ踵無レ壽之類一、則以爲レ無レ益、不レ欲二數答一レ之、二三子亦居恆苦二渴其不一レ聞レ請レ益也、不レ欲二數失一レ時、乃爲筆二錄是編一以禦二彼輩一、其卑言儕俗、不二甚高論一、職是之繇、嗚呼磐水子豈屑レ爲二之詹詹之瑣瑣者一哉、言以止レ言乃言已、夫然後乃今先生有三以省二無用之辯一、弟子有三以得二請レ益之間一、而世之讀二是書一者、有二以免一レ襲二吠レ聲傳レ虛之跡一矣、一擧而三善皆得者、而且所レ不レ屑レ爲也、則他日所レ欲レ有レ爲者、其將レ不レ測夫、

天明戊申之冬　　槐園　宇田川玄隨書

蘭說辨惑附錄

鶚齋杉田先生六十壽序

水積則成レ淵、土積則成レ山、學積則德成矣、蓋有德之人能受二多福一焉、吾鶚齋先生之爲二方術一也、明察二五內一、妙探二病原一、一匕之所レ施、三折之所レ成、起死回生不レ知二幾千一、請レ治之人日夜接レ踵、受レ業之客遠邇通レ謁、今也年値二耳順一、健康矍鑠矣、是謂三能受二多福一、豈不三天之祐二有德一乎、抑亦積學之所レ致也、先生嘗謂二茂質等一曰、我醫之術、上古邈矣姑置焉、雖下則有二素靈之書一、命以中聖人之作上、然其所二譔述一、牽六氣旺相之論、五行分配之說、高二尙其事一、以飾以矜、蓋戰國秦漢之僞撰、而牽合附會不レ充二實用一、魏晉以至二宋元一數百載之間、宗奉不レ措、蛙謙雷同、遂無二歸一之說一、我邦之醫流、上古有二大己少彥之二尊一、今失二其傳一、亦唯範二圍素靈一、日染月鋼、慣習成レ俗、無下一人知二其非一者上、近世後藤艮山氏、傑然獨立、首駁二衆說一、大除二舊弊一、習風改レ觀、吾醫一新、可レ謂二豪傑之士一也、已次レ之、其桐椿菴、弟子香川修菴及山脇東洋之諸子、亦各有二見解一、大補二助其業一、於レ是乎吾醫之術、無三以愧二於古一、然而立言之初、無レ所二適從一、唯知二彼僞一而未レ知二此是一、取二諸胸臆一、務立二新說一、雖二一二可一レ據、遂失二歸途一、嗚呼數子而猶且如レ此、他則不レ足レ論也、方今國家昇平殆二百年、德化之所レ蒸、餘澤之攸レ及、異邦殊域、貢獻不レ絕、文教誕闡、於レ是乎和蘭之學亦萌然而興矣、吾嘗聞レ之矣、彼邦之人天性知巧、且通二商於四方一也、衆方之美無レ所レ不レ取、究二物理之奧致一、極二實際之至賾一、以レ故精二於諸術一、甲二於天下一、而天文醫藥爲二其最一焉、因講二究其內景書一、以解二剖刑屍一、檢二照其圖一、無三一有二差謬一、雖レ未三能讀二其說一、而直知二漢人所レ說大謬惑一、乃悱然發レ憤、驕然改レ觀、刻二意斯學一、銳二志翻譯一、旣而聞下蘭化先生嘗學二崎陽一能通中其事上、乃往受二其敎一、傍與二同志一相研究、稍稍得レ讀二其邦書一、始知下其治術之要、在上知二人身內景之諸官能一、夫爲レ方者不レ知二臟腑經絡肢竅關節之妙用機會一、則焉能知二疢疾之所一レ在乎、此精究之所二以先務一也、因不二自揣一、與二一二同志一討論尋繹、以成二一部內景新譯之書一、試二諸事物一、左右取レ之、必逢二其原一矣、夫斯業之至二於此一也、實藉二天之寵靈一、而遭二斯學將レ闡之秋一也、豈不二一大盛事一哉、然是唯創二業於始一而已、若夫成二功於終一者、則吾老矣、吾子

之徒其勉レ之哉、蓋先生年紀既高、猶且不レ廢二筆硯一、諄諄乎誘二子弟一、欲三斯學之大成一、其篤好雖レ出二天性一、其親二切於吾醫一亦厚哉、而今而後天下知下斯學之有上レ益二於人一、先生而不レ學、焉能如レ此、則吾輩亦與有レ榮哉、夫父有レ志則子纉レ之、師有レ志則弟子成レ之、敢不レ受レ命、然而集成之難、非二不敏之所一レ及、行將與二士業一戮レ力竭レ心勉勵有レ年、庶乎不レ墜二其緒一焉、士業先生之令嗣也、今玆十一月、士業請設二壽筵一、而蘭化先生亦適七十也、邀而饗レ之、茂質等二三子作レ文奉レ壽、遂表下章二先生首二唱斯學於吾東方一之由上者、則祝下二先生之壽、與二斯學一長久上也、夫斯學於二吾醫術一也、實七神五祇以降未二曾有一、則亦有三大功二於吾東方一、而天下賴二其恩賚一者、誰不レ欲レ令下吾二先生綏中其介福上者、然則二先生雖レ不レ欲レ壽得乎、是爲二壽序一、寛政四年壬子十一月二日、

蘭學會盟引

惟寛政甲寅閏十一月甲子、及二西學翻譯社友一、會二于芝蘭堂一、何爲用二是日一、乃大西洋一千七百九十四年正月上日也、何用二其上日一、今讀二其書一、肄二其業一、於二其穀旦一者、祝二斯業之大成一也、夫物之有二偏長一、雖二聖人一有レ不レ及焉、故仲尼問二禮老聃一、學二樂師襄一、豈唯人也哉、管仲師レ馬、陽明師レ蟻、苟道之所レ存、莫レ非二吾師一、夫吾醫之道、炎黃以降能者輩出、草討脩潤、蓋無二餘蘊一矣、雖レ然邈哉遠乎、吾奚以論二其世一乎、其載二諸簡一、蓋在二蒼姫之末一、時則終始五德施亂二我道一、古者稱二萬物一、今也五二其數一、牽强傅會、淄澠合レ流、薰蕕同レ器、論包二宇宙一、失在二眉睫一、豈可三盡信二其書一哉、自此厥後非レ無二儁傑一、多禁二其方一、後死莫レ述、獨有二長沙氏一、立レ言而不レ朽、然唯擧二其綱一、未レ張二其目一、尋及二後世一、載籍極博、唯是繁而寡レ要、語而不レ詳、非二鹵莽一則鑿空、嘻予將疇依、吾毎思レ之、忘レ寢忘レ食、幸遇二先覺一、得レ聞二斯業一、其爲レ術也、近取二諸身一、遠取二諸物一、施二諸治療一、則親切著明、豈古今方技家之所二企及一哉、夫西方之人、其性機巧、上自二天文曆數一、下至二凡百技藝一、精工緻密、幾奪二天工一、唐都落下、鉗二口千古一、魯般

工倕、擺㆓指九原㆒日月所㆑照、孰出㆓其右㆒豈風士之使㆑然邪、抑何妙也、則獨奚於㆓我醫㆒而疑㆑之哉、愚者所㆑笑、賢者察焉、吾與㆓諸君㆒雖㆑欲㆑不㆑師㆑之得乎、嗚乎無㆑怠無㆑荒、解㆓其孚甲㆒成㆓其華實㆒孜孜無已者、其從㆓今日㆒始、

右二篇之文、得㆓諸磐水漫草㆒也、蓋論㆔斯學所㆓由起㆒未㆑有㆓若㆑是詳而盡者㆒故附錄以公㆓同志㆒云、寛政戊午之冬、越村深藏識、

蘭說辨惑附錄畢

附言

一、此編は、我磐水先生、ある夜小子元晁等の問に答て、示せる處の說話なり、そも〳〵阿蘭陀船、我邦にわたり來りしこのかた、其渡海の由來、加比丹外科等の事、俗間にて心得たがへおほく、ちがひしことすくなからず、或はその渡來の藥品、器物の、數々言あやまり、聞あやまりたる惑ひを、あら〳〵辨じ給ふたるにこそ、

一、先生恆に和蘭醫書翻譯の業を修め、其專門の書を譯定し、同業の士に傳へ、相與に眞面目を明にせんとす、其傍ら述作する所の蘭學楷梯、六物新志、蕉錄、蘭畹摘芳及び此編等の諸書は、みな其緒餘なりといふ、

一、これに加ふるに、連月、日を立て、同好の諸士を會し、家學を講習し、後輩を誘進す、これ嘗て先覺の創立せる此業をつぎ、相共に其道を闡明せんと欲するの志なり、其會集連綿として、こゝに十數年にいたり、淳々として敎導おこたることなし、然るに近時先生の聲聞藉甚にして、千里書を致して疑問

するものあり、笈を負ふて塾にとゞまり學ぶものあり、且官務と治業をもつて、日夜東西に奔走し、家にある時は病客の胗察あり、衆客の應答あり、千緒萬端こも〴〵相雜り、ほとんど應酬にいとまあらず、さて其來り會する問難の諸生、やゝもすれば毎に無用不益のことをなじり問て、先生の勤業をさまたぐるものすくなからず、先生寸陰をおしむの際、其心にこれをいとふといへども、博愛にしてよく人をいるゝ、毎件語つてこれをさけず、小子等は常に傍に侍して、師の大業を修むるの妨げをいとふ、一夜師の閒居し給ふをうかゞひ、此編の數條を筆授せしに、終に此一部を成せり、頗これを校正し、分つて二册となし、ひそかに蘭說辨惑と題し、詰問のたすけとなす、これ吾儕師につかふるの寸衷なり、

一、全編の諸件みな多くは略說にして、詳盡ならざるものは、別に其名物の譯文、卷をなすものあればなり、志ある士は、其書を請ひ得て可なり、此編は固より博洽の士に示す所のものにあらず、しかれどもその知らざる所にいたりては、蓋し碩學老成の人といへども、少しく益なきにしもあらざらんかと云爾、

天明戊申仲冬朔旦

丹波　有馬元晁誌

蘭說辨惑目錄

上下總計四十七條

目錄終

蘭說辨惑卷之上

磐水先生口授

門人　福知山醫官有馬元晁文仲筆記

○阿蘭陀國の名

問て曰、「おらんだ」といふ文字、世間通用に紅毛又は阿蘭陀と書す、これ正字なりや、又別に文字ある事にや、答ていはく、「おらんだ」は此方のごとく、漢字を用る國にあらず、其字體等は蘭學楷梯に詳にす、此方におゐて正字あるべき樣なし、元來「おらんだ」といふは、「おほっらんど」といふの訛れるなり、阿蘭陀といふ字は、清人の音譯字なり、唐音讀にすれば阿蘭陀（ヲツランド）なれば、よく正音にかなへり、明人は和蘭、喎蘭、荷蘭、または法蘭得亞などゝいふ字を音譯したり、今の清商は何蘭と稱す、むかしより紅毛、紅夷など稱するは誤なり、支那にて此名を稱するは、此國人を指したるにあらずと也、詳に新井白石先生采覽異言といふ書に辨じ置れたり、

○短命

問ていはく、阿蘭陀人は何れも短命なりと、世の人の噂する事なり、實に然る所以ある事にや、答て曰、此說何によりて起れるや、其所由をしらず、人生壽夭は天より賦する所にして、滿世界何れの國、いづれの地といふとも、かはりあるべきやうなし、これはからもやまとも同じ事と聞ゆ、然どもその中に海濤數萬里、航を常とする人には、短命なるもの多く、大抵四十前後にして終るといふ、これは絕海萬里の大洋の驚濤を犯し、幾何百日といふ限りなく、ながれたゞよひふる、その間いくたびか辛楚艱勞、あやうき憂きめにあふ事は、數へつくしがたからん、此風には船底のみくづとなるか、この浪には魚腹に葬らるゝかと、心を冷し、魂を消す事、數かぎりもなき事なるべし、百里二百里の舟渡りするさへも、年々に船をしづめ、貨物を投じ、命をうしのふ事、いく度かきける事なるに、いはんや東西數萬里外の風波をしのぎて、往き來する事なれば、さもあるべき事になん、それゆゑにや舟乘を常とする人は、知らず〱に少ふして歲を老ひ、又いさゝか勞れる事ありては、篤きにいたり易く、終には起ちがたきこと多しとなり、畢竟平常の勞役覺えず神氣虛乏し、又數百日船中のすまゐなれば、海上の瘴

氣に感じ、おのづから身體にゆるみある故ならんかし、先年江戸へ度々拜禮に出し「へいと」といふ「かびたん」かくとかたりしとて、通詞のはなしにて聞たりき、されば此方へ來る人々を見るに、歳廿二三、廿四五などいへるが、みな四十前後と見ゆ、本國にある人は、此方に何のかはりなく、壽夭短長はひとしからず、あるひは百歳の天年を保つもあり、又十年二十年のはかなき春秋を過て終るもありとなん、

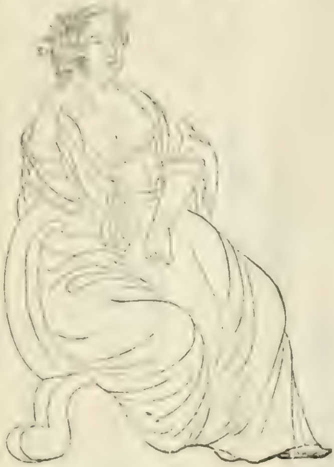
○跟なし

問ていはく、和蘭人は天質跟なしといひ、あるひは眼目も畜類のごとしといひ、或は彼の人長大なりといふ、實に然るや、答ていはく、此妄說何によりて起れるや、彼人の眼中、此方の人とは頗る異なる故、畜類のごとしといやしめたるにや、大洲を異にする故か、歐邏巴地方の人は、我亞細亞の人とは色樣稍異なるところあり、しかれども具有するものに、何のかはりもなく、用をなす所にも、又少しのたがふ處なし、卽崎陽に遊んで、天竺人黑坊といふものを見たるに、眼體稍異なり、淸人、韓人、琉球人、各少しづゝのかはりあり、同じ國内の人にても、東奥、北越、四國、筑紫の人々は何となく、眼のようすにて分るよふにおもわる、されば少しづゝその色と趣きとにかはりあり、然れども運用をなすはみな同じ事なり、いはんや一萬里外、大洲を異にする國人におゐてをや、同じ造化の所爲なれども、國土方域によりて、少しのかはりはあるべき事にこそ、又跟は一身の基立する所、跟なふして何を以て起行すべきや、論にも及ぬ事なり、又彼人すべて長大なりといふは、江戸へ來たる三人の勢長きを見て、かくいひたるにや、これも長短ひとしからず、たかきひくき一樣ならず、長崎にて大勢の和蘭人を見たるに、いろ／＼あり、近ごろ江戸參向したる「はんれいで」といへる「かびたん」などは、長至てひくかりき、しかし彼人は筒袖の着服にて、ひら／＼するものなき故、中長の人もかくべつ長たかきように見ゆるなり、且彼人尿するに臨んで、片足をあぐること犬のごとしといひ、房中の術多く、いろ／＼媚藥を施すといふの類、一向とりあぐべき樣もなき妄談なり、

阿蘭陀人圖



同女子圖



同裸體圖



同女子圖



右の四圖は、阿蘭陀人の畫く所を摸す、これをこゝに出すものは、本文にいはゆる膝の屈伸、踵の有無等の妄說にまどへる徒に示さんためなり、たとへ本文の辨なくとも、これらの圖を按じても、彼妄誕をさくべし、國ことなれば衣服言語異なるのみ、身體具有豈ことなることあらんや、なんぞまどへることの甚しき、最裸體の圖は、彼方の名醫「こいてる」なるものあらはす解體書中に載する所なり、其餘器は直に其ものをうつし、鳥獸草木地圖等の諸圖も、亦こと〴〵く蘭書中よりとり來れり、あへて一も私に製するにあらず、見るものこれを思へ、深藏再しるす、

○葡萄酒

問ていはく、酒にぶどう酒、阿剌吉（アラキ）、珍酡（チンダ）など、いろいろありと聞ゆ、製法いかなるものにや、答て曰、和蘭の酒はみな諸國より買出し來たる物多しと、みなぶどうをもて釀したるものなり、製法によりていろいろの名あり、酒のことを「うゑいん」といふ、これは葡萄を「うゑいんがあるど」といふを、下略して稱したる名なり、それゆゑみな何れもぶどう酒にて、其製によりて名を異にするのみ、彼國酒の種品甚だ夥しとなり、ぶどう酒、「あらき」「ちんだ」など、別物にあらず、製法にて名を異にすと、又別に「びいる」とて、麥にて造りたる酒あり、食後に用るものにて、飲食の消化をたすくるものといふ、米にて製したる酒は、絕てなきとぞ、

○硝子諸器

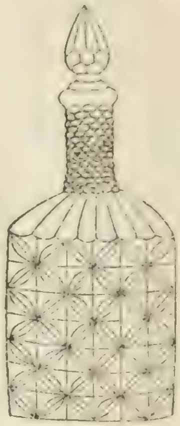
問曰、和蘭製の硝子の盃類を、此方にて皆「こっぷ」といひ、酒入の類を「ふらすこ」といひ、又硝子を「びいどろ」といふ、各そのわかちある事にや、答ていはく、硝子を古來より「びいどろ」といふは、和蘭語にあらず、羅甸及び波爾杜瓦爾の辭といふ、これはむかし彼國の船、此方へ來りしころの聞つたへ通稱となりたるなるべし、おらんだにては「がらす」といふなり、

「ぼかある」一名「がらって、でりんき、べっける、」



二合五勺ほど入、

「ごるげれって」



「りんせ、うゑいん、がらす」

「うゑいん（酒）、わふさる（水）、がらす（硝子）」



此邊まで酒をそゝぎ、上に水を加て、暑中杯に用ゆ、

「そをびい、がらす」

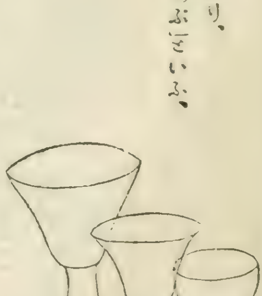
「びいる、がらす」

形猪口のごとし、俗にきりこで、金ふちなどよぶものあり、みな「びいる、がらす」といふなり、みな麥酒をのむうつわなり、



「けるきい」

形狀大小種々あり、俗間これを「こっぷ」といふ、



「ふれす」

大小あり、油藥等をいるゝものなり、總じて硝子器を「ふらすこ」といふは、此「ふれす」のあやまりなるべし、

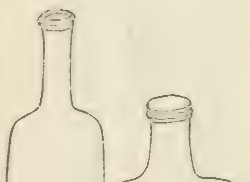


「ろんで（圓）、ぼっとる」

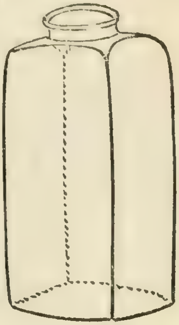
俗にこれを丸「ふらすこ」とよぶ、

「らんが（長）、ぼっとる」

俗にこれを「きぬた、ふらすこ」とよぶ、



「うゑしげ、もんご」
潤　口



「うあーとる、かん」
すやきにて、「すばあ、うあとると」などいふ、水を入れ來る、



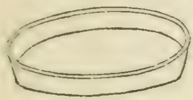
「そうと、はっと」
食鹽の上におく、硝子きりこ樣のしほ入なり、



漱のときに用ゆる水さしの器、これ又「うあとる、かん」といふ、銀等にてつくる、



「らんぷいてる」
水さしを受る器、眞鍮等にて作る、



食盤三具

「れいぷる」
食匙なり、銀、鐵、眞鍮等にて造る、あつもの總て汁氣のものたぐくなり、



「めす」
庖刀なり、丸だきの肉類をきり食ふ、



「ほるこ」
物をこの器にてさし食ふ、俗に肉さしといふなり、



此三具の外箸等なし、卓袱(しっぽく)の道具皆硝子にて作るもの有、扨「ふれす」は、多くは硝子の友口なり、「ぽっとる」は、「きよるこ」といふ木皮にて作りたる口なり、これを「ぽろっぷ」といふ、「きよるこ」は抱香といふ名、南方草木狀に出たり、柔軟にして罎口へさせば、よく〳〵固密になるものなり、

「こっぷ」といふは、元茶碗のごときものをいふなり、今世間にいふ「こっぷ」は、凡て「けるきい」と稱するなり、形によりていろ〳〵名あり、「ふらすこ」は本名「ふれすい」此方にいふ類のものにはあらず、油藥、名酒などいる、

硝子器をいふ、こゝに諸圖を出してこれを示す、あはせ見るべし、

○はあか

問曰、和蘭細工の小刀、此方にて「はあか」といふ、本名なりや、答曰、「はあか」とは鉤のことなり、世にいふ「はあか」は「きにいぶ、めす」といふ、「きにいぶ」は樞機の事、「めす」は刀のことなり、

「きにいぶ、めす」



○かんてら

問ていはく、俗に「かんてら」といふものあり、これも荷蘭ものなりや、答ていはく、燭臺を「かんでらある」といふのあやまれるなり、

○さらさ

問ていはく、「さらさ」といふは、これおらんだ語なりや、答ていはく、これは本名「せっつ」といふ、「さらた」といふ地より出すものを上品とす、これ故「さらた」といひたるを、聞あやまれるなるべしと、小川悦之進かたりき、

○織もの類

問ていはく、織もの類いろ〳〵蠻名にて呼ぶものあり、願くはその本名を聞ん、答ていはく、これは品々數多き中に、羅紗は「らあけん」「へるへとあん」は「べるべけあん」これを淸人は嗶嘰（ひつき）といふ、上下を略したる音譯字なるべし、「ごろふくれん」は「ごろふがれいん」、「さんとめ」は「しんと、とふます」といふの轉ぜるなるべし、本と人の名にて島の名なり、支那にては聖多默と音譯したり「たあれす」島は「でるれいす、せいで」「しゆりしや」島は「せるしやにっせ、せいで」、「せいで」は絹布の事、初めにいふは みな地名なり、「らせいた」は「ごろふ、らっせん」といふ、此類夥しくありて、みな本名をいひあやまるもの多し、

○ぱん

問ていはく、おらんだ人常食に「ぱん」といふものを食するよし、何をもて作れるものにや、答ていはく、これは小麥の粉に醴を入れ、ねり合せて蒸焼にしたる

ものなり、朝夕の食料これなり、

問て曰、飯は絶て用ひざるや、飯も食すれども、これは至てわづかばかりなり、此方の一椀にいたらぬほどなり、多くは天竺米を用るよし、飯の事を「げこふくと、れいす」といふ、煮たる米といふ事なり、「ぱん」といふは、何國の詞かいまだ詳ならず、荷蘭にては「ぶろふど」といふ、おらんだ隣國拂郎察といふ國にて、「ぱいん」といふよし、この語の轉せるか、

○駝鳥、食火鶏

問ていはく、「ほふごろ」といふ鳥の卵とて、八九合ほど入る大なる卵殻を、酒注杯盞などに造れるものを藏する人あり、これはいかなるものにや、答ていはく、これおらんだにて稱す「すとろいす、ほふげる」といふ鳥の卵にて「ほふげる」は鳥の事也、「すとろいす」を上略し、「ほふげる」といふ辭の尾音を、轉じあやまり稱するなるべし、亞弗利加洲といふ地に產する、「すとりゅ」といへる大鳥あり、阿蘭陀にてはこれを「すとろいす、ほふげる」と稱するものゝ卵なり、李東壁の本草にのする、所謂駝鳥の卵なり、此もの世界第一の禽類の巨鳥なりといふ、その卵、杯盞等に造る事にいたるまで、余既に蘭畹摘芳中に圖說を出して、其事をつくせり、

問て曰、近年和蘭わたりとて、駝鳥といふ大鳥を見せものにして、諸所に持あるけり、右にいふ「すとろいす、ほふげる」なりや、答ていはく、これはその種類にして、駝鳥とは異なり、李氏本草には、二鳥混じて說たり、即其中に說ける食火鶏といふものこれなり、其產地にては「かぞある」といふ、駝鳥とは形狀異にして、貌も稍小なり、此卵も又はなはだ大なるものなり、藍水田村先生一箇を珍藏す、二鳥共に詳に摘芳中に辨じをけり、其書を讀んで可なり、

「駝鳥」本名「すとろいす、ほふげる」



「食火鶏」本名「かぞあろ」



○びりゝ

問ていはく、「びりゝ」といふ蠻薬あり、味甚だ苦く、散薬をかためたるごときものにて、從來醫家諸症にあたへ效あるものといふ、これはいかなるものにや、答ていはく、此もの今考る所なし、松岡氏等の先輩主治を擧げ、そのものは魚膽を以て作れるものならんと説たれども、其詳なる事を得ず、荷蘭人江戸參向の時毎に、これを尋ね問ひし人あり、余が輩も年々其醫人等に質せるに、一人もこれをしれるものなし、いづれ往年彼洋船より持わたりしものとは見ゆれど、元と本國にて製せるものならず、他方より買求め來り、今は其地方交易なき事にもなりしにや、しる人なし、百年前後も持渡りなきと見て、薬店などにも、貞享年中わたりしものを藏せる家あり、我方諸子の書載置けるごとく、症に應じて甚奇效あるものなり、恨らくは其ものを辨じがたし、按に、彼邦の雅言にて、膽汁を「びりす」といへば、「びりゝ」は「びりす」の轉聲にて、膽汁の事なるか、何ものかの膽汁にて、末薬を煉りかため、その名をびりす何々と呼たるものにや、詳ならず、

○みいら、うにこふる、ふいしむれうる、さふらん

問ていはく、此方にてみいらと稱する薬あり、色々の説多し、いかなるものにや、答ていはく、これは本名「もみあ」といふ、支那にては木乃伊と音譯す、ともに誤りなり、又「うんこふる」「うにこふる」は「うにこりゅに」のあやまりなり、人魚を「へいしむれいると」といふは、「ぴっしむゐいる」のあやまりなり、其餘「ゐぶりこ」「さふらん」の類、和漢古來いろ／＼の説あり、予すでに六物新志といふ書をあらはして、其出所主治效能等を詳にす、これを見てしるべし、

○ずぼうとふ

問ていはく、近來世間に「ずぼうとふ」「すごふぼふ」な

ご稱するものあり、これはいかなるものにや、答ていはく、これは本名「ごろっぷ、すうとぼうと」といふ、又「ごろっぷ」とのみもいふなり、「すうとぼう」とは甘草の事なり、此もの甘草を煎じつめて、膏となしたるものなり、「すうとぼうと」を「すぼふとう」とあやまれるなり、痰飲諸症、凡て胸膈をゆるめるしるしあり、

○るうべる

問て曰、おらんだものに「るうべる」、又「ずうふら」とやらんいふて、人を呼ぶ器あり、これはいかなるものにや、答ていはく、此もの森島氏紅毛雜話に其圖を出す、この器にて人を呼へば、よく遠きに聞ゆ、本名「るうぷる」なり、「るうぷ」とはよぶこと、「るうぷる」といへば、呼ぶものといふことなり、

○へんるうだ、まんねんろふ、あんちやべる

問ていはく、種藝家にて「へんるうだ」、まんねんろふ、「あんちやべる」、「ゑにしだ」などいふは、蠻種のよし、本名いかなるにや、答ていはく、「へんるうだ」は「うゑいん、るうだ」、「ゑにしだ」は「ゑにした」、「あんちやべる」は「あんげりいる」なり、此類甚だ多し、詳なる事、月池法眼の和蘭藥撰といふ書にあり、

○おくりかんきり

問曰、「おくりかんきり」といふはいかむ、答ていはく、是は此國にても、津輕松前の地に產する、ざりがにといふものゝ腹中に出來る癖石なり、「おくり」とは目のことなり、「かんきり」は「かんける」といふ間違にて、蝦の事なり、目といひしは、形の似たるより名づけたるなり、主治功能、蘭畹摘芳の中に詳にせり、

「おくりかんきり」



○すうんがすてん

問ていはく、「すうんがすてん」といふものは、いかなるものにや、答ていはく、これは「すうんがすていん」なり、「すうんが」は蛇の事、「すていん」は石の事、蛇石といふ名にて、大蛇の頭より生じたる石といふよ

り、名づけたるといふ妄説あり、然れども本と製作のものなり、蘭畹摘芳の中につまびらかにす、

○ばるさむ

問ていはく、「ばるさむ」あるひは「ばるさも」といふものいかん、答曰、これは本は樹の脂なり、「ばるさむ」或は「ばるせむ」といふ、又諸藥修合して、眞の「ばるせむ」に似たる功能のものとなし、何々の「ばるせむ」と名を命じたるものあり、故に今は方名となりて、諸方數多あり、別册に製法主治療法を譯出するものあり、

○はるしや、いんでん革

問ていはく、世に「はるしや」革、「はるしや馬」などいふものあり、これは地名なりや、答曰、これは亞齊亞洲に屬する地名にして、「ぺるしあ」といふあやまりなり、支那にては百爾西亞とかくなり、問ていはく、又「いんでん」、「むすこびや」などいふはいかん、答曰、「いんでん」は印弟亞なり、則天竺の事、「むすこびや」は沒斯高末亞なり、鄂西亞といふ大國の都の名なり、本國は歐邏巴の北邊にあり、これみな革の産所をいふなり、

○かるた

問ていはく、わが國にて古來闘牌を「かるた」といふ、それより婦女子翫ぶ歌がるたあり、「かるた」は蠻語なりといふ人あり、しかるにや、答ていはく、彼西洋雅言「かあるて」といふは、牌の事と見ゆ、往昔洋船夥しく來りしころ、此辭を傳へしにや、和蘭にては「すぺいるかあるて」といふなり、此餘梵漢諸異邦の言語、わが邦の常語となるもの、數ふるにいとまあらず、白石先生の東雅等につまびらかなり、

○かなのふる、ぎやまん

問ていはく、「かなのふる」「ぎやまん」といふ名あり、これいかん、答曰、「かなのふる」は本と天竺に屬するの地名なり、その地に産するものゆゑ其名あり、西洋の雅名にては「まちてす」といひ、和蘭語にて「ぶるふど、すていん」といふ、血石といふ事なり、止血その外いろ〳〵功能あり、「ぎやまん」は「ぢあまんと」なり、硝子類を彫鐫するなど、此石を用ゆ、一體玲瓏たる玉石なり、別に譯說あり、摘芳の中に出す、

○あるへいと、かすていら

問ていはく、「あるへいと」、「かすていら」などいふ菓子も、もと蠻製なりや、答ていはく、「あるへいと」は、右にいふ拂郎察といふ國語にて、砂糖の事なり、本名

「あるへいとむ」といふの轉せるなり、「かすていら」は本名「かすている、ぶろふど」なり、「かすている」は城の事、「ぶろふど」は右にいふ「ぱん」の事、よく久しきに耐へるもの故、もと軍陣長旅などの時用るものといふ、

○あめんどふす

問ていはく、「あめんどふす」といふもの、これまた蠻名なるべし、その說いかん、答ていはく、桃の類にして、世間にあるものは、みな舶來の核仁なり、和蘭の名「あまんでれん」といふ、その詞の轉せるなり、支那にては巴旦杏、孟桃などゝいふなり、

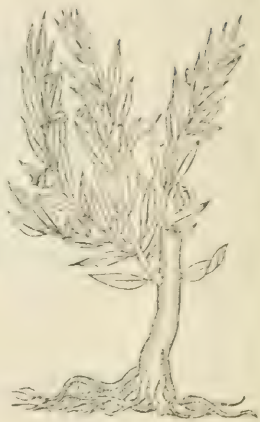
○番南瓜

問ていはく、近年番南瓜とて、民間にて常食するものあり、元と地名なりといふ、地方いづれに屬せるにや、答ていはく、東埔塞なるべし、一名眞臘といふ、印度に屬せる地なり、此瓜の種子、むかし其地の產をこゝにわたせるにや、其地略は、眞臘風土記といふ書に詳なり、

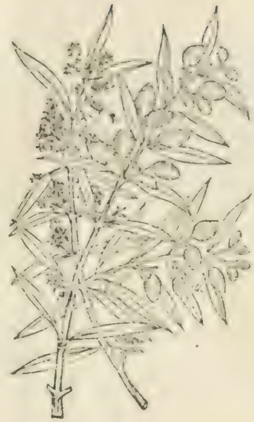
○ほるとがる

問ていはく、俗に續隨子を「ほるとがる」といひ、又持渡りの油藥にも「ほると」の油といふものあり、願くはその正說を聞ん、答曰、「ほるとがる」は、本と和蘭の地よりは西隅にある國の名なり、支那にて波爾杜瓦爾と音譯す、本名「ぽるちゅがる」なり、むかし此國の船多くわたりしよし、其ころその國の辭、この方に傳りて今に殘れるもの、「かっぱ」、「すっぽん」、「いのんど」、「まんていか」、「ひりゃうづ」の類なるべし、此「ほると」の油も、その國の名產にて、且その國人はじめて持わたりしもの故、その國の名を直に稱したるものと見ゆ、此物もと「おれいぶぼふむ」といふ木の實の、絞り取りたる油なり、和蘭地方にて、專ら藥用につかふ油みなこれなり、此國にて胡麻油を使ふがごとし、此油の本名「おれうむ」、又木の名を「おれいぶ」といふよりして、總てあぶらの事を「おれうむ」或は「おふりい」などゝ總名になりたるなり、我邦豆州にては葉細、紀州にてはづくの木と稱する木あり、此「おれいぶぼうむ」の種類なりといふ、圖を和蘭本草より出して、こゝにしめす、

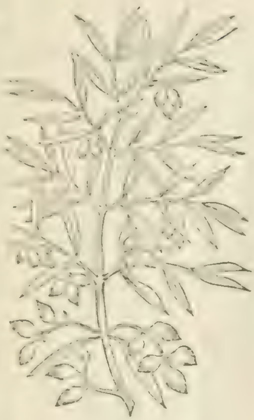
「ほるとがる」の圖（本名「おれいぶぼうむ」、「ごゝれうす」の本草に出す、）



おなじく
連華實圖



野生おれいふ
ばうむ枝葉圖



○こきんによ

問ていはく、薬店にて「こきんによ」和名海椰子といふ物はいかなるものにや、答て曰、これは椰子の一名に「こけうを」といふ名あり、その轉ぜるなるべし、予海椰子考といふ書を著はしてこれを詳にす、

○はうてこぶら

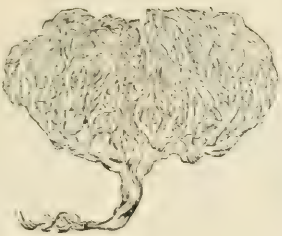
問て曰、「はうてこぶら」といふものあり、俗間に或は角楸(きさゝぎ)といひ、或は莊草(けたて)の事なりといふ、元と蠻名なればいぶかし、その說いかん、答曰、これは天竺語のよし、「はぶて」は木の事、「こぶら」は蛇の事、和蘭詞にては「すらんがほう」といふ、虵木といふ事なり、唐の書に虵皮木といふものこれならん、今世間にては則蛇木と稱するものなり、古へ角楸或は莊草を、「はうてこぶら」といひたるは、いかなるゆゑにや、

○しやぼん

問て曰、石鹼を「しやぼん」といふはいかに、答て曰、これは西洋雅言にて、「さぼ」といふの轉ぜるなり、和蘭國語にては「せいぷ」といふなり、薬用には多く「すばんせせいぷ」といふをつかふなり、

○安產樹

問て曰、世間に安產樹といふものあり、產に臨んで水に浸せば、出產と共にひらくといふ、いかなるものにや、答て曰、これは亞臘皮亞といふ國の砂地に生ずるものにて、和蘭名を「ろふすはんゑれご」といふ、漢名含生草なりといふ、王元美彙苑詳註、婦人難產、口中含レ之立產、又咽ニ其汁一、葉如ニ卷柏一而大、生ニ于靺鞨國一、其葉煮レ之不レ熟、無レ毒、とあり、兩說を考るに、これら從來の虛說なりとあり、しかれども和蘭本草より、其圖を寫してこゝに圖す、其詳說摘芳中に出せり、



安產樹

○てれめんていな

問曰、「てれめんていな」といふものは何ものなるや、答て曰、是は樹の脂なり、此邦の樅の木のごときなる木なり、品類二三種あり、本名「てれびんちいな」なり、和蘭詞にて「てるぺんていん」といふなり、其精說は別に譯文あり、

○へいさらばさら

問ていはく、世に「へいさらばさら」といふものあり、いかなるものにや、答て曰、これは天竺地方に產する「べぞある」といふけだものあり、其腹中に出來たる癖石なり、呼んで「ぺいどらべぞある」といふ、「へいさらばさら」はその轉ぜるなり、諸獸より出る癖石、各その名あれども、大抵此名を通稱す、支那にていふ鮓荅（さくとう）なり、牛黃、鹿玉、狗寶、豬丹、馬墨、みな此類なり、予これを摘芳中に出す、其內に品類及主治功能等を詳にす、

○ぼうとる

問曰、「ぼうとる」とは何ぞや、答て曰、これは牛乳なり、則支那にていふ酪なり、歐邏巴の人常々食料となすものにて、はなはだ功能あるものなり、

蘭說辨惑卷之上終

蘭說辨惑卷之下

○食料

問ていはく、和蘭人食料はいかなるものにや、世に悪食するものを唐人のごとしといひ、又煙草を多く吃するものも、また唐人のごとしといふ、答ていはく、異國人は、牛豕の類を常食にするといふより起れるなるべし、是はおらんだ、支那に限らず、外國にてはみな食料となすものなり、我邦は四方に海を受たる國ゆゑ、海に産するものにて、自由の足る故に、山のものはむかしより用ひぬ事と見ゆ、外國は多く地つゞきの國故に、海邊へ遠きといふに至りては、百里より三百里にいたる、それ故海の物にて用たりがたく、自然と陸に住む物をも食事となしたるべし、豕などは食料の爲に、天より生じおかれたるものとおもわる、すでに我國にても、北國木曾路の山奥などは海に遠き故、所によりて鹽肴の外は、常に猪鹿を食ふ所多しといふ、是と同じ事ならん、支那、阿蘭陀共に、調理の法、食料の様子を聞たるに、俗間にて噂さするごとき事にあらぬにや、同じ鳥けだものにても、雞、鴨、牛、豕の類、其性固より人の養ひとなるものを常食とすと也、尤其調理のしかた、いづれもよく熟煮して用る事にて、必しも生煮あるひは鮮肉の指味などのごとき、腸胃に入て消化しがたきものは食ずとぞ、和蘭人などは、獸魚ともに、異形のものにて、むかしより食ひつけぬものは、卑賤のものといへども食ふ事を欲せずとなり、鮟鱇、章魚、烏賊などいふ様のものは食はず、魚は棘鬣魚、比目魚、鮒、鯉の類なりといふ、鳥も雉子、鳧など云やうの、脂づよく有毒のものは多くは用ひずとなり、犬馬の類など、固より食料にはせぬ事なり、勿論飲食に常度ありて、必しもこえて豪酒、飽食等はせぬことゝいふ、都て此方の人の、平生鮮肉を食ひ、市井無頼の徒にいたりては、松魚二尾をつくせりといひ、或は斗升の酒を一頓に盡せしなどいふを聞かば、彼人おそれ且嘆ずべきにや、たばこを多く吹くといふは、火頭の大き成長管を用るを見ていふなるべし、全體きせるを瓷器にして、長管にしたるは、久しく脂をためぬ工夫にて、すみやかに碎け易き様にしたるなり、長さ尺餘に及ぶゆゑ、煙氣の咽を薫ずる

事も、薄きやうにと考へたるなるべし、火頭大ひなれども、管に通ずる穴至て細く、且そのたばこといふものは、もとゆびきて烈毒を去り、乾したるものゝよし、尤彼人の煙草を服するは、煙を呑こまず、みな吹出すなり、常に頬を張りてふくまでにして、二三吸にてやむなり、此方の人のごとく短管にして、行住坐臥用るごとき、甚しきにはあらずとなり、此辯論予が蔫録の中に詳にす、

○黒坊

問ていはく、和蘭船に乘り來る黒坊といふものは、よく水を潛り水練に長じたるものといひ、又は猿の類なりといふ、實に然りや、答て曰、崑崙奴(くろんぼ)といふもの、天竺地方の貧民なり、和蘭人「じやがたら」にて召仕ひにかゝへ來るよし、彼地方諸所の人にて、皆南極出地の國ゆゑ、甚だ酷熱の國々なり、それゆゑ身體日に照つけられ、色いたつて黒し、且卑賤のものは裸體にて、たゞ陰處をつゝみかくすのみなりといふ、まゝ拳毛(ちゞれげ)のものありとや、釋迦などは天竺のうち則意蘭(せいらん)といふ海島、大熱地の産れにて、頭の螺髪なるも、炎熱にてちゞれたるなり、其餘五百羅漢に、或は袒ぎ或は裸の人あるも、土地のあつきがゆゑなるべし、此黒坊といふものも、貴賤賢愚のわかちこそあれ、其近傍同國同種の人にして、人間にかはりはなし、もとより水練に長ぜしといふことをきかず、人外のものなどいふにはあらずとぞ、和蘭人銘々の自分僕にかゝへ、取合次第に用をたさするよし、食事の給仕、諸使の類、あるひは縫もの洗濯、水汲、米搗、廚の手傳ひ、何といふ差別はなし、和蘭人「すわると、よんご」といふ、「すわると」とは黒ひ事「よんご」といふは少者のこと、わかひものをいふ、奴隷僕從の意なるべし、船中船働するは、「またろうす」の事(水夫)、とて、阿蘭陀人なるよし、

○こんぱんや

問て曰、庖廚の事「こんぱんや」といふよし、いかなることにや、答ていはく、これは廚のことを「こんぼいす」といふの訛れるにや、全體「こんぱんや」といふは、「こんぱぐきい」といふことのあやまれるなり、其辭の意は、催合會所といふやうなる事なり、和蘭七州の王互に相催合て、諸國交易の座をたて、それ／＼の諸役人を揃へ、諸々の貨物を仕込み、東西諸國へ商舶を出す、東國にては右にいふ天竺島のうち、「ばたびあ」といふ

所に座を立て、塒をかまへ置て、これを「おうすと、いんちいせ、こむばぐぎい」と云、東方諸國催合座といふ事なるよし、何によらずその諸物へは、N卒といふ記號をつく、これは「ねいでる、どいつせ、おうすといんぢいせ、はん、こむばぐぎい」といふ、四言の字數にて三十六字あり、その頭字ばかりとりてよせたる和蘭文字なり、則和蘭催合座といふ意なりとぞ、此方にて官物に御用など書付ると同じ意なるべし、西方諸國にもまたこの會所ありといふ、

○ゑれきてる

問ていはく「ゑれきてる」とて、人の體より火をとる道具ありといふ、いかなるものにや、答曰、此圖はすでに森島氏のあらわす處の紅毛雜話に詳なり、本と「ゑれきせりていと」といふ語の轉せるなり、和蘭國語にては「ひゆふる(火)、すていん(石)、からくと(性力)」といふ、人の體より火を取といふわけにはあらず、ふるゝもの何にても火出るなり、これは金石のすれあひて火を生ずるの理にして、燧金火打石とおなじ、ゆゑに火石性力の名あり、すなはち天地の氣相摩して、電光等のあらはるるの理を示したる道具なりとぞ、そのさきへあたるものより、火の出るにはあらず、道具より火の出て、ふるゝ所より火發するなり、かくの道理あることにて、かつて怪しきものにはあらず、理を辨まへて、火の發するやうに巧み出せる器なり、其近き理は、朝夕毎家に用る火打石とおなじことなりと知るべし、

○景畫燈籠

問ていはく、近ごろ影繪燈籠といふもの、和蘭わたりのものなりとて、暗室中に燈を前に點じ、仕懸あるにや、向ふに掛をける白地のかけものに、いろ〳〵綵色の繪姿うつり、人物なれば常の人の長ほどにて、猶いけるがごときなり、何といふものにや、いかなる仕かけなるものにや、答ていはく、和蘭にてこれは「とうふる、らんたある」といふ、釋すれば妖燈といふことなりとや、元と兒女子の玩弄の器なり、別に置ける小箱は先きをすかし、その内に火を點じ、その透間へ硝子に畫たる繪を逆まにさし入れば、その影轉倒して、向ふのかけ地へ順にうつり、且形大になるなり、これは眼といふもの、萬物來映して、内に景とす道理と同じくして、そのものを見てその理を辨せば、速に解するなるべし、理に昧き人には、其まゝ解しがたきものゆ

ゐ、妖燈の名あるにや、

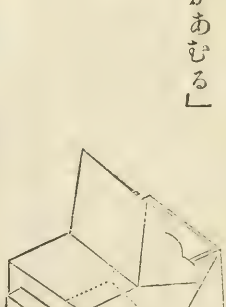
○殺活車

問ていはく、俗に死活硝子、殺活車とて、硝子の内へ鼠鼬等の生物を入れ、死活をなさしむる器を見たり、これはいかなるものにや、答曰、これは「りゆくさ、かむぷ」といふ器なり、もろ〳〵の生物、みな天地の大氣中に在て、その空氣を呼吸して、死活をなすの理を示せるの器といふ、彼國理學家の製するものにして、其窮理の書に圖說ありと也、

○寫眞鏡

問ていはく、箱のうちに硝子の鏡を仕かけ、山水人物をうつし畫ける器、此方にて寫眞鏡とよべるものあり、元蠻製のよし、何といふものにや、答て曰、これは「ごんくる、かあむる」といふ器なり、此方好事家も往々擬製するものあり、甚だ工夫したる器なり、實に寫眞鏡の名所を得たりといふべし、黄履莊が臨畫鏡は此ものなるべし、

「ごんくる、かあむる」



○升降水

問ていはく、寒熱升降とて、硝子長管の下底を球に造り、その内に藥水を收め、寒暖にしたがひ、その水升降する器あり、これは何といふものにや、答て曰、これ彼邦にて「てるもめいとる」といふ、黄履莊も創製せるといへるはこれなるべし、此方にてはじめて製して、寒熱升降と名づけしは、平賀氏なりときけり、此餘驗器種々あり、天氣陰晴を知る器に、「うゑいるがらす」といふものあり、これは所謂驗燥濕器なるべし、また風雨鳴雷をしる器に、「ごんざるがらす」などいふ器ありといふ、其製法は理學者にたづね問へ、

「てるもめいとる」



○らんせいた、べんごふさ

問ていはく、外科者流常に用ゐるさゝ針を「らんせいた」といひ、吸ふくべを「べんごふさ」といふ、これ又共に蠻名なりや、答ていはく、然り、らんせいたにはあらず、彼人は「らんせつと」と呼ぶ、「らんせいた」はその轉聲なり、此器の名のみにして、此辭他義なし、また「べんごふさ」は彼方の雅名「へんとこ」の訛れるなり、和蘭國語にては、「らあと、こつぷ」といふ、その用漢土の角法とおなじ、人々しる所なればこゝに略す、

○入津の始幷長崎旅館

問ていはく、和蘭人本朝入津のはじめ、いつのころにて、むかしより長崎に入しにや、また彼地いかなる處に旅寓し侍るや、答ていはく、此事すでに余があらわす所の蘭學楷梯に說けるがごとく、其はじめ豐臣氏のころ、慶長年中肥前國平戶に至れりとなり、其後寬永年中、同國長崎の湊に入ることになりぬとなり、いまだ二百年には及ぬことなり、文盲愚昧なる婦女子は、長崎は唐の地の樣におぼへ、又は此方の人と彼人と、雜り居る事のやうにおもふ者もあり、大なる間ちがひなり、清人おらんだ、人ともに、各々居館あり、和蘭人旅寓は、同所江戶町といへる處の海岸に、築出したる小島あり、名づけて出島といふ、その地の北に向ひ、通詞等諸役人出入の門あり、その地の西川氏、長崎夜話といふ書にこれを詳にせり、扨清人の旅館は、十善寺村と云所にて、湊の東のかた町はづれに、梅が崎といふ所あり、此に唐船着岸す、そのむかふにあたり、大德寺といふ寺あり、その下た谷間の地にあり、右のかたは高所にて、小島といふ村あり、此村と寺との間なり、出島よりは地面よほどひろく見ゆるなり、余往歲遊學せし時、彼地にて開板しひさぐ所の長崎繪圖を求む、幷に唐人、和蘭人兩館の圖共に、大略をしるしたるもの、其地に求め得て家に藏す、委しき事はその繪圖の中にあり、

○江戶參向の由來及交易

問ていはく、和蘭人年々春ごとに、江戶へ來るは何ゆ

ゑなるや、俗間にて商唐人とのみよぶは、はなはだいぶかしき事なり、其由來いかなることにや、答ていはく、これは引つゞき渡海をゆるし給ふ、冥加のために御免ありて、毎春方物を携へて、拜謁に參向なし來たることゝきけり、恆例にて正月十五日長崎を發し、崎鎭の諸役人、和蘭人三名、幷に大小通詞等數十人を引率して、三月の初拜謁に登城し、方物數件を獻じ奉るといふ、御暇の節拜領ものあまた仰付らるよし、その拜領の品々は、七通りにふりわけ、本國七王へ送り、それ〴〵に頒ち參らするときけり、さて交易の懸引の事は、初秋入津の後、七八九月三箇月の間、長崎出島のうちにて、種々の代物替仰付らるゝとぞ、今歳のはつ秋入津のもの、去年以來出島滯留のものと交代し、新「かぴたん」來春の拜謁に、書記役醫者を携へ、凡そ三人にて參向すといふ、

○參向のかぴたん、書記役、外科

問ていはく、年々江戸へ來る「かぴたん」といへるは、官職の名なる歟、又外に何ぞの義あることにや、答曰、「かぴたん」といふは頭役といふ事なるよし、彼方の雅言にて「かぴていん」といふ、和蘭國語にては「おつぷるほふふと」といふよし、これは頭とも長ともいふべき詞の意にて、凡て頭役のものを、何に〳〵の「かぴていん」といふことなり、すでに夥長の事をも、「かぴていん」といふなり、此「おつぷるほふふと」は船中交易物の事を主る總司といふことなりと也、書記役といふものは、彼國の詞に「あしすてんと」とて、船中より出島までは、大勢乘り來る事なれども、「かぴたん」に隨ひ江戸へ來るは、其中の頭取にて、彼詞にて「しきりいば」と稱するなりとぞ、醫者は多く內外科を兼ね來るなり、其中外科より內科を兼帶する方が多きなりといふ、これはもと和蘭は外科の術に長じたるよしを以て、諸民の爲に醫官がたにその療術藥方等問難對話せしめ給はんとて、召呼るゝ事と聞えたり、召呼れざる前は、江戸より膏藥、油藥等主治を、通詞をもて毎度彼外科に尋させ給ひし事もありしなり、本木仁太夫といふ譯家の祖父正太夫といへるなど、其ころの大通詞にて、其聞たゞしてたてまつりし和解書の草稿を、余長崎遊學の時見たる事ありき、其後にいたりて、毎春「かぴたん」拜謁に參向の節、直に彼外科も召さるゝ事になり、伴ひ來るときけり、今より三四十年已前ま

では、通詞も口づから彼國語をいひ習ひしよし、外科傳書といふものに、誤り多きはその故なりと聞ゆるなり、

○外科

聞ていはく、和蘭醫者をすべて、俗間にて外科のみする事のやうにいふ、實に然りや、答て曰、これはそのはじめ船の入り來りし時、功者なる外科乘り來りて、種々奇術を施せしを、時の通詞これを見習ひ、外科をはじめたるが根本にて、いつしか一家をなし、その人にしたがひ學ぶもの多く、終にはその名譽を諸國よりも聞傳へ、次第々々に盛なる事になり、長崎こそ外科の本元のやうに成りたると見えけれ、その頃は彼國の書を直によむことの出來ぬ時なれば、只其術の妙なることのみ見覺えて、内治の事を問ふに及ばぬ事と見えたり、和蘭とても風寒暑濕の外傷をはじめ、内傷諸病、婦人産前産後、小兒の痘瘡、麻疹の類、外治はかりにていかゞすべき、これらはあまりにおもはざるの甚しき也、渡海の船中とても同じことなり、外症のみありて内症はあるまじきや、船中には内治外治と分りては來られども、その醫者何れも内外科を兼來たるとなり、彼書を考るに、内科の治療方法、はなはだ精密明細の事にて、其國名哲の撰する所の書夥しくあり、凡そ醫となるものは、先づ第一に人身平素の時の一體を知るを肝要の事と立たるものにて、四肢百體、外は皮肉毛髮より、内は臟腑脉筋膜にいたるまで、兼てこれを解割して知り窮め、其上にて病因を論じ、治法を施すことなり、其術を研究する事の委しき事、學びて其趣きしるゝなり、醫術の中に内科はとりわけ容易に修めがたく、とりうけがたき業のよし、全體内科は、醫家の中にても位階よきものゝよし、呼で「へねいすへいる」といふ、尊號の辭なり、一名「ごくとふる」ともいふ、かくのごときもの故に、船には乘り來らず、みだりに他國せぬことゝ聞ゆ、外科とても良工に至りては同じ事なり、船に乘り來るは、多くは技術一通り覺えたるものにて、修業のため出世を心懸る外科、内治を兼來るよし、折々は内科本業の人にて、學術研精のため、渉歴せんと乘り來るもありとなり、外科を彼國の詞にて、「へいるめいすてる」、または「ばんごうゐるけるす」など稱すれども、船中にては内科を兼役する故に、「ごくとふる」と稱するなり、

舶一艘に兩人づゝ乘り來る、其一人を「おつぷる、めいすてる」といひ、其一人を「おんでる、めいすてる」といふ、これを通辭の輩、上わ外科、下た外科と呼ぶ、「おつぷる」は上なり、「おんでる」は下なり、江戸へ參向するは、その「おつぷる、めいすてる」にて、則上わ外科なり、しかれども右にいふごとくゆゑ、みな「ごくとふる」と稱するなり、

〇和蘭及咬𠺕吧(ジャガタラ)大略并世界略圖

問ていはく、「おらんだ」といふ國は、いづれの方角にあたり、唐山より何ほどはなれたる國にや、答ていはく、全體此世界といふものを四つに分ち、これを四大洲といふ、其西にある一大洲を歐邏巴といふ、「おらんだ」は「ゑうろつぱ」に屬する國にて、總名を「ねいでるらんど」といふ、其中全く「おらんだ」の一統する國郡七州あり、其一つ總王の居る處を「おらんだ」といふ、都の名を「はあが」といふよし、これゆゑに七州を總稱して、「おらんだ」ともいふなり、これは我國に大和國ありて、總名をやまと共いへるごとし、北極出地五十二三度の國にして、氣候極めて寒し、日本よりは海程八千六百里ほど、月數八九箇月を經るよしなり、其國の港口の地に、「あむすてるだむ」といふ地あり、諸國の商船あつまり往來して繁華の地にて、此所より日本幷に諸國へ、交易の船を裝て出して發帆し、大西洋を乘廻し、凡そ四箇月ばかりにして、亞弗利加といふ一大洲の極南の地、喝叭(カウブ)といふ湊に船をとゞめ、風波のやうすを考へ、それより東洋に赴き、追風よければ大抵三月ほどにて咬𠺕吧(ジャガタラ)に至るといふ、此咬𠺕吧は應帝亞(インデア)亞細亞といふ一大洲に屬する地、所謂天竺也、南海の中にありて、赤道以南六度餘に居る酷熱の地なり、舊名瓜哇(ジャハ)、或は訶陵(カリチン)、又「じやがたら」「かうつば」等の名あり、蘭人は「やあはー」と呼ぶなり、其中に「ばたひあ」といふ所あり、「おらんだ」の領地となし、居館をかまへ、「ぜねらある」といふ奉行職を置て、之は總都督などいふ意の官名にて、此地の總司なりと也、「かぴたん」前後の諸役人、みな此命令をうけて、交易貨物の懸引、商船往來の取扱をするよしなり、東にあるの諸國へは、皆此地より仕立出すとなり、荷蘭(オランダ)より東西諸國へ通商する所、凡二十餘箇國なりとぞ、其地各別に開書したるものあり、其中廣東へは、年々十三艘づゝ遣すとなり、且此地へは、東西諸國の船夥しく輻湊すといふ、唐山よりは多く漳州人通商に來るとなり、さて東方諸州へ出せし船、おの

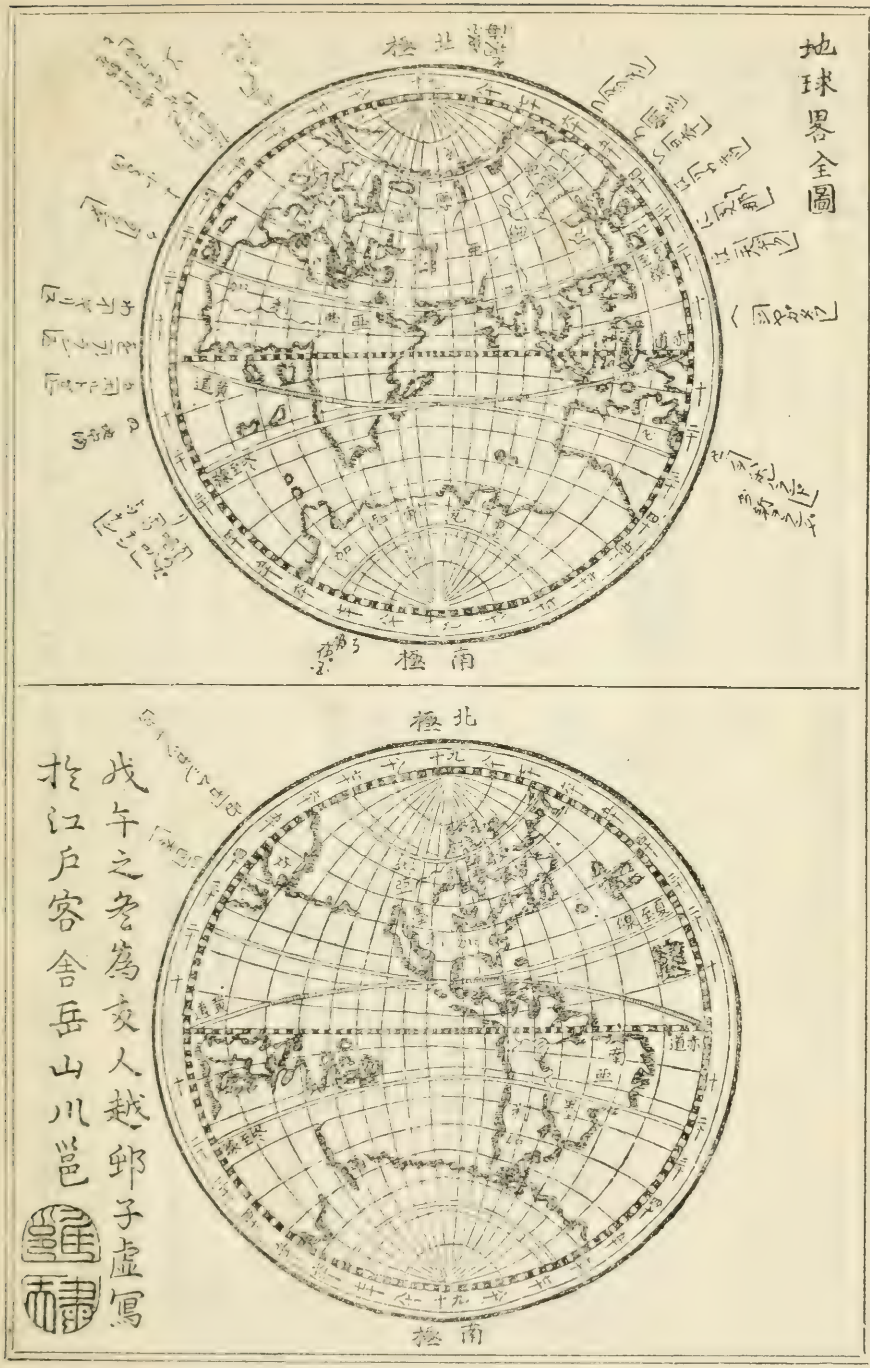
おの此地へ歸帆し、總算用をなし、本國「おらんだ」へ送るよしなり、年々日本へ渡るも、直に本國より來りたるにはあらず、此地を五月の末發船し、南風にて六月のすゑより、七月はじめまでに長崎へ着岸す、凡そ海程千三百里もあらんかといふ、さて着岸の後、七八九月と三箇月の交易の事濟し、常例九月廿日、長崎の湊を出帆し、一里ほど先きまで船を出し泊めおきて、總人數は用向き辨じ次第、十月上旬までに、小船にて本船へ乘こみ、冬月の北風に帆をあげて、「ばたびあ」に赴となり、本國幷に「じやがたら」の大略海路の次第、あらましかくのごとくなり、詳なる事は總世界の委しき圖說あれば、その書によりて考べし、海路の事は、長崎人の聞書したるものと見ゆる航海略記といふものにありて、よく簡約にかき綴りたるものなり、紅毛雜話に出しおきたれば、併せ見るべし、唐山は亞細亞といふ一大洲に屬し、東へよりたる國ゆゑ、我邦へは海程甚近し、「おらんだ」地方へも地つゞきなれども、亞弗利加、歐邏巴の三大洲の諸國をへだてたれば、道程數萬里にして、容易にいたるべからず、元の代に西のかたにある國のかぎりを見つくさんと、許多の人數を出したるに、大なる湖のある所までいたりて、世界はこれまでなりとて歸りしとかや、この大湖は所謂北高海にてありしとなり、「おらんだ」は此海より其先何千里といふ地なり、此話意を用る人々には、辨ずるにも及ぬ事なれども、からも「おらんだ」も一やうに覺えたる愚なる婦女子の輩に、そのあらましを說き示すことなり、これらの世界ものがたりは、圖を出し置て示さゞれば、茫然として理言しがたし、故にこゝに萬國略圖を出して示す、あはせ考ふべし、

◎圖は製版ノ都合ニヨリ次ノ頁ニ載ス、

右略地圖中一二しるす所の國號は、みな俗間通稱にしたがふ、正號等詳なることは、精圖につきて考ふべし、此圖は日本、支那、天竺、「じやがたら」、「おらんだ」等の方位を示さんためたり、故に右五圖は朱點を加ふ、餘は略す、

蘭說辨惑卷之下終

地球畧全圖



蘭說辨惑のおくにしるす

昭代の運、八蠻來聘し、四夷化に歸して、貢ぐところのたから、百家のふみ、あげてかぞへつくすべからず、そが中にも、阿蘭陀びとのもてきたるくさぐさのくすり、もゝのうつはは、六大洲よりなりいづるものにして、其の名稱主用こと〳〵くあきらめつくしがたくなん、されば古へより、其の名、其の用をあやまりつたふるものまたすくなからず、近ごろ阿蘭の學おこりて、漢籍、梵文、蘭篆、皇國に全備して、おほよそあめのしたのことゝのはざるはなし、こゝに我鶴齋杉田先生、蘭籍繙譯の大業を草創し給ひしより、くすしのみちはさらにもいはず、おほよそあめのしたの國といふ國の方位、うつはものの名稱、主用にいたるまで、直に蘭籍にたゞして、たなごゝろをさすがごとくになんなりぬる、且先生の弟子磐水大槻君、いよ〳〵ひろく見、あきらかにしり給ひて、この業を成立し給はんとのこゝろざしいとふかし、ゆゑにこのみちをまなぶともがら、君の門にいちをなすにいたる、そがなかに丹波國有馬文仲といふもの、世にいひもてはやす數條を、君にとひ正して、筆錄して蘭說辨惑と題せる、その稿はこ〳〵なるにいたりて、身まかりぬるこそいとくちをしけれ、このゆゑに君の門生、こゝろざしをつぎて、上木のことをはかり、あまたたび君にこひしかども、君かしらをふりてうけがひ給はず、瑣々たる小言を、二三子の一時の問にこたへしめせるのみなり、豈世に公にもらすことなかれとの給ひしより、門生おそれてはたさず、しかはあれども、君の人となりは、一時の雜話といへども、實によらざればいひ給はず、たゞしきをしへにあらざればしめし給はず、この書のごとき小冊子といへども、西洋の群書にひろくたゞしてこたへしめし給へる實錄なり、和漢古今の書の中に辨明しがたきものなれば、世の人これを珍として、傳寫してやまざることと十數年、美久羅昔日君とともに先生の門にあそびしころ、君が西洋のものがたりをかたはらにて彙錄して、をさめおきたるものあり、いたにゑりて、蘭語詰問の一助となさんとおもふこと久し、しかるに一日この書を君の門人に得たり、文仲がこの記は、おのれが筆記せるものにくらぶれば、ま

さること萬々、されどつぎ〳〵に寫しつたへて、魯魚烏焉のあやまりすくなからず、いま文仲がこゝろざしをつぎ、君の校正を經て、上木のことを君にこふとも、また前言のごとくなるべければ、やむことを得ずして、いにしころ彙錄せるところの筆記と、かれこれ校讎して、友人甫夫がふでを勞して、新に圖を製してひそかに家刻す、これ君の素志にそむくがごとくなれども、謄寫たびかさなりて、いよ〳〵あやまりを後につたへんにはまさるべし、もし他日君の一覽を經ば、おのれひとり罪をうけんのみと、みづからゆるしぬ、時に寛政の十とせといふとしの中冬望の日、草かげのあのゝ津、越村美久羅、幽蘭齋にしるす

陸奥仙臺侍醫磐水大槻玄澤先生口授

丹波福智山醫官

門人　有馬文仲元晁筆記

伊勢洞津圖南越村

深藏子虛父校正

幽蘭齋藏版

寛政十一年己未三月

勢州洞津東町

製本所　山形屋東助

山田安榮
伊藤千可良　校
岩橋小彌太

文明源流叢書第一　終

大正二年十月二十日印刷
大正二年十月廿五日發行

（文明源流叢書第一奥附）
非賣品

不許複製

編輯兼發行者　東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會代表者
早川純三郎

印刷者　東京市芝區櫻田和泉町七番地
高宗啓藏

印刷所　東京市芝區櫻田和泉町七番地
國書刊行會第一工場

發行所　東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會